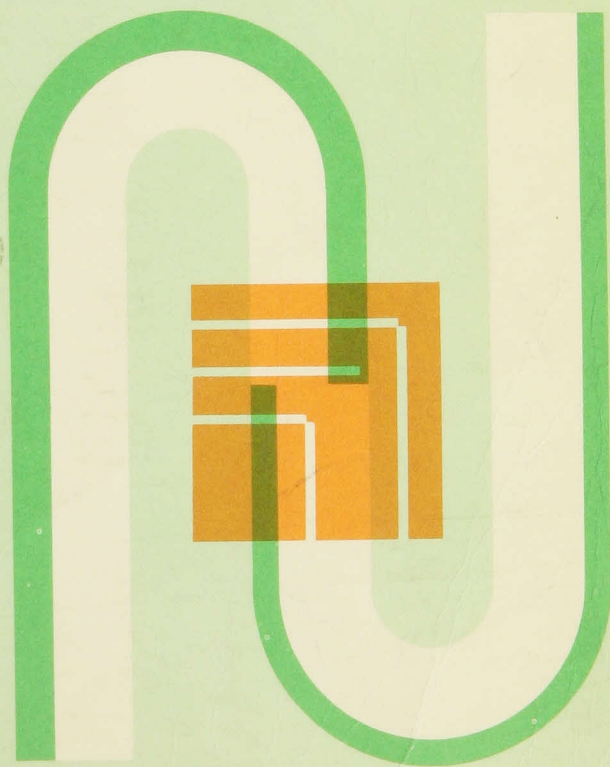


昭和51年版

地方財政白書

地方財政の状況

自治省 編
大蔵省印刷局 発行



地方財政の状況

昭和51年3月

自治省編

目 次

はじめに

第1部 昭和49年度の地方財政	2
1 昭和49年度の地方財政を取り巻く環境	2
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針	2
(2) 地方財政計画	3
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	5
ア 経済情勢の推移	5
イ 国の財政の補正措置	6
ウ 地方財政の補正措置	6
2 地方財政の概況	7
(1) 地方公共団体の数	7
(2) 決算規模	8
(3) 決算収支	9
ア 実質収支	9
イ 単年度収支	11
(4) 財政構造	12
ア 歳入	12
イ 歳出	13
(ア) 目的別歳出の状況	14
(イ) 性質別歳出の状況	15
a 性質別経費の状況	15
b 一般財源の充当状況	17
c 経常収支比率の状況	18
(5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況	20

ア	歳入	20
イ	歳出	21
ウ	建設投資と公共施設の状況	23
(6)	一部事務組合による事務の広域的処理の状況	25
ア	一部事務組合数	26
イ	市町村の一部事務組合への加入状況	27
ウ	一部事務組合の歳出決算の状況	27
3	住民負担の動向	29
(1)	地方歳入の概況	30
(2)	租税	31
ア	租税負担の状況	31
イ	租税の配分状況	31
ウ	地方税の内容	33
(ア)	収入の状況	33
a	道府県税の収入状況	34
b	市町村税の収入状況	35
(イ)	法定外普通税	36
(ウ)	超過課税	36
(3)	租税以外の財政収入	37
ア	地方譲与税、地方交付税	37
(ア)	地方譲与税	37
(イ)	地方交付税	37
イ	国・県支出金	39
(ア)	国庫支出金	39
a	収入の状況	39
b	超過負担の解消	40
(イ)	都道府県支出金	40

ウ	地方債	41
エ	その他の収入	41
	(ア) 分担金、負担金	41
	(イ) 使用料、手数料	42
	(ウ) 繰入金	42
	(エ) 繰越金	43
	(オ) その他の収入	43
4	地方財政の役割	43
	(1) 国の財政と地方の財政	43
	ア 財政規模	43
	イ 政府の財貨サービス購入	45
	(2) 行政目的別歳出の状況	46
	ア 土木建設	50
	イ 教育と文化	54
	ウ 産業の振興	57
	(ア) 農林水産行政	57
	(イ) 商工行政	59
	エ 民生の安定	61
	(ア) 社会福祉行政	61
	(イ) 労働行政	65
	オ 保健・衛生と公害防止	66
	(ア) 保健・衛生	66
	(イ) 公害防止	69
	カ 警察と消防	70
	(ア) 警察行政	70
	(イ) 消防行政	71

5 地方経費の構造	72
(1) 概況	72
(2) 義務的経費	75
ア 人件費	76
(ア) 人件費の内訳	77
(イ) 職員給	78
(ウ) 地方公務員の数	79
イ 扶助費	82
ウ 公債費	83
(3) 投資的経費	84
ア 普通建設事業費	84
(ア) 普通建設事業費の目的別内訳	86
(イ) 補助事業費	88
(ウ) 単独事業費	88
(エ) 国直轄事業負担金	90
(オ) 普通建設事業費の充当財源	90
イ 災害復旧事業費	90
ウ 失業対策事業費	91
(4) その他の経費	91
ア 物件費	91
イ 維持補修費	92
ウ 補助費等	92
エ 繰出金	93
オ 積立金	93
カ 投資及び出資金	94
キ 貸付金	94

6	将来にわたる財政運営の状況	95
(1)	将来にわたる財政負担	96
ア	地方債現在高	96
イ	債務負担行為	97
(2)	積立金	99
7	公共施設の現況	100
(1)	道 路	101
(2)	橋りょう	103
(3)	公営住宅等	105
(4)	幼稚園	107
(5)	小学校	108
(6)	中学校	108
(7)	高等学校	109
(8)	保育所	110
(9)	老人ホーム	111
(10)	し尿及びごみ処理施設	113
(11)	都市公園	116
(12)	文化施設	118
(13)	体育施設	119
8	地方公営事業の状況	121
(1)	地方公営企業	121
ア	概 況	121
イ	経営状況	123
ウ	企業債の状況	126
エ	他会計繰入金の状況	127
オ	財政再建の状況	127
カ	事業別状況	127

(ア) 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業)……………	127
(イ) 工業用水道事業……………	130
(ウ) 交通事業……………	131
(エ) 電気事業……………	133
(オ) ガス事業……………	134
(カ) 病院事業……………	135
(キ) 公共下水道事業……………	136
(ク) その他の地方公営企業……………	137
(2) 国民健康保険事業……………	139
ア 事業勘定……………	140
(ア) 歳入……………	140
(イ) 歳出……………	141
(ウ) 収支……………	142
イ 直診勘定……………	142
(3) その他の事業……………	143
ア 収益事業……………	143
(ア) 経営状況……………	143
(イ) 収益金の使途状況……………	143
イ 共済事業……………	144
(ア) 農業共済事業……………	144
(イ) 交通災害共済事業(直営方式)……………	144
ウ その他……………	145
(ア) 公益質屋事業……………	145
(イ) 公立大学附属病院事業……………	145
第2部 昭和50年度及び51年度の地方財政の見通し……………	146
1 昭和50年度の地方財政……………	146
(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針……………	146

(2) 地方財政計画	148
(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過	151
ア 経済情勢の推移	151
イ 国の財政の補正措置	152
ウ 地方財政の補正措置	153
(4) 地方財政運営の状況	154
(5) 財政再建の状況	158
(6) 地方公営事業に関する財政運営	160
ア 地方公営企業	160
イ 国民健康保険事業	161
2 昭和51年度の地方財政	161
(1) 経済見通しと国の財政運営方針	162
(2) 地方財政計画	163
(3) 地方公営企業に関する財政運営	166
第3部 最近の地方財政の傾向と課題	168
図表索引	177
資料編	181

本書における主な用語の意義等は次のとおりである。

- 1 「決算額」とは、特にことわりのない限り、普通会計に係る地方財政純計における額である。
- 2 「地方財政純計額」、「純計決算額」又は「純計」とは、都道府県決算額と市町村決算額の単純合計額から地方公共団体相互間における重複額を控除した額である。したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政純計額に一致しないことがある。
- 3 「普通会計」とは、地方公共団体における公営事業会計以外の会計をいう。
- 4 「地方公営事業会計」とは、地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、収益事業、公益質屋事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称である。
- 5 「市町村決算額」とは、大都市、都市、町村、特別区及び一部事務組合における決算額の単純合計額から、一部事務組合と一部事務組合を組織する市町村との間の相互重複額を控除したものである。
- 6 「大都市」とは、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市及び福岡市をいう。
- 7 「都市」とは、大都市以外の市をいい、「中都市」とは、都市のうち昭和50年3月31日現在の行政区域における昭和45年国勢調査人口10万人以上の市をいい、「小都市」とは、人口10万人未満の市をいう。
- 8 「一部事務組合」とは、特にことわりのない限り普通会計に係るものである。
- 9 「財力指数」とは、普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で、昭和47年度、48年度及び49年度に係る数値の単純平均値である。
- 10 「一般財源」とは、地方税、地方譲与税及び地方交付税の合計額をいう（昭和41年度にあっては臨時地方特例交付金、42年度にあっては臨時地方財政交付金が含まれる。）。
なお、市町村においては、これらのほか、都道府県から市町村が交付を受ける軽油引取税交付金（大都市のみ）、娯楽施設利用税交付金、自動車取得税交付金を更に加えた額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。
- 11 「一般財源等」とは、前記10に掲げる一般財源のほかに、その使途が制約されていない一般財源以外の収入を合算したものをいう。
- 12 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計と一致しない場合がある。
なお、各項目の詳細な計数は「資料編」に集録してある。

地方財政白書（昭和51年版）

昭和51年4月10日発行

定価1,700円

編集 自治省

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関2-1

発行 大蔵省印刷局

郵便番号 107

東京都港区赤坂葵町2番地

(582) 4411

落丁、乱丁はおとりかえします。

白 書 一 覧

地方財政白書	51年版	自治省編	A5・548ページ	1,700円	〒200
厚生白書	50年版	厚生省編	A5・558ページ	1,300円	〒200
世界経済白書	〃	経済企画庁編	A5・510ページ	1,700円	〒200
通信白書	〃	郵政省編	A5・434ページ	1,100円	〒200
運輸白書	〃	運輸省編	A5・506ページ	1,300円	〒200
独占白書	〃	公正取引編	A5・400ページ	1,200円	〒160
青少年白書	〃	総理府編	A5・620ページ	1,500円	〒200
消防白書	〃	消防庁編	A5・466ページ	1,300円	〒200
国民生活白書	〃	経済企画庁編	A5・310ページ	1,000円	〒160
犯罪白書	〃	法務省法務総合研究所編	A5・470ページ	1,000円	〒200
外交青書	〃	外務省編	A5・754ページ	1,700円	〒240
原子力白書	50 49年版	原子力委員会編	A5・196ページ	650円	〒160
経済白書	50年版	経済企画庁編	A5・467ページ	600円	〒200
科学技術白書	〃	科学技術庁編	A5・466ページ	1,400円	〒200
警察白書	〃	警察庁編	A5・534ページ	1,100円	〒200
通商白書(総論)	〃	通商産業省編	A5・506ページ	1,200円	〒200
通商白書(各論)	〃	通商産業省編	A5・1018ページ	3,200円	〒240
海上保安白書	〃	海上保安庁編	A5・183ページ	600円	〒160
建設白書	〃	建設省編	A5・400ページ	1,000円	〒160
労働白書	〃	労働省編	A5・360ページ	1,000円	〒200
環境白書	〃	環境庁編	A5・524ページ	1,200円	〒200
国土利用白書	〃	国土庁編	A5・226ページ	650円	〒160
観光白書	〃	総理府編	A5・378ページ	900円	〒160
交通安全白書	〃	総理府編	A5・422ページ	1,100円	〒160
防災白書	〃	国土庁編	A5・308ページ	750円	〒160
中小企業白書	〃	中小企業庁編	A5・562ページ	1,300円	〒200



大蔵省印刷局 発行 ¥1,700

はじめに

昭和48年秋の石油危機により、我が国経済は、物価の高騰と国際収支の大幅赤字という困難な事態に遭遇し、総需要抑制策を始めとする各般の施策の結果、物価は鎮静化の傾向を示すようになったものの、反面、深刻な不況を招来した。そして、高度成長を続けてきた日本経済も、49年度は、戦後初めてのマイナス成長を記録することとなり、その後も、世界経済の予想外の停滞による輸出の不振及び設備投資の減少によって最終需要が伸び悩み、景気の回復力は弱い状況にある。

政府は、昭和50年2月、3月、6月及び9月の4次にわたり、景気対策を実施したのであるが、その効果の浸透には若干の遅れがみられ、雇用面においてなお厳しい情勢が続いている。

このような経済情勢を反映して、昭和50年度は、地方財政にとっても近年にない厳しい年となった。すなわち、年度当初において見込まれた歳入はかかってない巨額の減収を生ずることとなったため、国においては地方財政の運営に支障を生ずることのないよう所要の補てん措置を講ずることとしたが、地方公共団体自身としても、従来に行財政運営を徹底的に見直し、歳入の確保と経費の節減合理化を図る必要に迫られたのである。既に相当数の団体において、行財政運営の健全化のための具体的措置が講じられており、今後とも、多くの団体においてこのような措置が積極的に推進されるものと考えられる。

今日、各地方公共団体は、地域住民の生活安定と福祉充実に配慮しつつ、一般行政経費についてはこれを厳に抑制するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本として、新しい経済情勢に即応した機動的、弾力的行財政運営を図ることが望まれている。

以下、昭和49年度決算を中心として、最近の地方財政の状況を述べるとともに、今後の地方財政のあり方を展望する。

第1部 昭和49年度の地方財政

1 昭和49年度の地方財政を取り巻く環境

昭和49年度の地方財政を取り巻く環境を年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の基本方針並びに年度中の経済情勢の推移と国の財政及び地方財政の補正措置によってみると、次のとおりである。

(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(49年1月閣議決定)によれば、49年度の我が国経済において、特に年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、雇用等の面において、国民生活に少なからず影響が及ぶことが懸念され、49年度の経済運営に当たっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するために、物価の安定確保を図ることが最優先の政策課題とされ、そのため総需要の抑制に特段の配慮を払うものとされた。また、物資需給の均衡確保、エネルギー消費の節減、合理化、長期的視点からの資源、エネルギー、食糧の安定供給の確保等を図るとともに、国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進し、更に、国際経済関係の調和的発展のための経済協力等対外経済政策を講ずること等を重点的に行うものとされた。このような経済運営の下において、49年度の経済活動は、年度当初は停滞するが、年度後半には回復、安定に向かい、経済成長率は、実質2.5%(名目12.9%)程度となるものと見込まれた。

昭和49年度の国の財政運営に当たっては、この経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、厳に抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動的、弾力的な運営を行うことを基本とし、このため、財政規模を厳に抑制し、公債及び政府保証債の発行額を縮減するとともに、給与所得者を中心と

する税負担の軽減適正化を図るための大幅な減税を行い、また公共料金は極力凍結することとされた。更に、歳出内容については、国民生活の安定に寄与する施策の充実を図る一方、新幹線鉄道建設事業等巨額の経費を要する事業の繰延べを始め、公共事業等を原則として前年度当初予算と同額以下に抑制し、また、組織新設の抑制、公務員の定員削減、既定経費の整理合理化等により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当たり、その弾力的な運用を図り得るよう措置することとされた。これにより、国の一般会計予算の規模は17兆994億円、前年度当初予算（14兆2,840億円）と比べて2兆8,154億円、19.7%の増加となり、財政投融资計画は7兆9,234億円で、前年度当初計画（6兆9,248億円）と比べて9,986億円、14.4%の増加となった。なお、公債の発行額は2兆1,600億円（前年度当初発行予定額2兆3,400億円）、政府保証債の発行額は4,000億円（4,500億円）とされた。

（2） 地方財政計画

昭和49年度の地方財政計画は、物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資を始めとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて機動的、弾力的な運用を図り得るよう措置するものとして、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について3,663億円の大幅な減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、市町村民税法人税割の税率引上げ等により地方税源を拡充強化し、自動車取得税の税率引上げを始めとして地方道路財源の確保を図ることとする。

第2に、地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和49年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する1,679億6千万円を減額し、後年度において調整するものとする。

第3に、総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。

第4に、総需要抑制の要請を踏まえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第5に、地方公営企業の経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、病院事業に対し不良債務解消のため新たな助成措置を講ずるとともに交通事業の経営の再建を引き続き推進する。また、地方公営企業に対する地方債について、生活関連事業を中心に、重点的な増額及び貸付条件の改善等を行うこととする。

第6に、地方財政の健全化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担制度の改善、超過負担の解消及び住民の税外負担の解消等のための措置を講ずることとする。

第7に、今後の経済情勢の推移及び地方公務員の給与改定等の財政事情の変化に対応し、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るため、あらかじめ財源を留保することとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は、17兆3,753億円で、前年度(14兆5,510億円)と比べて2兆8,243億円、19.4%の増加となっている。

なお、昭和49年度当初の地方債計画は、厳しい経済情勢に対処するための総需要抑制の要請を踏まえながら、住民福祉の向上と住みよい地域社会の形成を図るため、人口急増地域の学校施設整備、辺地及び過疎対策、同和対策、下水道及び上水道並びに公立病院に係る地方債を重点として、総額2兆3,390億円の規模で策定された。この額は、前年度当初計画(2兆2,530億円)と比べると860億円、3.8%の増加となっている。

(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

ア 経済情勢の推移

前述のとおり、昭和49年度予算は、国、地方を通じ、始めから極めて抑制的なものとなったが、当該年度に入ってから、予算の執行面から、更にその効果を徹底させるため、公共事業等について四半期毎の契約目標率を前年度以下に設定し、また一部を繰り延べる措置が図られた。こうした公共事業等の施行時期繰延べは、49年度第3四半期まではほぼ完全に実施され、12月末の契約率は前年をかなり下回る結果となった。

他方、金融政策についても、昭和48年12月以降9%の高い水準となっていた公定歩合は、49年度中その水準が維持された。また、金融機関に対する窓口指導も、48年度以降厳しさを増していたが、49年中も強力に実施された。50年1～3月は、貸出増加額が前年同期を上回ったものの、窓口指導はなお抑制気味に実施された。

これらの施策を通じて、消費者物価指数を前年同月比上昇率15%以下にとどめるとの政策目標は、昭和50年に入り達成された。(2月の前年同月比上昇率13.9%)

しかし、その反面、総需要抑制による景気調整効果が浸透する中で、景気は長期にわたり停滞することとなった。そのため、昭和49年度第4四半期以降は、それまでの総需要抑制の枠組みは堅持しながらも、政策運営は不況対策を中心とした景気浮揚へと転換されることとなった。そして、①49年度第3四半期まで抑制された公共事業については、第4四半期の契約枠の消化を促進するとともに、50年度の公共事業についてもその円滑な消化を図る。②49年度地方債発行枠の追加を行うとともに、50年度の公共事業等関連地方債についても、その円滑な発行に配慮する等を中心として、50年2月に第一次不況対策が、また3月に第二次不況対策がそれぞれ決定された。

なお、昭和49年度の経済成長率は、名目では17.9%(当初見通し12.9%)となったが、実質においては、マイナス0.2%(当初見通し2.5%)となり、戦後初めてのマイナス成長を記録した。

イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、昭和49年7月の人事院勧告に基づく公務員給与の改定に対する措置や物価問題等に関連して各種の補正要因が生じ、同年12月補正予算が編成された。補正予算の規模は、一般会計2兆987億円で、大型の補正といわれた前年度補正予算(一般会計9,886億円)を更に上回るものであったが、内容においては、総需要の抑制を基調とし、歳出に追加する経費は特に緊急やむを得ないものに限るものとされた。すなわち、歳入面においては、租税及び印紙収入1兆6,120億円、税外収入2,176億円並びに地方交付税に係る前年度剰余金受入れ2,691億円が追加され、また歳出面においては、国家公務員の給与改定、公共土木施設等の災害復旧対策、49年度産米の政府買入価格の引上げ等に伴う食糧管理特別会計への繰入れ、公立文教施設等の建築単価の改定等、福祉年金等の改善実施期日の繰上げ等、生活扶助基準等の引上げ、診療報酬等の改定に伴う医療費等の増加、日本国有鉄道の財政基盤の強化等のための事業助成費、所得税及び法人税の増収に伴う地方交付税交付金の追加等特に緊要でやむを得ない事項に限り補正された。

なお、財政投融资計画については、住宅金融関連及び中小企業金融関連等5回(昭和49年10月、11月、12月、50年1月及び3月)にわたって総額1兆2,058億円の追加が行われた。

ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、地方交付税について国の補正予算における所得税及び法人税の追加額の計上に伴う5,152億円に昭和48年度分の国税三税の自然増収に伴う地方交付税の精算分2,691億円を加えた合計7,843億円が増額された。このうち、地方交付税の再算定を通じて、給与改定に要する5,590億円、公立文教施設等の建築単価改定による超過負担の解消に要する66億円、生活扶助基準等の引上げに要する100億円、私学助成等に要する85億円、臨時土地対策のための1,530億円及び当初算定の際の調整減額分の復活に要する93億円、合計7,464億円が普通交付税の増額に充てられ、残りの379億円が特別交付税の増額に充てられた。

なお、地方公務員の給与改定については、人事院勧告の内容が、昭和49

年4月1日から俸給その他諸手当の改善により給与を29.64%引き上げるといふ近年例をみない高率なものであったため、国家公務員に準じて地方公務員の給与改定を行う場合の一般財源所要額は1兆2,365億円と見込まれ、この額から既に措置されていた2,925億円を差し引くと、新たな財源所要額は9,440億円(交付団体分7,270億円、不交付団体分2,170億円)となり、前年度の要措置額(2,370億円)の4倍に達した。そのため、地方税における法人関係税の増収及び既定経費の節約を見込んだ上で、交付団体につき、5,590億円が地方交付税の増額によって措置された。

2 地方財政の概況

地方公共団体は、人口、産業構造、財政規模等においてそれぞれ異なっているが、等しく住民福祉向上のための行財政活動を営んでいる。これら地方公共団体の数並びに個々の地方公共団体の財政の集合である地方財政の規模、決算収支及び財政構造の状況等は、次のとおりである。

(1) 地方公共団体の数

昭和50年3月31日現在における地方公共団体(財産区及び地方開発事業団を除く。)の数は、47都道府県、643市、2,614町村、23特別区、2,567一部事務組合で、合計5,894団体であり、前年同期と比べて18町村、6一部事務組合が減少し、1市が増加している。なお、これまで逐年増加してきた一部事務組合が49年度において減少を示したのは、林野(造林)組合のうち24団体が財産区の事務を共同管理する一部事務組合であることが判明したため、これを普通会計に係る地方公共団体数から除外したことによるものであり、消防関係、衛生関係等を中心に一部事務組合の数は、実質的には前年度より増加している。

昭和50年3月31日現在における都道府県及び市町村3,304団体(前年同期3,321団体)を財政力指数段階ごとに分けてみると、全体の82.7%(前年同期83.7%)に当たる2,734団体(2,781団体)が財政力指数0.5未満の団体であ

り、財政力指数1.00以上の団体は、全体の1.6%(1.8%)に当たる54団体(60団体)にすぎない。

これを団体種類別にみると、都道府県では、財政力指数0.5未満の団体は全体の59.6%(前年同期59.6%)に当たる28団体(28団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は全体の8.5%(8.5%)に当たる4団体(4団体)となっている。また、市町村では、財政力指数0.5未満の団体は全体の83.1%(84.1%)に当たる2,706団体(2,753団体)であり、財政力指数1.00以上の団体は全体の1.5%(1.7%)に当たる50団体(56団体)となっている。

(2) 決算規模

昭和49年度の地方公共団体の普通会計決算額の単純合計額は、

歳入	24兆6,871億円(前年度19兆1,393億円)
----	---------------------------

歳出	24兆882億円(前年度18兆3,961億円)
----	-------------------------

であり、前年度と比べると、歳入5兆5,478億円、29.0%、歳出5兆6,922億円、30.9%それぞれ増加している。

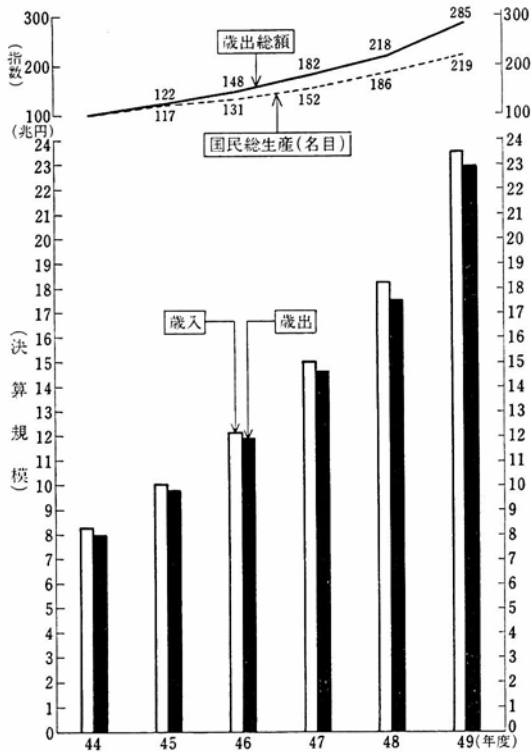
また、単純合計額から地方公共団体相互間の重複額1兆2,004億円を控除した純計決算額は、

歳入	23兆4,867億円(前年度18兆2,171億円)
----	---------------------------

歳出	22兆8,879億円(前年度17兆4,739億円)
----	---------------------------

となっており、前年度と比べると、歳入5兆2,696億円、28.9%、歳出5兆4,140億円、31.0%それぞれ増加している。この増加率は、昭和48年度決算における対前年度増加率(歳入20.7%、歳出19.5%)を大幅に上回っているほか、49年度の地方財政計画の対前年度増加率(19.4%)及び名目経済成長率(17.9%)のいずれをも大幅に上回っており、歳入、歳出とも近年にない高い増加率である。このように決算規模の伸びが高かったのは、歳入においては、地方税が高い伸びを示すとともに、地方交付税及び国庫支出金が大幅に増加したためであり、歳出においては、人件費を中心とする義務的経費が著しく増加し、また投資的経費も、総需要抑制策により抑制的基調で運営されたものの、かなりの伸びを示したためである。

第1図 決算規模の推移



なお、決算規模の推移は、第1図にみられるとおり、年々増大してきている。

(3) 決算収支

ア 実質収支

昭和49年度決算における歳入歳出差引額(形式収支)は、5,988億円(都道府県2,231億円、市町村3,757億円)の黒字となっている。また、形式収支から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源3,294億円(都道府県1,977億円、府町村1,317億円)を控除した実質収支は、2,694億円(都道府県254億円、市町村2,440億円)の黒字で、前年度の黒字額2,523億円(都道府県493億

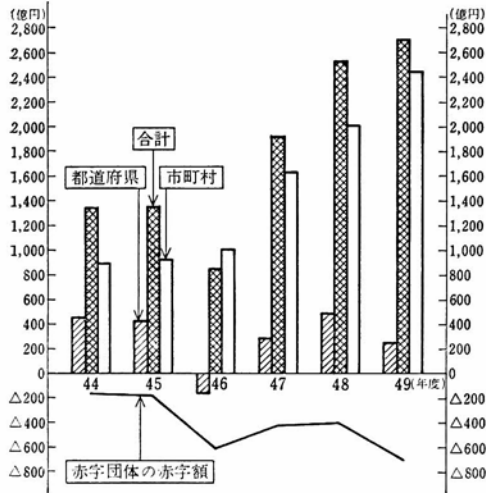
円、市町村 2,030 億円)と比べ、171 億円増加している。しかし、この実質収支の増減を団体種類別にみると、市町村については、前年度に比べ 410 億円黒字が増加しているが、都道府県については、前年度に比べ 239 億円黒字が減少している。

実質収支を団体種類別、黒字、赤字団体別にみると、都道府県における黒字団体は 41 団体で、その黒字額は 528 億円(前年度 654 億円)であり、赤字団体は 6 団体で、その赤字額は 274 億円(161 億円)となっている。また、市町村における黒字団体は 5,641 団体(3,100 市町村、23 特別区、2,518 一部事務組合)で、その黒字額は 2,857 億円(前年度 2,271 億円)であり、赤字団体は 206 団体(157 市町村、49 一部事務組合)で、その赤字額は 417 億円(前年度 241 億円)となっている。

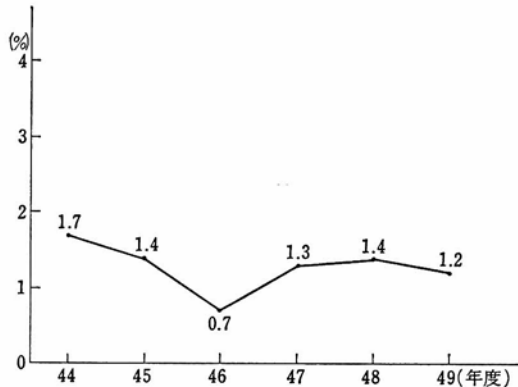
実質収支が赤字の団体についてみると、前年度赤字であった 172 団体(2 都府、120 市町村、1 特別区、49 一部事務組合)のうち、2 団体(2 町)が合併等により消滅し、67 団体(39 市町村、1 特別区、27 一部事務組合)が赤字を解消して黒字団体となったが、他方、前年度黒字であった 5,745 団体(45 道府県、3,154 市町村、22 特別区、2,524 一部事務組合)のうち 109 団体(4 府県、78 市町村、27 一部事務組合)が新たに赤字となり、この結果、昭和 49 年度の赤字団体は 212 団体と、前年度に比べ 40 団体(4 府県及び 37 市町村増加、1 特別区減少)増加し、またその赤字額も前年度に比べ 289 億円増加した。特に、都道府県で前年度の 2 団体(東京都(37 年度から)及び大阪府(46 年度から))から 6 団体(東京都、大阪府、石川県、滋賀県、京都府及び兵庫県)に、都市で前年度の 49 団体から 79 団体に、それぞれ赤字団体が増加しているのが注目される。

また、前年度に引き続いて赤字である団体は 103 団体(2 都府、79 市町村、22 一部事務組合)で、このうち 37 団体(25 市町村、12 一部事務組合)は赤字が減少しているが、66 団体(2 都府、54 市町村、10 一部事務組合)は赤字が増加している。

第2図 実質収支の推移



第3図 決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移



なお、最近における実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第2図にみられるとおりであり、決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移は、第3図にみられるとおりである。

イ 単年度収支

昭和49年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、171億円の黒字であるが、前年度(605億円の黒字)に比べると434億円減少している。これを団体種類別にみると、市町村は、全体で410億円の黒字

(前年度 399 億円の黒字)であるが、都道府県は、団体数では全都道府県の半数を超える 28 団体(前年度 16 団体)、金額では全体で 239 億円の赤字(前年度 206 億円の黒字)となっており、赤字基調に転換したことがうかがわれる。

単年度収支を昭和 49 年度における基金への積立額(1,558 億円)及び地方債の繰上償還額(71 億円)を黒字とみなし、基金とりくずし額(846 億円)を赤字とみなして調整した実質単年度収支は、954 億円の黒字(前年度 1,570 億円の黒字)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県は 163 億円の赤字(前年度 533 億円の黒字)で、市町村は 1,116 億円の黒字(1,037 億円の黒字)となっている。

(4) 財 政 構 造

ア 歳 入

昭和 49 年度の歳入純計決算額は 23 兆 4,867 億円で、前年度(18 兆 2,171 億円)と比べると 5 兆 2,696 億円、28.9%増加している。歳入決算額の構成比は、地方税が 35.1%で最も高く、国庫支出金(21.4%)、地方交付税(17.9%)、地方債(8.2%)がこれに次いでいる。

昭和 44 年度以降における歳入決算額構成比の推移をみると、次の表のとおりである。

歳 入 決 算 額 の 構 成 比 の 推 移

区 分	昭和44年度	45	46	47	48	49
地 方 税	37.2 %	37.1 %	34.8 %	33.2 %	35.6 %	35.1 %
地 方 譲 与 税	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9
地 方 交 付 税	17.6	17.8	17.3	16.9	17.2	17.9
小 計(一般財源)	55.9	56.0	53.1	51.2	53.8	53.9
国 庫 支 出 金	22.0	20.7	21.1	22.4	20.9	21.4
地 方 債	5.3	6.4	9.2	10.8	9.0	8.2
そ の 他	16.8	16.9	16.6	15.6	16.3	16.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳 入 合 計	83,052 億円	101,040 億円	121,794 億円	150,907 億円	182,171 億円	234,867 億円

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

地方税の構成比は、昭和 44 年度及び 45 年度は 37 % 台を示していたが、その後 46 年度 34.8 %、47 年度 33.2 % と年々低下した。48 年度は、景気の

上昇を反映して法人関係税を中心に地方税収入が大幅に増加したため、前年度を2.4%上回る35.6%に再び高まった。49年度においては、住民税を中心に地方税収入が順調な伸びを示したことにより、35.1%とほぼ前年度並みの水準を維持している。

地方交付税の構成比は、昭和44年度から46年度までは17%台で推移し、47年度には16.9%と17%台をわずかに下回ったが、48年度には17.2%と再び17%台に上昇した。49年度においては、国税三税が順調な伸びを示すとともに、47年度及び48年度の国税三税の自然増収に伴う精算分が計上されたこと等により、更に前年度を0.7%上回り17.9%となっている。

国庫支出金の構成比は、昭和44年度以降20%～22%台で推移してきている。48年度は、総需要抑制策により普通建設事業支出金の伸びが抑えられたため、20.9%と低い水準になったが、49年度においては、社会福祉関係国庫支出金の充実が図られたこと、義務教育職員給与費国庫負担金が大幅に増加したこと、補助事業の前年度からの執行繰延べが多額にのぼったこと等により、前年度を0.5%上回り21.4%となっている。

地方債の構成比は、昭和44年度の5.3%から47年度の10.8%までは逐年上昇したが、48年度は、総需要抑制策によりその発行が抑制されたこと等のため、前年度をかなり下回り9.0%となった。49年度においては、学校、公園等の用地取得に対する需要が大きかったこと等のため、発行額は、前年度を大幅に上回って増加した(増加率17.6%)ものの歳入総額の伸び(28.9%)には及ばなかったため、更に前年度を0.8%下回り8.2%となっている。

以上のような結果、一般財源の構成比は、昭和44年度の55.9%、45年度の56.0%から46年度53.1%、47年度51.2%と年々低下したが、48年度には前年度を2.6%上回る53.8%に上昇した。49年度においては、地方税の構成比が前年度よりわずかに低下したが、地方交付税の構成比が高まったことにより、更に若干上昇し53.9%となっている。

イ 歳 出

昭和49年度の歳出純計決算額は22兆8,879億円で、前年度(17兆4,739億円)と比べると5兆4,140億円、31.0%増加している。

(ア) 目的別歳出の状況

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会・総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業・商工費、土木費、警察・消防費、教育費に大別することができる。この目的別分類による構成比の推移は、次の表のとおりである。

目的別歳出構成比の推移

区	分	昭和44年度	45	46	47	48	49
		%	%	%	%	%	%
議	会・総務費	10.6	10.2	9.9	9.7	10.0	10.0
民	生費	7.4	7.7	7.8	8.7	9.9	10.4
衛	生費	5.6	5.9	6.0	6.2	6.5	6.8
労	働費	1.8	1.7	1.6	1.2	1.2	1.2
農	林水産業・商工費	13.2	12.8	13.0	12.9	12.4	11.7
土	木費	24.5	25.2	25.6	25.2	23.4	21.6
警	察・消防費	5.6	5.6	5.4	5.4	5.7	5.8
教	育費	24.7	24.9	24.6	23.6	24.6	26.4
そ	の他	6.6	6.0	6.1	7.1	6.3	6.1
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳	出合計	80,339 億円	98,149 億円	119,095 億円	146,183 億円	174,739 億円	228,879 億円

地方公共団体の経費のうち、大きな比率を占めているのは、教育費及び土木費で、両者で全体の約2分の1となっており、農林水産業・商工費、民生費、議会・総務費、衛生費がこれに次いでいる。

教育費の構成比は、昭和44年度においては、土木費をわずかに上回り歳出中最も高いものとなっていたが、その後45年度から47年度までは土木費の伸びがより大きかったこともあって、土木費を下回って推移してきた。しかし、48年度においては、人件費の大幅な伸び等により前年度を1.0%上回る24.6%に上昇し、再び土木費を上回り歳出項目中最も大きいものとなった。49年度においては、前年度を更に大幅に上回る人件費の増加等により、前年度を更に1.8%上回り26.4%に上昇している。

土木費の構成比は、昭和44年度以降46年度までは毎年度上昇していたが、47年度においては、前年度よりわずかに低下したものの、依然として歳出項目中最も高いものとなっていた。しかし、48年度においては、総需要

抑制策により普通建設事業費の伸びが大幅に鈍化したため、前年度を1.8%下回る23.4%に低下し、教育費の構成比を下回った。49年度においては、総需要抑制策により国の当初予算において公共事業関係経費が前年度とほぼ同額にとどめられたことにより、歳出総額の伸びを下回る伸びにとどまったため、更に前年度を1.8%下回る21.6%に低下し、教育費との開差は更に大きくなっている。

民生費の構成比は、昭和44年度以降毎年度上昇しており、49年度においては、10.4%と10%台に上昇している。これは、人件費並びに福祉優先の財政運営を反映して扶助費及び社会福祉施設建設費等の伸びが大きかったためである。

衛生費の構成比は、し尿・ごみ処理対策及び公害防止対策経費の増嵩もあって、昭和44年度以降上昇しており、49年度においても、前年度を0.3%上回る6.8%となっている。

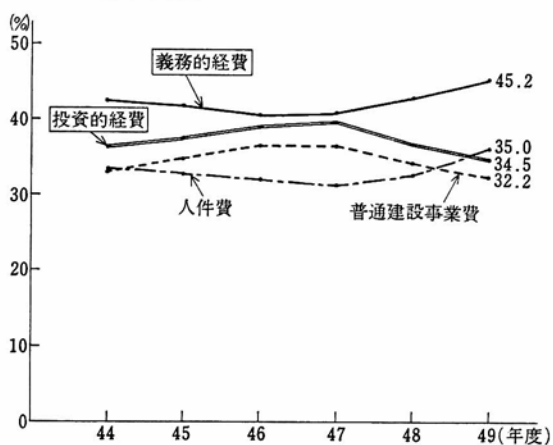
これら以外では、警察・消防費の構成比が近年わずかに上昇している反面、議会・総務費及び労働費の構成比はほぼ横ばいで推移し、農林水産業・商工費の構成比は低下している。

(1) 性質別歳出の状況

a 性質別経費の状況

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、義務的経費、投資的経費及び

第4図 歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率の推移



その他の経費に大別されるが、その構成比の推移は、次の表及び第4図のとおりである。

性質別歳出構成比の推移

区 分	昭和44年度	45	46	47	48	49
義務的経費	% 42.5	% 41.7	% 40.5	% 40.8	% 42.6	% 45.2
人件費	33.4	32.7	31.9	31.1	32.5	35.0
扶助費	5.2	5.2	5.0	5.8	6.3	6.5
公債費	3.9	3.8	3.6	3.9	3.7	3.6
投資的経費	36.2	37.2	38.8	39.4	36.4	34.5
普通建設事業費	33.1	34.6	36.4	36.3	34.1	32.2
うち補助事業費	18.4	18.0	19.5	20.6	18.4	17.7
単独事業費	13.7	15.5	15.6	14.2	14.5	13.5
災害復旧事業費	1.8	1.5	1.5	2.5	1.7	1.7
失業対策事業費	1.2	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6
その他の経費	21.3	21.1	20.7	19.8	21.0	20.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出合計	億円 80,339	億円 98,149	億円 119,095	億円 146,183	億円 174,739	億円 228,879

義務的経費は、人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還のための公債費からなっている。投資的経費は、直接資本形成に向けられる経費であり、道路、橋りょう、小・中学校、公営住宅等の建設に要する普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

義務的経費の歳出総額に占める比率は、昭和44年度以降46年度までは逐年低下の傾向にあったが、47年度より上昇に転じ、48年度においては、前年度を1.8%上回る42.6%に上昇した。49年度においては、更に大幅に上昇し、前年度を2.6%上回る45.2%となっている。48年度、49年度とも、人件費及び扶助費の比率が前年度より高くなったことが、義務的経費構成比上昇の原因である。特に、49年度において人件費が極めて大幅な伸びを示したが、これは、人事院勧告が近年にない高率(29.64%)であったこと及び教育関係、民生、衛生、消防、警察等の職員数が増加したこと等によるものである。

投資的経費は、昭和44年度以降年々その構成比が高まって47年度には

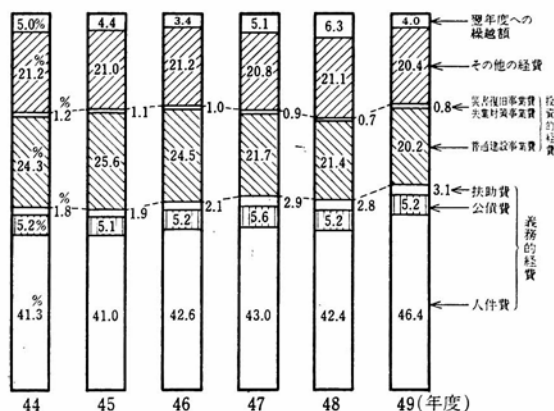
39.4%となっていたが、48年度においては、総需要抑制策により普通建設事業費の伸びが鈍化したこと等により、その構成比は前年度を3.0%下回る36.4%となった。49年度においては、総需要抑制策により抑制的基調で運営されたにもかかわらず、かなりの伸びを示したが、上記のとおり人件費を中心とする義務的経費の伸びが極めて大幅であったこと等により歳出総額の伸びがより大きいものとなったため、その構成比は前年度を1.9%下回る34.5%となっている。

b 一般財源の充当状況

昭和49年度の一般財源は12兆6,587億円で、前年度(9兆8,028億円)と比べると2兆8,560億円、29.1%増加している。

一般財源の各経費に対する充当状況についてみると、義務的経費に総額の54.7%(前年度50.4%)に当たる6兆9,225億円(4兆9,430億円)が充当されており、その内訳は、人件費5兆8,777億円(一般財源総額に占める比率46.4%)、扶助費3,871億円(3.1%)、公債費6,577億円(5.2%)となっている。一方、投資的経費には20.9%(前年度22.1%)に当たる2兆6,508億円(2兆1,710億円)が充当されており、その内訳は、普通建設事業費2兆5,588億円(一般財源総額に占める比率20.2%)、災害復旧事業費205億円(0.2%)、失業対策事業費715億円(0.6%)となっている。

第5図 一般財源充当額構成比(性質別)の推移



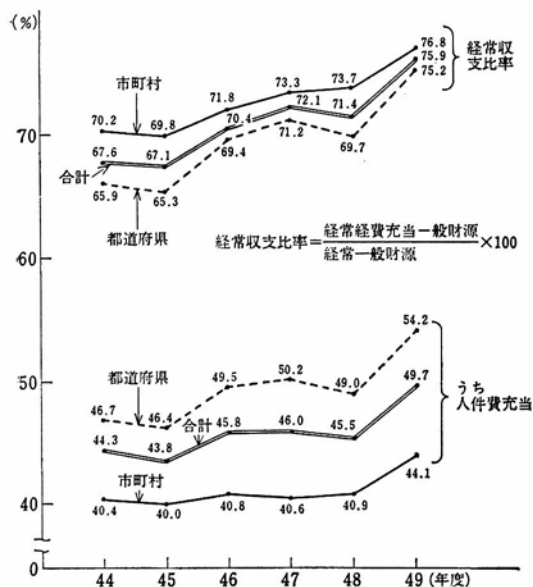
一般財源の充当額構成比の推移をみると、第5図にみられるとおり、義務的経費への充当の比率は、昭和44年度及び45年度は低下したが、46年度より上昇に転じ、47年度においては51.5%に上昇した。48年度においては、一般財源の伸びが著しかったため、前年度を1.1%下回る50.4%に低下したが、49年度においては、人件費に充当された一般財源の大幅な増加により、その比率は前年度を4.3%上回る54.7%と大幅な上昇を示している。また、投資的経費への充当の比率は、45年度までは、毎年度高まってきたが、46年度以降低下を続け、49年度においては、前年度を1.2%下回る20.9%となっている。

次に、一般財源増加額の各経費に対する充当状況をみると、義務的経費69.3%(前年度46.4%)、投資的経費16.8%(20.5%)、その他の経費18.0%(22.4%)等となっており、義務的経費に増加一般財源の約7割が使われている。

c 経常収支比率の状況

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が

第6図 経常収支比率の推移



用いられている。これは、歳出総額から臨時的経費を除外した経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源収入が人件費、扶助費等のように容易に縮減することの困難な経常的な経費にどの程度費消されているか、その大きさによって弾力性を判断し

(注) 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合が含まれていない。

ようとするものである。

経常収支比率の推移をみると、第6図にみられるとおり、昭和44年度及び45年度は60%台となっていたが、その後46年度70.4%、47年度72.1%と逐年その比率を高めた。48年度においては、地方税を中心に経常一般財源の伸びが経常経費の伸びを上回ったため若干低下し、71.4%となったが、49年度においては、人件費を始めとする経常経費が大幅に増加したため、75.9%と急激に上昇している。

また、団体種類別に経常収支比率の推移をみると、まず都道府県においては、昭和44年度の65.9%、45年度の65.3%に対し、46年度は69.4%に上昇し、その後は、47年度71.2%、48年度69.7%と70%前後をほぼ横ばいで推移してきたが、49年度においては再び上昇して75.2%となり、45年度より約10%も高い比率を示している。一方、市町村においては、45年度に69.8%と70%台をわずかに下回ったが、その後は、46年度71.8%、47年度73.3%、48年度73.7%と漸増し、更に49年度は76.8%へと大幅に上昇している。

このように都道府県、市町村ともに昭和49年度の経常収支比率が大幅に上昇しているが、これは経常経費の2分の1以上を占める人件費に充当された一般財源の伸びが極めて大きかったことによる。すなわち、経常的な人件費に充当された一般財源の経常一般財源に対する割合をみると、都道府県においては、45年度の46.4%から46年度49.5%に上昇した後は、47年度50.2%、48年度49.0%とほぼ横ばいで推移していたものが、49年度においては54.2%と急激に上昇している。また、市町村においては、48年度までは40%をわずかに上回る比率で推移していたものが、49年度においては44.1%と大幅に上昇している。

以上のように、人件費を始めとする義務的経費が歳出総額に占める割合においても、一般財源充当額の構成比においても増加している事実からも、また、経常収支比率が急激に上昇していることから、昭和49年度において地方財政の硬直化が一層進行していることが明らかになっている。

(5) 人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況

地方財政の一般的な状況は、以上にみたとおりであるが、人口の都市集中による過密・過疎現象の進展に伴い、市町村財政がいかなる影響を受けているかという観点から、人口急増市町村及び過疎市町村の財政状況をみると、次のとおりである。

(注) 1 人口急増市町村とは、当該団体の昭和45年の国勢調査人口が、40年の国勢調査人口と比べて10%以上増加している369市町村(3特別区を含む。)を、過疎市町村とは、過疎地域対策緊急措置法に基づき過疎地域の市町村として公示されている1,045市町村を、一般市町村とは、全国市町村(特別区、一部事務組合を含む。)から、人口急増市町村及び過疎市町村を除いた市町村をいうものである。

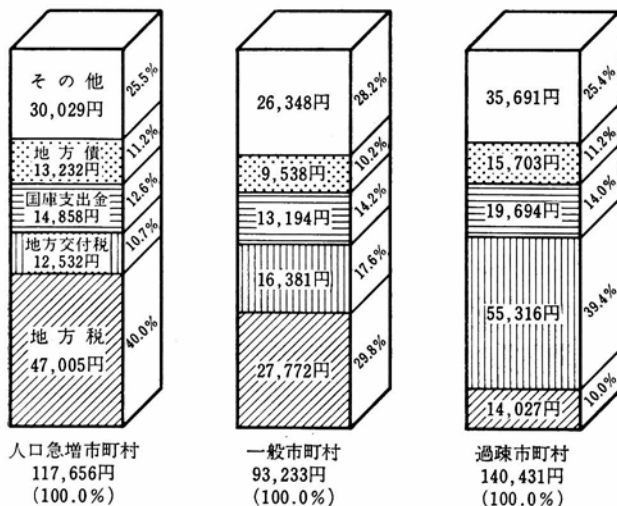
2 文中及び図中の数値は、(注)1の要件に該当する市町村ごとに昭和49年度の決算額及び公共施設の状況を集計したものである。

なお、人口1人当たりの額は、昭和50年3月31日現在の住民基本台帳登録人口を用いて計算したものである。

ア 歳 入

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳入決算額の状況を見ると、人口急増市町村は3兆8,194億円(市町村の歳入総額に占める比率

第7図 人口急増市町村等の歳入決算額の状況
(人口1人当たり額及び構成比)



33.1%)、一般市町村は6兆5,139億円(56.4%)、過疎市町村は1兆2,103億円(10.5%)となっている。

これを人口1人当たり額でみると、第7図にみられるとおり、人口急増市町村は117,656円、一般市町村は93,233円、過疎市町村は140,431円となっている。このように、過疎市町村が最も大きな額となっているのは、一般的に、行政執行に要する経費は、人口が少ない市町村ほど割高となる実情を勘案して、これに対応した財源措置が講じられているためである。

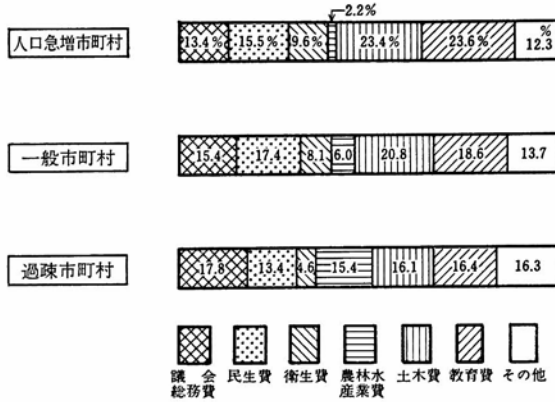
次に、歳入決算額の構成比をみると、地方税は、人口急増市町村が40.0%と最も大きく、次いで一般市町村が29.8%で、過疎市町村は所得水準の差を反映して、10.0%にとどまっている。一方、地方税とともに一般財源の大きな柱である地方交付税については、人口急増市町村10.7%、一般市町村17.6%、過疎市町村39.4%で、地方税とは逆に過疎市町村における比率が最も大きくなっている。これは、地方交付税が地方公共団体間の税収入の不均衡を是正する財政調整の機能を有するものであるからであり、この結果、地方税及び地方交付税の合算額の歳入総額に占める構成比は、人口急増市町村50.7%、一般市町村47.4%、過疎市町村49.4%と三者ほぼ近い比率になっている。

国庫支出金については、人口急増市町村12.6%、一般市町村14.2%、過疎市町村14.0%と、人口急増市町村及び過疎市町村の比率が一般市町村の比率を若干下回っているが、地方債については、人口急増市町村(11.2%)及び過疎市町村(11.2%)が一般市町村(10.2%)を若干上回っている。

イ 歳 出

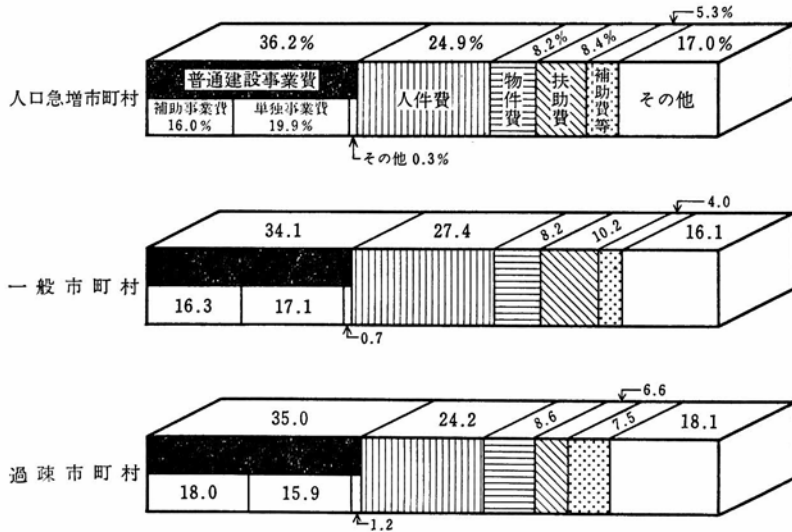
人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における歳出決算額の状況を見ると、人口急増市町村は3兆7,006億円(市町村の歳出総額に占める比率33.1%)、一般市町村は6兆2,864億円(56.3%)、過疎市町村は1兆1,810億円(10.6%)となっている。これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は113,995円、一般市町村は89,977円、過疎市町村は137,026円となっている。

第8図 人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比



次に、歳出の目的別内訳をみると、第8図にみられるとおり、人口急増地域、過疎地域の特殊事情を反映して、人口急増市町村、過疎市町村ともにそれぞれ大きな特色がみられる。すなわち、人口急増市町村においては、短期間に、急激に増加する人口に対応して緊急に必要となる義務教育施設、廃棄物処理施設の整備、良好な市街地の形成のために必要となる都市計画街路、

第9図 人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比



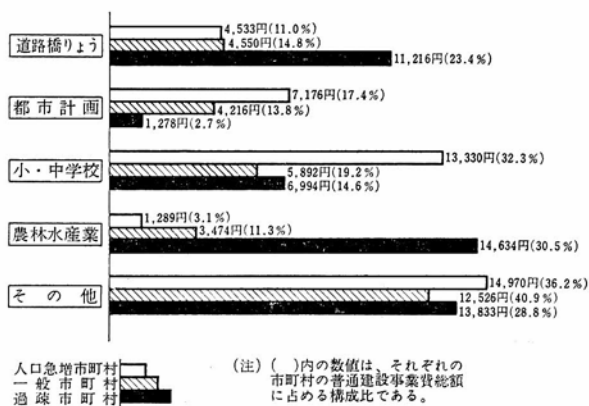
公共下水道の整備等に対し多額の投資がなされているために、教育費、土木費、衛生費の比率が高く、特に、教育費は23.6%と、一般市町村の18.6%、過疎市町村の16.4%を大幅に上回っている。一方、過疎市町村においては、当該地域が主として農山漁村であり、産業振興の重点が農林水産業に置かれているため、農林水産業費の比率が15.4%と高く、人口急増市町村の2.2%、一般市町村の6.0%を大幅に上回っている。

歳出の性質別内訳をみると、第9図にみられるとおり、三者とも普通建設事業費の比率が30%台と最も高く、次いで人件費の20%台となっている。

ウ 建設投資と公共施設の状況

人口急増市町村、一般市町村及び過疎市町村における普通建設事業費の決算額の状況をみると、人口急増市町村は1兆3,406億円(市町村の普通建設事業費総額に占める比率34.4%)、一般市町村は2兆1,420億円(55.0%)、過疎市町村は4,133億円(10.6%)となっている。

第10図 人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況(人口1人当たり額の対比)



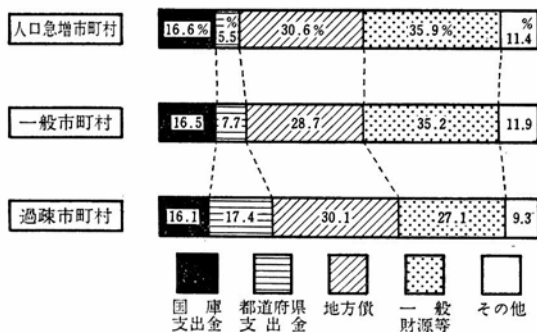
これを人口1人当たり額でみると、人口急増市町村は41,298円、一般市町村は30,658円、過疎市町村は47,955円となっている。その目的別内訳をみると、第10図にみられるとおり、人口急増地域、過疎地域の特殊事情を反映した特色が明確に現れている。すなわち、人口急増市町村では、小・中学校費の13,330円(普通建設事業費に占める比率32.3%)が最も大きい額と

なっており、一般市町村の 5,892 円(19.2%)、過疎市町村の 6,994 円(14.6%)を大幅に上回っているが、これは、児童・生徒の急激な増加に対処するため、小・中学校の新增築が優先的かつ集中的に行われていることによるものである。次に大きいものは、都市計画費の 7,176 円(17.4%)であり、これについても一般市町村の 4,216 円(13.8%)、過疎市町村の 1,278 円(2.7%)を大幅に上回っているが、これは、良好な市街地の形成を推進するために、宅地開発等と一体となって整備すべき街路、公共下水道、都市公園等の根幹的な公共施設の整備に多額の投資が行われていることによるものである。

一方、過疎市町村においては、農林水産業費が 14,634 円(30.5%)と最も大きく、人口急増市町村の 1,289 円(3.1%)、一般市町村の 3,474 円(11.3%)を大幅に上回っているが、これは、農山漁村の産業を振興するために、農道、林道、水産業施設等の整備が重点的に行われていることによるものである。また、道路橋りよう費の 11,216 円(23.4%)も、人口急増市町村の 4,533 円(11.0%)、一般市町村の 4,550 円(14.8%)と比べると、2 倍を超える大きな額となっているが、これは、他の地域と比べて著しく立ち遅れている道路橋りよりの整備に大きなウェイトが置かれていることによるものである。

以上のように、人口急増市町村及び過疎市町村においては、当面の問題解決のために優先的に整備を迫られている特定の事業に、重点的に投資が行われているが、それにもかかわらず、これらの施設に係る施設水準は概して低

第 11 図 人口急増市町村等の普通建設事業費の
財源構成比の状況



い状況にある。すなわち、人口急増市町村における小・中学校の整備状況についてみると、児童・生徒1人当たり校舎面積は4.73 m²となっており、一般市町村の6.24 m²、過疎市町村の9.91 m²と比べて著しく低くなっている。一方、過疎市町村における市町村道の整備状況についてみると、改良率が11.0%、舗装率が14.1%と極めて低く、人口急増市町村(改良率29.0%、舗装率33.4%)及び一般市町村(改良率22.1%、舗装率20.3%)と比べて大幅に下回っている。

次に、普通建設事業費に充当された財源の構成比をみると、第11図にみられるとおり、人口急増市町村においては、一般財源等の比率が35.9%と最も高く、次いで地方債の30.6%となっている。国庫支出金については16.6%と一般市町村(16.5%)及び過疎市町村(16.1%)を上回っている。これは、最近、人口急増対策の一環として国庫補助負担の拡充が図られていることを反映したことによるもので、その比率は、年々増加の傾向を示している。

一方、過疎市町村においては、地方債が30.1%と最も高い比率となっており、また、都道府県支出金が17.4%と人口急増市町村(5.5%)及び一般市町村(7.7%)と比べ相当高くなっているが、これは、過疎対策事業の財源として、多額の地方債及び都道府県支出金が充当されていることによるものである。

(6) 一部事務組合による事務の広域的処理の状況

近年における交通通信手段の発達、特にモータリゼーションの進展によって、住民の日常生活上の行動範囲が拡大し、市町村の区域を越えて住民の日常社会生活圏が形成されつつある。このような地域社会の変化に対処し、住民の要請にこたえ魅力ある豊かな地域社会を建設するために、市町村は日常社会生活圏を一体とした広域的な事務処理を行う必要がある。

従来から市町村の広域的、効率的な事務処理のため、一部事務組合、協議会等が活用されてきたが、昭和44年度から広域市町村圏が設定され、47年度をもって一応その設定が完了し、広域事務処理の体制が一段と整備されることとなった。

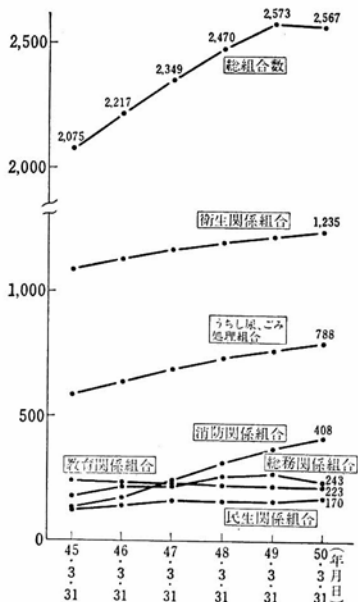
一部事務組合は、広域市町村圏が設定されたこともあいまって、近年ますますその重要性が高まっている。最近における一部事務組合による市町村事務の広域的処理状況を、一部事務組合数、市町村の一部事務組合への加入状況、一部事務組合の歳出決算状況等によってみると、次のとおりである。

- (注) 1 設置目的別組合数は、組合の取り扱う主たる事務によって区分している。
 2 市町村決算額は、市町村純計決算額から、大都市及び特別区の決算額を控除したものをいう。

ア 一部事務組合数

一部事務組合の設置目的別組合数の最近における推移は、第12図にみられるとおり、増加の傾向にあり、昭和49年度末現在における一部事務組合の総数は、2,567組合に達している。これは、44年度末(2,075組合)と比べると492組合の増加となっている。これを設置目的別にみると、し尿・ごみ処理、伝染病等衛生関係組合が1,235組合で、全組合の48.1%を占めて最も多く、広域消防、水害予防等消防関係組合408組合(全組合の15.9%)、

第12図 一部事務組合の設置目的別団体数の推移



退職手当組合等総務関係組合243組合(9.5%)、小・中学校等教育関係組合223組合(8.7%)、農林水産関係組合194組合(7.6%)がこれに次いでいる。

昭和44年度末以降5年間における一部事務組合数の増加状況を見ると、組合総数で492組合増加しているが、この増加数のうち、消防関係組合の増加数は288組合で、その増加数に占める構成比は58.5%と最も高く、ごみ・し尿処理組合(42.3%)がこれに次いでいる。

なお、昭和44年度末と比べると、消防関係組合は3.40倍と大きな伸びを示しており、このほかに、組合総数の

伸び(1.24倍)を上回る伸びをみせているのは、商工関係組合(1.80倍)、民生関係組合(1.44倍)、ごみ・し尿処理組合(1.36倍)、総務関係組合(1.38倍)となっている。

また、昭和49年の地方自治法の改正により、総合的かつ弾力的な事務の共同処理機構としての複合的一部事務組合制度が創設され、50年12月1日現在で21組合設立されている。

イ 市町村の一部事務組合への加入状況

一部事務組合へ加入して事務を共同処理している地方公共団体の数は、昭和49年度末現在において、延べ24,845団体となっており、前年度末における加入市町村(24,363団体)と比べると482団体、2.0%増加している。

加入団体数を加入先組合別に分けると、総務関係組合は8,648団体で、全加入団体の34.8%を占めており、衛生関係組合7,182団体(28.9%)、消防関係組合3,803団体(15.3%)がこれに次いでいる。

市町村は、各種の組合に加入してその事務の一部を処理しているが、1市町村当たりの組合による処理事務数は、昭和49年度末現在で7.6事務となっており、前年度末(7.4事務)より増加しており、市町村が一部事務組合を通じて処理する事務が増加している。

ウ 一部事務組合の歳出決算の状況

一部事務組合の歳出決算額は3,592億円で、市町村決算額(8兆6,345億円)の4.2%を占めている。

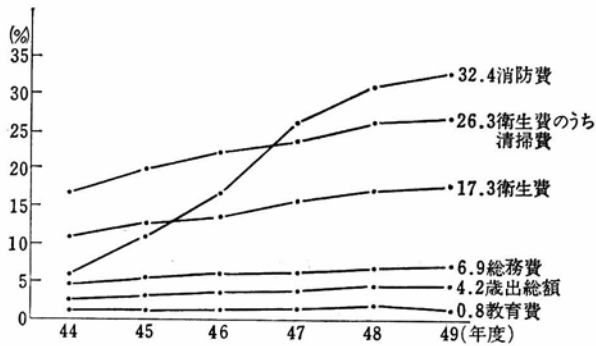
歳出決算額を前年度(2,499億円)と比べると1,093億円、43.7%と、前年度(758億円、43.5%)に引き続き、大幅に増加している。これは、市町村決算額の増加率(昭和49年度31.1%、48年度26.2%)をしのぐ大きな伸びとなっており、一部事務組合によって処理される事務量の増大を示している。

歳出決算額の目的別構成比をみると、衛生費(33.3%)、総務費(24.3%)及び消防費(25.9%)が高く、これらで全体の83.5%(前年度82.1%)を占め、民生費(5.7%)、教育費(3.9%)がこれに次いでいる。また、これらの最近における推移は次のとおりとなっており、消費費の比率の上昇が目立っている。

目的別歳出構成比の推移

区	分	昭和44年度	45	46	47	48	49
	費	%	%	%	%	%	%
総	務	33.4	30.8	28.1	24.7	24.0	24.3
民	生	5.2	5.4	4.7	5.0	4.9	5.7
衛	生	32.7	33.6	34.0	32.6	32.5	33.3
	うち清掃	27.9	29.5	31.1	30.0	30.3	31.3
農	林水産業	3.6	3.6	1.7	1.5	1.1	0.8
土	木	0.8	0.8	1.1	1.0	0.7	0.5
消	防	7.7	12.2	17.3	23.4	25.6	25.9
教	育	7.3	6.2	6.5	5.1	5.0	3.9
	うち小・中学校	4.2	3.4	3.1	1.9	1.9	1.1
	保健体育	2.2	2.1	2.4	2.1	1.9	1.6
そ	の	9.3	7.4	6.6	6.7	6.2	5.6
合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
歳	出	億円	億円	億円	億円	億円	億円
合	計	623	893	1,260	1,741	2,499	3,592

第13図 一部事務組合の組合施行比率の推移



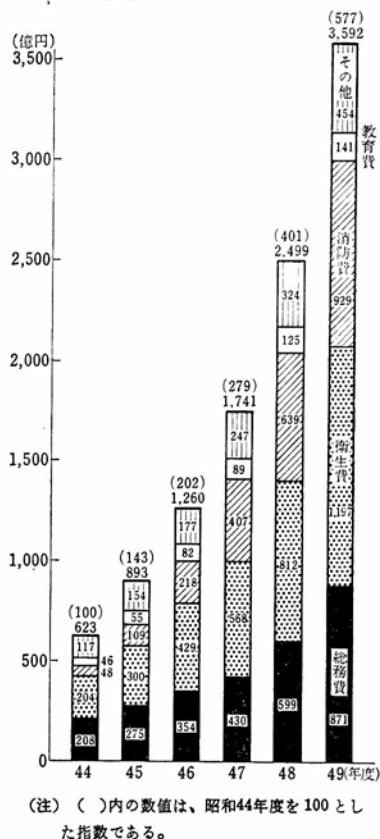
目的別歳出決算額の最近における推移と、これらが市町村決算額中の各目的別歳出決算額に占める比率(以下「組合施行比率」という。)の推移は、第13図及び第14図にみられるとおりである。この組合施行比率を歳出決算の総額についてみると、昭和44年度まで2.3%で推移していたが、45年度以降は徐々にその比率を高め、49年度は4.2%となっている。

目的別にみると、消費費の組合施行比率は年々増加し、昭和49年度において、32.4%と最も高い比率となっている。また、清掃費の組合施行比率も年々増加してきたが、49年度においても26.3%と引き続きその比率を高め、その他のものはほぼ横ばいとなっている。

次に、目的別歳出決算額を昭和44年度と比べると、消防費が19.40倍と著しい伸びを示している。このほかに、商工費(7.54倍)、清掃費(6.45倍)、民生費(6.30倍)は総額の伸び(5.77倍)を上回っているが、土木費、農林水産業費、教育費等はこれを下回っている。

なお、歳入決算額は3,887億円となっており、前年度と比べ1,155億円、42.3%増加している。歳入決算額の内訳をみると、組合加入市町村等からの分担金、負担金が2,528億円、65.0%と大半を占めており、地方債614億円(15.8%)、都道府県支出金127億円(3.3%)、国庫支出金124億円(3.2%)がこれに次いでいる。

第14図 一部事務組合の歳出決算額の推移



3 住民負担の動向

昭和49年度における地方歳入の状況、国民の租税負担の状況、租税の配分状況により、住民は経費をどのように負担しているかをみると、次のとおりである。

(1) 地方歳入の概況

昭和49年度の歳入決算額(23兆4,867億円)の主な内訳は、地方税8兆2,375億円(構成比35.1%)、地方交付税4兆1,987億円(17.9%)、国庫支出金4兆9,763億円(21.2%)、地方債1兆9,254億円(8.2%)となっている。

区 分	決 算 額			決 算 額 比		増 減 額 比		対前年度増減率	
	昭 和 49年度	昭 和 48年度	増減額	49	48	49	48	49	48
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
地 方 税	82,375	64,913	17,462	35.1	35.6	33.1	47.6	26.9	29.7
地 方 譲 与 税	2,226	1,797	429	0.9	1.0	0.8	0.5	23.9	9.6
地 方 交 付 税	41,987	31,318	10,668	17.9	17.2	20.2	18.5	34.1	22.7
小計(一般財源)	126,587	98,028	28,560	53.9	53.8	54.2	66.6	29.1	27.0
国 庫 支 出 金	49,763	37,552	12,211	21.2	20.6	23.2	13.0	32.5	12.2
地 方 債	19,254	16,375	2,879	8.2	9.0	5.5	0.1	17.6	0.1
そ の 他	39,263	30,216	9,046	16.7	16.6	17.1	20.3	29.9	26.6
合 計	234,867	182,171	52,696	100.0	100.0	100.0	100.0	28.9	20.7

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含まない。

また、歳入増加額(5兆2,696億円)の主な内訳は、地方税1兆7,462億円(増加額構成比33.1%)、地方交付税1兆668億円(20.2%)、国庫支出金1兆2,211億円(23.2%)、地方債2,879億円(5.5%)となっている。

歳入総額の増加率は28.9%で、前年度(20.7%)を8.2%上回っており、この増加率は、地方財政計画の増加率(19.4%)及び名目経済成長率(17.9%)のいずれをも大幅に上回っている。

歳入の主な項目について増加の状況を見ると、地方交付税及び国庫支出金は、それぞれ34.1%及び32.5%の伸びとなり、前年度(22.7%、12.2%)の伸びを大幅に上回っている。地方債の増加率は17.6%で、他の項目に比べ大きい伸びとはいえないが、極めて小さかった前年度の増加率(0.1%)よりは上回っている。一方、地方税は26.9%の増加率となっているが、前年度の伸び(29.7%)よりは小さい。

(2) 租 税

ア 租税負担の状況

国及び地方公共団体の行政活動に要する経費は、大部分が租税によって賄われている。昭和49年度において租税として徴収された額は2兆9,919億円で、前年度(20兆5,391億円)と比べると3兆4,528億円、16.8%増加している。

これを国税と地方税に分けてみると、国税15兆7,544億円、地方税8兆2,375億円で、前年度と比べると国税1兆7,066億円、12.1%、地方税1兆7,462億円、26.9%それぞれ増加している。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率の推移をみると、昭和41年度以降、46年度に若干前年度を下回ったほかは、漸増してきていたが、49年度においては、21.3%と前年度(22.4%)を1.1%下回っている。このうち地方税の租税負担率は7.3%で、前年度(7.1%)を0.2%上回っている。

国民の租税負担の軽重は、国によって、行政活動の内容、国民所得水準、個人保有資産の水準等に差異があるため、租税負担率のみによっては判断できないが、昭和49年度における我が国及び主要な諸外国の租税負担率をみると、イギリス36.9%、西ドイツ31.3%、アメリカ30.9%、フランス27.8%、イタリア23.9%となっているのに対し、我が国は21.3%とかなり低くなっている。

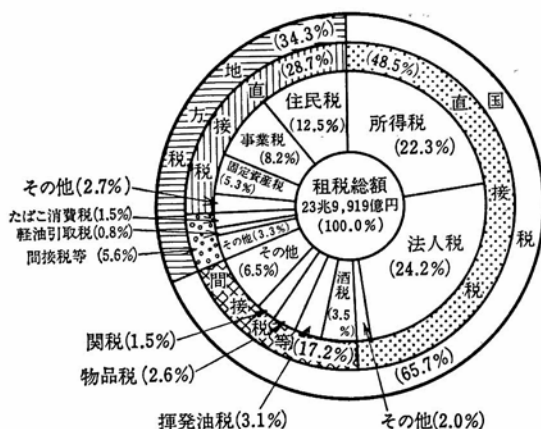
イ 租税の配分状況

昭和49年度における国と地方公共団体の租税の配分状況は、第15図にみられるとおりである。

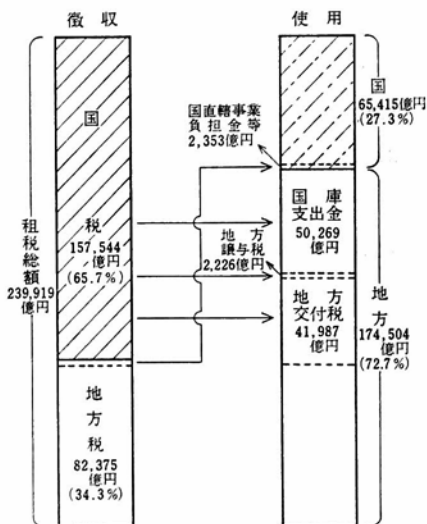
我が国の租税体系の特徴は、所得税、法人税、住民税、事業税、固定資産税等の直接税を基幹とし、酒税、物品税、たばこ消費税等の間接税等でこれを補完していることにある。

租税総額に占める直接税と間接税等の比率の推移をみると、直接税は所得税、住民税を中心として減税が行われているものの年々その比率が高まっており、昭和49年度では直接税77.3%(前年度75.3%)、間接税等22.7%(24.7%)となっている。

第15図 国税と地方税の状況



第16図 国・地方公共団体間の租税の実質的配分



また、昭和49年度における地方税について、直接税と間接税等の比率をみると、道府県民税、市町村民税、事業税、固定資産税等の直接税の比率は、83.7% (前年度81.9%) となっており、たばこ消費税、軽油引取税等の間接税等は16.3% (18.1%) となっている。

租税総額に占める国税と地方税の比率は、国税65.7% (前年度68.4%)、地方税34.3% (31.6%) であり、昭和40年代において

はその比率にほとんど変化がみられなかったが、49年度においては、国税の割合がわずかに低下し、地方税の割合が高まっている。この租税総額の帰属をみると、国では、国税として徴収した額の2分の1以上を地方交付税、地方

譲与税及び国庫支出金として地方公共団体に交付しており、一方、地方公共団体は、国の直轄事業に対する負担金等を国に納付している。このような関係を調整した後の49年度の国と地方との間における租税の実質的配分状況は、第16図にみられるとおりで、その比率は、租税総額に占める国税と地方税の比率とは逆に国27.3%(前年度34.8%)、地方公共団体72.7%(65.2%)となっている。

ウ 地方税の内容

(ア) 収入の状況

地方税の収入額は8兆2,375億円で、前年度(6兆4,913億円)と比べると1兆7,462億円、26.9%増加したが、前年度の増加率(29.7%)を下回っている。なお、徴収率は、都道府県96.4%(前年度95.9%)、市町村96.9%(97.2%)となっている。

地方税総額に占める道府県税と市町村税の比率の推移をみると、昭和38年度までは市町村税の占める比率が高く、39年度以降は道府県税の比率が高くなっている。48年度までの状況を見ると、道府県税においては、事業税と道府県民税が、経済の高度成長を反映して大きく伸びているほか、自動車の普及を反映して自動車税、軽油引取税が大きく伸びたこと等の事情があるのに対し、市町村税は、道府県税ほど著しい伸びがみられなかったためである。49年度においては、依然として道府県税の比率の方が高いものの、道府県税においては、軽油引取税が石油危機の影響を受けて前年度決算を下回ったこと及び自動車税の伸びがやや鈍化しているのに対して、市町村税においては、市町村民税が法人分の税率引上げ等により大きく伸びたこと等により、道府県税51.9%、市町村税48.1%と前年度(道府県税54.0%、市町村税46.0%)に比べて格差が縮小している。

地方税収入額のうち、大きな比率を占める住民税及び事業税の状況を見ると、まず、法人住民税及び法人事業税はそれぞれ41.4%、24.8%と前年度の増加率(それぞれ47.5%、47.0%)よりは下回ったものの、両者を合わせると30.1%の伸びとなり、地方税総額の増加率(26.9%)を上回っており、地方税総額に占める比率は35.9%と前年度(35.0%)と比べてわずかに高まっている。

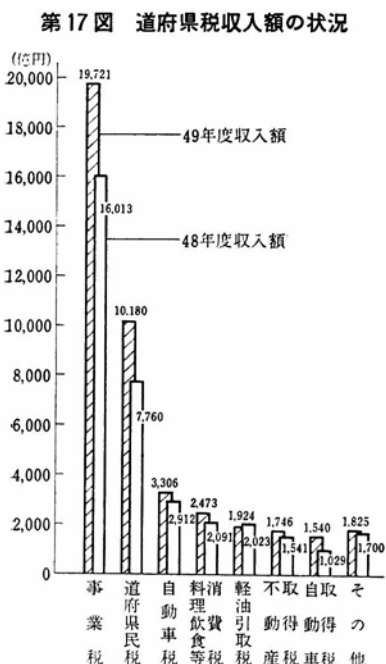
る。また、個人住民税及び個人事業税の増減状況はそれぞれ39.2%の増、17.3%の減(前年度増加率21.4%、0.0%)となっており、両者を合わせると36.9%の伸びとなり、地方税総額に占める比率は24.4%と前年度(22.6%)と比べて高まっている。

なお、昭和49年度の個人住民税の課税最低限(夫婦、子供2人の給与所得者の場合)は、48年度の86万6千円と比べて、15万円(17.3%)引き上げられて101万6千円とされる等住民負担の軽減が図られている。

a 道府県税の収入状況

道府県税の収入額は4兆2,715億円で、前年度(3兆5,069億円)と比べると7,646億円、21.8%増加している。

道府県税の税目別内訳は、第17図にみられるとおり、事業税が1兆9,721



億円で46.2%と最も高い比率を占め、道府県民税1兆180億円(構成比23.8%)、自動車税3,306億円(7.7%)、料理飲食等消費税2,473億円(5.8%)、軽油引取税1,924億円(4.5%)がこれに次いでいる。

主な税目の増加率をみると、まず普通税では、道府県民税及び事業税のうち法人分がそれぞれ22.4%、24.8%と前年度増加率(47.4%、47.0%)よりは大幅に下回っているものの、なおかなり高い伸びとなっている。これは、昭和49年度の地方税収入においては、収益の落ち込みのそれ程顕著でなかった48年度下期及び49年度上期の企業業績が反

映され、49年度下期の大幅に落ち込んだ企業収益の影響を余り受けていないことによるものである。これに対して個人分は、道府県民税については、48年

における民間給与の大幅な引上げ、譲渡所得の増加等に伴って、35.8%と前年度(24.0%)を大幅に上回る伸びを示したが、事業税については、事業主控除等の引上げにより、17.3%減少している。このほか、道府県たばこ消費税10.9%(前年度8.5%)等は前年度の伸びを上回っているが、自動車税13.5%(19.5%)、料理飲食等消費税18.3%(25.8%)、不動産取得税13.3%(37.1%)等は前年度の伸びを下回っている。これらの結果、普通税全体では22.6%の伸びで前年度(34.2%)をかなり下回っている。

また、目的税では、自動車取得税が税率の引上げ等により49.6%と前年度(9.6%)の伸びを大幅に上回ったものの、軽油引取税は4.9%減と前年度(14.5%)を大幅に下回っている。

以上の結果、道府県税全体では前年度の増加率(32.0%)をかなり下回る21.8%の伸びとなっている。

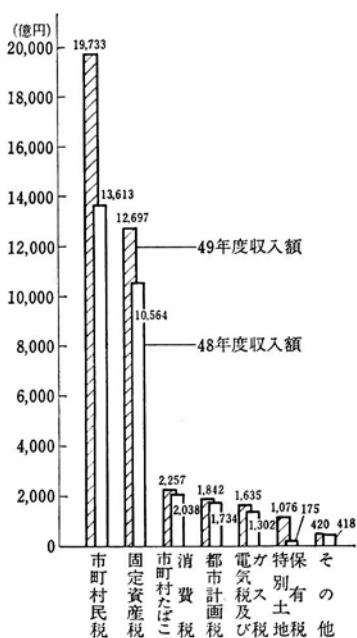
b 市町村税の収入状況

市町村税の収入額は3兆9,660億円、前年度(2兆9,844億円)と比べると9,816億円、32.9%増加している。

市町村税の税目別内訳は、第18図にみられるとおり、市町村民税が1兆9,733億円で49.8%と最も高い比率を占め、固定資産税1兆2,697億円(構成比32.0%)がこれに次いでおり、両税で市町村税総額の81.8%(前年度81.0%)を占めている。

主な税目の増加率をみると、まず、普通税では、市町村民税の法人分が、道府県民税の法人分と同様の理由に加えて税率の引上げがあったため、52.3%と前年度(47.6%)を上回る大幅な伸

第18図 市町村税収入額の状況



びとなっている。また、市町村民税の個人分についても、昭和48年における民間給与の大幅な引上げ、譲渡所得の増加等に伴って、増加率41.1%と前年度(20.0%)を大幅に上回っており、これらの結果、市町村民税全体では45.0%の伸びとなり、前年度(28.2%)を大幅に上回っている。このほか、固定資産税20.2%(前年度27.7%)等は前年度の伸びを下回ったものの、市町村たばこ消費税10.8%(8.7%)、電気税及びガス税25.6%(6.6%)等は前年度を上回っており、また48年7月から施行された特別土地保有税は、平年度化により516.4%と大幅な伸びとなっている。

次に、目的税では、都市計画税が6.2%と前年度(61.6%)の伸びを大幅に下回っている。

以上の結果、市町村税全体では前年度の増加率(27.1%)を上回る32.9%の伸びとなっている。

(イ) 法定外普通税

法定外普通税の収入額は42億円で、前年度(38億円)と比べると4億円、10.4%増加している。

法定外普通税は、沖縄県が徴収した石油価格調整税のほかはいずれも市町村におけるものであり、商品切手発行税は15団体(前年度15団体)、犬税は9団体(15団体)、林産物移輸出税は7団体(7団体)、広告税は7団体(7団体)、砂利採取税は7団体(6団体)、文化観光施設税は2団体(2団体)がそれぞれ課税している。

(ウ) 超過課税

超過課税に係る収入額は565億円で、前年度(301億円)と比べると264億円、87.7%増加している。前年度まで超過課税を実施していたのは市町村のみであったが、昭和49年度は新たに東京都が事業税の法人分において超過課税を実施している。

市町村の超過課税団体を税目別にみると、昭和49年4月1日現在では、市町村民税個人均等割491団体(全市町村の15.0%)、所得割2団体(0.1%)、法人均等割では、地方税法第312条第1項第1号の法人843団体(25.8%)、第2号の法人等824団体(25.2%)、法人税割1,137団体(34.7%)、固定資

産税 493 団体(15.1%)であり、いずれも 44 年度以降年々減少している。特に、市町村民税所得割については 44 年度から 3 か年計画として、超過課税の解消が進められたこともあって、超過課税を実施している団体は 43 年度においては 1,016 団体であったものが、49 年度においてはわずか 2 団体となっており、この 6 年度間でほとんどの団体が超過課税を解消している。

(3) 租税以外の財政収入

ア 地方譲与税、地方交付税

国税として徴収された上、地方公共団体に国から譲与又は交付される地方譲与税及び地方交付税の状況は、次のとおりである。

(ア) 地方譲与税

地方譲与税には、道路経費の財源として都道府県及び大都市に譲与される地方道路譲与税及び石油ガス譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、道路経費の財源として市町村に譲与される自動車重量譲与税及び航空機の騒音により生ずる障害の防止等に要する費用に充てるため空港関係市町村に譲与される航空機燃料譲与税がある。

地方譲与税の決算額は 2,226 億円(地方道路譲与税 1,337 億円、石油ガス譲与税 125 億円、特別とん譲与税 92 億円、自動車重量譲与税 643 億円及び航空機燃料譲与税 29 億円)で、前年度(1,797 億円)と比べると 429 億円、23.9%(前年度 9.6%)の増となっている。

(イ) 地方交付税

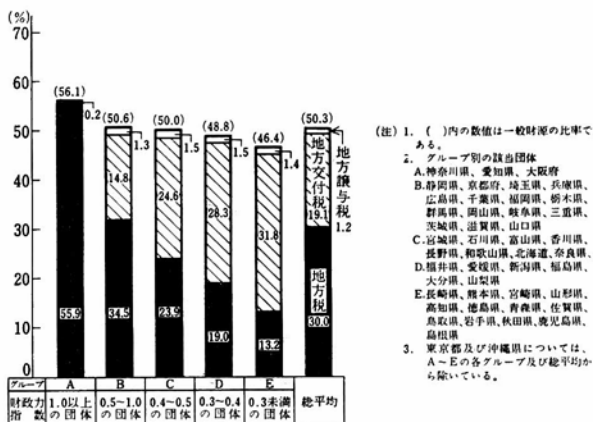
地方交付税は、すべての地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するため国税三税(所得税、法人税及び酒税)の一定割合(昭和 41 年度以来 32.0%)の額を国が地方公共団体に交付する税である。

地方交付税の決算額は 4 兆 1,987 億円で、前年度(3 兆 1,318 億円)と比べると 1 兆 668 億円、34.1%増加し、前年度の増加率(22.7%)を大幅に上回っており、地方交付税制度が創設された昭和 29 年度以降最高の増加率であ

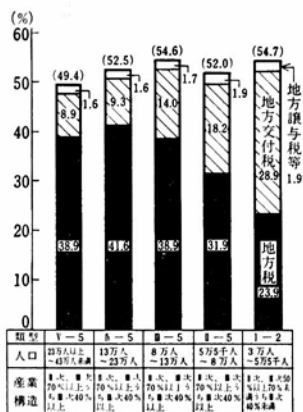
る。これは、49年度の国税三税が順調な伸びを示すとともに、国税三税の自然増収に伴う精算分が47年度精算分1,672億円のほか、48年度精算分2,691億円を加え、合計4,363億円が計上されたこと等によるものである。

第19図 歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況

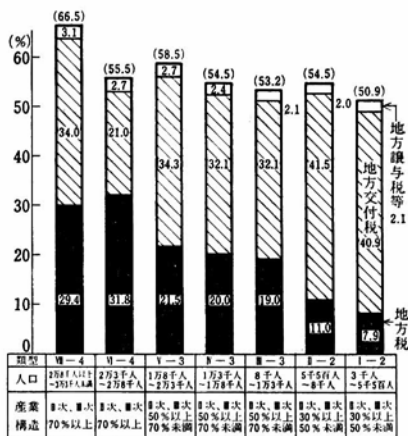
その1 道府県



その2 都市



その3 町村



(注) ()内の数値は、一般財源の比率である。その3において同じ。

地方交付税の収入状況を団体種類別にみると、道府県は2兆1,706億円、38.4%増(前年度1兆5,685億円、18.0%増)、市町村は2兆280億円、29.7%

増(1兆5,634億円、27.8%増)となっており、その配分割合は道府県51.7%、市町村48.3%(前年度50.1%、49.9%)となっている。更に、市町村を団体種類別にみると、大都市1,874億円、47.4%増(前年度1,272億円、31.2%増)、都市7,913億円、28.4%増(6,160億円、30.6%増)、町村1兆493億円、27.9%増(8,201億円、25.3%増)となっている。

地方交付税の交付状況を見ると、普通交付税の不交付団体は、都道府県では東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の4団体で前年度と変わらないが、市町村では前年度(45団体)より2団体増加し、47団体となっている。

歳入総額に占める地方税、地方交付税等の一般財源の比率は、第19図にみられるとおり、財政力、団体の規模にかかわらず、大きい差異はみられず、地方交付税の財政調整の機能が働いていることを示している。

イ 国・県支出金

(ア) 国庫支出金

a 収入の状況

国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、補助金並びに特定の行政及び事業を奨励するための奨励補助金等である。

国庫支出金の決算額は4兆9,763億円で、前年度(3兆7,552億円)と比べると1兆2,211億円、32.5%増加している。

国庫支出金の内訳は、普通建設事業に係るものが40.9%と最も高い比率を占め、義務教育(構成比23.1%)、生活保護(9.3%)に係るものがこれに次いでおり、これらで国庫支出金総額の73.3%を占めている。

国庫支出金の内訳を前年度と比べると、社会保障諸施策の充実により老人保護費負担金及び児童保護費負担金の増加率はそれぞれ86.0%、40.7%と前年度(192.3%、27.3%)に引き続き大きな伸びを示したほか、義務教育負担金45.0%(前年度21.2%)、災害復旧事業支出金30.2%(14.8%減)、生活保護費負担金29.0%(14.4%)等前年度の増加率を大きく上回っている。また、国庫支出金の中でも最も比率の高い普通建設事業支出金の増加率も26.6%と前年度(4.0%)を大幅に上回ったが、これは、公立文教施設整備事業等について超過負担の解消を図るための措置が講じられたこと及び総需要

抑制のために昭和48年度から49年度に事業の執行繰延べの措置がとられたこと等によるものである。これらの結果、国庫支出金総額の増加率は前年度(12.2%)を大幅に上回る32.5%となっている。

国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県では、普通建設事業に係るものが40.5%と最も高い比率を占め、義務教育に係るもの(構成比33.5%)がこれに次いでいる。市町村では、普通建設事業に係るものが41.8%と最も高い比率を占め、生活保護に係るもの(21.1%)がこれに次いでいる。

なお、上記のほか、交通安全対策特別交付金408億円(前年度382億円)、国有提供施設等所在市町村助成交付金98億円(73億円)が国から地方公共団体へ交付されている。

b 超過負担の解消

国庫補助事業に係る地方公共団体の超過負担については、既に昭和42・43年度に関係省庁が共同して調査を行い、この結果に基づき43～46年度間に計画的にその解消を図ってきたが、47年度においても、公立文教施設、高等学校産業教育施設、保育所施設、公営住宅、改良住宅及び警察施設の施設関係6項目について超過負担の調査が行われ、更に49年度においても、公立文教施設、社会福祉施設、公営住宅の施設費関係3項目と農業委員会費、農業改良普及事業費、職業訓練費、保育所措置費、国民健康保険事務費、国民年金事務取扱費の運営費関係6項目の調査が行われた。その結果、47年度調査に係る超過負担額については、48・49年度の2か年度で解消することとされ、49年度において258億円(国費ベース)の解消措置が講じられた。また、49年度調査に係る超過負担額のうち施設費関係については、49年度の補正予算において639億円(国費ベース)の解消措置が講じられ、地方公共団体の負担軽減が図られている。

(イ) 都道府県支出金

都道府県支出金の決算額は6,588億円で、前年度(4,981億円)と比べると1,607億円、32.3%増となっており、前年度の増加率(17.5%)を大幅に上回っている。これは、国庫財源を伴う都道府県支出金において、昭和49年7月に執行された第10回参議院議員通常選挙等により委託金が85.4%(前年度8.4%

減)、49年発生災害が多かったことにより災害復旧事業支出金が42.2% (6.3%減)及び社会保障諸施策の充実により児童保護費負担金が41.7% (38.1%)とそれぞれ前年度を大幅に上回る伸びを示したこと並びに単独の都道府県支出金において、31.3%と前年度(17.8%)を大幅に上回る伸びを示したことによるものである。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫補助を伴うもので都道府県予算を通じて市町村に支出される間接補助金が55.3%を占め、都道府県の単独施策によるものが44.7%となっている。

また、対象事業別では、普通建設事業に対するものが都道府県支出金総額の46.2%と最も高い比率を占め、災害復旧事業に対するもの(構成比9.4%)がこれに次いでいる。

ウ 地 方 債

地方債は、地方公共団体が建設事業等の財源を調達するため、債券発行又は証書借入れの方法によって資金を借り入れるものである。地方債の発行については、許可制度が採られており、赤字比率又は公債費比率が著しく高い団体、地方税の徴収率の低い団体若しくは収益事業の収益金が著しく多額な団体等については、地方債の発行を制限することによって財政の健全性を確保することとしている。

地方債の決算額は1兆9,254億円で、前年度(1兆6,375億円)と比べると2,879億円、17.6%増加しており、前年度の増加率(0.1%)よりは増加したものの、歳入総額の増加率(28.9%)よりは下回っている。

地方債の発行状況を前年度と比べると、高等学校、公園等の用地取得に対する需要の大きかった公共用地先行取得事業債、ごみ・し尿処理等の一般廃棄物処理事業債及び同和対策事業債がそれぞれ56.7%、53.0%及び56.9%と大きく伸びているのに対し、一般公共事業債及び一般単独事業債は、総需要抑制策等により、それぞれ29.5%、6.2%減少している。

エ その他の収入

(ア) 分担金、負担金

分担金、負担金は、地方公共団体が行う事業により特に利益を受ける者か

ら、その受益の限度において法令等の根拠に基づいて地方公共団体が徴収するもの等であり、同級他団体からのもの、市町村からのもの（市町村から一部事務組合への分賦金を含む。）及びその他からのものからなっている。

分担金、負担金の決算額は2,162億円で、前年度(1,892億円)と比べると270億円、14.3%増加している。

(イ) 使用料、手数料

使用料は、地方公共団体の行政財産又は公の施設の利用者に対して、その経費の全部又は一部を負担させるために徴収されるものであり、手数料は、特定の者のためにする当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるため徴収されるものである。

使用料、手数料の決算額は3,642億円で、前年度(3,182億円)と比べると460億円、14.4%増加している。しかし、昭和44年度と比べてわずか1.9倍となっており、歳入総額2.8倍、地方税2.7倍と比べて極めて低い。

使用料は2,694億円で、前年度(2,283億円)と比べると411億円、18.0%増加している。この内訳をみると、公営住宅使用料が823億円(前年度712億円)で最も多く、次いで保育所使用料443億円(347億円)、授業料415億円(380億円)となっている。

手数料は948億円で、前年度(899億円)と比べると49億円、5.5%増加している。その内訳をみると、戸籍手数料、自動車運転免許手数料等徴収の根拠、金額等が国の法令に定められているもの398億円(前年度410億円)、身分証明書、印鑑証明書の交付手数料、入学試験手数料等地方公共団体の条例によるもの550億円(489億円)となっている。

(ウ) 繰入金

繰入金は、他会計から受け入れたもの及び年度間の財源を調整するために積み立てている財政調整基金、地方債の元利償還費に充てるために積み立てている減債基金等の基金から受け入れたもの等である。

繰入金の決算額は2,450億円で、前年度(1,491億円)と比べると959億円、64.3%増加している。

この内訳をみると、基金からの繰入金が1,910億円(前年度1,103億円)で

最も多く、次いで他会計からの繰入金 482 億円(328 億円)、財産区からの繰入金 58 億円(60 億円)となっている。

(エ) 繰越金

繰越金の決算額は 7,317 億円で、前年度(4,645 億円)と比べると 2,672 億円、57.5%増加している。

このうち、前年度からの事業の繰越しに係るものは 4,563 億円で、前年度(2,457 億円)と比べると 2,106 億円、85.7%増加しており、純繰越金も 2,754 億円で、前年度(2,188 億円)と比べると 566 億円、25.9%増加している。

(オ) その他の収入

その他の収入の決算額は 2 兆 3,186 億円で、前年度(1 兆 8,551 億円)と比べると 4,635 億円、25.0%増加している。

この内訳をみると、財産の売却、貸付等の財産収入 3,289 億円(前年度 3,187 億円)、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじの各事業からの収入である収益事業収入 3,366 億円(2,858 億円)、貸付金元利収入 1 兆 1,171 億円(8,200 億円)等となっている。

4 地方財政の役割

国の財政と地方の財政の関係及び地方公共団体における主な行政部門別の経費支出の状況により、地方財政はどのような役割を果たしているかをみると次のとおりである。

(1) 国の財政と地方の財政

ア 財政規模

昭和 49 年度における国(一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の 10 特別会計の純計)と地方(普通会計)の純計歳出額は 33 兆 1,761 億円で、前年度に比べ 7 兆 4,968 億円、29.2%増加している。

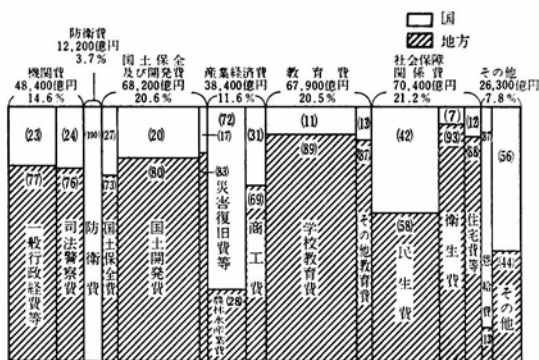
純計歳出額の主な内訳では、社会保障関係費が 7 兆 398 億円(純計歳出額の 21.2%)で、前年度(5 兆 603 億円)に比べ 1 兆 9,795 億円、39.1%の増加、

教育費が6兆7,853億円(20.5%)で、前年度(4兆8,711億円)に比べ1兆9,142億円、39.3%の増加となっている。また、国土保全及び開発費は6兆8,178億円(20.6%)で、前年度(5兆7,378億円)に比べ1兆800億円、18.8%増加している。

社会保障関係費が前年度(30.0%)に引き続き大きな伸びを示し、純計歳出額において最も大きな割合を占めることとなったのは、福祉優先の財政運営を反映して施設建設費、各種扶助費等の伸びが大きかったことと、前年度最も大きな割合を占めていた国土保全及び開発費が総需要抑制策の影響もあって、比較的到低い伸びにとどまったためである。

この純計歳出額を最終支出者としての国と地方に分けてみると、国は10兆5,236億円(前年度8兆4,199億円)、地方は22兆6,525億円(17兆2,594億円)で、前年度に比べると国は2兆1,037億円、25.0%、地方は5兆3,931億円、31.2%それぞれ増加している。この純計歳出額に占める比率は、国31.7%(前年度32.8%)、地方68.3%(67.2%)で近年における両者の比率はほぼ1

第20図 国・地方を通ずる純計歳出規模(目的別分類)

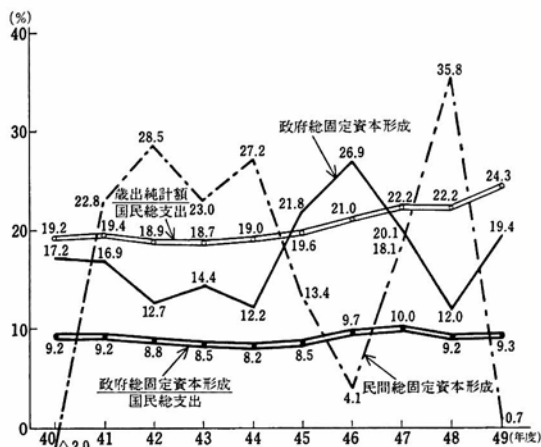


(注) ()内の数値は、目的別経費に占める国、地方の割合を示す。

対2となっており、第20図にみられるとおり、防衛等のように当然国が行う行政は別として、国民生活に関連する公衆衛生、清掃等の衛生費、小・中学校、高等学校等の学校教育費、公営住宅建設等の住宅費、道路整備、都市計画、土地改良等の国土開発費、河川海岸等の国土保全費、警察、消防等

の司法警察費については、その大部分が地方公共団体の手を通じて執行されている。

第21図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び
政府・民間総固定資本形成の前年度増加率



純計歳出額の国民総支出に対する比率をみると、第21図にみられるとおり、昭和49年度は24.3%と40年度以降最も高い割合となっており前年度(22.2%)を2.1%上回っている。これは、個人消費支出の伸びは23.7%と比較的大きかったにもかかわらず、民間総固定資本形成の伸びが0.7%と異常に低かったこと等により、国民総支出の伸びが17.9%と純計歳出額の伸び(29.2%)を大きく下回ったためである。

イ 政府の財貨サービス購入

政府の財貨サービス購入は、人件費、事務費等のように一般政府が民間から財貨及びサービスを定期的に購入するための支出(経常購入)と、一般政府の公共事業関係費、政府企業の設備投資等の有形固定資本形成及び政府企業の在庫品増加のための支出(資本形成)からなっている。

昭和49年度における中央、地方を通じての財貨サービス購入額は27兆911億円(経常購入14兆1,716億円、資本形成12兆9,195億円)で、前年度(21兆58億円(経常購入10兆4,110億円、資本形成10兆5,948億円))と比べると

29.0%(経常購入 36.1%、資本形成21.9%)増加しており、国民総支出の増加率(17.9%)を大きく上回っている。また、この購入額が国民総支出に占める比率をみると19.9%で、前年度(18.2%)をかなり上回っている。

政府の資本形成から政府企業の在庫品増加を除いた政府総固定資本形成の対前年度増加率を民間総固定資本形成のそれと比較してみると、第21図にみられるとおり、両者はほぼ逆の動きを示しており、昭和49年度においては、政府総固定資本形成の対前年度増加率が19.4%とやや大きな伸びを示したのに対して、民間総固定資本形成のそれが0.7%と極端に低い伸びにとどまった。この結果、政府総固定資本形成が国民総支出に占める比率は9.3%と、前年度の比率(9.2%)をわずかに上回っている。

政府の財貨サービス購入を中央と地方に分けてみると、中央政府(三公社、公庫、公団等を含む。)分は11兆3,705億円(経常購入4兆7,178億円、資本形成6兆6,527億円)で、前年度(8兆8,471億円(経常購入3兆5,304億円、資本形成5兆3,167億円))と比べると28.5%(経常購入33.6%、資本形成25.1%)増加しており、国民総支出に対する比率は8.3%(経常購入3.5%、資本形成4.9%)となっている。

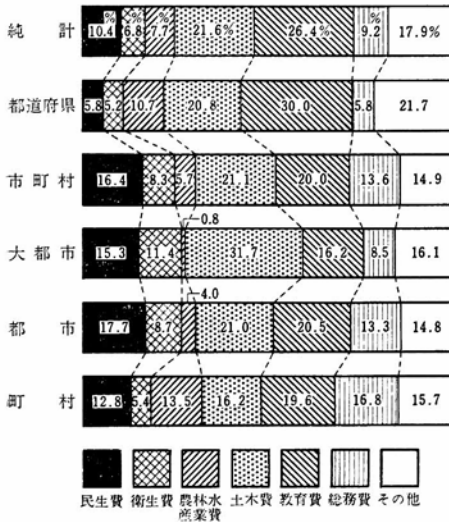
地方政府(公営企業、住宅供給公社を含む。)分は15兆7,206億円(経常購入9兆4,538億円、資本形成6兆2,668億円)で、前年度(12兆1,587億円(経常購入6兆8,806億円、資本形成5兆2,781億円))と比べると29.3%(経常購入37.4%、資本形成18.7%)増加しており、国民総支出に対する比率は11.5%(経常購入6.9%、資本形成4.6%)となっている。

(2) 行政目的別歳出の状況

昭和49年度地方公共団体における歳出決算額(22兆8,879億円)の目的別構成比をみると、教育費(26.4%)と土木費(21.6%)の両者で歳出総額の48.0%を占め、民生費(10.4%)、総務費(9.2%)、農林水産業費(7.7%)、衛生費(6.8%)、警察費(4.0%)、商工費(4.0%)、公債費(3.7%)がこれに次いでいる。49年度においても、前年度に引き続き教育費が最も高い比率を占め、人件費及び施設建設費の上昇等もあって前年度(24.6%)に比べ1.8%の

上昇を示した。一方、土木費は前年度に引き続き総需要抑制策が採られたこともあって、普通建設事業費の伸びが20.2%と歳出総額の伸び31.0%を下回ったため前年度(23.4%)に比べ1.8%低下した。

第22図 目的別歳出決算額の構成比



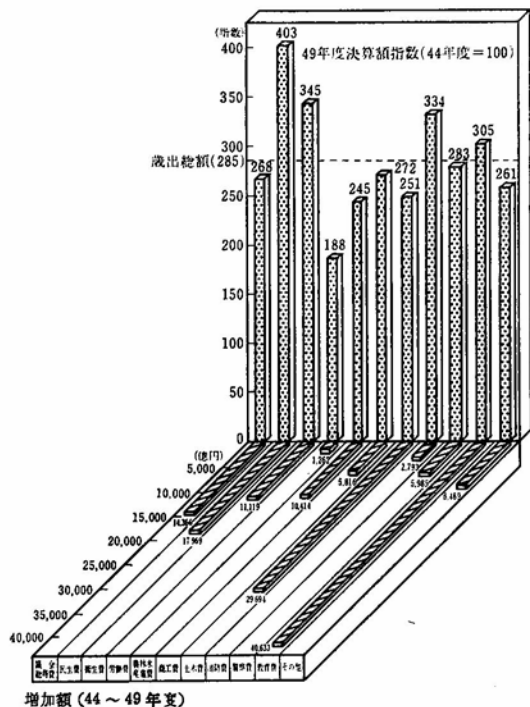
歳出決算額の目的別構成比を団体種類別にみると、第22図にみられるとおり、都道府県、市町村のいずれにおいても教育費(それぞれ30.0%、20.0%)及び土木費(それぞれ20.8%、21.1%)の比率が高く、また、都道府県では農林水産業費(10.7%)、市町村では民生費(16.4%)の比率がこれに次いでいる。更に市町村の歳出決算額の目的別構成比を団体種類別にみると、大都市では、住宅、街路、公共下水道等の生活環境施設の整備を図るための土木費の比率が極めて高く、教育費、民生費、衛生費、総務費がこれに次いでいる。都市では、土木費の比率が最も高く、教育費、民生費、総務費、衛生費がこれに次いでおり、町村では、教育費の比率が最も高く、総務費、土木費、農林水産業費、民生費がこれに次いでいる。

目的別決算額を前年度と比べると、増加額では、教育費1兆7,436億円(歳出増加額に占める比率32.2%)、土木費8,501億円(15.7%)、民生費6,537億円(12.1%)、総務費5,040億円(9.3%)、衛生費4,233億円(7.8%)、農林水産業費2,954億円(5.5%)、警察費2,275億円(4.2%)、商工費2,155億円(4.0%)の順になっている。増加率では、教育費(40.5%)、民生費(37.7%)、衛生費(37.0%)等が歳出総額の増加率(31.0%)を大きく上回っており、土木費(20.8%)、農林水産業費(20.1%)等は歳出総額の増加率を大きく下回っている。

区	分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
		49年度	48年度	増減額	49	48	49	48	49	48
		億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
議 会	費	1,792	1,372	419	0.8	0.8	0.8	0.9	30.5	22.1
議 務	費	21,103	16,062	5,040	9.2	9.2	9.3	10.9	31.4	24.0
民 生	費	23,898	17,361	6,537	10.4	9.9	12.1	16.2	37.7	36.2
衛 生	費	15,658	11,425	4,233	6.8	6.5	7.8	8.3	37.0	26.2
勞 働	費	2,697	2,136	561	1.2	1.2	1.0	1.2	26.3	19.5
農林水産業	費	17,617	14,663	2,954	7.7	8.4	5.5	5.5	20.1	12.0
商 工	費	9,193	7,038	2,155	4.0	4.0	4.0	4.9	30.6	24.6
土 木	費	49,415	40,913	8,501	21.6	23.4	15.7	14.0	20.8	10.9
消 防	費	3,985	2,957	1,029	1.7	1.7	1.9	2.3	34.8	28.2
警 察	費	9,256	6,981	2,275	4.0	4.0	4.2	4.8	32.6	24.3
教 育	費	60,501	43,065	17,436	26.4	24.6	32.2	29.8	40.5	24.7
災 害 復 旧	費	3,854	2,952	902	1.7	1.7	1.7	2.2	30.5	17.8
公 債	費	8,415	6,565	1,849	3.7	3.8	3.4	2.9	28.2	14.7
諸 支 出 金		1,399	1,162	237	0.6	0.7	0.4	0.6	20.4	18.9
前年度繰上充用		98	86	12	0.0	0.0	0.0	0.1	14.4	19.6
合 計		228,879	174,739	54,140	100.0	100.0	100.0	100.0	31.0	19.5

区	分	財 源 内 訳													
		49年度	財 源 内 訳												
		決 算 額	国 支 出	庫 金	使 用 数	料 料	分 担 金	分 担 金	地 方 債	そ の 他 財 源	一 財 源	般 等			
		億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
議 会	費	1,792	100.0	—	—	0	0.0	0	0.0	—	—	6	0.3	1,786	99.7
議 務	費	21,103	100.0	398	1.9	216	1.0	106	0.5	509	2.4	1,534	7.3	18,340	86.9
民 生	費	23,898	100.0	10,178	42.6	550	2.3	430	1.8	845	3.5	814	3.4	11,081	46.4
衛 生	費	15,658	100.0	1,898	12.1	528	3.4	75	0.5	1,634	10.4	1,091	7.0	10,432	66.6
勞 働	費	2,697	100.0	727	27.0	9	0.3	4	0.1	93	3.4	363	13.5	1,501	55.7
農林水産業	費	17,617	100.0	6,172	35.0	57	0.3	1,077	6.1	669	3.8	1,619	9.3	8,023	45.5
商 工	費	9,193	100.0	279	3.0	66	0.7	22	0.2	947	10.3	5,395	58.8	2,484	27.0
土 木	費	49,415	100.0	11,808	23.9	640	1.3	723	1.5	7,980	16.1	5,744	11.6	22,520	45.6
消 防	費	3,985	100.0	53	1.3	8	0.2	—	—	239	6.0	84	2.1	3,601	90.4
警 察	費	9,256	100.0	233	2.5	215	2.3	1	0.0	155	1.7	113	1.2	8,539	92.3
教 育	費	60,501	100.0	14,179	23.4	494	0.8	190	0.3	4,935	8.2	2,226	3.7	38,477	63.6
災 害 復 旧	費	3,854	100.0	2,748	71.3	0	0.0	22	0.6	760	19.7	95	2.5	229	5.9
公 債	費	8,415	100.0	83	1.0	412	4.9	10	0.1	1	0.0	514	6.1	7,395	87.9
諸 支 出 金		1,399	100.0	—	—	0	0.0	1	0.1	253	18.1	458	32.7	687	49.1
前年度繰上充用		98	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	100.0
合 計		228,879	100.0	48,756	21.3	3,196	1.4	2,659	1.2	19,020	8.3	20,056	8.7	135,192	59.1

第23図 目的別歳出決算額の増加状況



目的別歳出決算額のうち主なものについての昭和44年度以降の推移は、第23図にみられるとおりで、民生費(4.03倍)が最も大きい伸びを示し、衛生費(3.45倍)、消防費(3.34倍)、教育費(3.05倍)が歳出総額の伸び(2.85倍)を上回っており、警察費(2.83倍)、商工費(2.72倍)、土木費(2.51倍)、農林水産業費(2.45倍)等は歳出総額の伸びを下回っている。

次に、目的別構成比

のうち主なものについて昭和44年度以降の推移をみると、46年度まで年々比率を高め最も大きな割合(25.6%)を占めていた土木費は、47年度からその比率が低下し、48年度において教育費(24.6%)を下回る23.4%となり、49年度は更に1.8%低下し21.6%と、44年度以降では最低の比率を示すこととなった。一方、教育費の比率は、47年度まで漸減の傾向を示していたが、48年度は1.0%、49年度は1.8%それぞれ比率が高まり、歳出総額の4分の1を上回る26.4%と44年度以降では最も高い率となっている。民生費、衛生費は毎年度比率を高めているが、特に近年における民生費の伸びが高くなっており、49年度では10.4%と教育費、土木費に次ぐ割合となっている。

経費の支出状況を行政の目的に従って土木建設(土木費)、教育と文化(教育費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、民生の安定(民生費、労働費)、

保健衛生と公害防止（衛生費）、警察と消防（警察費、消防費）に分けてみると、次のとおりである。

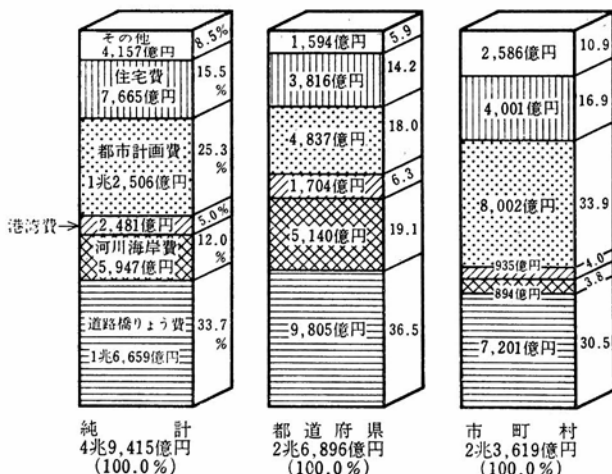
ア 土 木 建 設

最近の都市化、過疎化の進行、日常生活圏の拡大等生活環境の急激な変化に伴い、通勤、通学等地域住民の生活に密接な関係をもつ道路を始め、住宅、公共下水道等の各種公共施設の整備に対する要望はますます強く、地方公共団体における土木行政の重要性は一段と高まっている。

昭和49年度の土木費の決算額は4兆9,415億円で、歳出総額の21.6%（都道府県20.8%、市町村21.1%）を占め、前年度（4兆913億円）と比べると8,501億円、20.8%増加している。

土木費の目的別内訳は、第24図にみられるとおりで、道路橋りょうの新設、改良等の道路橋りょう費(33.7%)と街路の整備、区画整理等の都市計画費(25.3%)の両者で、土木費総額の59.0%を占め、公営住宅の建設等の住宅費(15.5%)、河川の改修、海岸の保全等の河川海岸費(12.0%)がこれに次いでいる。

第24図 土木費の目的別内訳



これらを前年度と比べると、住宅費が1,962億円、34.4%と最も大きい伸びを示し、土木管理費856億円、27.2%、河川海岸費1,006億円、20.4%、都市計画費2,100億円、20.2%がこれに次いでいる。しかしながら、歳出総額の増加率(31.0%)を上回ったのは住宅費のみで、そのほかはいずれもこれを相当下回ることとなった。これは、前年度に引き続き総需要抑制策が採られたため、土木費の中心である普通建設事業費(昭和49年度で74.4%を占めている。)の伸びが低かった(20.2%)ことによるものであるが、このような状況の中で、住宅費は前年度からの繰越事業が多かったため、49年度は大きな伸びとなったものである。

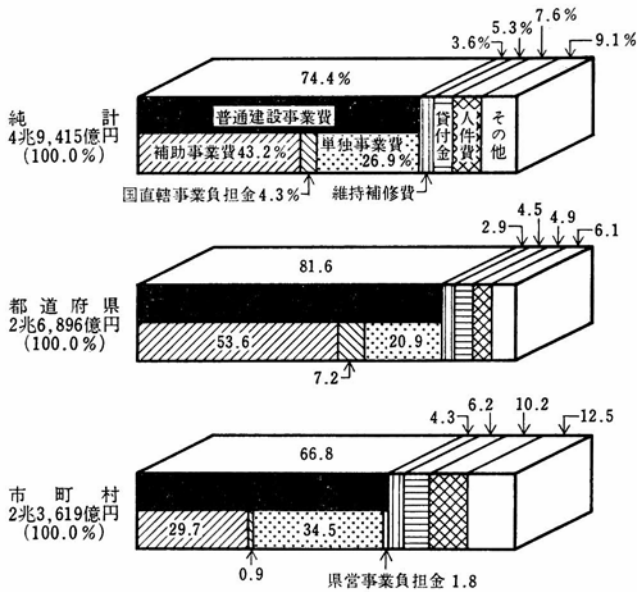
また、土木費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りよう費の比率が36.5%と最も高く、河川海岸費(19.1%)、都市計画費(18.0%)、住宅費(14.2%)がこれに次いでいる。市町村では、都市計画費が33.9%と最も高く、道路橋りよう費(30.5%)、住宅費(16.9%)、土木管理費(10.9%)がこれに次いでいる。

なお、河川改修、海岸保全に係る事業が主として都道府県で行われることもあって、都道府県の河川海岸費が市町村の5.7倍となっており、逆に、街路、公共下水道、区画整理等の事業は市町村で実施されることが多いため、都市計画費は市町村が都道府県の1.7倍となっている。

土木費の性質別内訳は、第25図にみられるとおり、普通建設事業費が3兆6,787億円で、土木費総額の74.4%と最も高い比率を占め、この普通建設事業費の63.9%が補助事業費と国直轄事業負担金で、単独事業費は36.1%となっている。

これらを前年度と比べると、普通建設事業費は6,184億円、20.2%増加し、前年度増加率6.1%を大きく上回ったものの、歳出総額の増加率(31.0%)に対してはかなり低い率となっている。このうち補助事業費は4,271億円、25.0%(前年度増加率0.4%)、単独事業費は1,732億円、15.0%(18.4%)、国直轄事業負担金は181億円、9.2%(4.6%減)となっており、前年度からの繰越額が大きかった補助事業費はかなりの伸びを示したものの、総需要抑制策の影響もあり全般的に低い増加率となっている。

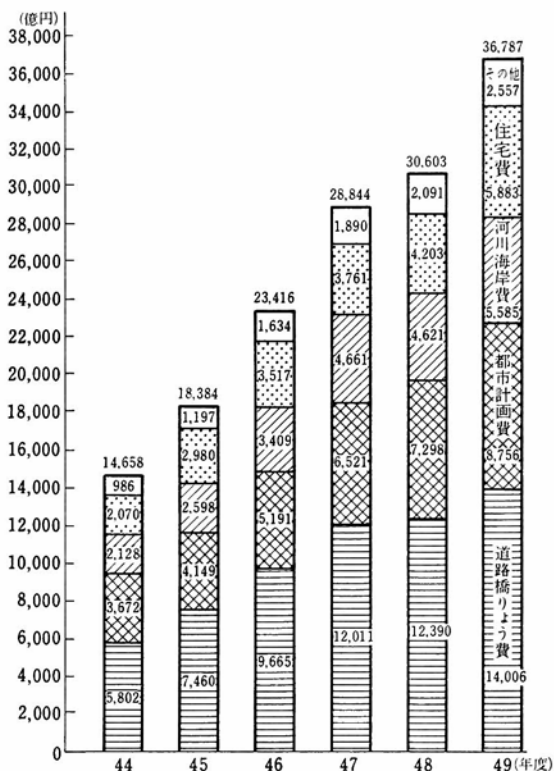
第25図 土木費の性質別内訳



土木費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県、市町村ともに普通建設事業費がそれぞれ土木費総額の81.6%、66.8%と最も高い比率を占めている。このうち補助事業費と国直轄事業負担金の合計額が普通建設事業費に占める割合は、都道府県では74.4%、市町村では45.7%となっている。

土木費の性質別内訳のうち、普通建設事業費及び維持補修費について、目的別に前年度の増加率と比べると、普通建設事業費は、前年度の増加率が極めて低かったこともあって、住宅費(40.0%)を最高に、港湾費、河川海岸費(いずれも20.9%)、都市計画費(20.0%)、道路橋りよう費(13.0%)等いずれも前年度の増加率を大きく上回っている。維持補修費では、港湾費(37.0%)、道路橋りよう費(14.1%)等は前年度の増加率を上回っているが、都市計画費(26.3%)、住宅費(20.1%)、河川海岸費(11.0%)等は前年度の増加率を下回っている。

第26図 土木費の普通建設事業費の推移

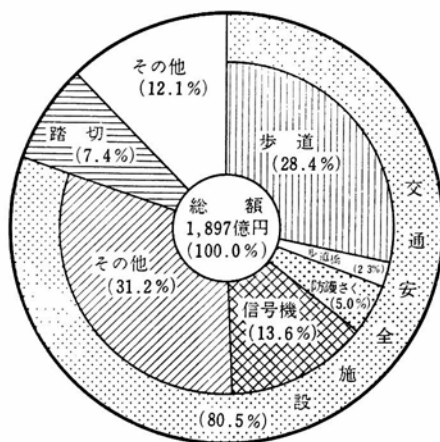


土木費における普通建設事業費の各目的別推移は、第26図にみられるとおりで、昭和44年度と比べると、住宅費2.84倍、河川海岸費2.62倍、道路橋りよう費2.41倍、都市計画費2.38倍となっており、いずれも歳出総額の伸び(2.85倍)を下回っている。

最近の自動車交通量の増加等に伴って発生する交通事故等の防止を図るため、地方公共団体は、交通安全施設の整備、踏切の改良、交通安全思想の普及等幅広い施策を講じている。これら道路交通安全対策に要する経費は、主として土木費、警察費から支出され、その額は年々増加している。

昭和49年度の道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含む)は1,897億円で、前年度(1,846億円)と比べると51億円、2.8%の低い伸びにとどまっている。

第 27 図 道路交通安全対策経費の状況



道路交通安全対策費の内訳は、第 27 図にみられるとおり、歩道、歩道橋、防護さく、信号機等の交通安全施設の整備のための経費が 1,528 億円（道路交通安全対策費総額に占める比率 80.5%）で最も高い比率を占め、救急業務施設整備費、交通安全運動経費等 229 億円（12.1%）、踏切等の立体交差等の改善整備費 140 億円（7.4%）の順になっている。

イ 教育と文化

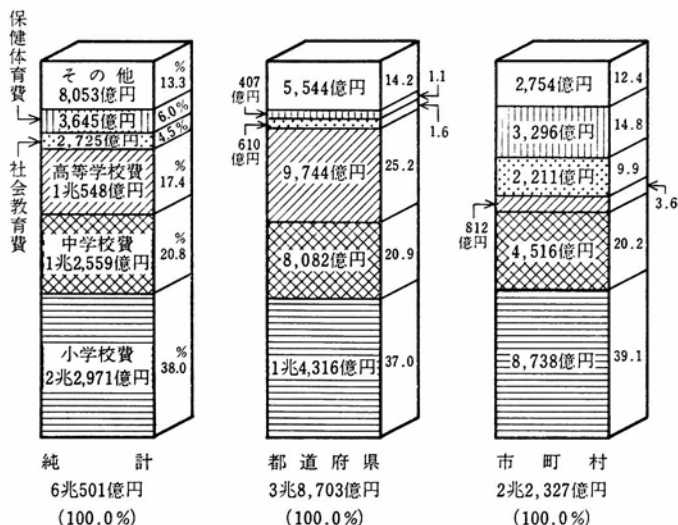
地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育行政を行っており、これは地方公共団体の基本的な行政分野の一つとなっている。最近の教育行政においては、児童生徒急増市町村の小・中学校の整備、高等学校の新設等学校教育の充実及びスポーツ・レクリエーション施設の整備等の社会教育の充実に対する需要がますます増大する傾向を示しており、これら教育条件を整備することは極めて重要になってきている。

教育行政を推進するために要する経費である教育費の決算額は 6 兆 501 億円で、歳出総額の 26.4%（都道府県 30.0%、市町村 20.0%）を占め、前年度（4 兆 3,065 億円）と比べると 1 兆 7,436 億円、40.5%増加している。

教育費の目的別内訳は、第 28 図にみられるとおりで、義務教育に要する経費である小学校費（教育費総額の 38.0%）、中学校費（20.8%）の両者で教育費総額の 58.8%を占め、高等学校費（17.4%）、教育総務費（8.3%）、学校給食費、体育施設費等の保健体育費（6.0%）、社会教育費（4.5%）がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、特殊学校費が 505 億円、60.2%の増加と最も大きい伸びを示し、幼稚園費 339 億円、47.0%、高等学校費 3,204 億

円、43.6%がこれに次いでいる。このほか、小学校費(40.5%)及び中学校費(39.8%)についても前年度の増加率(それぞれ23.2%、22.7%)を大きく上回っている。

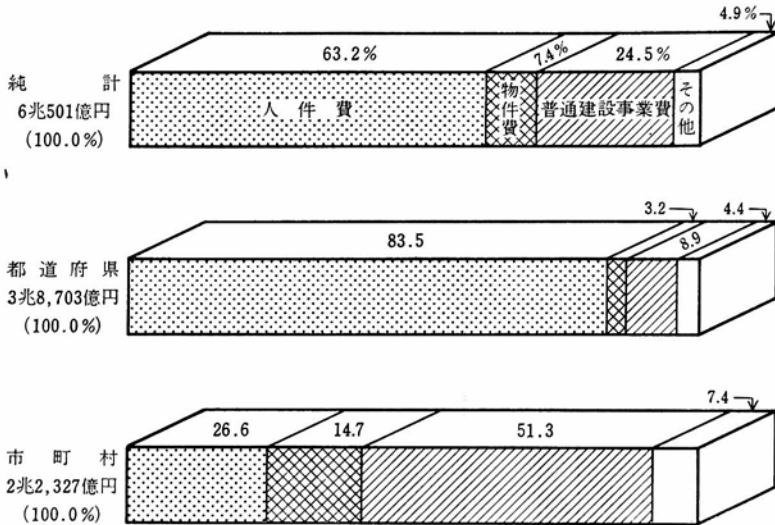
第28図 教育費の目的別内訳



教育費における目的別経費の推移をみると、昭和44年度と比べて、幼稚園費が5.00倍で最も大きい伸びを示しており、次いで特殊学校費が4.02倍、社会教育費が3.75倍、保健体育費が3.53倍でそれぞれ教育費総額の伸び(3.05倍)を上回っている。このように幼稚園費、特殊学校費、社会教育費、保健体育費の伸びが大きいのは、幼児教育の充実のため公立幼稚園の整備が推進されたこと、公立盲ろう養護学校の整備が推進されたこと、青少年教育、成人教育の推進のため公民館、図書館等の社会教育施設の整備充実が重点的に行われたこと及び学校給食の普及に伴う給食施設の整備、国民スポーツを推進するための体育施設の整備が図られたこと等によるものである。

教育費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、小学校費の比率(37.0%)が最も高く、高等学校費(25.2%)、中学校費(20.9%)がこれに次いでいる。市町村では、小学校費(39.1%)が最も高く、中学校費(20.2%)、保健体育費(14.8%)、社会教育費(9.9%)がこれに次いでいる。

第29図 教育費の性質別内訳



教育費の性質別内訳は、第29図にみられるとおりである。人件費は3兆8,248億円で、前年度(2兆6,889億円)と比べて1兆1,359億円、42.2%増加し、前年度の増加率(24.0%)及び歳出総額における人件費の増加率(41.0%)を上回っている。このように伸びが大きいのは、人事院勧告が近年にない高率(29.64%)であったこと及び「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」(いわゆる人材確保法)に基づき昭和49年1月から義務教育職員の給与が9%引き上げられ、49年度は、それが平年度化したこと等によるものである。

また、教育費の性質別内訳のうち普通建設事業費は1兆4,811億円で、前年度(1兆589億円)と比べて4,222億円、39.9%増加している。教育費における普通建設事業費の推移をみると、昭和44年度と比べて3.59倍となっており、歳出総額における普通建設事業費の伸び(2.77倍)を大きく上回っている。

教育費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、義務教育諸学校教職員及び都道府県立学校教職員の人件費を支弁しているため、人件費の比率(83.5%)が高く、市町村では、義務教育施設整備等の普通建設事業費の比

率(51.3%)が高い。また、市町村における普通建設事業費の78.9%を小学校費及び中学校費で占めている。

なお、公立学校の児童生徒数をみると、小学校1,026万人、中学校457万人であり、義務教育においては公立学校がその98.1%を受け持っている。また、公立高等学校の生徒数は301万人であり、高等学校生徒数の69.6%を占めている。

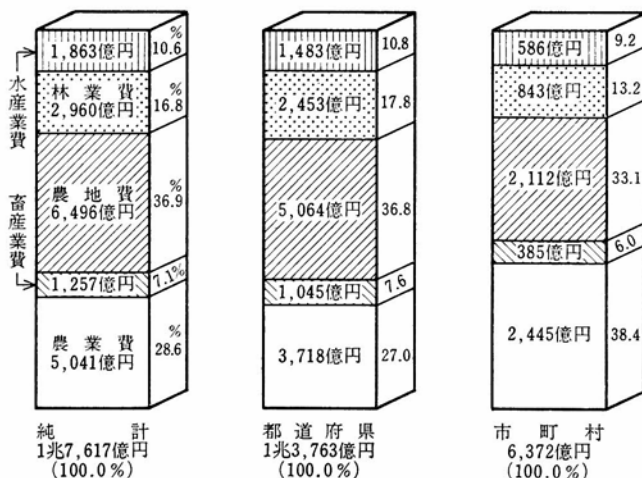
ウ 産業の振興

(ア) 農林水産行政

地方公共団体は、農林漁業の効率的な経営と食糧の安定した供給を図るため、生産基盤の整備、消費流通対策の充実等の施策を実施している。更に、最近においては、総合農政対策、農薬及び工場汚水等による農用地及び漁場等の汚染対策、自然環境保全対策等の施策の推進も重要な課題となっている。

これら諸施策の推進に要する経費である農林水産業費の決算額は1兆7,617億円で、歳出総額の7.7%(都道府県10.7%、市町村5.7%)を占め、前年度(1兆4,663億円)と比べると2,954億円、20.1%増加している。

第30図 農林水産業費の目的別内訳

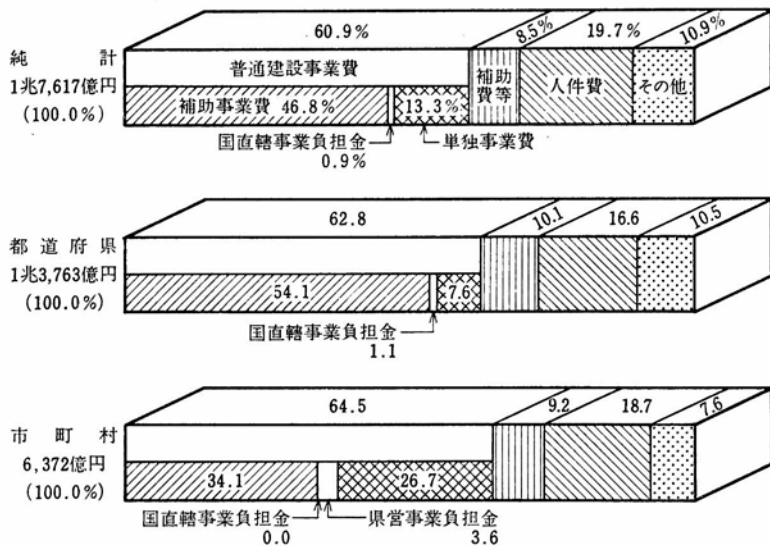


農林水産業費の目的別内訳は、第30図にみられるとおり、土地改良事業、農用地開発事業等農業基盤整備の経費である農地費(36.9%)と、農業改良普及事業、農業経営近代化施設整備事業等の経費である農業費(28.6%)の両

者で農林水産業費総額の 65.5 % を占め、林業費(16.8 %)、水産業費(10.6 %)、畜産業費(7.1 %)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、増加額では、農業費、農地費が大きく、両者で増加額の 62.9 % を占め、林業費がこれに次いでいる。また、対前年度増加率では、畜産業費が 283 億円、29.1 % の増加と最も大きい伸びを示し、水産業費 391 億円、26.5 %、農業費 984 億円、24.3 % がこれに次いでいる。

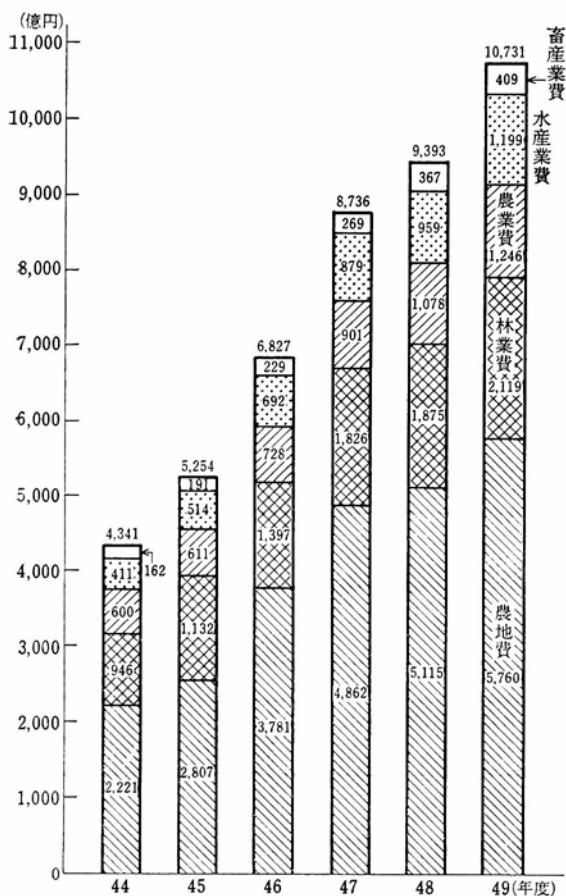
農林水産業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では農地費(36.8 %)の比率が、市町村では農業費(38.4 %)の比率が、それぞれ最も高い。

第31図 農林水産業費の性質別内訳



農林水産業費の性質別内訳は、第31図にみられるとおり、普通建設事業費は1兆731億円で、農林水産業費総額の60.9% (うち補助事業費46.8%) と最も高い比率を占め、人件費3,470億円(19.7%)、補助費等1,492億円(8.5%)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、普通建設事業費は1,338億円、14.2%、人件費は1,012億円、41.1%、補助費等は293億円、24.4%それぞれ増加している。

第 32 図 農林水産業費の普通建設事業費の推移



農林水産業費における普通建設事業費の目的別推移は、第 32 図にみられるとおりで、昭和 44 年度と比べ、水産業費 2.92 倍、農地費 2.59 倍、畜産業費 2.52 倍、林業費 2.24 倍、農業費 2.08 倍となっており、総額では 2.47 倍となっている。また、農林水産業費の普通建設事業費総額に占める目的別の比率をみると、農地費が 53.7%と全体の 2 分の 1 を超え、林業費(19.7%)、農業費(11.6%)がこれに次いでいる。

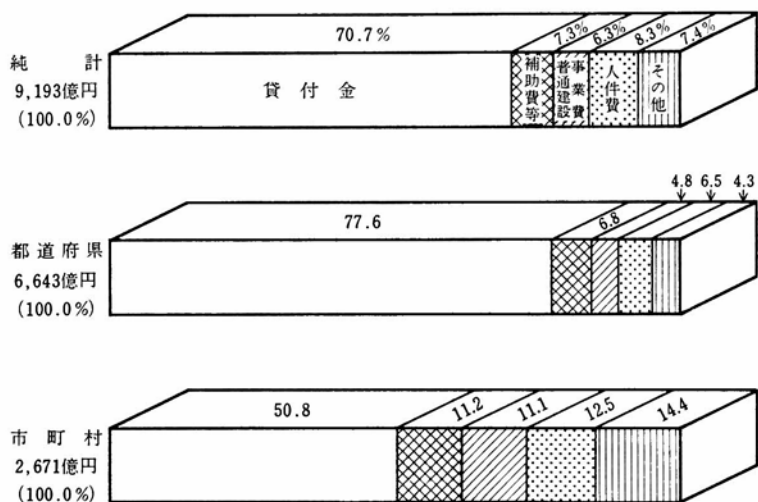
(イ) 商 工 行 政

地方公共団体は、地域における商工業経営の近代化・合理化を図るため、

中小企業の指導育成、工業団地の建設、消費流通対策、自然公園・観光施設の整備及び余暇対策等各種の施策を行っている。

これらの施策の推進に要する経費である商工費の決算額は9,193億円で、歳出総額の4.0%(都道府県5.1%、市町村2.4%)を占め、前年度(7,038億円)と比べると2,155億円、30.6%増加している。

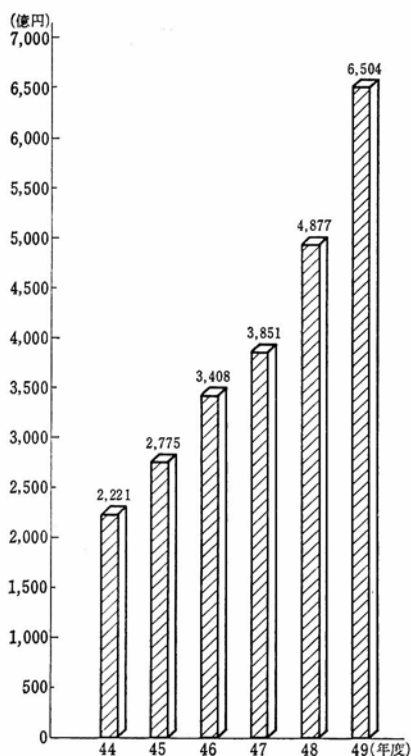
第33図 商工費の性質別内訳



商工費の性質別内訳は、第33図にみられるとおり、経営の安定化等のための貸付金が6,504億円で商工費総額の70.7%と3分の2を超え、人件費766億円(8.3%)、補助費等669億円(7.3%)、普通建設事業費583億円(6.3%)がこれに次いでいる。このように資金の貸付事業が商工行政の中心となっているのは、地場産業としての中小企業に対する経営運転資金、機械設備の近代化、高度化資金、更に、経済環境の変動に対応するための資金等を低利で貸し付けることによって、中小企業の健全な育成を図ろうとしていることによるものである。

商工費の性質別内訳を前年度と比べると、貸付金が1,626億円、33.3%増加しており、この増加額は商工費総額の増加額の75.5%を占めている。また、

第34図 商工費の貸付金貸付額の推移



人件費は229億円、42.7%増加しており、普通建設事業費は47億円、8.8%と低い伸びになっている。

商工費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では貸付金が77.6%と商工費の4分の3を超え、補助費等(6.8%)、人件費(6.5%)がこれに次ぎ、市町村でも貸付金が50.8%と2分の1を占め、人件費(12.5%)、補助費等(11.2%)、普通建設事業費(11.1%)がこれに次いでいる。

商工費のうち貸付金の推移をみると、第34図にみられるとおりで、昭和44年度と比べると2.93倍と、商工費総額の2.72倍を上回っている。

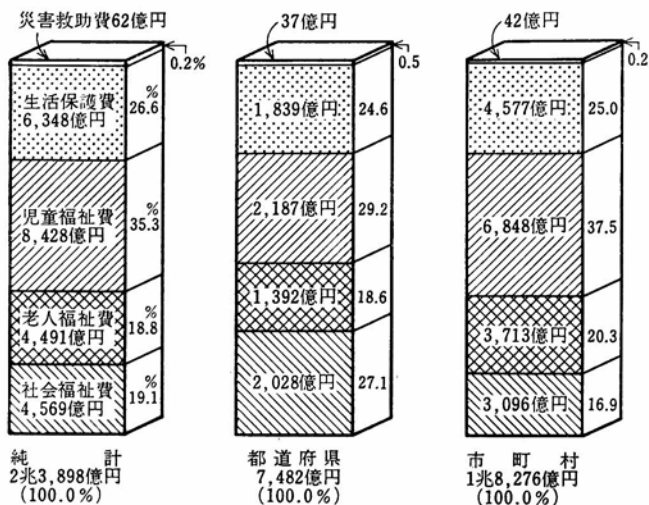
エ 民生の安定

(ア) 社会福祉行政

最近における社会経済情勢の進展に伴い、老人の生活の安定と健康保持、児童の健全な育成、心身障害者の援護、生活困窮者に対する社会保障等各種の社会福祉対策の強化が急務となっている。地方公共団体はこれらの諸問題に対処するため、保育所、老人福祉施設、心身障害者福祉施設の整備、運営や生活保護の実施等社会福祉向上のための努力が続けられている。

これら社会福祉行政の推進に要する経費である民生費の決算額は2兆3,898億円で、歳出総額の10.4%(都道府県5.8%、市町村16.4%)を占め、前年度(1兆7,361億円)と比べると6,537億円、37.7%と大幅に増加している。

第35図 民生費の目的別内訳



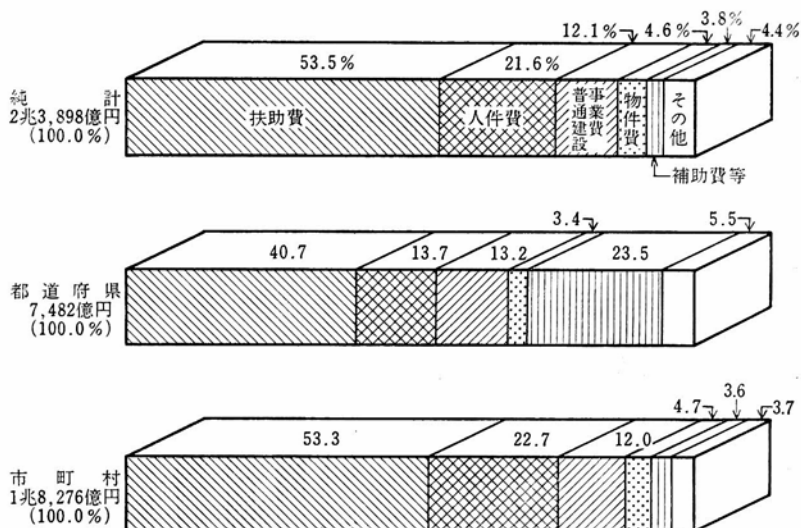
民生費の目的別内訳は、第35図にみられるとおり、保育所の設置運営費等の児童福祉費が民生費総額の35.3%と最も高い比率を占め、生活困窮者の援護を行うための生活保護費(26.6%)、心身障害者対策等に要する経費である社会福祉費(19.1%)、老人福祉施設の設置運営費、老人医療費の公費負担等の老人福祉費(18.8%)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、児童福祉費が2,473億円、41.5%、社会福祉費が1,303億円、39.9%、老人福祉費が1,265億円、39.2%、生活保護費が1,462億円、29.9%それぞれ増加している。

民生費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県においては、児童福祉費が29.2%と最も高い比率を占め、社会福祉費(27.1%)、生活保護費(24.6%)がこれに次いでいる。市町村においては、児童福祉費が37.5%と最も高く、生活保護費(25.0%)、老人福祉費(20.3%)、社会福祉費(16.9%)がこれに次いでいる。

民生費における目的別経費の推移をみると、各種の社会福祉施策が推進されたことを反映して、昭和44年度と比べ、老人福祉費10.85倍、児童福祉費4.62倍、社会福祉費3.85倍となっている。また、民生費総額においても4.03

倍となっており、生活保護費(2.55倍)を除いていずれも歳出総額の2.85倍を上回っている。

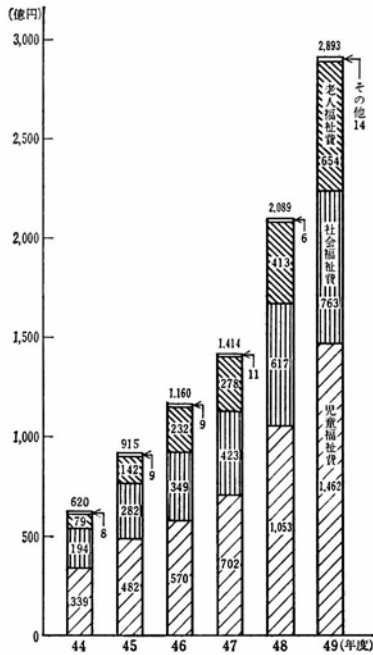
第36図 民生費の性質別内訳



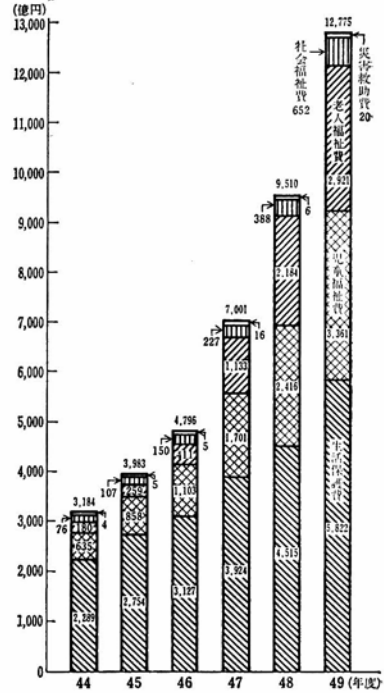
民生費の性質別内訳は、第36図にみられるとおりで、被保護者に対する生活扶助費、保育所等の入所措置者に対する措置費、児童手当の支給に要する経費等である扶助費が1兆2,775億円で、民生費総額の53.5%と2分の1を超える比率を占め、各種社会福祉施設関係職員等の人件費5,174億円(21.6%)、普通建設事業費2,893億円(12.1%)がこれに次いでいる。これらを前年度と比べると、増加額では、扶助費が3,266億円増加し、民生費総額の増加額の50.0%を占めている。また、対前年度増加率では、人件費が47.9%と最も大きい伸びを示し、補助費等が39.3%、普通建設事業費が38.5%、扶助費、貸付金がそれぞれ34.3%増加している。

民生費の性質別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、扶助費が40.7%と最も高い比率を占め、補助費等(23.5%)、人件費(13.7%)、普通建設事業費(13.2%)がこれに次いでいる。市町村では、扶助費が53.3%と最も高い比率を占め、人件費(22.7%)、普通建設事業費(12.0%)がこれに次いでいる。

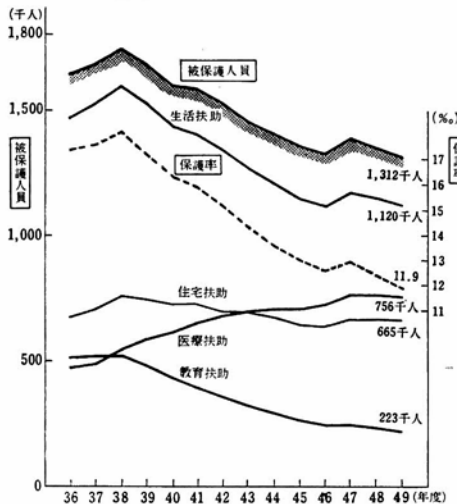
第37図 民生費の普通建設事業費の推移



第38図 民生費の扶助費の推移



第39図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移



民生費における普通建設事業費の目的別推移は、第37図にみられるとおりで、昭和44年度と比べると、老人福祉費は8.32倍、児童福祉費は4.32倍、社会福祉費は3.93倍となっており、総額では4.67倍となっている。

更に、民生費における扶助費の目的別推移は、第38図にみられるとおりで、昭和44年度と比べると、老人福祉費

は 16.19 倍、社会福祉費は 8.57 倍、児童福祉費は 5.29 倍と民生費における扶助費総額の伸び 4.01 倍を大きく上回っており、生活保護費は 2.54 倍にとどまっている。

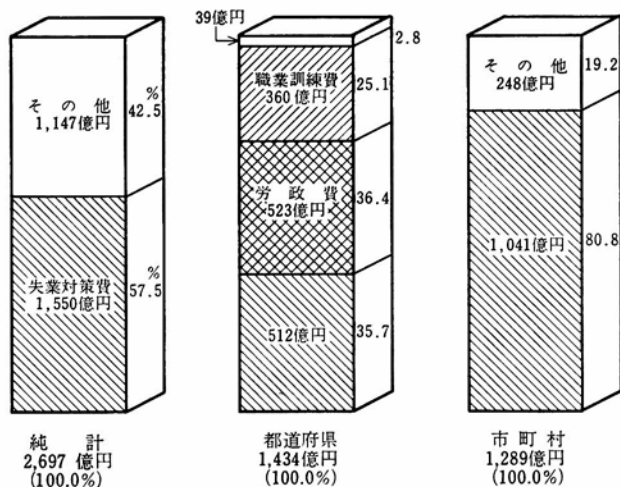
生活保護の被保護人員及び保護率は、第 39 図にみられるとおりで、両者とも昭和 38 年度以降減少傾向が続き、47 年度には沖縄県分が加わったこともあって増加したが、48 年度から再び減少し、49 年度は平均で 131 万人、人口千人当たりの保護率は 11.9 %となっている。扶助の内訳をみると、生活扶助、住宅扶助、教育扶助及び医療扶助の人員は、いずれも前年度と比べて減少している。

(イ) 労働行政

地方公共団体は、職業訓練の充実、労使関係の安定、労働者のための各種施設の整備運営及び失業対策等の諸施策を推進し、労働者の福祉向上に努めている。

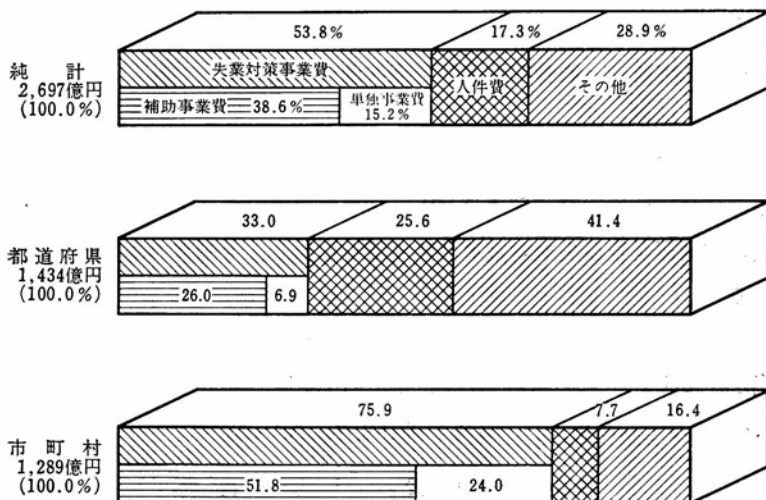
これら諸施策の推進に要する経費である労働費の決算額は 2,697 億円で、歳出総額の 1.2 % (都道府県 1.1 %、市町村 1.2 %) を占め、前年度 (2,136 億円) と比べると 561 億円、26.3 % の伸びを示している。

第 40 図 労働費の目的別内訳



労働費の目的別内訳は、第40図にみられるとおりで、失業対策費が労働費総額の57.5%を占め、その他の42.5%は職業訓練費、労働者金融対策、労働者福祉対策等の労政費及び労働委員会費等の経費である。これらを前年度と比べると、失業対策費は320億円、26.1%、その他は241億円、26.5%増加している。

第41図 労働費の性質別内訳



労働費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、労政費が36.4%を占め、失業対策費(35.7%)、職業訓練費(25.1%)がこれに次いでいる。市町村では、失業対策費が80.8%と労働費総額の大部分を占めている。

労働費の性質別内訳は、第41図にみられるとおり、土木関係、清掃関係等の失業対策事業費が1,451億円、労働費総額の53.8%を占め、人件費466億円(17.3%)がこれに次いでいる。

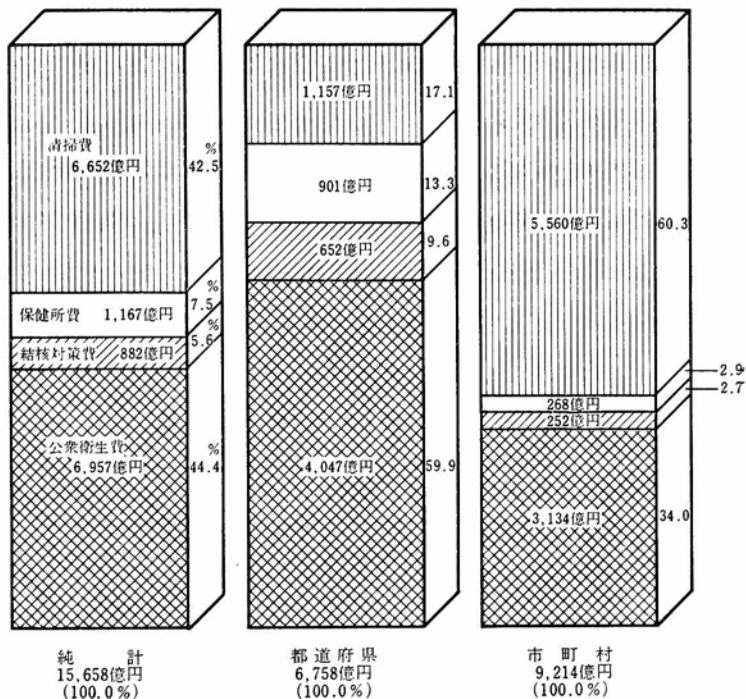
オ 保健・衛生と公害防止

(ア) 保健・衛生

地方公共団体は、住民の健康を確保増進し生活環境の向上を図るため、結核、伝染病、成人病等に対する医療対策、精神衛生対策、食品衛生対策等の諸施策を推進するとともに、し尿・ごみ処理施設の整備、更には公害対策の推進等、住民に密着した諸施策を積極的に講じている。

これらの諸施策の推進に要する経費である衛生費の決算額は1兆5,658億円で、歳出総額の6.8%(都道府県5.2%、市町村8.3%)を占め、前年度(1兆1,425億円)と比べると4,233億円、37.0%と大幅に増加している。

第42図 衛生費の目的別内訳



衛生費の目的別内訳は、第42図にみられるとおり、公衆衛生費6,957億円(44.4%)及び清掃費6,652億円(42.5%)の両者で衛生費総額の86.9%とその大部分を占め、保健所費1,167億円(7.5%)、結核対策費882億円(5.6%)がこれに次いでいる。

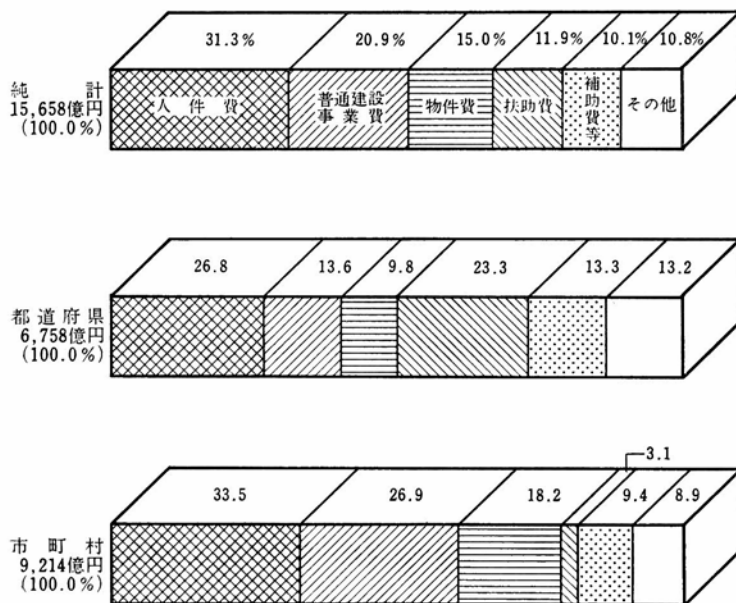
これを前年度と比べると、清掃費1,889億円、39.7%、公衆衛生費1,892億円、37.3%と大幅に増加しており、保健所費306億円、35.5%、結核対策費146億円、19.9%がこれに次いでいる。

清掃費の伸びが大きかったのは、消費生活水準の向上、産業活動の拡大等に伴い排出されるごみ等の廃棄物の増加に対し、これを衛生的に処理するため、昭和47年3月に「廃棄物処理施設整備計画」が策定され、積極的に事業の推進が図られたこと等によるものである。

また、公衆衛生費については、精神病院、精神衛生相談所に係る経費等の増加及び病院事業会計の経営悪化に対する普通会計からの繰出金が増加したこと等によるものである。

衛生費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、精神衛生、食品衛生対策等に係る公衆衛生費の比率が59.9%と最も高く、清掃費(17.1%)、保健所費(13.3%)がこれに次いでいる。市町村では、し尿・ごみの収集処理施設の整備運営等に係る清掃費の比率が60.3%と最も高く、公衆衛生費(34.0%)、保健所費(2.9%)がこれに次いでいる。

第43図 衛生費の性質別内訳

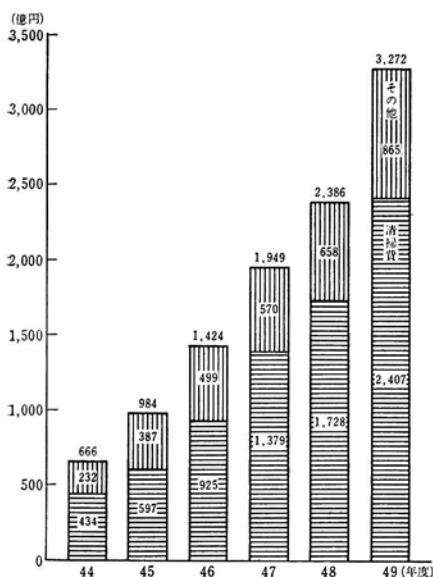


衛生費の性質別内訳は、第43図にみられるとおり、保健所職員、清掃関係職員等の人件費が4,900億円で衛生費総額の31.3%と最も高い比率を占め、普通建設事業費3,272億円(20.9%)、物件費2,343億円(15.0%)、扶助費1,857億円(11.9%)、補助費等1,579億円(10.1%)がこれに次いでいる。

これを前年度と比べると、人件費が保健所職員、清掃関係職員等の給与改定や人員増により1,415億円、40.6%と大幅な伸びを示している。

また、普通建設事業費は886億円、37.1%増加しており、うち補助事業費が417億円、47.5%と伸びが著しい。

第44図 衛生費の普通建設事業費の推移



これらを団体種類別にみると、都道府県では、人件費の比率が26.8%と最も高く、扶助費(23.3%)がこれに次いでいる。市町村においても、人件費が33.5%と最も高く、普通建設事業費(26.9%)、物件費(18.2%)がこれに次いでいる。

衛生費における普通建設事業費の推移は、第44図にみられるとおりで、昭和44年度と比べると4.9倍と大きな伸びを示している。

なお、普通建設事業費の大半は、し尿・ごみ処理施設等廃棄物処理施設のための経費である。

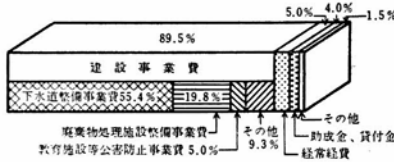
(イ) 公害防止

近年の経済社会の急激な発展に伴い、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、地盤沈下、悪臭等の公害問題が生じ、これに対する諸施策の強化が緊要となってきた。

このため、地方公共団体は公害の監視、測定体制の強化、下水道等の社会資本の整備等の積極的な公害防止対策を講じている。

昭和49年度において、公害対策基本法に基づく公害防止計画を策定している地域は、第一次地域から第五次地域までの31地域となっている。

第 45 図 公害対策経費の状況



一方、昭和 49 年度においてこれら公害問題に対処するため、地方公共団体が支出した経費（公営企業会計に係るものを含む）は、1 兆 1,969 億円（都道府県 4,573 億円、市町村 7,396 億円）となっている。これを前

年度 9,537 億円（都道府県 3,501 億円、市町村 6,036 億円）と比べると 2,432 億円、25.5%増加している。

公害対策経費の内訳は、第 45 図にみられるとおり、建設事業費が 1 兆 710 億円で、公害対策経費の 89.5%と大部分を占め、次いで、人件費、監視測定用の機械器具購入等の経常経費 601 億円（公害対策経費に占める比率 5.0%）、民間の企業等に対する助成金、貸付金が 480 億円（4.0%）となっている。

次に、建設事業費の内訳をみると、下水道整備事業費が 6,628 億円で公害対策経費の 55.4%と最も高い比率を占めており、公害対策の中心をなしている。また、前年度（5,700 億円）と比べると 928 億円、16.3%増加している。次いで、廃棄物処理施設整備事業費が 2,373 億円（公害対策経費に占める比率 19.8%）、教育施設等の公害防止事業費が 604 億円（5.0%）となっている。

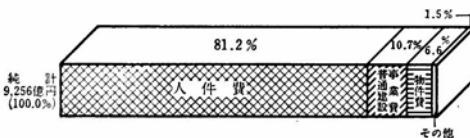
カ 警察と消防

(ア) 警察行政

犯罪の予防、交通安全の確保その他地域社会の秩序と安全を維持し、国民の生命財産を保護すること等が、警察行政の任務である。また、近年モータリゼーションの進展等により発生する交通情勢に対応する交通総合対策の充実強化が重要となっている。

警察費の決算額は 9,256 億円で、歳出総額の 4.0%を占め、前年度（6,981 億円）と比べると 2,275 億円、32.6%増加している。

第 46 図 警察費の性質別内訳



警察費の性質別内訳は、第 46 図にみられるとおり、警察官等の人件費が 7,514 億円で、警察費総額の 81.2%と最も高い比率を占め、交通信

号機の設置等の普通建設事業費 991 億円(10.7%)、物件費 609 億円(6.6%)がこれに次いでいる。

これらを前年度と比べると、人件費が 1,955 億円、35.2%と大きい伸びを示し、物件費 109 億円、21.9%、普通建設事業費 175 億円、21.4%がこれに次いでいる。

次に、警察職員数についてみると、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員は、昭和 50 年 4 月 1 日現在 22 万 6 千人(前年同期 22 万人)であり、そのうち警察官は 19 万 5 千人で、前年同期(18 万 9 千人)と比べると 6 千人、3.2%増加している。また、警察事務職員は 3 万 1 千人で、前年同期(3 万人)とほぼ同数となっている。

なお、年々増加を続けてきた交通事故の人身に係る事故件数は、昭和 44 年をピークとして 45 年以降減少に転じ、49 年には 49 万件と前年(58 万 7 千件)と比べ 9 万 7 千件、16.4%減少している。

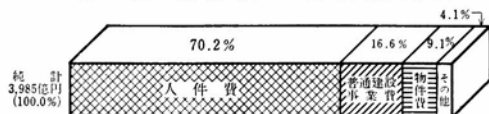
また、交通事故に係る業務上等過失致死傷害罪の発生件数も昭和 45 年(65 万 3 千件)をピークに 46 年以降減少を続けており、49 年には 46 万 1 千件と前年(53 万 8 千件)と比べ 7 万 7 千件、14.4%減少している。

(イ) 消 防 行 政

近年、高層化、深層化していく建築物、日常生活における各種危険物品のはん濫、石油コンビナート及び危険物貯蔵所の増加等に伴い火災等による災害は、複雑多様化する傾向にある。このような事態に対処し地域住民の生命財産を守るため、地方公共団体は、消防力の近代化、消防組織の常備化、広域化等消防力の充実強化を図るとともに救急体制の整備を行ってきている。

これらの諸施策の推進に要する経費である消防費の決算額は 3,985 億円で、歳出総額の 1.7%(都道府県 0.4%、市町村 3.1%)を占め、前年度(2,957 億円)と比べると 1,029 億円、34.8%と大幅に増加している。

第 47 図 消防費の性質別内訳



消防費の性質別内訳は、第 47 図にみられるとおり、消防関係職員の人件費が 2,800 億

円で、消防費総額の 70.2%を占め、消防自動車、救急自動車等の購入、

消防庁舎の建設等の普通建設事業費 660 億円 (16.6%)、物件費 363 億円 (9.1%) がこれに次いでいる。

火災発生件数は、昭和 49 年において 6 万 8 千件と前年 (7 万 3 千件) に比べると 5 千件減少しており、総損害額は 1,123 億円、死傷者数は 1 万 1 千人で前年 (1,138 億円、1 万 2 千人) と比べると総損害額は 15 億円、1.3%、死傷者数は 1 千人、8.1% 減少している。

なお、消防行政の一環としての救急業務は、各災害の増大等により、救急搬送等の業務量は依然として増加しており、昭和 49 年中の救急出場件数は、142 万件 (前年 134 万件) であるが、そのうち交通事故による出場件数は 28 万 9 千件で、前年 (31 万 8 千件) と比べ 2 万 9 千件減少している。これは、45 年からの交通事故件数自体の減少等によるものである。また、救急業務を実施している市町村の数は増加しており、50 年 4 月 1 日現在 2,575 団体 (全市町村の 79.1%) で、前年同期 (2,429 団体) と比べると 146 団体、6.0% 増加している。

5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を性質別に分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、次のとおりである。

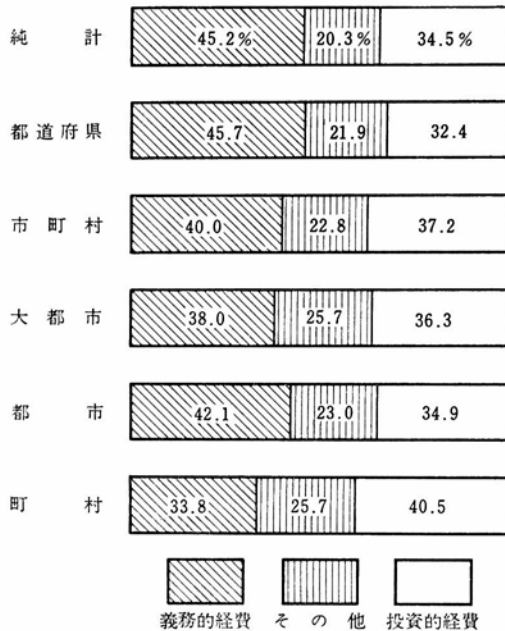
(1) 概 況

昭和 49 年度歳出決算額 (22 兆 8,879 億円) の性質別構成比をみると、人件費 (35.0%) と普通建設事業費 (32.2%) の両者で 67.2% を占めており、扶助費 (6.5%)、物件費 (6.1%)、貸付金 (5.6%)、補助費等 (4.2%)、公債費 (3.6%) がこれに次いでいる。歳出決算額の性質別構成比の中で、45 年度以降 48 年度まで最も高い比率を占めていた普通建設事業費が、49 年度においては、人件費に次ぐ比率となっているが、これは、人事院勧告が近年にない高率 (29.64%) であったこと等により、人件費の伸びが極めて大きかったのに対し、普通建設事業費の伸びは、総需要抑制策のため比較的小さかったためである。歳出決算額に占める人件費の構成比は、既に 48 年度において上昇に転じていたが、49 年度は、48 年度の構成比 (32.5%) を更に 2.5% 上回っ

区 分	決 算 額			決算額構成比		増減額構成比		対前年度増減率	
	49年度	48年度	増減額	49	48	49	48	49	48
	億円	億円	億円	%	%	%	%	%	%
人 件 費	80,093	56,822	23,271	35.0	32.5	43.0	39.8	41.0	25.0
物 件 費	13,848	10,867	2,982	6.1	6.2	5.5	7.5	27.4	24.5
維持補修費	2,774	2,329	445	1.2	1.3	0.8	1.2	19.1	16.7
扶助費	14,920	11,078	3,843	6.5	6.3	7.1	9.1	34.7	30.4
補助費等	9,530	7,277	2,253	4.2	4.2	4.2	5.1	31.0	24.8
普通建設事業費	73,681	59,573	14,107	32.2	34.1	26.1	23.0	23.7	12.4
補助事業費	40,501	32,101	8,400	17.7	18.4	15.5	7.2	26.2	6.8
単独事業費	30,885	25,374	5,510	13.5	14.5	10.2	16.1	21.7	22.0
国直轄事業負担金	2,295	2,098	197	1.0	1.2	0.4	0.3	9.4	3.7
災害復旧事業費	3,853	2,952	901	1.7	1.7	1.7	2.2	30.5	17.8
失業対策事業費	1,451	1,154	297	0.6	0.7	0.5	0.6	25.8	17.6
公 債 費	8,336	6,512	1,824	3.6	3.7	3.4	2.9	28.0	14.6
積立金	2,715	2,354	361	1.2	1.3	0.7	2.3	15.4	39.0
投資及び出資金	1,218	1,207	11	0.5	0.7	0.0	0.7	0.9	19.4
貸付金	12,768	9,455	3,312	5.6	5.4	6.1	6.6	35.0	25.0
繰出金	3,594	3,073	521	1.6	1.8	1.0	3.7	16.9	51.4
前年度繰上充用金	98	86	12	0.0	0.0	0.0	0.1	14.4	19.6
合 計	228,879	174,739	54,140	100.0	100.0	100.0	100.0	31.0	19.5

区 分	49年度		財 源 内 訳											
	決算額		国 庫 金		使 用 料		分 担 金		地 方 債		そ の 他 特 定 財 源		一 般 財 源	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
人 件 費	80,093	100.0	12,974	16.2	1,181	1.4	119	0.1	1	0.0	469	0.7	65,369	81.6
物 件 費	13,848	100.0	1,023	7.4	1,043	7.5	111	0.8	4	0.0	819	6.0	10,848	78.3
維持補修費	2,774	100.0	56	2.0	317	11.4	55	2.0	—	—	101	3.7	2,245	80.9
扶助費	14,920	100.0	10,214	68.5	61	0.4	237	1.6	—	—	103	0.6	4,305	28.9
補助費等	9,530	100.0	1,037	10.9	111	1.2	51	0.5	0	0.0	514	5.4	7,817	82.0
普通建設事業費	73,681	100.0	19,803	26.9	82	0.1	1,940	2.6	16,644	22.6	6,754	9.2	28,458	38.6
補助事業費	40,501	100.0	19,803	48.9	6	0.0	1,042	2.6	7,836	19.3	2,151	5.3	9,663	23.9
単独事業費	30,885	100.0	—	—	75	0.2	843	2.7	8,268	26.8	4,537	14.7	17,162	55.6
国直轄事業負担金	2,295	100.0	0	0.0	1	0.0	55	2.4	540	23.5	66	2.9	1,633	71.2
災害復旧事業費	3,853	100.0	2,748	71.3	0	0.0	22	0.6	760	19.7	95	2.5	228	5.9
失業対策事業費	1,451	100.0	594	40.9	0	0.0	1	0.1	45	3.1	15	1.0	796	54.9
公 債 費	8,336	100.0	86	1.0	412	4.9	7	0.1	1	0.0	515	6.2	7,315	87.8
積立金	2,715	100.0	50	1.8	5	0.2	92	3.4	—	—	536	19.8	2,032	74.8
投資及び出資金	1,218	100.0	20	1.6	0	0.0	9	0.7	414	34.0	48	4.0	727	59.7
貸付金	12,768	100.0	133	1.0	3	0.0	1	0.0	1,147	9.0	9,787	76.7	1,697	13.3
繰出金	3,594	100.0	20	0.6	1	0.0	15	0.4	4	0.1	295	8.2	3,259	90.7
前年度繰上充用金	98	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	100.0
合 計	228,879	100.0	48,756	21.3	3,196	1.4	2,659	1.2	19,020	8.3	20,056	8.7	135,192	59.1

第 48 図 性質別歳出決算額の構成比



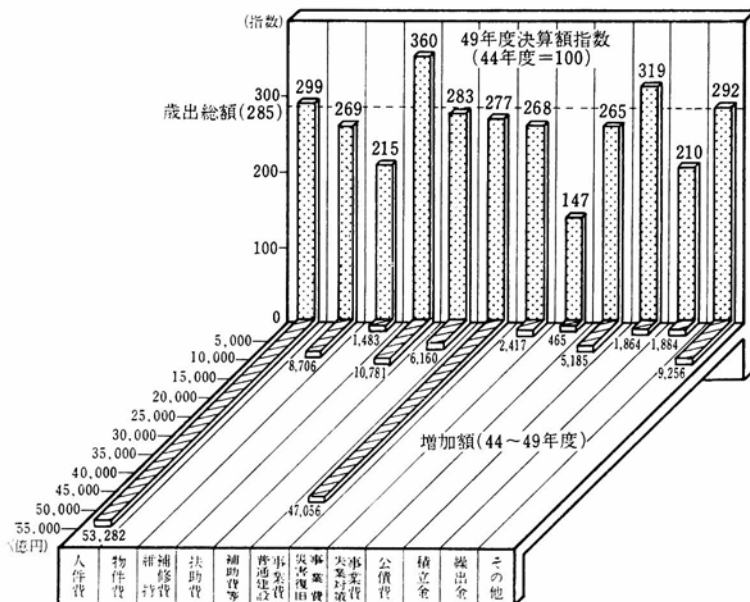
ており、財政硬直化を進行させた大きな要因となっている。

なお、前年度の比率を下回ったのは、普通建設事業費(前年度 34.1%)、物件費(6.2%)、公債費(3.7%)、繰出金(1.8%)、維持補修費(1.3%)、積立金(1.3%)、失業対策事業費(0.7%)、投資及び出資金(0.7%)である。

団体種類別に義務的経費と投資的経費の構成比をみると、第 48 図にみられるとおりである。義務的経費の歳出総額に占める比率は、都道府県(45.7%)が市町村(40.0%)に比べて高くなっている。これは、都道府県が義務教育諸学校教職員及び警察職員の給与を支弁しているためである。また、市町村のうち町村における義務的経費の比率が 33.8%と低いのは、都市と異なり、生活保護等の実施が都道府県によって行われているからである。

性質別の歳出決算額の推移は、第 49 図にみられるとおりで、昭和 44 年度と比べると、扶助費が 3.60 倍と最も大きい伸びを示しており、積立金(3.19 倍)、人件費(2.99 倍)も歳出総額の伸び(2.85 倍)を上回っている。

第49図 性質別歳出決算額の増加状況



(2) 義務的経費

義務的経費は、その支出が義務付けられている経費で、人件費、扶助費及び公債費からなっている。

義務的経費の決算額は10兆3,349億円で、前年度(7兆4,412億円)と比べると2兆8,937億円、38.9%増加しており、昭和29年度以降これまでの最高であった前年度の増加率(24.8%)を更に大きく上回っている。

義務的経費の内訳をみると、特に、この経費の77.5%を占める人件費は8兆93億円となっており、人事院勧告が近年にない高率(29.64%)であったこと、教育職員について人材確保法に基づく待遇改善(昭和49年1月1日から実施された第一次改善(給与の9%の引上げ)の平年度化)がなされたこと及び職員数が引き続き増加したこと等により、その増加率は41.0%と前年度(25.0%)を大幅に上回る極めて高い伸びを示している。また、増加額は、

前年度の増加額(1兆1,362億円)を1兆1,909億円上回る2兆3,271億円にも達している。

扶助費は1兆4,920億円となっており、前年度(1兆1,078億円)と比べると、生活扶助基準の引上げ、医療費の上昇等により、3,843億円、34.7%増加しており、昭和47年度の増加率(42.6%)よりは下回ったものの、前年度の増加率(30.4%)を上回っており、引き続き大幅に増加している。

公債費は8,336億円となっており、前年度(6,512億円)と比べると1,824億円、28.0%増加している。

この結果、歳出総額に占める義務的経費の割合(45.2%)は、前年度(42.6%)と比べて2.6%高まり、財政硬直化が一段と進行したことを示している。

ア 人 件 費

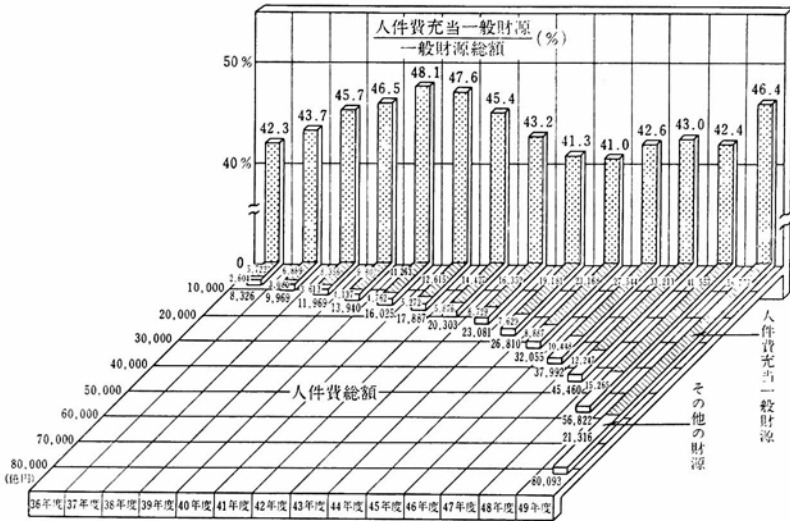
人件費は、一般職等の職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、恩給、議員報酬等からなっている。

人件費の決算額は8兆93億円で、前年度(5兆6,822億円)と比べると2兆3,271億円、41.0%増加している。

人件費の歳出総額に占める比率は、昭和41年度以降47年度まで漸減してきたが、48年度において上昇傾向に転じ、49年度は更に高まって35.0%となり、47年度(31.1%)に比べると3.9%も高くなって、42年度(35.5%)の水準にはほぼ逆もどりし、財政硬直化を進行させた大きな要因となっている。

人件費の歳出総額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は39.3%(前年度36.6%)で、義務教育諸学校教職員及び警察職員の給与を支弁しているため、市町村の26.2%(24.3%)に比べてかなり高い比率を示している。人件費の増加額が歳出総額の増加額に占める比率を団体種類別にみると、都道府県は48.4%(前年度52.9%)、市町村は32.5%(26.2%)となっており、都道府県及び市町村ともに、給与改定率が高かったこと等を反映して、近年における水準と比べるとそれぞれ高い比率を示している。都道府県の比率が前年度の比率を下回っているのは、前年度の比率が、総需要抑制策等により伸びの小さかった歳出総額の増加額を基に算定されたため、結果的に高い比率になっていたことによるものである。

第50図 人 件 費 の 推 移



昭和36年度以降における人件費は、第50図にみられるとおりであり、毎年度増加している。その要因としては、地方公務員の給与改定が人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて毎年度実施されていること及び教育関係の職員、社会福祉施設、清掃、消防等の住民サービス部門の職員、警察官等が増加していることが挙げられるが、最近においては、これらに加えて国の水準を上回る給与、国の支給範囲又は率を超える給与の支給等が人件費増加の要因となっている。

(ア) 人件費の内訳

人件費の内訳をみると、職員給が83.7%と最も高い比率を占め、地方公務員共済組合負担金(6.6%)、退職金(4.7%)がこれに次いでいる。これを更に団体種類別にみると、職員給の比率は、都道府県84.9%(前年度84.2%)、市町村81.5%(81.1%)、退職金の比率は、都道府県5.1%(前年度5.4%)、市町村4.0%(3.8%)といずれも都道府県が市町村を上回っている。議員、委員等報酬手当及び特別職の給与は、都道府県0.9%(前年度0.9%)、市町村7.1%(7.5%)と市町村の方が高くなっている。

人件費の財源についてみると、一般財源等が81.6%(前年度81.8%)と大部分を占めており、国庫支出金が16.2%(15.7%)でこれに次いでいる。これを更に団体種類別にみると、一般財源等の比率は、都道府県74.9%(前年度75.6%)、市町村90.9%(90.5%)と市町村が都道府県より高いのに対し、国庫支出金の比率は、都道府県23.7%(前年度22.9%)、市町村2.7%(2.6%)と都道府県の方が高くなっている。これは、都道府県が支弁している義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度が設けられていることによるものである。

(イ) 職 員 給

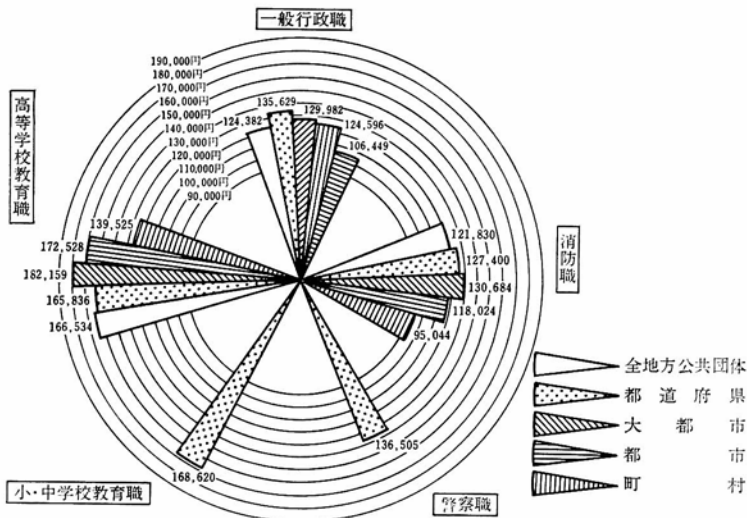
職員給総額は6兆7,015億円、前年度(4兆7,198億円)と比べると1兆9,817億円、42.0%増加している。なお、職員給のうち、その他の手当の増加率が47.1%と大きく伸びているが、これは、人事院勧告により期末手当の支給率が昭和49年度において年間で0.4月分引き上げられたため、その他の手当の77.7%を占める期末勤勉手当の増加率が49.9%と大きく伸びたことによるものである。

職員給の部門別構成比をみると、教育関係が49.0%(前年度48.6%)で、圧倒的に高い比率を占めており、次いで、総務・企画関係12.7%(13.1%)、警察関係9.5%(9.9%)、民生関係7.0%(6.7%)、衛生関係6.7%(6.8%)等となっている。教育関係の比率は、昭和48年度まで年々低下してきていたが、49年度は、人材確保法に基づく待遇改善措置等の影響により、若干高くなっている。また、民生関係及び消防関係の比率は、引き続き高まっている。

職員給の部門別構成比を更に団体種類別にみると、都道府県では、職員給総額4兆3,120億円のうち、教育関係64.2%(前年度63.2%)と警察関係14.7%(15.3%)の両者で、全体の78.9%を占めている。市町村では、職員給総額2兆3,896億円のうち、総務・企画関係(税務事務等を含む)が27.0%(前年度27.8%)と最も高い比率を占め、次いで、教育関係21.7%(21.9%)、民生関係15.8%(15.0%)、衛生関係11.8%(11.7%)等となっている。

また、昭和50年4月1日現在における地方公務員(全会計)の1人当たり平均給料月額を主な職種別にみると、第51図のとおりであり、小・中学

第 51 図 平均給料月額(全会計、団体種類別、職種別)



校教育職、高等学校教育職がそれぞれ 168,620 円(対前年度増加率 30.0%)、166,534 円(30.8%)と比較的高く、警察職 136,505 円(30.8%)、一般行政職 124,382 円(32.3%)、消防職 121,830 円(30.8%)を上回っている。

なお、昭和 50 年 4 月 1 日現在の一般行政職について、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により求めた指数は、国家公務員を 100 とした場合、都道府県 110.8(前年同期 111.3)、大都市 114.2(116.1)、都市 113.8(113.8)、町村 100.2(99.2)、全団体平均 110.4(110.6)となっており、全団体平均では、前年と同様、国の水準を約 1 割上回っている。また、ラスパイレス指数を前年同期と比べると、大都市はやや低下、都道府県及び都市はほぼ横ばい、町村ではやや上昇し、その結果、町村でも国の水準を上回るに至った。なお、都道府県及び大都市では全団体が、都市では全団体の 91.2%に当たる 578 団体が、町村では全団体の 54.1%に当たる 1,412 団体が 100 を超えている。人件費が増高したのは、このように高い給与水準にもその要因があるので、地方公共団体は、その適正化のために格段の努力を払う必要がある。

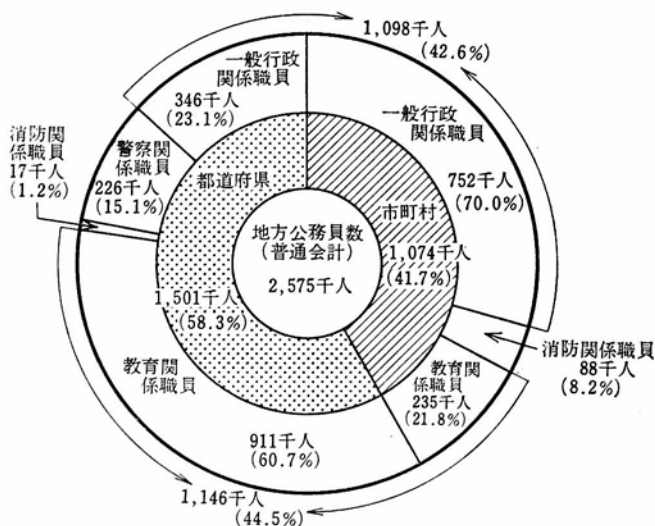
(ウ) 地方公務員の数

地方公共団体の普通会計で給与を支弁している職員数は、昭和 50 年 4 月 1 日現在 257 万 5 千人で、前年同期(250 万 1 千人)と比べると 7 万 4 千人、

2.9%増加している。職員数の増加状況を行政部門別にみると、教育関係職員が2万9千8百人(増加職員数の40.4%)の増加で最も多く、次いで、民生関係職員1万6千6百人(22.5%)、衛生関係職員8千7百人(11.8%)、消防職員6千9百人(9.3%)、警察関係職員6千3百人(8.6%)の増加となっている。教育関係職員及び警察関係職員の増加は、法令等の改正に伴う定数増がその主な原因であり、民生関係職員の増加は、保育所職員の増加(1万1千2百人(うち保母8千人))が、衛生関係職員の増加は、ごみ・し尿処理等の清掃職員の増加(5千4百人)がその主な原因である。このように最近における社会経済情勢の著しい変ぼうに伴う行政需要の多様化と高度化を反映し、地方公共団体の職員数は年々増加してきており、昭和50年4月1日現在の職員数の増加率は、5年振りに3%を下回り、増加傾向は幾分鈍化したものの依然として増加している。しかし職員数の増加は、人件費の膨脹を招き、財政硬直化の要因となるので、地方公共団体は、行政機構の簡素合理化、職員の適正配置、新陳代謝の促進等の措置を講ずることにより、職員数の増加を極力抑制するように努める必要がある。

職員の行政部門別構成は、第52図にみられるとおり、教育関係職員114万

第52図 地方公務員数の構成

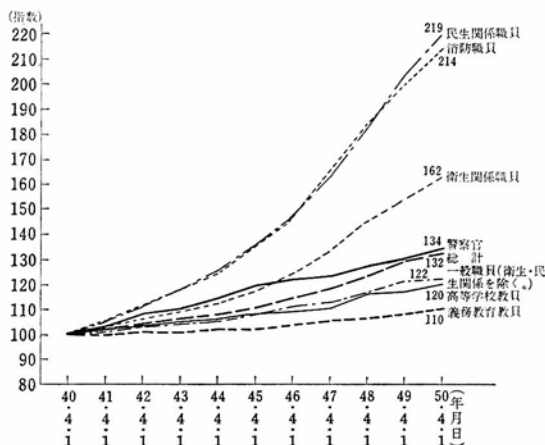


(注) 「地方公務員給与実態調査(昭和50年4月1日現在)」による。

6千人(44.5%)、一般行政関係職員109万8千人(42.6%)、警察関係職員22万6千人(8.8%)及び消防職員10万5千人(4.1%)で、教育関係職員の比率が最も高くなっている。

職員の構成を団体種類別にみると、都道府県職員は、義務教育諸学校教職員が含まれている関係もあって、全体の58.3%(前年同期59.9%)を占めている。そのうち、教育関係職員は60.7%(59.5%)と最も高く、以下、一般行政関係職員23.1%(24.7%)、警察関係職員15.1%(14.7%)、消防関係職員1.2%(1.1%)となっている。市町村職員は、全体の41.7%(前年同期40.1%)を占めており、そのうち、一般行政関係職員70.0%(69.4%)、教育関係職員21.8%(22.4%)、消防職員8.2%(8.2%)となっている。

第53図 地方公務員数の推移(昭和40年4月1日現在の人員を100とする。)



なお、一般行政関係職員を行政部門別にみると、企画・総務部門25万8千人(総職員数に占める比率10.0%)、民生部門22万8千人(8.9%)、土木部門17万8千人(6.9%)、衛生部門17万人(6.6%)等となっている。

行政部門別職員の増加状況は、第53図にみられるとおり、民生、衛生、消防等直接住民サービスを担当する職員が、他の部門に比べて高い伸びを示している。

また、医師の充足状況をみると、例えば、地域住民の健康に極めて重要な役割を果たしている保健所839か所(昭和50年4月1日現在)に勤務する常

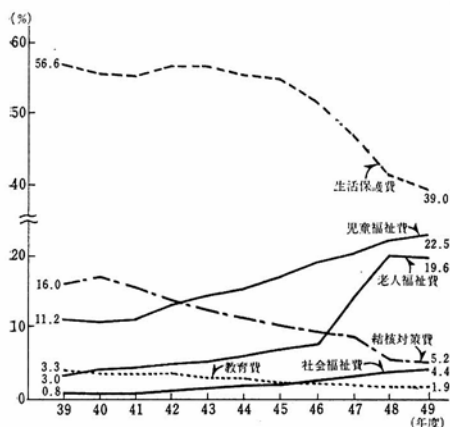
勤医師は1,317人(前年同期1,315人)で、1保健所当たり1.6人という状況であり、医療施設、重度身体障害者援護施設、老人福祉施設等の充実を図ろうとする地方公共団体にとって、医師の確保は依然として切実な問題となっている。

イ 扶 助 費

扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するための経費である。

扶助費の決算額は1兆4,920億円で、前年度(1兆1,078億円)と比べると3,843億円、34.7%増加している。

第54図 扶助費の目的別構成比の推移



扶助費の目的別構成比をみると、生活保護費5,822億円が総額の39.0%を占め最も大きく、児童福祉費3,361億円(22.5%)、老人福祉費2,921億円(19.6%)がこれに次いでいる。構成比の推移は、第54図にみられるとおりで、児童福祉費、老人福祉費及び社会福祉費は、児童、老人、心身障害者等に対する福祉施策の充実に伴って、その比率を高めてきており、扶助費の増

大の要因となっている。一方、生活保護費は、扶助基準の引上げ等が行われたにもかかわらず、その増加率(29.0%)が扶助費総額の増加率(34.7%)を下回ったことにより、また、結核対策費は、結核患者数が減少したこと等により、ともにその比率が引き続き低下している。

単独施策分は、1,226億円で扶助費総額の8.2%となっており、これを団体種類別にみると、都道府県は298億円(都道府県の扶助費総額の6.4%)、市町村は928億円(市町村の扶助費総額の9.0%)となっている。次に、これを目的別にみると、老人福祉費426億円(扶助費の単独施策分総額の34.8%)

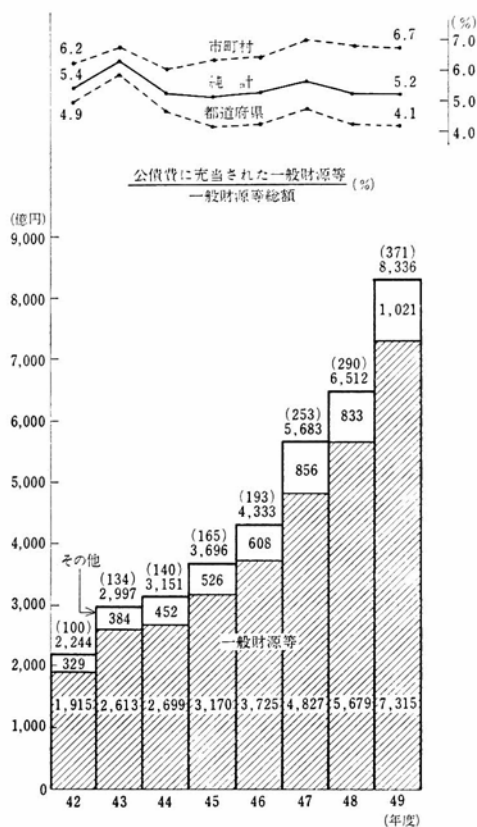
が最も多く、児童福祉費 370 億円 (30.2%)、社会福祉費 227 億円 (18.5%) がこれに次いでいる。

なお、扶助費の財源内訳をみると、国庫支出金が 1 兆 214 億円で全体の 68.5% を占め最も多く、次いで一般財源等が 4,305 億円で、28.9% を占めている。

ウ 公 債 費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である公債費の決算額は 8,336 億円で、前年度 (6,512 億円) と比べると 1,824 億円、28.0%

第 55 図 公 債 費 の 推 移



増加している。

公債費の内訳は、元金 3,629 億円 (公債費総額に占める比率 43.5%、前年度 47.0%)、利子 4,352 億円 (52.2%、50.2%)、一時借入金利子 356 億円 (4.3%、2.8%) である。

公債費に充当された財源についてみると、一般財源等が 7,315 億円で全体の 87.7% を占めており、前年度 (5,679 億円、87.2%) と比べて、この比率は高まっている。

公債費に充当された一般財源等の一般財源等総額に占める比率の推移をみると、第 55 図にみられるように、公共災害復旧事業債のうち 250 億円を繰上償還した昭和 43 年度を除いて、この比率は 5% 台で推移している。また、この

(注) () 内の数値は、昭和 42 年度を 100 とした指数である。

比率を団体種類別にみると、市町村の比率が、都道府県の比率を常に上回っている。これは、市町村においては、都道府県に比べて、住民生活に直接関係する投資が多く、歳出総額に占める投資的経費の比率が高くなっているが、その充当財源に占める一般財源及び国庫支出金の割合が相対的に低いため、地方債依存度が高くなっていることによるものである。

地方債償還額を事業別にみると、一般単独事業債 1,010 億円が全体の 27.8 % を占めて最も多く、義務教育施設整備事業債 511 億円(14.1%)、一般公共事業債 469 億円(12.9%)、災害復旧事業債 309 億円(8.5%)、公営住宅建設事業債 213 億円(5.9%)、公共用地先行取得事業債 212 億円(5.8%)がこれに次いでいる。

(3) 投資的経費

最近における経済の発展と国民生活の現状からみて、社会資本の整備には相対的な立ち遅れがみられ、地方公共団体は、これに対処するため、総合的、計画的に公共投資を行うことを要請されている。

投資的経費は、道路、橋りょう、学校、公営住宅の建設等行政水準の向上に直接寄与する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

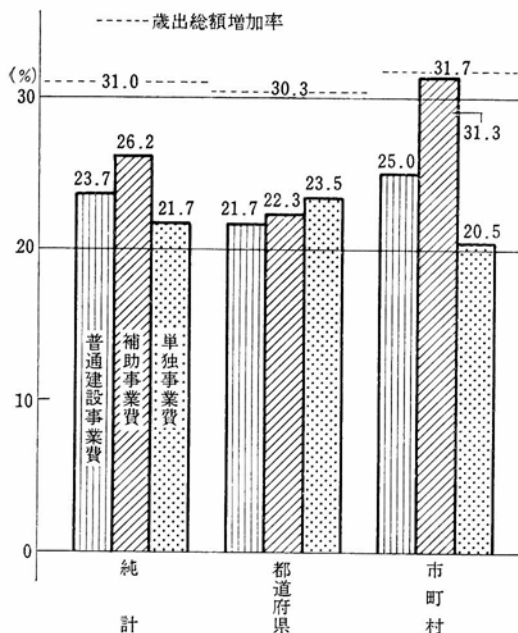
投資的経費の決算額は 7 兆 8,985 億円で、歳出総額の 34.5 % (都道府県 32.4 %、市町村 37.2 %) を占め、前年度(6 兆 3,679 億円)と比べると 1 兆 5,306 億円、24.0 % 増加している。ただし、歳出総額に占める比率では、昭和 48 年度以降低下の傾向を示しており、49 年度においても、歳出総額(増加率 31.0 %)及び人件費を中心とする義務的経費(38.9 %)の伸びが大きかったため、その比率は 34.5 % と前年度(36.4 %)より更に低下している。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費が 93.3 % (前年度 93.6 %) を占めており、次いで災害復旧事業費 4.9 % (4.6 %)、失業対策事業費 1.8 % (1.8 %) となっている。

ア 普通建設事業費

昭和 49 年度の普通建設事業費の決算額は 7 兆 3,681 億円で、前年度(5 兆 9,573 億円)と比べて 1 兆 4,107 億円、23.7 % 増加している。

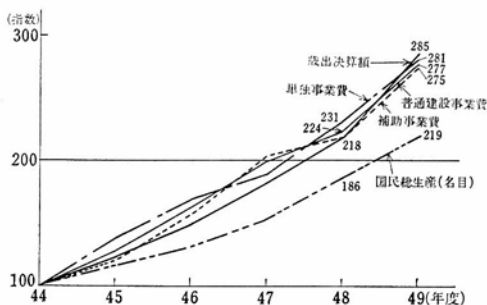
第56図 普通建設事業費の増加状況
(対前年度増加率の対比)



普通建設事業費の増加状況は、第56図にみられるとおりで、単独事業費が21.7%と前年度の増加率(22.0%)をわずかに下回っているのに対し、補助事業費は26.2%と前年度の増加率(6.8%)を大幅に上回っている。このように、補助事業費、単独事業費とも、総需要抑制策にもかかわらずかなりの伸びを示したのは、総需要抑制策により昭和48年度から

49年度への繰越額が、47年度から48年度への繰越額より大幅に増加した反面、49年度から50年度への繰越額は、49年度末における景気浮揚策への転換等によりそれ程大きくなかったこと及び環境衛生、教育、福祉関係施設整備の経費が大幅に増加したことによるものである。

第57図 普通建設事業費の推移



第57図は、普通建設事業費の増加状況を、昭和44年度を100とした指数で示したものであり、49年度においては、補助事業費の伸びが単独事業費の伸びを上回っているが、過去5か年度間では、単独事業費が2.81

倍となっており、補助事業費(2.75倍)をわずかに上回っている。普通建設事業費全体では、地方公共団体が生活環境施設の整備を積極的に推進してきたことを反映して、2.77倍の伸びとなっており、国民総生産(2.19倍)の伸びを大きく上回っているが、人件費(2.99倍)等の伸びがより大きかったため、歳出総額(2.85倍)の伸びよりはわずかに下回っている。

普通建設事業費の決算額を団体種類別にみると、都道府県は3兆8,367億円、市町村は3兆8,960億円であり、歳出総額に占める比率は、市町村(34.9%)が都道府県(29.7%)に比べて高くなっている。また、普通建設事業費に占める補助事業費及び国直轄事業負担金の比率は、都道府県(67.9%)が市町村(46.9%)に比べて高くなっている。

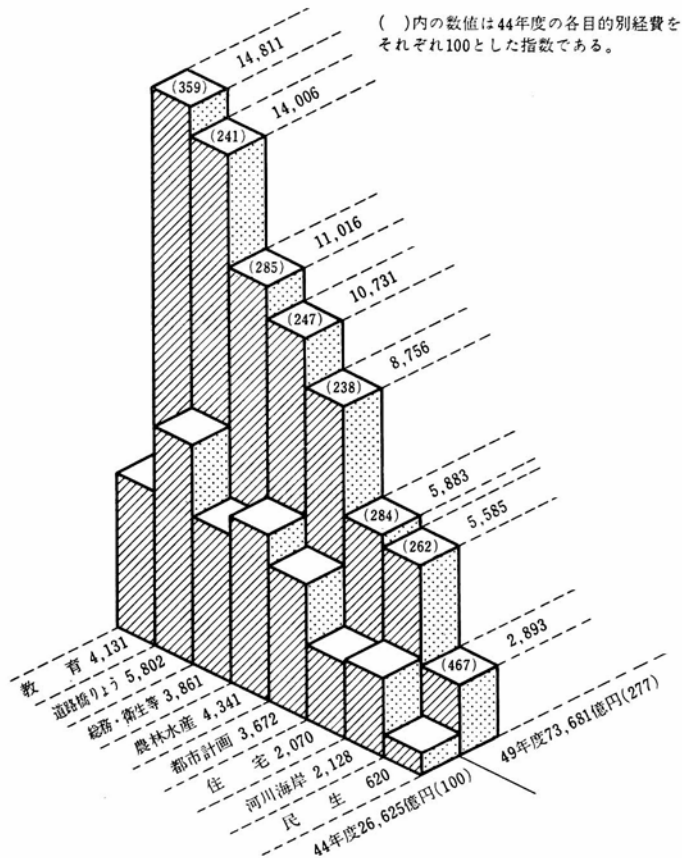
次に、普通建設事業費の増加率を団体種類別にみると、都道府県は21.7%と前年度(4.8%)を大幅に上回っており、市町村も25.0%と前年度(21.3%)を上回っている。

(ア) 普通建設事業費の目的別内訳

普通建設事業費の目的別内訳をみると、道路橋りょう費が1兆4,006億円、19.0%と最も高い比率を占めており、街路整備及び区画整理等の都市計画費8,756億円(11.9%)、小学校費5,995億円(8.1%)、住宅費5,883億円(8.0%)、農道及び農業基盤整備等の農地費5,760億円(7.8%)、河川海岸費5,585億円(7.6%)がこれに次いでいる。また、目的別に増加率をみると、地方公共団体が環境衛生、教育、福祉関係施設等の整備を積極的に推進したことを反映して、老人福祉費(58.5%)、高等学校費(57.0%)、中学校費(43.2%)、住宅費(40.0%)、清掃費(39.3%)、児童福祉費(38.8%)、小学校費(37.1%)等が大きな伸びを示している。

普通建設事業費の各目的別の推移は、第58図にみられるとおりであり、昭和44年度と比べると、民生費が4.67倍で最も大きな伸びを示している。その内訳をみると、老人ホームの建設等老人福祉費が8.32倍、保育所の建設等児童福祉費が4.32倍等となっている。また、教育費は3.59倍となっているが、このうち社会教育費(4.07倍)及び中学校費(3.93倍)の伸びが大きい。

第 58 図 普通建設事業費の目的別増加状況



なお、道路橋りょう費は2.41倍、農林水産業費は2.47倍の伸びにとどまっている。

普通建設事業費の目的別内訳を団体種類別にみると、都道府県では、道路橋りょう費(構成比22.7%)、河川海岸費(12.8%)、農地費(12.0%)等の産業基盤整備及び国土保全関係経費の比率が高い。市町村では、小学校費(15.4%)、道路橋りょう費(14.4%)、都市計画費(13.8%)等地域生活に密接な関係のある経費の比率が高く、このほか、最近では中学校費(7.8%)、

清掃費(5.2%)、児童福祉費(3.1%)等環境衛生、教育、福祉関係経費の比率が高くなってきている。

地方公共団体が公共施設の整備を推進する上で、用地取得費は大きな財政負担となっている。すなわち、用地取得費の決算額は、都道府県 6,005 億円、市町村 7,886 億円で、それぞれ普通建設事業費の 15.7% (前年度 16.1%)、20.2% (21.4%) を占めている。その増加状況を団体種類別にみると、都道府県は 933 億円、18.4%、市町村は 1,229 億円、18.5% の伸びとなっている。

用地取得費 1 兆 3,891 億円の財源内訳をみると、地方公共団体が用地取得に地方債を積極的に活用したことを反映して、地方債の比率が 44.3% と最も高く、次いで一般財源等 30.5%、国庫支出金 17.4% 等となっている。

(イ) 補助事業費

国からの補助金又は負担金を受けて施行する補助事業費の決算額は、4 兆 501 億円で、前年度 (3 兆 2,101 億円) と比べて 8,400 億円、26.2% 増加している。この増加率は、歳出総額の増加率 (31.0%) を下回ったものの、前年度の増加率 (6.8%) を大幅に上回っている。これを団体種類別にみると、都道府県は 22.3% 増加し、前年度の増加率 (0.2% 減) を大幅に上回っており、市町村の増加率も 31.3% と前年度 (20.1%) を上回っている。

補助事業費の増加率を目的別にみると、住宅費 51.4% (前年度 5.7%)、中学校費 50.3% (23.2%)、清掃費 48.9% (40.4%)、高等学校費 38.0% (12.8%)、小学校費 33.7% (28.7%)、社会教育費 30.4% (25.7%) 等の伸びが大きく、その他の経費においても、保健体育費 17.5% (27.8%) が前年度の伸びを下回ったほかは、いずれも前年度の増加率を上回っている。

また、目的別に構成比をみると、道路橋りょう費 (15.4%)、都市計画費 (12.8%) 等の産業基盤整備事業及び住宅費 (11.4%) の比率が高いが、最近では、生活基盤の整備に対する住民要求に対応し、環境衛生、教育・文化施設に対する投資が増え、清掃費 (2.7%)、小学校費 (8.9%)、中学校費 (4.2%) 等の比率が高まってきている。

(ウ) 単独事業費

地方公共団体が、国の補助を受けずに自主的に施行している単独事業費の

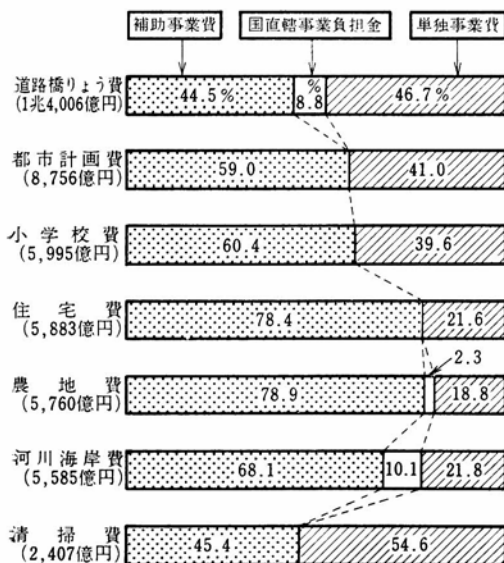
決算額は、3兆885億円で、前年度(2兆5,374億円)と比べると5,510億円、21.7%増加している。しかし、この増加率はわずかではあるが前年度(22.0%)を下回り、歳出総額に占める構成比も14.5%から13.5%に低下している。

団体種類別に増加率をみると、都道府県が23.5%で、前年度(18.5%)を上回っているのに対し、市町村では20.5%と前年度(23.9%)を下回っている。

単独事業費の増加率を目的別にみると、高等学校費63.5%(前年度33.5%)、小学校費42.5%(21.9%)、清掃費32.1%(16.2%)等の伸びが大きく、住宅費9.8%(31.8%)、農業費9.8%(23.1%)、河川海岸費20.5%(38.6%)等は前年度の伸びを大幅に下回っている。また、目的別に構成比をみると、道路橋りょう費(21.2%)の比率が最も高く、都市計画費(11.6%)、小学校費(7.7%)の比率がこれに次いでいる。

補助事業費と単独事業費の構成比を目的別にその主なものについてみる

第59図 普通建設事業費の目的別の状況



と、第59図にみられるとおり、補助事業費の占める比率が高いのは、農地費、住宅費及び河川海岸費であり、清掃費及び道路橋りょう費においては、単独事業費の比率が比較的高くなっている。これは、地方公共団体が、し尿・ごみ処理施設、生活関連市町村道等の整備を地域住民の要請にこたえて、重点的に推進したことによるものである。

(エ) 国直轄事業負担金

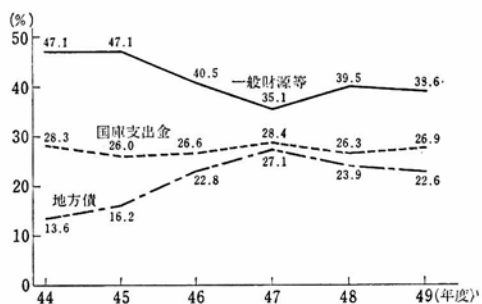
国が、土木その他の建設事業を直轄で施行する場合において、法令により、地方公共団体がその経費の一部を負担する国直轄事業負担金の決算額は、2,295億円で、前年度(2,098億円)と比べると197億円、9.4%増加している。国直轄事業負担金を目的別にみると、道路橋りょう費(53.6%)が最も高い比率を占め、河川海岸費(24.5%)、港湾費(14.9%)がこれに次いでおり、これらで総額の93.0%を占めている。

なお、国直轄事業負担金のうち、都道府県が90.9%とその大部分を占めており、市町村はわずか9.1%にすぎない。

(オ) 普通建設事業費の充当財源

普通建設事業費に充当された財源の構成比の推移は、第60図にみられるとおりであり、一般財源等の充当額は、前年度と比べて21.1%増加しているが、普通建設事業費の充当財源総額の伸び(23.7%)を下回っているため、構成比は39.5%から38.6%へとわずかに低下している。

第60図 普通建設事業費の財源構成比の推移



一方、国庫支出金(増加率26.6%)、地方債(17.1%)、その他の特定財源(62.9%)は、総需要抑制策により昭和48年度から49年度に事業の執行繰延べの措置が採られたこと等により、前年度(それぞれ3.8%、1.0%減、40.9%)を大幅に上回る伸びを示した。

イ 災害復旧事業費

災害復旧事業費は、昭和49年5月から9月にかけての豪雨及び台風による災害規模が大きかったこともあって、決算額は3,853億円で、前年度(2,952億円)と比べると901億円、30.5%と大幅に増加している。

これを性質別にみると、補助事業費の決算額は3,567億円で、前年度(2,742:

億円)と比べると825億円、30.1%増加しており、単独事業費231億円(増加率33.7%)及び国直轄事業負担金54億円(47.9%)も前年度を大幅に上回っている。

次に、目的別内訳をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設災害復旧事業費は2,698億円、農地、農業用施設等の農林水産施設災害復旧事業費は995億円となっており、両者で総額の95.8%を占めている。

次に、災害復旧事業費に充当された財源についてみると、国庫支出金(71.3%)及び地方債(19.7%)が大部分を占めており、一般財源等の占める比率は5.9%にすぎない。

昭和49年度末における年災別災害復旧事業の進捗状況を、補助事業及び国直轄事業についてみると、48年災害については復旧所要額962億円に対し789億円、82.1%が実施されており、49年災害については復旧所要額4,305億円に対し1,587億円、36.9%が実施されている。

なお、47年災害の進捗率は98.7%となっており、ほぼ完了している。

ウ 失業対策事業費

失業者に就職の機会を与えるために道路の補修や公園の清掃等の事業を行う失業対策事業費の決算額は1,451億円で、前年度(1,154億円)と比べて297億円、25.8%増加している。

これを性質別にみると、補助事業費が1,042億円で71.8%、単独事業費が409億円で28.2%を占めている。また、財源についてみると、一般財源等が796億円で54.8%、国庫支出金が594億円で40.9%を占めている。

(4) その他の経費

ア 物件費

行政の執行に伴い事務的に必要とされる消耗品費、備品購入費等の経費である物件費の決算額は1兆3,848億円で、前年度(1兆867億円)と比べると2,982億円、27.4%(前年度24.5%)増加している。

物件費の内訳は、消耗品費、印刷製本費、光熱水費等の需用費5,526億円(物件費総額に占める割合39.9%)、備品購入費1,475億円(10.6%)、旅費

1,394 億円(10.1%)、通信運搬費、筆耕翻訳料等の役務費 1,092 億円(7.9%)、賃金 654 億円(4.7%)、その他 3,707 億円(26.8%)となっている。

イ 維持補修費

公用又は公共用施設の効用を維持するための経費である維持補修費の決算額は 2,774 億円で、前年度(2,329 億円)と比べると 445 億円、19.1%(前年度 16.7%)増加している。これを目的別にみると、道路橋りょう関係 1,323 億円(維持補修費総額に占める割合 47.7%)が最も大きく、公営住宅関係 225 億円(8.1%)、小学校関係 186 億円(6.7%)がこれに次いでおり、これらを含む土木施設及び教育関係施設の維持管理に要した経費が全体の 81.3%を占めている。

ウ 補助費等

公益上必要がある場合において農林漁業団体等公共的団体その他特定の者に対し支出し、又は地方公営企業会計(法適用)等に対して支出するための経費である補助費等の決算額は 9,530 億円で、前年度(7,277 億円)と比べると 2,253 億円、31.0%(前年度 24.8%)増加している。

これを目的別にみると、教育費 1,630 億円(補助費等総額に占める比率 17.1%)が最も大きく、衛生費 1,579 億円(16.6%)、農林水産業費 1,492 億円(15.7%)、総務費 1,353 億円(14.2%)、土木費 1,144 億円(12.0%)等がこれに次いでいる。このうち補助費等総額の伸び(31.0%)を上回ったものは、災害復旧費(144.4%)、教育費(45.3%)、民生費(39.3%)及び労働費(31.3%)であり、警察費(21.0%)、消防費(20.0%)等はこれを下回っている。

補助費等のうち、地方公営企業(法適用)に対する負担金及び補助金は 2,415 億円で、前年度(1,912 億円)と比べると 503 億円、26.3%の伸びを示している。増加額の主な内訳は、公共下水道事業(182 億円、増加率 29.9%)、病院事業(141 億円、19.4%)、上水道事業(101 億円、59.8%)等である。また、事業別にみると、病院事業に対するもの 867 億円(地方公営企業(法適用)に対する負担金及び補助金総額に占める割合 35.9%)及び公共下水道事業に対するもの 789 億円(32.7%)と、両方で総額の 68.6%を占めており、交

通事業に対するもの 411 億円 (17.0 %)、上水道事業に対するもの 271 億円 (11.2 %)がこれに次いでいる。

エ 繰 出 金

普通会計から地方公営企業法の適用を受けない地方公営企業会計、定額の資金を運用するための基金及び財産区等へ繰り出すための経費である繰出金の決算額は 3,594 億円で、前年度(3,073 億円)と比べると 521 億円、16.9 %増加している。これを繰出先別にみると、地方公営企業会計(法非適用)に対するもの 1,655 億円(繰出金総額に占める比率 46.1 %)が最も大きく、基金に対するもの 1,286 億円(35.8 %)、国民健康保険事業会計に対するもの 508 億円(14.1 %)がこれに次いでいる。

また、地方公営企業会計(法非適用)に対する繰出金の 37.1 %(614 億円)は公債費財源として、33.3 %(551 億円)は建設費財源としてそれぞれ繰り出され、国民健康保険事業会計に対する繰出金の 41.5 %(211 億円)は赤字補てん財源として繰り出されている。

オ 積 立 金

年度間の財源の調整を図り、又は将来における公共施設の整備や災害に対処する等特定目的のための資金等を積み立てるための経費である積立金の決算額は 2,715 億円で、前年度(2,354 億円)と比べると 361 億円、15.4 %増加している。歳出決算による積立金に歳計剰余金処分による積立金(219 億円)を加え、この額から積立金とりくずし額(1,568 億円)を控除した昭和 49 年度の純積立額は 1,366 億円で、前年度(1,658 億円)と比べると 292 億円、17.6 %減少している。このうち、財政調整基金積立金についてみると、歳出決算及び歳計剰余金処分による積立額は 1,746 億円で、前年度(1,392 億円)と比べかなり増加し、とりくずし額も 809 億円と、前年度(363 億円)に比べ大幅(122.9%)に増加した。その結果、純積立額は 938 億円となり、前年度(1,029 億円)と比べて 8.8%減少している。これを団体種類別にみると、都道府県は前年度(340 億円)に比べ 66.8%減の 113 億円、市町村(前年度 689 億円)は 19.7%増の 825 億円となっている。

なお、昭和 49 年度における積立金のとりくずし額(1,568 億円)の内訳を目

的別にみると、小・中学校、道路橋りょう、都市計画事業等の建設事業に充当されたもの 890 億円(積立金とりくずし額に占める割合 56.8%)、災害のために充当されたもの 26 億円(1.7%)、財産取得のために充当されたもの 21 億円(1.3%)、公債費に充当されたもの 9 億円(0.6%)等となっている。

カ 投資及び出資金

地方公共団体が各種の債権等を所有し、財団法人等に対して出えんし、又は地方公営企業の建設投資の財源として支出する等のための経費である投資及び出資金の決算額は 1,218 億円で、前年度(1,207 億円)と比べると 11 億円、0.9%増加している。これを目的別にみると、公共下水道事業、住宅供給公社等の土木関係に係るものが 415 億円(投資及び出資金総額に占める割合 34.0%)で最も大きく、病院事業、上水道事業等の衛生関係に係るもの 339 億円(27.8%)、工業用水道事業、市場事業等の商工関係に係るもの 88 億円(7.2%)がこれに次いでいる。

また、投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(法適用)に対するものは 752 億円で、前年度(735 億円)と比べると 18 億円、2.4%増加しており、前年度(15.5%)の伸びを下回っている。地方公営企業会計に対する投資及び出資金の内訳をみると、公共下水道事業が 27.8%(209 億円)と最も高い比率を占め、交通事業(27.7%、208 億円)、病院事業(25.8%、194 億円)、上水道事業(14.2%、107 億円)がこれに次いでいる。

昭和 49 年度末における投資及び出資金の現在高は 7,252 億円で、前年度末(6,100 億円)と比べると 1,153 億円、18.9%増加している。そのうち主なものは、観光・交通関係 1,405 億円(現在高総額に占める割合 19.4%)、商工関係 620 億円(8.5%)、開発関係 566 億円(7.8%)等である。これに基金の運用による投資及び出資金 51 億円を加えると、その現在高は 7,303 億円で、前年度末(6,174 億円)と比べると 1,129 億円、18.3%増加している。

キ 貸付金

貸付金の決算額は 1 兆 2,768 億円で、前年度(9,455 億円)と比べると 3,312 億円、35.0%増加している。

これを目的別にみると、中小企業に対する経営資金、設備近代化資金等の

商工関係に係るもの 6,504 億円(貸付金総額に占める割合 50.9%)、住宅供給公社への融資等の土木関係に係るもの 2,628 億円(20.6%)で、両者により貸付金総額の 71.5%を占めている。また、増加率を目的別にみると、教育費の増加率が 64.5%と前年度(29.9%)を大きく上回る伸びを示し、衛生費についても 51.7%と、前年度(49.9%)に引き続き大幅な伸びを示している。

地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金は 1,009 億円で、前年度(732 億円)と比べると 277 億円、37.8%増加したが、貸付金総額に占める割合は 7.9%とほぼ横ばい(前年度 7.7%)である。これを事業別にみると、交通事業に対するもの 421 億円(地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金総額に占める割合 41.7%)及び病院事業に対するもの 345 億円(34.2%)で、両者により地方公営企業会計(法適用)に対する貸付金総額の 75.9%を占めている。事業別の対前年度増加率をみると、ガス事業に対するもの(163.9%)、上水道事業に対するもの(53.5%)の伸びが著しい。

昭和 49 年度末の貸付金の現在高は 1 兆 4,688 億円で、前年度(1 兆 2,087 億円)と比べると 2,601 億円、21.5%増加している。現在高のうち主なものは、商工関係 6,157 億円(現在高総額に占める割合 41.9%)、住宅関係 1,989 億円(13.5%)、農林水産業関係 787 億円(5.4%)等である。これに基金の運用による貸付金 1,336 億円を加えると、その現在高は 1 兆 6,025 億円で、前年度末(1 兆 3,231 億円)と比べると 2,794 億円、21.1%増加している。

6 将来にわたる財政運営の状況

財政状況をみるには、単年度限りの歳入歳出決算ばかりでなく、地方債、債務負担行為のように、将来にわたって財政負担となるものや、積立金のように、年度間の財源調整を図り、将来における弾力的な財政運営に資するため財源を留保するものについても総合的には握る必要があるが、これらの状況をみると次のとおりである。

(1) 将来にわたる財政負担

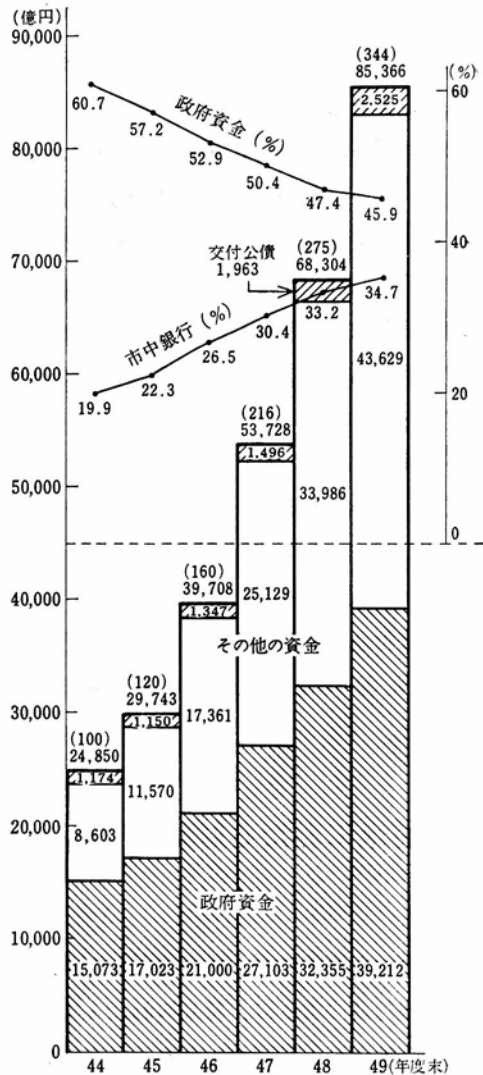
ア 地方債現在高

昭和49年度末における地方債現在高は8兆5,366億円となっており、前年度末(6兆8,304億円)と比べると1兆7,063億円、25.0%増加している。

この増加率は前年度(27.1%)を若干下回っているが、これは、総需要抑制策により、一般公共事業債及び一般単独事業債の発行額が前年度より減少したこと等によるものである。ただし、この地方債現在高を昭和44年度と比べると3.44倍となっており、歳入総額2.83倍、一般財源2.73倍のいずれをも上回る伸びを示している。

地方債現在高の目的別構成比をみると、消防施設、漁港、農林道、道路、庁舎等の整備に充当された一般単独事業債(18.8%)、港湾、河川、海岸、都市計画、各種災害関連事業等の事業に

第61図 地方債現在高の推移



(注) ()内の数値は、昭和44年度を100とした指数である。

充当された一般公共事業債(16.3%)、義務教育施設整備事業債(14.8%)及び公営住宅建設事業債(10.0%)で、全体の59.9%(前年度62.6%)を占めており、公共用地先行取得事業債6.5%(4.5%)がこれに次いでいる。

次に、地方債現在高の増加額を目的別にみると、義務教育施設整備事業債2,771億円(増加額総額に占める割合16.2%)、公共用地先行取得事業債2,506億円(14.7%)、一般単独事業債2,462億円(14.4%)、公営住宅建設事業債1,927億円(11.3%)等が大きく、これらで増加額総額の56.6%を占めている。また、増加率では、近年公園等の用地取得に対する需要が大きかったことを反映して、公共用地先行取得事業債(81.7%)が極めて高い伸びを示したほか、同和対策事業債(67.3%)、過疎対策事業債(46.2%)及び一般廃棄物処理事業債(42.8%)等が前年度に引き続き高い伸びを示している。

地方債現在高を借入先別にみると、政府資金が全体の45.9%、市中銀行資金34.7%、その他の資金19.4%となっており、その推移は、第61図にみられるとおりである。

イ 債務負担行為

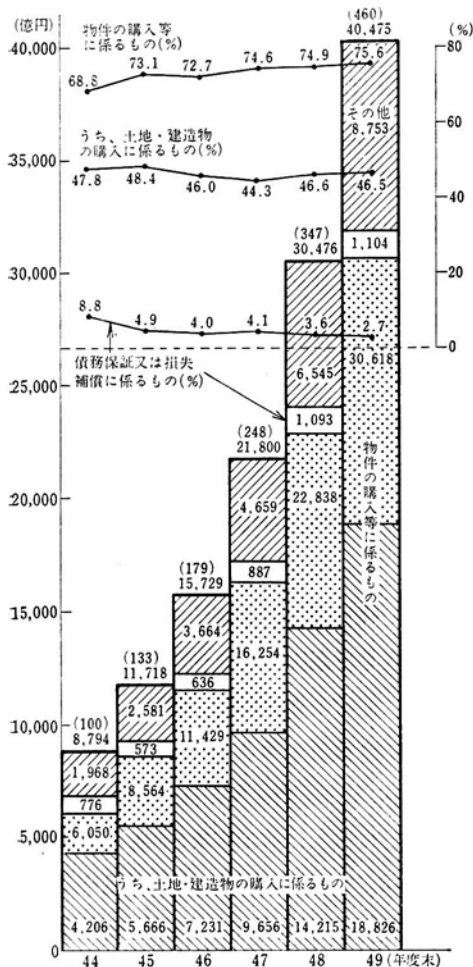
地方公共団体は、将来の支出を約束するものとして、債務負担行為を行うことができる。この債務負担行為には、数か年度にわたる建設工事及び土地の購入等の場合のように、翌年度以降の経費支出が本来予定されているものと、債務保証及び損失補償のように、翌年度以降の経費支出が必ずしも予定されていないものとに分けられ、特に、前者の場合には、後年度の財政運営を拘束することとなるので、その運用には慎重を期さなければならない。

昭和49年度末における債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額は、第62図にみられるとおり、4兆475億円に達し、前年度末(3兆476億円)と比べて9,999億円、32.8%の増加となっている。これは、44年度の4.60倍であり、同じ5か年度間における地方債現在高(3.44倍)、歳出総額(2.85倍)及び一般財源(2.73倍)の伸びのいずれをも上回っている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、物件の購入等に係るものが3兆618億円で全体の75.6%と大半を占めており、このうち、土地の購入に係る

もの1兆2,535億円(支出予定額に占める割合31.0%)、製造、工事の請負に係るもの1兆1,063億円(27.3%)、建造物の購入に係るもの6,291億円(15.5%)等となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは1,104億円

第62図 債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移



(2.7%)で、その他は8,753億円(21.7%)である。その他の内容をみると、農林漁業・商工業団体、社会福祉団体等への利子補給に係るものが中心となっている。

翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移は、第62図にみられるとおり、物件の購入等に係るものが漸増しているのに対し、債務保証又は損失補償に係るものが漸減している。

過去に設定した債務負担行為に基づく昭和49年度の支出額は7,251億円で、前年度(5,747億円)と比べて1,504億円、26.2%増加しており、歳出総額の3.2%(前年度3.3%)を占めている。

支出額を目的別にみると、物件の購入等に係るものが85.5%(前年度

〈注〉()内の数値は、昭和44年度を100とした指数である。

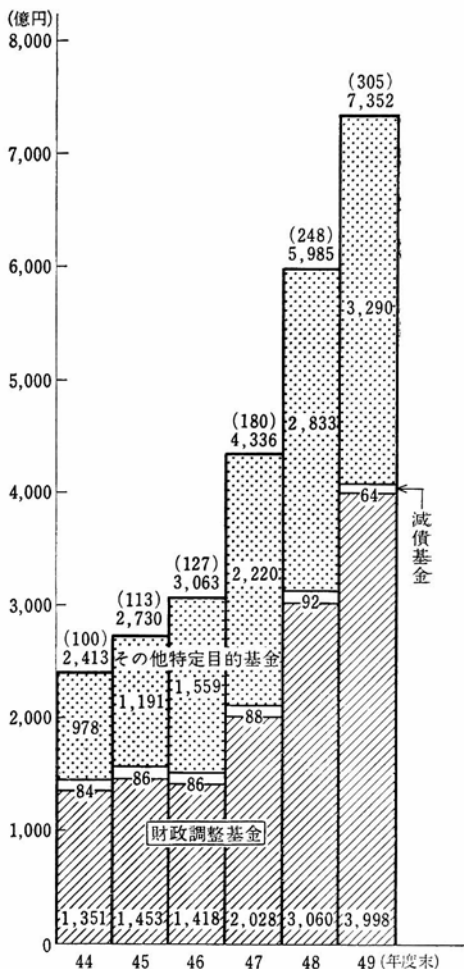
83.7%)と大半を占め、このうち、製造、工事の請負に係るもの47.9%、土地の購入に係るもの30.5%、建造物の購入に係るもの6.6%等となっている。また、債務保証又は損失補償に係るものは1.7%であり、前年度(2.6%)と比べ、その構成比は低下している。

なお、昭和49年度支出額の財源内訳をみると、一般財源等が42.6%と最も大きく、地方債25.0%、国・県支出金24.2%、その他8.2%の順となっている。この一般財源等の額(3,087億円)は、49年度の一般財源等総額の2.2%に当たるものである。

(2) 積立金

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保すること等によって、財政の健全な運営を図るため、地方公共団体が積み立てる積立金の昭和49年度末現在高は7,352億円で、前年度末(5,985億円)と比べ1,366億円、22.8%増加している。この増加率は前年度の増加率(38.0%)を大幅に下回っているが、これは、市町村においては、前年度に引き続き大幅な伸び(30.3%)を示したものの、都道府県にお

第63図 積立金現在高の推移



(注) ()内の数値は、昭和44年度を100とした指数である。

いては、財政運営が全体的に赤字基調へ転換したため、その伸び(8.3%)が

極めて低かったことによるものである。

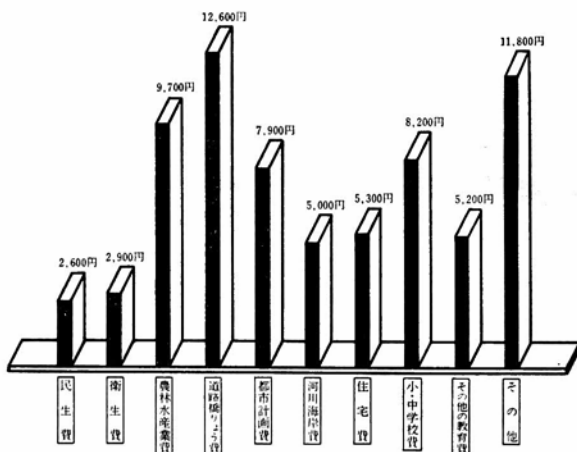
積立金現在高の内訳は、年度間の財源調整を行うために積み立てている財政調整基金 3,998 億円(構成比 54.4%)、地方債の償還を計画的に行うために積み立てている減債基金 64 億円(0.9%)並びに災害救助法に基づき災害により生じた経費の財源に充てるための基金及び学校建設等の資金として積み立てている基金等特定目的のための基金 3,290 億円(44.7%)となっている。なお、財政調整基金の現在高を団体種類別にみると、市町村が 2,741 億円で、前年度(1,917 億円)に比べ 43.0%と大幅に増加しているのに対し、都道府県は 1,257 億円で、前年度(1,144 億円)に比べ 9.9%の増加にとどまっている。

次に、積立金現在高の推移をみると、第 63 図にみられるとおり、昭和 49 年度末現在高は 44 年度末の 3.05 倍となっている。

7 公共施設の現況

地方公共団体は、補助事業費、単独事業費等の投資的経費の充実によって住民福祉の向上に直接つながる公共施設の整備に努めている。

第 64 図 投資的経費の目的別の状況(人口 1 人当たり額)



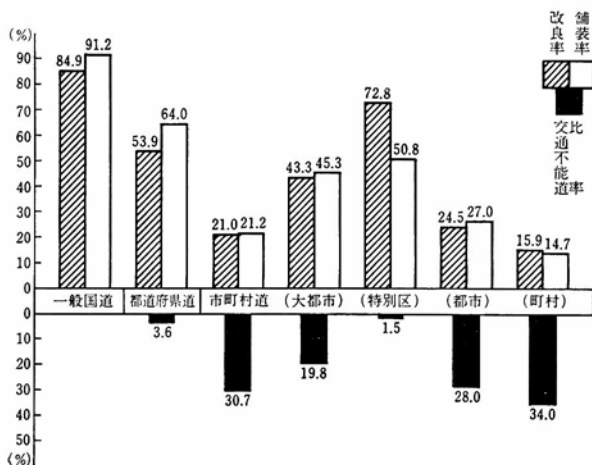
第64図は、この投資的経費の目的別内訳を人口1人当たり額で示したものであるが、最も多額の投資がなされているのは道路橋りょう費で12,600円(前年度11,300円)となっている。次いで、農林水産業費9,700円(8,600円)、小・中学校費8,200円(5,900円)、都市計画費7,900円(6,700円)、住宅費5,300円(3,800円)、河川海岸費5,000円(4,200円)となっている。前年対比では、小・中学校費の増加率が最も高く、また投資額では、土木関係が多くなっている。

これらの経費によって、道路、橋りょう、都市公園、住宅、港湾、教育施設、し尿・ごみ処理施設、老人ホーム等の社会福祉施設等の整備、充実が図られているが、以下、これらの公共施設の水準がどのようになっているか、主要なものについてその現況をみることにする。

(1) 道 路

昭和50年4月1日現在における地方道の延長は102万7,622km(前年3月31日現在102万4,901km)である。このうち改良済延長は25万6,679km(24万4,320km)、舗装済延長は27万1,185km(23万9,997km)である。

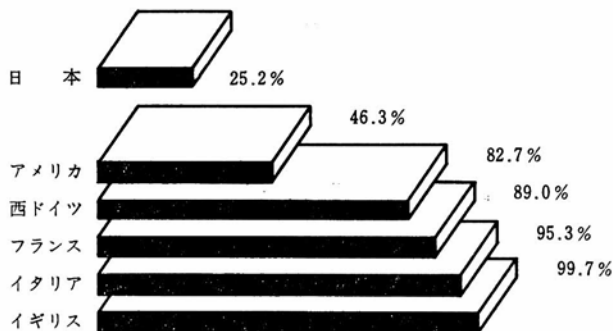
第65図 道路整備の状況



また、普通貨物自動車が行き通じない路線等(以下「交通不能道」という。)の延長は28万1,982km(28万8,257km)である。

総延長に占める比率は、改良済延長25.0%(前年3月31日現在23.8%)、舗装済延長26.4%(23.4%)、交通不能道延長27.4%(28.1%)であり、前年3月31日現在と比べると改良率において1.2%、舗装率において3.0%、交通不能道比率において0.7%の改善がそれぞれなされている。次に、国道及び地方道の整備状況をみると、第65図にみられるとおりで、改良率は一般国道84.9%、都道府県道53.9%、市町村道21.0%、また、舗装率は一般国道91.2%、都道府県道64.0%、市町村道21.2%となっており、市町村道の整備状況は低い水準にある。特に、市町村道は住民の日常生活に密着しているものであり、その整備の促進は市町村にとって重要な課題である。

第66図 外国の道路舗装率の状況



(注) 建設省「道路統計年報」1976年版資料による。

なお、諸外国の道路舗装率は、第66図にみられるとおりであり、諸外国と比べて我が国の道路整備の水準が低いことを示している。

ア 都道府県道

都道府県道の延長は12万3,872km(前年3月31日現在12万7,336km)である。このうち、改良済延長は6万6,793km(6万7,600km)、舗装済延長は7万9,287km(7万7,827km)である。また、交通不能道延長は4,444km(4,591km)である。

総延長に占める比率は、第65図にみられるとおり、改良済延長53.9%

(前年3月31日現在53.1%)、舗装済延長64.0%(61.1%)、交通不能道延長3.6%(3.6%)であり、前年3月31日現在と比べると改良率において0.8%、舗装率において2.9%それぞれ改善がなされている。

イ 市 町 村 道

市町村道の延長は90万3,750km(前年3月31日現在89万7,565km)である。このうち、改良済延長は18万9,886km(17万6,720km)、舗装済延長は19万1,898km(16万2,170km)である。また、交通不能道延長は27万7,538km(28万3,666km)である。

総延長に占める比率は、第65図にみられるとおり、改良済延長21.0%(前年3月31日現在19.7%)、舗装済延長21.2%(18.1%)、交通不能道延長30.7%(31.6%)であり、前年3月31日現在と比べると改良率1.3%、舗装率3.1%、交通不能道比率0.9%の改善がそれぞれなされている。

(2) 橋 り ょ う

昭和50年4月1日現在における地方道に係る橋りょう数は53万9,660橋(前年3月31日現在54万1,642橋)である。これを構造別にみると、鋼橋、コンクリート橋及び石橋(以下「永久橋」という。)の数は42万2,234橋(41万6,803橋)、木橋の数は11万4,165橋(12万1,289橋)、混合橋の数は3,261橋(3,550橋)となっている。

総橋りょう数に占める比率は、永久橋78.2%(前年3月31日現在77.0%)、木橋21.2%(22.4%)、混合橋0.6%(0.7%)であり、前年3月31日現在と比べると、永久橋は1.2%増加したのに対して、木橋は1.2%、混合橋は0.1%それぞれ減少している。

次に、構造上等の理由から、住民の利用を一部制限している橋りょう数は、13万8,875橋(前年3月31日現在14万3,468橋)である。このうち重量が制限されている荷重制限橋は4万5,781橋(4万7,143橋)であり、残りの9万3,094橋(9万6,325橋)が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋8.5%(8.7%)、交通不能橋17.2%(17.8%)となっている。

ア 都道府県道の橋りょう

都道府県道の橋りょう数は9万8,265橋（前年3月31日現在10万1,722橋）である。これを構造別にみると、永久橋の数は9万4,188橋（9万6,990橋）、木橋の数は3,825橋（4,426橋）、混合橋の数は252橋（306橋）となっている。

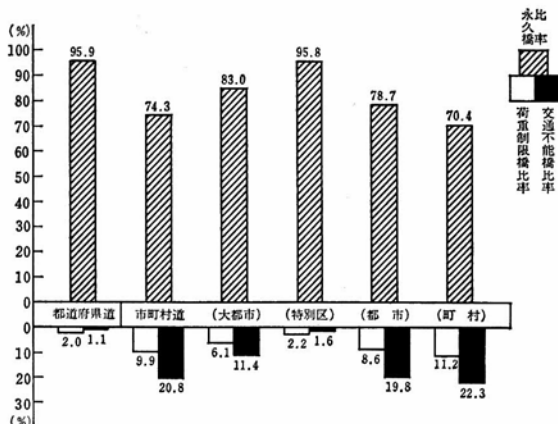
総橋りょう数に占める比率は、永久橋95.9%（前年3月31日現在95.3%）、木橋3.9%（4.4%）、混合橋0.3%（0.3%）であり、前年3月31日現在と比べると、永久橋は0.6%増加したのに対し、木橋は0.5%減少している。

次に、構造上の理由から住民の利用を一部制限している橋りょう数は3,040橋（前年3月31日現在3,364橋）であり、このうち、荷重制限橋は1,969橋（2,257橋）で、残りの1,071橋（1,107橋）が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋2.0%（2.2%）、交通不能橋1.1%（1.1%）となっている。

イ 市町村道の橋りょう

市町村道の橋りょう数は44万1,395橋（前年3月31日現在43万9,920橋）である。これを構造別にみると、永久橋の数は32万8,046橋（31万9,813橋）、木橋の数は11万340橋（11万6,863橋）、混合橋の数は3,009橋（3,244橋）となっている。

第67図 橋りょう整備の状況



総橋りょう数に占める比率は、永久橋 74.3 % (前年 3 月 31 日現在 72.7 %)、木橋 25.0 % (26.6 %)、混合橋 0.7 % (0.7 %) であり、前年 3 月 31 日現在と比べると、永久橋は 1.6 % 増加し、木橋は 1.6 % 減少している。

次に、構造上の理由から、住民の利用の一部を制限している橋りょう数は 13 万 5,825 橋 (前年 3 月 31 日現在 14 万 104 橋) であり、このうち、荷重制限橋は 4 万 3,812 橋 (4 万 4,886 橋) で、残りの 9 万 2,013 橋 (9 万 5,218 橋) が交通不能橋である。制限橋の総橋りょう数に占める比率は、荷重制限橋 9.9 % (10.2 %)、交通不能橋 20.8 % (21.6 %) となっている。

なお、都道府県道、市町村道別の橋りょうの整備状況は、第 67 図にみられるとおりである。

(3) 公営住宅等

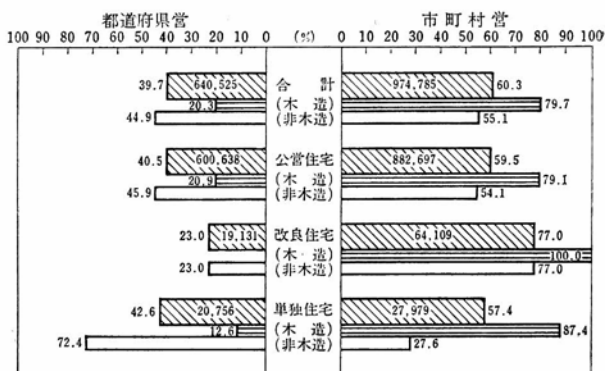
昭和 50 年 3 月 31 日現在における公営住宅等の総戸数は 161 万 5,310 戸 (前年同期 153 万 1,887 戸) であり、前年同期と比べると 8 万 3,423 戸増加している。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅法に基づいて建設される公営住宅 (以下「公営住宅」という) は 148 万 3,335 戸 (前年同期 140 万 6,047 戸)、住宅地区改良法に基づいて建設される改良住宅 (以下「改良住宅」という) は 8 万 3,240 戸 (7 万 6,411 戸)、地方公共団体が独自に建設する単独住宅 (以下「単独住宅」という) は 4 万 8,735 戸 (4 万 9,429 戸) となっており、総戸数に占める比率は、公営住宅 91.8 % (91.8 %)、改良住宅 5.2 % (5.0 %)、単独住宅 3.0 % (3.2 %) となっている。

また、住宅の構造別にみると、非木造住宅は 78.8 % に当たる 127 万 2,621 戸であり、残りの 21.2 % に当たる 34 万 2,689 戸は木造住宅となっている。これを前年同期の非木造対木造の比率 77.0 対 23.0 と比べると、非木造が 1.8 % その比率を高めている。

次に、前年同期に対する増減率をみると、公営住宅は 5.5 %、改良住宅は 8.9 % 増加したが、単独住宅は 1.4 % の減少となっている。

第68図 公営住宅等の設置者別比率



なお、公営住宅等の設置者別比率の状況は、第68図にみられるとおりである。

ア 都道府県営の住宅

都道府県営の公営住宅等は64万525戸(前年同期60万1,198戸)で、総戸数の39.7%(39.2%)を占めており、前年同期と比べて3万9,327戸増加し、総戸数に占める比率では0.5%高まった。

これを住宅の種類別にみると、公営住宅は60万638戸(前年同期56万1,701戸)、改良住宅は1万9,131戸(1万8,783戸)、単独住宅は2万756戸(2万714戸)となっている。

次に、前年同期に対する増加率をみると、公営住宅は6.9%、改良住宅は1.9%、単独住宅は0.2%それぞれ増加している。

イ 市町村営の住宅

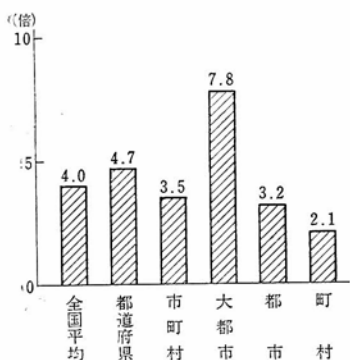
市町村営の住宅は97万4,785戸(前年同期93万689戸)で、総戸数の60.3%(60.8%)を占めており、前年同期と比べると4万4,096戸増加している。

次に、前年同期に対する増減率をみると、公営住宅は4.5%、改良住宅は11.2%増加したが、単独住宅は2.6%減少している。

ウ 入居競争率

昭和49年度中の公営住宅等の入居公募戸数は14万306戸(前年度14万

第 69 図 入居競争率の状況



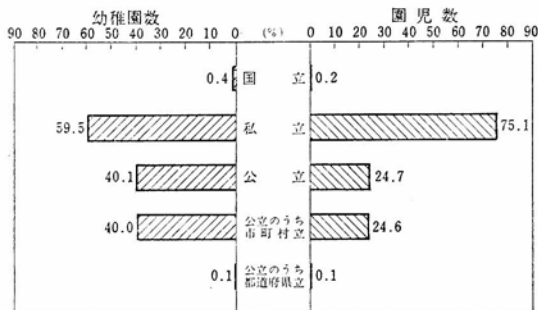
4,740 戸) でこれに対する応募件数は 56 万 7,022 件(69 万 9,710 件)であり、その入居競争率は 4.0 倍(4.8 倍)となっている。

入居競争率の状況を設置者別にみると、第 69 図にみられるとおり、都道府県営は 4.7 倍、市町村営は 3.5 倍となっている。市町村営の中では、大都市における入居競争率が 7.8 倍と著しく高くなっている。

(4) 幼稚園

昭和 50 年 5 月 1 日現在における国公立幼稚園の状況は、園数 1 万 3,108 園(前年同期 1 万 2,685 園)、園児数 229 万 2 千人(223 万 3 千人)である。このうち、公立の幼稚園数は 40.1%(39.6%)に当たる 5,263 園(5,024 園)、園児数は 24.7%(24.1%)に当たる 56 万 5 千人(53 万 7 千人)であり、前年同期に比べると、園数は 239 園、園児数では 2 万 8 千人それぞれ増加している。

第 70 図 幼稚園数と園児数の設置者別比率



公立幼稚園を設置者別にみると、都道府県立は 20 園(前年同期 20 園)であり、残りの 5,243 園は市町村立である。公立の幼稚園の大部分が市町村立となっている。

なお、幼稚園の設置

者別比率は、第 70 図にみられるとおりである。

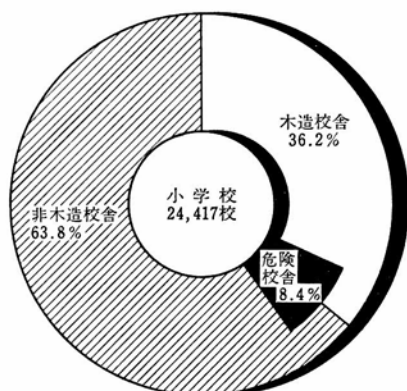
次に、国公立における小学校第 1 学年児童数 189 万人(前年同期 186 万人)中に占める幼稚園終了児童数 120 万人(115 万人)の割合(就園率)は 63.5%

(61.9%)であり、その率は年々上昇している。

(5) 小 学 校

昭和50年5月1日現在における公立の小学校の数は2万4,417校(前年同期2万4,372校)であり、その校舎面積は5,830万1千 m^2 (5,645万 m^2)である。これを前年同期と比べると、学校数は45校、校舎面積は185万1千 m^2 増加している。

第71図 小学校施設の様況



次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は3,718万6千 m^2 (前年同期3,383万8千 m^2)、木造校舎面積は2,111万5千 m^2 (2,261万2千 m^2)であり、校舎面積に占める比率は、第71図にみられるとおり、非木造校舎比率は63.8%(59.9%)、木造校舎比率は36.2%(40.1%)となっている。

この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が3.9%高まっている。

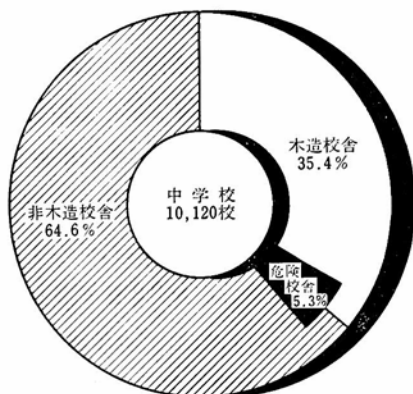
なお、危険校舎面積は487万 m^2 (前年同期543万2千 m^2)で、校舎面積の8.4%(9.6%)を占めている。この比率を前年同期と比べると1.2%低くなっている。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の79.4%(前年同期77.8%)に当たる1万9,390校(1万8,965校)であり、前年同期と比べると425校増加している。また、プールを設置している学校数は、全校の55.6%(52.7%)に当たる1万3,580校(1万2,854校)であり、前年同期に比べ726校増加している。

(6) 中 学 校

昭和50年5月1日現在における公立中学校の数は1万120校(前年同期1万168校)であり、その校舎面積は3,187万6千 m^2 (3,122万5千 m^2)であ

第72図 中学校施設の状況



る。これを前年同期と比べると、分校等の小規模学校の統合、人口急増地域における生徒数の急増等により、学校数は48校減少したが校舎面積については、65万1千 m^2 増加している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は2,059万2千 m^2 （前年同期1,902万1千 m^2 ）、木造校舎面積は1,128万4千 m^2

(1,220万4千 m^2)である。校舎面積に占める比率は、第72図にみられるとおり、非木造校舎比率は64.6%(60.9%)、木造校舎比率は35.4%(39.1%)となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が3.7%高まっている。

なお、危険校舎面積は170万4千 m^2 (前年同期187万6千 m^2)で、校舎面積の5.3%(6.0%)を占めている。この比率を前年同期と比べると、0.7%低くなっている。

屋内運動場を設置している学校数は、全校の87.1%(前年同期86.2%)に当たる8,817校(8,760校)であり、前年同期と比べると57校増加している。

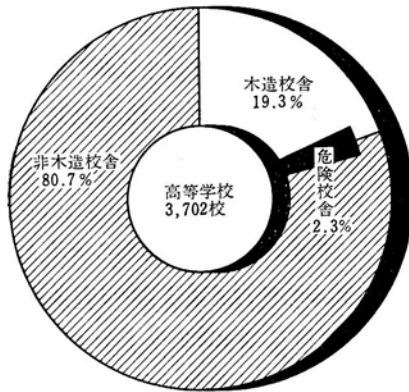
また、プールを設置している学校数は、全校の47.9%(45.6%)に当たる4,852校(4,641校)であり、前年同期と比べると211校増加している。

(7) 高等学校

昭和50年5月1日現在における公立高等学校の数は3,702校(前年同期3,666校)であり、その校舎面積は2,519万4千 m^2 (2,408万3千 m^2)である。これを前年同期と比べると、学校数は36校、校舎面積は111万1千 m^2 増加している。

次に、校舎を構造別にみると、非木造校舎面積は2,032万 m^2 （前年同期

第73図 高等学校施設の状況



1,850万 m^2)、木造校舎面積は487万4千 m^2 (558万3千 m^2)であり、校舎面積に占める比率は、第73図にみられるとおり、非木造校舎比率80.7%(76.8%)、木造校舎比率19.3%(23.2%)となっている。この比率を前年同期と比べると、非木造校舎比率が3.9%高まっている。

なお、危険校舎面積は57万6千 m^2 (前年同期68万9千 m^2)で校舎面積の2.3%(2.9%)を占めている。この比率を前年同期と比べると0.6%低くなっている。

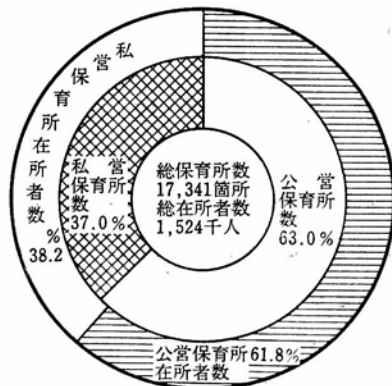
屋内運動場を設置している学校数は、全校の85.7%(前年同期84.0%)に当たる3,172校(3,081校)であり、前年同期と比べると91校増加し、設置比率では1.7%高まっている。また、プールを設置している学校数は、全校の45.6%(43.6%)に当たる1,686校(1,597校)であり、前年同期と比べると89校増加している。

(8) 保 育 所

昭和49年10月1日現在における公私営保育所(へき地保育所を除く。)の数は1万7,341箇所(前年同期1万6,411箇所)であり、前年同期と比べると930箇所増加している。

公営保育所の数は1万932箇所(前年同期1万288箇所)で、第74図にみられるとおり、総箇所数の63.0%(62.7%)を占めている。これを前年同期と比べると、箇所数で

第74図 保育所の公営と私営の状況



は644箇所、公営保育所の占める割合では0.3%増加している。

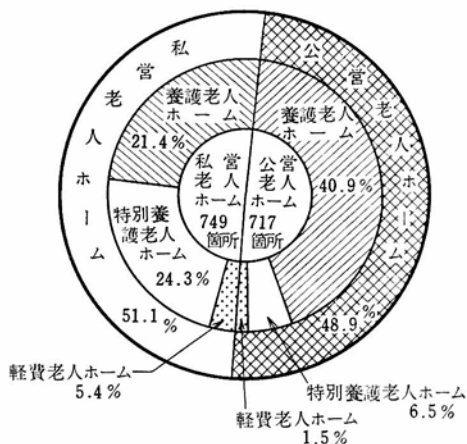
次に、公私営保育所における専任職員数と在所要者数についてみると、専任職員数は16万5千人(前年同期14万8千人)に対し、在所要者数は152万4千人(142万6千人)で前年同期と比べると、専任職員数は1万7千人、在所要者数は9万8千人それぞれ増加している。

これらを公営の保育所についてみると、専任職員数は9万9千人(前年同期8万7千人)に対し、在所要者数は94万2千人(87万7千人)であり、前年同期と比べると専任職員数は1万2千人、13.7%、在所要者数は6万5千人、7.4%それぞれ増加している。

(9) 老人ホーム

昭和49年10月1日現在における老人ホームについてみると、公私営老人ホームの数は1,466箇所(前年同期1,322箇所)であり、前年同期と比べると144箇所増加している。第75図にみられるとおり、公営の老人ホームの数は717箇所(676箇所)で、総箇所数の48.9%(51.1%)を占めており、これらを前年同期と比べると、箇所数で41箇所増加しているが、総箇所数に占める割合は2.2%減少している。

第75図 老人ホームの状況



次に、公私営老人ホームにおける専任職員数と在所要者数についてみると、専任職員数は2万7千人(前年同期2万3千人)に対し、在所要者数は10万7千人(9万8千人)で前年同期と比べると、専任職員数は4千人、17.4%、在所要者数は9千人、9.2%それぞれ増加している。

これらを公営の老人ホームについてみると、専任職員数は1万1千人(前

年同期9千人)に対し、在所者数は4万8千人(4万6千人)で、前年同期と比べると、専任職員数は2千人、22.2%、在所者数は2千人、4.3%それぞれ増加している。

老人ホームを種類別にみると、次のとおりである。

ア 養護老人ホーム

養護老人ホームは、居宅で養護を受けることの困難な65才以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営老人ホームの数は914箇所(前年同期890箇所)で老人ホーム総箇所数の62.3%(67.3%)を占めており、前年同期と比べると24箇所増加している。また、公営の養護老人ホームの数は600箇所(588箇所)で、このうち市町村の経営によるものが575箇所(563箇所)であり、その大部分を占めている。公営養護老人ホームを前年同期と比べると12箇所、2.0%、うち市町村の経営によるものは12箇所、2.1%それぞれ増加している。

イ 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームは、身体上又は精神上著しい欠陥があるため常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の老人を収容する老人ホームである。

公私営特別養護老人ホームの数は451箇所(前年同期350箇所)で老人ホーム総箇所数の30.8%(26.5%)を占めており、前年同期と比べると101箇所増加している。また、公営の特別養護老人ホームの数は95箇所(70箇所)であり、前年同期と比べると25箇所、35.7%増加している。

ウ 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りのない老人等を無料又は低額な料金で収容し、給食その他日常生活上の便宜を与えるための老人ホームである。

公私営軽費老人ホームの数は101箇所(前年同期82箇所)で老人ホーム総箇所数の6.9%(6.2%)を占めており、前年同期と比べると19箇所増加している。また、公営の軽費老人ホームの数は22箇所(18箇所)であり、その他は社会福祉法人等の私営によるものである。

(10) し尿及びごみ処理施設

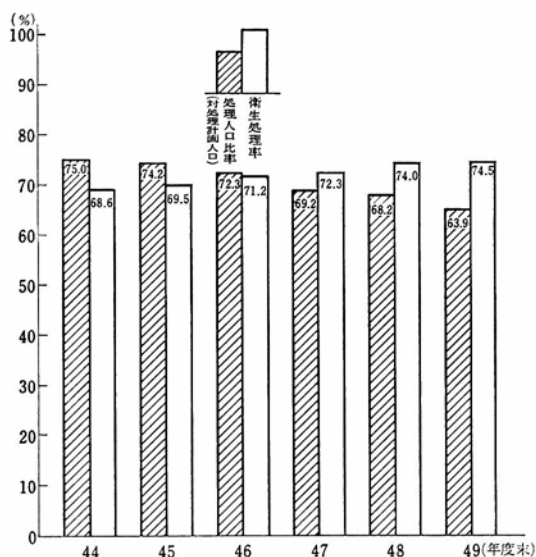
市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、その計画に従って、し尿及びごみ等の収集、処理業務を実施している。

ア し尿処理

(ア) 処理計画人口と処理人口

昭和50年3月31日現在の処理計画人口は1億1,164万人（前年同期1億877万人）で、前年同期と比べると287万人、2.6%増加している。

第76図 し尿処理状況の推移



この処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は7,135万人（前年同期7,415万人）で、前年同期と比べて280万人減少している。また、処理計画人口に対する処理人口の比率は、第76図にみられるとおり、63.9%(68.2%)となっている。

(イ) 収集職員等

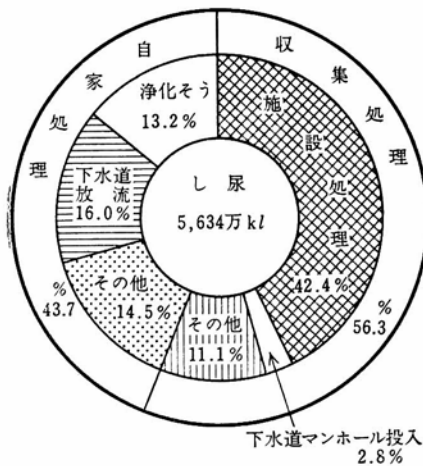
し尿の収集、処理業務に従事する職員数は3万984人(前年同期3万1,225人)である。収集職員等のうち74.5%に当たる2万3,085人(2万3,715人)は収集業務を行う職員であり、25.5%に当たる7,899人(7,510人)は処理場職員である。これらを前年同期と比べると、収集職員数は630人、2.7%減少し、処理場職員数は389人、5.2%増加している。

次に、し尿を収集し、運搬するための車輛は1万797台(前年同期1万901台)であり、前年同期と比べると104台、1.0%減少している。このうち、パキューム車1万432台(1万901台)、運搬車は365台(368台)となっている。

(ウ) 収集処理量

昭和49年度中のし尿の総排出量は約5,600万kl(前年度約5,000万kl)である。このうち市町村の収集処理によるものは56.3%(60.8%)に当たる3,200万kl(3,100万kl)となっており、これを前年度と比べると、公共下水道の普及等により4.5%減少している。

第77図 し尿処理の状況



また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第77図にみられるとおりで、施設処理42.4%(前年度45.3%)、下水道マンホール投入2.8%(3.0%)、その他11.1%(12.5%)であり、自家処理の内訳は、下水道放流16.0%(14.0%)、浄化そう13.2%(11.7%)、その他14.5%(13.5%)となっている。

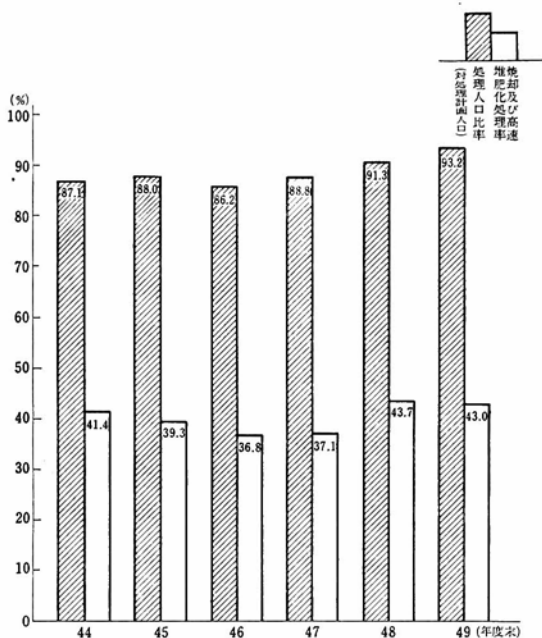
なお、施設処理、下水道放流、浄化そう処理及び下水道マンホール投入による衛生処理率は、74.5%(前年度74.0%)となっており、残りの25.5%(26.0%)は海洋投棄、農村還元等の処理によっている。

イ ごみ 処 理

(ア) 処理計画人口と処理人口

昭和50年3月31日現在における処理計画人口は1億1,158万人(前年同期1億887万人)で、前年同期と比べると271万人、2.5%増加している。

第78図 ごみ処理状況の推移



処理計画に基づいて実際に収集、処理業務が実施された区域内の処理人口は1億395万人(前年同期9,937万人)で、前年同期と比べると458万人、4.6%増加しており、処理計画人口に対する実施率は、第78図にみられるとおり、93.2%(91.3%)となっている。

(イ) 収集職員等

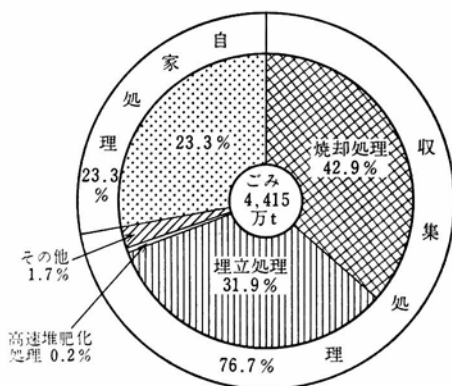
ごみの収集、処理業務に従事する職員数は7万1,095人(前年同期6万7,676人)であり、前年同期と比べると3,419人、5.1%増加している。収集職員等のうち78.7%(79.9%)に当たる5万5,931人(5万4,050人)は収集業務を行う職員である。

次に、ごみを収集し、運搬するための車輛は2万1,896台(前年同期2万1,027台)であり、前年同期と比べると869台、4.1%増加している。このうち特殊運搬車は1万3,118台(1万2,568台)、運搬車は8,778台(8,459台)となっている。

(ウ) 収集処理量

昭和49年度中のごみの総排出量は約4,400万t(前年度約4,000万t)である。このうち、市町村の収集処理によるものの比率は76.7%(前年度82.4%)で、その収集処理量は3,400万t(3,300万t)となっており、これを前年度

第79図 ごみ処理の状況



と比べると、収集処理量は100万t増加しているが、収集率は排出されるごみの増加により5.7%減少している。

また、市町村の収集処理によるものの内訳は、第79図にみられるとおりで、焼却処理42.9%、埋立処理31.9%、高速堆肥化処理0.2%、その他1.7%となっている。

(11) 都市公園

魅力ある住みよい都市をつくるため、地方公共団体は、都市計画事業の一環として、都市計画区域内に、小規模児童公園、児童公園、近隣公園、普通公園、運動公園等の都市公園を設置している。

ア 都市公園数及び面積

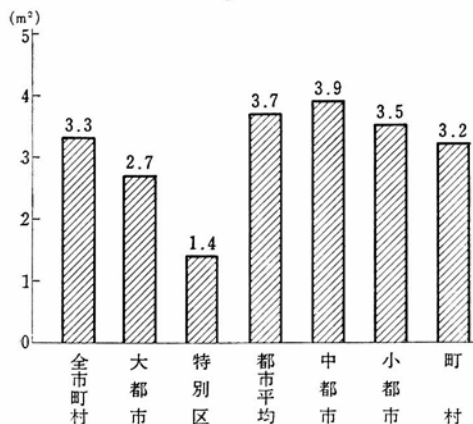
昭和50年3月31日現在の都市公園の現況は1万8,873箇所(前年同期1万6,244箇所)で、その面積は310km²(279km²)となっている。これを設置者別にみると、箇所数では98.3%に当たる1万8,552箇所(1万5,960箇所)

が市町村立の都市公園で、その面積は 246 km^2 (225 km^2) であり、残りの 321 箇所 (284 箇所) が都道府県その他の設置となっており、その面積は 64 km^2 (54 km^2) で大部分が市町村の設置である。これらを前年同期と比べると、市町村立都市公園は $2,592$ 箇所増加しており、その面積は 21 km^2 である。都道府県等が設置した都市公園についても 37 箇所、 10 km^2 増加している。また、1箇所当たり平均面積について設置者別にみると、市町村立都市公園は 1 万 3 千 m^2 (1 万 4 千 m^2)、都道府県等の都市公園は 20 万 m^2 (19 万 m^2) となっている。

イ 1人当たり都市公園面積

昭和50年3月31日現在の都市計画区域内の人口は $9,428$ 万人 (前年同期 $9,281$ 万人) である。この都市計画区域内人口1人当たり都市公園面積についてみると 3.3 m^2 (3.0 m^2) であり、前年同期と比べると 0.3 m^2 増加している。

第80図 1人当たり都市公園面積
(対都市計画区域内人口)



次に、人口1人当たり都市公園面積を団体種類別にみると、第80図のとおりであり、1人当たり面積の大きい順に中都市の 3.9 m^2 (前年同期 3.7 m^2) であり、以下小都市の 3.5 m^2 (3.2 m^2)、町村 3.2 m^2 (2.6 m^2)、大都市 2.7 m^2 (2.5 m^2)、特別区 1.4 m^2 (1.3 m^2) となっている。前年同期と比べるといずれも増加しているが、町村が最

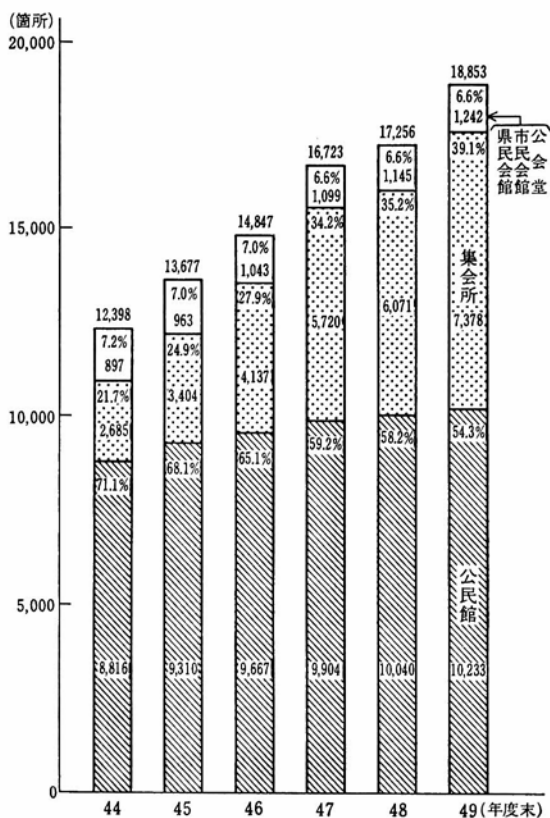
も増加しており、特別区及び大都市の増加率が低く、新たに都市公園を設置することの困難さを示している。

(12) 文化施設

ア 県民会館、市民会館等

地域住民の生活文化の向上を図ることを目的として、県民会館、市民会館、公会堂等の名称により、地方公共団体が設置している施設の昭和50年3月31日現在における現況は1,242箇所(前年同期1,145箇所)であり、その面積は351万8千m²(296万4千m²)となっている。また、個々の施設における最大のホールの収容定数の合計は83万7千人(78万4千人)である。

第81図 公民館等集会施設数の推移



これらを前年同期と比べると、箇所数は97箇所、8.5%増加し、面積についても55万4千m²、18.7%増加している。

次に、県民会館及び市民会館等を設置者別にみると、都道府県立施設が83箇所(前年同期72箇所)であり、市町村立施設は1,159箇所(1,073箇所)で、大部分が市町村立施設となっている。また、1施設平均延面積についてみると、都道府県立施設が5,871m²であり、市町村立施設が2,615m²である。

イ 公民館及び集会所

市町村が住民のために各種の教育、文化事業を行うために設置した公民館及び市町村の一定地域の住民の用に供する集会所の昭和50年3月31日現在の現況についてみると、第81図にみられるとおり、公民館は1万233箇所(前年同期1万40箇所)、専任職員数は1万5,338人(1万622人)であり、集会所は7,378箇所(6,071箇所)、専任職員数は5,910人(1,523人)となっている。これを前年同期と比べると、公民館については193箇所、専任職員数は4,716人それぞれ増加している。一方、集会所についても1,307箇所、専任職員数は4,387人増加している。これらの施設については、特に町村において、生活様式等の変化により、施設数、専任職員数とも急増している。

ウ 図書館、博物館

昭和50年3月31日現在における公立の図書館及び博物館の現況は、図書館については952館(前年同期905館)、蔵書数は4,272万冊(3,769万冊)となっている。博物館については217館(206館)、49年度中の利用人員3,195万人(前年度2,917万人)となっている。

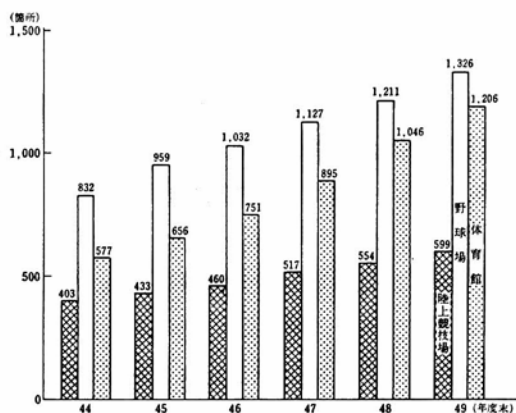
また、これらについて設置者別にみると、都道府県立施設は、図書館数73館(前年同期73館)、博物館数42館(42館)である。一方、市町村立施設は、図書館数879館(832館)、博物館数175館(164館)となっている。これらを前年同期と比べると、都道府県立施設は増減がなく、市町村立施設が図書館数47館、博物館数11館といずれも増加している。

(13) 体 育 施 設

ア 体 育 館

昭和50年3月31日現在における公立の体育館は、第82図にみられると

第82図 体育施設数の推移



おり、1,206箇所(前年同期1,046箇所)であり、その面積は257万1千 m^2 (219万5千 m^2)である。また、専任職員数は2,499人(2,147人)となっている。これを前年同期と比べると、箇所数では160箇所、15.3%、面積では37万6千 m^2 、17.1%それぞれ増加している。

次に、公立体育館を設置者別にみると、市町村立が94.0%(前年同期93.9%)に当たる1,134箇所(982箇所)で、残りの6.0%(6.1%)の72箇所(64箇所)が都道府県立であり、市町村立が大部分を占めている。

イ 陸上競技場

昭和50年3月31日現在における公立の陸上競技場は、第82図にみられるとおり、599箇所(前年同期554箇所)であり、その面積は1,279万 m^2 (1,196万 m^2)である。また、専任職員数は443人(394人)となっている。これを前年同期と比べると、箇所数では45箇所、面積では83万 m^2 、専任職員数では49人とそれぞれ増加している。

次に、公立の陸上競技場を設置者別にみると、90.2%(前年同期89.9%)に当たる540箇所(498箇所)が市町村立であり、残りの9.8%(10.1%)に当たる59箇所(56箇所)が都道府県立である。

ウ 野球場

昭和50年3月31日現在における公立の野球場の現況は、第82図にみられるとおり、1,326箇所(前年同期1,211箇所)であり、その面積は2,152万 m^2 (2,006万 m^2)である。また、専任職員数は532人(525人)となっている。こ

れを前年同期と比べると、箇所数では115箇所、面積では146万 m^2 、専任職員数では7人とそれぞれ増加している。

次に、公立の野球場を設置者別にみると、92.3%（前年同期92.1%）に当たる1,224箇所(1,115箇所)が市町村立であり、残りの7.7%(7.9%)に当たる102箇所(96箇所)が都道府県立となっている。

8 地方公営事業の状況

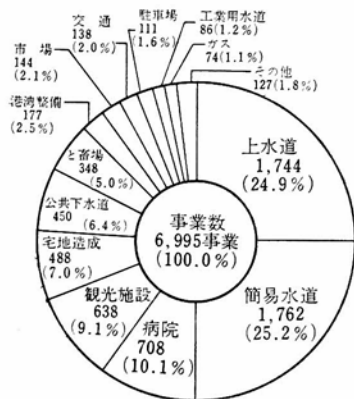
(1) 地方公営企業

ア 概 況

(ア) 事業数及び経営規模

昭和49年度末において地方公営企業を営んでいる地方公共団体の数は3,343団体(47都道府県、9指定都市、3,002市町村(企業団等に加入しているのみのものは除く。)、285企業団等)であり、地方公営企業の本数は6,995事業(法適用企業3,118事業、法非適用企業3,877事業)で、前年度末の6,926事業と比べると69事業、1.0%増加している。これを事業別にみると、第83図にみられるとおり、水道事業(簡易水道事業を含む。)が最も多く3,506事業で全体の50.1%を占め、以下病院事業708事業(全体の10.1%)、観光施設事業638事業(9.1%)、宅地造成事業488事業(7.0%)、と畜場事業348事業(5.0%)の順となっている。

第83図 地方公営企業の事業数



事業638事業(9.1%)、宅地造成事業488事業(7.0%)、公共下水道事業450事業(6.4%)、と畜場事業348事業(5.0%)の順となっている。

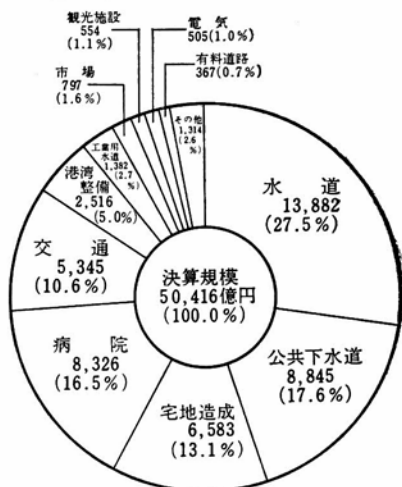
昭和49年度の決算規模は5兆416億円で、前年度の4兆1,108億円と比べると9,308億円、22.6%増加しており、49年度の普通会計歳出決算額の22.0%に相当する規模となっている。これを事業別にみると、第84図

にみられるとおり水道事業が1兆3,882億円で全体の27.5%を占め、公共下水道事業8,845億円(全体の17.6%)、病院事業8,326億円(16.5%)、宅地造成事業6,583億円(13.1%)、交通事業5,345億円(10.6%)、港湾整備事業2,516億円(5.0%)がこれに次いでいる。

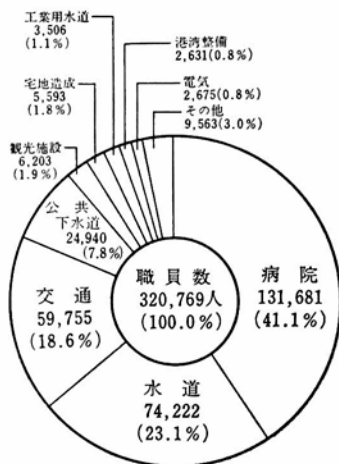
昭和49年度末において地方公営企業に従事する職員数は32万1千人(法適用企業29万3千人、法非適用企業2万8千人)で、前年度末31

万人(法適用企業28万4千人、法非適用企業2万6千人)と比べると1万1千人増加している。また、この職員数は、普通会計職員数(昭和50年4月1日現在の地方公務員給与実態調査による。ただし、教育、警察及び消防職員を除く。)の29.2%(前年度29.0%)に相当している。なお、職員数を事業別にみると、第85図にみられるとおり、病院事業が13万2千人、水道事業が

第84図 決算規模の状況



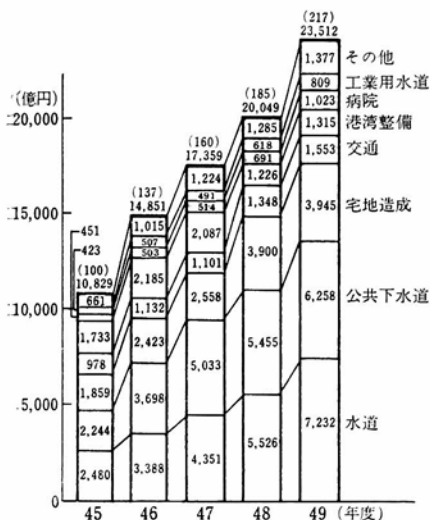
第85図 職員数の状況



7万4千人、交通事業が6万人とこの3事業で全体の82.8%に当たる26万6千人を占めている。

建設投資額は、第86図にみられるとおり2兆3,512億円で、前年度の2兆49億円に比べると3,463億円、17.3%増加している。これを事業別にみると、水道事業が7,232億円(全体の30.8%)、公共下水道事業6,258億円(26.6%)、宅地造成事業3,945億円(16.8%)となっている。

第86図 建設投資額の推移



(注) () 内は、45年度を100とした指数である。

は、年間輸送人員 94 億 8,200 万人のうち 23 億 5,400 万人(24.8%)が公営

d 病院事業では、病床数 114 万 7 千床のうち 19 万 2 千床(16.7%)が公営

e 工業用水道事業では、年間総配水量 45 億 7,100 万 m³ のうち 45 億 7,000 万 m³(99.9%)が公営

となっている(昭和 48 年度の資料による。ただし、病院事業及び工業用水道事業は 49 年度の資料による)。

イ 経営状況

昭和 49 年度の地方公営企業の経営状況は、過去最高の大幅給与改定に伴う人件費の増、物件費、原材料費の高騰等原価の上昇が著しかったが、他方これに対応する料金の適正化が遅れ、また、経営合理化が不徹底等のため、赤字事業数、赤字額が更に大幅に増加した。

(イ) 公益事業中の地位

民営を含めた公益事業全体において地方公営企業の占める地位を主な事業についてみると、

a 水道事業では、給水人口 9,300 万人のうち 8,900 万人(95.6%)が公営

b 軌道・地方鉄道事業では、年間輸送人員 101 億 8,500 万人のうち 15 億 1,900 万人(14.9%)が公営

c 自動車運送事業(乗合)で

(ア) 法適用企業の経営状況

a 損益収支

昭和49年度の法適用企業の損益収支は、単年度収支では41.0%（前年度59.5%）の事業が黒字、59.0%（前年度40.5%）の事業が赤字となっており、黒字団体の純利益は354億円（前年度525億円）、赤字団体の純損失は2,685億円（前年度1,815億円）となっている。事業別に純損失の額をみると、交通事業は93.6%に当たる73事業が純損失833億円（バス事業464億円、都市高速鉄道事業305億円、路面電車事業62億円）を生じ、次いで、病院事業は65.6%に当たる462事業が585億円の純損失、水道事業は59.9%に当たる1,025事業が960億円の純損失を生じており、この3事業で地方公営企業純損失全体の88.5%を占めている。

累積欠損金は6,417億円で、前年度(4,368億円)に比べ2,049億円、46.9%増加しているが、これを事業別にみると、交通事業は3,066億円で、前年度(2,400億円)に比べ666億円、27.8%の増、病院事業は1,432億円で、前年度(1,050億円)に比べ382億円、36.4%の増、水道事業は1,175億円で、前年度(425億円)に比べ750億円、176.5%の増となっている。このように、交通、病院、水道の3事業で地方公営企業の累積欠損金全体の88.4%を占めており、また、累積欠損金の対前年度増加額でも、この3事業で1,798億円、87.8%を占めている。

不良債務は4,044億円で、前年度(2,870億円)に比べ1,174億円、40.9%の増となっている。

b 資本収支

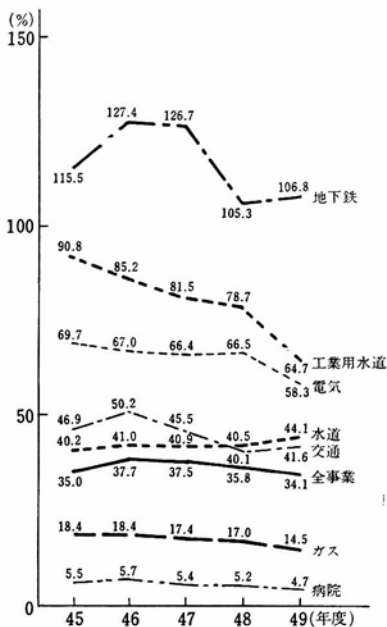
資本的支出は2兆1,395億円で、前年度(1兆8,059億円)に比べ3,336億円、18.5%増加している。これに対する財源は1兆9,926億円（前年度1兆6,895億円）となっており、この内訳は、企業債等の外部資金が1兆7,791億円、損益勘定留保資金等の内部資金が2,135億円で、財源不足額は1,469億円となっている。

資本的支出のうち、建設改良費は、水道施設、地下鉄、医療施設等の整備拡充により前年度（1兆4,170億円）に比べ2,875億円、20.3%増加し、1兆7,045億円となっている。

c 企業債元利償還金

企業債元利償還金は4,863億円で、前年度（4,188億円）に比べ675億円、16.1%増加している。企業債元利償還金の料金収入に対する比率は、第87図にみられるとおり、全事業平均は34.1%（前年度35.8%）となっており、これを事業別にみると地下鉄事業（106.8%）、工業用水道事業（64.7%）、電気事業（58.3%）、水道事業（44.1%）が高い比率を示している。

第87図 企業債元利償還金対料金収入比率の推移



(イ) 経営悪化の要因

昭和49年度の地方公営企業の経営が更に悪化し、赤字事業数、赤字額が大幅に増加したのは、

a 昭和49年度はいわゆる石油危機

に帰因する物価の暴騰を反映した過去最高的大幅給与改定による人件費の増、物件費、原材料費の高騰等原価の上昇が著しかったが、これに対応する料金の適正化が遅れたこと。

昭和49年度において料金改定を実施した事業は、交通(バス)事業で全体の61.1%に当たる33事業、水道事業で26.3%の449事業、ガス事業で45.9%の34事業等であるが、最近の大きな原価上昇と対比してみると、なお多くの団体において料金の適正化が遅れ、あるいはその改定幅が小さく、この結果、各事業とも料金単価が供給原価をかなり下回る水準になっている。

b 経営の合理化、特に人件費の合理化がなお徹底されていないこと。

料金収入に対する人件費の割合は、第88図にみられるとおり、交通事業114.3%、病院事業72.2%、水道事業45.6%と高まってきているが、この要因としては、給与水準が国家公務員又は民間の対応職種と比べてもかなり高いものが多く、また、人員についても人員配置の適正化、機械化等による合理化が十分でなく遅れたままのところが多い。

等によるものである。

(ウ) 法非適用企業の経営状況

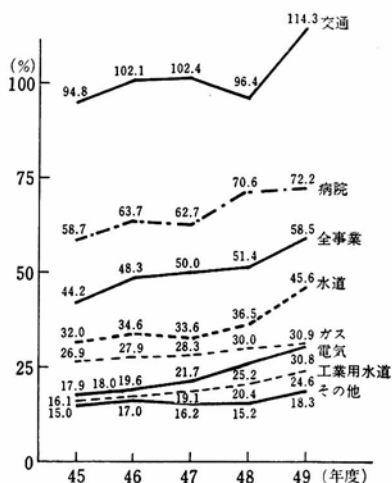
法非適用企業の事業数は3,877事業で、前年度(3,846事業)に比べ31事業増加している。収益的収支をみると、総収益は3,145億円、総費用は1,921億円で、収支差引1,224億円の黒字(前年度は1,269億円の黒字)となっている。事業数では、3,034事業が黒字、496事業が赤字となっている。実質収支では、黒字額が378億円(前年度400億円)、赤字額は402億円(291億円)となっており、経営状況は悪化している。

ウ 企業債の状況

企業債の発行額は1兆6,001億円で、前年度(1兆3,952億円)に比べ2,049億円、14.7%増加している。これを事業別にみると、水道事業5,468億円(前年度4,303億円)、公共下水道事業3,330億円(3,072億円)、交通事業1,968億円(2,246億円)等となっている。

昭和49年度末における企業債の現債高は7兆2,151億円で、前年度(5兆9,931億円)に比べ1兆2,220億円、20.4%増加している。これを借入先別に

第88図 人件費対料金収入比率の推移



みると、政府資金が3兆3,802億円(全体の46.8%)、公営企業金融公庫資金9,589億円(13.3%)、その他の資金2兆8,760億円(39.9%)となっている。

エ 他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は4,942億円で、前年度(4,201億円)に比べ741億円、17.6%増加し、繰入金総額の収益的収入に対する比率は22.9%(前年度23.8%)となっている。これを事業別にみると、公共下水道事業が1,900億円(繰入金総額の38.4%、前年度1,687億円と比べて12.6%増)、病院事業が1,168億円(23.6%、前年度958億円と比べて21.9%増)、水道事業が630億円(12.8%、前年度441億円と比べて42.9%増)、交通事業が579億円(11.7%、前年度486億円と比べて19.1%増)となっている。

オ 財政再建の状況

昭和41年の地方公営企業法の改正により財政再建を進めてきた企業の数は、当初(42年度)155事業(水道58、交通13、ガス8、病院76)であったが、水道事業とガス事業は48年度までに全部が再建を終え、交通事業では48年度までに5事業が再建を終え、残り8事業(横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、山口市及び青森市)は48年度から新たに「地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律」に基づいて第二次再建に移行した。また、病院事業は49年度末までに71事業が再建を終えた。この結果、当初からの再建企業で50年度以降も継続して再建に努めることとなったものは、病院5事業のみとなっている。

カ 事業別状況

(ア) 水道事業(上水道事業及び簡易水道事業)

a 事業数

(a) 上水道事業

昭和49年度において地方公共団体が経営する上水道事業の数は1,757事業で、このうち、末端給水事業は1,709事業(うち建設中54事業)、用水供

給事業は48事業(うち建設中22事業)である。経営主体別にみると、末端給水事業は、都道府県営7事業、指定都市営9事業、市営586事業、町村営1,043事業、企業団営64事業であり、用水供給事業は、都道府県営20事業、町村営1事業、企業団営27事業となっている。

上水道の布設状況を市町村別にみると、市では643市のうち635市(98.8%)、町村では2,614町村のうち1,199町村(45.9%)に布設されている。

(b) 簡易水道事業

昭和49年度において地方公共団体が経営する簡易水道事業の数は1,762事業(うち法適用30事業)である。これを経営主体別にみると、町村営は1,553事業で全体の88.1%を占め、次いで市営194事業、一部事務組合営14事業、都道府県及び指定都市営各1事業となっている。

b 利用状況

水道事業の給水人口は、昭和49年度末で9,358万人(上水道事業8,729万人、簡易水道事業629万人)に達し、前年度9,015万人と比べると3.8%増加している。また、公営水道が布設されている地方公共団体の49年度末の行政区域内人口に対する普及率は85.7%と前年度より2.5%高くなっている。

昭和49年度中の年間総給水量(有収水量)は106億3,400万 m^3 で、前年度(103億3,900万 m^3)と比べると2.9%増加している。また、給水人口1人1日当たりの給水量は271 l と初めて前年度(281 l)より減少した。

c 建設投資

水需要に対応するための施設建設、あるいは資材、賃金等のコストの上昇を反映して昭和49年度の建設投資額は7,232億円で、前年度(5,526億円)と比べると1,706億円(30.9%)と大幅に増加している。

d 経営の広域化

一の市町村の行政区域を越えた広域水道の数は年々増加をみせている。昭和49年度における広域水道事業の数は、都道府県営27事業(末端給水事業7事業、用水供給事業20事業)、企業団営92事業(末端給水65事業、用水供給事業27事業)となっている。配水能力は、末端給水事業が870万1

千 m^3 /日で、前年度(813万4千 m^3 /日)と比べると56万7千 m^3 /日、用水供給事業が619万2千 m^3 /日で、前年度(482万1千 m^3 /日)と比べると137万1千 m^3 /日それぞれ増加している。

e 経営状況

(a) 損益収支

上水道事業及び法適用の簡易水道事業のうち純利益を生じた事業は685事業(全体の40.1%)、純損失を生じた事業は1,025事業(59.9%)であり、総収益対総費用比率は85.6%と大幅に100%を下回った。累積欠損金は、前年度の425億円から1,175億円へ、不良債務は、前年度の610億円から1,285億円へと2倍以上増加している。このうち、累積欠損金の49.4%(580億円)、不良債務の60.2%(774億円)が都及び指定都市分であり、大都市の経営悪化の傾向は一段と強まっている。

(b) 資本的収支

昭和49年度の資本的支出は7,757億円(前年度6,052億円)であり、これに対する財源は、企業債等の外部資金6,621億円、損益勘定留保資金等の内部資金483億円で、財源不足額は652億円となっている。資本的支出のうち、建設改良費は6,842億円で、88.2%を占め、前年度(5,224億円)と比べ31.0%増加し、建設改良のための企業債も5,001億円と前年度(3,894億円)と比べ28.4%増加している。

(c) 給水原価と料金

昭和49年度における給水量1 m^3 当たりの原価(用水供給事業を除き、法適用の簡易水道事業を含む。)の平均は60円32銭で、前年度(45円35銭)と比べ14円97銭、33.0%高くなっている。給水原価の内訳は、資本費20円62銭、職員給与費20円23銭、その他の経費19円47銭となっている。給水原価を規模別にみると、全般的に前年度より大幅に上昇しているが、そのなかでも給水人口1万5千人未満の事業では、約6割の事業が法適用事業の平均給水原価を上回っている。なお、49年度中に料金改定を実施した事業数は449事業(前年度344事業)となっている。

(d) 法非適用企業

法非適用の簡易水道事業の数は1,732事業(うち建設中49事業)で、このうち、黒字の事業は1,482事業(前年度1,597事業)と全体の87.9%を占めており、赤字の事業は203事業(111事業)で、全体の12.1%となっている。

(1) 工業用水道事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する工業用水道事業の数は86事業(うち建設中7事業)で、前年度(85事業)と比べると1事業増加している。事業数を経営主体別にみると、都道府県営39事業、指定都市営7事業、市営29事業、町営6事業、企業団営5事業となっている。

施設の個所数は189個所(前年度184個所)、給水先事業所数は4,145個所(3,861個所)、年間総配水量は47億 m^3 (前年度45億 m^3)となっている。また、施設利用率($\frac{1}{日平均配水量} \times 100$)の平均は68.8%となっているが、施設利用率が30%に満たないものが13個所ある。

b 経営状況

(a) 損益収支

昭和49年度における工業用水道事業の経営状況は、総体的にみれば、総収益対総費用比率は99.6%(前年度102.5%)となっている。単年度欠損金を生じた事業数は38事業(建設中を除く全事業の48.1%)、累積欠損金のある事業数は44事業(55.7%)といずれも5割前後に及んでおり、また、累積欠損金は155億円(前年度138億円)で、営業収益に対する割合は40.2%(44.9%)となっている。純利益を生じた事業は41事業(前年度42事業)、純損失を生じた事業は38事業(31事業)となっており、純利益は24億円(前年度32億円)、純損失は25億円(23億円)となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は1,002億円で、前年度(801億円)と比べると201億円、25.1%増加している。これに対する財源は、企業債、国庫補助金等外部資金856

億円、内部資金 91 億円、合計 947 億円で、財源不足額は 55 億円となっている。

(ウ) 交通事業

a 事業数及び経営規模

昭和 49 年度末において交通事業を 経営する地方公共団体の数は 119 団体（うち都県 3、指定都市 9、市 43、町村 56、企業団・組合 7）、事業数は 138 事業、職員数は 59,755 人となっている。これを更に事業別でみると、バス：54 事業・39,558 人、路面電車：7 事業・2,584 人、都市高速鉄道（地下鉄及びニュータウン鉄道）：9 事業・16,370 人、船舶：65 事業・1,234 人、その他：3 事業・9 人である。

これによる年間輸送人員は 39 億 9,700 万人、1 日平均 1,095 万人であり、事業別には、バス 660 万人（全体の 60.3 %）、路面電車 51 万人（4.6 %）、地下鉄 378 万人（34.6 %）、その他 6 万人（0.5 %）となっている。

輸送人員からみた公共交通の国内旅客輸送（乗用車、航空等を含む。）に占める割合は 8.9 %、鉄道輸送の中では 8.9 %（国鉄を除くと 15.0 %）、営業用バスの中では 24.9 %である。

b 公共交通を巡る企業環境の変化

近年における都市人口の増加、都市構造の変化、モータリゼーションの激進な進行等によって、公共輸送機関は極めて大きな影響を受けてきた。従来から路面電車とバスとによって、主として都市内交通を担ってきた公共交通も、特に自動車交通の急増による道路混雑によって、輸送効率の低下や輸送機関としての定時性の喪失等により、路面電車は昭和 30 年代後半から次第に廃止されて、バスや地下鉄に代位され、また、バスも特に大都市においては、幹線交通としての都市高速鉄道を補完する機関として役割分化がなされた。

こうした背景の中で、バス事業の輸送人員は近年、年間 24 億人前後で停滞傾向を示しているが、路面電車の廃止による乗客の転移があったことを考えれば、このことはバス事業の前途は容易ではないことを示している。事実、バスの表定速度は近年徐々に低下してきたが、昭和 49 年度には、この

低下傾向にもようやく下限がみられるようになり、今後の動きが注目される。とはいえ、輸送機能の維持が現状では依然として困難な状況にあり、このような路面交通事情の悪化への当面の対策として、自動車交通総量を削減し、バスの機能の回復を図るため、バス優先(専用)レーン等の各種の交通規制が積極的に進められている。

また、路面電車は路面交通の混雑による効率の低下、大都市における地下鉄路線網の整備等により、昭和30年代後半から路線の廃止や縮少が進められ、その結果、35年度末に14都市、773 km あった営業路線延長も49年度末には7都市、129 km を有するにすぎない。

都市高速鉄道は大都市における基幹的な交通機関として近年急速に整備されてきた。現在公営の地下鉄は、東京都、名古屋市、大阪市、札幌市及び横浜市の5都市で営業中であり、また、建設中のものはこれらの都市のほか、京都市、神戸市及び福岡市の3都市があり、更にニュータウン鉄道については千葉県が建設中である。地下鉄の営業キロは164 km で、昭和35年度末の6.3倍に、輸送人員も1日平均378万人で、35年度の5.3倍に増加した。

c 経営状況

(a) 損益収支

昭和49年度において営業中の法適用企業78事業のうち黒字の事業はわずか5事業(全体の6.4%)にすぎず、残りの73事業(93.6%)が赤字であり、また累積欠損金のあるものも71事業(91.0%)となっている。これを赤字の額でみると、純損失は833億円と前年度(450億円)に比べ85%も増え、この結果、累積欠損金は前年度の2,400億円から3,066億円に、不良債務は998億円から1,393億円にそれぞれ増加した。これを営業収益比率でみると、純損失は前年度の27.0%から44.6%に、累積欠損金は144.0%から164.3%に、更に不良債務も59.9%から74.6%にそれぞれ大幅に悪化した。

事業別にみると、バス事業では54事業中52事業が純損失を生じ、その額(464億円)も前年度(239億円)より大幅に増加した。また、累積欠損金は1,463億円、不良債務は1,275億円である。路面電車事業では、全事業が純損失及び累積欠損金を生じ、その額はそれぞれ62億円及び212億円であり、不良

債務は71億円となっている。都市高速鉄道事業では、地下鉄営業5団体のうち、2団体が純利益(4億円)、3団体が純損失(305億円)を生じ、累積欠損金及び不良債務も1,375億円及び682億円となっており、いずれも大都市ほど悪化が著しい。

(b) 資本収支

資本的支出は、都市高速鉄道建設の推進を反映して、総額2,221億円(うち都市高速鉄道事業1,862億円)で、うち建設改良費1,545億円(1,384億円)、企業債償還金563億円(433億円)、その他113億円となっており、総額では前年度比88.5%と減少している。

また、財源としては外部資金2,083億円、内部資金58億円、合計2,141億円で、財源不足額は80億円となっている。

(エ) 電気事業

a 事業数及び経営規模

地方公共団体が経営する電気事業の数は34事業、発電所数は既設のもの177、建設中のもの11、合わせて188となっており、全部水力発電である。経営主体別にみると、都道府県営31事業、173発電所、市営1事業、2発電所、町村営2事業、1発電所(町営1事業は受電)となっており、一般電気事業1事業を除き他は九電力会社への卸電気事業(うち2事業は一部特定供給事業を行っている。)である。

既設の発電所(177発電所)の発電能力は、最大出力201万kw、年間発生電力量は732万2千MWHとなっている。民営を含む電気事業に占める割合は、発電所数7.9%、最大出力1.9%、発生電力量1.6%となっている。なお、水力だけの割合でみると、発電所数11.5%、最大出力8.5%、発生電力量8.6%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

電気事業の総収益対総費用比率は109.5%で、前年度の107.1%と比べ2.4%上回り、黒字基調を維持している。純利益は30億円(32事業)で、前年度の22億円(28事業)と比べて8億円(4事業)増加しているのに対し、純損

失は2億円(2事業)で、前年度(6事業)とほぼ同額である。

(b) 資本収支

資本的支出は271億円で、これに対する財源は、企業債等の外部資金が171億円、内部資金99億円、合計270億円で、財源不足額は1億円となっている。

(オ) ガス事業

a 事業数及び経営規模

昭和49年度末において地方公共団体が経営するガス事業の数は74事業で、経営主体別にみると、県営2事業、市営38事業、町村営33事業、企業団営1事業となっている。公営ガス事業の供給戸数は58万戸(前年度53万2千戸)で、計画供給戸数74万2千戸(前年度67万4千戸)に対する普及率は78.2%(前年度78.9%)となっている。その供給量は2億9千万 m^3 (1万Kcal換算)で、前年度(2億6千万 m^3)と比べて3千万 m^3 、11.6%増加している。民営を含むガス事業全体に占める地位をみると、事業数では29.5%となっているが、需要戸数及び販売量とも4.2%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業は、全事業74事業のうち19事業(全体の25.7%)が純利益2億円を生じ、純損失を生じた事業数は55事業(74.3%)で、その額は25億円となっている。総収益対総費用比率は90.0%と原料の急激な高騰、過去最高的大幅給与改定に伴う職員給与費の増嵩等により前年度に引き続き収支均衡点を下回った。累積欠損金は47事業(全体の63.5%)が有し、その額は31億円、不良債務は37事業(50.0%)で、その額は37億円となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は115億円で、これに対する財源は、企業債等の外部資金が86億円、内部資金が11億円、合計97億円で、財源不足額は18億円となっている。

(カ) 病院事業

a 事業数及び経営規模

昭和49年度において病院事業を経営する地方公共団体の数は708団体であり、その病院数は945病院となっている。病院数を経営主体別にみると、都道府県営216病院(47都道府県)、指定都市営30病院(9指定都市)、市営268病院(239市)、町村営323病院(323町村)及び一部事務組合営108病院(90組合)となっている。

一般病院について規模別にみると、都道府県営病院の36.1%、指定都市営の40.7%、市営病院の41.8%が300床以上の大規模病院である。また、100床未満の小規模病院は308病院(一般病院の35.7%)で、しかもそのうち68.8%に当たる212病院は患者数が少ないこと等のため民間医療機関での診療が期待できない辺地等の不採算地区において医療の確保に努めている。

昭和49年度における病床数は19万2千床で、前年度(18万9千床)と比べ1.5%の増加となっており、入院・外来延患者数は1億2,700万人で、前年度(1億2,500万人)と比べると1.6%増加している。

なお、病床利用率 $\left(\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100\right)$ は77.5%(前年度77.6%)で、外来入院比率 $\left(\frac{\text{年延外来患者数}}{\text{年延入院患者数}} \times 100\right)$ は140.5%(137.5%)となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

昭和49年度の病院事業の経営状況は、49年2月(19%)、10月(16%)の2回の診療報酬の改定があったことにより診療収入は増加したが、反面、人件費を始めとする諸経費の増嵩も大きかったため純損失額は585億円と前年度(436億円)より149億円増加している。しかし、純損失を生じた事業数は全事業の65.6%に当たる462事業で、前年度の496事業(70.7%)と比べ34事業(6.9%)の減となっている。累積欠損金は1,432億円と、前年度(1,050億円)より382億円増加しているが、不良債務では、49年度において、不良債務

棚上げのため公立病院特例債 569 億円 (303 事業) を発行したことにより 599 億円と、前年度(751 億円)より 152 億円減少している。

純損失を生じた事業の比率を経営主体別にみると、都道府県営 71.7%、指定都市営 66.7%、市営 75.5%、町村営 59.1%、組合営 59.6%となっている。また、医業収益対医業費用比率 $\left(\frac{\text{医業収益}}{\text{医業費用}} \times 100\right)$ は 84.6% (前年度 83.0%) で、これを病院の種別でみると一般病院 86.1% (84.8%)、結核病院 65.0% (62.4%)、精神病院 69.4% (61.7%) となっている。

昭和 49 年度末で累積欠損金を有する事業数は、全事業の 72.3% に当たる 509 事業となっており、不良債務を有する事業数は、全事業の 53.1% に当たる 376 事業となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は 1,791 億円 (前年度 850 億円) で、その内訳は、建設改良費 1,023 億円、企業債償還金 106 億円、その他 662 億円となっている。これに対する財源は、企業債等の外部資金 1,566 億円、内部資金 87 億円で、財源不足額は 138 億円となっている。

(c) 他会計繰入金

他会計からの繰入金は 1,168 億円であり、このうち損益収支への繰入れは 723 億円で、総収益に対する比率は 11.7% である。また、資本収支への繰入れは 357 億円で、資本的支出の 19.9%、建設改良費の 34.9% となっている。

なお、期間外収支への繰入れは 88 億円となっている。

(キ) 公共下水道事業

a 事業数及び経営規模

昭和 49 年度末における公共下水道事業の数は 450 事業 (法適用企業 28 事業、法非適用企業 422 事業) となっており、これを経営主体別にみると、都道府県営 20 事業、指定都市営 9 事業、市営 349 事業、町村営 59 事業、企業団・一部事務組合営 13 事業となっている。

昭和 49 年度末における排水人口は 2,715 万人で、前年度(2,549 万人)と比べると 166 万人、6.5% 増加し、年間処理水量は 97 億 m^3 で、前年度(96 億 m^3) と比べると 1 億 m^3 、1.0% 増加している。

公共下水道事業の建設投資額は6,258億円で、前年度(5,455億円)と比べると803億円、14.7%増加しており、この財源としての地方債は3,198億円で、前年度(2,993億円)と比べ205億円、6.9%増加している。

ｂ 経営状況

(a) 損益収支

法適用企業の総収益は1,136億円で、その内訳は、他会計繰入金625億円(総収益の55.0%)、料金収入301億円(26.5%)、その他210億円で、総費用は1,297億円となっている。純利益を生じた事業数は14事業で、その額は1億円となっており、純損失を生じた事業数は14事業で、その額は161億円となっている。

(b) 資本収支

法適用企業の資本的支出は3,367億円(前年度2,712億円)で、これに対する財源は、企業債1,960億円(資本的支出に対して58.2%)、国庫(県)補助金596億円(17.7%)、その他339億円(10.1%)、内部資金100億円、合計2,995億円で、財源不足額は372億円(前年度183億円)となっている。

(c) 法非適用企業の経営状況

法非適用の公共下水道事業の総収益は778億円で、その内訳は、他会計繰入金533億円(収益的収入68.5%)、料金収入136億円(17.5%)、その他109億円で、総費用は818億円となっている。

また、黒字を生じた事業数は361事業(全体の85.5%)、赤字を生じた事業数は61事業(14.5%)となっている。

資本的収入は3,523億円で、このうち国庫(県)補助金は1,161億円(資本的収入の33.0%)、他会計繰入金497億円(14.1%)となっている。

(ク) その他の地方公営企業

ａ 事業数

地方公共団体は以上の事業のほか各種の事業を経営しており、昭和49年度末における事業数は1,999事業(法適用332事業、法非適用1,667事業)となっている。その内訳は、港湾整備事業177事業、市場事業144事業、と畜場事業348事業、観光施設事業638事業、宅地造成事業488事業、有料道路

事業 39 事業、駐車場整備事業 111 事業、その他の事業 54 事業である。

ｂ 経営状況

(a) 港湾整備事業

法適用の港湾整備事業は 11 事業が純利益 34 億円を、7 事業が純損失 13 億円を生じており、法非適用の港湾整備事業は 142 事業が黒字 58 億円を、12 事業が赤字 29 億円を生じている。

(b) 市場事業

法適用の市場事業は 2 事業が純利益 1,700 万円を、9 事業が純損失 21 億円を生じており、法非適用の市場事業は 100 事業が黒字 4 億円を、21 事業が赤字 13 億円を生じている。

(c) と畜場事業

法適用のと畜場事業は 3 事業が純利益 8 百万円を、2 事業が純損失 7 億円を生じており、法非適用のと畜場事業は 281 事業が黒字 4 億円を、63 事業が赤字 15 億円を生じている。

(d) 観光施設事業

法適用の観光施設事業は 120 事業が純利益 18 億円を、47 事業が純損失 5 億円を生じており、法非適用の観光施設事業は 393 事業が黒字 12 億円を、69 事業が赤字 23 億円を生じている。

(e) 宅地造成事業

法適用の宅地造成事業は 34 事業が純利益 127 億円を、8 事業が純損失 4 億円を生じており、法非適用の宅地造成事業は 345 事業が黒字 224 億円を、39 事業が赤字 196 億円を生じている。

(f) 有料道路事業

法適用の有料道路事業は 1 事業が純利益 1 百万円を、16 事業が純損失 39 億円を生じており、法非適用の有料道路事業は 12 事業が黒字 3 億円を、7 事業が赤字 13 億円を生じている。

(g) 駐車場整備事業

法適用の駐車場整備事業は 3 事業が純利益 5,800 万円を、3 事業が純損失 8,400 万円を生じており、法非適用の駐車場整備事業は 91 事業が黒字 3

億円を、10事業が赤字2億円を生じている。

(h) その他事業

法適用の各種事業（採石、有線放送、林業、製材、畜産、自動車学校、骨材製造等）は29事業が純利益18億円を、25事業が純損失3億円を生じている。

(2) 国民健康保険事業

昭和36年に達成された国民皆保険の中で国民健康保険事業は、健康保険等の被用者保険と並んで、我が国の社会保険の中で大きな役割を果たしている。

国民健康保険事業の保険者は、市町村（特別区、一部事務組合を含む。）及び同種の事業又は業務に従事する者で構成されている国民健康保険組合である。保険者は、被保険者に対して、一定の療養の給付等を行っているが、その中心である法定の医療給付に係る給付率は、すべての市町村について世帯主、世帯員とも7割であり、その財源は、原則として、保険税（料）及び国庫補助金によって運営される建前となっている。

市町村が保険者となって実施している国民健康保険事業の概要は、次のとおりである。

昭和50年3月31日現在の保険者は3,273団体（9大都市、633都市、2,605町村、23特別区、3一部事務組合）であり、このうち直営診療所を設置している団体は733団体（124都市、607町村、2一部事務組合）である。これらを前年度と比べると、保険者は15団体、直営診療所設置団体は16団体それぞれ減少している。最近の数年間の推移をみると、保険者は、47年5月15日に復帰した沖縄県の市町村が事業を実施したことにより団体数の増加した47年度、48年度を除いて市町村合併の実施により年々減少の傾向を示している。なお、鹿児島県の2団体（三島村、十島村）は、離島で医師の確保が困難なため48年度まで事業を実施していなかったが、49年4月1日から、医師の出張診療が行われることになったことにより事業を実施している。これによって、49年度においては、全市町村が国民健康保険事業を実施

している。また、直営診療所設置団体も年々減少しているが、これは医師の確保難、交通事情等の環境条件の変化等によるものである。

昭和50年3月31日現在の被保険者数は、医療保険適用者総数1億1,062万1千人の37.2%に当たる4,118万9千人であり、世帯数は1,310万5千世帯となっている。これらを前年度と比べると、被保険者数は、前年度(4,144万5千人)より25万6千人減少しているが、世帯数は、前年度(1,304万6千世帯)より5万9千世帯増加している。被保険者数が減少したのは、国民健康保険から被用者保険への移動等によるものであり、世帯数が増加したのは、いわゆる核家族化の進行等によるものである。

国民健康保険事業会計は、保険給付を取り扱う事業勘定と、保険者が設置する直営診療施設を経理する直診勘定からなっているが、これらの状況は次のとおりである。

ア 事業勘定

(ア) 歳入

事業勘定の歳入決算額は1兆3,941億円で、前年度(1兆6億円)と比べると3,935億円、39.3%(前年度20.2%)増加している。

歳入の内訳をみると、国民健康保険税(料)は4,118億円(歳入総額の29.5%)で、前年度(3,088億円)と比べると1,030億円、33.3%(前年度19.8%)増加しており、国庫支出金は8,477億円(歳入総額の60.8%)で、前年度(5,982億円)と比べると2,495億円、41.7%(前年度23.5%)増加し、国民健康保険税(料)と国庫支出金の両方で歳入総額の90.3%(前年度90.7%)を占めている。国庫支出金のうち、療養給付費負担金は6,718億円(歳入総額の48.2%)で、前年度(4,980億円)と比べると1,738億円、34.9%(前年度22.5%)増加しており、財政調整交付金は968億円(歳入総額の6.9%)で、前年度(612億円)と比べると356億円、58.3%(前年度22.8%)増加している。

また、本年度においては、市町村の国民健康保険財政の健全化を図る目的で臨時財政調整交付金350億円(高額療養費補助分120億円、財政調整分230億円)が措置されている。このように療養給付費負担金、財政調整交付金が

幅に増加し、臨時財政調整交付金が措置されたのは、昭和49年中における2回にわたる診療報酬の改定(49年2月19%引上げ(ただし、同月から薬価基準が1.5%引き下げられたので実質17.5%引上げ)、49年10月16%引上げ(ただし、50年1月からは薬価基準が0.7%引き下げられたので実質15.3%引上げ))、老人医療費の無料化による受診率の上昇及び高額療養費支給制度の実施に伴う医療費の増嵩等によるものである。

また、都道府県支出金(310億円)及び他会計繰入金(471億円)のうち、財源補てん的なものは、それぞれ280億円、407億円にも及んでおり、歳入総額の2.0%、2.9%を占め、前年度(183億円、270億円)と比べるとそれぞれ97億円、52.9%(前年度9.0%)、136億円、50.3%(前年度34.0%)と大幅に増加している。

(イ) 歳 出

歳出決算額は1兆3,498億円で、前年度(9,650億円)と比べると3,848億円、39.9%(前年度19.8%)増加している。

歳出の内訳をみると、総務費は696億円で、歳出総額の5.2%を占め、前年度(524億円)と比べると171億円、32.7%(前年度20.2%)増加している。総務費のうち、一般管理費と賦課徴収費を合わせたいわゆる事務費は611億円(歳出総額の4.5%)で、前年度(461億円)と比べると150億円、32.5%(前年度21.2%)増加している。この事務費に対する国庫負担金の比率は60.2%で前年度(63.2%)と比べると3.0%減少しており、この比率はここ数年間で漸減の傾向を示している。次に、保険給付費は1兆2,441億円(歳出総額の92.2%)で、前年度(8,861億円)と比べると3,580億円、40.4%(前年度19.5%)増加している。保険給付費のうち療養諸費は1兆1,982億円で、前年度(8,732億円)と比べると3,250億円、37.2%(前年度19.7%)増加している。このように、療養諸費が大幅に増加したのは、前述したように、診療報酬の改定、老人医療費の無料化等に伴う受診率の上昇等によるものである。また、その他の給付費は410億円で、前年度(92億円)と比べると318億円、347.4%(前年度0.5%減)増加している。これは、高額療養費支給制度の実施に伴う保険者負担の増嵩等によるものである。

(ウ) 収 支

実質収支は441億円の黒字であるが、この実質収支額から財源補てん的な都道府県支出金、他会計からの繰入金及び他会計への繰出金を調整した再差引収支は237億円の赤字で、前年度(95億円の赤字)と比べると142億円赤字額が大幅に増加している。

この再差引収支額によって全団体を黒字団体と赤字団体に分けてみると、黒字団体数は2,431団体で、前年度(2,535団体)と比べると104団体(56都市及び50町村減少、2特別区増加)減少しており、その黒字額は421億円で、前年度(322億円)と比べると99億円増加している。一方、赤字団体数は842団体で、前年度(753団体)と比べると89団体(57都市及び34町村増加、2特別区減少)増加しており、その赤字額は658億円で、前年度(417億円)と比べると241億円赤字額が増加している。再差引収支額による赤字額を団体種類別にみると、都市250億円、特別区192億円、大都市186億円、町村29億円となっている。このように、都市、特別区及び大都市の収支が悪いのは、医療機関が発達していることもあって受診率が高く、医療費が増嵩すること等にもよるが、保険税(料)率はその医療給付の水準に比較して低い点にも原因がある。

イ 直 診 勘 定

直診勘定の歳入決算額は311億円で、前年度(256億円)と比べると54億円、21.2%(前年度19.1%)増加している。このうち、診療収入は220億円(歳入総額の70.8%)で、前年度(182億円)と比べると38億円、20.6%(前年度15.6%)増加している。歳出決算額は322億円で、前年度(266億円)と比べると56億円、20.9%(前年度18.3%)増加している。このうち、総務費(医師等に係る人件費を含む)は169億円(歳出総額の52.4%)で、前年度(129億円)と比べると40億円、30.6%(前年度18.6%)増加している。次に、医業費は97億円(歳出総額の30.1%)で、前年度(90億円)と比べると7億円、7.5%(前年度25.3%)増加している。なお、医業費の診療収入に占める比率は44.1%(前年度49.4%)である。

実質収支は12億円(前年度12億円)の赤字である。この実質収支額から、

他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた再差引収支は59億円の赤字であり、前年度(49億円)と比べると10億円赤字額が増加している。実質収支の黒字団体は573団体で、前年度(574団体)と比べると1団体(3都市減少、2一部事務組合増加)減少しており、赤字団体は160団体で、前年度(175団体)と比べると15団体(15町村)減少している。

(3) その他の事業

ア 収益事業

収益事業(競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじ事業をいう。)のうち、公営競技については畜産及び機械工業等関連産業の振興を、宝くじ事業については浮動購買力の吸収を図りつつ地方財政資金を調達し、その健全化を図ることを目的として施行されるものである。

昭和49年度において収益事業を施行した地方公共団体の数は、延べ539団体(前年度と同数)である。これを事業別にみると、自転車競走事業を施行した団体が267団体で最も多く、モーターボート競走事業138団体、競馬事業71団体、宝くじ事業56団体、小型自動車競走事業7団体がこれに次いでおり、いずれも前年度と同数である。また、これを施行団体種類別にみると、都道府県では延べ77団体(前年度77団体)が実施しており、市町村では延べ462団体(462団体)が実施している。

(ア) 経営状況

昭和49年度の決算額は、歳入3兆1,490億円、歳出3兆872億円となっている。これを前年度と比べると、歳入5,326億円、20.4%、歳出5,462億円、21.5%それぞれ増加している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源及び他会計からの繰入金を控除し、他会計への繰出金を加えた額)は3,871億円の黒字であり、前年度(3,433億円)と比べると438億円、12.8%(前年度32.4%)増加している。

(イ) 収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計へ繰り入れられ(繰入額3,366億円、前年度の

17.8%増)、道路、小・中学校等の教育施設、社会福祉施設、農業基盤等の整備事業等の財源として充当されている。繰入財源の一般財源に対する比率は2.7%で、前年度(2.9%)を若干下回っている。

収益金の使途状況を目的別にみると、土木費への充当額(1,051億円、繰入総額の31.2%)が最も多く、教育費(1,026億円、30.5%)がこれに次いでおり、この両者に繰入総額の61.7%が充当されている。このほか、民生費(301億円、8.9%)、衛生費(198億円、5.9%)、農林水産業費(190億円、5.6%)、商工費(35億円、1.0%)等の財源として活用されている。

なお、収益金のうち、公営企業に係る地方債の利子の軽減に資するための資金として、公営企業金融公庫に納付された額は133億円(前年度114億円)となっている。

イ 共 済 事 業

(ア) 農業共済事業

昭和49年度において、農業共済事業を実施した市町村は1,164団体で、前年度(1,156団体)と比べると8団体増加している。

農業共済事業会計の決算額は、歳入364億円、歳出321億円で、前年度と比べると、歳入は101億円、38.2%、歳出は99億円、44.4%それぞれ増加している。

なお、実質上の収支は13億円(前年度18億円)の黒字となっている。

(イ) 交通災害共済事業(直営方式)

昭和49年度において直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は227団体(2県、167市町村、58一部事務組合)で、前年度と比べると市町村が2団体減少している。また、加入者は2,532万人(前年度2,335万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は、歳入143億円、歳出83億円で、前年度と比べると、歳入は22億円、17.9%増加し、歳出は4億円、5.5%増加している。

なお、実質上の収支は前年度比83.6%増の41億円(前年度23億円)と、大幅な黒字となっている。

ウ そ の 他

(ア) 公益質屋事業

昭和49年度において公益質屋事業を実施した市町村は75団体(前年度89団体)で、前年度と比べると14団体減少している。

公益質屋事業会計の決算額は、歳入14億3千万円、歳出14億1千万円で、前年度と比べると、歳入は9千万円、6.7%の増加となっており、歳出は1億円、7.4%増加している。

なお、実質上の収支は4億5千万円の赤字となっている。

(イ) 公立大学附属病院事業

公立大学附属病院事業会計の決算額は、歳入383億円(前年度333億円)、歳出386億円(331億円)で、前年度と比べると、歳入51億円、15.2%、歳出55億円、16.7%それぞれ増加している。

なお、実質収支(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額)は、他会計からの繰入金が112億円(歳入総額の29.1%)と多額に上っているにもかかわらず、13億円(前年度11億円)の赤字となっている。

第2部 昭和50年度及び51年度の 地方財政の見通し

1 昭和50年度の地方財政

年度当初における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の概要、年度中の経済情勢の推移と国の財政及び地方財政の補正措置、地方財政の運営、財政再建並びに地方公営事業に関する財政運営の状況は、次のとおりである。

(1) 当初の経済見通しと国の財政運営方針

「昭和50年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(50年1月閣議決定)によれば、我が国を巡る内外の経済情勢は、石油を始めとする資源エネルギー面の国際的な制約の増大、国内における立地、環境問題に加え、物価の動向はなお根強いコスト上昇要因を反映し予断を許さない状況にある等極めて厳しいものがあり、今後、我が国は、内外要因による潜在成長力の低下という現実と直面し、従来のような高度成長は再び期待し得ず、その経済運営の基本的態度は、静かで控え目な成長を旨とする必要があるものとされ、50年度は、我が国経済を高度成長から安定成長路線に円滑に乗せるためのいわゆる調整期間に当たり、インフレと不況が交錯する世界経済にあって、まず物価の安定を図ることが経済政策の最重要の課題であるとされた。

このような認識の下に、昭和50年度の経済運営においては、流動的な国際経済情勢に配慮の上国際協調に留意しつつ、国民経済の健全な機能の回復とこれによる国民生活の安定を図るために、物価、特に消費者物価の安定を図る観点からの抑制的な総需要管理の実施、生活必需物資の安定的供給の確保、競争条件の整備、低生産性部門の近代化、流通機構の合理化等の諸施策を強力に推進するとともに、社会的公正確保の観点からの社会保障の充実、住宅、下水道等生活関連施設の整備、環境保全・公害防止等の対策、地価対

策等を推進し、また、資源、エネルギー、食糧の安定的供給の確保等の諸施策を充実すること等を重点的に行うものとされた。以上のような経済運営の下において、50年度の経済活動は、年度を通じ引き続き緩やかな回復基調をたどり、経済成長率は実質4.3%(名目15.9%)程度になるものと見込まれた。

昭和50年度の国の財政運営に当たっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、引き続き抑制的な基調の下に、国民生活の安定と福祉の充実に配慮するとともに、経済情勢の推移に対応して機動的、弾力的な運営を図ることとし、このため、一般会計予算及び財政投融资計画の規模は前年度に引き続き抑制するものとされた。歳入については、公債の発行額を縮小するとともに、経済成長率の低下という経済情勢の変化に応じて租税負担の適正合理化を図るため、酒税の税率の改定、たばこの小売価格の改定等を行い、公共料金は極力抑制することとされた。歳出については、社会的公正の確保に配慮しつつ国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進する一方、既定の長期計画について進度の調整を図るほか、公共事業系統経費を前年度当初予算と同額程度にとどめ、組織新設の抑制、公務員の定員削減、既定経費の整理合理化等により、財源の重点的かつ効率的な配分を行うとともに、経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当たり、その弾力的運用を図り得るよう措置することとされた。この方針に基づいて編成された国の一般会計予算は21兆2,888億円で、前年度当初予算(17兆994億円)に比べて4兆1,894億円、24.5%の大幅増(前年度19.7%増)となったが、これは社会保障関係費、文教及び科学振興費等の伸びが高いためであり、公共事業関係費は2兆9,095億円で、前年度当初予算(2兆8,407億円)に比べて688億円、2.4%の増にとどめられた。

また、財政投融资計画は9兆3,100億円で、前年度当初計画(7兆9,234億円)に比べて1兆3,866億円、17.5%の増(前年度14.4%増)となったが、国民福祉の向上を図る観点から住宅、生活環境整備、厚生福祉、文教等への重点的配分が行われた。

なお、公債の発行額は2兆円で、前年度当初発行予定額(2兆1,600億円)

に比べて1,600億円、7.4%の減となっており、公債依存度は4年振りに10%を割って9.4%となった。また、政府保証債の発行予定額は4,000億円で前年度と同額であった。

(2) 地方財政計画

昭和50年度の地方財政計画は、最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により引き続き抑制的な基調の下に、社会的公正の確保等地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づいて策定された。

第1に、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等について4,884億円の減税を行い、住民負担の軽減合理化を図るとともに、大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため事業所税を創設する。

第2に、地方財政の現状に対処するため、地方交付税の所要額を確保する。

第3に、総需要抑制の見地から地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額する。

第4に、抑制的基調の下において、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進することとし、各種社会福祉施策の充実、教育の振興、公害対策の推進、交通安全対策及び消防救急対策の充実、人口急増地域の整備の促進、過疎地域対策の推進等を図るため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第5に、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債についても、生活関連事業を中心に重点的にその増額と資金の質の向上を図る。

第6に、地方財政の健全化の促進と財政秩序の確立を図るため、地方団体

の超過負担及び住民の税外負担の解消措置を講ずるとともに定員管理の合理化を推進する。

第7に、地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるようあらかじめ財源を留保するとともに、地方財政計画の内容が実態に即したものとなるようその策定内容について是正措置を講ずることとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は21兆5,588億円で、前年度(17兆3,753億円)に比べて4兆1,835億円、24.1%の増となっており、国の一般会計予算の対前年度増加率24.5%は下回ったものの、昭和36年度(24.3%増)以来の高い伸びとなった。これは、抑制的な基調の下に極力規模の圧縮が図られたにもかかわらず、前年度の大幅な給与改定の平年度化に伴う給与関係経費の増加等当然増経費の増加が著しいためであった。

地方財政計画の歳入見込についてみると、地方税は8兆8,850億円で、前年度(7兆1,957億円)に比べて1兆6,893億円、23.5%の増となっており、増加率の内訳は、道府県税19.6%、市町村税27.9%となっている。市町村税の増加率が高かったのは、事業所税の新設、入湯税の税率引上げ等の改正及び昭和49年度に行われた法人税割税率の引上げの平年度化があったほか、市町村民税所得割、固定資産税等についてかなりの増収が見込まれたためである。地方譲与税は2,322億円で、前年度(2,155億円)に比べて167億円、7.7%の増となっているが、自動車重量譲与税が前年度に比べて36億円、5.4%の減となっているほか、石油ガス譲与税が前年度と同額になっており、道路目的財源の伸びの鈍化が目立っている。地方交付税は4兆4,296億円で、その算定基礎となる国税三税の大きな伸びを反映して、前年度(3兆4,144億円)に比べて1兆152億円、29.7%の増となっている。なお、この中には50年度が最終交付年度となる臨時沖繩特別交付金209億円が含まれている。地方税、地方譲与税及び地方交付税を加えた一般財源総額は13兆5,468億円で、前年度(10兆8,256億円)に比べて2兆7,212億円、25.1%の増となっている。

国庫支出金は5兆5,367億円で、前年度(4兆5,372億円)に比べて9,995億円、22.0%の増となっているが、その内容をみれば、公共事業費系統の伸びが低く抑えられたのに対し、社会保障関係費や教育関係費の伸びが極めて大きくなっている。

地方債は1兆2,748億円で、前年度(1兆290億円)に比べて2,458億円、23.9%の増となっており、増加率が高かったのは、高等学校整備事業債及び災害復旧事業債が大幅に増加したほか、枠外債の計画組入れ(500億円)が行われたこと等による。

使用料、手数料は2,376億円で、前年度(1,973億円)に比べて403億円、20.4%の増となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は7兆4,813億円で、前年度(5兆1,304億円)に比べて2兆3,509億円、45.8%の大幅増となっている。これは、前年度の大幅な給与改定の平年度化、人材確保法に基づく教員給与改善措置の第二次分の平年度化及び第三次分の計上、昭和48年度の給与実態調査結果に基づく職員数の規模是正(13万8千人)、教職員、警察官、消防職員等の増員(3万人)等によるものである。

公債費は9,664億円で、前年度(7,821億円)に比べて1,843億円、23.6%の増となっており、昭和45年度以降発行の水田取得債及び46年度以降48年度までに増発された地方債の償還のため増加が大きくなっている。

投資的経費は7兆778億円で、前年度(6兆3,617億円)に比べて7,161億円、11.3%の増となった。このうち普通建設事業費は前年度に比べて10.2%の増となっているが、単独事業費のみでは、生活関連施設整備事業を中心として、14.1%の増となっている。

また、昭和50年度当初の地方債計画は、現下の経済情勢に対処するため、前年度に引き続き国と同様抑制的な基調に留意しつつ、住民生活に直接関連する諸施設及び教育施設等の重点的な整備を図ることを基本方針として策定され、総額は2兆8,350億円で、前年度(2兆3,390億円)に比べて4,960億円、21.2%の増であった。抑制的基調の下に策定されたにもかかわらず、このように伸びが大きかったのは、生活環境施設を中心に計画が伸ばされたほか、

下水道事業特別分(703億円)の新設及び枠外債の計画組入れ(500億円)等がなされたためであった。

(3) 経済情勢の推移と財政運営の経過

ア 経済情勢の推移

年度当初においては、昭和50年度の我が国経済は年度を通じ緩やかな回復基調をたどるものと見込まれたが、49年1～3月期に始まる今次の不況は予想以上に長期化、深刻化し、各種内外要因に基づく経済基調の変化に対する先行き不安も重なって、年度に入っても、個人消費支出の沈滞、民間設備投資の低迷、世界経済の停滞に伴う輸出の不振等により最終需要が伸び悩み、景気回復の足どりは依然として遅く、このため深刻な雇用不安も生じることとなった。

このような経済情勢の下において、経済運営は、消費者物価が安定化してきたこともあり、なお物価の動向に留意しつつも景気浮揚に重点が置かれることとなった。財政面では、既に昭和50年2月に49年度第4四半期の公共事業等の契約枠の消化促進を中心とした第一次不況対策が、3月には50年度上半期の公共事業等の円滑な執行を中心とした第二次不況対策が決定されていたが、更に6月には50年度上半期の公共事業等の契約率を70%に高めることを中心とする第三次不況対策が決定され、9月には総合的な景気対策として公共事業の追加等事業規模にして約1兆5,000億円、中小企業に対する金融措置を加え2兆円にのぼる第四次不況対策が決定された。金融政策としては、48年12月以来9%であった公定歩合が、50年4月、6月、8月にそれぞれ0.5%、10月に1%引き下げられたほか、預金準備率が、50年11月に引き下げられ、更に51年2月には第二次の引下げが行われた。

これらの財政金融両面にわたる景気浮揚策が講じられたものの、その効果の実体経済面への浸透には若干の遅れがみられ、雇用面等において厳しい情勢が続いており、昭和51年1月閣議決定の「昭和51年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」によれば、50年度の経済成長率は当初見通しを下回り、名目で9.1%程度(当初15.9%)、実質で2.6%程度(当初4.3%)になるものと見込まれている。

イ 国の財政の補正措置

国の財政においては、昭和50年11月に補正予算が編成されたが、50年度の補正予算は当初予算において見込んだ租税収入等が経済の停滞等により大幅に減少する見込みとなったことに伴う歳入見込額の減額を行うとともに、租税収入等の減少を補うため公債の発行を行うほか、景気回復及び災害復旧のための公共事業等の追加等緊要な事項について所要の予算措置を講ずるためのものであった。

歳出の追加事項は、(1)景気回復及び災害復旧のための公共事業等の追加4,211億円、(2)人事院勧告の実施に伴う国家公務員等の給与改善費1,943億円、(3)雇用保険国庫負担金等の義務的経費の追加642億円、(4)公債の増発等に伴う国債費の追加630億円、(5)50年度における地方財政の状況を考慮し、その健全な運営に資するための50年度限りの特例措置としての臨時地方特例交付金220億円、(6)交付税及び譲与税配付金特別会計が行う一時借入金の増加に伴う同特別会計への利子財源繰入れの増202億円、(7)その他の経費382億円であり、追加額の合計は8,230億円である。他方、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の減少に伴う地方交付税交付金1兆1,005億円、既定経費の節減741億円、予備費1,000億円が減額修正され、この結果、補正予算により歳出総額は4,516億円減少することとなった。

歳入については、租税及び印紙収入3兆8,790億円(当初計上額の22%)、専売納付金1,406億円の計4兆196億円の減収を見込むとともに、雑収入143億円の増収が見込まれたほか、前年度剰余金受入れ737億円が計上された。

以上の歳出の増加、租税収入等の減少等に伴う財源不足額3兆4,800億円については、財政法第4条に基づく公債を1兆1,900億円追加発行するほか、「昭和50年度の公債の発行の特例に関する法律」(50年12月成立)に基づき、2兆2,900億円の公債を発行することにより賄うこととされた。この補正により歳入総額は4,516億円減少することとなった。

予算規模が当初予算に比べ減少したといっても、これは主として国税三税の減収に伴う地方交付税交付金の減少によるものであり、この減額分1兆1,005億円を除けば、実質的には約6,500億円の増額補正となる(地方交付税交付金の減額分については、資金運用部資金の借入れで措置し、地方財政の運営には支障の生じないようにしている。)

なお、財政投融资計画については、昭和50年9月に景気回復及び雇用安定を図るための総合的な景気対策の一環として8,558億円、10月に地方税の減収対策及び公共事業等の追加に伴う地方負担の増加に対処する等のため3,900億円、11月に国立病院特別会計、特定土地改良工事特別会計等に対して1,499億円の追加が行われ、追加総額は1兆3,957億円となっている。

ウ 地方財政の補正措置

地方財政においては、経済の停滞に伴い地方税及び地方交付税の減収見込みが多額なものとなったこと並びに国の第四次不況対策による公共事業等の追加に伴う地方負担の増加が生じたことにより大幅な補正措置が講じられた。

まず、地方交付税については、国の補正予算において租税及び印紙収入が3兆8,790億円減額補正されたが、このうち3兆4,390億円が国税三税の減額であるため(所得税1兆1,840億円、法人税2兆1,320億円、酒税1,230億円)、地方交付税交付金も1兆1,005億円減額されることとなったが、地方財政計画に計上済みの地方交付税総額は確保するものとしてこの減額分については交付税及び譲与税配付金特別会計において資金運用部資金の借入れを行い全額補てんすることとされた。また、地方公共団体の給与改定のための追加所要額700億円、生活保護費等の単価改定に伴う地方負担の増14億円、私学助成のための所要額104億円、超過負担の解消に伴う地方負担額19億円の計837億円(うち交付団体分640億円)についての財源措置が必要となったが、このうち570億円(うち交付団体分470億円)は国に準じて行政経費の節減により賄うこととされ、残余の267億円、うち交付団体分170億円が普通交付税として増額されることとなった。更に、このような年度途中において生じた異常な状況に対処して、地方財政の健全な運営に資するため、臨時の地方財政対策として交付団体について220億円を措置することとされ、これに要する財源については、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に臨時地方特例交付金が繰り入れられることとなった。以上の結果、普通交付税は390億円増額補正され、特別交付税の増額25億円と合わせて415億円が補正予算により増額された。このうち195億円については、交付税及び

譲与税配付金特別会計において資金運用部資金の借入れを行って補てんした。

地方税については、昭和50年度の地方財政計画においては、道府県税、市町村税合わせて8兆8,850億円の収入が見込まれていたが、年度途中において、法人関係税を中心に住民税及び事業税で1兆632億円の減収が生じる見込みとなったため、この減収額を地方債によって補てんすることとされた。この減収補てん債については、まず地方財政法第5条のいわゆる適債事業に充当し、既充当の一般財源を振り替えるものとするが、適債事業が不足する地方公共団体においては、適債事業以外の経費にも充当することができることとし、そのため、地方財政法第5条の特例規定が設けられた。（「昭和50年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律」50年11月成立）

次に、国においては、昭和50年9月に第四次不況対策として治水、道路、新幹線等の公共事業等につき8,000億円以上の追加を行うこととされたが、これら公共事業等の追加等に係る地方負担額は2,066億円であり、この地方負担額については全額地方債をもって充てることとされた。なお、このほか地方公営企業に係る単独事業等にも所要の追加を行うこととされ、この所要額1,114億円についても地方債が追加され、地方債追加額は合計3,180億円となった。

（4） 地方財政運営の状況

昭和49年度決算において、実質収支が赤字の団体は、都道府県では6団体、市町村では157団体の計163団体にとどまったものの、地方財政全体を通じてみれば、40%を超える伸びを示した人件費を中心として義務的経費の伸びが著しく、財政の硬直化現象の急速な進行がみられ、ここ数年順調に推移してきた地方財政は49年度に至って急激に悪化の様相を呈してきた。このため、年度当初から、景気の動向及び各地方公共団体の財政運営の如何によっては50年度の地方財政は更に悪化するものと憂慮されたが、年度半ばには事態は極めて深刻な状況となってきた。

歳入についてみれば、景気回復の遅れにより、地方財政計画において見込んだ地方税収入額 8 兆 8,850 億円に比べて法人関係税で 9,542 億円、個人関係税で 1,090 億円、計 1 兆 632 億円の減収が見込まれている。このような地方税の減収見込みに対処するため、法人及び個人の住民税並びに事業税の減収見込額 1 兆 632 億円については地方債で減収補てんすることとされ、国の補正予算による地方交付税の減額に対する補てん措置とあいまって所要の財源は確保されることとなった。しかしながら、従来、経済の高度成長に伴って地方財政においても地方財政計画を上回る地方税の自然増収がみられ、昭和 48 年度及び 49 年度ではその自然増収額は 7,000 億円を超えており、地方公共団体の単独施策や給与の高水準化はこの地方税の自然増収に大きく依存している状況であったが、50 年度においては、かかる地方税の自然増収は期待することができず、地方財政計画を超える歳出については独自の歳入増加努力若しくは歳出削減努力により対処することが必要となった。

このような地方財政を取り巻く厳しい環境の下で、年度当初から多くの地方公共団体において歳入増加を図るための措置や歳出の抑制のための財政健全化への取組みがみられることとなった。

歳入増加を図るための措置としては、地方税の徴収率の引上げ努力を始めとして、使用料、手数料が水準より低廉な団体ではその適正化、更には法人関係税を中心とする超過課税の実施等が行われ、昭和 51 年 2 月現在において超過課税を実施している都道府県は前年度より 21 団体増加し、23 団体となっている。

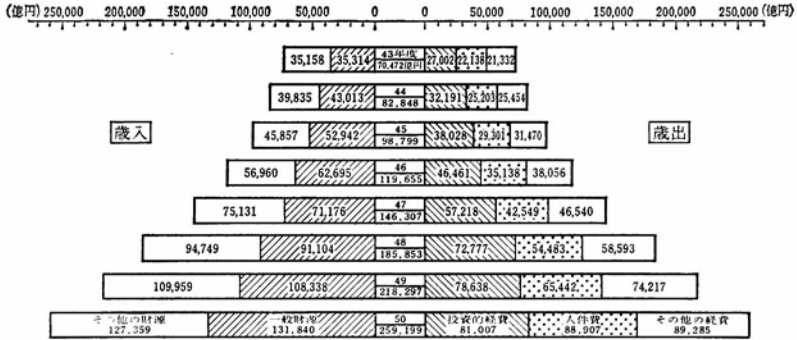
次に、歳出を抑制し、財政の健全化を図るための取組みは、まず、物件費、維持補修費等において不要不急の支出を削減する等の様々な節減努力を講じることから始められたが、年度半ばからはこれらのほか人件費の適正化への取組みもみられるようになった。すなわち、国においては、昭和 50 年 8 月に給与改定率 10.85 % の人事院勧告が行われ、9 月にはその完全実施を行うとの閣議決定がなされたが、従来から国の給与水準を上回っていた地方公共団体においては、50 年度の給与改定に際して適正な給与水準を回復する

ための取組みがなされることとなった。50年12月末現在において、給与改定の実施若しくは方針決定がなされた団体は、都道府県では47団体中37団体、大都市では9市中7市、都市では634市中567市であるが、その給与改定の内容をみると、都道府県では37団体中18団体が給与改定に際して給料表の号給を1号下位へ切り替えるものとしており、大都市では7市全部が国の改定率を下回るものとし、都市では567市中163市が国の改定率を下回っているほか8市が給与改定を見送る方針を採っている。給与改定率の調整以外でも、定期昇給の延伸等による給与水準の適正化への努力も行われており、都道府県では11団体が3か月から12か月の昇給延伸を決定したほかいくつかの団体でその検討がなされており、都市では51市が昇給延伸を決定し、30市余りでその検討がなされている。また、標準職務を超える上位等級に格付けするいわゆる「わたり」及び昇給短縮の是正等についても検討がなされている。更に、人件費節減への取組みとして、これらの給与水準の適正化のほか、多くの団体において事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化等による定員管理の適正化が検討されている。

昭和50年度の普通建設事業の予算計上状況を都道府県についてみれば、12月現在で、補助事業は第四次不況対策分も含め国の内示額のはぼ100%が予算計上されており、直轄事業負担金も含めたその計上額は2兆7,814億円で、前年度の2兆5,984億円に比べ1,830億円、7.0%の増となっている。単独事業の予算計上額は1兆1,087億円で、前年度の1兆2,209億円に比べ1,122億円、9.2%の減となっており、普通建設事業費全体では3兆8,901億円で、前年度の3兆8,193億円に対し708億円、1.9%の増となっている。普通建設事業費全体ではわずかに前年度を上回っているものの、単独事業費では前年度より落ち込んでおり、50年度における都道府県の財政状況の悪化が反映されている。

以上、昭和50年度における地方財政の運営の状況をみてきたが、我が国経済の基調が高度成長から安定成長へと転換しつつある今日では、もはやかつての高度成長期におけるような税の大幅な伸びを期待することはできない状況にあり、地方公共団体においても時代の推移に即応した行財政運営の一層の合理化によって健全な財政運営体制を早急に整備することが要請されている。50年度は、そのような行財政運営の合理化に向けて、まず内部管理経費を中心とした経費節減努力が講じられ始めた状況にある。

第 89 図 予 算 額 の 推 移



なお、昭和50年9月末日現在における地方公共団体の普通会計予算総額（都道府県、市町村（特別区、一部事務組合を含む。）の普通会計予算の単純合計額）は、25兆9,199億円で、前年同期（21兆8,297億円）と比べると4兆902億円、18.7%の増となっている。各年度の予算規模（毎年度9月末日現在）の推移は、第89図にみられるとおりであり、50年度及び49年度の歳入歳出予算の主な内容は、次の表のとおりである。

歳 入 予 算 の 状 況

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	50年度	49年度	増減額	50年度	49年度	
	億円	億円	億円	%	%	%
地 方 税	86,039	72,946	13,093	33.2	33.4	17.9
地 方 譲 与 税	2,199	1,943	256	0.8	0.9	13.2
地 方 交 付 税	42,365	32,330	10,035	16.3	14.8	31.0
娯楽施設利用税交付金	175	125	50	0.1	0.1	40.3
軽油引取税交付金	143	178	35	0.1	0.1	19.6
自動車取得税交付金	919	815	104	0.4	0.4	12.8
小 計	131,840	108,338	23,502	50.9	49.6	21.7
国 庫 支 出 金	54,751	45,587	9,164	21.1	20.9	20.1
地 方 債	21,789	19,526	2,263	8.4	8.9	11.6
そ の 他	50,819	44,846	5,973	19.6	20.6	13.3
合 計	259,199	218,297	40,902	100.0	100.0	18.7

歳出予算の状況

区 分	予 算 額			構 成 比		増 減 率
	50 年度	49 年度	増 減 額	50 年度	49 年度	
人 件 費	億円 88,907	億円 65,442	億円 23,464	% 34.3	% 30.0	% 35.9
物 件 費	16,520	13,815	2,705	6.4	6.3	19.6
維 持 補 修 費	2,875	2,635	240	1.1	1.2	9.1
扶 助 費	18,188	14,155	4,033	7.0	6.5	28.5
補 助 費 等	20,128	16,294	3,835	7.8	7.5	23.5
普 通 建 設 事 業 費	74,807	73,604	1,204	28.9	33.7	1.6
災 害 復 旧 事 業 費	4,648	3,716	932	1.8	1.7	25.1
失 業 対 策 事 業 費	1,552	1,318	234	0.6	0.6	17.7
そ の 他	31,574	27,318	4,255	12.1	12.5	15.6
合 計	259,199	218,297	40,902	100.0	100.0	18.7

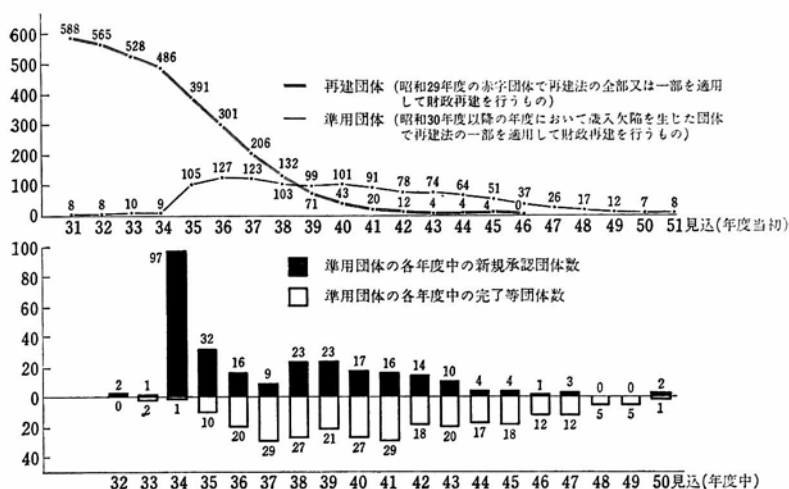
(5) 財政再建の状況

財政再建団体の推移は、第90図のとおり、昭和29年度の赤字団体のうち、財政再建団体となったものは588団体(18府県、570市町村)であったが、その後、財政再建は順調に進み、45年度末をもってすべての団体が財政再建を完了している。一方、30年度以降の赤字団体で地方財政再建促進特別措置法の規定に基づき、財政再建を行う団体は、34年度、35年度において大幅に増加し、36年度当初においては127団体であったが、その後漸減し、49年度末においては7団体(1市、6町)となっている。

昭和50年度においては、これらの7団体のほか、新たに2団体(福岡県豊前市、大分県竹田市)が、同法に基づく財政再建を行うこととなったので9団体(3市、6町)が、計画的な財政運営により赤字解消を図っている。これらの団体の財政再建完了予定年度別内訳は、50年度1団体、51年度5団体、53年度1団体、54年度2団体となっている。

新たな財政再建団体の発生は、昭和47年度以降3年振りのことである。従来の財政再建団体における赤字原因は、事業の過大執行に伴うものが多かったのに対し、50年度の新規2団体についてみると、いずれも人件費の膨脹に伴う財政構造の悪化が大きな要因となっているところにその特徴がみ

第90図 財政再建団体数の推移



られる。地方公共団体の財政規模に占める人件費の割合は高く、その運営の適否は、団体の財政に非常に大きな影響を及ぼす。新規2団体の人件費についてみると、ともに国家公務員の場合に比べて初任給が相当高くなっているほか、いわゆる「わたり」運用が行われていること等により給与水準が著しく高く、かつ、職員数についても類似団体に比べて相当多くなっており、これらが人件費を大幅に膨脹させ、財政構造を悪化させている。

そのため、昭和50年度の新規2団体の財政再建計画においては、給与水準の適正化及び職員数の削減措置が中心となっている。すなわち具体的には、給与水準については、職員の職務内容に応じた等級に格付けをしないとともに、50年度給与改定及び財政再建期間中の定期昇給は行わないことにより、国家公務員の給与との均衡を回復することとしている。また、職員数については、勧奨、希望退職を推進するとともに、退職者による欠員は不補充とし、職員総数の削減を図ることとしている。なお、以上のほか、歳入の確保、物件費等諸経費の節減等にも努め、計画的に赤字解消を図ることとしている。

(6) 地方公営事業に関する財政運営

ア 地方公営企業

地方公営企業については、引き続き人件費の合理化を始めとする経営の改善合理化、料金の適正化を図るとともに、公営企業会計と一般会計との負担区分の適正な運用を図ることとし、地方財政計画に公営企業繰出金として4,098億円(前年度の3,505億円に比べて593億円、16.9%の増)を計上するとともに、その一部については地方交付税において財源措置を講ずることとしている。

地方公営企業のうち交通事業については、経営健全化のための再建方策を引き続き推進することとし、バス車両購入費補助金の補助単価の大幅引上げ(380万円を650万円に)、交通事業再建債の利子補給(50億円)を措置している。また、地下鉄事業については、建設費補助(運輸省所管211億円)、特例債(303億円)、特例債孫利子補給(82億円)を計上している。

また、病院事業については、昭和49年度から講じられた不良債務解消のための特別措置を引き続き推進することとし、公立病院特例債の利子補給(9億円)を計上するとともに、厚生省予算において自治体病院特殊診療部門運営費補助金(5億円)の増額、へき地中核病院整備費補助金(7億円)の新設等が図られている。

地方公営企業の建設投資のための資金については、地方債計画上政府資金及び公営企業金融公庫資金の充実を図りつつ、上水道、簡易水道、都市高速鉄道、市場、ガス、病院事業等住民生活に密着した緊急性の高い事業を中心に起債枠を拡大することとし、1兆5,602億円(前年度当初の1兆3,100億円に比べ2,502億円、19.1%の増)を計上している。

また、簡易水道事業の起債充当率を一般簡易水道については75%を90%に、離島簡易水道については80%を95%に引き上げたほか、企業債の貸付条件については、政府資金ではガス事業の償還期限を25年(従来20年)に、公庫資金では都市高速鉄道事業の償還期限を28年(25年)に、駐車場整備事

業の償還期限を20年(15年)にそれぞれ延長する等の改善を図っている。

なお、公営企業金融公庫については、政府保証債(1,200億円)及び共済組合引受け縁故債(1,600億円)の増額により、地方公営企業に対する貸付枠として2,715億円(前年度の2,059億円に比べて656億円、31.9%の増)を確保している。

イ 国民健康保険事業

昭和50年度においては、低所得被保険者の保険税(料)の負担の軽減を図るため、減額対象基準のうち、基礎控除額が19万円(前年度18万円)に、世帯主以外の被保険者1人に対し加算する額が13万円(11万円)にそれぞれ引き上げられた。また、市町村の国保財政の健全化を図る目的で臨時財政調整交付金555億円が措置されたほか、診療報酬の改定(49年10月1日から16.0%引上げ(ただし、50年1月1日から、薬価基準が0.7%引き下げられたので実質15.3%の引上げ))の影響が50年度の国保財政を圧迫する要因となることから特別療養給付費補助金95億円が措置された。

国民健康保険事務費負担金に係る超過負担については、昭和49年に実施した大蔵、厚生、自治の三省共同調査に基づき、超過負担の解消を図ることとし、50年度当初予算において29億円、補正予算において30億円がそれぞれ措置された。

なお、国民健康保険の高額療養費支給制度が昭和50年10月1日から全保険者の強制実施となった。この制度は、48年9月の健康保険法等の改正により被用者保険については、48年10月から一斉に実施され、国保については2年の猶予期間において任意給付の形で実施に移されたものであるが、50年10月1日から法定給付として実施が義務づけられたものである。

2 昭和51年度の地方財政

昭和51年度における経済見通しと国の財政運営方針、地方財政計画の基本方針及び地方公営企業に関する財政運営をみると、次のとおりである。

(1) 経済見通しと国の財政運営方針

「昭和 51 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(51 年 1 月閣議決定)によれば、世界経済は、時を同じくして深刻な景気後退に見舞われたが、50 年半ばを底に上向きに転じつつある。51 年度は、我が国経済にとって、石油危機後のいわゆる経済の調整過程の仕上げの年であるとともに、新しい中期計画の出発点となる年であり、我が国経済を長期安定成長路線に乗せていくために極めて重要な年である。したがって、世界経済の回復基調を背景として、これまでに達成された物価の安定傾向を維持しつつ、景気の順調な回復を実現すること及び中長期的に我が国経済が抱えている諸問題の解決のために足がかりを築くことが課題であるとされている。

昭和 51 年度の経済運営の目標は、景気の着実な回復と雇用の安定を図ること、景気の回復に伴ってインフレが再燃することがないように努力すること及び長期的に均衡のとれた発展を確保するための基盤を培養するとともに、引き続き国民生活の安定と向上を図るための施策を講ずることであるとし、このため、財政においてもその改善合理化を図りつつ、その中において国民生活の充実と経済社会の基盤整備に役立つ公共事業及び住宅に重点を置くことにより民間需要の増大を図るとともに、物価については特に消費者物価の一層の安定化を図ることとするほか、物価動向にも配慮しつつ公共料金の適正化を図ることとしている。更に、資源エネルギー対策の総合的推進、食糧の安定供給の確保、社会保障の充実、その他国土、環境の保全、安全な生活の確保のための諸施策等を推進するものとされている。更に、経済運営に当たっては、世界経済全体の発展と調和のとれた経済の成長を目指すものとされている。以上のような経済運営の下において、51 年度の経済活動は年度を通じて順調な回復過程をたどるものとみられ、経済成長率は実質 5.6%(名目 13.0%)前後になるものと見込まれる。

昭和 51 年度の国の財政運営に当たっては、このような経済見通しと経済運営の基本的態度にのっとり、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配慮しつつ、財政の改善合理化を図るとともに、景気の着実な回復に資するための施策を実施することとし、このため、一般会計予算及び財政投融资計画

の規模は、経済の動向に即した適度なものとし、現下の諸情勢にかんがみ、自動車関係諸税の税率を引き上げるとともに租税特別措置について所要の整理合理化を行うこととされた。また、総合予算主義の考え方の下に予算の編成及び執行に努め、一般行政経費の抑制、公務員の定員削減、補助金等の整理合理化、地方の負担や職員数の増加を伴う施策の抑制、受益者負担及び社会保険料の適正化、既定経費の振替えによる新規施策の実施等財政の改善合理化を推進するとともに、財源の重点的、効率的な配分を行うほか、経済の着実な回復に資するため、特に公共事業系統経費の充実に努めるとともに、経済の動向等に即応して公共事業等の機動的実施を図り得るよう所要の予算措置を講ずることとされた。また、財政投融资についても、厳しい原資の制約の下において、引き続き住宅等国民生活の向上と福祉の充実に資する分野に対し、重点的に資金を配分することとしている。更に、予算及び財政投融资計画の執行に当たっては、経済情勢の推移に即応して機動的に対処し得るようその弾力的運用を図ることとされている。

このような基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算(案)は24兆2,960億円で、前年度当初予算(21兆2,888億円)と比べて3兆72億円、14.1%の増加となっている。

なお、公債の発行額は7兆2,750億円で、前年度当初発行予定額(2兆円)と比べて5兆2,750億円の増加となっており、政府保証債の発行額は7,600億円で、前年度当初発行予定額(4,000億円)と比べて3,600億円の増加となっている。

(2) 地方財政計画

昭和51年度の地方財政計画は、最近における経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、国と同一の基調により、地域住民の生活安定と福祉充実に資するとともに景気の回復に資するため、地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、財政の改善合理化を図ることを基本とし、併せて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づいて策定された。

第1に、住民税均等割及び自動車関係諸税の税率の引上げ、事業所税の課税団体の範囲の拡大、地方税の非課税措置の整理縮小等により地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る一方、個人住民税、個人事業税、ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。

第2に、地方道路目的財源の拡充に伴い、新たに地方道路譲与税の一部を市町村へ譲与する。

第3に、地方税及び地方交付税の減少、財政需要の増加の状況等を考慮して、地方財源の確保を図るため、国の一般会計から臨時地方特例交付金636億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から1兆3,141億円を借り入れるほか、財源不足に対処するための地方債1兆2,500億円を発行する。

第4に、公営企業金融公庫債を大幅に増額するとともに、地方債総額の60%に相当する額については政府資金引受け又は政府資金並みの金利負担となるよう所要の措置を講ずる。

第5に、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進するとともに、景気の回復に資するため、公共事業及び地方単独事業の増額、社会福祉施策の充実、教育振興対策及び公害対策の推進、消防防災対策及び交通安全対策の充実、人口急増地域における公共施設等整備の推進、過疎地域対策の推進等を図ることとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。

第6に、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債については、生活関連事業を中心に所要資金を確保する。

第7に、地方財政の健全化を促進し、その合理化を推進するとともに、財政秩序の確立を図るため、地方団体の超過負担の解消措置を講ずるとともに、定員管理の合理化を推進するほか、使用料、手数料の適正化を図る。

第8に、地方公務員の給与改定その他年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保するとともに、地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については是正措置を講ずることとする。

これらの方針に基づいて策定された地方財政計画の規模は25兆2,595億円で、前年度(21兆5,588億円)と比べて3兆7,007億円、17.2%の増加となっている。

地方財政計画の歳入見込みについてみると、地方税は8兆8,830億円で、前年度(8兆8,850億円)をやや下回っている。地方譲与税は2,952億円で、前年度(2,322億円)に比べて27.1%増となっている。地方交付税は5兆1,874億円で、前年度(4兆4,296億円)に比べて17.1%増となっている。地方税、地方譲与税及び地方交付税を加えた一般財源全体では、地方譲与税及び地方交付税は大幅に伸びたものの、地方税が前年度をやや下回ったためわずか6.0%増となっている。地方交付税総額の中には、地方財源不足対策分1兆3,700億円(うち臨時特例交付金559億円、資金運用部資金からの交付税及び譲与税配付金特別会計借入れ1兆3,141億円)が含まれている。なお、臨時特例交付金としては、財源不足対策分559億円のほか、財源不足に対処するための地方債中4,500億円分の利子相当額、同8,000億円分の市場公募債と政府資金との金利差相当額、地方債計画総額の60%を政府資金並みの利子負担とするための金利差相当額及び昭和50年度減収補てん債中2,300億円分について政府資金並みの利子負担とするための金利差相当額等77億円が見込まれている。

地方債は2兆9,169億円で、前年度(1兆2,748億円)に比べて約2.3倍に増額されている。地方債が、このように大幅に増加したのは、昭和51年度の地方財源不足額2兆6,200億円のうち1兆2,500億円については、前述のとおり地方債の増発によって補てんすることとされたことによる。このうち、8,000億円は、従来地方交付税の算定を通じて財源措置が行われていた公共事業費及び高等学校新增設費を、4,500億円は、従来地方交付税の算定に当たり包括算入という形で算入されていた投資的経費を、それぞれ地方債に振り替えるものである。

使用料、手数料は3,304億円で、前年度(2,376億円)に比べて39.1%増となっている。

一方、歳出についてみると、給与関係経費は8兆7,169億円で、前年度

(7兆4,813億円)に比べて16.5%増となっている。この中には、49、50両年度の職員増に係る規模是正(7万5千人)等が含まれている。

公債費は1兆3,997億円で、前年度(9,664億円)に比べて44.8%増となっており、46、47年度に増発された地方債が償還期に入ったこともあって大幅に伸びている。

また、昭和51年度の地方債計画は、現下の経済情勢にかんがみ、景気回復を指向しつつ、住民生活に直接関連する諸施設及び教育施設等の重点的な整備を図るとともに、地方財政の財源不足に対処することを基本方針として、総額4兆8,010億円の規模で策定され、前年度(2兆8,350億円)に比べて1兆9,660億円、69.3%の増加となっている。

(3) 地方公営企業に関する財政運営

地方公営企業については、その基盤を確立し、経営の健全化を図るため、引き続き経営の改善合理化、料金の適正化を推進するとともに、公営企業会計と一般会計との負担区分の適正化を推進することとして地方財政計画に公営企業繰出金として4,836億円を計上することとしている。

地方公営企業の建設のための資金については、上水道、簡易水道、都市高速鉄道、ガス、病院事業等住民生活に密着した緊急性の高い事業を中心に重点的に起債枠の拡大を図ることとし、地方債計画上1兆8,841億円を計上することとしている。

地方公営企業のうち、交通事業については、再建団体に対する再建方策その他経営の健全化対策を引き続き推進することとし、交通事業再建債の利子補給(46億円)を計上するほか、再建交通事業に対するバス車両購入費補助金の単価の引上げ(650万円から750万円に)を図ることとしている。また、地下鉄事業についても引き続き新線建設費補助(290億円、運輸省所管)、特例債(301億円)、特例債孫利子補給(106億円)を計上することとしている。

病院事業については、不良債務解消のための特別措置を引き続き推進することとし、公立病院特例債の利子補給(8億円)を計上したほか、厚生省予算において、へき地中核病院整備費補助金(6億円)、自治体病院特殊診療部門

運営費補助金(8億円)等が計上されることとなっている。

水道事業についても、原水の確保、水資源の有効利用、経営の健全化等を図るため、水源開発対策、広域化対策、高資本費対策等を進めることとしているが、昭和51年度においては、水源開発施設補助(厚生省所管)の補助体系の見直し(水源開発対策は1/3から一部1/2、広域化対策は1/4から一部1/3及び着工率の廃止)の措置を図ることとしている。

なお、公営企業金融公庫については、昭和51年度における地方財政の状況からみて、地方債に依存する度合が大きくなることから公庫の資金量を増加する必要があるので、政府保証債の増額(3,500億円)等により地方公営企業に対する地方債計画上の貸付枠を5,830億円(前年度2,715億円)と大幅に拡大することとしている。

第3部 最近の地方財政の傾向と課題

1 昭和49年度の地方財政は、第1部においてみた如く、前年度からの異常なインフレーションとこれに対処するための総需要抑制策及び戦後最大の不況の進行の影響を受けて、大きな特色のあるものとなった。すなわち、(ア)決算規模においては、年度当初厳に抑制的基調とされたにもかかわらず、歳入、歳出とも近年にない高い増加率となったこと、(イ)実質収支においては大多数の団体が黒字を維持し得たものの、都道府県、都市等において赤字団体が増加したこと、単年度収支では全都道府県の半数以上が赤字団体となり、都道府県全体として赤字基調に転換したこと、(ウ)歳入においては、不況下にあったにもかかわらず地方税が高い伸びを示すとともに、地方交付税及び国庫支出金が大幅に増加したこと、(エ)歳出においては、投資的経費もかなりの伸びを示したが、人件費を中心とする義務的経費が更に大幅に増加し、財政硬直化が著しく進行したこと、(オ)地方債及び債務負担行為等の増加率は鈍化の傾向にあるものの、将来にわたる財政負担は相変わらず大きいこと等である。

これに対し昭和50年度の地方財政は、年度当初においては歳入面でも前年度に比べ相当の伸びが見込まれていたが、当該年度に入ってから景気回復は期待に反して進まず、そのために、地方税及び地方交付税が当初見込より大幅に減少する見込みとなった。そして、国税三税の減収に伴う地方交付税の減額分はその全額を交付税及び譲与税配付金特別会計の借入れにより、また、地方税の当初見込に対する減収分は地方債の増額によりそれぞれ補てんすることとされ、これらにより地方財政の運営に支障が生ずることのないよう措置された。しかし、従来多額の自然増収に支えられて人件費等の經常経費が膨脹し財政の体質が悪化している地方公共団体の財政運営は、極めて厳しい状況に陥っている。

また、昭和51年度についても、50年度と同様、地方財政を取り巻く諸条件は厳しいものと予想される。特に50年度実質収支において赤字を生ずる団体や前年度からの繰越金あるいは積立金のとりくずし等によって50年度の歳入不足を補った団体、更には50年度の支出要因を51年度に繰り延べた団体等においては、事態は一層深刻となろう。

昭和48年度までの我が国経済の高度成長は、所得水準の向上、消費生活の多様化等国民生活の向上をもたらしたが、その成長の過程を通じ、環境破壊、過密過疎の激化、物価の高騰等の諸問題を生じた。このような社会情勢の下にあって、地方公共団体は、地域住民に直結する行政の担い手として、多様化しつつある住民の行政に対する要請を的確には握しながら、これらの諸問題に積極的に対処していかなければならない点は、今日も従来と同様である。加えて現在は、景気回復に資するための諸施策を機動的、弾力的に実施することが要請されている。

上記のような厳しい財政事情の中でこれらの要請に対処することは、容易なことではないが、各地方公共団体は財源の十分な見通しの上に立った厳正な財政運営により、これを実現すべく最大限の努力を傾注しなければならない。

このように地方財政を取り巻く厳しい環境の下で、今日多くの地方公共団体が、その行財政運営を全般にわたって徹底的に見直し、従来の惰性を排して、新しい経済情勢に即応した運営に切り替えるべく、行政事務事業の総点検及び行財政の改革に取り組んでいる。昭和50年度は47年度以来3年振りに福岡県豊前市及び大分県竹田市の2市が財政再建団体に指定されたが、これらを他山の石として、自主的な財政再建のための計画あるいは行財政健全化のための計画を策定ないし検討中の地方公共団体も少なくない。

なかんずく、義務的経費の増大に起因する財政硬直化の打開は、今や極めて緊急な課題となっている。地方財政硬直化の打開は、超過負担の解消等、国において解決すべき分野もあるが、人件費の適正化等地方公共団体における行財政運営の抜本的改善にまつられるものも多い。

各地方公共団体における行財政運営に当たっては、地域住民の生活安定と福祉充実に配慮しつつ、一般行政経費についてはこれを厳に抑制するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することを基本とし、自らの責任において、その健全性を維持することが強く要請されている。

以下、地方財政が当面する主な課題について概観する。

(1) 行財政の合理的、効率的な運営と財政硬直化の打開

限られた財源で効果的な行財政運営を行うには、住民福祉向上のために必要不可欠な事業を重点的に選択し、その効率的な執行に最大の努力を払っていかなければならない。

近年の地方公共団体における人件費の増加には著しいものがある。特に、昭和49年度決算においては、対前年度の増加率が40%を超え、地方財政における義務的経費の増大、財政硬直化の主因となった。このような人件費の大幅な増大の要因としては、人事院勧告が年々高率になってきたこと及び教育関係職員、社会福祉施設、清掃、消防等の住民サービス部門の職員、警察官等の増加が挙げられるが、これに加えて、国と異なる給与運用による給与水準の上昇を挙げることができる。地方税等一般財源の順調な伸びがもたらした余裕財源をもって、国の水準を上回る給与や国の支給範囲又は率を超える給与を支給するという給与制度本来の趣旨にもとる給与運用が人件費を更に増加させてきたのである。50年度に入り、多くの地方公共団体において、定員増加の抑制、給与改定率の調整、昇給の延伸、その他の給与運用の適正化等による人件費増加の抑制が進められているが、今後とも格段の努力を傾注しなければならない。

また、時代の進展に伴う行政態容の変化に応じて、常に既存の事務、機構、定員、既定経費等について検討を加え、不要不急の事務の整理、機構の簡素合理化、公務能率の増進、補助費等の整理、物件費の節減等により、全般的な行政経費の節約、合理化を図り、財政硬直化を打開していく必要がある。

更に、国においても、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策については、極力これを抑制するとともに、既定の行政事務の見直し及

び整理、国庫補助負担金の交付申請手続の簡素化等を行い、行政事務全般にわたってその簡素合理化を図る必要がある。

(2) 資源配分の適正化と地方財源の充実強化

地域住民の生活安定と福祉充実を図るとともに、景気の着実な回復に資するためには、公共部門と民間部門との間の適正な資源配分を確保しつつ、国及び地方公共団体が一体となって、諸般の施策を強力に推進しなければならない。とりわけ、地方公共団体は住民の日常生活に直結する行政の担い手として、その果たすべき役割は極めて重要であるが、地方公共団体がよくその責務を果たし、住民福祉の実を挙げるためには地方財源の充実強化を図っていく必要がある。

更に、前述のとおり、昭和 50 年度及び 51 年度における地方財源の不足については、資金運用部資金からの借入れ及び地方債の増額を中心に対処されることとなったが、これらは経済の激変期における応急的な対策として採られたものである。したがって、今後の経済の長期的展望を踏まえ、財源配分のあり方について抜本的に再検討し、地方財源の充実強化策を樹立する必要がある。

その第 1 は、地方税源の充実の問題である。自主財源の根幹をなす地方税源の充実については、従来も所要の措置が講じられてきたところであるが、更に今後、国及び地方の行政需要、国税、地方税を通ずる租税負担の動向等を勘案しつつ、抜本的に検討することが必要である。

なお、最近の財源難に対処するため、地方税の超過課税を実施し、あるいは法定外普通税を創設する団体が増えてきているが、地方税の超過課税や法定外普通税は、納税者に通常の税負担以上の負担を求めるものであるから、これを実施しようとする場合は、行政の簡素合理化に徹するとともに、これを必要とする特別の財政需要の緊急性を明確にし、当該財政需要と納税者の税負担の増加との関連等を十分考慮する必要がある。

第 2 は、地方交付税の安定確保の問題である。地方交付税は地方税とともに一般財源の大宗をなすものであり、多種、多様な財政構造を有する地方公共団体が、住民福祉向上のために増大する財政需要に対処し、自主的

かつ安定的な財政運営を確保するための極めて重要な財源であるので、今後とも国及び地方財政の長期的動向を勘案しつつ、その総額の安定的確保を図っていく必要がある。

第3は、地方債の計画的運用と良質な資金の確保の問題である。昭和51年度は、国庫財政の事情もあって大幅に地方債に依存することとなり、51年度の地方債計画の規模は、前年度当初に対し70%近い増加となった。特に民間資金等の額が前年度当初の3倍以上に激増したため、その円滑な消化を図る必要がある。したがって、今後は経済情勢を勘案しつつ、公債費及び地方債現在高の増嵩が財政の硬直化の大きな要因とならないようその計画的な発行に努めるとともに、引き続き良質な地方債資金の確保と貸付条件の改善に配慮する必要がある。

第4は、国庫支出金の充実改善の問題である。生活関連社会資本の整備及び社会福祉施策の充実、国、地方公共団体を通じての緊急課題であることにかんがみ、これらの施設整備及び施策に対する国庫補助負担金制度について改善を進め、その充実を図る必要がある。また、いわゆる地方公共団体の超過負担は、国と地方の財政秩序を乱すこととなるので、従来からその解消のための努力が続けられているが、今後とも超過負担が生じないようその適正化に努める必要がある。

第5は、各種使用料、手数料の適正化の問題である。使用料、手数料は、行政サービスに要する経費の一部を受益者が負担する趣旨で徴収されるもので、行政コストの上昇に応じて適宜適切に引き上げられるべきものである。ところが、従来の傾向を見ると、使用料、手数料は、いわゆる公共料金の範ちゅうに含まれ、物価対策の見地から政策的に抑制されがちであったこと、その収入額は比較的少額であるため、これを引き上げても財政的寄与率が低いこと等の理由から料金の改定がとかく遅れがちとなるケースが多かったが、最近の財政事情にもかんがみ、その適正な徴収の確保に努める必要がある。

なお、以上のような各般にわたる財源の充実強化と併せて、国と地方公

共同体間、地方公共団体相互間、地方公共団体と住民間の経費負担関係を適正に維持して財政秩序の確立を図っていくことが、地方財政の健全性を確保し地方自治の発展を図るため必要不可欠である。

(3) 地方財政の機動的、弾力的な運営

現在各地方公共団体は、公共事業の拡大等国と同一の基調により景気刺激策を推進することが望まれており、このような経済運営の下において、昭和51年度の経済活動は年度を通じて順調な回復過程をたどるものと見込まれている。しかし、景気回復の状況は地域によって異なるものと考えられるので、それぞれの地域の経済情勢を踏まえて、各地方公共団体の財政に与える影響を的確には握し、地域の実情に応じて機動的、弾力的な財政運営が行えるよう配慮する必要がある。

- 2 地方公営企業は、水道、交通、病院を始め、ガス、市場等住民の日常生活に直結したサービスの提供を行い、その事業規模は年々拡大してきており、今後においても、高福祉社会の建設の要請にこたえながらサービスの安定的供給を確保するためには、まず地方公営企業の経営基盤を強化し経営の健全性を確立する必要がある。

しかしながら、地方公営企業の経営状況は、人件費、物件費、原材料費等の増嵩及びこれに対応する料金適正化の遅れや合理化の不徹底、最近における社会経済の著しい変ぼうに伴う企業環境の悪化等により極めて困難な状況にあり、特に昭和49年度は急激に悪化しており、50年度においても急速な好転は望めないものと考えられる。このため、交通事業及び病院事業について、それぞれ48年度及び49年度から財政再建等の措置が講じられてきているが、今後においては、地方公営企業全般にわたり、更に次の諸点を中心に施策を推進する必要がある。

第1は、経営の合理化の推進である。

地方公営企業の経費は、年々の給与改定による人件費の増加を始めとして、物件費、原材料費等のコストが上昇する傾向にあるが、これにいかに対処し、経営の健全化を図るかという問題がある。この原価上昇分については企業合理化によって極力これを吸収するよう努力すべきであり、特に

人件費については、その重要性にかんがみ、職員配置の適正化、業務の機械化等による人員の縮減を積極的に進めるとともに、給与水準が国家公務員や民間の対応職種に比べて高い企業にあってはその適正化を図るよう特段の努力が必要である。

第2は、料金の適正化である。

地方公営企業の増嵩経費については、まず企業合理化等によって吸収すべきであるが、合理化によってもなお吸収できない部分については、受益者負担の原則に基づき利用者に負担を求めるべきである。地方公営企業は、いわゆる石油危機による物価高騰等により、昭和49年度の経営状況が急激に悪化し、このため、これまでかなりの団体において料金の適正化が行われてきたが、適正化が時期的に遅れ、あるいは、なお不十分なものも見受けられるので、今後においては適時適切な料金改定を実施するよう格別の配慮を払うべきである。

第3は、一般会計と公営企業会計との間の負担区分の明確化である。

地方公営企業の経費のうち、その一部については利用者の負担とせず、当然に一般会計が負担すべきものがある。従来、この負担区分を明確にせず、企業会計の経営が悪ければ一般会計から繰入れをするというような団体も見受けられたが、現在では一般会計自体の財政運営が極めて厳しい状況に陥っており、今後このような安易な繰入れは抑制されるべきものと考えられる。また、地方公営企業の健全な発展を図る意味からも負担区分を明確にし、その適正な運用を図る必要がある。

以上のほか、水道事業については、原水の確保が極めて困難となったこと、また、水源の遠隔化による資本費の増嵩、公害の拡散による水源水質の汚染の問題等があり、交通事業については、交通渋滞による輸送効率の低下、都市高速鉄道建設費の高騰による資本費の増大、過疎地域における不採算路線の増加等の問題がある。また、病院事業については病院の配置、規模及び病院間の機能分担の問題、社会保険診療報酬の問題、医師及び看護婦の確保の問題等がある。

これらの問題は地方公営企業のみでは解決困難なものもあり、国、地方

公共団体、その他関係機関において協力体制を確立し、一体となって総合的な対策を推進する必要がある。

図 表 索 引

第1図	決算規模の推移	9
第2図	実質収支の推移	11
第3図	決算規模(歳出)に対する実質収支の比率の推移	11
第4図	歳出決算額に占める義務的経費と投資的経費の比率 の推移	15
第5図	一般財源充当額構成比(性質別)の推移	17
第6図	経常収支比率の推移	18
第7図	人口急増市町村等の歳入決算額の状況	20
第8図	人口急増市町村等の目的別歳出決算額の構成比	22
第9図	人口急増市町村等の性質別歳出決算額の構成比	22
第10図	人口急増市町村等の目的別普通建設事業費の状況	23
第11図	人口急増市町村等の普通建設事業費の財源構成比の 状況	24
第12図	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	26
第13図	一部事務組合の組合施行比率の推移	28
第14図	一部事務組合の歳出決算額の推移	29
第15図	国税と地方税の状況	32
第16図	国・地方公共団体間の租税の実質的配分	32
第17図	道府県税収入額の状況	34
第18図	市町村税収入額の状況	35
第19図	歳入総額に占める一般財源の比率の分布状況	
	その1 道 府 県	38
	その2 都 市	38

その3 町 村	38
第20図 国・地方を通ずる純計歳出規模	44
第21図 純計歳出額等の国民総支出に対する比率及び政府・ 民間総固定資本形成の対前年度増加率	45
第22図 目的別歳出決算額の構成比	47
第23図 目的別歳出決算額の増加状況	49
第24図 土木費の目的別内訳	50
第25図 土木費の性質別内訳	52
第26図 土木費の普通建設事業費の推移	53
第27図 道路交通安全対策経費の状況	54
第28図 教育費の目的別内訳	55
第29図 教育費の性質別内訳	56
第30図 農林水産業費の目的別内訳	57
第31図 農林水産業費の性質別内訳	58
第32図 農林水産業費の普通建設事業費の推移	59
第33図 商工費の性質別内訳	60
第34図 商工費の貸付金貸付額の推移	61
第35図 民生費の目的別内訳	62
第36図 民生費の性質別内訳	63
第37図 民生費の普通建設事業費の推移	64
第38図 民生費の扶助費の推移	64
第39図 生活保護の被保護人員及び保護率の推移	64
第40図 労働費の目的別内訳	65
第41図 労働費の性質別内訳	66
第42図 衛生費の目的別内訳	67

第43図	衛生費の性質別内訳	68
第44図	衛生費の普通建設事業費の推移	69
第45図	公害対策経費の状況	70
第46図	警察費の性質別内訳	70
第47図	消防費の性質別内訳	71
第48図	性質別歳出決算額の構成比	74
第49図	性質別歳出決算額の増加状況	75
第50図	人件費の推移	77
第51図	平均給料月額	79
第52図	地方公務員数の構成	80
第53図	地方公務員数の推移	81
第54図	扶助費の目的別構成比の推移	82
第55図	公債費の推移	83
第56図	普通建設事業費の増加状況	85
第57図	普通建設事業費の推移	85
第58図	普通建設事業費の目的別増加状況	87
第59図	普通建設事業費の目的別の状況	89
第60図	普通建設事業費の財源構成比の推移	90
第61図	地方債現在高の推移	96
第62図	債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額の推移	98
第63図	積立金現在高の推移	99
第64図	投資的経費の目的別の状況	100
第65図	道路整備の状況	101
第66図	外国の道路舗装率の状況	102

第67図	橋りょう整備の状況	104
第68図	公営住宅等の設置者別比率	106
第69図	入居競争率の状況	107
第70図	幼稚園数と園児数の設置者別比率	107
第71図	小学校施設の状況	108
第72図	中学校施設の状況	109
第73図	高等学校施設の状況	110
第74図	保育所の公営と私営の状況	110
第75図	老人ホームの状況	111
第76図	し尿処理状況の推移	113
第77図	し尿処理の状況	114
第78図	ごみ処理状況の推移	115
第79図	ごみ処理の状況	116
第80図	1人当たり都市公園面積	117
第81図	公民館等集会施設数の推移	118
第82図	体育施設数の推移	120
第83図	地方公営企業の事業数	121
第84図	決算規模の状況	122
第85図	職員数の状況	122
第86図	建設投資額の推移	123
第87図	企業債元利償還金対料金収入比率の推移	125
第88図	人件費対料金収入比率の推移	126
第89図	予算額の推移	157
第90図	財政再建団体数の推移	159

資 料 編

表内の記号は、次によった。

— 皆無（該当なし。）

0 単位未満

△ 負 数

…… 不 明

資料編目次

〔昭和 49 年度の地方財政〕

〔地方公共団体数等〕

第 1 表	地方公共団体数の推移	198
第 2 表	団体種類別人口の推移	198
その 1	国勢調査人口及び 1 団体当たり面積の推移	198
その 2	都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳人口の状況	200
第 3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	201
第 4 表	一部事務組合の設置目的別団体数の推移	201
第 5 表	地域指定の状況	201

〔決算規模〕

第 6 表	決算規模の状況	202
その 1	単純合計額の状況	202
その 2	純計額の状況	203
第 7 表	純計決算額の推移	204

〔決算収支〕

第 8 表	決算収支の状況	206
その 1	黒字、赤字団体別の状況	206
その 2	赤字団体及び赤字額の増減状況	208
第 9 表	実質収支の推移	208
その 1	収支額の推移	208
その 2	対前年度増減額の状況	208

第10表	単年度収支の状況	210
第11表	繰越額等の状況	210
その1	総括	210
その2	都道府県	210
その3	市町村	212
第12表	財政再建の状況	212
その1	種類別による推移(市町村)	212
その2	財政再建団体一覧	213
その3	準用団体等に対する融資あっせんの状況	212

〔歳入の状況〕

第13表	歳入決算額の状況	214
第14表	歳入決算額の推移	216

〔地方税〕

第15表	地方税の状況	218
その1	総括	218
その2	道府県税	218
その3	市町村税	220
その4	個人諸税の状況	220
その5	法人諸税の状況	221
第16表	法定外普通税の状況	222
その1	都道府県	222
その2	市町村	223
第17表	給与所得者の住民税所得割の負担状況	
	(夫婦、子2人)	222
その1	所得割軽減額	222

その2	課税最低限の推移	223
第18表	市町村民税超過課税等の状況	224
その1	市町村民税個人均等割税率別市町村数	224
その2	市町村民税所得割税率別市町村数	224
その3	市町村民税法人均等割税率別市町村数	224
その4	市町村民税法人税割税率別市町村数	226
その5	固定資産税税率別市町村数	226
第19表	地方税徴収率の推移	226
その1	都道府県	226
その2	市町村	227
第20表	国税と地方税の収入状況	228
第21表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	230

〔地方譲与税〕

第22表	地方譲与税の状況	232
その1	交付の状況	232
その2	収入超過団体に対する譲与制限の状況	232

〔地方交付税〕

第23表	地方交付税の状況	234
その1	配分状況	234
その2	算定基礎	234
その3	普通交付税算定状況	236
その4	基準財政需要額及び基準財政収入額の状況	236
その5	交付・不交付団体の状況	236

〔一般財源〕

第24表 一般財源の状況	238
その1 総括	238
その2 大都市	238
その3 都市	240
(1) 中都市	240
(2) 小都市	242
その4 町村	242
その5 特別区	244
第25表 一般財源の推移	244
その1 純計	244
その2 都道府県	244
その3 市町村	246
第26表 昭和49年度一般財源の人口1人当たり額の状況	248
その1 都道府県	248
その2 市町村	248
(1) 類型区分の状況	248
ア 都市	248
イ 町村	249
(2) 都市	250
(3) 町村	251

〔国・県支出金〕

第27表 国・県支出金の状況	252
その1 国庫支出金の状況	252
その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況	252

その3	昭和49年度における新産業都市等に対する 国の財政援助の状況	252
その4	都道府県支出金の状況	253

〔地方債〕

第28表	地方債発行状況	254
第29表	昭和49年度地方債許可状況	256

〔使用料・手数料〕

第30表	使用料及び手数料の状況	260
------	-------------	-----

〔繰入金〕

第31表	繰入金の状況	260
------	--------	-----

〔その他の収入〕

第32表	その他の収入の状況	262
------	-----------	-----

〔地方財政と国の財政等〕

第33表	地方財政と国の財政との累年比較	262
第34表	昭和49年度国・地方の目的別歳出の状況	264
第35表	国民総生産と国民総支出	266
第36表	国民所得に対する租税負担率	268
第37表	租税の実質的配分状況	270
第38表	政府の財貨サービス購入額	272
その1	総括	272
その2	地方財政分	272

〔目的別歳出の状況〕

第39表	目的別歳出決算額の状況	274
その1	総括	274
その2	推移	276

〔民生費〕

第40表	民生費の状況	276
その1	目的別内訳	276
その2	性質別内訳	276
その3	財源内訳	278
第41表	社会福祉費の状況	278
第42表	老人福祉費の状況	278
第43表	児童福祉費の状況	280
第44表	生活保護費の状況	280
第45表	被保護者数の推移	280
第46表	災害救助費の状況	282

〔衛生費〕

第47表	衛生費の状況	282
その1	目的別内訳	282
その2	性質別内訳	282
その3	財源内訳	284
第48表	公衆衛生費の状況	284
第49表	結核対策費の状況	284
第50表	保健所費の状況	286
第51表	清掃費の状況	286

参考表(1) 廃棄物処理施設整備計画(昭和47~50年度).....	286
------------------------------------	-----

〔労働費〕

第52表 労働費の状況.....	288
その1 目的別内訳.....	288
その2 性質別内訳.....	288
その3 財源内訳.....	288
第53表 失業対策費の状況.....	290

〔農林水産業費〕

第54表 農林水産業費の状況.....	290
その1 目的別内訳.....	290
その2 性質別内訳.....	290
その3 財源内訳.....	292
第55表 農業費の状況.....	292
第56表 畜産業費の状況.....	292
第57表 農地費の状況.....	294
第58表 林業費の状況.....	294
第59表 水産業費の状況.....	294
参考表(2) 土地改良長期計画(昭和48~57年度).....	296
参考表(3) 第5次漁港整備5か年計画(昭和48~52年度).....	297

〔商工費〕

第60表 商工費の状況.....	296
その1 性質別内訳.....	296
その2 財源内訳.....	296

〔土 木 費〕

第61表	土木費の状況	298
その1	目的別内訳	298
その2	性質別内訳	298
その3	財源内訳	298
第62表	道路橋りょう費の状況	300
参考表(4)	第7次道路整備5か年計画(昭和48~52年度)	300
第63表	河川海岸費の状況	300
参考表(5)	第4次治山治水事業5か年計画(昭和47~51年度)	302
その1	第4次治水事業5か年計画	302
その2	第4次治山事業5か年計画	303
第64表	港湾費の状況	302
参考表(6)	第4次港湾整備5か年計画(昭和46~50年度)	304
第65表	都市計画費の状況	304
その1	目的別内訳	304
その2	性質別内訳	304
参考表(7)	第7次道路整備5か年計画中の街路事業(昭和48~52年度)	306
参考表(8)	第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)	307
その1	事業費	307
その2	整備状況等	307
第66表	住宅費の状況	306
参考表(9)	第2期住宅建設5か年計画(昭和46~50年度)	308

〔消 防 費〕

第67表	消防費の状況	308
------	--------	-----

その1	性質別内訳	308
その2	財源内訳	308
第68表	消防施設等整備費補助金による整備状況	310
第69表	火災発生の状況	310

〔警察費〕

第70表	警察費の状況	312
その1	性質別内訳	312
その2	財源内訳	312
第71表	交通事故等発生の状況	313
第72表	警察職員数の推移	312

〔教育費〕

第73表	教育費の状況	314
その1	目的別内訳	314
その2	性質別内訳	314
その3	財源内訳	314
第74表	小学校費の状況	316
第75表	中学校費の状況	316
第76表	高等学校費の状況	316
第77表	教員数等の推移(公立学校分)	318
その1	小学校	318
その2	中学校	318
その3	高等学校	320
第78表	社会教育費の状況	320
第79表	保健体育費の状況	320

〔性質別歳出の状況〕

第80表	性質別歳出決算額の状況	322
その1	総括	322
その2	推移	322
第81表	一般財源の充当状況	324
その1	総括	324
その2	推移	324

〔人件費〕

第82表	人件費の状況	326
その1	人件費の内訳	326
その2	財源内訳	326
その3	団体種類別内訳	326
第83表	人件費中の職員給の状況	328
その1	目的別内訳	328
その2	平均給料月額 of 状況(全会計分)	328
その3	給与改定の状況	328
第84表	地方公務員数の状況	330
その1	総括	330
その2	推移	330

〔物件費〕

第85表	物件費の状況	332
------	--------	-----

〔維持補修費〕

第86表	維持補修費の状況	332
------	----------	-----

〔扶 助 費〕

第87表 扶助費の状況…………… 334

〔補助費等〕

第88表 補助費等の状況…………… 334

〔投資的経費〕

第89表 普通建設事業費の状況…………… 336

その1 性質別内訳…………… 336

その2 財 源 内 訳…………… 336

その3 目的別内訳…………… 338

第90表 普通建設事業費中の補助事業費の状況…………… 340

第91表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況…………… 340

第92表 普通建設事業費中の単独事業費の状況…………… 342

第93表 災害復旧事業費の状況…………… 342

その1 性質別内訳…………… 342

その2 目的別内訳…………… 344

その3 財 源 内 訳…………… 344

第94表 災害復旧事業の進捗状況…………… 344

その1 総 括…………… 344

その2 事 業 別…………… 346

第95表 失業対策事業費の状況…………… 348

その1 性質別内訳…………… 348

その2 財 源 内 訳…………… 348

〔繰 出 金 等〕

第96表 繰出金の状況…………… 350

その1	繰出先別内訳	350
その2	目的別内訳	350
その3	繰出先別、繰出目的別内訳	350
第97表	積立金の状況	352
その1	増減状況	352
その2	現在高の状況	352
その3	現在高の推移	352
第98表	投資及び出資金の状況	354
その1	目的別内訳	354
その2	現在高の状況	354
第99表	貸付金の状況	356
その1	目的別内訳	356
その2	現在高の状況	358
第100表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	358
その1	推 移	358
その2	事業別内訳	360

〔公 債 費〕

第101表	公債費の状況	362
その1	性質別内訳	362
その2	財源内訳	362
第102表	地方債償還額の状況	364
第103表	地方債現在高の状況	366
その1	目的別内訳	366
その2	借入先別内訳	368
その3	利率別内訳	368
その4	推 移	370

〔債務負担行為額〕

第104表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況	370
-------	------------------------	-----

〔資金収支〕

第105表	昭和49年度資金収支の状況	372
その1	収入、支出額	372
その2	各四半期別構成比	374

〔施設の現況〕

第106表	社会福祉施設の状況(公営分)	376
第107表	児童福祉施設の収容定員の推移(公営分)	380
第108表	保健衛生施設等の状況	380
その1	施設の状況	380
その2	保健衛生水準の状況	380
第109表	し尿及びごみ収集処理の状況	381
その1	し尿処理	381
その2	ごみ処理	381
第110表	道路橋りよりの現況	382
その1	道路の現況	382
その2	橋りよりの現況	382
その3	主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況	382
第111表	公営住宅等の管理状況	384
第112表	消防施設の状況	384
その1	消防本部・署等の設置状況	384

その2	消防施設の状況	385
第113表	教育施設の状況(公立学校分)	386
その1	義務教育	386
その2	高等学校	388
その3	幼稚園	388
第114表	各国における初等・中等学校の教員1人当たり生徒数の状況(公立学校分)	389
第115表	社会教育施設等の状況(公立分)	389

〔公営事業〕

第116表	地方公営企業の事業数	390
その1	事業数調	390
その2	法適用事業数の推移	390
第117表	地方公営企業の職員数	392
第118表	地方公営事業決算の状況	392
第119表	昭和49年度法適用企業決算の状況	394
その1	収益及び費用の状況	394
その2	費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況	364
その3	資本的収支の状況	396
その4	資産、負債及び資本に関する調	396
第120表	法適用企業の事業別決算の推移	398
第121表	昭和49年度法非適用企業決算の状況	400
第122表	国民健康保険事業決算の状況	402
その1	収支の状況	402
(1)	事業勘定	402
(2)	直診勘定	402

その 2	歳入歳出内訳	404
(1)	事業勘定(歳入)	404
	事業勘定(歳出)	406
(2)	直診勘定(歳入)	406
	直診勘定(歳出)	408
その 3	国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況	408
その 4	総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況	408
第 123 表	収益事業決算の状況	410
その 1	収支の状況	410
その 2	歳入歳出内訳	410
その 3	収益率	412
その 4	他会計への繰出金	412
その 5	収益金繰入額の用途状況	412
第 124 表	公益質屋事業決算の状況	414
その 1	収支の状況	414
その 2	歳入歳出内訳	414
第 125 表	農業共済事業決算の状況	416
その 1	収支の状況	416
その 2	歳入歳出内訳	416
第 126 表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	418
その 1	収支の状況	418
その 2	歳入歳出内訳	420
第 127 表	公立大学附属病院事業決算の状況	422
第 128 表	企業債等の状況	424
第 129 表	公営企業金融公庫の貸付状況	425

〔昭和 50 年度の地方財政〕

第 130 表	地方財政計画	426
その 1	歳入	426
その 2	歳出	427
第 131 表	地方税収入見込状況	428
その 1	道府県税	428
その 2	市町村税	429
第 132 表	地方交付税の状況	430
その 1	算定基礎	430
その 2	普通交付税算定状況	432
その 3	交付状況	432
第 133 表	地方債計画	434
第 134 表	予算の状況	436
その 1	歳入	436
その 2	歳出(性質別)	436
第 135 表	昭和50年度地方債許可状況	438

〔昭和 51 年度の地方財政〕

第 136 表	地方財政計画	440
その 1	歳入	440
その 2	歳出	441
第 137 表	地方税収入見込状況	442
第 138 表	地方交付税の算定基礎	446
第 139 表	地方債計画	446

第 140 表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	448
その 1	国民総生産等	448
その 2	予算及び地方財政計画等(当初)	450
その 3	決算額(総括)	452
その 4	決算額(都道府県分、市町村分)	454
	地方財政計画策定方針	456
	国の予算編成方針	461
	経済見通しと経済運営の基本的態度	466
	地方行財政制度の改正	478
第 16 次	地方制度調査会の答申	526
	「地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を 中心とした地方行財政のあり方に関する答申」	

第1表 地方公共団

区 分	昭 和 28. 10. 1 (A)	昭 和 31. 3. 31	昭 和 41. 3. 31	昭 和 42. 3. 31	昭 和 43. 3. 31	昭 和 44. 3. 31
都 道 府 県	46	46	46	46	46	46
市 町 村	9 868	4 776	3 372	3 326	3 301	3 288
大 都 市	5	5	6	6	6	6
都 市	281	486	554	556	558	557
{ 中 都 市	…	…	124	126	127	128
{ 小 都 市	…	…	430	430	431	429
町 村	9 582	4 285	2 812	2 764	2 737	2 725
計 (普通地方公共団体)	9 914	4 822	3 418	3 372	3 347	3 334
特 別 区	23	23	23	23	23	23
一部事務組合(普通会計)	…	…	1 804	1 877	1 939	2 009
計 (特別地方公共団体)	…	…	1 827	1 900	1 962	2 032
合 計	…	…	5 245	5 272	5 309	5 366

- (注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。
 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は本表に掲げていない

第2表 団 体 種 類 別

その1 国勢調査人口及び1団体当たり面積の推移

区 分	人 口 (千人)				比 較		構 成	
	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1	昭 和 40. 10. 1 (A)	昭 和 45. 10. 1 (B)	増 減 (B)-(A)	増 減 率	昭 和 30. 10. 1	昭 和 35. 10. 1
特 別 区	6 969	8 310	8 893	8 841	△ 52	△ 0.6	7.8	8.9
大 都 市	7 233	8 378	10 505	11 005	500	4.8	8.1	9.0
都 市	36 086	42 645	47 521	55 007	7 486	15.8	40.4	45.6
小 計 (市部)	50 288	59 333	66 919	74 853	7 934	11.9	56.3	63.5
町 村 (郡部)	38 988	34 084	31 356	28 867	△ 2 489	△ 7.9	43.7	36.5
合 計	89 276	93 417	98 275	103 720	5 445	5.5	100.0	100.0

- (注) 1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢
 2 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。
 3 1団体当たり面積は、面積を各調査日現在の団体数で除したものである。
 4 昭和35年10月1日現在の人口は、長野県と岐阜県の境界紛争地域に係るの他には含まない。
 5 沖縄県分は含まれていない。

体 数 の 推 移

昭 和 45. 3. 31	昭 和 46. 3. 31	昭 和 47. 3. 31	昭 和 48. 3. 31	昭 和 49. 3. 31 (B)	昭 和 50. 3. 31 (C)	比 較	
						(C)-(B)	$\frac{(C)}{(A)} \times 100$ %
46	46	46	47	47	47	—	102.2
3 284	3 261	3 242	3 280	3 274	3 257	△ 17	33.0
6	6	6	9	9	9	—	180.0
558	590	608	634	633	634	1	225.6
128	143	144	142	142	142	—	...
430	447	464	492	491	492	1	...
2 720	2 665	2 628	2 637	2 632	2 614	△ 18	27.3
3 330	3 307	3 288	3 327	3 321	3 304	△ 17	33.3
23	23	23	23	23	23	—	100.0
2 075	2 217	2 349	2 470	2 573	2 567	△ 6	...
2 098	2 240	2 372	2 493	2 596	2 590	△ 6	...
5 428	5 547	5 660	5 820	5 917	5 894	△ 23	...

い。

人 口 の 推 移

比 (%)		1 団体当たり人口(人)			1 団体当たり面積(km ²)		
昭 和 40. 10. 1	昭 和 45. 10. 1	昭和40年 10月 1 日 (C)	昭和45年 10月 1 日 (D)	比 較 (D)-(C)	昭和40年 10月 1 日 (E)	昭和45年 10月 1 日 (F)	比 較 (F)-(E)
9.0	8.5	386 652	384 389	△ 2 263	24.78	25.09	0.31
10.7	10.6	1 750 833	1 834 205	83 372	423.73	427.67	3.94
48.4	53.0	91 036	96 166	5 130	162.75	159.28	△ 3.47
68.1	72.2	119 285	124 548	5 263	156.98	156.89	△ 0.09
31.9	27.8	11 139	10 703	△ 436	99.57	102.46	2.89
100.0	100.0	29 110	31 449	2 339	109.11	112.76	3.65

調査報告によるものである。

人口(73人)及び岡山県児島湾干拓第7区の人口(1 200人)を、合計欄には含み、そ

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳人口の状況

都府	道県	昭和35年	昭和40年	昭和45年	増	減	増	減	昭和50年3月 31日現在住民 基本台帳人口
		10月1日	10月1日 (A)	10月1日 (B)	(B)-(A) (C)	(C)/(A)×100	率		
		人	人	人	人	人	%	人	
北海道	道森	5 039 206	5 171 800	5 184 287		12 487	0.2	5 333 821	
	青森	1 426 606	1 416 591	1 427 520		10 929	0.8	1 500 507	
	岩手	1 448 517	1 411 118	1 371 383	▲	39 735	2.8	1 408 057	
	宮城	1 743 195	1 753 126	1 819 223		66 097	3.8	1 919 450	
	秋田	1 335 580	1 279 835	1 241 376	▲	38 459	3.0	1 252 531	
	山形	1 320 664	1 263 103	1 225 618	▲	37 485	3.0	1 230 428	
	福島	2 051 137	1 983 754	1 946 077	▲	37 677	1.9	1 976 877	
	茨城	2 047 024	2 056 154	2 143 551		87 397	4.3	2 343 219	
	栃木	1 513 624	1 521 656	1 580 021		58 365	3.8	1 700 008	
	群馬	1 578 476	1 605 584	1 658 909		53 325	3.3	1 760 013	
	千代田	2 430 871	3 014 983	3 866 472		851 489	28.2	4 697 345	
	東京	2 306 010	2 701 770	3 366 624		664 854	24.6	4 055 633	
	神奈川	9 683 802	10 869 244	11 408 071		538 827	5.0	11 349 065	
	東京都	荒川	3 443 176	4 430 743	5 472 247		1 041 504	29.5	6 251 131
		荒川	2 442 037	2 398 931	2 360 982	▲	37 949	1.6	2 393 573
		荒川	1 032 614	1 025 465	1 029 695		4 230	0.4	1 072 239
		荒川	973 418	980 499	1 002 420		21 921	2.2	1 065 014
		荒川	752 696	750 557	744 230	▲	6 327	0.8	772 276
		荒川	782 062	763 194	762 029	▲	1 165	0.2	789 714
		荒川	1 981 506	1 958 007	1 956 917	▲	1 090	0.1	2 016 073
		荒川	1 638 399	1 700 365	1 758 954		58 589	3.4	1 861 218
		荒川	2 756 271	2 912 521	3 089 895		177 374	6.1	3 310 624
		荒川	4 206 313	4 798 653	5 386 163		587 510	12.2	5 862 995
		荒川	1 485 054	1 514 467	1 543 083		28 616	1.9	1 624 404
		荒川	842 695	853 385	889 768		36 383	4.3	972 968
		荒川	1 993 403	2 102 808	2 250 087		147 279	7.0	2 403 016
		荒川	5 504 746	6 657 189	7 620 480		963 291	14.5	8 042 915
		荒川	3 908 127	4 309 944	4 667 928		357 984	8.3	4 913 615
		東京都	荒川	781 058	825 965	930 160		104 195	12.6
	荒川		1 002 191	1 026 975	1 042 736		15 761	1.5	1 082 163
	荒川		599 135	579 853	568 777	▲	11 076	1.9	586 906
	荒川		888 886	821 620	773 575	▲	48 045	5.8	774 905
荒川	1 668 814		1 645 135	1 707 026		61 891	3.8	1 830 315	
荒川	2 184 043		2 281 146	2 436 135		154 989	6.8	2 629 575	
荒川	1 602 207		1 543 573	1 511 448	▲	32 125	2.1	1 547 424	
荒川	847 274		815 115	791 111	▲	24 004	2.9	828 766	
荒川	918 867		900 845	907 897		7 052	0.8	961 103	
荒川	1 500 687		1 446 384	1 418 124	▲	28 260	2.0	1 479 274	
東京都	荒川	854 595	812 714	786 882	▲	25 832	3.2	820 028	
	荒川	4 006 679	3 964 611	4 027 416		62 805	1.6	4 228 113	
	荒川	942 874	871 885	838 468	▲	33 417	3.8	849 588	
	荒川	1 760 421	1 641 245	1 570 245	▲	71 000	4.3	1 588 623	
	荒川	1 856 192	1 770 736	1 700 229	▲	70 507	4.0	1 716 686	
	荒川	1 239 655	1 187 480	1 155 566	▲	31 914	2.7	1 196 297	
	荒川	1 134 590	1 080 692	1 051 105	▲	29 587	2.7	1 088 745	
	荒川	1 963 104	1 853 541	1 729 150	▲	124 391	6.7	1 741 211	
	荒川	883 122	934 176	945 111		10 935	1.2	1 059 337	
	合計	94 301 623	99 209 137	104 665 171		5 456 034	5.5	110 948 837	

註1 昭和45年10月1日現在の人口は、総理府から公表された昭和45年国勢調査報告によるものである。

2 昭和35年10月1日現在の人口のうち長野県と岐阜県の境界紛争地域に係る人口73人は、合計には含まれるが、それぞれの県の計数から除いている。

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数		0.30 未満		0.30 以上 0.50 未満		0.50 以上 1.00 未満		1.00 以上		合 計	
団体区分			%		%		%		%		%
都市	14	29.8	14	29.8	15	31.9	4	8.5	47	100.0	
道	1 927	60.7	729	22.4	501	15.4	50	1.5	3 257	100.0	
府	—	—	—	—	9	100.0	—	—	9	100.0	
町	90	14.2	210	33.1	305	48.1	29	4.6	634	100.0	
郡	—	—	11	7.7	116	81.7	15	10.6	142	100.0	
市	90	18.3	199	40.4	189	38.4	14	2.8	492	100.0	
市	1 887	72.2	519	19.9	187	7.2	21	0.8	2 614	100.0	
市	1 991	60.3	743	22.5	516	15.6	54	1.6	3 304	100.0	
町											
計											

(注) 「財政力指数」は、昭和47、48、49年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合の設置目的別団体数の推移

区 分	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	比較
	43.3.31	44.3.31	45.3.31	46.3.31	47.3.31	48.3.31	49.3.31	50.3.31	(B)-(A)
	(A)								(B)
総務関係	166	180	176	212	227	251	256	243	▲13
うち退職手当	44	43	47	46	45	45	45	44	▲1
給付事務組合	95	111	118	135	156	154	164	170	6
民生関係	997	1 037	1 083	1 128	1 165	1 192	1 224	1 235	11
うち伝染病組合	411	400	404	388	376	349	331	324	▲7
シごみ、し尿処理組合	474	527	580	634	688	730	765	788	23
商工関係	5	5	5	6	5	9	9	9	—
農林水産関係	260	256	265	254	246	247	246	194	▲52
うち林野(造林)	129	128	133	135	138	135	140	83	▲57
土木関係	55	55	56	66	59	57	58	54	▲4
消防関係	86	96	120	167	236	308	365	408	43
うち水害予防組	35	44	41	37	38	40	40	36	▲4
教育関係	238	235	237	235	233	225	223	223	—
うち小学校組合	22	23	31	33	32	29	27	27	—
うち中学校組合	124	118	111	104	101	93	91	87	▲4
その他の	37	34	15	14	22	27	28	31	3
合 計	1 939	2 009	2 075	2 217	2 349	2 470	2 573	2 567	▲6

第5表 地域指定の状況(昭和50年3月31日現在)

区分	地 域 指 定 市 町 村 数													
	新産業 都市	工業 特別 地	低開 発地	産炭 地域	振興 山村	離島 振興 策 実地	首都圏		近畿圏		中部圏		広域市 町村圏	過疎 地域
							近郊 整備	都市 開発	近郊 整備	都市 開発	都市 整備	都市 開発		
市	74	34	148	52	140	54	98	29	53	33	28	60	459	42
町村	191	57	402	164	1 054	152	64	68	45	66	45	132	2 434	1 003
合計	265	91	550	216	1 194	206	162	97	98	99	73	192	2 893	1 045

第6表 決算規

その1 単純合計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度 増減率
歳入総額 (A)+(B)	24 687 061	19 139 281	5 547 780	29.0	20.7
都道府県 (A)	13 143 365	10 277 161	2 866 204	27.9	16.5
市町村(純計額) (B)	11 543 696	8 862 120	2 681 576	30.3	25.9
市町村(単純合計額)	11 791 699	9 033 362	2 758 337	30.5	26.2
大 都 市	1 988 251	1 524 275	463 976	30.4	22.8
都 市	5 718 270	4 367 301	1 350 969	30.9	26.3
中 都 市	3 217 185	2 435 993	781 192	32.1	26.5
小 都 市	2 501 086	1 931 308	569 778	29.5	25.9
町 村	3 066 222	2 405 985	660 237	27.4	26.8
特 別 区	630 235	462 637	167 598	36.2	24.8
一 部 事 務 組 合	388 721	273 163	115 558	42.3	43.4
歳出総額 (C)+(D)	24 088 240	18 396 078	5 692 162	30.9	19.6
都道府県 (C)	12 920 229	9 918 586	3 001 643	30.3	15.1
市町村(純計額) (D)	11 168 011	8 477 492	2 690 519	31.7	25.3
市町村(単純合計額)	11 416 014	8 648 734	2 767 280	32.0	25.5
大 都 市	1 951 026	1 473 232	477 794	32.4	22.1
都 市	5 570 063	4 199 138	1 370 925	32.6	25.5
中 都 市	3 136 542	2 337 514	799 028	34.2	25.4
小 都 市	2 433 521	1 861 624	571 897	30.7	25.7
町 村	2 953 181	2 306 999	646 182	28.0	26.8
特 別 区	582 532	419 511	163 021	38.9	21.9
一 部 事 務 組 合	359 211	249 854	109 357	43.8	43.5

模 の 状 況

その2 純計額の状況

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	比 較		
			増 減 額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	24 687 061	19 139 281	5 547 780	29.0	20.7
団 体 間 重 複 額 (B)	1 200 351	922 195	278 156	30.2	20.1
都道府県支出金(市町村に対する貸付金を含む。)	745 339	573 864	171 475	29.9	18.2
同級他団体からの分担金、負担金等	28 105	18 305	9 800	53.5	18.5
市町村からの分担金、負担金、寄附金等	145 352	124 003	21 349	17.2	8.2
特別区財政調整交・納付金	142 974	102 411	40 563	39.6	53.9
軽油引取税交付金	18 921	19 461	△ 540	△ 2.8	15.9
娯楽施設利用税交付金	16 064	11 105	4 959	44.7	105.6
自動車取得税交付金	103 596	73 046	30 550	41.8	15.1
歳 入 純 計 額 (A)-(B)	23 486 710	18 217 086	5 269 624	28.9	20.7
歳 出 総 額 (C)	24 088 240	18 396 078	5 692 161	30.9	19.6
団 体 間 重 複 額 (D)	1 200 351	922 195	278 156	30.2	20.1
市町村に対する事業費等の補助交付金等	745 339	573 864	171 475	29.9	18.2
同級他団体に対する負担金等	28 105	18 305	9 800	53.5	18.5
都道府県に対する事業費等分担金、負担金、寄附金等	145 352	124 003	21 349	17.2	8.2
特別区財政調整交・納付金	142 974	102 411	40 563	39.6	53.9
軽油引取税交付金	18 921	19 461	△ 540	△ 2.8	15.9
娯楽施設利用税交付金	16 064	11 105	4 959	44.7	105.6
自動車取得税交付金	103 596	73 046	30 550	41.8	15.1
歳 出 純 計 額 (C)-(D)	22 887 888	17 473 883	5 414 005	31.0	19.5

(注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額(A)-(B)」又は「歳出純計額(C)-(D)」をいう。

第7表 純 計 決 算

区 分	地 方					
	歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度 増減率	指 数	決 算 額	対前年度 増減率	指 数
昭和35年度	2 025 802	19.9	—	1 924 907	18.5	—
36	2 511 550	24.0	100	2 391 080	24.2	100
37	2 982 850	18.8	119	2 887 366	20.8	121
38	3 397 659	13.9	135	3 308 833	14.6	138
39	3 910 921	15.1	156	3 821 968	15.5	160
40	4 478 035	14.5	178	4 365 140	14.2	188
41	5 177 746	15.6	206	5 026 177	15.1	210
42	5 926 311	14.5	236	5 725 497	13.9	239
43	6 958 874	17.4	277	6 729 574	17.5	281
44	8 305 229	19.3	331	8 033 912	19.4	336
45	10 103 998	21.7	402	9 814 878	22.2	410
46	12 179 449	20.5	485	11 909 529	21.3	498
47	15 090 702	23.9	601	14 618 283	22.7	611
48	18 217 086	20.7	725	17 473 883	19.5	731
49	23 486 710	28.9	935	22 887 888	31.0	957

額 の 推 移

(単位 百万円・%)

国 (一 般 会 計)					
入			出		
歳			歳		
決 算 額	対前年度 増減率	指 数	決 算 額	対前年度 増減率	指 数
1 961 025	22.8	—	1 743 148	16.6	—
2 515 932	28.3	100	2 063 468	18.4	100
2 947 623	17.2	117	2 556 617	23.9	124
3 231 214	9.6	128	3 044 292	19.1	148
3 446 768	6.7	137	3 310 969	8.8	160
3 773 097	9.5	150	3 723 017	12.4	180
4 552 146	20.6	181	4 459 196	19.8	216
5 299 446	16.4	211	5 113 035	14.7	248
6 059 873	14.3	241	5 937 082	16.1	288
7 109 267	17.3	283	6 917 838	16.5	335
8 459 181	19.0	336	8 187 697	18.4	397
9 970 859	17.9	396	9 561 131	16.8	463
12 793 873	28.3	509	11 932 172	24.8	578
16 761 978	31.0	666	14 778 303	23.9	716
20 379 123	21.6	810	19 099 793	29.2	926

第8表 決算収

その1 黒字、赤字団体別の状況

区 分	昭 和 49 年			
	団体数(A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)
都 道 府 県 (A) 黒 字 団 体	47	13 143 365	12 920 229	223 136
	41	9 612 085	9 429 564	182 521
	6	3 531 280	3 490 665	40 615
市 町 村 (単 純 合 計 額) (B) 黒 字 団 体	5 847	11 791 699	11 416 014	375 685
	5 641	9 665 925	9 280 988	384 937
	206	2 125 774	2 135 026	△ 9 252
大 都 市 市 体 黒 字 団 体	9	1 988 251	1 951 026	37 225
	5	838 205	813 862	24 343
	4	1 150 046	1 137 164	12 882
特 別 区 区 体 黒 字 団 体	23	630 235	582 532	47 703
	23	630 235	582 532	47 703
	—	—	—	—
都 市 市 体 黒 字 団 体	634	5 718 270	5 570 063	148 207
	555	4 856 249	4 689 133	167 116
	79	862 021	880 930	△ 18 909
中 都 市 市 体 黒 字 団 体	142	3 217 185	3 136 542	80 643
	119	2 642 835	2 551 618	91 217
	23	574 349	584 924	△ 10 575
小 都 市 市 体 黒 字 団 体	492	2 501 086	2 433 521	67 565
	436	2 213 414	2 137 516	75 898
	56	287 672	296 006	△ 8 334
町 村 村 体 黒 字 団 体	2 614	3 066 222	2 953 181	113 041
	2 540	2 957 859	2 841 935	115 924
	74	108 363	111 246	△ 2 883
一 部 事 務 組 合 体 黒 字 団 体	2 567	388 721	359 211	29 510
	2 518	383 377	353 526	29 851
	49	5 344	5 685	△ 341
合 計 (A)+(B)	5 894	24 935 064	24 336 243	598 821
黒 字 団 体	5 682	19 278 010	18 710 552	567 458
赤 字 団 体	212	5 657 055	5 625 691	31 364

支 の 状 況

(単位 百万円)

度		昭 和 48 年 度		比 較	
翌年度へ繰 越すべき財 源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団体数(G)	実質収支(H)	団 体 数 (A)-(G)	増 減 (F)-(H)
197 747	25 389	47	49 300	—	△ 23 911
129 732	52 789	45	65 405	△ 4	△ 12 616
68 015	△ 27 400	2	△ 16 105	4	△ 11 295
131 690	243 995	5 870	202 998	△ 23	40 997
99 281	285 656	5 700	227 075	△ 59	58 581
32 409	△ 41 661	170	△ 24 076	36	△ 17 585
35 213	2 012	9	3 650	—	△ 1 638
14 043	10 300	5	10 065	—	235
21 170	△ 8 288	4	△ 6 414	—	1 874
23 224	24 479	23	8 280	—	16 199
23 224	24 479	22	8 360	1	16 119
—	—	1	△ 80	△ 1	80
53 138	95 069	633	94 885	1	184
42 848	124 268	584	108 592	△ 29	15 676
10 290	△ 29 199	49	△ 13 708	30	△ 15 491
36 188	44 455	142	47 231	—	- 2 776
27 692	63 525	128	56 766	△ 9	6 759
8 496	△ 19 071	14	△ 9 535	9	△ 9 536
16 951	50 614	491	47 654	1	2 960
15 156	60 742	456	51 826	△ 20	8 916
1 794	△ 10 128	35	△ 4 173	21	△ 5 955
15 891	97 150	2 632	77 406	△ 18	19 744
15 332	100 592	2 565	79 745	△ 25	20 847
559	△ 3 442	67	△ 2 337	7	△ 1 105
4 224	25 286	2 573	18 776	△ 6	6 510
3 834	26 017	2 524	20 314	△ 6	5 703
390	△ 731	49	△ 1 537	—	806
329 437	269 384	5 917	252 298	△ 23	17 086
229 013	338 445	5 745	292 480	△ 63	45 965
100 424	△ 69 060	172	△ 40 181	40	△ 28 879

第8表 決算 収

その2 赤字団体及び赤字額の増減状況

区 分	昭和48年度の赤字団体 (A)		(A)のうち市町村合併等により消滅した団体 (B)		(A)のうち昭和49年度も赤字が増加した団体 (C)			
	団体数 (a)	昭和48年度実質収支 (b)	団体数 (c)	昭和48年度実質収支 (d)	団体数	昭和48年度実質収支 (e)	昭和49年度実質収支 (f)	単年度収支(f)-(e) (g)
都 道 府 県	2	△16 105	—	—	2	△16 105	△22 634	△ 6 529
市 町 村	170	△24 076	2	92	64	△18 752	△30 044	△11 292
大 特 別	4	△6 414	—	—	2	△5 830	△6 859	△ 1 029
都 市 区 市 村	1	△80	—	—	—	—	—	—
都 市 市 村	49	△13 708	—	—	38	△12 164	△21 781	△ 9 617
中 都 市 市 村	14	△9 535	—	—	13	△9 388	△15 466	△ 6 078
小 都 市 市 村	35	△4 173	—	—	25	△2 777	△6 316	△ 3 539
町	67	△2 337	2	92	14	△628	△1 213	△ 585
一部事務組合	49	△1 537	—	—	10	△129	△191	△ 62
合 計	172	△40 181	2	92	66	△34 857	△52 678	△17 821

第9表 実 質 収

その1 収支額の推移

区 分	全 団 体						黒 字		
	総 数		都道府県		市町村		総 数		
	団体数 (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (B)	(B)/(A)	収支額
昭和38年度	5 006	38 611	46	24 933	4 960	13 678	4 514	90.2	65 871
39	5 159	30 237	46	12 738	5 113	17 499	4 683	90.8	67 457
40	5 245	47 835	46	21 181	5 199	26 654	4 797	91.5	82 007
41	5 272	75 711	46	37 571	5 226	38 140	4 865	92.3	106 260
42	5 309	88 117	46	38 468	5 263	49 649	4 938	93.0	114 776
43	5 366	109 844	46	42 856	5 320	66 988	5 054	94.2	130 287
44	5 428	133 517	46	44 854	5 382	88 663	5 206	95.9	149 771
45	5 547	135 414	46	42 314	5 501	93 100	5 315	95.8	153 991
46	5 660	85 521	46	15 524	5 614	101 045	5 445	96.2	146 680
47	5 820	191 799	47	28 708	5 773	163 091	5 648	97.0	233 726
48	5 917	252 298	47	49 300	5 870	202 998	5 745	97.1	292 480
49	5 894	269 384	47	25 389	5 847	243 995	5 682	96.4	338 445

その2 対前年度増減額の状況

区 分	全 団 体						黒	
	総 数		都道府県		市町村		総 数	
	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
昭和38年度	96	△14 939	—	△12 455	96	△2 484	87	△3 604
39	153	△8 374	—	△12 195	153	3 821	169	1 586
40	86	17 598	—	8 443	86	9 155	114	14 550
41	27	27 876	—	16 390	27	11 486	68	24 253
42	37	12 406	—	897	37	11 509	73	8 516
43	57	21 727	—	4 388	57	17 339	116	15 511
44	62	23 673	—	1 998	62	21 675	152	19 484
45	119	1 897	—	△2 540	119	4 437	109	4 220
46	113	△49 893	—	△57 838	113	7 945	130	△7 311
47	160	106 278	1	44 232	159	62 046	203	87 046
48	97	60 499	—	20 592	97	39 907	97	58 754
49	△23	17 086	—	△23 911	△23	40 997	△63	45 965

支 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

赤字である団体				(A)のうち黒字 となった団体 (E)	昭和48年度が 黒字で昭和49 年度が赤字の 団体 (F)	昭和49年度赤 字団体 (G)			
赤字が減少した団体 (D)						団体数	昭和49年 度実質収 支 (P)		
団体数	昭和48年 度実質収 支 (h)	昭和49年 度実質収 支 (i)	単年度収 支(i)-(h) (j)	団体数 (k)	昭和48年 度実質収 支 (l)	団体数 (m)	昭和49年 度実質収 支 (n)	団体数 (o)	昭和49年 度実質収 支 (P)
—	—	—	—	—	—	4	△ 4 766	6	△ 27 400
37	△ 2 828	△ 1 661	1 167	67	△ 2 404	105	△ 9 955	206	△ 41 661
1	△ 474	△ 166	308	1	△ 110	1	△ 1 263	4	△ 8 288
—	—	—	—	1	△ 80	—	—	—	—
5	△ 959	△ 676	283	6	△ 584	36	△ 6 742	79	△ 29 199
—	—	—	—	1	△ 148	10	△ 3 605	23	△ 19 071
5	△ 959	△ 676	283	5	△ 437	26	△ 3 137	56	△ 10 128
19	△ 1 090	△ 664	426	32	△ 527	41	△ 1 566	74	△ 3 442
12	△ 305	△ 156	149	27	△ 1 103	27	△ 384	49	△ 731
37	△ 2 828	△ 1 661	1 167	67	△ 2 404	109	△ 14 721	212	△ 69 060

支 の 推 移

(単位 百万円・%)

団 体				赤 字 団 体					
都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数 (C)	(C)/(A) 収支額	団体 数	収支額	団体数	収支額
42	30 012	4 472	35 859	492	9.8	4	△ 5 079	488	△ 22 181
41	25 234	4 642	42 223	476	9.2	5	△ 12 496	471	△ 24 724
43	32 668	4 754	49 339	448	8.5	3	△ 11 487	445	△ 22 685
43	46 121	4 822	60 139	407	7.7	3	△ 8 550	404	△ 21 999
44	42 277	4 894	72 499	371	7.0	2	△ 3 809	369	△ 22 850
45	44 376	5 009	85 911	312	5.8	1	△ 1 520	311	△ 18 923
45	46 551	5 161	103 220	222	4.1	1	△ 1 697	221	△ 14 557
45	44 469	5 270	109 522	232	4.2	1	△ 2 155	231	△ 16 422
44	26 471	5 401	120 209	215	3.8	2	△ 41 995	213	△ 19 164
45	52 927	5 603	180 799	172	3.0	2	△ 24 219	170	△ 17 708
45	65 405	5 700	227 075	172	2.9	2	△ 16 105	170	△ 24 076
41	52 789	5 641	285 656	212	3.6	6	△ 27 400	206	△ 41 661

(単位 百万円)

字 団 体				赤 字 団 体					
都道府県		市 町 村		総 数		都道府県		市 町 村	
団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額
△ 2	△ 8 290	89	4 686	9	△ 11 335	2	△ 4 165	7	△ 7 170
△ 1	△ 4 778	170	6 364	△ 16	△ 9 960	1	△ 7 417	△ 17	△ 2 543
2	7 434	112	7 116	△ 28	3 048	△ 2	1 009	△ 26	2 039
—	13 453	68	10 800	△ 41	3 623	—	2 937	△ 41	686
1	△ 3 844	72	12 360	△ 36	3 890	△ 1	4 741	△ 35	△ 851
1	2 099	115	13 412	△ 59	6 216	△ 1	2 289	△ 58	3 927
—	2 175	152	17 309	△ 90	4 189	—	△ 177	△ 90	4 366
—	△ 2 082	109	6 302	10	△ 2 323	—	△ 458	10	△ 1 865
△ 1	△ 17 998	131	10 687	△ 17	△ 42 582	1	△ 39 840	△ 18	△ 2 742
1	26 456	202	60 590	△ 43	19 232	—	17 776	△ 43	1 456
—	12 478	97	46 276	—	1 746	—	8 114	—	△ 6 368
△ 4	△ 12 616	△ 59	58 581	40	△ 28 879	4	△ 11 295	36	△ 17 585

第10表 単年度収

区 分	昭 和 49 年 度		
	合 計	都道府県	市 町 村
単年度収支 (A)	(2 331) 17 089	(28) △ 23 911	(2 303) 41 000
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	78 293	7 650	70 643
基金積立額 (C)	155 754	45 043	110 711
繰上償還額 (D)	7 121	1 270	5 851
基金とりくずし額 (E)	84 582	38 663	45 919
実質単年度収支 (A)+(B)	(2 051) 95 382	(25) △ 16 261	(2 026) 111 643

(注) ()内の数値は、単年度収支の赤字団体数及び実質単年度収支の赤字団体数

第11表 繰越額

その1 総括

区 分	継 続 費	繰越明許費	事故繰越	事 業	支 払
	通次繰越額	繰 越 額	繰 越 額	繰 越 額	繰 延 額
人 普	0	3 727	—	1 115	1 511
通 補	46 037	452 612	40 196	90 627	5 279
建 助	26 396	327 102	25 468	47 954	194
単 独	19 641	125 510	14 728	42 673	5 085
災 害	21	19 040	344	34	0
そ の	7	6 560	983	25 694	7 996
合 計	46 065	481 939	41 523	117 470	14 786

その2 都道府県

区 分	継 続 費	繰越明許費	事故繰越	事 業	支 払
	通次繰越額	繰 越 額	繰 越 額	繰 越 額	繰 延 額
人 普	—	3 718	—	767	1 456
通 補	12 838	248 430	19 320	55 662	4 423
建 助	6 678	211 120	14 191	35 466	1
単 独	6 160	37 311	5 128	20 195	4 422
災 害	—	14 074	73	26	0
そ の	—	4 591	617	20 547	7 799
合 計	12 838	270 813	20 010	77 002	13 678

支 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 48 年 度			増 減 額		
合 計	都 道 府 県	市 町 村	合 計	都 道 府 県	市 町 村
(2 266)	(16)	(2 250)	(65)	(12)	(53)
60 520	20 591	39 929	△ 43 431	△ 44 502	1 071
96 465	32 716	63 749	△ 18 172	△ 25 066	6 894
125 193	40 973	84 220	30 561	4 070	26 491
7 974	1 183	6 791	△ 853	87	△ 940
36 702	9 440	27 262	47 880	29 223	18 657
(2 004)	(12)	(1 992)	(47)	(13)	(34)
156 985	53 307	103 678	△ 61 603	△ 69 568	7 965

である。

等 の 状 況

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
6 353	1 403	1 401	—	2	4 950
634 751	350 326	193 745	129 752	26 829	284 426
427 115	286 875	193 421	77 766	15 688	140 240
207 636	63 451	324	51 986	11 141	144 185
19 440	17 825	13 477	3 235	1 113	1 615
41 239	2 792	207	2 462	123	38 446
701 783	372 346	208 830	135 449	28 067	329 437

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
5 941	1 401	1 401	—	—	4 541
340 672	180 105	130 312	42 974	6 819	160 568
267 455	166 340	130 308	30 838	5 194	101 116
73 217	13 765	4	12 136	1 625	59 452
14 174	13 266	10 369	2 658	239	908
33 553	1 821	172	1 632	17	31 730
394 340	196 593	142 254	47 264	7 075	197 747

第11表 繰越額

その3 市町村

区 分	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰越額	事 故 繰 越 繰越額	事 業 繰 越 繰越額	支 繰 延 繰越額
人 件 費	0	9	—	348	55
普通建設事業費	33 199	204 182	20 876	34 965	856
補助事業費	19 718	115 983	11 277	12 488	194
単独事業費	13 480	88 199	9 600	22 477	662
災害復旧事業費	21	4 966	271	8	—
その他	7	1 969	367	5 148	197
合 計	33 227	211 126	21 514	40 469	1 108

(注) 「県営事業負担金」は、単独事業費に含めた。

第12表 財政再

その1 種類別による推移(市町村)

区 分	昭和30年 度末実質 赤字団体 数	当初(昭 和31年 度末ま で)承認 団体数	昭和49年度末 までの増減		昭和50 年4月 1日現 在団体 数	昭和50年度の状況		
			新承認 団体数	減 少 団体数		再建完了 等による 減少予定 団体数	申 出 団体数	昭和50 年度末 の団体 見込数
全部適用団体	…	536	—	536	—	—	—	—
一部適用団体	…	34	—	34	—	—	—	—
準用団体	…	8	268	269	7	1	2	8
計	1 522	578	268	839	7	1	2	8

(注) 府県については、昭和30年度末実質赤字団体数36、承認団体数20(当初承認団体18、新承認団体2)であったが、昭和40年度末において全団体が再建完了したので省略した。

その3 準用団体等に対する融資あっせんの状況

区 分	昭和38年度	39	40	41	42
団 体 数	100	97	100	79	72
融資あっせん額	3 647	4 758	6 044	5 999	6 012

等 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

合 計	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源 内 訳			翌年度へ繰 越すべき財 源
		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
412	2	—	—	2	410
294 079	170 221	63 433	86 778	20 010	123 858
159 660	120 535	63 113	46 928	10 494	39 124
134 419	49 686	320	39 850	9 516	84 733
5 266	4 559	3 108	577	874	707
7 686	972	35	830	107	6 715
307 443	175 754	66 576	88 185	20 993	131 690

建 の 状 況

その2 財政再建団体一覧

(昭和51年1月31日現在)

団 体 名	昭和50年3月 31日現在住民 基本台帳人口	再建 期間	再建 開始 年度	再建 終了 年度	再建 終了 年度	財政再建当 初赤字額	昭和49年度 末赤字額	昭和49年 度赤字比 率
新潟県白根市	32 695	5	47	51	357 348	127 870	8.8	
富山県大門町	12 069	8	47	54	268 659	165 294	30.9	
石川県鶴来町	14 553	10	42	51	371 468	68 400	11.0	
福井県松岡町	10 216	7	45	51	152 877	37 522	7.8	
大阪府岬町	22 861	10	42	51	335 575	32 978	3.4	
和歌山県熊野川町	2 978	8	43	50	105 889	5 500	1.5	
福岡県豊前市	32 306	5	50	54	473 657	473 657	33.2	
熊本県鹿本町	9 197	5	47	51	150 778	42 906	9.5	
大分県竹田市	24 865	4	50	53	109 239	109 239	8.2	

(注) 赤字比率とは、標準財政規模に対する実質収支赤字額の割合である。

(単位 百万円)

43	44	45	46	47	48	49	50 (見込)
68	55	50	36	25	16	11	9
6 790	5 909	4 635	3 292	2 185	1 552	875	1 084

第13表 歳 入 決 算

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地 方 税	4 650 348	35.4	3 587 156	31.1	8 237 504	35.1
地 方 譲 与 税	133 715	1.0	88 838	0.8	222 552	0.9
地 方 交 付 税	2 170 639	16.5	2 028 047	17.6	4 198 687	17.9
軽油引取税交付金	—	—	18 921	0.2	—	—
娯楽施設利用税交付金	—	—	16 064	0.1	—	—
自動車取得税交付金	—	—	103 596	0.9	—	—
小 計(一般財源)	6 954 702	52.9	5 842 622	50.6	12 658 743	53.9
分 担 金、負 担 金	173 160	1.3	140 234	1.2	216 198	0.9
使 用 料、手 数 料	166 277	1.3	197 924	1.7	364 200	1.6
国 庫 支 出 金	3 402 423	25.9	1 583 681	13.7	4 986 103	21.2
交通安全対策特別交付金	24 355	0.2	16 424	0.1	40 778	0.2
都 道 府 県 支 出 金	—	—	658 777	5.7	—	—
財 産 収 入	104 308	0.8	224 582	1.9	328 889	1.4
寄 附 金	13 081	0.1	92 665	0.8	101 823	0.4
繰 入 金	88 748	0.7	156 241	1.4	244 989	1.0
繰 越 金	356 583	2.7	375 106	3.2	731 689	3.1
諸 収 入	1 079 063	8.2	881 165	7.6	1 887 890	8.0
地 方 債	780 667	5.9	1 231 302	10.7	1 925 407	8.2
そ の 他	—	—	142 973	1.4	—	—
歳 入 合 計	13 143 365	100.0	11 543 696	100.0	23 486 710	100.0

註 1 「その他」は、都道府県分が特別区財政調整納付金、市町村分が特別区財政

2 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」に含めた。

額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較									
		増減額		増減率				前年度増減率			
				都府	道	市	町村	純計額	都府	道	市
6 491 286	35.6	1 746 218	33.1	22.3	33.4	26.9	32.4	26.1	29.7		
179 658	1.0	42 894	0.8	10.0	53.0	23.9	9.7	9.3	9.6		
3 131 848	17.2	1 066 839	20.2	38.4	29.7	34.1	18.0	27.8	22.7		
—	—	—	—	—	△ 2.8	—	—	15.9	—		
—	—	—	—	—	44.7	—	—	105.8	—		
—	—	—	—	—	41.8	—	—	15.1	—		
9 802 793	53.8	2 855 950	54.2	26.6	32.3	29.1	27.4	26.3	27.0		
189 170	1.0	27 028	0.5	9.4	27.4	14.3	5.4	19.7	12.1		
318 218	1.7	45 982	0.9	10.7	17.8	14.4	17.8	14.5	16.0		
3 762 469	20.7	1 223 634	23.2	31.4	35.1	32.5	6.4	27.5	12.2		
38 229	0.2	2 549	0.0	7.6	5.3	6.7	21.4	20.7	21.1		
—	—	—	—	—	32.3	—	—	17.5	—		
318 684	1.7	10 205	0.2	1.6	4.0	3.2	△ 11.9	15.1	4.8		
97 332	0.5	4 491	0.1	△ 20.3	7.0	4.6	35.6	62.8	65.4		
149 109	0.8	95 880	1.8	108.3	46.7	64.3	49.3	35.7	39.3		
464 512	2.5	267 177	5.1	77.9	42.1	57.5	112.9	45.7	68.7		
1 439 081	7.9	448 809	8.5	30.2	31.9	31.2	19.8	28.8	24.1		
1 637 489	9.0	287 918	5.5	16.0	18.4	17.6	△ 19.3	20.5	0.1		
—	—	—	—	皆減	41.0	—	△ 56.5	57.8	—		
18 217 086	100.0	5 269 624	100.0	27.9	30.3	28.9	16.5	25.9	20.7		

調整交付金である。

第14表 歳 入 決 算

区 分	歳 入 決 算				
	36	43	44	45	46
地 方 税	906 475	2 580 128	3 090 179	3 750 668	4 235 746
地 方 譲 与 税	45 449	79 586	93 065	108 687	125 771
地 方 交 付 税	401 704	1 125 508	1 460 845	1 798 248	2 101 423
臨 時 地 方 財 政 交 付 金	—	—	—	—	—
小 計 (一 般 財 源)	1 353 628	3 785 222	4 644 089	5 657 603	6 462 940
使 用 料、手 数 料	73 808	174 555	189 298	209 088	231 825
国 庫 支 出 金	580 757	1 617 701	1 825 164	2 092 937	2 566 047
繰 入 金	20 932	47 765	68 212	106 988	122 186
繰 越 金	107 692	212 532	235 928	271 622	291 107
地 方 債	115 044	369 132	438 068	642 932	1 123 750
そ の 他	259 689	751 967	904 470	1 122 828	1 381 594
歳 入 合 計	2 511 550	6 958 874	8 305 229	10 103 998	12 179 449

④ 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村

区 分	決 算 額 構 成 比								増	
	36	43	44	45	46	47	48	49	36	43
地 方 税	36.1	37.1	37.2	37.1	34.8	33.2	35.6	35.1	33.4	41.7
地 方 譲 与 税	1.8	1.1	1.1	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9	1.9	1.0
地 方 交 付 税	16.0	16.2	17.6	17.3	17.3	16.9	17.2	17.9	18.7	17.3
臨 時 地 方 財 政 交 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△ 1.2
小 計 (一 般 財 源)	53.9	54.4	55.9	56.0	53.1	51.2	53.8	53.9	54.0	58.8
使 用 料、手 数 料	2.9	2.5	2.3	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.3	1.5
国 庫 支 出 金	23.1	23.2	22.0	20.7	21.1	22.4	20.9	21.4	21.3	20.5
繰 入 金	0.8	0.7	0.8	1.1	1.0	0.7	0.8	1.0	1.9	0.9
繰 越 金	4.3	3.1	2.8	2.7	2.4	1.8	2.5	3.1	6.9	4.7
地 方 債	4.6	5.3	5.3	6.4	9.2	10.8	9.0	8.2	3.9	2.8
そ の 他	10.4	10.8	10.9	11.1	11.3	11.3	11.2	10.8	10.7	10.8
歳 入 合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

額の推移

(単位 百万円・%)

算 額			指 数							
47	48	49	36	43	44	45	46	47	48	49
5 004 482	6 491 286	8 237 504	100	285	341	414	467	552	716	909
163 914	179 658	222 552	100	175	205	239	277	361	395	490
2 552 995	3 131 848	4 198 687	100	280	364	448	523	636	780	1 045
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7 721 391	9 802 793	12 658 743	100	280	343	418	477	570	724	935
274 257	318 218	364 200	100	236	256	283	314	372	431	493
3 384 917	3 800 698	5 026 882	100	279	314	360	442	583	654	866
107 045	149 109	244 989	100	228	326	511	584	511	712	1 170
275 377	464 512	731 689	100	197	219	252	270	256	431	679
1 635 919	1 637 489	1 925 407	100	321	381	559	977	1 422	1 423	1 674
1 691 796	2 044 267	2 534 800	100	290	348	432	532	651	787	976
15 090 702	18 217 086	23 486 710	100	277	331	402	485	601	725	935

助成交付金を含めた。

(単位 %)

減 額 構 成 比						増 減 率							
44	45	46	47	48	49	36	43	44	45	46	47	48	49
37.9	36.7	23.4	26.4	47.6	33.1	21.8	20.0	19.8	21.4	12.9	18.1	29.7	26.9
1.0	0.9	0.8	1.3	0.5	0.8	25.7	15.1	16.9	16.8	15.7	30.3	9.6	23.9
24.9	18.8	14.6	15.5	18.5	20.2	29.2	18.8	29.8	23.1	16.9	21.5	22.7	34.1
—	—	—	—	—	—	—	皆 減	—	—	—	—	—	—
63.8	56.3	38.8	43.2	66.6	54.2	24.0	19.1	22.7	21.8	14.2	19.5	27.0	29.1
1.1	1.1	1.1	1.5	1.4	0.9	9.3	9.6	8.4	10.5	10.9	18.3	16.0	14.4
15.4	14.9	22.3	28.1	13.3	23.3	21.7	15.1	12.8	14.7	22.6	31.9	12.3	32.3
1.5	2.2	0.7 [△]	0.5	1.3	1.8	75.6	25.5	42.8	56.8	14.2 [△]	12.4	39.3	64.3
1.7	2.0	0.9 [△]	0.5	6.0	5.1	44.7	29.7	11.0	15.1	7.2 [△]	5.4	68.7	57.5
5.1	11.4	23.2	17.6	0.1	5.5	19.3	8.5	18.7	46.8	74.8	45.6	0.1	17.6
11.4	12.1	12.5	10.6	11.3	9.2	25.2	17.4	20.3	24.1	23.0	22.5	20.8	24.0
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24.0	17.4	19.3	21.7	20.5	23.9	20.7	28.9

第15表 地 方 税

その1 総 括

区 分	決 算	
	昭 和 49 年 度	昭 和 48 年 度
道 府 県 税	42 715	35 069
市 町 村 計 税	39 660	29 844
(参考) 国 税	82 375	64 913
	157 544	140 478

(注) 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石炭及び売納付金を含む）。

その2 道府県税

区 分	昭 和 49 年 度			
	調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴収率 (B)/(A)×100	(B)の構成比
1 普 通 税	4 075 279	3 923 635	96.3	91.9
(1) 法 定 普 通 税	4 075 109	3 923 464	96.3	91.9
ア 道 府 県 民 税	1 071 190	1 018 001	95.0	23.8
(ア) 個 人 分	733 977	690 087	94.0	16.2
(イ) 法 人 分	337 214	327 914	97.2	7.7
イ 事 業 税	2 029 841	1 972 052	97.2	46.2
(ア) 個 人 分	54 121	50 387	93.1	1.2
(イ) 法 人 分	1 975 720	1 921 665	97.3	45.0
ウ 不 動 産 取 得 税	184 142	174 563	94.8	4.1
エ 道 府 県 た ば こ 消 費 税	128 509	128 509	100.0	3.0
オ 娯 楽 施 設 利 用 税	47 617	47 224	99.2	1.1
カ 料 理 飲 食 等 消 費 税	263 637	247 343	93.8	5.8
キ 自 動 車 税	344 921	330 591	95.8	7.7
ク 鉦 区 税	692	621	89.7	0.0
ケ 狩 猟 免 許 税	1 977	1 977	100.0	0.0
コ 固 定 資 産 税	2 582	2 582	100.0	0.1
(2) 法 定 外 普 通 税	171	171	100.0	0.0
2 目 的 税	354 250	347 848	98.2	8.1
(1) 自 動 車 取 得 税	154 206	153 983	99.9	3.6
(2) 軽 油 引 取 税	198 541	192 362	96.9	4.5
(3) 入 猟 税	1 503	1 503	100.0	0.0
3 旧 法 に よ る 税	192	33	17.0	0.0
合 計	4 429 721	4 271 515	96.4	100.0

(注) 収入額は、「第13表歳入決算額の状況」の地方税の決算額から東京都が徴収した除し、特別区が徴収した道府県税相当額(昭和48年度3百万円、昭和49年度1百

の 状 況

(単位 億円・%)

額	決算額 構成比		対前年度増減率	
	昭和49年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和48年度
7 646	51.9	54.0	21.8	32.0
9 816	48.1	46.0	32.9	27.1
17 462	100.0	100.0	26.9	29.7
17 066	—	—	12.1	35.1

石油対策特別会計並びに電源開発促進対策特別会計)及び印紙収入のほか専

(単位 百万円・%)

昭 和 4 8 年 度				比 較			
調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	(E)の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
3 342 205	3 200 156	95.7	91.3	723 479	94.6	22.6	34.2
3 342 034	3 199 985	95.7	91.3	723 479	94.6	22.6	34.2
817 816	776 021	94.9	22.1	241 980	31.6	31.2	31.2
539 928	508 025	94.1	14.5	182 062	23.8	35.8	24.0
277 888	267 996	96.4	7.6	59 918	7.8	22.4	47.4
1 664 721	1 601 267	96.2	45.6	370 785	48.5	23.2	44.4
64 765	60 901	94.0	1.7	△ 10 514	△ 1.4	△ 17.3	0.0
1 599 956	1 540 366	96.3	43.9	381 299	49.9	24.8	47.0
161 826	154 111	95.2	4.4	20 452	2.7	13.3	37.1
115 911	115 911	100.0	3.3	12 598	1.6	10.9	8.5
48 517	48 081	99.1	1.4	△ 857	△ 0.1	△ 1.8	△ 6.6
221 728	209 145	94.3	6.0	38 198	5.0	18.3	25.8
307 134	291 155	94.8	8.3	39 436	5.2	13.5	19.5
747	660	88.4	0.0	△ 39	△ 0.0	△ 5.9	△ 9.7
1 819	1 819	100.0	0.1	158	0.0	8.7	5.8
1 815	1 815	100.0	0.1	767	0.1	42.3	△ 2.1
171	171	100.0	0.0	0	0.0	0.0	59.8
313 177	306 618	97.9	8.7	41 230	5.4	13.4	12.8
102 984	102 932	99.9	2.9	51 051	6.7	49.6	9.6
208 786	202 279	96.9	5.8	△ 9 917	△ 1.3	△ 4.9	14.5
1 407	1 407	100.0	0.0	96	0.0	6.8	4.1
324	110	34.0	0.0	△ 77	△ 0.0	△ 70.0	7.8
3 655 706	3 506 884	95.9	100.0	764 631	100.0	21.8	32.0

市町村税相当額(昭和48年度294 463百万円、昭和49年度378 834百万円)を控
万円)を加算した額である。

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度				比 較			
調 定 額 (C)	収 入 額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D) の 構成比	増 減 額 (E)-(D) (E)	(E) の 構成比	増減率 (E)/(D) ×100	前年度 増減率
2 888 518	2 806 075	97.1	94.0	970 834	98.9	34.6	25.6
2 884 850	2 802 409	97.1	93.9	970 434	98.9	34.6	25.6
1 414 192	1 361 262	96.3	45.6	612 033	62.4	45.0	28.2
15 238	14 493	95.1	0.5	102	0.0	0.7	0.6
921 394	883 300	95.9	29.6	369 322	37.6	41.8	20.4
4 871	4 687	96.2	0.2	394	0.0	8.4	8.5
472 689	458 782	97.1	15.4	242 215	24.7	52.8	48.2
1 081 658	1 056 386	97.7	35.4	213 300	21.7	20.2	27.7
1 036 971	1 011 699	97.6	33.9	206 657	21.1	20.4	28.4
409 347	398 804	97.4	13.4	102 112	10.4	25.6	59.8
369 406	359 395	97.3	12.0	69 130	7.0	19.2	17.2
258 218	253 500	98.2	8.5	35 415	3.6	14.0	9.3
44 687	44 687	100.0	1.5	6 643	0.7	14.9	13.3
31 090	28 519	91.7	1.0	627	0.1	2.2	2.6
203 758	203 758	100.0	6.8	21 940	2.2	10.8	8.7
130 158	130 154	100.0	4.4	33 301	3.4	25.6	6.6
2 092	2 063	98.6	0.1	346	0.0	16.8	4.2
2 901	2 811	96.9	0.1	3	0.0	0.1	10.5
19 001	17 456	91.9	0.6	90 139	9.2	516.4	皆増
3 668	3 666	99.9	0.1	400	0.0	10.9	27.2
182 782	178 171	97.5	6.0	10 798	1.1	6.1	59.2
4 585	4 513	98.4	0.2	8	0.0	0.2	5.9
177 928	173 398	97.5	5.8	10 806	1.1	6.2	61.6
269	260	96.8	0.0	0	0.0	0.0	22.2
0	0	100.0	0.0	0	0.0	皆減	0.0
—	—	—	—	—	—	—	—
325	157	48.2	0.0	46	0.0	29.3	82.9
3 071 625	2 984 403	97.2	100.0	981 586	100.0	32.9	27.1

徴収した道府県税相当額(昭和48年度3百万円、昭和49年度1百万円)を控除し、378 834百万円)を加算した額である。

その5 法人諸税の状況

(単位 %)

区 分	対前年度増減率		決算額構成比	
	昭和49年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和48年度
住 民 税 法 人 分	41.4	47.5	12.6	11.3
事 業 税 法 人 分	24.8	47.0	23.3	23.7
法 人 税 (国 税)	28.7	51.0	36.9	32.2
(参考) 法 人 所 得 (在庫品評価 調整前)	25.0	51.3	11.3	18.5

(注) 1 法人所得は、経済企画庁調による。

2 法人所得の決算額構成比は、分配国民所得に対する比率である。

第16表 法定外普

その1 都道府県

(単位 百万円)

区 分	石油価格調整税	合 計
昭和49年度 { 沖縄県	171	171
昭和49年度 { 合計 (A)	171	171
昭和48年度 (B)	171	171
増 減 (A)-(B)	0	0

第17表 給与所得者の住民税

その1 所得割軽減額

(単位 円・%)

区 分 給与の収入金額等		所得割の負担額		軽 減 額	軽 減 率
		昭和48年度	昭和49年度		
100万円	道府県民税	2 028	—	2 028	100.0
	市町村民税	2 028	—	2 028	100.0
	計	4 056	—	4 056	100.0
150万円	道府県民税	10 322	7 420	2 902	28.1
	市町村民税	12 644	8 130	4 514	35.7
	計	22 966	15 550	7 416	32.3
200万円	道府県民税	19 288	15 700	3 588	18.6
	市町村民税	32 220	23 400	8 820	27.4
	計	51 508	39 100	12 408	24.1

通 税 の 状 況

その 2 市 町 村

(単位 百万円)

区 分	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年 度		比 較	
	市町村数 (A)	収 入 額 (B)	市町村数 (C)	収 入 額 (D)	(A)-(C)	(B)-(D)
犬 税	9	2	15	15	△ 6	△ 13
商品切手発行税	15	3 045	15	2 593	—	452
林産物移輸出税	7	50	7	51	—	△ 1
広 告 税	7	572	7	553	—	19
文化観光施設税	2	76	2	81	—	△ 5
砂 利 採 取 税	7	322	6	372	1	△ 50
合 計	47	4 066	52	3 666	△ 5	400

所得割の負担状況(夫婦、子 2 人)

その 2 課税最低限の推移

(単位千円・%)

所得税		区 分 住民税	所 得 税			住 民 税		
			課税最低限	増減率	指 数	課税最低限	増減率	指 数
昭和 41 年度	昭和 42 年度		537	13.3	100	381	2.7	100
42	43		634	18.1	118	468	22.8	123
43	44		722	13.9	134	555	18.6	146
44	45		801	10.9	149	641	15.5	168
45	46		880	9.9	164	728	13.6	191
46	47		1 003	14.0	187	805	10.6	211
47	48		1 121	11.8	209	866	7.6	227
48	49		1 507	34.4	281	1 016	17.3	267
49	50		1 830	21.4	341	1 218	19.9	320

第18表 市町村民税超

その1 市町村民税個人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 49 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	566	89.4
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	62	9.8
不 均 一 課 税	—	—	5	0.8
合 計	10	100.0	633	100.0

併 特別区については、23区を1として大都市に計上している。以下第18表にお

その2 市町村民税所得割税率別市町村数

区 分	昭 和 49 年 4 月				
	大 都 市		都 市		町
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—	1
標 準 税 率	10	100.0	631	99.7	2 628
標 準 税 率 を 超 え る も の	1.1 倍 まで	—	1	0.2	—
	1.2 倍 まで	—	—	—	—
	1.3 倍 まで	—	1	0.2	—
	1.4 倍 まで	—	—	—	—
	1.5 倍 まで	—	—	—	—
不 均 一 課 税	—	—	—	—	—
合 計	10	100.0	633	100.0	2 629

その3 市町村民税法人均等割税率別市町村数

区 分	昭 和 49		
	大 都 市		都
	団 体 数	構 成 比	団 体 数
標 準 税 率 未 満	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	—	—
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	—	—
標 準 税 率	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	7	77.8
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	7	77.8
標 準 税 率 を 超 え る も の	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	2	22.2
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	2	22.2
不 均 一 課 税	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	—	—
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	—	—
合 計	{ 法第 312 条 第 1 項 第 1 号 の 法 人 等	9	100.0
	{ 法第 312 条 第 1 項 第 2 号 の 法 人 等	9	100.0

過課税等の状況

(単位 %)

月 1 日 現 在		現 在		昭和48年4月1日		比 較	
町 村		計		現在			
団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	増 減	増減率
—	—	—	—	—	—	—	—
2 199	83.6	2 775	84.8	2 761	84.2	14	0.5
429	16.3	491	15.0	511	15.6	▲ 20	▲ 3.9
1	0.0	6	0.2	6	0.2	—	—
2 629	100.0	3 272	100.0	3 278	100.0	▲ 6	▲ 0.2

いて同じ。

(単位 %)

1 日 現 在		現 在		昭和48年4月1日現在		比 較	
村		計					
構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	増 減	増 減 率	
0.0	1	0.0	1	0.0	—	—	—
100.0	3 269	99.9	3 270	99.8	▲ 1	▲ 0.0	—
—	1	0.0	4	0.1	▲ 3	▲ 75.0	—
—	—	—	2	0.1	▲ 2	皆 減	—
—	1	0.0	1	0.0	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	3 272	100.0	3 278	100.0	▲ 6	▲ 0.2	—

(単位 %)

年 4 月 1 日 現 在		現 在		昭和48年4月1日		比 較	
市 町 村		計		現在			
構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	団体数	構成比	
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
67.1	1 996	75.9	2 428	74.2	2 416	73.7	—
68.7	2 005	76.3	2 447	74.8	2 435	74.3	—
32.9	633	24.1	843	25.8	861	26.3	—
31.3	624	23.7	824	25.2	842	25.7	—
—	—	—	—	—	1	0.0	—
—	—	—	—	—	—	—	—
100.0	2 629	100.0	3 271	100.0	3 277	100.0	—
100.0	2 629	100.0	3 271	100.0	3 277	100.0	—

第18表 市町村民税超過

その4 市町村民税法人税割税率別市町村数

区 分	昭 和 49 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	9	90.0	267	42.2
標 準 税 率 を 超 え る も の	1	10.0	365	57.7
不 均 一 課 税	—	—	1	0.2
合 計	10	100.0	633	100.0

その5 固定資産税税率別市町村数

区 分	昭 和 49 年 4			
	大 都 市		都 市	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
標 準 税 率 未 満	—	—	—	—
標 準 税 率	10	100.0	500	79.0
標 準 税 率 を 超 え る も の	—	—	130	20.5
不 均 一 課 税	—	—	3	0.5
合 計	10	100.0	633	100.0

第19表 地 方 税 徴

その1 都道府県

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 36 年 度	97.2	92.6	49.8	95.0
37	97.3	92.5	54.9	95.4
38	97.4	92.2	56.9	95.6
39	97.2		57.5	95.8
40	96.8		54.7	95.3
41	97.2		52.3	95.5
42	97.4		50.1	95.8
43	97.7		51.2	96.2
44	97.4		51.7	96.1
45	97.5		58.4	96.4
46	97.7		59.4	96.5
47	97.7		57.1	96.6
48	96.8		59.8	95.9
49	97.3		68.7	96.4

註 昭和39年度から現年度分及び過年度分は合わせて現年課税分とされた。

課 税 等 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 48 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
1 858	70.7	2 134	65.2	1 881	57.4	254	13.5
771	29.3	1 137	34.7	1 395	42.6	△ 259	△ 18.6
—	—	1	0.0	2	0.1	△ 1	△ 50.0
2 629	100.0	3 272	100.0	3 278	100.0	△ 6	△ 0.2

(単位 %)

月 1 日 現 在				昭 和 48 年		比 較	
町 村		計		4 月 1 日 現 在			
団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	増 減	増 減 率
—	—	—	—	—	—	—	—
2 266	86.2	2 776	84.8	2 748	83.8	28	1.0
363	13.8	493	15.1	529	16.1	△ 36	△ 6.8
—	—	3	0.1	1	0.0	2	200.0
2 629	100.0	3 272	100.0	3 278	100.0	△ 6	△ 0.2

収 率 の 推 移

その 2 市 町 村

(単位 %)

区 分	現 年 課 税 分		滞 納 繰 越 分	合 計
	現 年 度 分	過 年 度 分		
昭 和 36 年 度	97.0	86.7	40.4	93.1
37	97.1	86.6	40.9	93.8
38	97.4	84.6	42.5	94.5
39	97.4		42.6	94.9
40	97.5		43.0	95.1
41	97.8		41.2	95.5
42	98.1		41.0	96.0
43	98.2		40.6	96.3
44	98.2		41.4	96.5
45	98.2		43.8	96.7
46	98.3		45.2	97.0
47	98.5		45.9	97.2
48	98.2		45.3	97.2
49	97.9		48.4	96.9

註 昭和 39 年度から現年度分及び過年度分は合わせて現年課税分とされた。

第20表 国 税 と 地 方

区 分	租 税 総 額						国	
	合 計		直 接 税		間 接 税 等		計	
昭 和 10 年 度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0
35	25 457	100.0	15 561	61.1	9 896	38.9	18 015	100.0
36	31 342	100.0	19 335	61.7	12 007	38.3	22 277	100.0
37	34 474	100.0	22 124	64.2	12 350	35.8	23 907	100.0
38	39 446	100.0	25 383	64.3	14 063	35.7	27 317	100.0
39	45 588	100.0	29 318	64.3	16 270	35.7	31 592	100.0
40	48 291	100.0	31 429	65.1	16 862	34.9	32 797	100.0
41	54 316	100.0	35 476	65.3	18 840	34.7	36 630	100.0
42	65 463	100.0	43 337	66.2	22 126	33.8	43 968	100.0
43	79 039	100.0	52 810	66.8	26 229	33.2	53 238	100.0
44	95 456	100.0	64 995	68.1	30 461	31.9	64 554	100.0
45	115 261	100.0	80 706	70.0	34 555	30.0	77 754	100.0
46	126 796	100.0	89 876	70.9	36 920	29.1	84 439	100.0
47	154 051	100.0	110 170	71.5	43 881	28.5	104 006	100.0
48	205 391	100.0	154 744	75.3	50 647	24.7	140 478	100.0
49	239 919	100.0	185 425	77.3	54 494	22.7	157 544	100.0

- 註 1 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石炭及び売納付金を含む）。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……所得税、法人税、相続税、地租、営業収益税、資本利子税、法税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦
 間接税等…直接税以外の諸税
- 3 地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。
 直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟税、特別土地保有税、目的税（自動車取得税、軽油引取税、入漁業権税、軌道税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段車税、荷車税及び金庫税
 間接税等…直接税以外の諸税

税 の 収 入 状 況

(単位 億円・%)

税				地 方 税					
直 接 税		間 接 税 等		計		直 接 税		間 接 税 等	
4	35.0	8	65.0	6	100.0	6	92.9	0	7.1
27	63.9	15	36.1	8	100.0	7	92.0	1	8.0
9 784	54.3	8 231	45.7	7 442	100.0	5 778	77.6	1 665	22.4
12 277	55.1	10 001	44.9	9 065	100.0	7 058	77.9	2 006	22.1
13 815	57.8	10 092	42.2	10 567	100.0	8 309	78.6	2 258	21.4
15 826	57.9	11 491	42.1	12 129	100.0	9 557	78.8	2 572	21.2
18 467	58.5	13 125	41.5	13 996	100.0	10 851	77.5	3 145	22.5
19 416	59.2	13 381	40.8	15 494	100.0	12 014	77.5	3 481	22.5
21 718	59.3	14 912	40.7	17 686	100.0	13 758	77.8	3 928	22.2
26 624	60.6	17 344	39.4	21 495	100.0	16 713	77.8	4 782	22.2
32 826	61.7	20 412	38.3	25 801	100.0	19 984	77.5	5 817	22.5
41 174	63.8	23 380	36.2	30 902	100.0	23 821	77.1	7 081	22.9
51 344	66.0	26 410	34.0	37 507	100.0	29 362	78.3	8 145	21.7
56 559	67.0	27 880	33.0	42 357	100.0	33 317	78.7	9 040	21.3
70 403	67.7	33 603	32.3	50 045	100.0	39 767	79.5	10 278	20.5
101 609	72.3	38 869	27.7	64 913	100.0	53 135	81.9	11 778	18.1
116 497	73.9	41 047	26.1	82 375	100.0	68 928	83.7	13 447	16.3

石油対策特別会計分並びに電源開発促進対策特別会計分)及び印紙収入のほか専

人資本税、鉱区税、鉱産税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当
 災者特別税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税、及び琉球政府諸税

者税、狩猟免許税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産
 湯税を除く。)、国税付加税、特別地稅、地租、家屋税、營業税、段別税、電柱税、
 別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転

第21表 国民所得に対する

区 分	日 本			ア メ リ カ			イ ギ リ	
	国 税	地 方 税	合 計	連 邦 税	州 税 地 方 税 計	合 計	国 税	地 方 税
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.8	11.3	18.1	18.1	4.5
16	13.8	2.5	16.2	12.3	8.2	20.5	28.5	3.3
19	22.6	1.5	24.1	19.6	4.9	24.6	38.6	2.9
24	23.2	5.2	28.5	15.5	6.9	22.4	35.9	3.2
25	16.9	5.6	22.4	18.2	6.8	25.0	34.3	3.1
30	12.8	5.2	18.1	18.9	7.4	26.2	30.0	3.1
35	13.6	5.6	19.2	18.9	8.9	27.8	26.7	3.7
36	13.2	5.9	19.1	18.9	9.5	28.4	27.0	4.1
39	13.5	6.0	19.5	17.5	9.6	27.0	26.5	4.1
40	12.6	5.9	18.5	17.5	9.6	27.1	27.8	4.3
41	12.0	5.8	17.8	17.5	9.5	27.0	28.8	4.5
42	12.1	5.9	18.1	17.4	9.8	27.2	30.9	4.6
43	12.4	6.0	18.4	18.7	10.4	29.1	33.0	4.5
44	13.0	6.2	19.2	19.5	10.8	30.3	36.2	4.6
45	13.1	6.3	19.5	17.7	11.5	29.1	37.2	4.6
46	12.8	6.4	19.2	16.6	11.9	28.5	34.5	4.7
47	13.6	6.6	20.2	17.3	12.3	29.5	31.8	4.8
48	15.3	7.1	22.4	16.7	11.9	28.6	30.1	4.6
49	14.0	7.3	21.3	17.7	13.2	30.9	32.3	4.6

(註) 1 日本の国税は、租税(一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石
ほか専売納付金を含む。

2 大蔵省調による。

租税負担率の外国との比較

(単位 %)

ス	西 ド イ ツ			フ ラ ン ス			イ タ リ ア			
	合 計	連邦税 州税計	地方税	合 計	国 税	県 税 市 町 村 税 計	合 計	国 税	県 税 市 町 村 税 計	合 計
22.6	15.8	6.9	22.1	18.5
31.8	33.1
41.5	42.2
39.1	26.4	3.8	30.3
37.4	22.7	3.3	26.0	22.4	3.6	26.0
33.1	26.1	3.9	30.0	21.4	3.6	25.0	19.4	3.1	22.5	...
30.3	25.0	4.1	29.0	24.6	3.8	28.5	20.2	2.8	23.0	...
31.0	26.8	4.0	30.8	24.6	4.0	28.6	19.8	2.7	22.5	...
30.6	26.8	3.9	30.6	25.5	4.1	29.6	21.2	2.7	24.0	...
32.1	26.0	3.7	29.7	25.4	4.1	29.6	21.0	2.7	23.7	...
33.4	26.1	3.7	29.8	25.2	4.3	29.5	21.8	2.7	24.5	...
35.5	26.7	3.7	30.5	24.9	4.1	29.0	22.1	2.7	24.8	...
37.5	25.7	3.5	29.2	23.8	2.8	26.7	22.1	2.8	24.9	...
40.8	27.4	4.1	31.5	26.1	2.9	29.0	21.2	2.7	23.9	...
41.8	25.6	3.5	29.1	25.4	2.7	28.1	21.8	2.5	24.3	...
39.2	25.8	3.6	29.4	24.7	2.7	27.5	21.8	2.6	24.4	...
36.6	26.8	4.0	30.8	25.1	2.7	27.8	21.1	2.5	23.6	...
34.7	27.2	4.2	31.3	25.0	3.0	28.1	21.4	1.7	23.0	...
36.9	27.1	4.3	31.3	26.2	1.6	27.8	23.5	0.5	23.9	...

炭及び石油対策特別会計並びに電源開発促進対策特別会計)及び印紙収入の

第 22 表 地 方 譲 与

その 1 交付の状況

区 分	昭 和 49 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	計 (A)
地方道路譲与税	122 566	11 095	133 661
石油ガス譲与税	10 694	1 768	12 463
特別とん譲与税	183	8 998	9 181
自動車重量譲与税	—	64 303	64 303
航空機燃料譲与税	271	2 672	2 943
合 計	133 715	88 838	222 552

その 2 収入超過団体に対する譲与制限の状況

区 分	あ ん 分 額		
	道路の延長分	道路の面積分	計 (A)
収入超過団体			
東 京 都	4 406	3 735	8 141
神 奈 川 県	1 019	1 080	2 099
愛 知 県	2 023	1 720	3 743
大 阪 府	1 697	1 772	3 469
小 計	9 145	8 307	17 452
その他道府県及び大都市	57 678	58 517	116 195
合 計	66 823	66 824	133 647

- (註) 1 地方道路譲与税は、毎年4月1日現在における都道府県及び大都市の区域国道及び都道府県道の延長をあん分して譲与される。この場合、地方道路それぞれあん分する。
- 2 収入超過団体は、前年度の基準財政収入額が基準財政需要額を超える団体によって算定した額の3分の2に相当する額を超える場合は、当該3で譲与された地方道路譲与税の額に政令で定める率を乗じて得た額を超え

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度			比 較	
都 道 府 県	市 町 村	計 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
109 891	10 040	119 931	13 730	11.4
11 359	1 796	13 155	△ 692	△ 5.3
171	8 050	8 221	960	11.7
—	36 391	36 391	27 912	76.7
185	1 775	1 960	983	50.2
121 606	58 052	179 658	42 894	23.9

(単位 百万円)

控 除 額 (B)	再 譲 与 額 (C)	法 第 5 条 の 額 (D)	地 方 道 路 譲 与 税 (A)-(B)+(C)+(D)
7 266	—	—	875
1 583	—	—	516
2 560	—	—	1 183
2 921	—	—	548
14 330	—	—	3 122
—	14 330	14	130 539
14 330	14 330	14	133 661

(大都市を包括する道府県においては当該大都市を除いた区域)内に存する一般譲与税の額の2分の1の額を道路の延長で、他の2分の1の額を道路の面積でそ

体であり、その控除額は、その超える額の10分の2に相当する額(この額があの2に相当する額)を控除した金額とし、当該金額が当該年度の前年度分とする時は当該金額から更にその超える金額を控除した金額とする。

第23表 地方交付

その1 配分状況

区 分	昭 和 49 年			
	普通交付税		特別交付税	
	交付額	構成比	交付額	構成比
都 道 府 県	2 097 502	53.0	73 137	30.1
市 町 村	1 858 421	47.0	169 627	69.9
大 都 市	178 567	4.5	8 871	3.7
都 市	715 462	18.1	75 803	31.2
町 村	964 391	24.4	84 953	35.0
合 計	3 955 923	100.0	242 764	100.0

④ 昭和49年4月2日以降昭和50年3月31日までに合併が行われた団体につ
に区分されている。以下、第23表において同じ。

その2 算定基礎

区 分	昭 和 49 年	
	当 初	補 正
国 税 三 税 (A)	10 572 000	1 610 000
所 得 税	4 759 000	783 000
法 人 税	4 928 000	827 000
酒 税	885 000	—
(A) × 32.0%	3 383 040	515 200
精 算 分	167 207	269 090
過 年 度 特 例 措 置 分	—	—
49 年 度 特 例 措 置 分	167 960	—
臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金	32 100	—
小 計 (B)	3 414 387	784 290
借 入 金 (C)	—	—
返 還 金 (D)	10	—
合 計 (B)+(C)+(D) (E)	3 414 397	784 290

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭 和 48 年 度		比 較	
計		地 方 交 付 税		増 減 額	増 減 率
交 付 額(A)	構 成 比	交 付 額(B)	構 成 比	(A)-(B) (C)	(C)/(B)×100
2 170 639	51.7	1 568 470	50.1	602 169	38.4
2 028 048	48.3	1 563 378	49.9	464 670	29.7
187 438	4.5	127 186	4.1	60 252	47.4
791 265	18.8	616 043	19.7	175 222	28.4
1 049 344	25.0	820 149	26.2	229 195	27.9
4 198 687	100.0	3 131 848	100.0	1 066 839	34.1

いては、普通交付税は合併前のそれぞれの市町村に、特別交付税は合併後の市町村

(単位 百万円・%)

度	昭 和 48 年 度		比 較	
最 終 (a)	当 初	最 終 (b)	増 減 額	増 減 率
			(a)-(b) (c)	(c)/(b)×100
12 182 000	8 506 900	9 831 900	2 350 100	23.9
5 542 000	4 241 900	4 796 900	745 100	15.5
5 755 000	3 538 400	4 243 400	1 511 600	35.6
885 000	726 600	791 600	93 400	11.8
3 898 240	2 722 208	3 146 208	752 032	23.9
436 297	28 940	28 940	407 357	1 407.6
—	30 000	30 000	△ 30 000	皆減
△ 167 960	—	—	△ 167 960	—
32 100	38 800	38 800	△ 6 700	△ 17.3
4 198 677	2 819 948	3 243 948	954 729	29.4
—	95 000	—	—	—
10	△ 7 500	△ 112 100	112 110	—
4 198 687	2 907 448	3 131 848	1 066 839	34.1

第23表 地方交付

その3 普通交付税算定状況 (昭和49年度)

区 分	基 準 財 政 需 要 額		
	財源不足団体	財源超過団体	計
都 道 府 県	4 010 664	1 251 147	5 261 811
市 町 都 市	3 989 162	641 932	4 631 095
大 都 市	717 661	460 864	1 178 525
町 都 市	1 918 620	166 725	2 085 344
合 計	1 352 882	14 344	1 367 226
合 計	7 999 826	1 893 080	9 892 906

- (注) 1 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算した
 2 特別区については、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定に基づき東
 体として算入した。

その4 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

区 分	昭 和 49 年 度			昭 和
	基 準 財 政 需 要 額 (A)	基 準 財 政 収 入 額 (B)	比 率 (B)/(A)×100	基 準 財 政 需 要 額 (C)
都 道 府 県	5 261 811	3 287 839	62.5	3 897 873
市 町 都 市	4 631 095	2 762 800	59.7	3 459 405
大 都 市	1 178 525	947 735	80.4	882 811
町 都 市	2 085 344	1 405 851	67.4	1 543 158
合 計	1 367 226	409 215	29.9	1 033 437
合 計	9 892 906	6 050 639	61.2	7 357 278

その5 交付・不交付団体の状況

区 分	昭 和 49 年 度					
	交 付		不 交 付		計	
都 道 府 県	43	91.5	4	8.5	47	100.0
市 町 都 市	3 225	98.6	47	1.4	3 272	100.0
大 都 市	9	90.0	1	10.0	10	100.0
町 都 市	607	95.9	26	4.1	633	100.0
合 計	2 609	99.2	20	0.8	2 629	100.0
合 計	3 268	98.5	51	1.5	3 319	100.0

- (注) 1 都道府県の不交付団体は、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府である。
 2 特別区は不交付団体として大都市に含めた(23区を1団体としている。)

税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

基準財政収入額					財 源 超 過 額	財 源 不 足 額	普 通 交 付 税 額
財 源 不 足	財 源 超 過	財 源 不 足	財 源 超 過	計			
1 913 161	1 374 677	3 287 839		123 530	2 097 502	2 097 502	
2 130 742	632 058	2 762 800	△	9 874	1 858 421	1 858 421	
539 093	408 641	947 735	△	52 223	178 567	178 567	
1 203 158	202 693	1 405 851		35 968	715 462	715 462	
388 490	20 724	409 215		6 381	964 391	964 391	
4 043 903	2 006 736	6 050 639		113 656	3 955 923	3 955 923	

ものである。

京都と合算した場合、財源超過となるので、単独では財源不足となるが財源超過団

(単位 百万円・%)

48 年 度		比 較			
基 準 財 政 収 入 (D)	比 率 (D)/(C)×100	基 準 財 政 需 要 額		基 準 財 政 収 入 額	
		増 減 額 (A)-(C)	増 減 率 (E)/(C)×100	増 減 額 (B)-(D)	増 減 率 (F)/(D)×100
2 577 941	66.1	1 363 938	35.0	709 898	27.5
2 013 123	58.2	1 171 690	33.9	749 677	37.2
718 386	81.4	295 714	33.5	229 349	31.9
1 015 109	65.3	542 186	35.1	390 742	38.5
279 628	27.1	333 789	32.3	129 587	46.3
4 591 064	62.4	2 535 628	34.5	1 459 575	31.8

(単位 %)

昭 和 48 年 度						比 較			
交 付		不 交 付		計		交 付		不 交 付	
						増減数	増減率	増減数	増減率
43	91.5	4	8.5	47	100.0	—	—	—	—
3 233	98.6	45	1.4	3 278	100.0	△ 8	△ 0.2	2	4.4
9	90.0	1	10.0	10	100.0	—	—	—	—
607	95.7	27	4.3	634	100.0	—	—	△ 1	△ 3.7
2 617	99.4	17	0.6	2 634	100.0	△ 8	△ 0.3	3	17.6
3 276	98.5	49	1.5	3 325	100.0	△ 8	△ 0.2	2	4.1

第 24 表 一 般 財

その 1 総 括

区 分	昭 和 49 年 度		
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額
地 方 税	4 650 348	3 587 156	8 237 504
地 方 譲 与 税	133 715	88 838	222 552
地 方 交 付 税	2 170 639	2 028 047	4 198 687
軽 油 引 取 税 交 付 金	—	18 921	—
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	—	16 064	—
自 動 車 取 得 税 交 付 金	—	103 596	—
小 計 (一般財源)	6 954 702	5 842 622	12 658 743
そ の 他 の 財 源	6 188 663	5 701 074	10 827 967
歳 入 合 計	13 143 365	11 543 696	23 486 710

その 2 大 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年
地 方 税	747 700	37.6	581 431
地 方 譲 与 税	22 590	1.1	18 340
地 方 交 付 税	187 806	9.4	127 186
軽 油 引 取 税 交 付 金	18 921	1.0	19 461
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	1 080	0.1	785
自 動 車 取 得 税 交 付 金	15 523	0.8	10 954
小 計 (一般財源)	993 620	50.0	758 157
そ の 他 の 財 源	994 631	50.0	766 118
歳 入 合 計	1 988 251	100.0	1 524 275

源 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 48 年 度			増 減 額		
都道府県	市 町 村	純 計 額	都道府県	市 町 村	純 計 額
3 801 344	2 689 943	6 491 286	849 004	897 213	1 746 218
121 606	58 052	179 658	12 109	30 786	42 894
1 568 470	1 563 378	3 131 848	602 169	464 669	1 066 839
—	19 461	—	—	△ 540	—
—	11 105	—	—	4 959	—
—	73 046	—	—	30 550	—
5 491 420	4 414 985	9 802 793	1 463 282	1 427 637	2 855 950
4 785 741	4 447 135	8 414 293	1 402 922	1 253 939	2 413 674
10 277 161	8 862 120	18 217 086	2 866 204	2 681 576	5 269 624

(単位 百万円・%)

額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
38.1	166 269	35.8	28.6	26.4
1.2	4 250	0.9	23.2	6.8
8.3	60 620	13.1	47.7	31.2
1.3	△ 540	△ 0.1	△ 2.8	15.9
0.1	295	0.1	37.6	95.8
0.7	4 569	1.0	41.7	10.9
49.7	235 463	50.7	31.1	26.1
50.3	228 513	49.3	29.8	19.7
100.0	463 976	100.0	30.4	22.8

第24表 一般財

その3 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年
地 方 税	2 069 533	36.2	1 534 480
地 方 譲 与 税	37 209	0.7	22 881
地 方 交 付 税	794 988	13.9	616 442
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	8 450	0.1	5 990
自 動 車 取 得 税 交 付 金	46 987	0.8	32 791
小 計 (一般財源)	2 957 167	51.7	2 212 585
そ の 他 の 財 源	2 761 103	48.3	2 154 716
歳 入 合 計	5 718 270	100.0	4 367 301

(1) 中 都 市

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年
地 方 税	1 322 272	41.1	987 664
地 方 譲 与 税	20 472	0.6	12 960
地 方 交 付 税	290 488	9.0	220 805
娯 楽 施 設 利 用 税 交 付 金	3 744	0.1	2 709
自 動 車 取 得 税 交 付 金	24 571	0.8	17 196
小 計 (一般財源)	1 661 547	51.6	1 241 334
そ の 他 の 財 源	1 555 638	48.4	1 194 659
歳 入 合 計	3 217 185	100.0	2 435 993

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
35.1	535 053	39.6	34.9	28.1
0.5	14 328	1.1	62.6	12.2
14.1	178 546	13.2	29.0	28.9
0.1	2 460	0.2	41.1	99.5
0.8	14 196	1.1	43.3	13.9
50.7	744 582	55.1	33.7	28.0
49.3	606 387	44.9	28.1	24.5
100.0	1 350 969	100.0	30.9	26.3

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
40.5	334 608	42.8	33.9	28.5
0.5	7 512	1.0	58.0	14.4
9.1	69 683	8.9	31.6	32.3
0.1	1 035	0.1	38.2	104.3
0.7	7 375	0.9	42.9	13.4
51.0	420 213	53.8	33.9	28.9
49.0	360 979	46.2	30.2	24.2
100.0	781 192	100.0	32.1	26.5

第24表 一般財

(2) 小都市

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年
地 方 税	747 261	29.9	546 816
地 方 譲 与 税	16 737	0.7	9 920
地 方 交 付 税	504 500	20.2	395 637
娯楽施設利用税交付金	4 705	0.2	3 281
自動車取得税交付金	22 416	0.9	15 596
小 計(一般財源)	1 295 620	51.8	971 250
そ の 他 の 財 源	1 205 466	48.2	960 058
歳 入 合 計	2 501 086	100.0	1 931 308

その4 町 村

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48 年
地 方 税	533 845	17.4	387 363
地 方 譲 与 税	26 079	0.9	15 134
地 方 交 付 税	1 045 253	34.1	819 750
娯楽施設利用税交付金	6 534	0.2	4 330
自動車取得税交付金	33 151	1.1	22 941
小 計(一般財源)	1 644 862	53.6	1 249 518
そ の 他 の 財 源	1 421 360	46.4	1 156 467
歳 入 合 計	3 066 222	100.0	2 405 985

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
28.3	200 445	35.2	36.7	27.3
0.5	6 817	1.2	68.7	9.5
20.5	108 863	19.1	27.5	27.1
0.2	1 424	0.2	43.4	95.6
0.8	6 820	1.2	43.7	14.6
50.3	324 370	56.9	33.4	27.0
49.7	245 408	43.1	25.6	24.9
100.0	569 778	100.0	29.5	25.9

(単位 百万円・%)

額 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
16.1	146 482	22.2	37.8	25.4
0.6	10 945	1.7	72.3	8.7
34.1	225 503	34.2	27.5	26.5
0.2	2 204	0.3	50.9	117.2
1.0	10 210	1.5	44.5	14.9
51.9	395 344	59.9	31.6	25.8
48.1	264 893	40.1	22.9	27.9
100.0	660 237	100.0	27.4	26.8

第24表 一 般 財

その5 特 別 区

区 分	決 算		
	昭 和 49 年 度		昭 和 48
地 方 税	236 078	37.5	186 668
地 方 譲 与 税	2 960	0.5	1 697
地 方 交 付 金	—	—	—
自 動 車 取 得 税	7 936	1.3	6 360
小 計 (一般財源)	246 974	39.2	194 725
そ の 他 の 財 源	383 261	60.8	267 912
歳 入 合 計	630 235	100.0	462 637

第25表 一 般 財

その1 純 計

区 分	地 方 税			地 方 譲 与	
	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数
昭 和 36 年 度	906 475	100	21.8	45 449	100
43	2 580 128	285	20.0	79 586	175
44	3 090 179	341	19.3	93 065	205
45	3 750 668	414	21.4	108 687	239
46	4 235 746	467	12.9	125 771	277
47	5 004 482	552	13.1	163 914	361
48	6 491 286	716	29.7	179 658	395
49	8 237 504	909	26.9	222 552	490

その2 都 道 府 県

区 分	地 方 税			地 方 譲 与	
	決 算 額	指 数	対前年度 増 減 率	決 算 額	指 数
昭 和 36 年 度	497 725	100	26.1	43 939	100
43	1 515 510	304	24.2	72 193	164
44	1 854 498	373	22.4	81 369	185
45	2 265 873	455	22.2	94 953	216
46	2 461 479	495	8.6	103 930	237
47	2 871 268	577	16.6	110 817	252
48	3 801 344	764	32.4	121 606	277
49	4 650 348	934	22.3	133 715	304

源 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

額 年 度	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
40.3	49 410	29.5	26.5	12.1
0.4	1 263	0.8	74.4	5.7
—	—	—	—	—
1.4	1 576	0.9	24.8	31.2
42.1	52 249	31.2	26.8	12.5
57.9	115 349	68.8	43.1	35.6
100.0	167 598	100.0	36.2	24.8

源 の 推 移

(単位 百万円・%)

税 対前年度 増減率	地 方 交 付 税			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
25.7	401 704	100	29.2	1 353 628	100	24.0
15.1	1 125 508	280	18.8	3 785 222	280	19.1
16.9	1 460 845	364	29.8	4 644 089	343	22.7
16.8	1 798 248	448	23.1	5 657 603	418	21.8
15.7	2 101 423	523	16.9	6 462 940	477	14.2
30.3	2 552 995	636	21.5	7 721 391	570	19.5
9.6	3 131 848	780	22.7	9 802 793	724	27.0
23.9	4 198 687	1 045	34.1	12 658 743	935	29.1

(単位 百万円・%)

税 対前年度 増減率	地 方 交 付 税			合 計		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
25.7	267 744	100	26.8	809 408	100	26.3
14.9	683 741	255	15.3	2 271 444	281	20.5
12.7	829 934	310	21.4	2 765 801	342	21.8
16.7	963 166	360	16.1	3 323 992	411	20.2
9.5	1 096 770	410	13.9	3 662 179	452	10.2
6.6	1 329 616	497	21.2	4 311 701	533	17.7
9.7	1 568 470	586	18.0	5 491 420	678	27.4
10.0	2 170 639	811	38.4	6 954 702	859	26.6

第25表 一 般 財

その3 市 町 村

区 分	地 方 税			地 方 譲 与 税		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	408 750	100	16.9	1 510	100	23.8
43	1 064 617	260	14.5	7 394	490	16.9
44	1 235 681	302	16.1	11 696	775	58.2
45	1 484 795	363	20.2	13 734	910	17.4
46	1 774 267	434	19.5	21 840	1 446	59.0
47	2 133 214	522	20.2	53 097	3 516	143.1
48	2 689 943	658	26.1	58 052	3 845	9.3
49	3 587 156	878	33.4	88 838	5 883	53.0
区 分	娯楽施設利用税交付金			自動車取得税交付金		
	決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
昭和36年度	—	—	—	—	—	—
43	1 454	—	11.2	28 808	—	皆増
44	1 604	—	10.3	48 870	—	69.6
45	1 850	—	15.3	53 380	—	9.2
46	3 580	—	93.5	53 157	—	0.4
47	5 397	—	50.8	63 463	—	19.4
48	11 105	—	105.8	73 046	—	15.1
49	16 064	—	44.7	103 596	—	41.8

源 の 推 移 (つづき)

(単位 百万円・%)

地 方 交 付 税			軽油引取税交付金		
決 算 額	指 数	対前年度 増減率	決 算 額	指 数	対前年度 増減率
133 960	100	34.2	1 501	100	58.0
441 767	330	24.8	9 158	610	20.0
630 911	471	42.8	10 901	726	19.0
835 082	623	32.4	12 321	821	13.0
1 004 654	750	20.3	13 306	886	8.0
1 223 379	913	21.8	16 789	1 119	26.2
1 563 378	1 167	27.8	19 461	1 297	15.9
2 028 047	1 514	29.7	18 921	1 261	▲ 2.8
合 計					
決 算 額	指 数	対前年度 増減率			
545 721	100	20.8			
1 553 198	285	19.3			
1 939 663	355	24.9			
2 401 162	440	23.8			
2 870 804	526	19.6			
3 495 339	640	21.8			
4 414 985	809	26.3			
5 842 622	1 071	32.3			

人口1人当たり額の状況

(単位 円・%)

グループ	区分	地方税		地方交付税		一般財源		
		人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	
D	福井県 愛媛県 新潟県 福島県 大山(平)	井川	31 784	18.9	44 322	26.4	78 423	46.7
		媛川	26 148	21.6	34 477	28.5	62 326	51.5
		新潟	28 398	20.8	35 679	26.2	66 006	48.4
		福島	22 909	17.7	39 214	30.3	64 527	49.8
		大山	23 819	16.1	42 837	28.9	68 851	46.5
		(平)	25 737	17.1	46 071	30.7	73 555	49.0
		均)	26 174	19.0	39 008	28.3	67 236	48.8
		本	19 667	14.3	39 995	29.1	61 635	44.9
		熊	19 082	14.0	41 993	30.8	62 456	45.8
		長	21 373	14.7	46 923	32.2	70 497	48.4
E	宮城 徳島 高山 青森 佐賀 鳥取 鹿兒 岩手 秋田 島根 (平)	宮城	22 906	13.8	50 752	30.5	75 876	45.6
		徳島	22 367	11.9	57 036	30.4	82 482	44.0
		高山	20 435	13.9	49 236	33.4	71 982	48.8
		青森	17 910	13.3	44 723	33.2	64 556	47.9
		佐賀	20 509	13.1	50 764	32.4	72 861	46.5
		鳥取	24 699	13.3	60 309	32.5	87 836	47.4
		鹿兒	17 636	12.6	47 430	33.9	67 335	48.1
		岩手	18 966	13.2	50 160	34.9	71 659	49.9
		秋田	19 723	12.7	50 044	32.3	71 891	46.4
		島根	22 174	10.0	61 237	27.6	86 670	39.1
F	東京都	平	20 011	13.2	48 408	31.8	70 615	46.4
		東	89 538	63.2	—	—	89 699	63.3
総平均	東京都を含む	39 600	34.2	19 309	16.7	60 122	51.9	
	東京都を含まず	33 849	30.0	21 533	19.1	56 716	50.3	
G	沖縄県	16 528	12.4	46 072	34.5	63 018	47.2	

相当額が含まれていることにより及び沖縄県については、昭和47年度の会計年度が他団体と異なることによる。

整交付金として市町村及び特別区に交付する額を除いたものである。
おいて同じ。

イ 町 村

産業構造 類型	Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次		Ⅱ次、Ⅲ次	
	70%以上	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	10%以上 30%未満	10%未満	10%未満	10%未満	
人口	4	3	2	1	0	0	0	
3 000人未満	0	0	0	0	0	0	※	
人未満	0	0	0	0	0	0	※	
3 000 ~ 5 500	I	I	I	I	I	※	※	
5 500 ~ 8 000	II	II	II	II	II	※	※	
8 000 ~ 13 000	III	III	III	III	III	※	※	
13 000 ~ 18 000	IV	IV	IV	IV	IV	※	※	
18 000 ~ 23 000	V	V	V	V	V	※	※	
23 000 ~ 28 000	VI	VI	VI	VI	VI	※	※	
28 000 ~ 33 000	VII	VII	VII	VII	VII	※	※	
33 000人以上	VIII	VIII	※	※	※	※	※	

第26表 昭和49年度一般財源

(2) 都 市

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 入 比
I — 1	13 773	18.5	40 650	39.7	56 500	55.2
I — 2	21 916	23.9	26 524	28.9	50 196	54.7
I — 3	21 073	22.9	26 747	29.1	49 426	53.7
I — 4	30 721	33.4	17 001	18.5	49 539	53.9
I — 5	25 650	27.6	22 546	24.3	50 049	53.9
II — 2	21 228	22.9	23 963	25.9	46 615	50.4
II — 3	21 097	25.0	26 590	31.5	49 564	58.8
II — 4	31 625	37.4	12 146	14.4	45 569	53.9
II — 5	29 719	31.9	16 921	18.2	48 434	52.0
III — 3	18 938	18.9	26 356	26.3	47 323	47.2
III — 4	30 455	34.4	11 646	13.2	43 893	49.6
III — 5	32 691	38.9	11 735	14.0	45 895	54.6
IV — 4	28 457	34.2	9 023	10.8	39 257	47.1
IV — 5	36 831	41.6	8 248	9.3	46 522	52.5
V — 5	35 541	38.9	8 128	8.9	45 187	49.4

(注) 一般財源には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。以下、(8)町村において同じ。

の人口1人当たり額の状況(つづき)

(3) 町 村

(単位 円・%)

類 型	地 方 税		地 方 交 付 税		一 般 財 源	
	人口1人 当たり額	歳 構 成 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 比	人口1人 当たり額	歳 構 成 比
I — 1	10 469	6.4	76 216	46.3	89 973	54.6
I — 2	13 607	7.9	70 818	40.9	88 051	50.9
I — 3	16 239	11.2	58 910	40.6	77 530	53.4
I — 4	20 989	13.6	65 204	42.2	87 983	57.0
II — 1	11 687	8.9	56 415	42.8	71 627	54.4
II — 2	14 286	11.0	53 877	41.5	70 759	54.5
II — 3	16 768	13.7	47 753	39.1	67 044	54.9
II — 4	21 109	17.7	39 677	33.3	62 954	52.8
III — 1	10 286	9.3	52 943	48.1	65 739	59.7
III — 2	12 927	11.7	45 762	41.3	61 124	55.2
III — 3	20 690	19.0	34 875	32.1	57 832	53.2
III — 4	26 712	24.3	26 711	24.3	55 466	50.5
IV — 1	8 658	9.7	43 417	48.5	54 010	60.4
IV — 2	13 699	14.0	40 323	41.3	56 646	58.0
IV — 3	18 222	20.0	29 265	32.1	49 602	54.5
IV — 4	27 223	27.3	22 441	22.5	51 445	51.6
V — 1	—	—	—	—	—	—
V — 2	13 894	16.0	36 571	42.2	52 896	61.1
V — 3	18 203	21.5	29 001	34.3	49 443	58.5
V — 4	31 192	32.3	19 563	20.6	53 130	55.9
VI — 1	—	—	—	—	—	—
VI — 2	15 299	17.3	33 337	38.7	51 477	59.7
VI — 3	18 075	20.4	28 147	31.7	48 451	54.6
VI — 4	26 258	31.3	17 324	21.0	45 924	55.5
VII — 3	31 232	35.2	20 695	23.3	54 422	61.4
VII — 4	18 712	29.4	21 637	34.0	42 285	66.5

第27表 国 ・ 県 支

その1 国庫支出金の状況

区 分	昭和49年度				
	都道府県		市町村	純計	
義務教育費 養老費 衛生費 児童福祉費 精神保健費 通商産業費 災害対策費 建設費 財政補給金 その他	1 138 880	33.5	11 699	0.7	1 150 579
	129 120	3.8	332 436	21.1	461 555
	60 753	1.8	147 005	9.3	207 758
	47 312	1.4	14 447	0.9	61 759
	69 975	2.1	—	—	69 975
	23 035	0.7	155 542	9.9	178 577
	1 378 806	40.5	657 783	41.8	2 036 589
	222 396	6.5	54 425	3.5	276 821
	20 814	0.6	38 563	2.5	59 377
	44 388	1.3	31 085	2.0	75 473
	2 461	0.1	2 211	0.1	4 673
	41 927	1.2	28 874	1.9	70 800
	5 438	0.2	2 318	0.1	7 755
	261 498	7.6	128 585	8.2	390 085
	合 計	3 402 415	100.0	1 573 888	100.0

(注) 上記のほか、国有提供施設等所在市町村助成交付金が昭和49年度9800百万

その2 公共事業に係る国庫負担の引上額の状況 (単位 百万円)

区 分	後進地域特例制度		
	昭和49年度	昭和50年度(見込)	増減額
補助事業	56 656	63 177	6 521
直轄事業	26 342	29 087	2 745
計	82 998	92 264	9 266

(注) 引上額は、事業年度による国庫負担の引上額である。

その3 昭和49年度における新産業都市等に対する国の財政援助の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県		市町村
	地方債	利子補給額	かさ上げ額
新産・工特特別措置	(11 234) 18 621	3 414	10 156
産炭地域特別措置	(1 877) 3 203	632	5 468
首都圏・近畿圏・中部圏 特別措置	(12 818) 23 970	1 032	11 617

(注) 1 地方債欄の()書きは、かさ上げ分を内書きしたものである。

2 利子補給額は、昭和48年度発行分までに係るものである。

3 かさ上げ額は、昭和48年度事業に係る精算交付額である。

出 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

額	昭和48年度額		比 較			
	昭 和 48 年 度 純 額	額	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
23.1	793 236	21.1	357 343	29.3	45.0	21.2
9.3	357 863	9.5	103 692	8.5	29.0	14.4
4.2	147 625	3.9	60 133	4.9	40.7	27.3
1.2	50 339	1.3	11 420	0.9	22.7	△ 6.0
1.4	48 647	1.3	21 328	1.7	43.8	6.1
3.6	96 022	2.6	82 555	6.8	86.0	192.3
40.9	1 609 262	42.9	427 327	35.0	26.6	4.0
5.6	212 664	5.7	64 157	5.3	30.2	△ 14.8
1.2	50 106	1.3	9 271	0.8	18.5	14.0
1.5	43 747	1.2	31 726	2.6	72.5	△ 12.3
0.1	3 386	0.1	1 287	0.1	33.0	△ 65.6
1.4	40 361	1.1	30 439	2.5	75.4	0.7
0.2	5 637	0.2	2 118	0.2	37.6	21.2
7.3	340 011	9.0	50 074	4.0	14.7	43.9
100.0	3 755 159	100.0	1 221 144	100.0	32.5	12.2

円、昭和48年度7310百万円ある。

その4 都道府県支出金の状況

(単位 百万円・%)

区 分	決 算 額			決 算 額 比		増 減 額 比		対前年度増減率	
	昭和49年度	昭和48年度	増減額	49	48	49	48	49	48
国庫財源を伴うもの	364 350	273 826	90 524	55.3	55.0	56.3	54.2	33.1	17.2
児童保護費負担金	21 175	14 940	6 235	3.2	3.0	3.9	5.6	41.7	38.1
老人保護費負担金	22 968	19 345	3 623	3.5	3.9	2.3	15.4	18.7	144.2
普通建設事業支出金	165 498	135 940	29 558	25.1	27.3	18.4	24.1	21.7	15.1
災害復旧事業支出金	61 363	43 150	18 213	9.3	8.7	11.3	△ 3.9	42.2	△ 6.3
委 託 金	26 190	14 128	12 062	4.0	2.8	7.5	△ 1.7	85.4	△ 8.4
普通建設事業	8 452	7 849	603	1.3	1.6	0.4	4.4	7.7	72.6
災害復旧事業	243	324	△ 81	0.0	0.1	△ 0.1	0.3	△ 25.0	147.3
そ の 他	17 495	5 955	11 540	2.7	1.1	7.2	△ 6.4	193.8	△ 44.5
そ の 他	67 156	46 323	20 833	10.2	9.3	12.9	14.7	45.0	31.2
都道府県費のみのもの	294 426	224 230	70 196	44.7	45.0	43.7	45.8	31.3	17.8
普通建設事業支出金	138 824	110 548	28 276	21.1	22.2	17.6	30.0	25.6	25.3
災害復旧事業支出金	937	820	117	0.1	0.2	0.1	△ 0.3	14.3	△ 21.2
そ の 他	154 665	112 862	41 803	23.5	22.6	26.0	16.1	37.0	11.8
合 計	658 777	498 056	160 721	100.0	100.0	100.0	100.0	32.3	17.5

第28表 地方債

区 分	昭和49年			
	都 道 府 県	市	町	村
(発行目的別)				
一般公債	123 198	14.4	45 759	3.7
一般単独事業債	162 309	19.0	184 882	14.9
一般住宅建設事業債	93 108	10.9	120 824	9.7
義務教育施設整備事業債	4 613	0.5	323 586	26.1
辺地対策事業債	—	—	21 056	1.7
産業廃棄物処理事業債	4 950	0.6	47	0.0
災害復旧等処理事業債	56 147	6.6	15 586	1.3
新産業都市等建設事業債	48 038	5.6	—	—
一般廃棄物処理事業債	19 897	2.3	117 378	9.5
厚生福祉施設整備事業債	22 739	2.7	65 166	5.3
公共用地先取得事業債	209 022	24.5	62 757	5.1
市町村臨時減税補てん	—	—	—	—
退職職手当	—	—	58	0.0
転過疎対策事業債	1 976	0.2	6 496	0.5
国の貸付、政府関係機関	—	—	59 370	4.8
貸付債、道	83 389	9.8	9 549	0.8
同都道府	339	0.0	60 916	4.9
その他	—	—	86 562	7.0
その他	23 173	2.9	60 771	4.7
合 計	852 898	100.0	1 240 763	100.0
(借入先別)				
政 府 資 金 運 用 金 庫	171 554	20.1	655 654	52.8
資 簡 易 業 融 融 公 庫	153 739	18.0	373 113	30.1
公 営 企 業 中 心 融 融 機 関	17 815	2.1	282 542	22.8
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	3 451	0.4	10 989	0.9
公 営 企 業 中 心 融 融 機 関	457 388	53.6	356 471	28.7
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	32 271	3.8	51 978	4.2
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	10 497	1.2	9 336	0.8
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	72 230	8.5	9 462	0.8
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	12 774	1.5	34 635	2.8
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	83 387	9.8	9 959	0.8
市 営 企 業 中 心 融 融 機 関	9 346	1.1	102 279	8.2
合 計	852 898	100.0	1 240 763	100.0

(注) 1 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
 2 「その他の金融機関」とは、信託銀行、相互銀行、信用金庫、各種協同組合、

発 行 状 況

(単位 百万円・%)

度		昭和 48 年度		比 較			
純 計 額		純 計 額		増 減 額	増 減 率	増 減 率	前年度 増減率
168 958	8.4	239 705	14.1	△ 70 747	△ 23.4	△ 29.5	△ 50.8
347 191	17.3	370 315	21.7	△ 23 124	△ 7.6	△ 6.2	7.6
213 931	10.7	162 387	9.5	51 544	17.0	31.7	4.5
328 199	16.4	248 361	14.6	79 838	26.4	32.1	39.0
21 056	1.0	15 835	0.9	5 221	1.7	33.0	50.1
4 997	0.2	5 179	0.3	△ 182	△ 0.1	△ 3.5	35.8
71 733	3.6	56 201	3.3	15 532	5.1	27.6	△ 21.9
48 038	2.4	43 272	2.5	4 766	1.6	11.0	△ 33.5
137 275	6.8	89 731	5.3	47 544	15.7	53.0	23.6
87 905	4.4	80 457	4.7	7 448	2.5	9.3	40.5
271 779	13.5	173 389	10.2	98 390	32.5	56.7	233.7
—	—	—	—	—	—	—	—
58	0.0	41	0.0	17	0.0	41.5	△ 98.8
8 472	0.4	4 810	0.3	3 662	1.2	76.1	7.6
59 370	3.0	48 022	2.8	11 348	3.8	23.6	25.9
92 938	4.6	67 417	4.0	25 521	8.4	37.9	52.7
61 255	3.1	39 039	2.3	22 216	7.3	56.9	57.9
—	—	—	—	—	—	—	—
83 944	4.2	60 326	3.5	23 618	7.9	39.2	△ 3.6
2 007 099	100.0	1 704 487	100.0	302 612	100.0	17.8	1.7
827 208	41.2	657 011	38.5	170 197	56.2	25.9	△ 11.8
526 851	26.2	434 724	25.5	92 127	30.4	21.2	△ 21.9
300 357	15.0	222 287	13.0	78 070	25.8	35.1	18.0
14 440	0.7	11 216	0.7	3 224	1.1	28.7	32.9
813 858	40.5	719 643	42.2	94 215	31.1	13.1	4.2
84 249	4.2	93 611	5.5	△ 9 362	△ 3.1	△ 10.0	16.4
19 833	1.0	13 630	0.8	6 203	2.0	45.5	12.6
81 692	4.1	66 999	3.9	14 693	4.9	21.9	65.4
47 409	2.4	42 606	2.5	4 803	1.6	11.3	23.0
93 346	4.7	68 347	4.0	24 999	8.3	36.6	51.5
25 064	1.2	31 424	1.9	△ 6 360	△ 2.1	△ 20.2	63.5
2 007 099	100.0	1 704 487	100.0	302 612	100.0	17.8	1.7

その他金銭の貸付を業とする者で、市中銀行以外の者をいり。

第29表 昭和49年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
一 一 般 会 計 債						
1 一 般 公 共 事 業	55 000	56 800	111 800	57 079	90 733	147 812
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	157 700	114 200	271 900	108 227	79 276	187 504
3 災 害 復 旧 事 業	73 000	—	73 000	71 765	—	71 765
4 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	164 600	10 300	174 900	162 419	110 836	273 255
5 産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	1 000	1 000	2 000	—	4 950	4 950
6 一 般 単 独 事 業	66 100	31 900	98 000	77 309	202 923	280 232
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	81 000	—	81 000	81 000	—	81 000
8 同 和 対 策 事 業	39 000	—	39 000	40 421	16 067	56 489
9 新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	14 900	15 000	29 900	26 574	19 220	45 794
10 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	4 600	46 600	51 200	—	255 518	255 518
11 退 職 手 当 債	—	—	—	—	182	182
計	656 900	275 800	932 700	625 069	779 430	1 404 499
二 準 公 営 企 業 債						
1 港 灣 整 備 事 業	21 900	13 100	35 000	20 265	12 128	32 393
2 下 水 道 事 業	164 500	48 000	212 500	184 275	134 533	318 809
3 地 域 開 発 事 業	—	172 900	172 900	—	224 086	224 086
4 公 有 林 整 備、草 地 開 発 事 業	—	12 000	12 000	—	11 916	11 916
計	186 400	246 000	432 400	204 540	382 662	587 202
三 公 営 企 業 債						
1 電 気 事 業	6 200	3 800	10 000	6 200	4 241	10 441
2 上 水 道 事 業	305 100	209 900	515 000	311 100	229 783	540 882
3 工 業 用 水 道 事 業	15 000	30 000	45 000	14 460	31 977	46 437
4 都 市 高 速 鉄 道 事 業	86 800	118 200	205 000	86 800	138 157	224 957
5 一 般 交 通 事 業	4 900	5 100	10 000	4 900	5 100	10 000
6 有 料 道 路 事 業	—	13 500	13 500	—	14 161	14 161
7 市 場、ガ ス、観 光 等 事 業	12 200	22 500	34 700	12 200	43 397	55 597
計	430 200	403 000	833 200	435 660	466 815	902 475

方 債 許 可 状 況

(單位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
24 374	85 302	109 676	1 922	5 431	7 353	30 783	—	30 783	959
13 979	52 944	66 923	19 767	21 752	41 519	74 482	4 580	79 062	11 227
56 169	—	56 169	243	—	243	15 353	—	15 353	—
2 440	3 129	5 569	30 633	40 835	71 468	129 346	66 872	196 218	(8 163) 60 970
—	4 950	4 950	—	—	—	—	—	—	—
3 147	115 843	118 990	1 139	27 080	28 219	73 023	60 000	133 023	42 769
—	—	—	—	—	—	81 000	—	81 000	237
—	339	339	5 488	7 142	12 630	35 208	8 312	43 520	870
26 574	19 220	45 794	—	—	—	—	—	—	—
—	194 969	194 969	—	31 772	31 772	—	28 777	28 777	22 512
—	—	—	—	—	—	—	182	182	—
126 683	476 696	603 379	59 192	134 011	193 203	439 194	168 724	607 918	(8 163) 139 544
13 762	8 703	22 465	2 720	2 347	5 067	3 783	1 078	4 861	261
51 214	69 143	120 357	55 508	38 341	93 849	77 553	27 049	104 603	29 929
—	124 263	124 263	—	46 773	46 773	—	53 050	53 050	8 652
—	4 946	4 946	—	59	59	—	6 910	6 910	—
64 976	207 055	272 031	58 228	87 520	145 748	81 336	88 087	169 423	38 842
6 200	4 241	10 441	—	—	—	—	—	—	—
107 659	93 724	201 383	46 426	48 469	94 895	157 015	87 590	244 604	480
11 673	25 763	37 436	1 584	3 590	5 174	1 203	2 624	3 827	—
21 500	35 871	57 371	65 300	102 286	167 586	—	—	—	—
318	339	657	2 865	3 127	5 992	1 717	1 634	3 351	—
—	14 161	14 161	—	—	—	—	—	—	—
975	5 629	6 604	2 634	8 621	11 255	8 591	29 147	37 738	402
148 325	179 728	328 053	118 809	166 093	284 902	168 526	120 995	289 521	882

第29表 昭和49年度地

区 分	計 画 額			許 可 額		
	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計
四 特 別 地 方 債						
1 住 宅 事 業	20 000	—	20 000	16 952	—	16 952
2 病 院 事 業	52 000	—	52 000	59 000	13 748	72 748
3 厚生福祉施設整備事業	78 300	—	78 300	67 201	7 884	75 085
4 一般廃棄物処理事業	80 600	—	80 600	82 428	40 476	122 904
5 簡易水道事業	19 000	—	19 000	18 519	—	18 519
6 と畜場整備事業	4 300	—	4 300	4 195	580	4 775
計	254 200	—	254 200	248 295	62 689	310 984
合 計	1 527 700	924 800	2 452 500	1 513 564	1 691 596	3 205 160
五 公 営 企 業 借 換 債	—	3 000	3 000	—	—	—
六 公 営 交 通 事 業 再 建 債	—	7 900	7 900	—	7 820	7 820
七 特 別 転 貸 債	10 200	—	10 200	10 158	—	10 158
八 公 立 病 院 特 例 債	—	54 500	54 500	—	56 892	56 892
再 計	1 537 900	990 200	2 528 100	1 523 722	1 756 308	3 280 030
九 国の予算貸付・政府関係機関貸付債						
1 中小企業高度化資金貸付金	—	—	—	—	73 598	73 598
2 土地区画整理組合貸付金	—	—	—	—	1 582	1 582
3 母子福祉資金貸付金	—	—	—	—	663	663
4 消費生活協同組合貸付金	—	—	—	—	45	45
5 住宅金融公庫貸付金	—	—	—	—	59 649	59 649
6 都市開発資金貸付金	—	—	—	—	16 174	16 174
7 有料道路整備資金貸付金	—	—	—	—	1 925	1 925
8 港湾整備特別会計貸付金	—	—	—	—	665	665
9 公害防止施設整備資金貸付金	—	—	—	—	545	545
10 災害援護資金貸付金	—	—	—	—	829	829
11 駐車場整備資金貸付金	—	—	—	—	192	192
計	—	—	—	—	155 866	155 866
総 計	1 537 900	990 200	2 528 100	1 523 722	1 912 174	3 435 896

- (注) 1 特別区については都道府県分、一部事務組合又は地方開発事業団については加入するものを除く。) にあつては大都市、その他のものにあつては都市・町
- 2 交付公債は公募債に含めている。
- 3 水田債は公募債である。ただし、義務教育施設整備事業の()書きは政府
- 4 地方債計画額は最終計画額である。

方 債 許 可 状 況 (つづき)

(単位 百万円)

都 道 府 県			大 都 市			都 市 ・ 町 村			水田債
政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	政府資金	公 募	計	
5 597	—	5 597	7 076	—	7 076	4 279	—	4 279	—
19 479	9 098	28 577	3 906	—	3 906	35 615	4 650	40 265	1 946
14 045	2 830	16 875	4 504	1 129	5 633	48 652	3 925	52 577	7 395
1 924	17 957	19 881	11 533	8 460	19 993	68 971	14 059	83 030	7 829
—	—	—	96	—	96	18 423	—	18 423	8
1 175	87	1 262	—	—	—	3 020	493	3 513	3
42 220	29 972	72 192	27 115	9 589	36 704	178 960	23 128	202 088	17 180
382 204	893 451	1 275 655	263 344	397 213	660 557	868 016	400 933	1 268 948	(8 163)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	7 776	7 776	—	44	44	—
7 495	—	7 495	2 663	—	2 663	—	—	—	—
—	5 032	5 032	—	—	—	—	51 860	51 860	—
389 699	898 483	1 288 182	266 007	404 989	670 996	868 016	452 837	1 320 853	(8 163)
—	73 598	73 598	—	—	—	—	—	—	—
—	1 374	1 374	—	209	209	—	—	—	—
—	590	590	—	73	73	—	—	—	—
—	45	45	—	—	—	—	—	—	—
—	37 161	37 161	—	17 012	17 012	—	5 476	5 476	—
—	7 808	7 808	—	6 286	6 286	—	2 080	2 080	—
—	1 925	1 925	—	—	—	—	—	—	—
—	473	473	—	192	192	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	545	545	—
—	826	826	—	2	2	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	192	192	—
—	123 800	123 800	—	23 773	23 773	—	8 293	8 293	—
389 699	1 022 282	1 411 981	266 007	428 762	694 769	868 016	461 130	1 329 146	(8 163)
									196 448

都道府県が加入するものにあつては都道府県分、大都市が加入するもの(都道府県が村として区分した)。

資金で内書きである。

第30表 使用料及び

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
使 用 料	118 351	71.2	151 048	76.3
授 業 料	31 928	19.2	9 556	4.8
高 等 学 校	30 938	18.6	2 120	1.1
幼 稚 園	—	—	6 215	3.1
そ の 他	990	0.6	1 221	0.6
保 育 所 使 用 料	—	—	44 296	22.4
公 営 住 宅 使 用 料	40 496	24.4	42 296	21.4
発 電 水 利 使 用 料	9 715	5.8	—	—
そ の 他	36 212	21.8	54 900	27.7
手 数 料	47 926	28.8	46 876	23.7
法 令 に 基 づく も の	32 744	19.7	7 104	3.6
条 例 に 基 づく も の	15 181	9.1	39 772	20.1
合 計	166 277	100.0	197 924	100.0

第31表 繰 入 金

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
他 会 計 か ら の 繰 入 金	20 652	23.3	27 569	17.6
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	7 751	8.7	9 151	5.9
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	11 821	13.3	17 836	11.4
そ の 他	1 080	1.3	582	0.3
基 金 か ら の 繰 入 金	68 095	76.7	122 920	78.7
積 立 金 と り く ず し 額	57 040	64.3	99 781	63.9
そ の 他	11 055	12.4	23 139	14.8
財 産 区 か ら の 繰 入 金	—	—	5 752	3.7
合 計	88 748	100.0	156 241	100.0

手 数 料 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度 増減率
269 399	74.0	228 329	71.8	41 070	89.3	18.0	15.9
41 484	11.4	38 004	11.9	3 480	7.6	9.2	10.2
33 058	9.1	30 547	9.6	2 511	5.5	8.2	8.2
6 215	1.7	5 347	1.7	868	1.9	16.2	20.5
2 211	0.6	2 110	0.6	101	0.2	4.8	15.4
44 296	12.2	34 680	10.9	9 616	20.9	27.7	29.1
82 792	22.7	71 226	22.4	11 566	25.2	16.2	13.4
9 715	2.7	9 476	3.0	239	0.5	2.5	25.7
91 112	25.0	74 943	23.6	16 169	35.1	21.6	14.8
94 801	26.0	89 889	28.2	4 912	10.7	5.5	16.3
39 848	10.9	40 951	12.9	△ 1 103	△ 2.4	△ 2.7	21.2
54 953	15.1	48 938	15.4	6 015	13.1	12.3	12.5
364 200	100.0	318 218	100.0	45 982	100.0	14.4	16.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度 増減率
48 222	19.7	32 763	22.0	15 459	16.1	47.2	32.4
16 902	6.9	10 564	7.1	6 338	6.6	60.0	26.1
29 658	12.1	21 239	14.2	8 419	8.8	39.6	37.0
1 662	0.7	960	0.7	702	0.7	73.1	10.6
191 015	78.0	110 298	74.0	80 717	84.2	73.2	41.6
156 821	64.0	85 843	57.6	70 978	74.0	82.7	43.8
34 194	14.0	24 455	16.4	9 739	10.2	39.8	34.4
5 752	2.3	6 048	4.1	△ 296	△ 0.3	△ 4.9	36.9
244 989	100.0	149 109	100.0	95 880	100.0	64.3	39.3

第32表 その他の

区 分	昭和49年			
	都道府県		市町村	
財 入	104 308	7.6	224 582	16.8
財 産	34 702	2.5	47 601	3.6
分 担	69 606	5.1	176 981	13.2
寄 託	173 160	12.6	140 234	10.5
諸 金	13 081	1.0	92 665	6.9
延滞金	1 079 063	78.8	881 165	65.8
預貸付	29 460	2.2	7 533	0.6
受託金	34 807	2.5	38 978	2.9
雑収入	803 186	58.6	343 150	25.6
	58 506	4.3	66 455	5.0
	65 906	4.8	270 722	20.2
	87 198	6.4	154 327	11.5
合 計	1 369 611	100.0	1 338 646	100.0

第33表 地方財政と国の

区 分	国民総支出		歳出総額		国から 地方に対 する支出	地方から 国に対す る支出
	実額(A)	指数	国 (B)	地方(C)	(D)	(E)
昭和10年度	167	—	22	21	3	0
16	449	—	81	31	11	0
36	198 528	100	21 645	23 911	10 279	381
41	384 186	194	46 333	50 262	21 458	747
42	452 967	228	53 347	57 255	24 347	806
43	532 882	268	61 450	67 296	28 228	912
44	622 599	314	72 824	80 339	33 791	1 004
45	730 461	368	86 266	98 149	39 999	1 262
46	815 770	411	101 657	119 095	47 932	1 702
47	947 294	477	127 502	146 183	61 018	2 264
48	1 156 045	532	155 321	174 739	71 122	2 145
49	1 363 393	637	199 717	228 879	94 481	2 354

- 国民総支出は、経済企画庁の推計による（昭和10年、16年は暦年分）。
- 国の歳出額は、昭和41年度以降については、一般会計、交付税及び譲与税港整備、治水、石炭及び石油対策（石炭勘定のみ）、厚生保険（児童手当勘定前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合に）
- 「国から地方に対する支出」は、地方交付税（地方分与税、地方財政平衡交付金、金（国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。）及び交通安全対策特別交付
- 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公債及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額）である。

収 入 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増 減 率	前 年 度 増 減 率
328 889	13.0	318 684	15.6	10 205	2.1	3.2	4.8
82 302	3.2	60 726	3.0	21 576	4.4	35.5	19.9
246 587	9.7	257 958	12.6	△ 11 371	△ 2.3	△ 4.4	1.7
216 198	8.5	189 170	9.3	27 028	5.5	14.3	12.1
101 823	4.0	97 332	4.8	4 491	0.9	4.6	65.4
1 887 890	74.5	1 439 081	70.4	448 809	91.5	31.2	24.1
36 993	1.5	24 570	1.2	12 423	2.5	50.6	40.9
73 785	2.9	51 963	2.5	21 822	4.4	42.0	32.7
1 117 053	44.1	820 048	40.1	297 005	60.5	36.2	24.0
93 003	3.7	78 951	3.9	14 052	2.9	17.8	7.7
336 628	13.3	285 840	14.0	50 788	10.4	17.8	34.9
230 427	9.1	177 708	8.7	52 719	10.7	29.7	13.3
2 534 800	100.0	2 044 267	100.0	490 533	100.0	24.0	20.8

財 政 と の 累 年 比 較

(単位 億円・%)

歳 出 純 計 額						純 計 構 成 比		国 民 総 支 出 に 対 する 比 率		
国		地 方		合 計						
(B)-(D) (F)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
19	—	21	—	40	—	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
70	—	31	—	101	—	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
11 366	100	23 530	100	34 896	100	32.6	67.4	5.7	11.9	17.6
24 875	219	49 515	210	74 390	213	33.4	66.6	6.5	12.9	19.4
29 000	255	56 449	240	85 449	245	33.9	66.1	6.4	12.5	18.9
33 222	292	66 384	282	99 606	285	33.4	66.6	6.2	12.5	18.7
39 033	343	79 335	337	118 368	339	33.0	67.0	6.3	12.7	19.0
46 267	407	96 887	412	143 154	410	32.3	67.7	6.3	13.3	19.6
53 725	473	117 393	499	171 118	490	31.4	68.6	6.6	14.4	21.0
66 484	585	143 919	612	210 403	603	31.6	68.4	7.0	15.2	22.2
84 199	741	172 594	734	256 793	736	32.8	67.2	7.3	14.9	22.2
105 236	926	226 525	963	331 761	951	31.7	68.3	7.7	16.6	24.3

配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、空のみ)及び電源開発促進対策の10特別会計との純計決算額であり、昭和40年度以来、それらの特別会計との純計決算額である。

臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金を含む。)、地方譲与税、国庫支出金の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付

第34表 昭和49年度 国・地

区 分	歳 出 合 計							国から 地方に 対する 支出 (C)
	国					地 方		
	一般会計	特別会計	合 計	うち 重複額	差引純計 (A)	(B)	(C)	
機 関 費	11 957	—	11 957	—	11 957	37 166	698	
一 般 行 政 費	3 883	—	3 883	—	3 883	20 824	406	
司 法 警 察 費	4 473	—	4 473	—	4 473	13 123	292	
外 交 費	1 345	—	1 345	—	1 345	—	—	
徴 税 費	2 256	—	2 256	—	2 256	3 219	—	
地 方 財 政 費	42 199	45 893	88 092	41 988	46 104	—	44 290	
防 衛 費	12 342	—	12 342	—	12 342	—	98	
国 土 保 全 及 び 開 発 費	27 922	20 222	48 144	16 701	31 443	56 323	17 238	
国 土 保 全 費	4 715	5 072	9 787	4 227	5 560	8 002	2 810	
国 土 開 発 費	19 645	15 150	34 795	12 474	22 321	44 467	11 659	
災 害 復 旧 費	3 128	—	3 128	—	3 128	3 854	2 769	
そ の 他	434	—	434	—	434	—	—	
産 業 経 済 費	23 893	897	24 790	—	24 790	16 090	2 493	
農 林 水 産 業 費	20 468	—	20 468	—	20 468	6 958	2 217	
商 工 費	3 425	897	4 322	—	4 322	9 132	276	
教 育 費	22 376	—	22 376	—	22 376	59 962	14 485	
学 校 教 育 費	20 354	—	20 354	—	20 354	51 552	13 690	
社 会 教 育 費	435	—	435	—	435	2 725	172	
そ の 他	1 587	—	1 587	—	1 587	5 685	623	
社 会 保 障 関 係 費	35 264	876	36 140	480	35 660	49 917	15 179	
民 生 費	28 258	756	29 014	480	28 534	25 044	10 528	
衛 生 費	3 183	—	3 183	—	3 183	15 658	1 939	
住 宅 費	2 595	—	2 595	—	2 595	7 665	2 099	
そ の 他	1 228	120	1 348	—	1 348	1 550	613	
恩 給 費	5 899	—	5 899	—	5 899	908	—	
公 債 費	8 470	—	8 470	—	8 470	8 415	—	
前年度繰上充用金	—	—	—	—	—	98	—	
そ の 他	676	—	676	—	676	—	—	
計	190 998	67 888	258 886	59 169	199 717	228 879	94 481	

- (註) 1 国の歳出総額は、一般会計、交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘
対策(石炭勘定のみ)、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策の10・
2 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(特別事業債償還交付金を含む。)、
全対策特別交付金の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共
する交付公債の元利償還額の合計額で、地方の歳出決算額によっている。

方の目的別歳出の状況

(単位 億円・%)

地方から 国に対する 支出 ④	国・地方を通ずる歳出純計額						総額 地方の 割合 ⑦/⑧	国の純計に 占める 地方 に対する 支出 の割合 ⑧/④
	国		地 方		総 額			
	①-③ ⑤	構成比	②-④ ⑥	構成比	①+② ③	構成比		
—	11 259	10.7	37 166	16.4	48 425	14.6	76.7	5.8
—	3 477	3.3	20 824	9.2	24 301	7.3	85.7	10.5
—	4 181	4.0	13 123	5.8	17 304	5.2	75.8	6.5
—	1 345	1.3	—	—	1 345	0.4	—	—
—	2 256	2.1	3 219	1.4	5 475	1.7	58.8	—
—	1 814	1.7	—	—	1 814	0.5	—	96.1
—	12 244	11.6	—	—	12 244	3.7	—	0.8
2 350	14 205	13.5	53 973	23.8	68 178	20.6	79.2	54.8
579	2 750	2.6	7 423	3.3	10 173	3.1	73.0	50.5
1 716	10 662	10.1	42 751	18.8	53 413	16.1	80.0	52.2
55	359	0.3	3 799	1.7	4 158	1.3	91.4	88.5
—	434	0.5	—	—	434	0.1	—	—
—	22 297	21.2	16 090	7.1	38 387	11.6	41.9	10.1
—	18 251	17.3	6 958	3.1	25 209	7.6	27.6	10.8
—	4 046	3.9	9 132	4.0	13 178	4.0	69.3	6.4
—	7 891	7.5	59 962	26.5	67 853	20.5	88.4	64.7
—	6 664	6.3	51 552	22.8	58 216	17.5	88.6	67.3
—	263	0.2	2 725	1.2	2 988	0.9	91.2	39.5
—	964	1.0	5 685	2.5	6 649	2.1	85.5	39.3
—	20 481	19.5	49 917	22.0	70 398	21.2	70.9	42.6
—	18 006	17.1	25 044	11.1	43 050	13.0	58.2	36.9
—	1 244	1.2	15 658	6.9	16 902	5.1	92.6	60.9
—	496	0.5	7 665	3.4	8 161	2.5	93.9	80.9
—	735	0.7	1 550	0.6	2 285	0.6	67.8	45.5
—	5 899	5.6	908	0.4	6 807	2.1	13.3	—
4	8 470	8.0	8 411	3.7	16 881	5.1	49.8	—
—	—	—	98	0.1	98	0.0	100.0	—
—	676	0.7	—	—	676	0.1	—	—
2 354	105 236	100.0	226 525	100.0	331 761	100.0	68.3	47.3

定のみ)、特定土地改良工事、港湾整備、道路整備、治水、空港整備、石炭及び石油特別会計との純計決算額である。

地方譲与税、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)及び交通安全団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る現金納付額及び国に対

第35表 国民総生産

項 目	年 度				
	昭和 45 年度	46 年度	47 年度	48 年度	49 年度
国民所得	591 410	658 982	763 099	918 354	1 127 569
資本減耗引当	98 719	110 711	127 798	156 068	175 238
間接税	54 796	59 249	69 339	85 495	96 313
(控除) 經常補助金	8 226	8 790	9 742	14 444	18 659
統計上の不突合	△ 6 238	△ 4 382	△ 3 201	10 573	△ 17 069
合計(国民総生産)	730 461	815 770	947 294	1 156 045	1 363 393
個人消費支出	375 213	424 590	490 819	593 605	734 485
家計消費支出	364 894	412 781	476 806	575 860	713 030
飲食費	127 940	141 994	160 239	192 550	242 084
被服費	38 505	43 396	50 908	63 011	75 765
光熱費	10 091	11 220	12 264	14 684	19 269
住居費	78 644	92 115	106 114	127 473	146 119
雑費	109 713	124 057	147 281	178 141	229 793
民間非営利団体の消費支出	8 851	9 779	11 342	13 741	17 370
海外における居住者の消費支出等	1 469	2 030	2 671	4 004	4 085
政府の財貨サービス經常購入	60 286	71 298	84 402	104 110	141 716
国内総資本形成	285 681	297 486	352 624	468 694	492 680
総固定資本形成	255 461	280 219	332 456	428 887	451 662
民間	193 230	201 237	237 618	322 655	324 873
政府	62 231	78 982	94 838	106 232	126 789
在庫品増加	30 220	17 267	20 168	39 806	41 019
民間企業	30 568	19 566	20 205	40 090	38 612
政府企業	△ 348	△ 2 299	△ 37	△ 284	2 407
經常海外余剰	9 281	22 397	19 448	△ 10 364	△ 5 489
輸出と海外からの所得	86 570	100 005	107 276	131 784	205 629
(控除) 輸入と海外への所得	77 289	77 609	87 828	142 147	211 118
合計(国民総支出)	730 461	815 770	947 294	1 156 045	1 363 393

と 国 民 総 支 出

(単位 億円・%)

対 前 年 度 増 減 率					構 成 比				
45	46	47	48	49	45	46	47	48	49
18.7	11.4	15.8	20.3	22.8	81.0	80.8	80.6	79.4	82.7
17.7	12.1	15.4	22.1	12.3	13.5	13.6	13.5	13.5	12.9
16.2	8.1	17.0	23.3	12.7	7.5	7.3	7.3	7.4	7.1
29.9	6.9	10.8	48.3	29.2	1.1	1.1	1.0	1.2	1.4
—	—	—	—	—	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.3	0.9	△ 1.3
17.3	11.7	16.1	22.0	17.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15.4	13.2	15.6	20.9	23.7	51.4	52.0	51.8	51.3	53.9
15.2	13.1	15.5	20.8	23.8	50.0	50.6	50.3	49.8	52.3
13.2	11.0	12.8	20.2	25.7	17.5	17.4	16.9	16.7	17.8
15.5	12.7	17.3	23.8	20.2	5.3	5.3	5.4	5.5	5.6
14.3	11.2	9.3	19.7	31.2	1.4	1.4	1.3	1.3	1.4
15.4	17.1	15.2	20.1	14.6	10.8	11.3	11.2	11.0	10.7
17.3	13.1	18.7	21.0	29.0	15.0	15.2	15.5	15.4	16.9
23.1	10.5	16.0	21.2	26.4	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3
37.3	38.2	31.6	49.9	2.0	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
18.7	18.3	18.4	23.3	36.1	8.3	8.7	8.9	9.0	10.4
19.7	4.1	18.5	32.9	5.1	39.1	36.5	37.2	40.5	36.1
15.4	9.7	18.6	29.0	5.3	35.0	34.4	35.1	37.1	33.1
13.4	4.1	18.1	35.8	0.7	26.5	24.7	25.1	27.9	23.8
21.8	26.9	20.1	12.0	19.4	8.5	9.7	10.0	9.2	9.3
75.4	△ 42.9	16.8	97.4	3.0	4.1	2.1	2.1	3.4	3.0
97.7	△ 36.0	3.3	98.4	△ 3.7	4.2	2.4	2.1	3.5	2.8
—	—	—	—	—	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.2
15.5	141.3	△ 13.2	—	—	1.3	2.7	2.1	△ 0.9	△ 0.4
20.7	15.5	7.3	22.8	56.0	11.9	12.3	11.3	11.4	15.1
21.3	0.4	13.2	61.8	48.5	10.6	9.5	9.3	12.3	15.5
17.3	11.7	16.1	22.0	17.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第36表 国民所得 対

区 分	国民所得		租 税 負			
	名 目 額	指 数	国 税	指 数	地 方 税	指 数
昭和10年度	144	—	12	—	6	—
16	358	—	49	—	9	—
36	157 551	100	22 277	100	9 065	100
41	305 035	194	36 630	164	17 686	195
42	362 092	230	43 968	197	21 495	237
43	428 487	272	53 238	239	25 801	285
44	498 159	316	64 554	290	30 902	341
45	591 410	375	77 754	349	37 507	414
46	658 982	418	84 439	379	42 357	467
47	763 099	484	104 006	467	50 045	552
48	918 354	583	140 478	631	64 913	716
49	1 127 569	716	157 544	707	82 375	909

註 1 国税は、租税(一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石炭及び石金を含む)。

2 租税の限界負担率(租税の増加分の国民所得の増加分に対する割合%)

47年度	26.2	国税のみについては	18.8
48年度	33.1	〃	23.5
49年度	16.5	〃	8.2

3 租税の国民所得に対する弾性値(租税の増減率の国民所得の増減率に対する割

47年度	1.36	国税のみについては	1.47
48年度	1.64	〃	1.73
49年度	0.74	〃	0.53

する租税負担率

(単位 億円・%)

担 額				租 税 負 担 率							
地方税の内訳				計	指 数	国 税	地方税	地方税の内訳			
道 県	府 税	市 村	町 税					道 県	府 税	市 村	町 税
	2		4	18	—	8.3	4.9	1.4	2.8	12.5	
	2		7	58	—	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2	
	4 442		4 623	31 342	100	14.1	5.8	2.8	2.9	19.9	
	9 112		8 574	54 316	173	12.0	5.8	3.0	2.8	17.8	
	11 310		10 185	65 463	209	12.1	5.9	3.1	2.8	18.1	
	14 089		11 712	79 039	252	12.4	6.0	3.3	2.7	18.4	
	17 276		13 626	95 456	305	13.0	6.2	3.5	2.7	19.2	
	21 111		16 395	115 261	368	13.1	6.3	3.6	2.8	19.5	
	22 831		19 526	126 796	405	12.8	6.4	3.5	3.0	19.2	
	26 571		23 473	154 051	492	13.6	6.6	3.5	3.1	20.2	
	35 069		29 844	205 391	655	15.3	7.1	3.8	3.2	22.4	
	42 715		39 660	239 919	765	14.0	7.3	3.8	3.5	21.3	

油対策特別会計分並びに電源開発促進対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納付

地方税のみについては 7.4
 ≧ 9.6
 ≧ 8.3

合%)

地方税のみについては 1.15
 ≧ 1.46
 ≧ 1.18

第37表 租 税 の 実 質

区 分	租 税 総 額 (A)	租 税 内 訳				国から地方への交付額			
		国 税 (B)	地 方 税			地 方 交 付 税	地 方 譲 与 税	国 庫 支 出 金	計 (F)
			道 府 県 税 (C)	市 町 村 税 (D)	計 (E)				
昭和10年度	18	12	2	4	6	—	—	3	3
16	58	49	2	7	9	4	—	6	10
36	31 342	22 277	4 442	4 623	9 065	4 017	454	5 808	10 279
41	54 316	36 630	9 112	8 574	17 686	8 238	592	12 628	21 458
42	65 463	43 968	11 310	10 185	21 495	9 590	692	14 065	24 347
43	79 039	53 238	14 089	11 712	25 801	11 255	796	16 177	28 228
44	95 456	64 554	17 276	13 626	30 902	14 608	931	18 252	33 791
45	115 261	77 754	21 111	16 395	37 507	17 982	1 087	20 930	39 999
46	126 796	84 439	22 831	19 526	42 357	21 014	1 258	25 660	47 932
47	154 051	104 006	26 571	23 473	50 045	25 530	1 639	33 849	61 018
48	205 391	140 478	35 069	29 844	64 913	31 318	1 797	38 007	71 122
49	239 919	157 544	42 715	39 660	82 375	41 987	2 226	50 269	94 482

註 1 国税は、租税（一般会計分、交付税及び譲与税配付金特別会計分、石炭及び
付金を含む。

2 地方から国への負担額は、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国

3 昭和41年度、42年度及び43年度の地方交付税には、臨時地方特例交付金

4 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全対策特

的 配 分 状 況

(単位 億円・%)

地方から 国への 負担額	実質的配分		構 成 比					
	(B)-(F)+ (G)	(E)-(G)+ (F)	(B) (A)	(C) (A)	(D) (A)	(E) (A)	(H) (A)	(I) (A)
	(G)	(I)						
0	9	9	66.7	11.1	22.2	33.3	50.0	50.0
0	39	19	84.5	3.4	12.1	15.5	67.2	32.8
381	12 379	18 963	71.1	14.2	14.7	28.9	39.5	60.5
747	15 919	38 397	67.4	16.8	15.8	32.6	29.3	70.7
806	20 427	45 036	67.2	17.3	15.5	32.8	31.2	68.8
912	25 922	53 117	67.4	17.8	14.8	32.6	32.8	67.2
1 004	31 767	63 689	67.6	18.1	14.3	32.4	33.3	66.7
1 262	39 017	76 244	67.5	18.3	14.2	32.5	33.9	66.1
1 702	38 209	88 587	66.6	18.0	15.4	33.4	30.1	69.9
2 264	45 252	108 799	67.5	17.2	15.2	32.5	29.4	70.6
2 145	71 501	133 890	68.4	17.1	14.5	31.6	34.8	65.2
2 353	65 415	174 504	65.7	17.8	16.5	34.3	27.3	72.7

石油対策特別会計分並びに電源開発促進対策特別会計分)及び印紙収入のほか専売納

に対する交付公債の元利償還額の合計額である。

(465億円)、臨時地方財政交付金(120億円)及び特別事業債償還交付金を含む。

別交付金を含む。

第 38 表 政 府 の 財 貨

その 1 総 括

区 分	昭和 44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度
政府の財貨サービス購入	103 648	122 169	147 981	179 203	210 058	270 911
中 央	48 150	53 398	63 502	79 385	88 471	113 705
経 常 購 入	18 789	21 902	25 526	29 438	35 304	47 178
資 本 形 成	29 361	31 496	37 976	49 947	53 167	66 527
地 方	55 498	68 771	84 479	99 818	121 587	157 206
経 常 購 入	32 015	38 383	45 772	54 964	68 806	94 538
資 本 形 成	23 483	30 388	38 707	44 854	52 781	62 668
国 民 総 支 出	622 599	730 461	815 770	947 294	1 156 045	1 363 393

その 2 地方財政分

区 分	昭和 44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度
普 通 会 計	45 269	56 481	68 253	81 363	98 965	129 505
(歳 出)	80 339	98 149	119 095	146 183	174 739	228 879
(控 除)	35 070	41 668	50 842	64 820	75 774	99 374
経 常 購 入	29 012	34 970	41 593	49 998	62 638	86 091
資 本 形 成	16 257	21 511	26 660	31 365	36 327	43 414
非 企 業 会 計	4 620	5 601	7 376	8 531	10 767	13 609
経 常 購 入	3 002	3 413	4 179	4 966	6 168	8 447
資 本 形 成	1 618	2 188	3 197	3 565	4 599	5 162
企 業 会 計	5 608	6 689	8 849	9 924	11 855	14 092
資 本 形 成	5 608	6 689	8 849	9 924	11 855	14 092
地方財政財貨サービス 購入	55 498	68 771	84 479	99 818	121 587	157 206
経 常 購 入	32 015	38 383	45 772	54 964	68 806	94 538
資 本 形 成	23 483	30 388	38 707	44 854	52 781	62 668

サービス購入額

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構成比					
44	45	46	47	48	49	44	45	46	47	48	49
11.5	17.9	21.1	21.1	17.2	29.0	16.6	16.7	18.1	18.9	18.2	19.9
4.3	10.9	18.9	25.0	11.4	28.5	7.7	7.3	7.8	8.4	7.7	8.3
13.6	16.6	16.5	15.3	19.9	33.6	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.5
△ 1.0	7.3	20.6	31.5	6.4	25.1	4.7	4.3	4.7	5.3	4.6	4.9
18.7	23.9	22.8	18.2	21.8	29.3	8.9	9.4	10.4	10.5	10.5	11.5
16.8	19.9	19.3	20.1	25.2	37.4	5.1	5.3	5.6	5.8	6.0	6.9
21.5	29.4	27.4	15.9	17.7	18.7	3.8	4.2	4.7	4.7	4.6	4.6
16.8	17.3	11.7	16.1	22.0	17.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(単位 億円・%)

対前年度増減率						構成比					
44	45	46	47	48	49	44	45	46	47	48	49
19.4	24.8	20.8	19.2	21.6	30.9	81.6	82.1	80.8	81.5	81.4	82.4
19.4	22.2	21.3	22.7	19.5	31.0	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16.7	20.5	18.9	20.2	25.3	37.4	52.3	50.8	49.2	50.1	51.5	54.8
24.6	32.3	23.9	17.6	15.8	19.5	29.3	31.3	31.6	31.4	29.9	27.6
19.4	21.2	31.7	15.7	26.2	26.4	8.3	8.1	8.7	8.5	8.9	8.7
17.9	13.7	22.4	18.8	24.2	36.9	5.4	5.0	4.9	5.0	5.1	5.4
22.4	35.2	46.1	11.5	29.0	12.2	2.9	3.2	3.3	3.6	3.8	3.3
13.1	19.3	32.3	12.1	19.5	18.9	10.1	9.7	10.5	9.9	9.8	9.0
13.1	19.3	32.3	12.1	19.5	18.9	10.1	9.7	10.5	9.9	9.8	9.0
18.7	23.9	22.8	18.2	21.8	29.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
16.8	19.9	19.3	20.1	25.2	37.4	57.7	55.8	54.2	55.1	56.6	60.1
21.5	29.4	27.4	15.9	17.7	18.7	42.3	44.2	45.8	44.9	43.4	39.9

第39表 目的別歳出

その1 総括

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 会 費	30 287	0.2	148 874	1.3	179 160	0.8
総 務 費	745 697	5.8	1 523 456	13.6	2 110 264	9.2
民 生 費	748 184	5.8	1 827 577	16.4	2 389 788	10.4
衛 生 費	675 778	5.2	921 420	8.3	1 565 767	6.8
勞 働 費	143 427	1.1	128 925	1.2	269 659	1.2
農 林 水 産 業 費	1 376 298	10.7	637 179	5.7	1 761 683	7.7
商 工 費	664 311	5.1	267 057	2.4	919 272	4.0
土 木 費	2 689 554	20.8	2 361 942	21.1	4 941 466	21.6
消 防 費	58 092	0.4	348 566	3.1	398 534	1.7
警 察 費	925 649	7.2	—	—	925 598	4.0
教 育 費	3 870 326	30.0	2 232 743	20.0	6 050 078	26.4
災 害 復 旧 費	296 669	2.3	156 542	1.4	385 400	1.7
公 債 費	366 850	2.8	511 929	4.6	841 489	3.7
諸 支 出 金	47 929	0.4	91 984	0.8	139 913	0.6
前年度繰上充用金	—	—	9 818	0.1	9 818	0.0
軽油引取税交付金	18 921	0.1	—	—	—	—
娯楽施設利用税交付金	16 028	0.1	—	—	—	—
自動車取得税交付金	103 254	0.8	—	—	—	—
特別区財政調整交付金	142 974	1.1	—	—	—	—
特別区財政調整納付金	—	—	—	—	—	—
歳 出 合 計	12 920 229	100.0	11 168 011	100.0	22 887 888	100.0

決算額の状況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比						較		
		増減額		増減率			前年度増減率			
				都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	
137 242	0.8	41 918	0.8	21.3	32.6	30.5	18.5	22.9	22.1	
1 606 229	9.2	504 035	9.3	29.3	32.2	31.4	17.3	25.3	24.0	
1 736 061	9.9	653 727	12.1	37.0	39.9	37.7	25.8	40.8	36.2	
1 142 500	6.5	423 267	7.8	32.0	40.7	37.0	23.2	28.9	26.2	
213 564	1.2	56 095	1.0	26.5	26.0	26.3	17.5	22.3	19.5	
1 466 291	8.4	295 392	5.5	18.7	21.1	20.1	11.2	16.9	12.0	
703 777	4.0	215 495	4.0	29.2	32.9	30.6	26.6	20.9	24.6	
4 091 323	23.4	850 143	15.7	19.4	22.0	20.8	2.6	21.5	10.9	
295 684	1.7	102 850	1.9	28.3	36.4	34.8	23.9	29.1	28.2	
698 130	4.0	227 468	4.2	32.6	—	32.6	24.3	—	24.3	
4 306 516	24.6	1 743 562	32.2	42.7	36.4	40.5	23.6	27.1	24.7	
295 240	1.7	90 160	1.7	30.4	35.9	30.5	△ 15.9	△ 17.7	△ 17.8	
656 541	3.8	184 948	3.4	26.7	29.4	28.2	8.7	20.7	14.7	
116 201	0.7	23 712	0.4	13.3	24.5	20.4	20.4	18.1	18.9	
8 585	0.0	1 233	0.0	—	14.4	14.4	—	△ 19.6	△ 19.6	
—	—	—	—	△ 2.8	—	—	15.9	—	—	
—	—	—	—	44.1	—	—	106.0	—	—	
—	—	—	—	41.3	—	—	15.1	—	—	
—	—	—	—	41.0	—	—	57.8	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	△ 56.5	—	
17 473 883	100.0	5 414 005	100.0	30.3	31.7	31.0	15.1	25.3	19.5	

第39表 目的別歳出

その2 推移

区分	決算額			
	昭和44年度	45年度	46年度	47年度
議民衛勞農商土消警教そ	852 860	1 005 659	1 177 079	1 407 567
会費・生	592 919	758 681	929 257	1 274 384
費生働	453 910	575 921	716 240	905 637
務産業	143 483	162 748	186 345	178 671
林水産業	720 315	847 840	1 056 035	1 309 489
工木防	337 627	410 521	493 842	565 000
土防	1 972 037	2 474 369	3 054 137	3 690 598
消警	119 208	149 320	184 575	230 579
教	327 063	401 756	470 365	561 773
そ	1 986 745	2 440 255	2 931 418	3 454 420
費費費費費費費	527 745	587 808	710 236	1 040 165
歳出合計	8 033 912	9 814 878	11 909 529	14 618 283

第40表 民生費

その1 目的別内訳

区分	昭和49年度					
	都道府県	市	町	村	純計	額
社老児生災	202 759	27.1	309 552	16.9	456 925	19.1
会人童活書	139 180	18.6	371 325	20.3	449 100	18.3
福福福保救	218 671	29.2	684 756	37.5	842 804	35.3
社社社護助	183 902	24.6	457 702	25.0	634 788	26.6
費費費費費	3 672	0.5	4 242	0.2	6 171	0.3
合計	748 184	100.0	1 827 577	100.0	2 389 788	100.0

その2 性質別内訳

区分	昭和49年度					
	都道府県	市	町	村	純計	額
人物扶補普	102 235	13.7	415 124	22.7	517 359	21.6
件件助	25 251	3.4	85 727	4.7	110 978	4.6
通補単県	304 215	40.7	973 323	53.3	1 277 538	53.5
助建助独營	175 828	23.5	65 235	3.6	90 243	3.8
設事業付の	99 018	13.2	219 451	12.0	289 305	12.1
費事業負擔	42 481	5.7	86 597	4.7	117 535	4.9
費費費費費	56 537	7.6	132 828	7.3	171 770	7.2
費費費費費	—	—	26	0.0	—	—
費費費費費	32 086	4.3	10 967	0.6	37 064	1.6
費費費費費	9 551	1.2	57 750	3.1	67 301	2.8
合計	748 184	100.0	1 827 577	100.0	2 389 788	100.0

決算額の状況(つづき)

(単位 百万円)

		指 数					
48年度	49年度	44	45	46	47	48	49
1 743 471	2 289 424	100	118	138	165	204	268
1 736 061	2 389 788	100	128	157	215	293	403
1 142 500	1 565 767	100	127	158	200	252	345
213 564	269 659	100	113	130	125	149	188
1 466 291	1 761 683	100	118	147	182	204	245
703 777	919 272	100	122	146	167	208	272
4 091 323	4 941 466	100	125	155	187	207	251
295 684	398 534	100	125	155	193	248	334
698 130	925 598	100	123	144	172	213	283
4 306 516	6 050 078	100	123	148	174	217	305
1 076 566	1 376 619	100	111	135	197	204	261
17 473 883	22 887 888	100	122	148	182	218	285

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純 計 年 度 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率		
326 656	18.8	130 269	19.9	39.9	37.5
322 627	18.6	126 473	19.3	39.2	76.6
595 540	34.3	247 264	37.8	41.5	39.9
488 599	28.1	146 189	22.4	29.9	15.4
2 639	0.2	3 532	0.5	133.8	45.5
1 736 061	100.0	653 727	100.0	37.7	36.2

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純 計 年 度 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率		
349 811	20.1	167 548	25.6	47.9	33.2
85 140	4.9	25 838	4.0	30.3	34.2
950 988	54.8	326 550	50.0	34.3	35.8
64 795	3.7	25 448	3.9	39.3	34.4
208 942	12.0	80 363	12.3	38.5	47.8
70 287	4.0	47 248	7.2	67.2	35.4
138 655	8.0	33 115	5.1	23.9	55.0
—	—	—	—	—	—
27 601	1.6	9 463	1.4	34.3	33.1
48 784	2.9	18 517	2.8	38.0	28.2
1 736 061	100.0	653 727	100.0	37.7	36.2

第40表 民 生 費

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
国庫支出金	252 084	33.7	765 671	41.9	1 017 755	42.6	
都道府県支出金	—	—	162 580	8.9	—	—	
分担金、負担金、寄附金	11 013	1.5	36 889	2.0	42 987	1.8	
地の其他の一般財源	15 140	2.0	79 354	4.3	84 477	3.5	
その他	51 663	6.9	87 237	4.8	136 437	5.7	
一	418 284	55.9	695 846	38.1	1 108 132	46.4	
合 計	748 184	100.0	1 827 577	100.0	2 389 788	100.0	

第41表 社 会 福 祉

区 分	昭 和 49 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人物扶補費	43 412	21.4	108 671	35.1	152 083	33.3	
件助費	10 334	5.1	21 661	7.0	31 995	7.0	
助建助設費	23 958	11.8	41 193	13.3	65 150	14.3	
普通補助事業費	59 096	29.1	28 807	9.3	46 625	10.2	
単営事業費	37 565	18.5	49 884	16.1	76 336	16.7	
県営事業費	13 382	6.6	16 915	5.5	27 786	6.1	
貸付の金	24 182	11.9	32 945	10.6	48 549	10.6	
その他	—	—	24	0.0	—	—	
貸付の金	21 321	10.5	5 831	1.9	24 156	5.3	
その他	7 073	3.6	53 505	17.3	60 580	13.2	
合 計	202 759	100.0	309 552	100.0	456 925	100.0	

第42表 老 人 福 祉

区 分	昭 和 49 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
人物扶補費	7 305	5.2	33 535	9.0	40 840	9.1	
件助費	3 023	2.2	20 121	5.4	23 144	5.2	
助建助設費	42 750	30.7	249 349	67.2	292 099	65.0	
普通補助事業費	59 693	42.9	18 854	5.1	22 357	5.0	
単営事業費	24 067	17.3	46 280	12.5	65 437	14.6	
県営事業費	14 794	10.6	21 928	5.9	33 753	7.5	
貸付の金	9 273	6.7	24 350	6.6	31 685	7.1	
その他	—	—	2	0.0	—	—	
貸付の金	2 114	1.5	2 173	0.6	3 982	0.9	
その他	228	0.2	1 013	0.2	1 241	0.2	
合 計	139 180	100.0	371 325	100.0	449 100	100.0	

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
756 972	43.6	260 783	39.9	34.5	39.1
35 992	2.1	6 995	1.1	19.4	39.9
69 221	4.0	15 256	2.3	22.0	92.2
98 958	5.7	37 479	5.7	37.9	24.3
774 918	44.6	333 214	51.0	43.0	31.6
1 736 061	100.0	653 727	100.0	37.7	36.2

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
105 893	32.4	46 190	35.5	43.6	29.7
25 353	7.8	6 642	5.1	26.2	33.0
38 829	11.9	26 321	20.2	67.8	71.0
34 375	10.5	12 250	9.4	35.6	39.7
61 717	18.9	14 619	11.2	23.7	46.1
17 839	5.5	9 947	7.6	55.8	42.6
43 878	13.4	4 671	3.6	10.6	47.5
17 669	5.4	6 487	5.0	36.7	25.0
42 820	13.1	17 760	13.6	41.5	29.0
326 656	100.0	130 269	100.0	39.9	37.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
26 604	8.2	14 236	11.3	53.5	46.0
16 361	5.1	6 783	5.4	41.5	48.6
218 437	67.7	73 662	58.2	33.7	92.8
15 623	4.8	6 734	5.3	43.1	40.6
41 298	12.8	24 139	19.1	58.5	48.7
18 026	5.6	15 727	12.4	87.2	30.7
23 273	7.2	8 412	6.7	36.1	66.4
3 217	1.0	765	0.6	23.8	293.3
1 087	0.4	154	0.1	14.2	107.4
322 627	100.0	126 473	100.0	39.2	76.6

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
185 719	31.2	93 114	37.7	50.1	35.9
39 425	6.6	11 468	4.6	29.1	33.6
241 649	40.6	94 452	38.2	39.1	42.0
105 299	17.7	40 876	16.5	38.8	49.9
34 146	5.7	21 422	8.7	62.7	36.6
71 154	11.9	19 453	7.9	27.3	57.3
6 526	1.1	954	0.4	14.6	18.5
16 922	2.8	6 400	2.6	37.3	23.3
595 540	100.0	247 264	100.0	41.5	39.9

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
31 503	6.4	13 865	9.5	44.0	22.6
451 478	92.4	130 759	89.4	29.0	15.1
5 619	1.2	1 564	1.1	27.8	3.7
488 599	100.0	146 189	100.0	29.9	15.4

数 の 推 移

(1 か月平均 単位 千人)

住 宅 扶 助		教 育 扶 助		医 療 扶 助	
人 員	指 数	人 員	指 数	人 員	指 数
677	100	513	100	477	100
696	103	322	63	698	146
674	100	292	57	703	147
643	95	263	51	702	147
635	94	244	48	723	152
667	99	248	48	763	160
667	99	234	46	763	160
665	98	223	43	756	158

第46表 災 害 救 助

区 分	昭 和 49 年 度				純 計 額	
	都 道 府 県	市 町 村				
物 件 費	85	2.3	588	13.9	673	10.9
扶 助 費	421	11.5	1 530	36.1	1 951	31.6
補 助 費 等	492	13.4	228	5.4	251	4.1
普 通 建 設 事 業 費	57	1.6	313	7.4	340	5.5
補 助 事 業 費	51	1.4	81	1.9	101	1.6
単 独 事 業 費	7	0.2	232	5.5	239	3.9
そ の 他	2 617	71.2	1 583	37.2	2 956	47.9
合 計	3 672	100.0	4 242	100.0	6 171	100.0

第47表 衛 生 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県	市 町 村		
公 衆 衛 生 費	404 700	59.9	313 411	34.0
結 核 対 策 費	65 187	9.6	25 195	2.7
保 健 所 費	90 142	13.3	26 823	2.9
清 掃 費	115 749	17.1	555 991	60.3
合 計	675 778	100.0	921 420	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県	市 町 村		
人 件 費	181 084	26.8	308 919	33.5
物 件 費	66 422	9.8	167 915	18.2
扶 助 費	157 268	23.3	28 402	3.1
補 助 費 等	89 600	13.3	86 475	9.4
普 通 建 設 事 業 費	92 004	13.6	247 702	26.9
補 助 事 業 費	21 801	3.2	108 787	11.8
単 独 事 業 費	70 204	10.4	138 776	15.1
県 営 事 業 負 担 金	—	—	140	0.0
繰 出 金	9 514	1.4	24 204	2.6
そ の 他	79 886	11.8	57 803	6.3
合 計	675 778	100.0	921 420	100.0

費 の 状 況 (単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較				
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率	
262	9.9	411	11.6	156.9	△	65.2
595	22.5	1 356	38.4	227.9	△	62.1
128	4.9	123	3.5	96.1	△	36.9
149	5.6	191	5.4	128.2	△	64.1
85	3.2	16	0.5	18.8	△	74.2
64	2.4	175	5.0	273.4	△	25.6
1 505	57.1	1 451	41.1	96.4	△	20.8
2 639	100.0	3 532	100.0	133.8	△	45.5

の 状 況 (単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度増減率
695 746	44.4	506 576	44.3	189 170	44.7	37.3	30.5
88 172	5.6	73 563	6.4	14 609	3.5	19.9	△ 4.2
116 687	7.5	86 118	7.5	30 569	7.2	35.5	19.9
665 163	42.5	476 244	41.7	188 919	44.6	39.7	29.1
1 565 767	100.0	1 142 500	100.0	423 267	100.0	37.0	26.2

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
				増 減 額		増減率	前年度増減率
490 004	31.3	348 483	30.5	141 521	33.4	40.6	28.6
234 338	15.0	177 711	15.6	56 627	13.4	31.9	32.2
185 670	11.9	137 780	12.1	47 890	11.3	34.8	3.3
157 886	10.1	121 246	10.6	36 640	8.7	30.2	45.8
327 154	20.9	238 594	20.9	88 560	20.9	37.1	22.4
129 544	8.3	87 830	7.7	41 714	9.9	47.5	36.8
197 609	12.6	150 764	13.2	46 845	11.1	31.1	15.4
—	—	—	—	—	—	—	—
33 718	2.2	25 958	2.3	7 760	1.8	29.9	25.7
136 997	8.6	92 728	8.0	44 269	10.5	47.7	36.2
1 565 767	100.0	1 142 500	100.0	423 267	100.0	37.0	26.2

第47表 衛 生 費

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
国 庫 支 出 金	149 203	22.1	40 634	4.4
都 道 府 県 支 出 金	—	—	21 189	2.3
使 用 料、手 数 料	14 864	2.2	37 983	4.1
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	1 379	0.2	9 213	1.0
地 方 債	35 477	5.2	136 035	14.8
そ の 他 特 定 財 源	67 268	10.0	41 148	4.5
一 般 財 源 等	407 587	60.3	635 218	68.9
合 計	675 778	100.0	921 420	100.0

第48表 公 衆 衛 生

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費 通 助 建 助 独 營 補 単 県 繰 越 所 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 事 業 事 業 事 業 事 業 事 業 事 業 事 業 事 業 事 業 助 設 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 建 設 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 通 通 通 通 通 通 通 通 通 通 通 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 業 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 建 建 建 建 建 建 建 建 建 建 建 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 助 通 通 通 通 通 通 通 通 通 通 通 補 補 補 補 補 補 補 補 補 補 補 単 単 単 単 単 単 単 単 単 単 単 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 繰 繰 繰 繰 繰 繰 繰 繰 繰 繰 繰 越 越 越 越 越 越 越 越 越 越 越 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	58 340	14.4	80 033	25.5
	33 638	8.3	44 582	14.2
	97 704	24.1	10 363	3.3
	85 087	21.0	71 046	22.7
	41 877	10.3	41 592	13.3
	8 458	2.1	7 697	2.5
	33 419	8.3	33 756	10.8
	—	—	140	0.0
	9 474	2.3	24 204	7.7
	75 580	19.6	41 591	13.3
	合 計	404 700	100.0	313 411

第49表 結 核 対 策

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 扶 補 費 所 助 費 の 他	1 268	1.9	1 882	7.5
	948	1.5	4 056	16.1
	59 564	91.4	18 039	71.6
	3 063	4.7	1 064	4.2
	344	0.5	154	0.6
合 計	65 187	100.0	25 195	100.0

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
189 837	12.1	143 590	12.6	46 247	10.9	32.2	6.4
—	—	—	—	—	—	—	—
52 847	3.4	46 639	4.1	6 208	1.5	13.3	11.8
7 520	0.5	4 387	0.4	3 133	0.7	71.4	38.7
163 392	10.4	112 959	9.9	50 433	11.9	44.6	23.7
109 009	7.0	64 942	5.7	44 067	10.4	67.9	44.0
1 043 162	66.6	769 983	67.4	273 179	64.6	35.5	30.7
1 565 767	100.0	1 142 500	100.0	423 267	100.0	37.0	26.2

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
138 374	19.9	96 030	19.0	42 344	22.4	44.1	30.5
78 220	11.2	62 839	12.4	15 381	8.1	24.5	34.1
108 067	15.5	74 211	14.6	33 856	17.9	45.6	13.3
143 076	20.6	109 317	21.6	33 759	17.8	30.9	49.7
74 819	10.8	57 820	11.4	16 999	9.0	29.4	14.6
15 131	2.2	11 295	2.2	3 836	2.0	34.0	28.4
59 687	8.6	46 525	9.2	13 162	7.0	28.3	11.7
—	—	—	—	—	—	—	—
33 678	4.8	25 925	5.1	7 753	4.1	29.9	25.5
119 512	17.2	80 434	15.9	39 078	20.7	48.6	38.4
695 746	100.0	506 576	100.0	189 170	100.0	37.3	30.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
3 150	3.6	2 313	3.1	837	5.7	36.2	18.5
5 005	5.7	5 418	7.4	△ 413	△ 2.8	△ 7.6	14.2
77 603	88.0	63 569	86.4	14 034	96.1	22.1	△ 6.2
1 917	2.2	1 757	2.4	160	1.1	9.1	△ 4.3
497	0.5	506	0.7	△ 9	△ 0.1	△ 1.8	7.2
88 172	100.0	73 563	100.0	14 609	100.0	19.9	△ 4.2

第50表 保 健 所

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 普 通 建 設 の 事 業 費 費 他 そ	74 651	82.8	22 307	83.2
	8 625	9.6	2 628	9.8
	6 866	7.6	1 888	7.0
合 計	90 142	100.0	26 823	100.0

第51表 清 掃 費

区 分	昭 和 49 年			
	都 道 府 県		市 町 村	
人 物 補 通 助 建 助 費 事 業 費 費 等 費 費 他 補 単 助 独 の 事 業 費 費 他 そ	46 825	40.5	204 698	36.8
	26 143	22.6	117 887	21.2
	527	0.5	13 962	2.5
	41 250	35.6	203 335	36.6
	8 628	7.5	100 559	18.1
	32 622	28.2	102 776	18.5
	1 004	0.9	16 109	2.9
合 計	115 749	100.0	555 991	100.0

参考表 (1) 廃棄物処理施設整

区 分	昭和48年度末の状況	昭和49年12月末の状況
し 尿 処 理 施 設 地 域 焼 却 処 理 施 設 粗 大 ご み 処 理 施 設 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	85 362 kl/日 ※ 48 万人 105 633 t/日 ※126 基 …	86 384 kl/日 …万人 110 745 t/日 …基 …

- (注) 1 厚生省調による。
 2 この計画は、昭和47年3月14日閣議了解された。
 3 ※は稼働ベースの数字である。

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
96 958	<i>83.1</i>	71 285	<i>82.8</i>	25 673	<i>84.0</i>	<i>36.0</i>	<i>20.5</i>
11 251	<i>9.6</i>	7 502	<i>8.7</i>	3 749	<i>12.3</i>	<i>50.0</i>	<i>22.5</i>
8 478	<i>7.3</i>	7 331	<i>8.5</i>	1 147	<i>3.7</i>	<i>15.6</i>	<i>11.9</i>
116 687	100.0	86 118	100.0	30 569	100.0	35.5	19.9

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 純 計 額		昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
				増 減 額	増減率	前年度 増減率	
251 523	<i>37.6</i>	178 856	<i>37.6</i>	72 667	<i>38.5</i>	<i>40.6</i>	<i>31.2</i>
144 030	<i>21.7</i>	103 344	<i>21.7</i>	40 686	<i>21.5</i>	<i>39.4</i>	<i>33.5</i>
11 844	<i>1.8</i>	9 274	<i>1.9</i>	2 570	<i>1.4</i>	<i>27.7</i>	<i>22.9</i>
240 686	<i>36.2</i>	172 842	<i>36.3</i>	67 844	<i>35.9</i>	<i>39.3</i>	<i>25.3</i>
109 168	<i>16.4</i>	73 306	<i>15.4</i>	35 862	<i>19.0</i>	<i>48.9</i>	<i>40.4</i>
131 518	<i>19.8</i>	99 535	<i>20.9</i>	31 983	<i>16.9</i>	<i>32.1</i>	<i>16.2</i>
17 080	<i>2.6</i>	11 928	<i>2.5</i>	5 152	<i>2.7</i>	<i>43.2</i>	<i>23.9</i>
665 163	100.0	476 244	100.0	188 919	100.0	39.7	29.1

備計画(昭和47～50年度)

(着工ベース)

昭和50年度末の目標	4か年度間の事業量	4か年度間の事業費
82 560 kl/日	11 300 kl/日	504 億円
304 万人	85 万人	86 億円
110 661 t/日	48 378 t/日	2 324 億円
274 基	262 基	206 億円
—	—	500 億円

第52表 労働費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
失 業 対 策 費	51 152	35.7	104 148	80.8	155 005	57.5
そ の 他	92 275	64.3	24 777	19.2	114 654	42.5
合 計	143 427	100.0	128 925	100.0	269 659	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	36 739	25.6	9 874	7.7	46 613	17.3
失 業 対 策 事 業 費	47 288	33.0	97 814	75.9	145 101	53.8
補 助 事 業 費	37 331	26.0	66 832	51.8	104 162	38.6
単 独 事 業 費	9 957	6.9	30 982	24.0	40 939	15.2
そ の 他	59 400	41.4	21 237	16.4	77 945	28.9
合 計	143 427	100.0	128 925	100.0	269 659	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	33 876	23.6	38 835	30.1	72 711	27.0
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2 092	1.6	—	—
そ の 他 特 定 財 源	30 754	21.5	16 466	12.8	46 808	17.3
一 般 財 源 等	78 797	54.9	71 532	55.5	150 140	55.7
合 計	143 427	100.0	128 925	100.0	269 659	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
122 960	57.6	32 045	57.1	26.1	16.4
90 604	42.4	24 050	42.9	26.5	24.1
213 564	100.0	56 095	100.0	26.3	19.5

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
34 288	16.1	12 325	22.0	35.9	20.7
115 359	54.0	29 742	53.0	25.8	17.6
86 676	40.6	17 486	31.2	20.2	14.6
28 683	13.4	12 256	21.8	42.7	27.5
63 917	29.9	14 028	25.0	21.9	22.5
213 564	100.0	56 095	100.0	26.3	19.5

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
60 590	28.4	12 121	21.6	20.0	12.6
—	—	—	—	—	—
36 687	17.1	10 121	18.1	27.6	27.3
116 287	54.5	33 853	60.3	29.1	21.1
213 564	100.0	56 095	100.0	26.3	19.5

第53表 失 業 対 策

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	1 696	3.3	5 726	5.5	7 422	4.8
失 業 対 策 事 業 費	47 288	92.4	97 814	93.9	145 101	93.6
補 助 事 業 費	37 331	73.0	66 832	64.2	104 162	67.2
単 独 事 業 費	9 957	19.5	30 982	29.7	40 939	26.4
そ の 他	2 168	4.3	608	0.6	2 482	1.6
合 計	51 152	100.0	104 148	100.0	155 005	100.0

第54表 農 林 水 産

その 1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
農 業 費	371 783	27.0	244 531	33.4	504 081	28.6
畜 産 業 費	104 489	7.6	38 527	6.0	125 704	7.1
農 林 地 業 費	506 422	36.3	211 155	33.1	649 618	36.9
水 産 業 費	245 344	17.8	84 328	13.2	295 998	16.8
合 計	1 376 298	100.0	637 179	100.0	1 761 683	100.0

その 2 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	228 114	16.6	118 903	18.7	347 017	19.7
物 件 費	51 380	3.7	27 923	4.4	79 303	4.5
補 助 費 等	139 159	10.1	58 765	9.2	149 191	8.5
普 通 建 設 事 業 費	864 874	62.8	410 692	64.5	1 073 145	60.9
補 助 事 業 費	744 595	54.1	217 315	34.1	824 051	46.8
単 独 事 業 費	105 084	7.6	170 149	26.7	233 763	13.3
国 直 轄 事 業 負 担 金	15 195	1.1	135	0.0	15 331	0.9
県 営 事 業 負 担 金	—	—	23 093	3.6	—	—
そ の 他	92 771	6.8	20 896	3.2	113 027	6.4
合 計	1 376 298	100.0	637 179	100.0	1 761 683	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
5 798	4.7	1 624	5.1	28.0	12.6
115 359	93.8	29 742	92.8	25.8	17.6
86 676	70.5	17 486	54.6	20.2	14.6
28 683	23.3	12 256	38.2	42.7	27.5
1 803	1.5	679	2.1	37.7	△ 24.2
122 960	100.0	32 045	100.0	26.1	16.4

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
405 674	27.7	98 407	33.3	24.3	17.1
97 385	6.6	28 319	9.6	29.1	24.6
562 130	38.3	87 488	29.6	15.6	7.2
253 878	17.3	42 120	14.3	16.6	7.5
147 223	10.0	39 060	13.2	26.5	18.4
1 466 291	100.0	295 392	100.0	20.1	12.0

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
245 851	16.8	101 166	34.2	41.1	23.1
69 442	4.7	9 861	3.3	14.2	20.7
119 916	8.2	29 275	9.9	24.4	13.1
939 343	64.1	133 802	45.3	14.2	7.5
725 586	49.5	98 465	33.3	13.6	4.1
199 953	13.6	33 810	11.4	16.9	21.7
13 804	0.9	1 527	0.5	11.1	12.2
—	—	—	—	—	—
91 739	6.2	21 288	7.3	23.2	26.3
1 466 291	100.0	295 392	100.0	20.1	12.0

第54表 農 林 水 産

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	598 069	43.5	19 175	3.0	617 245	35.0
都道府県支出金	—	—	202 843	31.8	—	—
分担金、負担金、 寄附金	79 414	5.8	52 771	8.3	107 675	6.1
地方債	25 600	1.9	44 304	7.0	66 868	3.8
その他特定財源等	135 367	9.7	38 181	6.0	167 609	9.6
一般財源等	537 848	39.1	279 905	43.9	802 286	45.5
合 計	1 376 298	100.0	637 179	100.0	1 761 683	100.0

第55表 農 業 費

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	118 300	31.8	92 636	37.9	210 936	41.8
物件費	23 056	6.2	13 305	5.4	36 362	7.2
補助費等	88 541	23.8	30 265	12.4	85 453	17.0
普通建設事業費	102 334	27.5	100 978	41.3	124 562	24.7
補助事業費	76 574	20.6	68 783	28.1	83 338	16.5
単独事業費	25 760	6.9	30 524	12.5	41 224	8.2
県営事業負担金	—	—	1 671	0.7	—	—
その他の	39 552	10.7	7 347	3.0	46 768	9.3
合 計	371 783	100.0	244 531	100.0	504 081	100.0

第56表 畜 産 業 費

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人件費	24 620	23.6	3 184	8.3	27 804	22.1
物件費	10 137	9.7	3 505	9.1	13 642	10.9
補助費等	26 623	25.5	7 344	19.1	29 311	23.3
普通建設事業費	32 079	30.7	21 176	55.0	40 862	32.5
補助事業費	23 282	22.3	13 807	35.8	27 278	21.7
単独事業費	8 638	8.3	7 096	18.4	13 422	10.7
国直轄事業負担金	158	0.2	4	0.0	162	0.1
県営事業負担金	—	—	269	0.7	—	—
その他の	11 030	10.5	3 318	8.6	14 085	11.2
合 計	104 489	100.0	38 527	100.0	125 704	100.0

業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
530 792	36.2	86 453	29.3	16.3	8.1
96 397	6.6	11 278	3.8	11.7	4.3
83 448	5.7	△ 16 580	5.6	△ 19.9	9.6
129 408	8.8	38 201	12.9	29.5	13.3
626 246	42.7	176 040	59.6	28.1	16.9
1 466 291	100.0	295 392	100.0	20.1	12.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
152 920	37.7	58 016	59.0	37.9	21.0
33 195	8.2	3 167	3.2	9.5	16.9
71 346	17.6	14 107	14.3	19.8	13.8
107 772	26.6	16 790	17.1	15.6	19.7
70 240	17.3	13 098	13.3	18.6	17.9
37 532	9.3	3 692	3.8	9.8	23.1
40 441	9.9	6 327	6.4	15.6	4.1
405 674	100.0	98 407	100.0	24.3	17.1

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
20 117	20.7	7 687	27.1	38.2	20.4
11 463	11.8	2 179	7.7	19.0	23.0
20 651	21.2	8 660	30.6	41.9	3.6
36 732	37.7	4 130	14.6	11.2	36.7
23 556	24.2	3 722	13.1	15.3	38.3
13 061	13.4	361	1.3	2.8	33.0
116	0.1	46	0.2	39.7	43.2
8 422	8.6	5 663	20.0	67.2	57.8
97 385	100.0	28 319	100.0	29.1	24.6

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率	前 年 度 率
23 581	4.2	15 162	17.3	64.3	39.3
511 452	91.0	64 501	73.7	12.6	5.2
411 758	73.2	42 812	48.9	10.4	2.6
88 130	15.7	20 225	23.1	22.9	13.2
11 564	2.1	1 464	1.7	12.7	11.4
—	—	—	—	—	—
27 097	4.8	7 825	9.0	23.9	26.5
562 130	100.0	87 488	100.0	15.6	7.2

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率	前 年 度 率
31 576	12.4	13 247	31.5	42.0	24.7
187 455	73.8	24 445	58.0	13.0	2.7
139 730	55.0	17 877	42.4	12.8	3.0
46 364	18.3	6 580	15.6	14.2	24.3
1 361	0.5	12	0.0	0.9	6.7
—	—	—	—	—	—
34 847	13.8	4 428	10.5	12.7	23.8
253 878	100.0	42 120	100.0	16.6	7.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率	前 年 度 率
17 657	12.0	7 053	18.1	39.9	22.5
7 037	4.8	796	2.0	11.3	34.8
7 199	4.9	2 529	6.5	35.1	33.8
95 932	65.2	23 936	61.3	25.0	9.2
80 303	54.5	20 956	53.7	26.1	6.7
14 866	10.1	2 951	7.6	19.9	23.1
762	0.5	29	0.1	3.8	35.8
—	—	—	—	—	—
19 398	13.1	4 746	12.1	24.5	69.6
147 223	100.0	39 060	100.0	26.5	18.4

参考表 (2) 土地改良長期計画 (昭和48~57年度)

(単位 億円)

区 分	投資総額	投資実績			昭和50年度投資見込
		昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	
国が行い又は補助する事業	112 000	5 717	6 083	6 172	7 214
農用地総合整備事業	66 100	2 997	3 395	3 588	4 154
基幹かんがい排水施設整備事業	22 400	1 305	1 273	1 183	1 446
防災事業	9 700	448	485	486	547
農用地造成事業	13 800	966	930	915	1 067
融資事業等費	8 000	312	457 (概算)	542 (概算)	542 (概算)
予備費	10 000	—	—	—	—
合 計	130 000	6 028	6 540	6 714	7 756

脚) 1 農林省調による。

2 この計画は、昭和48年5月1日閣議決定された。

3 前期5か年(昭和48~52年度)の投資額は5兆2000億円、後期5か年(昭和53~57年度)の投資額は7兆8000億円である。

4 土地改良長期計画(昭和40~49年度)は、47年度で打ち切り、48年度より新計画を実施しているため、昭和47年度投資実績は、旧計画に基づく投資実績である。

第60表 商 工 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人物補普通補助単県貸そ合	43 343	6.5	33 263	12.5	76 606	8.3
件費等	16 510	2.5	11 448	4.3	27 958	3.0
助建設事業費	44 946	6.8	29 796	11.2	66 878	7.3
補助事業費	31 690	4.8	29 628	11.1	58 335	6.3
単営事業負担金	8 690	1.3	4 432	1.7	12 843	1.4
貸そ付の金	23 000	3.5	24 888	9.3	45 492	4.9
他	—	—	308	0.1	—	—
合計	515 837	77.6	135 768	50.8	650 356	70.7
	11 985	1.8	27 154	10.1	39 139	4.4
合計	664 311	100.0	267 057	100.0	919 272	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
使用料、手数料、手数料	3 820	0.6	2 794	1.0	6 614	0.7
分担金、負担金、寄附金	1 033	0.2	1 671	0.6	2 178	0.2
地方債	89 211	13.4	6 747	2.5	94 709	10.3
地諸の他特定財源等	382 622	57.6	136 686	51.2	517 840	56.3
一般財源	36 788	5.5	17 104	6.5	49 575	5.5
一	150 837	22.7	102 055	38.2	248 356	27.0
合計	664 311	100.0	267 057	100.0	919 272	100.0

参考表 (3) 第5次漁港整備5か年計画 (昭和48~52年度)

(単位 百万円・%)

区 分	投資総額 事業費	投資実績		昭和50年度		昭和 50年度末 進捗率
		昭和 48年度	昭和 49年度	事業費	うち国費	
本 土	416 700	41 494	45 400	54 768	29 839	34.0
離 島	139 800	14 185	15 343	19 066	16 363	34.8
北 海 道	111 400	12 839	14 026	16 590	15 302	39.0
沖 縄	12 100	1 615	1 717	2 470	2 422	48.0
合 計	680 000	70 133	76 486	92 894	63 926	35.2

(注) 1 水産庁調による。

2 この計画は、昭和48年2月20日閣議決定された。

3 公害防止対策事業を含む。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
53 687	7.6	22 919	10.6	42.7	23.8
22 798	3.2	5 160	2.4	22.6	25.3
53 835	7.6	13 043	6.1	24.2	19.7
53 608	7.6	4 727	2.2	8.8	15.9
10 008	1.4	2 835	1.8	28.3	31.9
43 600	6.2	1 892	0.9	4.3	12.8
—	—	—	—	—	—
487 729	69.3	162 627	75.5	33.3	26.6
32 120	4.7	7 019	3.2	21.9	18.4
703 777	100.0	215 495	100.0	30.6	24.6

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
5 636	0.8	978	0.5	17.4	10.4
2 144	0.3	34	0.0	1.6	14.8
68 118	9.7	26 591	12.3	39.0	53.1
383 592	54.5	134 248	62.3	35.0	22.0
37 019	5.3	12 556	5.8	33.9	17.1
207 268	29.4	41 088	19.1	19.8	23.7
703 777	100.0	215 495	100.0	30.6	24.6

第61表 土 木 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 管 理 費	143 997	5.4	257 854	10.9	399 786	8.1
道 路 橋 り ょ う 費	980 494	36.5	720 111	30.5	1 665 894	33.7
河 川 海 岸 費	513 965	19.1	89 446	3.8	594 743	12.0
港 湾 費	170 358	6.3	93 528	4.0	248 122	5.0
都 市 計 画 費	483 666	18.0	800 229	33.9	1 250 576	25.3
住 宅 費	381 623	14.2	400 071	16.9	766 496	15.5
空 港 費	15 451	0.6	702	0.0	15 849	0.3
合 計	2 689 554	100.0	2 361 942	100.0	4 941 466	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 維 持 費	132 617	4.9	240 478	10.2	373 095	7.6
普 通 補 単 国 庫 直 營 貸 練 そ の 他	20 396	0.8	40 930	1.7	61 326	1.2
建 設 費	78 800	2.9	101 425	4.3	180 225	3.6
事 業 費	2 195 565	81.6	1 577 552	66.8	3 678 717	74.4
事 業 費	1 440 439	53.6	700 533	29.7	2 136 679	43.2
事 業 費	561 766	20.9	814 039	34.5	1 327 918	26.9
事 業 費	193 361	7.2	20 760	0.9	214 120	4.3
事 業 費	—	—	42 220	1.8	—	—
事 業 費	120 743	4.5	147 166	6.2	262 789	5.3
事 業 費	42 573	1.6	174 588	7.4	217 161	4.4
事 業 費	98 860	3.7	79 803	3.4	168 153	3.5
合 計	2 689 554	100.0	2 361 942	100.0	4 941 466	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	813 905	30.3	366 878	15.5	1 180 782	23.9
都 道 府 県 支 出 金	—	—	73 826	3.1	—	—
使 用 料、手 数 料	28 972	1.1	35 074	1.5	64 046	1.3
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	73 765	2.7	41 655	1.8	72 329	1.5
地 方 債	406 036	15.1	419 845	17.8	797 992	16.1
そ の 他 特 定 財 源	299 793	11.1	289 891	12.3	574 291	11.6
一 般 財 源 等	1 067 083	39.7	1 134 773	48.0	2 252 026	45.6
合 計	2 689 554	100.0	2 361 942	100.0	4 941 466	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
314 206	7.7	85 580	10.1	27.2	55.5
1 451 490	35.5	214 404	25.2	14.8	5.0
494 094	12.1	100 649	11.8	20.4	1.3
207 139	5.1	40 983	4.8	19.8	9.3
1 040 557	25.4	210 019	24.7	20.2	14.8
570 253	13.9	196 243	23.1	34.4	12.3
13 584	0.3	2 265	0.3	16.7	9.5
4 091 323	100.0	850 143	100.0	20.8	10.9

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
256 918	6.3	116 177	13.7	45.2	28.0
49 679	1.2	11 647	1.4	23.4	24.8
155 687	3.8	24 538	2.9	15.8	15.2
3 060 308	74.8	618 409	72.7	20.2	6.1
1 709 603	41.8	427 076	50.2	25.0	0.4
1 154 715	28.2	173 203	20.4	15.0	18.4
195 991	4.8	18 129	2.1	9.2	4.6
—	—	—	—	—	—
208 338	5.1	54 451	6.4	26.1	22.1
199 303	4.9	17 858	2.1	9.0	71.2
161 090	3.9	7 063	0.8	4.4	11.7
4 091 323	100.0	850 143	100.0	20.8	10.9

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
938 702	22.9	242 080	28.5	25.8	△ 0.1
—	—	—	—	—	—
53 868	1.3	10 178	1.2	18.9	18.4
68 580	1.7	3 749	0.4	5.5	25.7
717 248	17.5	80 744	9.5	11.3	△ 21.0
420 101	10.3	154 190	18.1	36.7	29.8
1 892 824	46.3	359 202	42.3	19.0	34.1
4 091 323	100.0	850 143	100.0	20.8	10.9

第62表 道路 橋りよ

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人	36 483	3.7	63 515	8.8	99 998	6.0
維	54 438	5.6	77 897	10.8	132 335	7.9
普	870 176	88.7	561 703	78.0	1 400 646	84.1
持	519 434	53.0	103 454	14.4	622 868	37.4
通	236 776	24.1	432 455	60.1	654 795	39.3
補	113 966	11.6	9 017	1.3	122 983	7.4
単	—	—	16 777	2.3	—	—
国	19 397	2.0	16 996	2.4	32 915	2.0
県						
そ						
合 計	980 494	100.0	720 111	100.0	1 665 894	100.0

参考表(4) 第7次 道路 整備
(単位 億円)

区 分	投 資 額
一	93 400
道	67 770
街	25 100
機	530
有	49 600
道	32 000
路	4 600
機	3 400
日	6 600
首	3 000
阪	47 000
有	5 000
本	
地	
予	
合 計	195 000

第63表 河 川 海 岸

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人	11 367	2.2	6 224	7.0	17 590	3.0
維	7 007	1.4	4 842	5.4	11 849	2.0
普	490 484	95.4	75 767	84.7	558 507	93.9
持	369 142	71.8	14 015	15.7	380 128	63.9
通	65 077	12.7	59 555	66.6	122 088	20.5
補	56 265	10.9	26	0.0	56 291	9.5
単	—	—	2 171	2.4	—	—
国	5 107	1.0	2 613	2.9	6 797	1.1
県						
そ						
合 計	513 965	100.0	89 446	100.0	594 743	100.0

ろ 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
68 566	4.7	31 432	14.7	45.8	24.9
115 951	8.0	16 384	7.6	14.1	12.2
1 239 027	85.4	161 619	75.4	13.0	3.2
517 366	35.6	105 502	49.2	20.4	△ 2.3
606 668	41.8	48 127	22.4	7.9	8.9
114 993	7.9	7 990	3.7	6.9	0.6
—	—	—	—	—	—
27 946	1.9	4 969	2.3	17.8	22.5
1 451 490	100.0	214 404	100.0	14.8	5.0

5 か 年 計 画 (昭和48~52年度)

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和48年6月29日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和48年度事業費 27 260 億円

(2) 昭和49年度事業費 27 179 億円

(3) 昭和50年度事業費見込額 28 420 億円

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前年度増減率
11 127	2.3	6 463	6.4	58.1	40.0
10 674	2.2	1 175	1.2	11.0	16.6
462 080	93.5	96 427	95.8	20.9	△ 0.9
309 523	62.6	70 605	70.1	22.8	△ 8.2
101 316	20.5	20 772	20.6	20.5	38.6
51 241	10.4	5 050	5.0	9.9	△ 8.4
—	—	—	—	—	—
10 213	2.0	△ 3 416	△ 3.4	△ 33.4	114.6
494 094	100.0	100 649	100.0	20.4	1.3

参考表 (5) 第4次 治 山 治 水 事 業

その 1 第4次治水事業5か年計画

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額		
	直 轄	補 助	計
河 川 改 修 事 業	8 146	9 754	17 900
ダ ム 事 業	3 748	2 152	5 900
砂 防 事 業	1 280	4 820	6 100
建 設 機 械 整 備 等	100	—	100
小 計	13 274	16 726	30 000
災害関連事業、地方単独事業			6 000
予 備 費			4 500
合 計			40 500

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和47年6月30日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

- (1) 昭和47年度事業費 5 022 億円
- (2) 昭和48年度事業費 5 020 億円
- (3) 昭和49年度事業費 5 059 億円
- (4) 昭和50年度事業費見込額 6 169 億円

第64表 港 湾 費

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	4 171	2.4	6 408	6.9	10 579	4.3
維 持 補 修 費	2 461	1.4	1 865	2.0	4 326	1.7
普 通 建 設 事 業 費	146 341	85.9	75 938	81.2	209 217	84.3
補 助 事 業 費	102 370	60.1	42 915	45.9	145 210	58.5
単 独 事 業 費	21 417	12.6	11 926	12.8	29 781	12.0
国直轄事業負担金	22 553	13.2	11 672	12.5	34 225	13.8
県営事業負担金	—	—	9 425	10.1	—	—
そ の 他	17 385	10.3	9 317	9.9	24 000	9.7
合 計	170 358	100.0	93 528	100.0	248 122	100.0

5 か 年 計 画 (昭和 47 ~ 51 年度)

その 2 第 4 次 治 山 事 業 5 か 年 計 画

(単位 億円・千ha)

区 分	投 資 総 額			事 業 量
	国 有 林	民 有 林	計	
復 旧 治 山	776	2 527	3 303	164
予 防 治 山	79	974	1 053	75
防 災 林 造 成	28	180	208	(264km) 23
保 安 林 整 備	53	307	360	237
地 す べ り 防 止	9	607	616	27
そ の 他	255	5	260	—
小 計	1 200	4 600	5 800	(264km)526
災害関連事業、地方単独事業			200	
予 備 費			850	
合 計			6 850	

- (注) 1 林野庁調による。()書は防潮林である。
 2 この計画は、昭和 47 年 3 月 14 日閣議決定された。
 3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。
 (1) 昭和 48 年度事業費 897 億円
 (2) 昭和 49 年度事業費 921 億円
 (3) 昭和 50 年度事業費見込額 1 067 億円

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
6 863	3.3	3 716	9.1	54.1	30.9
3 157	1.5	1 169	2.9	37.0	19.3
173 103	83.6	36 114	88.1	20.9	8.1
120 318	58.1	24 892	60.7	20.7	8.1
24 183	11.7	5 598	13.7	23.1	57.5
28 602	13.8	5 623	13.7	19.7	△ 14.4
—	—	—	—	—	—
24 016	11.6	△ 16	△ 0.1	△ 0.1	11.3
207 139	100.0	40 983	100.0	19.8	9.3

参考表(6) 第4次港湾整備

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
外国貿易港湾の整備	6360	調整項目	1650
国内流通港湾の整備	3910	小計	15500
地域開発基盤港湾の整備	1910	災害関連・地方単独事業等	2400
産業関連港湾の整備	680	合計	17900
航路等の整備	680	港湾機能施設整備事業	2100
公害防止事業の推進	170	予備費	1000
港湾調査の実施等	140	再計	21000

第65表 都市計画

その1 目的別内訳

区 分	昭和49年度					
	都道府県		市町村		純計額	
街路費	206836	42.8	211628	26.4	406664	32.5
公共下水道	57143	11.8	143367	17.9	200511	16.0
都市計画整理費等	18741	3.9	41696	5.2	53601	4.3
区画	200945	41.5	403538	50.4	589800	47.2
合計	483666	100.0	800229	100.0	1250576	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭和49年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	11173	2.3	54220	6.8	65392	5.2
維持補修費	3137	0.6	4937	0.6	8074	0.6
普通建設事業費	366823	75.8	538508	67.3	875602	70.0
補助事業費	225216	46.6	292148	36.5	516816	41.3
単独事業費	141607	29.3	232932	29.1	358757	28.7
国直轄事業負担金	—	—	28	0.0	28	0.0
県営事業負担金	—	—	13400	1.7	—	—
その他の	102533	21.3	202564	25.3	301508	24.2
合計	483666	100.0	800229	100.0	1250576	100.0

5 か 年 計 画 (昭 和 46 ~ 50 年 度)

註 1 運輸省調による。

2 この計画は、昭和 47 年 3 月 17 日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和 48 年度事業費 3 473 億円

(2) 昭和 49 年度事業費 3 557 億円

(3) 昭和 50 年度事業費見込額 3 662 億円

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
366 951	35.3	39 713	18.9	10.8	0.1
178 592	17.2	21 919	10.4	12.3	19.8
39 965	3.8	13 636	6.5	34.1	19.1
455 049	43.7	134 751	64.2	29.6	27.5
1 040 557	100.0	210 019	100.0	20.2	14.8

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
44 978	4.3	20 414	9.7	45.4	36.7
6 392	0.6	1 682	0.8	26.3	34.5
729 773	70.1	145 829	69.4	20.0	11.9
449 902	43.2	66 914	31.9	14.9	4.3
279 871	26.9	78 886	37.6	28.2	26.7
—	—	28	0.0	皆増	皆減
—	—	—	—	—	—
259 414	25.0	42 094	20.0	16.2	19.9
1 040 557	100.0	210 019	100.0	20.2	14.8

参考表(7) 第7次道路整備5か年計画中の街路事業
(昭和48~52年度)

(単位 億円)

区 分	投 資 総 額				
	道 路	橋りょう	舗 装	修 繕 等	計
一 般 国 道	1 164	66	43	—	1 273
主 要 地 方 道	4 450	276	309	24	5 059
そ の 他 の 地 方 道	16 298	691	1 530	136	18 655
小 計	21 912	1 033	1 882	160	24 987
調 査	—	—	—	—	113
合 計	21 912	1 033	1 882	160	25 100

- (注) 1 建設省調による。
 2 この計画は、昭和48年6月29日閣議決定された。
 3 この計画の中街路事業の進捗状況は、次のとおりである。
 (1) 昭和48年度事業費 3 724 億円
 (2) 昭和49年度事業費 3 632 億円
 (3) 昭和50年度事業費見込額 3 530 億円

第66表 住 宅 費

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県	市 町 村	純 計 額			
人 維 普	7 818	2.0	14 400	3.6	22 218	2.9
持 補 修 費	11 314	3.0	11 199	2.8	22 514	2.9
建 設 事 業 費	283 987	74.4	315 631	78.9	588 321	76.8
事 業 費	215 071	56.4	246 646	61.7	461 199	60.2
事 業 費	68 916	18.1	68 965	17.2	127 122	16.6
事 業 費	—	—	20	0.0	—	—
事 業 費	66 288	17.4	48 311	12.1	113 120	14.8
事 業 費	12 216	3.2	10 530	2.6	20 323	2.6
合 計	381 623	100.0	400 071	100.0	766 496	100.0

参考表(8) 第3次下水道整備5か年計画(昭和46~50年度)

その1 事業費

(単位 億円)

区 分	事業費	区 分	事業費
公共下水道	20 300	都市下水道	800
一般公共事業	11 575	特定公共下水道	300
地方単独事業	8 725	一般公共事業	255
流域下水道	3 600	地方単独事業	45
一般公共事業	3 240	予 備 費	1 000
地方単独事業	360	合 計	26 000

(注) 1 建設省調による。

2 この計画は、昭和46年8月27日閣議決定された。

3 この計画の進捗状況は、次のとおりである。

(1) 昭和46年度事業費	3 738 億円
(2) 昭和47年度事業費	5 307 億円
(3) 昭和48年度事業費	5 459 億円
(4) 昭和49年度事業費	4 767 億円
(5) 昭和50年度事業費見込額	6 971 億円

その2 整備状況等

区 分	昭和48年度末	昭和49年度末	昭和50年度末 見 込
総 人 口(万人)	10 871	11 049	11 150
処 理 人 口(万人)	2 116	2 253	2 554
総人口普及率(%)	19.5	20.5	22.9

① 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
15 362	2.7	6 856	3.5	44.6	23.7
18 743	3.3	3 771	1.9	20.1	29.0
420 323	73.7	167 998	85.6	40.0	11.8
304 588	53.4	156 611	79.8	51.4	5.7
115 735	20.3	11 387	5.8	9.8	31.8
—	—	—	—	—	—
98 458	17.3	14 662	7.5	14.9	10.3
17 367	3.0	2 956	1.5	17.0	12.5
570 253	100.0	196 243	100.0	34.4	12.3

参考表（9） 第2期住宅建設5か年

区 分	第2期5か年計画(昭和46～50)		
	計 画 戸 数	49年度建設戸数 (実績見込み)	達 成 率 (実績見込み)%
公 的 資 金 に よ る 住 宅	3 838	623	63.8
公営住宅(改良住宅を含む。)	678	83	62.1
公庫住宅	1 370	369	92.2
公団住宅	460	50	50.4
その他の住宅	945	121	56.4
調整戸数	385	—	—
民 間 自 力 建 設 住 宅	5 738	811	76.0
合 計	9 576	1 434	71.1

第67表 消 防 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 件 費	48 354	83.2	231 598	66.4	279 951	70.2
物 件 費	2 231	3.8	34 079	9.8	36 310	9.1
普通建設事業費	5 608	9.7	61 000	17.5	66 039	16.6
その他の	1 899	3.3	21 889	6.3	16 234	4.1
合 計	58 092	100.0	348 566	100.0	398 534	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	443	0.8	4 837	1.4	5 281	1.3
地方債	2 900	5.0	22 523	6.5	23 941	6.0
その他特定財源	5 358	9.2	14 388	4.1	9 255	2.4
一般財源等	49 391	85.0	306 818	88.0	360 057	90.3
合 計	58 092	100.0	348 566	100.0	398 534	100.0

計画(昭和46～50年度)

(単位 千戸)

年度)
50年度建設戸数 (計画)
628
91
329
60
148
—
913
1541

- (注) 1 建設省調による。
 2 第2期住宅建設5か年計画は、昭和46年3月30日に閣議決定されたが、沖縄県に係る住宅建設計画(47～50年度)を追加するため、昭和48年2月20日変更された。
 3 昭和49、50年度の戸数は、昭和50年7月15日現在における建設見込戸数である。
 4 昭和49、50年度の「その他の住宅」は、建設省推計値である。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率	前 年 度
197 784	66.9	82 167	79.9	41.5	30.4
28 286	9.6	8 024	7.8	28.4	21.1
56 577	19.1	9 462	9.2	16.7	27.9
13 037	4.4	3 197	3.1	24.5	15.0
295 684	100.0	102 850	100.0	34.8	28.2

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度	増 減 率	前 年 度
4 216	1.4	1 065	1.0	25.3	20.6
20 479	6.9	3 462	3.4	16.9	19.3
8 617	3.0	538	0.6	7.4	30.7
262 372	88.7	97 685	95.0	37.2	29.0
295 684	100.0	102 850	100.0	34.8	28.2

第68表 消防施設等整備費

区 分	昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度	
	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量	補 助 金
消防ポンプ自動車	781	555 750	915	652 554	1 055	859 780
手引動力ポンプ	—	—	—	—	—	—
小型動力ポンプ	1 812	207 470	1 941	226 116	1 698	239 060
火災報知機	{ 発信機	33	660	—	—	—
	{ 受信機	1	200	—	—	—
消防専用無線電話装置	540	61 427	611	71 812	841	108 200
防火水そう車	1 165	189 909	968	165 820	1 078	222 800
防積 (小学計)	—	—	190	30 000	300	102 110
科 学 消 防 力 車	—	1 015 416	—	1 146 302	—	1 531 950
は し 学 車	36	145 400	50	205 890	54	215 060
化 学 急 車	51	72 550	52	77 320	66	99 970
救 急 コ ン 車	31	19 600	40	24 200	30	19 480
へ リ コ ン 車	1	30 000	1	22 000	—	—
消 防 艇 車	5	50 000	4	60 000	4	40 000
救 助 工 作 車	—	—	—	—	21	31 500
屈 折 放 水 塔 車	—	—	—	—	—	—
高 発 泡 車	—	—	4	8 000	7	14 000
林 野 火 災 工 作 車	—	—	—	—	6	17 000
(小 計)	—	317 550	—	397 410	—	437 010
計	—	1 332 966	—	1 543 712	—	1 968 960
救 急 指 令 装 置	5	10 000	6	14 500	5	11 500
消防吏員待機宿舍	世 112	47 774	世 130	44 456	世 100	46 000
合 計	独 107	1 390 740	独 127	1 602 668	独 115	2 026 460

出 消防庁調による。

第69表 火 災 発 生

区 分	総 出 火 件 数	
	件 数	指 数
昭 和 36 年	47 106	100
41	48 057	102
42	54 506	116
43	53 654	114
44	56 797	121
45	63 905	136
46	64 019	136
47	58 291	124
48	73 072	155
49	67 712	144

出 消防庁調により、暦年である。

補助金による整備状況

(単位 千円)

昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
1 070	937 300	1 291	1 156 414	1 172	1 066 886	992	1 357 820
1 640	242 565	1 651	244 147	1 601	249 095	1 475	294 595
—	—	—	—	—	—	—	—
1 125	157 360	1 256	187 723	2 019	305 352	1 251	222 545
1 529	307 015	1 591	345 198	2 091	613 805	2 285	905 219
446	166 560	595	218 970	679	257 608	594	256 118
	1 810 800		2 152 452		2 492 746		3 036 297
55	247 710	61	329 660	111	673 738	83	945 391
54	93 890	59	127 568	50	113 140	40	140 790
29	23 910	34	33 603	35	34 908	10	14 720
3	82 000	1	30 000	—	—	1	30 000
1	10 000	4	40 000	1	10 000	1	30 000
16	24 000	16	25 800	23	36 000	26	51 408
—	—	—	—	4	20 000	4	29 120
5	10 000	4	8 000	6	14 400	3	6 720
8	22 100	9	28 900	11	35 700	4	13 300
	513 610		623 531		937 886		1 261 449
	2 324 410		2 775 983		3 430 632		4 297 746
12	22 000	19	26 800	40	52 000	34	42 500
世 独	92	世 独	72	世 独	52	世 独	58
74	48 103	99	46 389	23	31 262	3	45 147
	2 394 513		2 849 172		3 513 894		4 385 393

の 状 況

(単位 百万円・人)

総 損 害 額		死 傷 者 数	
金 額	指 数	人 員	指 数
43 021	100	9 580	100
48 865	114	9 321	97
53 295	124	10 476	109
54 252	126	9 967	104
70 172	163	10 636	111
83 387	194	11 320	118
78 570	183	10 691	112
84 106	195	11 364	119
113 796	265	11 659	122
112 306	261	10 716	112

第70表 警察費の状況

その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度		昭和48年度		比 較				
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率		
人 物 費 補 助 費 普 通 建 設 事 業 費 そ の 他 合 計	751 402	81.2	555 861	79.6	195 541	86.0	35.2	24.5	
	60 918	6.6	49 971	7.2	10 947	4.8	21.9	20.8	
	8 418	0.9	6 955	1.0	1 463	0.6	21.0	15.6	
	99 126	10.7	81 645	11.7	17 481	7.7	21.4	25.6	
	5 734	0.6	3 698	0.5	2 036	0.9	55.1	31.6	
	925 598	100.0	698 130	100.0	227 468	100.0	32.6	24.3	

その2 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	昭和49年度		昭和48年度		比 較				
	純 計 額		純 計 額		増 減 額	増減率	前年度 増減率		
国 庫 支 出 金 使 用 料 手 数 入 諸 収 入 そ の 他 特 定 財 源 等 一 般 財 源 等 合 計	23 324	2.5	20 551	2.9	2 773	1.2	13.5	16.8	
	21 548	2.3	19 006	2.7	2 542	1.1	13.4	44.1	
	3 726	0.4	2 154	0.3	1 572	0.7	73.0	37.7	
	23 142	2.6	14 547	2.2	8 595	3.8	59.1	14.0	
	853 858	92.2	641 872	91.9	211 986	93.2	33.0	24.2	
	925 598	100.0	698 130	100.0	227 468	100.0	32.6	24.3	

第72表 警察職員

区 分	地方警務官	地 方 警 察	
		警 察 官	事 務 職 員
昭 和 36 年	280	129 482	19 833
41	320	150 320	22 571
42	340	156 094	23 096
43	360	160 646	23 707
44	360	166 459	24 069
45	370	172 204	24 800
46	390	176 573	26 982
47	410	178 611	28 756
48	438	183 871	30 175
49	458	189 280	30 284
50	478	195 334	30 571

(註) 1 地方警務官は警察庁調、その他は自治省調による。

2 昭和36年は5月31日現在、昭和41～50年は4月1日現在の職員数である。

第71表 交通事故等発生の状況

区 分	業務上等過失致死 傷害罪発生件数	交通事故発生件数
昭和 36 年	129 549	493 693
41	296 804	425 944
42	383 631	521 481
43	508 281	635 056
44	594 790	720 880
45	652 614	718 080
46	631 215	700 290
47	594 542	659 283
48	538 192	586 713
49	460 960	490 452

(注) 1 警察庁調により、暦年である。

2 「業務上等過失致死傷害罪発生件数」には、14歳未満の者の件数が除かれている。

3 「交通事故件数」は、昭和36年は物損事故件数を含み、昭和41年以降は人身に係る事故の件数のみである。

数 の 推 移 (単位 人)

職 員 計	合 計		
	警 察 官	事 務 職 員	計
149 315	129 762	19 833	149 595
172 891	150 640	22 571	173 211
179 190	156 434	23 096	179 530
184 353	161 006	23 707	184 713
190 528	166 819	24 069	190 888
197 004	172 574	24 800	197 374
203 555	176 963	26 982	203 945
207 367	179 021	28 756	207 777
214 046	184 309	30 175	214 484
219 564	189 738	30 284	220 022
225 905	195 812	30 571	226 383

る。ただし、昭和47～50年の地方警務官数は5月1日現在の職員数である。

第73表 教 育 費

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
小 学 校 費	1 431 571	37.0	873 750	39.1	2 297 119	38.0
中 学 校 費	808 190	20.9	451 642	20.2	1 255 892	20.8
高 等 学 校 費	974 439	25.2	81 217	3.6	1 054 841	17.4
社 会 健 育 費	60 956	1.6	221 121	9.9	272 468	4.5
保 健 学 校 費	40 683	1.1	329 625	14.8	364 456	6.0
大 学 学 校 費	45 762	1.2	19 851	0.9	65 499	1.1
特 殊 学 校 費	125 400	3.2	9 325	0.4	134 211	2.2
幼 稚 園 費	1 427	0.0	106 313	4.8	106 136	1.8
教 育 総 務 費	381 896	9.9	139 899	6.3	499 456	8.3
合 計	3 870 326	100.0	2 232 743	100.0	6 050 078	100.0

その2 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	3 231 255	83.5	593 574	26.6	3 824 829	63.2
維 持 補 修 費	122 046	3.2	327 514	14.7	449 560	7.4
扶 助 費	8 939	0.2	36 416	1.6	45 355	0.7
普 通 建 設 費	126 049	3.3	100 618	4.5	191 839	3.2
補 助 事 業 費	344 395	8.9	1 146 450	51.3	1 481 121	24.5
補 助 事 業 費	86 518	2.2	647 321	29.0	733 602	12.1
単 独 事 業 費	257 877	6.7	498 692	22.3	747 519	12.4
県 営 事 業 負 担 金	—	—	437	0.0	—	—
そ の 他	37 642	0.9	28 171	1.3	57 374	1.0
合 計	3 870 326	100.0	2 232 743	100.0	6 050 078	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	1 177 726	30.4	240 124	10.8	1 417 850	23.4
都 道 府 県 支 出 金	—	—	38 734	1.7	—	—
使 用 料、手 数 料	34 959	0.9	14 448	0.6	49 406	0.8
分 担 金、負 担 金、寄 附 金	2 255	0.1	21 579	1.0	18 987	0.3
地 方 債	96 913	2.5	428 096	19.2	493 530	8.2
そ の 他 特 定 財 源	96 428	2.5	128 668	5.7	222 573	3.7
一 般 財 源 等	2 462 045	63.6	1 361 094	61.0	3 847 732	63.6
合 計	3 870 326	100.0	2 232 743	100.0	6 050 078	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
1 634 548	38.0	662 571	38.0	40.5	23.2
898 111	20.9	357 781	20.5	39.8	22.7
734 435	17.1	320 406	18.4	43.6	23.5
204 764	4.8	67 704	3.9	33.1	31.3
267 752	6.2	96 704	5.5	36.1	27.3
49 273	1.1	16 226	0.9	32.9	13.6
83 760	1.9	50 451	2.9	60.2	31.2
72 203	1.7	33 933	1.9	47.0	43.2
361 670	8.4	137 786	7.9	38.1	30.8
4 306 516	100.0	1 743 562	100.0	40.5	24.7

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
2 688 906	62.4	1 135 923	65.1	42.2	24.0
348 670	8.1	100 890	5.8	28.9	23.4
36 975	0.9	8 380	0.5	22.7	17.6
131 205	3.0	60 634	3.5	46.2	33.7
1 058 929	24.6	422 192	24.2	39.9	26.2
531 033	12.3	202 569	11.6	38.1	25.6
527 897	12.3	219 622	12.6	41.6	26.8
—	—	—	—	—	—
41 831	1.0	15 543	0.9	37.2	23.4
4 306 516	100.0	1 743 562	100.0	40.5	24.7

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
960 552	22.3	457 298	26.2	47.6	22.2
—	—	—	—	—	—
44 892	1.0	4 514	0.3	10.1	10.8
18 007	0.4	980	0.1	5.4	32.5
381 960	8.9	111 570	6.4	29.2	35.4
127 529	3.0	95 044	5.4	74.5	29.3
2 773 576	64.4	1 074 156	61.6	38.7	24.2
4 306 516	100.0	1 743 562	100.0	40.5	24.7

第74表 小 学 校

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	1 408 955	98.4	103 385	11.8	1 512 340	65.8
維 持 補 修	14 695	1.0	126 041	14.4	140 736	6.1
普 通 建 設 事 業 費	—	—	18 598	2.1	18 598	0.8
補 助 事 業 費	2 300	0.2	599 309	68.6	599 498	26.1
単 独 事 業 費	355	0.0	362 103	41.4	362 339	15.8
県 営 事 業 費	1 946	0.1	237 158	27.1	237 159	10.3
そ の 他	—	—	48	0.0	—	—
合 計	5 621	0.4	26 417	3.1	25 947	1.2
合 計	1 431 571	100.0	873 750	100.0	2 297 119	100.0

第75表 中 学 校

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	796 139	98.5	46 437	10.3	842 576	67.1
維 持 補 修	8 886	1.1	69 196	15.3	78 082	6.2
普 通 建 設 事 業 費	—	—	11 102	2.5	11 102	0.9
補 助 事 業 費	1 187	0.1	305 317	67.6	305 426	24.3
単 独 事 業 費	209	0.0	170 484	37.7	170 614	13.6
県 営 事 業 費	978	0.1	134 823	29.9	134 812	10.7
そ の 他	—	—	10	0.0	—	—
合 計	1 978	0.3	19 590	4.3	18 706	1.5
合 計	808 190	100.0	451 642	100.0	1 255 892	100.0

第76表 高 等 学 校

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物 費	658 975	67.6	55 140	67.9	714 115	67.7
維 持 補 修	55 729	5.7	4 758	5.9	60 488	5.7
普 通 建 設 事 業 費	5 688	0.6	665	0.8	6 353	0.6
補 助 事 業 費	250 170	25.7	19 042	23.4	268 977	25.5
単 独 事 業 費	55 407	5.7	4 459	5.5	59 866	5.7
県 営 事 業 費	194 763	20.0	14 460	17.8	209 112	19.8
そ の 他	—	—	123	0.2	—	—
合 計	3 877	0.4	1 612	2.0	4 908	0.5
合 計	974 439	100.0	81 217	100.0	1 054 841	100.0

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
1 053 262	64.4	459 078	69.3	43.6	22.2
109 639	6.7	31 097	4.7	28.4	20.7
15 254	0.9	3 344	0.5	21.9	15.1
437 360	26.8	162 138	24.5	37.1	26.1
270 911	16.6	91 428	13.8	33.7	28.7
166 449	10.2	70 710	10.7	42.5	21.9
—	—	—	—	—	—
19 033	1.2	6 914	1.0	36.3	34.9
1 634 548	100.0	662 571	100.0	40.5	23.2

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
596 609	66.4	245 967	68.7	41.2	22.0
64 331	7.2	13 751	3.8	21.4	16.3
8 965	1.0	2 137	0.6	23.8	17.6
213 307	23.8	92 119	25.7	43.2	27.1
113 510	12.6	57 104	16.0	50.3	23.2
99 797	11.1	35 015	9.8	35.1	31.8
—	—	—	—	—	—
14 899	1.6	3 807	1.2	25.6	22.5
898 111	100.0	357 781	100.0	39.8	22.7

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
505 246	68.8	208 869	65.2	41.3	22.3
48 685	6.6	11 803	3.7	24.2	26.9
5 424	0.7	929	0.3	17.1	23.8
171 301	23.3	97 676	30.5	57.0	27.6
43 380	5.9	16 486	5.1	38.0	12.8
127 921	17.4	81 191	25.3	63.5	33.5
—	—	—	—	—	—
3 779	0.6	1 129	0.3	29.9	15.9
734 435	100.0	320 406	100.0	43.6	23.5

第77表 教 員 数 等 の

その1 小 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	348 304人	100	1 325人	100
33	360 617	104	1 752	132
35	357 154	103	1 453	110
40	341 406	98	1 687	127
41	343 624	99	1 730	131
42	347 569	100	1 511	114
43	352 057	101	1 469	111
44	357 065	103	1 309	99
45	363 761	104	1 324	100
46	370 815	106	1 193	90
47	377 434	108	1 384	104
48	388 581	112	1 448	109
49	399 891	115	1 701	128
50	410 788	118	1 711	129

(注) 1 文部省「学校基本調査」による。

2 指数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

3 以下第77表において同じ。

その2 中 学 校

区 分	教 員 数			
	本 務		兼 務	
	数 値 (A)	指 数	数 値	指 数
昭 和 32 年	187 734人	100	2 996人	100
33	179 602	96	2 897	97
35	197 589	105	3 891	130
40	229 048	122	3 094	103
41	225 410	120	3 515	117
42	223 904	119	3 935	131
43	222 479	119	3 988	133
44	219 273	117	3 828	128
45	216 549	115	4 288	143
46	216 527	115	4 400	147
47	217 687	116	4 751	159
48	223 958	119	5 145	172
49	224 623	120	5 143	172
50	226 556	121	5 239	175

推 移 (公立学校分)

(各年 5 月 1 日現在)

児 童 数		学 級 数		1 学級当た り 教員数	1 学級当た り 児童数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	$\frac{(A)}{(C)}$	$\frac{(B)}{(C)}$
12 866 千人	100	289 587 学級	100	1.20 人	44.4 人
13 398	104	301 833	104	1.19	44.4
12 496	97	296 286	102	1.21	42.2
9 678	75	275 553	95	1.24	35.1
9 486	74	275 543	95	1.25	34.4
9 353	73	276 260	95	1.26	33.9
9 283	72	277 956	96	1.27	33.4
9 302	72	280 658	97	1.27	33.1
9 391	73	284 597	98	1.28	33.0
9 491	74	288 405	100	1.29	32.9
9 593	75	292 042	101	1.29	32.8
9 713	75	297 325	103	1.31	32.7
9 984	78	304 728	105	1.31	32.8
10 260	80	312 297	108	1.32	32.9

(昭和 33 年法律第 116 号)』の施行の前年(昭和 32 年)を 100 としたものである。

(各年 5 月 1 日現在)

生 徒 数		学 級 数		1 学級当た り 教員数	1 学級当た り 生徒数
数 値 (B)	指 数	数 値 (C)	指 数	$\frac{(A)}{(C)}$	$\frac{(B)}{(C)}$
5 504 千人	100	119 688 学級	100	1.57 人	46.0 人
5 004	91	112 788	94	1.59	44.4
5 657	103	126 510	106	1.56	44.7
5 740	104	140 312	117	1.63	40.9
5 356	97	134 877	113	1.67	39.7
5 082	92	131 329	110	1.70	38.7
4 860	88	128 657	107	1.73	37.8
4 685	85	125 596	105	1.75	37.3
4 537	82	122 822	103	1.76	36.9
4 512	82	122 553	102	1.77	36.8
4 504	82	122 533	102	1.78	36.8
4 593	83	124 842	104	1.79	36.8
4 548	83	124 092	104	1.81	36.7
4 573	83	124 657	104	1.82	36.7

第77表 教 員 数 等 の

その3 高等学校

区 分	教 員 数				生 徒 数	
	本 務		兼 務		数 値	指 数
	数 値	指 数	数 値	指 数		
昭 和 32 年	94 579人	100	10 883人	100	2 186千人	100
33	96 650	102	11 258	103	2 242	103
35	100 875	107	11 886	109	2 301	105
40	143 935	152	13 934	128	3 397	155
41	146 573	155	14 418	132	3 385	155
42	148 724	157	14 143	130	3 276	150
43	150 241	159	13 814	127	3 136	143
44	152 092	161	14 636	134	3 019	138
45	153 877	163	14 409	132	2 936	134
46	155 988	165	14 716	135	2 880	132
47	157 788	167	15 300	141	2 853	131
48	163 158	173	16 284	150	2 899	133
49	167 392	177	17 261	159	2 957	135
50	171 311	181	17 423	160	3 015	138

(註)「入学率」は、国立、公立及び私立の全体の率で、当該年度の高等学校入学者

第78表 社 会 教 育

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物	14 580	23.9	74 324	33.6	88 903	32.6
普 通 建 設 事 業 費	11 832	19.4	32 459	14.7	44 291	16.3
補 助 事 業 費	23 684	38.9	95 103	43.0	115 085	42.2
単 独 事 業 費	6 523	10.7	52 844	23.9	59 330	21.8
県 営 事 業 負 担 金	17 162	28.2	42 196	19.1	55 755	20.5
そ の 他	—	—	63	0.0	—	—
合 計	10 860	17.8	19 235	8.7	24 189	8.9
	60 956	100.0	221 121	100.0	272 468	100.0

第79表 保 健 体 育

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
人 物	5 771	14.2	158 039	47.9	163 810	44.9
維 持 補 修 費	7 121	17.5	70 919	21.5	78 040	21.4
普 通 建 設 事 業 費	596	1.5	2 508	0.8	3 104	0.9
補 助 事 業 費	12 467	30.6	75 445	22.9	86 023	23.6
単 独 事 業 費	2 806	6.9	34 212	10.4	37 018	10.2
県 営 事 業 負 担 金	9 662	23.7	41 111	12.5	49 005	13.4
そ の 他	—	—	122	0.0	—	—
合 計	14 728	36.2	22 714	6.9	33 479	9.2
	40 683	100.0	329 625	100.0	364 456	100.0
上 記 の 体 育 施 設 費 等	30 864	75.9	96 085	29.1	122 985	33.7
内 訳 学 校 給 食 費	9 819	24.1	233 540	70.9	241 471	66.3

推 移(公立学校分)(つづき)

(各年5月1日現在)

学 校 数				入 学 率	うち公立 入学率
本 校		分 校			
数 値	指 数	数 値	指 数		
2 431校	100	1 193校	100	52.2%	37.7%
2 472	102	1 131	95	55.3	39.6
2 514	103	1 040	87	59.9	42.3
2 874	118	759	64	72.0	48.0
2 889	119	721	60	74.1	50.6
2 919	120	666	56	76.0	52.4
2 945	121	623	52	77.9	53.6
2 973	122	593	50	80.3	55.4
2 992	123	558	47	82.9	56.6
3 019	124	533	45	86.1	58.2
3 070	126	497	42	88.4	62.6
3 163	130	448	38	90.3	61.9
3 259	134	411	34	91.4	62.5
3 326	137	375	31	92.8	64.4

数を前年度の中学校卒業生数で除して得たものである。

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
60 281	29.4	28 622	42.3	47.5	32.8
33 898	16.6	10 393	15.4	30.7	31.5
91 151	44.5	23 934	35.4	26.3	33.0
45 489	22.2	13 841	20.4	30.4	25.7
45 662	22.3	10 093	14.9	22.1	41.2
—	—	—	—	—	—
19 434	9.5	4 755	6.9	24.5	20.1
204 764	100.0	67 704	100.0	33.1	31.3

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
115 471	43.1	48 339	50.0	41.9	31.5
53 703	20.1	24 337	25.2	45.3	27.7
2 366	0.9	738	0.8	31.2	23.5
72 078	26.9	13 945	14.4	19.3	21.1
31 506	11.3	5 512	5.7	17.5	27.8
40 572	15.2	8 433	8.7	20.8	16.3
—	—	—	—	—	—
24 134	9.0	9 345	9.6	38.7	26.4
267 752	100.0	96 704	100.0	36.1	27.3
98 915	36.9	24 070	24.9	24.3	26.6
168 837	63.1	72 634	75.1	43.0	27.6

第80表 性質別歳出

その1 総括

区分	昭和49年度					
	都道府県		市町村		純計額	
人物維持補助費	5 078 964	39.3	2 930 315	26.2	8 009 279	35.0
件修費	464 310	3.6	920 505	8.2	1 384 815	6.1
補助費	106 247	0.8	171 154	1.5	277 401	1.2
普通建設事業費	464 081	3.6	1 027 951	9.2	1 492 032	6.5
災害復旧事業費	1 081 695	8.4	537 921	4.8	952 974	4.2
失業対策事業費	3 836 748	29.7	3 895 973	34.9	7 368 050	32.2
公債立付金	2 399 106	18.6	1 806 791	16.2	4 050 126	17.7
その他の合計	1 229 086	9.5	2 001 167	17.9	3 088 473	13.5
歳出義務的経費	296 622	2.3	156 488	1.4	385 311	1.7
投資的経費	47 288	0.4	97 814	0.9	145 101	0.6
その他の合計	363 153	2.8	507 725	4.5	833 588	3.6
歳出義務的経費	71 646	0.6	199 873	1.8	271 519	1.2
投資的経費	67 295	0.5	54 504	0.5	121 799	0.5
その他の合計	963 639	7.5	377 083	3.4	1 276 772	5.6
歳出義務的経費	78 541	0.6	280 887	2.5	359 428	1.6
投資的経費	—	—	9 818	0.1	9 818	0.0
その他の合計	12 920 229	100.0	11 168 011	100.0	22 887 888	100.0
歳出義務的経費	5 906 198	45.7	4 465 991	40.0	10 334 899	45.2
投資的経費	4 180 658	32.4	4 150 274	37.2	7 898 463	34.5

その2 推移

区分	36年度 決算額	指数					
		36	43	44	45	46	47
人物維持補助費	832 604	100	277	322	385	456	546
件修費	191 699	100	229	268	324	382	455
補助費	44 229	100	239	292	353	390	451
普通建設事業費	97 494	100	375	425	521	611	871
災害復旧事業費	651 281	100	337	409	522	666	814
失業対策事業費	134 003	100	114	107	110	137	268
公債立付金	50 824	100	171	194	202	203	193
その他の合計	123 603	100	243	255	299	351	460
歳出義務的経費	25 363	100	241	336	369	395	668
投資的経費	239 980	100	299	413	505	604	689
その他の合計	2 391 080	100	281	336	411	498	611
歳出義務的経費	1 053 701	100	282	324	388	458	566
投資的経費	836 108	100	295	347	436	553	689

決 算 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較								
		増 減 額			増 減 率			前年度増減率		
		増	減	額	都 道 府 県	市 町 村	純計額	都 道 府 県	市 町 村	純計額
5 682 199	32.5	2 327 080	43.0	40.1	42.5	41.0	23.4	27.8	25.0	
1 086 663	6.2	298 152	5.5	21.4	30.7	27.4	24.7	24.4	24.5	
232 908	1.3	44 493	0.8	12.3	23.8	19.1	13.6	19.0	16.7	
1 107 778	6.3	384 254	7.1	30.1	36.8	34.7	13.5	40.4	30.4	
727 721	4.2	225 253	4.2	38.0	28.0	31.0	27.9	24.4	24.8	
5 957 314	34.1	1 410 736	26.1	21.7	25.0	23.7	4.8	21.3	12.4	
3 210 096	18.4	840 030	15.5	22.3	31.3	26.2	△ 0.2	20.1	6.8	
2 537 424	14.5	551 049	10.2	23.5	20.5	21.7	18.5	23.9	22.0	
295 204	1.7	90 107	1.7	30.4	35.9	30.5	△ 15.9	△ 17.7	△ 17.8	
115 359	0.7	29 742	0.5	22.5	27.4	25.8	15.5	18.7	17.6	
651 220	3.7	182 368	3.4	26.6	29.2	28.0	8.7	20.6	14.6	
235 373	1.3	36 146	0.7	5.3	19.4	15.4	16.3	50.9	39.0	
120 678	0.7	1 121	0.0	△ 9.7	18.1	0.9	21.0	16.9	19.4	
945 539	5.4	331 233	6.1	27.6	51.7	35.0	22.7	28.0	25.0	
307 342	1.8	52 086	1.0	7.8	19.8	16.9	35.6	57.1	51.4	
8 585	0.0	1 233	0.0	—	14.4	14.4	—	△ 19.6	△ 19.6	
17 473 883	100.0	5 414 005	100.0	30.3	31.7	31.0	15.1	25.3	19.5	
7 441 198	42.6	2 893 701	53.4	38.3	39.5	38.9	21.5	29.6	24.8	
6 367 877	36.4	1 530 586	28.3	22.3	25.4	24.0	3.2	19.3	10.6	

(単位 百万円・%)

		構 成 比							
48	49	36	43	44	45	46	47	48	49
682	962	34.8	34.3	33.4	32.7	31.9	31.1	32.5	35.0
567	722	8.0	6.5	6.4	6.3	6.2	6.0	6.2	6.1
527	627	1.9	1.6	1.6	1.6	1.4	1.4	1.3	1.2
1 136	1 530	4.1	5.4	5.2	5.2	5.0	5.8	6.3	6.5
915	1 131	27.2	32.6	33.1	34.6	36.4	36.3	34.1	32.2
220	288	5.6	2.3	1.8	1.5	1.5	2.5	1.7	1.7
227	285	2.1	1.3	1.2	1.0	0.9	0.7	0.7	0.6
527	674	5.2	4.5	3.9	3.8	3.6	3.9	3.7	3.6
928	1 071	1.1	0.9	1.1	1.0	0.8	1.2	1.3	1.2
879	1 134	10.0	10.6	12.4	12.4	12.3	11.3	12.2	11.9
731	957	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
706	981	44.1	44.2	42.5	41.7	40.5	40.8	42.6	45.2
762	945	34.9	36.2	36.2	37.2	38.8	39.4	36.4	34.5

第81表 一般財源

その1 総括

区 分	昭 和 49 年 度		昭 和 48
一 般 財 源	12 658 743	100.0	9 802 793
義 務 的 経 費	6 922 450	54.7	4 942 954
人 件 費	5 877 689	46.4	4 155 710
扶 助 費	387 068	3.1	279 245
公 債 費	657 692	5.2	507 999
投 資 的 経 費	2 650 789	20.9	2 171 005
普 通 建 設 事 業 費	2 558 785	20.2	2 102 592
災 害 復 旧 事 業 費	20 467	0.2	14 265
失 業 対 策 事 業 費	71 537	0.6	54 148
そ の 他 の 経 費	2 582 669	20.4	2 070 121
う ち 積 立 金	182 678	1.4	160 727
歳 出 合 計	12 155 908	96.0	9 184 080
翌 年 度 へ の 繰 越 額	502 835	4.0	618 713

(注) 「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰越された事業費に充当すべき財源を含む

その2 推移

区 分	36年度充当額	指				
		36	43	44	45	46
一 般 財 源	1 353 628	100	280	343	418	477
義 務 的 経 費	690 014	100	282	325	393	468
人 件 費	572 212	100	286	335	405	481
扶 助 費	18 700	100	405	450	586	735
公 債 費	99 102	100	237	245	289	338
投 資 的 経 費	271 506	100	337	435	555	606
普 通 建 設 事 業 費	238 805	100	363	471	606	662
災 害 復 旧 事 業 費	13 100	100	58	81	90	110
失 業 対 策 事 業 費	19 601	100	212	232	250	261
そ の 他 の 経 費	295 306	100	249	334	403	463
う ち 積 立 金	13 900	100	272	397	481	427
歳 出 合 計	1 256 826	100	286	351	431	497
翌 年 度 へ の 繰 越 額	96 802	100	196	239	256	230

の 充 当 状 況

(単位 百万円・%)

年 度	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
100.0	2 855 950	100.0	29.1	27.0
50.4	1 979 496	69.3	40.0	24.3
42.4	1 721 979	60.3	41.4	25.1
2.8	107 823	3.8	38.6	25.4
5.2	149 693	5.2	29.5	17.0
22.1	479 784	16.8	22.1	24.5
21.4	456 193	16.0	21.7	25.4
0.1	6 202	0.2	43.5	△ 36.5
0.6	17 389	0.6	32.1	19.6
21.1	512 548	18.0	24.8	29.1
1.6	21 951	0.8	13.7	46.7
93.7	2 971 828	104.1	32.4	25.4
6.3	△ 115 878	△ 4.1	△ 18.7	56.5

んでいる。

(単位 百万円・%)

数			構 成 比							
47	48	49	36	43	44	45	46	47	48	49
570	724	935	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
577	716	1 003	51.0	51.4	48.3	47.9	49.9	51.5	50.4	54.7
580	726	1 027	42.3	43.2	41.3	41.0	42.6	43.0	42.4	46.4
1 190	1 493	2 070	1.4	2.0	1.8	1.9	2.1	2.9	2.8	3.1
438	513	664	7.3	6.2	5.2	5.1	5.2	5.6	5.2	5.2
642	800	976	20.0	24.2	25.5	26.6	25.5	22.6	22.1	20.9
702	881	1 071	17.6	22.9	24.3	25.6	24.5	21.7	21.4	20.2
172	109	156	1.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2
231	276	365	1.4	1.1	1.0	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6
543	701	875	21.8	19.4	21.2	21.0	21.2	20.8	21.1	20.4
788	1 156	1 314	1.0	1.0	1.2	1.1	0.9	1.4	1.6	1.4
583	731	967	92.8	95.0	95.0	95.6	96.6	94.9	93.7	96.0
408	639	519	7.2	5.0	5.0	4.4	3.4	5.1	6.3	4.0

第 82 表 人 件 費

その 1 人件費の内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
議 員 報 酬 手 当	15 384	0.3	97 191	3.3	112 575	1.4
委 員 報 給	29 650	0.6	59 598	2.0	89 248	1.1
特 別 職 員 給 与	1 729	0.0	53 046	1.8	54 775	0.7
基 本 職 員 給 与	4 311 953	84.9	2 389 563	81.5	6 701 515	83.7
基 本 職 員 給 与	2 757 682	54.3	1 459 398	49.8	4 217 079	52.7
臨 時 職 員 給 与	1 550 862	30.5	908 949	31.0	2 459 811	30.7
地 方 公 務 員 共 済 組 合	3 409	0.1	21 216	0.7	24 625	0.3
負 担 金	356 889	7.0	173 884	5.9	530 773	6.6
退 給 及 び 恩 給 災 害 補 償	261 165	5.1	116 057	4.0	377 222	4.7
そ の 他 の 職 員 年 金 費	80 520	1.6	10 263	0.4	90 783	1.1
そ の 他 の 職 員 年 金 費	4 218	0.1	3 452	0.1	7 670	0.1
そ の 他 の 職 員 年 金 費	17 456	0.4	27 261	1.0	44 718	0.6
合 計	5 078 964	100.0	2 930 315	100.0	8 009 279	100.0

その 2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	1 202 266	23.7	78 694	2.7	1 297 397	16.2
使 用 料、手 数 料	43 531	0.9	71 959	2.5	116 083	1.4
地 方 債	—	—	58	0.0	58	0.0
そ の 他 特 定 財 源	27 352	0.5	114 886	3.9	58 853	0.8
一 般 財 源 等	3 805 815	74.9	2 664 718	90.9	6 536 888	81.6
合 計	5 078 964	100.0	2 930 315	100.0	8 009 279	100.0

その 3 団体種類別内訳

区 分	昭 和 49 年 度		昭 和 48
	決 算 額	構 成 比	決 算 額
都 道 府 県	5 078 964	39.3	3 625 835
市 町 村	2 930 315	26.2	2 056 364
大 都 市	437 017	22.4	314 341
中 都 市	853 278	27.2	592 163
小 都 市	650 677	26.7	446 988
町 村	724 194	24.5	508 501
一 部 事 務 組 合	143 074	39.8	90 845
特 別 区	178 910	30.7	141 177

註 構成比は、団体種類別の歳出総額に対するものである。

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
85 569	1.5	27 006	1.2	31.6	21.5
65 967	1.2	23 281	1.0	35.3	24.1
41 368	0.7	13 407	0.6	32.4	19.3
4 719 772	83.1	1 981 743	85.2	42.0	24.6
3 027 660	53.3	1 189 419	51.1	39.3	24.2
1 672 126	29.4	787 685	33.9	47.1	25.5
19 986	0.4	4 639	0.2	23.2	11.8
386 854	6.8	143 919	6.2	37.2	23.8
275 149	4.8	102 073	4.4	37.1	39.7
67 148	1.2	23 635	1.0	35.2	15.5
5 956	0.1	1 714	0.1	28.8	23.3
34 416	0.6	10 302	0.3	29.9	25.4
5 682 199	100.0	2 327 080	100.0	41.0	25.0

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 額	増 減 率
892 059	15.7	405 338	17.4	45.4	21.3
98 043	1.7	18 040	0.8	18.4	15.3
41	0.0	17	0.0	41.5	98.8
46 409	0.8	12 444	0.5	26.8	48.5
4 645 647	81.8	1 891 241	81.3	40.7	25.9
5 682 199	100.0	2 327 080	100.0	41.0	25.0

(単位 百万円・%)

年 度 構 成 比	増 減 額		増 減 率	前年度増減率
	決 算 額	構 成 比		
36.6	1 453 129	48.4	40.1	23.4
24.3	873 951	32.5	42.5	27.8
21.3	122 676	25.7	39.0	24.5
25.3	261 115	32.7	44.1	28.8
24.0	203 689	35.6	45.6	28.0
22.0	215 693	33.4	42.4	26.3
36.4	52 229	47.8	57.5	52.9
33.7	37 733	23.1	26.7	23.8

第 83 表 人 件 費 中 の

その 1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					昭 和		
	都道府県		市 町 村		純 計 額		都道府県	
総務	206 623	4.8	645 925	27.0	852 548	12.7	154 282	5.1
企画	92 021	2.1	376 686	15.8	468 707	7.0	66 374	2.2
民生	166 083	3.9	282 678	11.8	448 761	6.7	123 918	4.1
衛生	31 802	0.7	8 983	0.4	40 785	0.6	23 339	0.8
労働	206 597	4.8	104 405	4.4	311 002	4.6	145 282	4.8
農林	39 698	0.9	30 447	1.3	70 145	1.0	28 213	0.9
商工	121 332	2.8	221 672	9.3	343 004	5.1	79 533	2.6
土木	634 586	14.7	—	—	634 586	9.5	467 178	15.3
警察	44 833	1.0	200 559	8.4	245 393	3.7	35 624	1.2
消防	2 768 377	64.2	518 207	21.7	3 286 584	49.0	1 927 827	63.2
教育								
合 計	4 311 953	100.0	2 389 563	100.0	6 701 515	100.0	3 051 569	100.0

その 2 平均給料月額(全会計分)

区 分	昭 和 50 年 4 月 1 日 現 在				昭 和	
	都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県	
一 般 行 政 職	135 629	129 982	124 596	106 449	102 266	
高 等 学 校 教 育 職	165 836	182 159	172 528	139 525	127 000	
小・中 学 校 教 育 職	168 620	—	—	—	129 716	
消 防 職	127 400	130 684	118 024	95 044	100 600	
警 察 職	136 505	—	—	—	104 372	

(併) 自治省調「地方公務員給与実態調査」による。

その 3 給与改定の状況

区 分	人事院勧告 の俸給表の 平均改善率	給 与 改 定 実 施 月	財源所要額 (初年度分) (A)	国庫支出金
昭 和 40 年 度	6.4	9	603	110
41	6.0	9	569	108
42	7.0	8	934	185
43	7.1	7	1 085	212
44	8.7	6	1 772	341
45	10.7	5	2 999	579
46	10.4	5	3 212	642
47	9.4	4	3 530	730
48	13.4	4	6 010	1 210
49	26.3	4	15 535	3 170

(併) 昭和 43 年度以降の地方交付税の増取額には、当初措置額を含んでいる。

職員給の状況

(単位 百万円・%)

48 年 度				比 較								
市 町 村		純 計 額		増 減 額			増 減 率			前年度増減率		
							都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
463 462	27.8	617 744	13.1	234 804	11.8	33.9	39.4	38.0	20.6	23.9	23.0	
250 169	15.0	316 542	6.7	152 165	7.7	38.6	50.6	48.1	25.5	35.7	33.4	
194 965	11.7	318 883	6.8	129 878	6.6	34.0	45.0	40.7	25.8	30.9	28.9	
6 616	0.4	29 955	0.6	10 830	0.5	36.3	35.8	36.2	19.9	23.0	20.6	
74 586	4.5	219 868	4.7	91 134	4.6	42.2	40.0	41.4	22.4	24.4	23.1	
20 951	1.3	49 164	1.0	20 981	1.1	40.7	45.3	42.7	22.5	25.6	23.8	
156 572	9.4	236 104	5.0	106 900	5.4	52.6	41.6	45.3	27.6	28.6	28.3	
—	—	467 178	9.9	167 408	8.4	35.8	—	35.8	23.2	—	23.2	
136 015	8.2	171 639	3.6	73 754	3.7	25.9	47.5	43.0	26.0	33.8	32.1	
364 868	21.9	2 292 694	43.6	993 890	50.2	43.6	42.0	43.4	21.9	28.7	23.0	
1 668 203	100.0	4 719 772	100.0	1 981 743	100.0	41.3	43.2	42.0	22.5	28.7	24.6	

(単位 円・%)

49 年 4 月 1 日 現 在				増 加 率				前 年 度 増 加 率			
大 都 市	都 市	町 村		都道府県	大 都 市	都 市	町 村	都道府県	大 都 市	都 市	町 村
				98 697	93 929	79 560		32.6	31.7	32.6	33.8
136 662	128 495	105 881		30.6	33.3	34.3	31.8	23.2	19.0	19.9	25.2
—	—	—		30.0	—	—	—	27.0	—	—	—
100 452	88 725	70 873		26.6	30.1	33.0	34.1	18.0	16.9	19.9	18.4
—	—	—		30.8	—	—	—	19.0	—	—	—

(単位 億円・%)

内 訳				職 員 給 増 加 額 (B)	(A)/(B)
一 般 財 源	内 訳				
	地 方 税 の 増	地 方 交 付 税 の 増 取	そ の 他		
493	—	—	493	1 597	37.8
461	249	212	—	1 482	33.4
749	200	549	—	1 896	49.3
873	49	824	—	2 243	48.4
1 431	183	1 183	65	3 066	57.8
2 420	344	1 961	115	4 413	68.0
2 570	—	2 220	350	4 989	64.4
2 800	330	2 350	120	6 533	54.0
4 800	1 230	3 320	250	9 320	64.5
12 365	2 740	8 515	1 110	19 817	78.4

第84表 地方公務

その1 総括

区分	昭和50年4月1日現在						
	都道府県		市町村		総数		
一般職員	346 022	23.1	752 211	70.0	1 098 233	42.6	
企画・総務	49 977	3.3	207 577	19.3	257 554	10.0	
民生衛生	26 395	1.8	62 576	5.8	88 971	3.5	
労働	34 243	2.3	193 827	18.0	228 070	8.9	
農林水産	56 572	3.8	113 029	10.5	169 601	6.6	
土木	12 385	0.8	8 451	0.8	20 836	0.8	
商工	81 267	5.4	48 229	4.5	129 496	5.0	
教育関係職員	13 628	0.9	11 950	1.1	25 578	1.0	
教員	71 555	4.8	106 572	9.9	178 127	6.9	
高等学級の職務その他職員	911 223	60.7	234 533	21.8	1 145 756	44.5	
警察の職務	827 896	55.2	41 277	3.8	869 173	33.8	
消防の職務	170 437	11.4	12 666	1.2	183 103	7.1	
その他職員	626 002	41.7	705	0.1	626 707	24.3	
警察の職務	31 457	2.1	27 906	2.5	59 363	2.4	
消防の職務	83 327	5.5	193 256	18.0	276 583	10.7	
その他職員	225 905	15.1	—	—	225 905	8.8	
警察の職務	195 334	13.0	—	—	195 334	7.6	
消防の職務	30 571	2.1	—	—	30 571	1.2	
合計	1 500 596	100.0	1 074 425	100.0	2 575 021	100.0	

脚 1 自治省調「地方公務員給与実態調査」による。
 2 特殊学級の小・中学部に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推移

区分	昭和36年5月31日現在		昭和48年4月1日現在		昭和49年4月
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
一般職員	676	39.6	1 016	42.3	1 068
民生衛生	85	5.0	189	7.9	211
労働	74	4.3	152	6.3	161
農林水産	18	1.0	21	0.9	21
商工	107	6.3	169	7.0	176
教育関係職員	392	23.0	485	20.2	499
教員	842	49.4	1 081	45.0	1 116
高等学級の職務その他職員	572	33.5	604	25.1	615
警察の職務	104	6.1	174	7.3	179
消防の職務	29	1.7	22	0.9	24
その他職員	137	8.1	281	11.7	298
警察の職務	149	8.7	214	8.9	219
消防の職務	129	7.6	184	7.7	189
その他職員	20	1.1	30	1.2	30
合計	1 706	100.0	2 401	100.0	2 501

(注) 1 昭和48年、49年及び50年4月1日現在の職員数は、自治省調「地方教育関係職員のうち昭和48年、49年及び50年4月1日現在の学校給食職

員 数 の 状 況

(単位 人・%)

昭 和 49 年 4 月 1 日 現 在					比 較				
都 道 府 県	市 町 村	総 数			増 減	増 減 率	前 年 度 増 減 率		
370 584	24.7	696 981	69.4	1 067 565	42.7	30 668	41.6	2.9	5.1
60 040	4.0	195 793	19.5	255 833	10.2	1 721	2.3	0.7	3.8
28 659	1.9	59 877	6.0	88 536	3.5	435	0.6	0.5	1.9
42 450	2.8	169 046	16.8	211 496	8.5	16 574	22.5	7.8	11.6
56 295	3.8	104 584	10.4	160 879	6.4	8 722	11.8	5.4	5.6
12 512	0.8	8 351	0.8	20 863	0.8	27	0.0	0.1	0.6
81 675	5.5	47 482	4.7	129 157	5.2	339	0.5	0.3	1.6
13 638	0.9	11 449	1.1	25 087	1.0	491	0.7	2.0	4.0
75 315	5.0	100 399	10.0	175 714	7.0	2 413	3.3	1.4	4.2
890 891	59.5	225 077	22.4	1 115 968	44.6	29 788	40.4	2.7	3.3
810 191	54.1	39 085	3.9	849 276	34.0	19 897	27.0	2.3	2.6
166 909	11.1	12 449	1.2	179 358	7.2	3 745	5.1	2.1	2.9
614 627	41.0	616	0.1	615 243	24.6	11 464	15.6	1.9	1.9
28 655	1.9	26 020	2.6	54 675	2.2	4 688	6.3	8.6	9.0
80 700	5.4	185 992	18.5	266 692	10.7	9 891	13.4	3.7	5.6
219 564	14.7	—	—	219 564	8.8	6 341	8.6	2.9	2.6
189 280	12.6	—	—	189 280	7.6	6 054	8.2	3.2	2.9
30 284	2.0	—	—	30 284	1.2	287	0.4	0.9	0.4
16 438	1.1	81 828	8.2	98 266	3.9	6 861	9.3	7.0	8.8
1 497 477	100.0	1 003 886	100.0	2 501 363	100.0	73 658	100.0	2.9	4.2

(単位 千人・%)

1 日 現 在	昭 和 50 年 4 月 1 日 現 在		指 数			
構 成 比	職 員 数	構 成 比	昭 和 36 年 5 月 31 日	昭 和 48 年 4 月 1 日	昭 和 49 年 4 月 1 日	昭 和 50 年 4 月 1 日
42.7	1 098	42.6	100	150	158	162
8.5	228	8.9	100	222	248	268
6.4	170	6.6	100	205	218	230
0.8	21	0.8	100	117	117	117
7.0	178	6.9	100	158	164	166
20.0	501	19.5	100	124	127	128
44.6	1 146	44.5	100	128	133	136
24.6	627	24.3	100	106	108	110
7.2	183	7.1	100	167	172	176
1.0	24	0.9	100	76	83	83
11.9	312	12.1	100	205	218	228
8.8	226	8.8	100	144	147	152
7.6	195	7.6	100	143	147	151
1.2	31	1.2	100	150	150	155
3.9	105	4.1	100	231	251	269
100.0	2 575	100.0	100	141	147	151

務員給与実態調査による。

員数は、給食センターの職員数で、他の学校給食職員数は「その他」に含まれている。

第85表 物件費

区分	昭和49年度					
	都道府県	市	町	村	純計	額
賃金	15 716	3.4	49 637	5.4	65 354	4.7
旅費	92 961	20.0	46 460	5.0	139 421	10.1
交際費	1 244	0.3	11 318	1.2	12 562	0.9
備品購入費	31 414	6.8	116 060	12.6	147 474	10.6
需用費	157 940	34.0	394 665	42.9	552 606	39.9
役務費	54 055	11.6	55 098	6.0	109 153	7.9
その他	110 980	23.9	247 267	26.9	358 245	25.9
合計	464 310	100.0	920 505	100.0	1 384 815	100.0

第86表 維持補修

区分	昭和49年度					
	都道府県	市	町	村	純計	額
土壌改良費	78 800	74.2	101 425	59.3	180 225	65.0
道路橋りょう	54 438	51.2	77 897	45.5	132 335	47.7
河川	7 007	6.6	4 842	2.8	11 849	4.3
住宅	11 314	10.6	11 199	6.5	22 514	8.1
その他	6 041	5.8	7 487	4.5	13 527	4.9
教育	8 939	8.4	36 416	21.3	45 355	16.3
小中学校	—	—	18 598	10.9	18 598	6.7
高等学校	—	—	11 102	6.5	11 102	4.0
その他	5 688	5.4	665	0.4	6 353	2.3
保健	3 251	3.0	6 051	3.5	9 302	3.3
衛生	7 552	7.1	8 673	5.1	16 225	5.8
消防	1 921	1.8	13 746	8.0	15 667	5.6
その他	164	0.2	88	0.1	252	0.1
農業	772	0.7	12 519	7.3	13 291	4.8
林業	985	0.9	1 139	0.6	2 124	0.7
水産	2 519	2.4	4 237	2.5	6 756	2.4
畜産	313	0.3	326	0.2	639	0.2
その他	703	0.7	2 689	1.6	3 392	1.2
警察	385	0.4	870	0.5	1 255	0.5
その他	988	0.9	200	0.1	1 189	0.4
防犯	130	0.1	151	0.1	281	0.1
その他	969	0.9	1 910	1.1	2 879	1.0
その他	3 975	3.7	—	—	3 975	1.4
その他	1 572	1.5	4 747	2.7	6 319	2.5
合計	106 247	100.0	171 154	100.0	277 401	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
51 062	4.7	14 292	4.8	28.0	23.2
124 325	11.4	15 096	5.1	12.1	24.3
12 123	1.1	439	0.1	3.6	15.3
135 287	12.4	12 187	4.1	9.0	15.1
404 511	37.2	148 095	49.7	36.6	24.0
90 500	8.3	18 653	6.3	20.6	19.2
268 855	24.9	89 390	29.9	33.2	33.8
1 086 663	100.0	298 152	100.0	27.4	24.5

費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
155 687	66.8	24 538	55.2	15.8	15.2
115 951	49.8	16 384	36.8	14.1	12.2
10 674	4.6	1 175	2.6	11.0	16.6
18 743	8.0	3 771	8.5	20.1	29.0
10 319	4.4	3 208	7.3	31.1	27.5
36 975	15.9	8 380	18.8	22.7	17.6
15 254	6.5	3 344	7.5	21.9	15.1
8 965	3.8	2 137	4.8	23.8	17.6
5 424	2.3	929	2.1	17.1	23.8
7 332	3.3	1 970	4.4	26.9	18.8
13 601	5.8	2 624	5.9	19.3	18.9
11 585	5.0	4 082	9.2	35.2	24.3
241	0.1	11	0.0	4.6	13.7
9 739	4.2	3 552	8.0	36.5	21.8
1 605	0.7	519	1.2	32.3	44.2
5 212	2.2	1 544	3.5	29.6	14.5
464	0.2	175	0.4	37.7	21.1
2 508	1.1	884	2.0	35.2	19.6
1 052	0.5	203	0.5	19.3	9.5
973	0.4	216	0.5	22.2	5.5
215	0.1	66	0.1	30.7	13.2
2 000	0.9	879	2.0	44.0	28.5
3 044	1.3	931	2.1	30.6	21.7
4 804	2.1	1 515	3.3	31.5	33.4
232 908	100.0	44 493	100.0	19.1	16.7

第87表 扶 助 費

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
民 生 費	304 215	65.6	973 323	94.7	1 277 538	85.6
社 会 福 祉 費	23 958	5.2	41 193	4.0	65 150	4.4
老 人 福 祉 費	42 750	9.2	249 349	24.3	292 099	19.6
児 童 福 祉 費	73 454	15.8	262 647	25.6	336 101	22.5
生 活 保 護 費	163 633	35.3	418 604	40.7	582 237	39.0
災 害 救 助 費	421	0.1	1 530	0.1	1 951	0.1
衛 生 費	157 268	33.9	28 402	2.8	185 670	12.4
結 核 対 策 費	59 564	12.8	18 039	1.8	77 603	5.2
そ の 他	97 704	21.1	10 363	1.0	108 067	7.2
教 育 費	2 598	0.6	26 218	2.6	28 816	1.9
小 学 校 費	0	0.0	6 112	0.6	6 112	0.4
中 学 校 費	0	0.0	7 442	0.7	7 443	0.5
保 健 体 育 費	55	0.0	7 107	0.7	7 162	0.5
そ の 他	2 543	0.6	5 557	0.6	8 099	0.5
そ の 他	—	—	8	0.0	8	0.0
合 計	464 081	100.0	1 027 951	100.0	1 492 032	100.0

第88表 補 助 費

区 分	昭 和 49 年 度				昭 都道府県
	都道府県	市 町 村	合 計		
			単	純 計	純 計
負 担 金、寄 附 金	45 944	76 207	122 151	…	27 656
補 助 交 付 金	847 030	235 091	1 082 121	…	606 032
そ の 他	188 721	226 623	415 344	…	149 925
合 計	1 081 695	537 921	1 619 616	952 974	783 613
うち公営企業（法適用）に対するもの	106 317	135 163	241 480		89 249

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	
		前 年 度	増 減 率	前 年 度	増 減 率
950 988	85.8	326 550	85.0	34.3	35.8
38 829	3.5	26 321	6.8	67.8	71.0
218 437	19.7	73 662	19.2	33.7	92.8
241 649	21.8	94 452	24.6	39.1	42.0
451 478	40.8	130 759	34.0	29.0	15.1
595	0.1	1 356	0.4	227.9	△ 62.1
137 780	12.4	47 890	12.5	34.8	3.3
63 569	5.7	14 034	3.7	22.1	△ 6.2
74 211	6.7	33 856	8.8	45.6	13.2
19 000	1.7	9 816	2.6	51.7	20.3
3 953	0.4	2 159	0.6	54.6	12.7
5 430	0.5	2 013	0.5	37.1	13.5
5 160	0.5	2 002	0.5	38.8	13.9
4 457	0.4	3 642	1.0	81.7	49.7
10	0.1	△ 2	△ 0.0	△ 20.0	△ 62.1
1 107 778	100.0	384 254	100.0	34.7	30.4

等 の 状 況

(単位 百万円・%)

和 48 年 度			増 減 額		増 減 率		前 年 度	
市 町 村	合 計							
	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計	単 純	純 計
59 209	86 865	...	35 286	...	40.6	...	22.9	...
187 549	793 581	...	288 540	...	36.4	...	27.9	...
173 393	323 318	...	92 026	...	28.5	...	24.6	...
420 151	1 203 764	727 721	415 852	225 253	34.5	31.0	26.6	24.8
101 901	191 150		50 330		26.3		37.9	

第89表 普通建設事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	2 399 106	62.5	1 806 791	46.4	4 050 126	55.0
単 独 事 業 費	1 229 086	32.0	2 001 167	51.4	3 088 473	41.9
国直轄事業負担金	208 556	5.4	20 895	0.5	229 451	3.1
県営事業負担金	—	—	67 120	1.7	—	—
合 計	3 836 748	100.0	3 895 973	100.0	7 368 050	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	1 336 973	34.8	643 223	16.5	1 980 268	26.9
分担金、負担金、寄附金	146 419	3.8	109 884	2.8	193 999	2.6
財 産 収 入	15 970	0.4	51 862	1.3	67 851	0.9
地 方 債	595 779	15.5	1 149 232	29.5	1 664 364	22.6
その 他 特 定 財 源	324 468	8.6	594 160	15.3	615 808	8.4
一 般 財 源 等	1 417 139	36.9	1 347 612	34.6	2 845 760	38.6
合 計	3 836 748	100.0	3 895 973	100.0	7 368 050	100.0

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
3 210 096	53.9	840 030	59.5	26.2	6.8
2 537 424	42.6	551 049	39.1	21.7	22.0
209 795	3.5	19 656	1.4	9.4	△ 3.7
—	—	—	—	—	—
5 957 314	100.0	1 410 736	100.0	23.7	12.4

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
1 564 270	26.3	415 998	29.5	26.6	3.8
175 781	3.0	18 218	1.3	10.4	15.3
67 908	1.1	△ 57	△ 0.0	△ 0.1	△ 9.7
1 420 824	23.9	243 540	17.3	17.1	△ 1.0
378 054	6.2	237 754	16.8	62.9	40.9
2 350 477	39.5	495 283	35.1	21.1	26.1
5 957 314	100.0	1 410 736	100.0	23.7	12.4

第89表 普通建設事

その3 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	2 195 565	57.2	1 577 552	40.5	3 678 717	49.9
道路橋りょう費	870 176	22.7	561 703	14.4	1 400 646	19.0
河川海岸費	490 484	12.8	75 767	1.9	558 507	7.6
港 湾 費	146 341	3.8	75 938	1.9	209 217	2.8
都市計画費	366 823	9.6	538 508	13.8	875 602	11.9
住宅費	283 987	7.4	315 631	8.1	588 321	8.0
その他	37 754	0.9	10 005	0.4	46 424	0.6
農 林 水 産 業 費	864 874	22.5	410 692	10.5	1 073 145	14.6
農 業 費	102 334	2.7	100 978	2.6	124 562	1.7
畜 産 業 費	32 079	0.8	21 176	0.5	40 862	0.6
農 地 費	460 250	12.0	178 294	4.6	575 953	7.8
林 業 費	176 922	4.6	65 214	1.7	211 900	2.9
水 産 業 費	93 290	2.4	45 030	1.2	119 868	1.6
教 育 費	344 395	9.0	1 146 450	29.4	1 481 121	20.1
小 学 校 費	2 300	0.1	599 309	15.4	599 498	8.1
中 学 校 費	1 187	0.0	305 317	7.8	305 426	4.1
高 等 学 校 費	250 170	6.5	19 042	0.5	268 977	3.7
社 会 教 育 費	23 684	0.6	95 103	2.4	115 085	1.6
その他	67 054	1.8	127 679	3.3	192 135	2.6
総 務 費	82 695	2.2	166 562	4.3	237 203	3.2
衛 生 費	92 004	2.4	247 702	6.4	327 154	4.4
清 掃 費	41 250	1.1	203 335	5.2	240 686	3.3
その他	50 754	1.3	44 367	1.2	86 468	1.1
民 生 費	99 018	2.6	219 451	5.6	289 305	3.9
社 会 福 祉 費	37 565	1.0	49 884	1.3	76 336	1.0
老 人 福 祉 費	24 067	0.6	46 280	1.2	65 437	0.9
児 童 福 祉 費	37 059	1.0	122 199	3.1	146 175	2.0
その他	327	0.0	1 088	0.0	1 357	0.0
そ の 他	158 197	4.1	127 564	3.3	281 405	3.9
合 計	3 836 748	100.0	3 895 973	100.0	7 368 050	100.0

業 費 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較							
		増 減 額		増 減 率			前年度増減率		
				都道府 府 県	市町 村	純 計	都道府 府 県	市町 村	純 計
3 060 308	51.4	618 409	43.8	20.3	19.6	20.2	△ 0.1	15.6	6.1
1 239 027	20.8	161 619	11.5	13.1	12.2	13.0	△ 3.0	13.9	3.2
462 080	7.8	96 427	6.8	19.9	26.7	20.9	△ 4.8	38.6	△ 0.9
173 103	2.9	36 114	2.6	16.7	25.3	20.9	0.7	21.3	8.1
729 773	12.3	145 829	10.3	24.4	16.7	20.0	9.3	13.2	11.9
420 323	7.1	167 998	11.9	42.5	39.1	40.0	6.1	16.7	11.8
36 002	0.5	10 422	0.7	39.9	2.7	28.9	16.2	37.0	24.5
939 343	15.8	133 802	9.5	12.7	17.9	14.2	6.2	15.2	7.5
107 772	1.8	16 790	1.2	15.4	13.0	15.6	19.1	23.5	19.7
36 732	0.6	4 130	0.3	16.6	8.7	11.2	32.8	51.3	36.7
511 452	8.6	64 501	4.6	10.1	21.2	12.6	3.6	12.9	5.2
187 455	3.1	24 445	1.7	12.4	13.9	13.0	1.8	4.7	2.7
95 932	1.6	23 936	1.7	22.6	28.0	25.0	9.8	9.3	9.2
1 058 929	17.8	422 192	29.9	52.5	36.4	39.9	19.0	28.2	26.2
437 360	7.3	162 138	11.5	22.9	37.0	37.1	35.4	26.1	26.1
213 307	3.6	92 119	6.5	38.3	43.1	43.2	27.5	27.2	27.1
171 301	2.9	97 676	6.9	59.4	30.5	57.0	23.9	83.0	27.6
91 151	1.5	23 934	1.7	43.3	23.3	26.3	25.6	33.9	33.0
145 810	2.5	46 325	3.3	35.1	29.9	31.8	3.6	30.5	20.0
198 230	3.3	38 973	2.8	40.2	11.0	19.7	22.9	22.7	23.0
238 594	4.0	88 560	6.3	27.0	40.6	37.1	17.9	24.8	22.4
172 842	2.9	67 844	4.8	17.2	44.8	39.3	33.1	23.8	25.3
65 752	1.1	20 716	1.5	36.4	24.2	31.5	6.4	28.6	15.4
208 942	3.5	80 363	5.7	40.6	39.5	38.5	44.8	50.5	47.8
61 717	1.0	14 619	1.0	25.3	29.4	23.7	47.1	44.7	46.1
41 298	0.7	24 139	1.7	84.1	50.5	58.5	20.5	63.5	48.7
105 299	1.8	40 876	2.9	36.3	39.6	38.8	60.4	49.9	49.9
628	0.0	729	0.1	59.5	150.7	16.1	△ 55.1	△ 35.7	△ 42.1
252 968	4.2	28 437	2.0	20.4	1.8	11.2	21.1	23.6	22.3
5 957 314	100.0	1 410 736	100.0	21.7	25.0	23.7	4.8	21.3	12.4

第90表 普通建設事業費中

区 分	昭和49年度						
	都道府県		市 町 村	純 計 額			
土 木 費	1 440 439	60.0	700 533	38.8	2 136 679	52.8	
うち	道路橋りょう費	519 434	21.7	103 454	5.7	622 868	15.4
	河川海岸費	369 142	15.4	14 015	0.8	380 128	9.4
	都市計画費	225 216	9.4	292 148	16.2	516 816	12.8
	住宅費	215 071	9.0	246 646	13.7	461 199	11.4
農林水産業費	744 595	31.0	217 315	12.0	824 051	20.3	
うち	農業費	76 574	3.2	68 783	3.8	83 338	2.1
	農地費	419 126	17.5	69 374	3.8	454 570	11.2
	林業費	145 238	6.1	34 475	1.9	157 607	3.9
	水産業費	80 375	3.4	30 876	1.7	101 259	2.5
教 育 費	86 518	3.6	647 321	35.8	733 602	18.1	
うち	小学校費	355	0.0	362 103	20.0	362 339	8.9
	中学校費	209	0.0	170 484	9.4	170 614	4.2
	高等学校費	55 407	2.3	4 459	0.2	59 866	1.5
	社会教育費	6 523	0.3	52 844	2.9	59 330	1.5
衛 生 費	保健体育費	2 806	0.1	34 212	1.9	37 018	0.9
	うち清掃費	21 801	0.9	108 787	6.0	129 544	3.2
その他	8 628	0.4	100 559	5.6	109 168	2.7	
合計	105 753	4.5	132 835	7.4	226 250	5.6	
合計	2 399 106	100.0	1 806 791	100.0	4 050 126	100.0	

第91表 普通建設事業費中の

区 分	昭和49年度					
	都道府県		市 町 村	純 計 額		
農林水産業費	15 195	7.3	135	0.6	15 331	6.7
畜産費	158	0.1	4	0.0	162	0.1
農地費	12 900	6.2	128	0.6	13 028	5.7
林業費	1 348	0.6	1	0.0	1 349	0.6
水産業費	789	0.4	2	0.0	791	0.3
土木費	193 361	92.7	20 760	99.4	214 120	93.3
道路橋りょう費	113 966	54.6	9 017	43.2	122 983	53.6
河川海岸費	56 265	27.0	26	0.1	56 291	24.5
港湾費	22 553	10.8	11 672	55.9	34 225	14.9
都市計画費	—	—	28	0.1	28	0.0
空港費	576	0.3	17	0.1	593	0.3
合計	208 556	100.0	20 895	100.0	229 451	100.0

の補助事業費の状況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比				較	
		増	減	額	増減率	前年度 増減率	
1 709 603	53.3	427 076		50.8	25.0	0.4	
517 366	16.1	105 502		12.6	20.4	▲ 2.3	
309 523	9.6	70 605		8.4	22.8	▲ 8.2	
449 902	14.0	66 914		8.0	14.9	4.3	
304 588	9.5	156 611		18.6	51.4	5.7	
725 586	22.6	98 465		11.7	13.6	4.1	
70 240	2.2	13 098		1.6	18.6	17.9	
411 758	12.8	42 812		5.1	10.4	2.6	
139 730	4.4	17 877		2.1	12.8	▲ 3.0	
80 303	2.5	20 956		2.5	26.1	6.7	
531 033	16.5	202 569		24.1	38.1	25.6	
270 911	8.4	91 428		10.9	33.7	28.7	
113 510	3.5	57 104		6.8	50.3	23.2	
43 380	1.4	16 486		2.0	38.0	12.8	
45 489	1.4	13 841		1.6	30.4	25.7	
31 506	1.0	5 512		0.7	17.5	27.8	
87 830	2.7	41 714		5.0	47.5	36.8	
73 306	2.3	35 862		4.3	48.9	40.4	
156 044	4.9	70 206		8.4	45.0	33.2	
3 210 096	100.0	840 030		100.0	26.2	6.8	

国直轄事業負担金の状況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比				較	
		増	減	額	増減率	前年度 増減率	
13 804	6.6	1 527		7.8	11.1	12.2	
116	0.1	46		0.2	39.7	43.2	
11 564	5.5	1 464		7.4	12.7	11.4	
1 361	0.6	▲ 12	▲	0.1	▲ 0.9	6.7	
762	0.4	29		0.1	3.8	35.8	
195 991	93.4	18 129		92.2	9.2	▲ 4.6	
114 993	54.3	7 990		40.6	6.9	0.6	
51 241	24.4	5 050		25.7	9.9	▲ 8.4	
28 602	13.6	5 623		28.6	19.7	▲ 14.4	
—	—	28		0.1	皆増	皆減	
1 155	0.6	▲ 562	▲	2.9	▲ 48.7	▲ 36.7	
209 795	100.0	19 656		100.0	9.4	▲ 3.7	

第92表 普通建設事業費中

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
土 木 費	561 766	45.7	814 039	40.7	1 327 918	43.0
うち { 道路橋りょう費 河川海岸費 都市計画費 住宅費 }	236 776	19.3	432 455	21.6	654 795	21.2
	65 077	5.3	59 555	3.0	122 088	4.0
	141 607	11.5	232 932	11.6	358 757	11.6
	68 916	5.6	68 965	3.4	127 122	4.1
農 林 水 産 業 費	105 084	8.5	170 149	8.5	233 763	7.6
うち { 農 業 地 費 農 業 費 林 業 費 水 産 業 費 }	25 760	2.1	30 524	1.5	41 224	1.3
	28 224	2.3	93 712	4.7	108 355	3.5
	30 336	2.5	28 924	1.4	52 944	1.7
	12 126	1.0	9 893	0.5	17 817	0.6
教 育 費	257 877	21.0	498 692	24.9	747 519	24.2
うち { 小 学 校 費 中 学 校 費 高 等 学 校 費 社 会 教 育 費 保 健 体 育 費 }	1 946	0.2	237 158	11.9	237 159	7.7
	978	0.1	134 823	6.7	134 812	4.4
	194 763	15.8	14 460	0.7	209 112	6.8
	17 162	1.4	42 196	2.1	55 755	1.8
	9 662	0.8	41 111	2.1	49 005	1.6
衛 生 費	70 204	5.7	138 776	6.9	197 609	6.4
うち 清 掃 費	32 622	2.7	102 776	5.1	131 518	4.3
そ の 他	234 155	19.1	379 511	19.0	581 664	18.8
合 計	1 229 086	100.0	2 001 167	100.0	3 088 473	100.0

第93表 災 害 復 旧 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	286 475	96.6	137 138	87.6	356 735	92.6
単 独 事 業 費	4 707	1.6	18 909	12.1	23 136	6.0
国直轄事業負担金	5 440	1.8	—	—	5 440	1.4
県営事業負担金	—	—	441	0.3	—	—
合 計	296 622	100.0	156 488	100.0	385 311	100.0

の 単 独 事 業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
1 154 715	45.5	173 203	31.4	15.0	18.4	
606 668	23.9	48 127	8.7	7.9	8.9	
101 316	4.0	20 772	3.8	20.5	38.6	
279 871	11.0	78 886	14.3	28.2	26.7	
115 735	4.6	11 387	2.1	9.8	31.8	
199 953	7.9	33 810	6.1	16.9	21.7	
37 532	1.5	3 692	0.7	9.8	23.1	
88 130	3.5	20 225	3.7	22.9	18.2	
46 364	1.8	6 580	1.2	14.2	24.3	
14 866	0.6	2 951	0.5	19.9	23.1	
527 897	20.8	219 622	39.9	41.6	26.8	
166 449	6.6	70 710	12.8	42.5	21.9	
99 797	3.9	35 015	6.4	35.1	31.8	
127 921	5.0	81 191	14.7	63.5	33.5	
45 662	1.8	10 093	1.8	22.1	41.2	
40 572	1.6	8 433	1.5	20.8	16.3	
150 764	5.9	46 845	8.5	31.1	15.4	
99 535	3.9	31 983	5.8	32.1	16.2	
504 095	19.9	77 569	14.1	15.4	28.5	
2 537 424	100.0	551 049	100.0	21.7	22.0	

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較				
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
274 226	92.9	82 509	91.6	30.1	△ 16.5	
17 300	5.9	5 836	6.5	33.7	△ 32.5	
3 679	1.2	1 761	2.0	47.9	△ 28.7	
—	—	—	—	—	—	
295 204	100.0	90 107	100.0	30.5	△ 17.8	

第93表 災 害 復 旧 事

その2 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
公 共 土 木 施 設	203 519	68.6	66 577	42.5	269 777	70.0
農 林 水 産 施 設	86 256	29.1	80 668	51.5	99 510	25.8
そ の 他	6 847	2.3	9 243	6.0	16 024	4.2
合 計	296 622	100.0	156 488	100.0	385 311	100.0

その3 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	221 302	74.6	53 513	34.2	274 815	71.3
地 方 債	60 220	20.3	15 786	10.1	76 006	19.7
そ の 他 特 定 財 源	5 391	1.8	68 881	44.0	11 728	3.1
一 般 財 源 等	9 709	3.3	18 308	11.7	22 762	5.9
合 計	296 622	100.0	156 488	100.0	385 311	100.0

第94表 災 害 復 旧 事

その1 総 括

区 分	復 旧 所 要 額 (A)	昭 和 49 年 度 末	
		実 施 額 (B)	
補 助 災 害	973 612		693 575
昭 和 47 年 災 害	484 139		477 534
昭 和 48 年 災 害	91 727		74 473
昭 和 49 年 災 害	397 746		141 568
直 轄 災 害	74 117		58 508
昭 和 47 年 災 害	36 890		36 890
昭 和 48 年 災 害	4 472		4 472
昭 和 49 年 災 害	32 755		17 146
合 計	1 047 729		752 083

業 費 の 状 況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
210 232	71.2	59 545	66.1	28.3	△ 18.8
72 063	24.4	27 447	30.5	38.1	△ 14.4
12 909	4.4	3 115	3.4	24.1	△ 20.6
295 204	100.0	90 107	100.0	30.5	△ 17.8

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
211 450	71.6	63 365	70.3	30.0	△ 15.0
58 816	19.9	17 190	19.1	29.2	△ 23.2
8 991	3.1	2 737	3.0	30.4	1.0
15 947	5.4	6 815	7.6	42.7	△ 36.2
295 204	100.0	90 107	100.0	30.5	△ 17.8

業 の 進 捗 状 況

(単位 百万円・%)

ま だ の 実 施 額 進 捗 率 (B)/(A)×100	昭 和 50 年 度 以 降 残 事 業 費	
	残 事 業 費 (A)-(B) (C)	比 率 (C)/(A)×100
71.2	280 037	28.8
98.6	6 605	1.4
81.2	17 254	18.8
35.6	256 178	64.4
78.9	15 609	21.1
100.0	—	—
100.0	—	—
52.3	15 609	47.7
71.8	295 646	28.2

第94表 災 害 復 旧 事

その2 事 業 別

区 分			昭 和 46 年 災		昭 和 47 年 災		
所管別	施 設 の 種 類	補 助・直 轄の 別	事 業 費	49年度末までの進 捗 率	事 業 費	49年度末までの進 捗 率	
建 設 省	河 川・海 岸 砂防・道路・ダム	補 助	154 514	100.0	344 668	100.0	
		直 轄	13 494	100.0	35 727	100.0	
		計	168 008	100.0	380 395	100.0	
運 輸 省	港 湾・海 岸	補 助	5 794	100.0	5 760	100.0	
		直 轄	328	100.0	629	100.0	
		計	6 122	100.0	6 389	100.0	
農 林 省	農 本 林 省	農地・農業用施設	補 助	42 027	100.0	115 084	94.3
		海岸・共同利用施設	直 轄	125	100.0	441	100.0
			計	42 152	100.0	115 525	94.3
	林 野 庁	治 山 施 設 林 道	補 助	7 777	100.0	12 947	100.0
			直 轄	—	—	87	100.0
			計	7 777	100.0	13 034	100.0
	水 産 庁	漁 港	補 助	4 862	100.0	5 680	100.0
			直 轄	48	100.0	6	100.0
			計	4 910	100.0	5 686	100.0
	省	計	補 助	54 666	100.0	133 711	95.1
			直 轄	173	100.0	534	100.0
			計	54 839	100.0	134 245	95.1
合 計		補 助	214 974	100.0	484 139	98.6	
		直 轄	13 995	100.0	36 890	100.0	
		計	228 969	100.0	521 029	98.7	

業 費 の 進 捗 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 災		昭 和 49 年 災		備 考
事 業 費	49 年 度 末 の 進 捗 率	事 業 費	49 年 度 末 の 進 捗 率	
69 596	80.0	292 307	35.0	建設省調による。
3 858	100.0	31 882	52.7	
73 454	81.1	324 189	36.7	
876	67.4	3 300	37.2	運輸省調による。
367	100.0	94	49.9	
1 243	77.0	3 394	37.6	
17 746	88.9	82 614	38.0	農林省調による。
53	100.0	335	55.2	
17 799	89.0	82 949	38.1	
2 251	71.8	11 988	34.4	林野庁調による。
194	100.0	401	14.2	
2 445	74.0	12 389	33.7	
1 258	64.0	7 537	33.0	水産庁調による。
—	—	43	100.0	
1 258	64.0	7 580	33.4	
21 255	85.7	102 139	37.2	
247	100.0	779	36.6	
21 502	85.8	102 918	37.2	
91 727	81.2	397 746	35.6	
4 472	100.0	32 755	52.3	
96 199	82.1	430 501	36.9	

第95表 失 業 対 策 事

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
補 助 事 業 費	37 331	78.9	66 832	68.3	104 162	71.8
単 独 事 業 費	9 957	21.1	30 982	31.7	40 939	28.2
合 計	47 288	100.0	97 814	100.0	145 101	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国 庫 支 出 金	20 814	44.0	38 561	39.4	59 375	40.9
そ の 他 特 定 財 源	1 681	3.6	5 666	5.8	6 166	4.3
一 般 財 源 等	24 793	52.4	53 587	54.8	79 560	54.8
合 計	47 288	100.0	97 814	100.0	145 101	100.0

業 費 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
86 676	75.1	17 486	58.8	20.2	14.6
28 683	24.9	12 256	41.2	42.7	27.5
115 359	100.0	29 742	100.0	25.8	17.6

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	前 年 度 増 減 率
50 104	43.4	9 271	31.2	18.5	14.0
4 724	4.1	1 442	4.8	30.5	21.9
60 531	52.5	19 029	64.0	31.4	20.4
115 359	100.0	29 742	100.0	25.8	17.6

第96表 繰 出 金

その1 繰出先別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
法非適用の公営企業 会計	28 237	36.0	137 308	48.9	165 545	46.1
国民健康保険事業 会計	—	—	50 819	18.1	50 819	14.1
公益質屋事業 会計	—	—	489	0.2	489	0.1
農業共済事業 会計	—	—	1 276	0.5	1 276	0.4
収益事業 会計	211	0.3	104	0.0	315	0.1
交通災害共済事業 会計	21	0.0	890	0.3	911	0.3
立大学附属病院事 業会計	7 361	9.4	3 799	1.4	11 160	3.1
基 産 金 区 財 産 計	42 712	54.4	85 852	30.6	128 564	35.8
	—	—	351	0.1	351	0.1
合 計	78 541	100.0	280 887	100.0	359 428	100.0

その2 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
運 転 資 金	5 854	7.5	16 645	5.9	22 499	6.3
事 務 費 財 源	2 021	2.6	51 982	18.5	54 003	15.0
建 設 費 財 源	12 687	16.2	53 404	19.0	66 091	18.4
公 債 費 財 源	15 693	20.0	47 288	16.3	62 981	17.5
赤 字 補 て ん	3 932	5.0	29 210	10.4	33 142	9.2
そ の 他	38 354	48.7	82 358	29.4	120 712	33.6
合 計	78 541	100.0	280 887	100.0	359 428	100.0

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

区 分	総 額	法非適用の 公営企業会計	国民健康保険 事業会計	公 益 質 屋 事 業 会 計
運 転 資 金	22 499	4 057	2 041	43
事 務 費 財 源	54 003	27 743	18 970	283
建 設 費 財 源	66 091	55 109	787	—
公 債 費 財 源	62 981	61 383	209	0
赤 字 補 て ん	33 142	8 526	21 097	102
そ の 他	120 712	8 727	7 715	61
合 計	359 428	165 545	50 819	489

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 合計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
135 060	43.9	30 485	58.5	22.6	25.3
34 131	11.1	16 688	32.0	48.9	32.3
375	0.1	114	0.2	30.4	21.0
855	0.3	421	0.8	49.2	27.4
268	0.1	47	0.1	17.5	5.5
764	0.2	147	0.3	19.2	△ 3.8
10 356	3.4	804	1.5	7.8	28.8
125 261	40.8	3 303	6.3	2.6	112.2
272	0.1	79	0.2	29.0	△ 10.5
307 342	100.0	52 086	100.0	16.9	51.4

(単位 百万円・%)

昭和48年度 合計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	増 減 率
17 325	5.6	5 174	9.9	29.9	152.0
38 089	12.4	15 914	30.6	41.8	47.1
73 365	23.9	△ 7 274	△ 14.0	△ 9.9	29.1
45 263	14.7	17 718	34.0	39.1	24.3
23 091	7.5	10 051	19.3	43.5	22.2
110 209	35.9	10 503	20.2	9.5	89.8
307 342	100.0	52 086	100.0	16.9	51.4

(単位 百万円)

農業共済事業会計	収事業益会計	交通災害共済事業会計	公立大学附属病院事業会計	基 金	財 産 区
42	217	22	870	15 198	9
1 000	96	615	4 715	565	15
7	—	—	918	9 129	140
—	—	—	1 365	19	5
126	—	29	3 226	36	0
101	2	245	66	103 617	182
1 276	315	911	11 160	128 564	351

第97表 積立金

その1 増減状況

区 分	昭 和 49			
	積 立 金			積 立 金
	都道府県	市 町 村	合 計(A)	都道府県
歳出決算積立金	71 646	199 873	271 519	57 040
財政調整基金積立金	44 708	110 365	155 073	35 720
減債基金積立金	334	345	679	2 943
その他特定目的基金積立金	26 604	89 163	115 767	18 377
歳計剰余金処分積立金	2 293	19 648	21 941	—
合 計	73 939	219 521	293 460	57 040

② 「積立金とりくずし額」は、区分欄該当の積立金からそれぞれとりくずした額で

その2 現在高の状況

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
財政調整基金	125 654	57.0	274 123	53.3	399 777	54.4
減債基金	3 666	1.7	2 702	0.5	6 368	0.9
その他特定目的基金	91 143	41.3	237 879	46.2	329 022	44.7
合 計	220 463	100.0	514 704	100.0	735 167	100.0

その3 現在高の推移

区 分	総 額		財 政 調
	積 立 金	対 前 年 度 率 増 減	積 立 金
昭 和 40 年 度	93 592	17.4	50 855
41	121 692	30.0	63 807
42	156 901	28.9	83 726
43	191 262	21.9	104 928
44	241 251	26.1	135 129
45	272 950	13.1	145 336
46	306 260	12.2	141 754
47	433 598	41.6	202 793
48	598 528	38.0	306 027
49	735 167	22.8	399 777

の 状 況

(単位 百万円)

年 度		昭 和 48 年 度			
とりくずし額		純積立額 (A) - (B)	積立金 (C)	積立金とり くずし額 (D)	純積立額 (C) - (D)
市町村	合計(B)				
99 781	156 821	114 698	235 373	85 843	149 530
45 160	80 880	74 193	124 659	36 349	88 310
759	3 702	△ 3 023	495	353	142
53 862	72 239	43 528	110 220	49 142	61 078
—	—	21 941	16 302	—	16 302
99 781	156 821	136 639	251 675	85 843	165 832

ある。

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度		比 較			
合 計 額		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
306 027	51.1	93 750	68.6	30.6	50.9
9 226	1.5	△ 2 858	△ 2.1	△ 31.0	4.3
283 275	47.4	45 747	33.5	16.1	27.6
598 528	100.0	136 639	100.0	22.8	38.0

(単位 百万円・%)

整 基 金	減 債 基 金		そ の 他 特 定 目 的 基 金	
	積 立 金	対 前 年 度 率	積 立 金	対 前 年 度 率
16.5	6 600	3.5	36 137	21.8
25.6	7 722	17.0	50 163	38.5
31.2	9 525	23.3	63 650	26.9
25.3	9 994	4.9	76 340	19.9
28.8	8 365	△ 16.3	97 757	28.1
7.6	8 558	2.3	119 056	21.8
△ 2.5	8 582	0.3	155 924	31.0
43.1	8 844	3.1	221 961	42.4
50.9	9 226	4.3	283 275	27.6
30.6	6 368	△ 31.0	329 022	16.1

第98表 投資及び出

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
総務	2 017	3.0	2 676	4.9	4 694	3.9
衛生	14 559	21.6	19 306	35.4	33 865	27.8
公衆衛生	10 879	16.2	19 111	35.1	33 665	27.6
清掃	2	0.0	191	0.4	192	0.2
清	3 678	5.4	4	0.0	8	0.0
林業	6 198	9.2	1 067	2.0	7 265	6.0
水産	2 158	3.2	483	0.9	2 641	2.2
農業	620	0.9	196	0.4	816	0.7
畜産	258	0.4	166	0.3	423	0.3
水産	1 788	2.7	210	0.4	1 998	1.6
林業	1 374	2.0	12	0.0	1 387	1.2
商工	5 625	8.4	3 178	5.8	8 803	7.2
土木	30 061	44.7	11 405	20.9	41 466	34.0
都住	720	1.1	993	1.8	1 714	1.4
住宅	23 965	35.6	8 072	14.8	32 037	26.3
教育	99	0.1	252	0.5	352	0.3
その他	5 277	7.9	2 088	3.8	7 363	6.0
その他	2 404	3.6	325	0.6	2 729	2.2
その他	6 431	9.5	16 547	30.4	22 977	18.9
合 計	67 295	100.0	54 504	100.0	121 799	100.0
うち公営企業(法適用)に対するもの	37 308	55.4	37 920	69.6	75 228	61.8
その他	29 987	44.6	16 584	30.4	46 571	38.2

その2 現在高の状況

区 分	昭 和 48 年 度 末 現 在 高			昭 和 49 年 度 出 資 額			
	(A)			(B)			
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	
商農	38 816	14 848	53 664	3.8	5 451	2 531	7 982
林業	28 826	7 290	36 116	5.9	6 133	1 049	7 182
住宅	2 450	2 596	5 046	0.8	95	250	345
観光	77 675	31 850	109 525	18.0	13 719	17 126	30 845
観通	16 454	31 624	48 078	7.9	3 851	4 785	8 636
関係	15 968	15 530	31 498	5.2	289	318	607
関係	207 981	118 060	326 041	53.4	37 757	28 445	66 202
関係	2 321	4 632	6 953	1.1	207	733	940
関係	1 976	281	2 257	0.4	—	602	602
関係	203 684	113 147	316 831	51.9	37 550	27 110	64 660
合 計	388 170	221 798	609 968	100.0	67 295	54 504	121 799
基金運用によるもの	2 411	4 992	7 403	—	—	422	422
総 計	390 581	226 790	617 371	—	67 295	54 925	122 220

資 金 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 純 計 額		比			較	
		増	減	額	増 減 率	前 年 度 率
5 030	4.2	△	336	△ 30.0	△ 6.7	55.7
23 648	19.6		10 217	911.4	43.2	18.6
23 390	19.4		10 275	916.6	43.9	17.8
252	0.2	△	60	△ 5.4	△ 23.8	223.1
6	0.0		2	0.2	33.3	△ 25.0
5 943	4.9		1 322	117.9	22.2	54.6
2 144	1.8		497	44.3	23.2	21.5
883	0.7	△	67	△ 6.0	△ 7.6	15.7
388	0.3		35	3.1	9.0	10.9
1 097	0.9		901	80.4	32.1	103.9
1 431	1.2	△	44	△ 3.9	△ 3.1	886.9
8 325	6.9		478	42.6	5.7	20.0
58 850	48.8	△	17 384	△ 1 550.8	△ 29.5	14.9
4 081	3.4	△	2 367	△ 211.2	△ 58.0	111.7
44 842	37.2	△	12 805	△ 1 142.3	△ 28.6	6.8
668	0.6	△	316	△ 28.2	△ 47.3	5.9
9 259	7.7	△	1 896	△ 169.1	△ 20.5	39.1
3 154	2.6	△	425	△ 37.9	△ 13.5	38.9
15 728	13.0		7 249	646.8	46.1	15.5
120 678	100.0		1 121	100.0	0.9	19.4
73 460	60.9		1 768	157.7	2.4	15.5
47 218	39.1	△	647	△ 57.7	△ 1.4	26.0

(単位 百万円・%)

昭 和 49 年 度 回 収 額 (C)			調整額 (D)	昭 和 49 年 度 末 現 在 高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都 道 府 県	市 町 村	計		都 道 府 県	市 町 村	計	増 減 額 (E)-(A)	増 減 率	
122	335	457	816	45 021	16 984	62 005	8.5	8 341	15.5
124	22	146	41	34 896	8 297	43 193	6.0	7 077	19.6
—	—	—	32	2 615	2 807	5 423	0.7	377	7.5
17	15	32	143	91 529	48 952	140 481	19.4	30 956	28.3
55	14	69△	24	20 250	36 372	56 621	7.8	8 543	17.8
280	0	281△	10 771	5 191	15 862	21 053	2.9	△ 10 445△	33.2
253	915	1 166	5 365	252 148	144 295	396 442	54.7	70 401	21.6
188	343	531	217	2 420	5 158	7 579	1.0	626	9.0
54	403	457△	1 802	91	509	600	0.1	△ 1 657△	73.4
11	169	178	6 950	249 637	138 628	388 263	53.6	71 432	22.5
851	1 301	2 151△	4 398	451 650	273 569	725 218	100.0	115 250	18.9
—	88	88△	2 642	30	5 065	5 095	—	△ 2 308△	31.2
851	1 389	2 239△	7 039	451 680	278 633	730 313	—	112 942	18.3

第99表 貸付金

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額		
商 工 費	515 837	53.5	135 768	36.0	650 356	50.9	
土 木 費	120 743	12.5	147 166	39.0	262 789	20.6	
港 湾 費	2 091	0.2	586	0.2	2 621	0.2	
都 市 計 画 費	13 683	1.4	26 317	7.0	39 282	3.1	
住 宅 費	66 288	6.9	48 311	12.8	113 120	8.9	
土 木 管 理 費	28 406	2.9	71 772	19.0	100 178	7.8	
そ の 他	10 275	1.1	180	0.0	7 588	0.6	
農 林 水 産 業 費	75 317	7.8	11 844	3.1	86 522	6.8	
農 業 費	36 171	3.8	4 088	1.1	40 130	3.1	
畜 産 業 費	4 998	0.5	2 795	0.7	7 529	0.6	
農 地 費	4 696	0.5	128	0.0	4 685	0.4	
林 業 費	13 888	1.4	506	0.1	14 319	1.1	
水 産 業 費	15 564	1.6	4 327	1.1	19 859	1.6	
民 生 費	32 086	3.3	10 967	2.9	37 064	2.9	
児 童 福 祉 費	7 296	0.8	1 628	0.4	7 480	0.6	
社 会 福 祉 費	21 321	2.2	5 831	1.5	24 156	1.9	
そ の 他	3 469	0.3	3 508	1.0	5 428	0.4	
労 働 費	20 935	2.2	8 423	2.2	29 269	2.3	
衛 生 費	63 307	6.6	21 248	5.6	83 865	6.6	
教 育 費	33 980	3.5	9 391	2.5	34 932	2.7	
高 等 学 校 費	684	0.1	36	0.0	660	0.1	
保 健 体 育 費	4 192	0.4	1 100	0.3	5 148	0.4	
教 育 総 務 費	21 778	2.3	2 234	0.6	20 423	1.6	
そ の 他	7 326	0.7	6 021	1.6	8 701	0.7	
そ の 他	101 434	10.6	32 276	8.7	91 975	7.2	
合 計	963 639	100.0	377 083	100.0	1 276 772	100.0	
ら ち 公 営 企 業 (法 適 用) に 対 す る も の	74 430	7.7	26 469	7.0	100 898	7.9	
そ の 他	889 209	92.3	350 614	93.0	1 175 874	92.1	

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額		増 減 率	前 年 度 率
487 729	51.6	162 627	49.1	33.3	26.6
208 338	22.0	54 451	16.4	26.1	22.7
4 468	0.5	△ 1 847	△ 0.6	△ 41.3	42.1
25 965	2.7	13 317	4.0	51.3	22.1
98 458	10.4	14 662	4.4	14.9	10.3
67 678	7.2	32 500	9.8	48.0	34.5
11 769	1.2	△ 4 181	△ 1.2	△ 35.5	102.5
74 056	7.8	12 466	3.8	16.8	22.2
35 443	3.7	4 687	1.4	13.2	1.3
4 903	0.5	2 626	0.8	53.6	29.6
2 752	0.3	1 933	0.6	70.2	28.9
13 813	1.5	506	0.2	3.7	40.6
17 146	1.8	2 713	0.8	15.8	73.5
27 601	2.9	9 463	2.9	34.3	33.1
6 526	0.7	954	0.3	14.6	18.5
17 669	1.9	6 487	2.0	36.7	25.0
3 406	0.4	2 022	0.6	59.4	211.3
20 649	2.2	8 620	2.6	41.7	22.7
55 268	5.8	28 597	8.6	51.7	49.9
21 240	2.2	13 692	4.1	64.5	29.9
695	0.1	△ 35	△ 0.0	△ 5.0	△ 61.4
3 289	0.3	1 859	0.6	56.5	66.3
13 084	1.4	7 339	2.2	56.1	38.6
4 172	0.4	4 529	1.4	108.6	33.1
50 658	5.5	41 317	12.5	81.6	1.2
945 539	100.0	331 233	100.0	35.0	25.0
73 239	7.7	27 659	8.4	37.8	18.0
872 300	92.3	303 574	91.6	34.8	25.6

第99表 貸 付 金

その2 現在高の状況

区 分	昭和48年度末現在高 (A)			昭和49年度貸付額 (B)				
	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計		
転貸債に係るもの	11 279	9 943	21 222	1.8	4 800	4 059	8 859	
そ の 他	1 096 438	91 051	1 187 489	98.2	958 839	373 024	1 331 863	
商 工 関 係	494 733	8 268	503 001	41.6	501 722	134 584	636 307	
農林水産業関係	67 049	2 471	69 520	5.8	75 209	11 621	86 830	
民生・労働関係	45 750	10 653	56 403	4.7	51 275	18 347	69 622	
住 宅 関 係	157 328	21 330	178 658	14.8	64 267	47 917	112 185	
観 光 ・ 交 通 関 係	24 507	8 627	33 134	2.7	50 129	16 838	66 967	
開 発 関 係	45 488	16 767	62 255	5.2	25 605	72 584	98 188	
教 育 関 係	32 301	4 356	36 657	3.0	33 032	9 329	42 362	
そ の 他	229 282	18 579	247 861	20.4	157 600	61 804	219 402	
合 計	1 107 717	100 994	1 208 711	100.0	963 639	377 083	1 340 722	
うち預託金に係るもの	決算額	60 261	2 297	62 558	—	335 408	134 444	469 852
	当該金融機関の貸付額	911 429	268 937	1 180 366	—	413 454	547 154	960 608
基金の運用によるもの	92 902	21 466	114 368	—	42 221	19 174	61 396	
総 計	1 200 619	122 460	1 323 079	—	1 005 860	396 257	1 402 118	

第100表 地方公営企業等に

その1 推 移

区 分	昭和36年度	42	43	44
決 算 額	415	1 295	1 662	2 153
指 数	100	312	401	519

の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭和49年度回収額 (C)			調整額 (D)	昭和49年度末現在高 (A)+(B)-(C)+(D) (E)			比 較		
都 道 府 県	市町村	計		都 道 府 県	市町村	計	増 減 額 (E)-(A)	増減率	
763	1 729	2 492	△ 364	15 333	11 891	27 225	1.9	6 003	28.3
762 051	327 304	1 089 355	11 622	1 305 356	136 264	1 441 619	98.1	254 130	21.4
392 064	131 579	523 643	5	604 401	11 269	615 670	41.9	112 669	22.4
66 349	11 315	77 664	4	75 905	2 785	78 690	5.4	9 170	13.2
38 490	12 368	50 858	△ 938	57 874	16 355	74 229	5.1	17 826	31.6
59 099	34 360	93 459	1 557	163 899	35 042	198 941	13.5	20 283	11.4
42 824	7 831	50 655	1 874	33 689	17 632	51 320	3.5	18 186	54.9
29 680	65 959	95 638	△ 8	41 413	23 384	64 797	4.4	2 542	4.1
26 556	8 319	34 875	△ 89	38 704	5 351	44 055	3.0	7 398	20.2
106 989	55 573	162 563	9 217	289 471	24 446	313 917	21.3	66 056	26.7
762 814	329 033	1 091 847	11 258	1 320 689	148 155	1 468 844	100.0	260 133	21.5
335 857	132 893	468 750	△ 110	59 922	3 628	63 550	—	992	1.6
130 308	384 896	515 204	△ 573	1 186 715	438 482	1 625 197	—	444 831	37.7
20 785	14 202	34 987	△ 7 132	108 505	25 139	133 645	—	19 277	16.9
783 599	343 234	1 126 834	4 126	1 429 194	173 294	1 602 489	—	279 410	21.1

対する繰出しの状況

(単位 億円)

45	46	47	48	49
2 739	3 452	4 080	5 198	6 484
660	832	983	1 253	1 562

第100表 地方公営企業等に

その2 事業別内訳

区 分	昭 和 49 年 度						
	都 道 府 県		市 町 村		合 計	額	
法 適 用 の 公 営 企 業 会 計	上水道事業	21 332	8.4	29 168	7.4	50 500	7.8
	工業用水道事業	6 162	2.4	600	0.2	6 762	1.0
	交通事業	43 072	17.0	60 904	15.4	103 976	16.0
	電気事業	530	0.2	8	0.0	539	0.1
	ガス事業	100	0.0	477	0.1	577	0.1
	簡易水道事業	—	—	1 066	0.3	1 066	0.2
	港湾整備事業	274	0.1	338	0.1	611	0.1
	病院事業	84 891	33.4	55 697	14.1	140 589	21.7
	市場事業	779	0.3	1 052	0.3	1 832	0.3
	と畜場事業	458	0.2	66	0.0	524	0.1
	観光施設事業	3 695	1.5	775	0.2	4 470	0.7
	住宅用地造成事業	578	0.2	20	0.0	598	0.1
	工業用地造成事業	3 395	1.3	—	—	3 395	0.5
公共下水道事業	52 388	20.6	47 966	12.2	100 355	15.5	
その他の企業会計	400	0.3	1 415	0.3	1 812	0.2	
小 計	218 054	85.9	199 552	50.6	417 606	64.4	
法 非 適 用 の 公 営 企 業 会 計	交通事業	21	0.0	979	0.2	1 000	0.2
	簡易水道事業	—	—	11 016	2.8	11 016	1.7
	港湾整備事業	10 519	4.1	1 410	0.4	11 929	1.8
	市場事業	489	0.2	10 147	2.6	10 636	1.6
	と畜場事業	87	0.0	4 225	1.1	4 312	0.7
	観光施設事業	1 760	0.7	3 740	0.9	5 500	0.8
	住宅用地造成事業	2 217	0.9	7 560	1.9	9 777	1.5
	工業用地造成事業	1 197	0.5	362	0.1	1 559	0.2
	公共下水道事業	4 755	1.9	95 401	24.2	100 156	15.4
	その他の企業会計	7 192	2.8	2 468	0.6	9 659	1.6
小 計	28 237	11.1	137 308	34.8	165 544	25.5	
国民健康保険事業会計	—	—	50 819	12.9	50 819	7.8	
その他の事業会計	7 592	3.0	6 826	1.7	14 420	2.3	
合 計	253 883	100.0	394 505	100.0	648 389	100.0	

対する繰出しの状況(つづき)

(単位 百万円・%)

昭和48年度 合計	年度額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
32 776	6.3	17 724	13.8	54.1	33.2
7 345	1.4	△ 583	△ 0.5	△ 7.9	△ 1.1
76 633	14.7	27 343	21.3	35.7	21.0
536	0.1	3	0.0	0.6	△ 7.4
309	0.1	268	0.2	86.7	60.9
902	0.2	164	0.1	18.2	56.6
1 625	0.3	△ 1 014	△ 0.8	△ 62.4	161.3
110 604	21.3	29 985	23.3	27.1	47.3
4 738	0.9	△ 2 906	△ 2.3	△ 61.3	95.8
575	0.1	△ 51	△ 0.0	△ 8.9	698.6
3 480	0.7	990	0.8	28.4	19.7
477	0.1	121	0.1	25.4	△ 72.8
3 073	0.6	322	0.3	10.5	△ 22.4
93 385	18.0	6 970	5.4	7.5	16.5
1 391	0.2	421	0.3	30.3	172.4
337 849	65.0	79 757	62.0	23.6	27.9
665	0.1	335	0.3	50.4	29.1
8 277	1.6	2 739	2.1	33.1	39.2
9 410	1.8	2 519	2.0	26.8	10.4
7 132	1.4	3 504	2.7	49.1	46.7
2 804	0.5	1 508	1.2	53.8	8.8
5 333	1.0	167	0.1	3.1	5.2
8 956	1.7	821	0.6	9.2	26.8
1 726	0.3	△ 167	△ 0.1	△ 9.7	0.1
85 207	16.4	14 949	11.6	17.5	23.6
5 550	1.2	4 109	3.2	74.0	117.0
135 060	26.0	30 484	23.7	22.6	25.3
34 131	6.6	16 688	13.0	48.9	32.3
12 786	2.4	1 634	1.3	12.8	25.5
519 826	100.0	128 563	100.0	24.7	27.4

第101表 公 債 費

その1 性質別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
地方債元利償還金	355 148	97.8	480 158	94.6	798 015	95.7
元 金	159 339	43.9	228 062	44.9	362 858	43.5
利 子	195 809	53.9	252 096	49.7	435 157	52.2
一時借入金利子	8 005	2.2	27 567	5.4	35 572	4.3
合 計	363 153	100.0	507 725	100.0	833 588	100.0

その2 財源内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
国庫支出金	5 438	1.5	2 835	0.6	8 596	1.0
使用料、手数料	16 541	4.6	24 645	4.9	41 216	4.9
その他特定財源	32 588	9.0	21 370	4.2	52 322	6.3
一般財源等	308 586	85.0	458 875	90.4	731 454	87.7
合 計	363 153	100.0	507 725	100.0	833 588	100.0

の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
633 142	97.2	164 873	90.4	26.0	13.9
306 043	47.0	56 815	31.2	18.6	△ 1.4
327 099	50.2	108 058	59.3	33.0	33.1
18 078	2.8	17 494	9.6	96.8	45.9
651 220	100.0	182 368	100.0	28.0	14.6

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純計額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 率	前 年 度 率
6 046	0.9	2 550	1.4	42.2	△ 20.1
34 968	5.4	6 248	3.4	17.9	21.1
42 316	6.5	10 006	5.5	23.6	△ 14.0
567 890	87.2	163 564	89.7	23.8	17.6
651 220	100.0	182 368	100.0	28.0	14.6

第102表 地 方 債 償

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		純 計 額	
一般公共事業債	36 067	22.6	10 826	4.7	46 893	12.9
一般単独事業債	40 406	25.4	60 550	26.5	100 955	27.8
公営住宅建設事業債	11 543	7.2	9 735	4.3	21 278	5.9
義務教育施設整備事業債	253	0.2	50 812	22.3	51 065	14.1
辺地対策事業債	—	—	3 654	1.6	3 654	1.0
産業廃棄物処理事業債	191	0.1	—	—	191	0.1
災害復旧事業債	22 680	14.2	8 266	3.6	30 946	8.5
新産業都市等建設事業債	11 287	7.1	—	—	11 287	3.1
一般廃棄物処理事業債	1 237	0.8	14 936	1.5	16 173	4.5
厚生福祉施設整備事業債	3 664	2.3	10 366	4.5	14 030	3.9
公共用地先行取得事業債	11 439	7.2	9 753	4.3	21 192	5.8
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	3 510	1.5	3 510	1.0
退職手当債	2 597	1.6	1 502	0.7	4 099	1.1
転 貸 債	798	0.5	843	0.4	1 640	0.5
過疎対策事業債	—	—	3 568	1.6	3 568	1.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	11 121	7.0	1 958	0.9	13 079	3.6
同和対策事業債	43	0.0	2 420	1.1	2 463	0.7
都道府県貸付金	—	—	24 543	10.8	—	—
そ の 他	6 013	3.8	10 820	4.7	16 835	4.5
合 計	159 339	100.0	228 062	100.0	362 858	100.0

註 「交付公債」、「枠外債」は各項目に含まれている。

還 額 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭和48年度 純 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
40 379	13.2	6 514	11.5	16.1	△ 1.5
81 205	26.5	19 750	34.8	24.3	9.5
18 900	6.2	2 378	4.2	12.6	27.6
37 395	12.2	13 670	24.1	36.6	25.0
3 397	1.1	257	0.5	7.6	6.5
33	0.0	158	0.3	478.8	37.5
30 088	9.8	858	1.5	2.9	0.2
8 888	2.9	2 399	4.2	27.0	24.3
13 444	4.4	2 729	4.8	20.3	16.2
11 111	3.6	2 919	5.1	26.3	16.2
18 169	5.9	3 023	5.3	16.6	△ 59.7
6 660	2.2	△ 3 150	△ 5.5	△ 47.3	△ 38.2
4 834	1.6	△ 735	△ 1.3	△ 15.2	△ 18.0
1 814	0.6	△ 174	△ 0.3	△ 9.6	△ 31.9
3 001	1.0	567	1.0	18.9	26.4
9 911	3.2	3 168	5.6	32.0	43.4
1 947	0.6	516	0.9	26.5	36.2
—	—	—	—	—	—
14 867	5.0	1 968	3.3	13.2	8.5
306 043	100.0	56 815	100.0	18.6	△ 1.4

第103表 地 方 債 現

その1 目的別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
一般公共事業債	1 033 208	28.0	357 522	7.4	1 390 730	16.8
一般単独事業債	711 258	19.3	895 536	18.5	1 606 794	18.8
公営住宅建設事業債	408 822	11.1	443 083	9.1	851 905	10.0
義務教育施設整備事業債	6 708	0.2	1 254 828	25.9	1 261 536	14.8
辺地対策事業債	—	—	65 635	1.4	65 635	0.8
産業廃棄物処理事業債	17 203	0.5	152	0.0	17 355	0.2
災害復旧事業債	272 926	7.4	88 587	1.8	361 513	4.2
新産業都市等建設事業債	272 415	7.4	—	—	272 415	3.2
一般廃棄物処理事業債	52 875	1.4	350 936	7.2	403 811	4.7
厚生福祉施設整備事業債	96 930	2.6	280 769	5.8	377 699	4.4
公共用地先行取得事業債	381 403	10.4	175 862	3.6	557 265	6.5
市町村民税臨時減税補てん債	—	—	1 637	0.0	1 637	0.0
退職手当債	15 433	0.4	6 977	0.1	22 410	0.3
転貸債	11 759	0.3	20 176	0.4	31 935	0.4
過疎対策事業債	—	—	176 600	3.6	176 600	2.1
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	284 497	7.7	34 993	0.7	319 490	3.7
同和対策事業債	1 365	0.0	144 748	3.0	146 113	1.7
都道府県貸付金	—	—	304 180	6.3	304 180	3.6
その他	117 412	3.3	250 213	5.2	367 625	4.3
合 計	3 684 214	100.0	4 852 434	100.0	8 536 648	100.0

在 高 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 合 計 額	比 較				
	増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	増 減 額	増 減 率
1 268 665	18.6	122 065	7.2	9.6	19.1
1 360 558	19.9	246 236	14.4	18.1	26.2
659 251	9.7	192 654	11.3	29.2	24.2
984 403	14.4	277 133	16.2	28.2	29.1
48 233	0.7	17 402	1.0	36.1	34.8
12 549	0.2	4 806	0.3	38.3	72.0
320 725	4.7	40 788	2.4	12.7	9.0
235 663	3.5	36 752	2.2	15.6	17.1
282 709	4.1	121 102	7.1	42.8	36.8
303 823	4.4	73 876	4.3	24.3	32.6
306 678	4.5	250 587	14.7	81.7	102.8
5 147	0.1	△ 3 510	△ 0.2	△ 68.2	△ 56.4
26 451	0.4	△ 4 041	△ 0.2	△ 15.3	△ 15.4
25 103	0.4	6 832	0.4	27.2	13.1
120 798	1.8	55 802	3.3	46.2	59.9
239 631	3.5	79 859	4.7	33.3	32.3
87 322	1.3	58 791	3.4	67.3	71.8
242 160	3.5	62 020	3.6	25.6	30.9
300 519	4.3	67 106	3.9	22.3	18.9
6 830 388	100.0	1 706 260	100.0	25.0	27.1

第103表 地 方 債 現

その2 借入先別内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		合 計 額	
政 府 資 金	1 269 761	34.5	2 651 431	54.6	3 921 192	45.9
資 金 運 用 部	1 049 945	28.5	1 560 459	32.2	2 610 404	30.6
簡 易 保 険 局	219 816	6.0	1 090 973	22.5	1 310 789	15.4
公 営 企 業 金 融 公 庫	8 327	0.2	60 385	1.2	68 712	0.8
国 の 予 算 貸 付 ・ 政 府 関 係 機 関 貸 付 (公 営 企 業 金 融 公 庫 を 除 く)	284 878	7.7	36 475	0.8	321 353	3.8
市 中 銀 行	1 709 045	46.4	1 249 105	25.7	2 958 150	34.7
そ の 他 の 金 融 機 関	98 325	2.7	226 582	4.7	324 907	3.8
保 険 会 社	24 462	0.7	32 380	0.7	56 842	0.7
交 付 公 債	178 772	4.9	73 759	1.5	252 531	3.0
市 場 公 募 債	29 662	0.8	38 494	0.8	68 156	0.8
共 済 組 合 (恩 給 組 合 を 含 む)	69 769	1.9	150 157	3.1	219 926	2.6
外 国 債	—	—	1 378	0.0	1 378	0.0
そ の 他	11 213	0.2	332 288	6.9	343 501	3.9
合 計	3 684 214	100.0	4 852 434	100.0	8 536 648	100.0

その3 利率別内訳

区 分			都 道 府 県	
6.5%	以	下	1 225 290	33.3
7.0%	以	下	485 319	13.2
7.5%	以	下	728 371	19.8
8.0%	以	下	310 936	8.4
8.5%	以	下	303 031	8.2
9.0%	未	満	230 882	6.3
9.0%	以	上	400 386	10.9
合		計	3 684 214	100.0

在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 合 計 額		比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
3 235 472	47.4	685 720	40.2	21.2	19.4
2 189 566	32.1	420 838	24.7	19.2	18.1
1 045 905	15.3	264 884	15.5	25.3	22.2
55 701	0.8	13 011	0.8	23.4	18.9
241 194	3.5	80 159	4.7	33.2	32.0
2 264 881	33.2	693 269	40.6	30.6	38.6
269 854	4.0	55 053	3.2	20.4	36.2
43 534	0.6	13 308	0.8	30.6	23.9
196 312	2.9	56 219	3.3	28.6	31.2
53 801	0.8	14 355	0.8	26.7	43.3
190 212	2.8	29 714	1.7	15.6	16.7
1 772	0.0	△ 394 △	0.0	△ 22.2 △	18.2
277 655	4.0	65 846	3.9	23.7	30.0
6 830 388	100.0	1 706 260	100.0	25.0	27.1

(単位 百万円・%)

市 町 村	合 計		
1 834 033	37.8	3 059 323	35.8
312 118	6.4	797 437	9.3
984 129	20.3	1 712 500	20.1
918 073	18.9	1 229 009	14.4
166 794	3.4	469 825	5.5
222 176	4.6	453 058	5.3
415 111	8.6	815 497	9.6
4 852 434	100.0	8 536 648	100.0

第103表 地 方 債 現

その4 推 移

区 分	総 額		
	現 在 高	指 数	対 前 年 度 増 減 率
昭 和 36 年 度	738 668	100	5.9
42	1 948 972	264	15.6
43	2 182 153	295	12.0
44	2 485 018	337	14.1
45	2 974 270	408	19.7
46	3 970 813	538	33.5
47	5 372 804	727	35.3
48	6 830 388	925	27.1
49	8 536 648	1 156	25.0

(註) 昭和45年度以前の数値には、沖縄県分は含まれていない。

第104表 債 務 負 担 行 為 額

区 分	昭 和	
	都 道 府 県	
1 物件の購入等に係るもの	1 618 347	75.2
土地、建造物に係るもの	927 293	43.1
そ の 他	691 054	32.1
2 債務保証又は損失補償に係るもの	24 645	1.1
公社、協会等に係るもの	21 437	1.0
そ の 他	3 208	0.1
3 そ の 他	509 268	23.7
合 計	2 152 260	100.0

(註) 1 「2 債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを
 2 「3 その他」には、実質的な債務負担に係るものを含む。

在 高 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

内				訳		
交 付 公 債			対前年度 増減率	交 付 公 債 以 外		
現 在 高	指 数	増 減		現 在 高	指 数	対前年度 増減率
71 665	100	△ 5.1	667 003	100	7.2	
104 951	146	14.8	1 844 021	276	15.6	
114 650	160	9.2	2 067 503	310	12.1	
117 421	164	2.8	2 367 597	356	14.8	
115 019	160	△ 2.0	2 859 251	429	20.8	
134 691	188	17.1	3 836 122	575	34.2	
149 572	209	11.0	5 223 232	783	36.2	
196 312	274	31.2	6 634 076	995	27.0	
252 531	352	28.6	8 284 117	1 242	24.9	

(翌年度以降支出予定額)の状況

(単位 百万円・%)

49 年 度				昭和48年度 合計額	増 減 率	
市	町	村	合 計			
1 443 443		76.2	3 061 790	75.6	2 283 807	34.1
955 263		50.4	1 882 556	46.5	1 421 504	32.4
488 180		25.8	1 179 234	29.1	862 303	36.8
85 739		4.5	110 384	2.7	109 260	1.0
36 733		1.9	58 170	1.4	59 994	△ 3.0
49 006		2.6	52 214	1.3	49 266	6.0
366 026		19.3	875 294	21.7	654 503	33.7
1 895 208		100.0	4 047 468	100.0	3 047 570	32.8

計上している。

第105表 昭和49年度 資

その1 収入、支出額

区 分		第1・四半期 (49年4月～6月)		第2・四半期 (49年7月～9月)		
総	収	歳入税	4 664 608	84.4	4 273 392	89.7
		地方交付税及び地方譲与税	1 989 639	36.0	2 045 358	42.9
		国庫支出金等	1 681 347	30.4	850 381	17.8
		都道府県支出金等	519 992	9.4	700 717	14.7
		地方債(起債前借を含む)	33 245	0.6	135 675	2.8
	入	公営事業会計からの繰入れ	43 873	0.8	95 331	2.0
		その他	8 586	0.2	15 426	0.3
		歳計現金貸付回収金及び他会計借入金	387 926	7.0	430 504	9.2
		一時借入金借入額	262 994	4.8	75 652	1.6
		合計	5 997 785	10.9	415 359	8.7
括	支	歳計現金貸付金及び他会計借入金返済額	5 527 386	100.0	4 764 403	100.0
		歳計現金貸付金及び他会計借入金	4 090 798	85.1	4 405 442	90.7
		一時借入金借入額	283 646	5.9	118 930	2.4
		一時借入金返済額	430 583	9.0	330 361	6.8
		合計	4 805 028	100.0	4 854 733	100.0
都道府県	収	歳入税	2 591 008	84.8	2 278 139	91.7
		地方交付税及び地方譲与税	1 159 558	37.9	1 105 321	44.5
		国庫支出金等	863 822	28.3	471 643	19.0
		都道府県支出金等	391 285	12.8	497 524	20.0
		地方債(起債前借を含む)	14 520	0.5	39 485	1.6
	入	公営事業会計からの繰入れ	152	0.0	941	0.0
		その他	161 671	5.3	163 225	6.6
		歳計現金貸付回収金及び他会計借入金	164 038	5.4	31 041	1.2
		一時借入金借入額	301 228	9.9	174 612	7.0
		合計	3 056 274	100.0	2 483 792	100.0
支	出	歳計現金貸付金及び他会計借入金返済額	2 296 827	83.6	2 324 307	92.3
		歳計現金貸付金及び他会計借入金	169 661	6.2	37 352	1.5
		一時借入金借入額	280 755	10.2	155 432	6.2
		一時借入金返済額	2 747 243	100.0	2 517 091	100.0
		合計	2 747 243	100.0	2 517 091	100.0
市町村	収	歳入税	2 073 600	83.9	1 995 254	87.5
		地方交付税及び地方譲与税	830 081	33.6	940 037	41.2
		国庫支出金等	817 526	33.1	378 738	16.6
		都道府県支出金等	128 707	5.2	203 193	8.9
		地方債(起債前借を含む)	33 245	1.3	135 675	5.9
	入	公営事業会計からの繰入れ	29 352	1.2	55 846	2.4
		その他	8 434	0.3	14 485	0.6
		歳計現金貸付回収金及び他会計借入金	226 255	9.2	267 280	11.9
		一時借入金借入額	98 956	4.0	44 610	2.0
		合計	298 557	12.1	240 747	10.6
支	出	歳計現金貸付金及び他会計借入金返済額	2 471 112	100.0	2 280 611	100.0
		歳計現金貸付金及び他会計借入金	1 793 971	87.2	2 081 135	89.0
		一時借入金借入額	113 985	5.5	81 577	3.5
		一時借入金返済額	149 828	7.3	174 930	7.5
		合計	2 057 784	100.0	2 337 642	100.0

金 収 支 の 状 況

(単位 百万円・%)

第 3 ・ 四 半 期 (49年10月~12月)		第 4 ・ 四 半 期 (50年 1 月~ 3 月)		出 納 整 理 期 (50年 4 月~ 5 月)		合 計	
6 225 863	82.5	5 877 761	81.5	3 161 752	92.7	24 203 376	85.0
2 076 375	27.5	1 714 745	23.8	411 387	12.1	8 237 504	28.9
1 287 313	17.1	571 742	7.9	30 456	0.9	4 421 239	15.5
1 651 847	21.9	1 622 183	22.5	532 143	15.6	5 026 882	17.7
229 897	3.0	216 851	3.0	324 664	9.5	940 332	3.3
317 265	4.2	424 515	5.9	1 130 986	33.2	2 011 969	7.1
19 756	0.3	50 312	0.7	45 202	1.3	139 281	0.5
643 410	8.5	1 277 413	17.7	686 914	20.1	3 426 169	12.0
327 431	4.3	300 983	4.2	247 417	7.3	1 214 476	4.3
994 991	13.2	1 035 057	14.3	—	—	3 045 192	10.7
7 548 285	100.0	7 213 802	100.0	3 409 169	100.0	28 463 045	100.0
7 062 127	89.5	5 457 261	77.2	3 310 748	83.0	24 326 376	85.0
275 810	3.5	315 941	4.5	242 043	6.1	1 236 377	4.3
551 953	7.0	1 297 506	18.4	434 711	10.9	3 045 115	10.6
7 889 891	100.0	7 070 708	100.0	3 987 501	100.0	28 607 860	100.0
3 501 557	85.3	3 322 406	82.9	1 093 672	89.1	12 786 782	86.0
1 184 107	28.9	951 758	23.3	249 604	20.3	4 650 348	31.3
732 623	17.9	232 674	5.8	3 593	0.3	2 304 354	15.5
1 173 483	28.6	1 210 572	30.2	153 913	12.5	3 426 777	23.0
156 421	3.8	194 746	4.9	375 495	30.6	780 667	5.2
1 353	0.0	31 290	0.8	17 053	1.4	50 788	0.3
253 570	6.1	701 366	17.4	294 014	24.0	1 573 848	10.7
225 913	5.5	193 036	4.8	133 156	10.9	747 185	5.0
376 448	9.2	489 953	12.2	—	—	1 342 241	9.0
4 103 918	100.0	4 005 395	100.0	1 226 828	100.0	14 876 208	100.0
3 924 203	90.6	2 892 055	76.7	1 482 778	90.1	12 920 171	86.1
192 872	4.5	223 618	5.9	125 974	7.7	749 478	5.0
212 906	4.9	655 650	17.4	37 498	2.3	1 342 241	8.9
4 329 981	100.0	3 771 323	100.0	1 646 251	100.0	15 011 889	100.0
2 724 306	79.1	2 555 355	79.6	2 068 079	94.8	11 416 594	84.0
892 268	25.9	762 988	23.3	161 783	7.4	3 587 156	26.4
554 690	16.1	339 068	10.6	26 863	1.2	2 116 885	15.6
478 364	13.9	411 611	12.3	378 230	17.3	1 600 104	11.8
229 897	6.7	216 851	6.3	324 664	14.9	940 332	6.9
160 844	4.7	229 769	7.2	755 491	34.6	1 231 302	9.1
18 403	0.5	19 022	0.6	28 149	1.3	88 493	0.7
389 840	11.3	576 046	17.8	392 899	18.1	1 852 322	13.5
101 517	2.9	107 947	3.4	114 262	5.2	467 292	3.4
618 543	18.0	545 104	17.0	—	—	1 702 951	12.5
3 444 366	100.0	3 208 406	100.0	2 182 341	100.0	13 586 837	100.0
3 137 925	88.1	2 565 205	77.7	1 827 970	78.1	11 406 205	83.9
82 938	2.3	92 323	2.8	116 069	5.0	486 892	3.6
339 047	9.5	641 857	19.5	397 212	17.0	1 702 874	12.5
3 559 910	100.0	3 299 384	100.0	2 341 251	100.0	13 595 971	100.0

第105表 昭和49年度 資

その2 各四半期別構成比

区 分		第1・四半期 (49年4月～6月)	第2・四半期 (49年7月～9月)	
総括	収 入	歳入税等	19.3	17.7
		地方譲与金	24.2	24.8
		地方交付税及び地方支出金	38.0	19.2
		地方債(起債前借を含む)	10.3	13.9
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3.5	14.4
	支 出	歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	2.2	4.7
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	6.2	11.1
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	11.3	12.6
		一時借入金借入額	19.7	13.6
		一時借入金借入額	19.4	16.7
収 入	歳入税等	16.8	18.1	
	地方譲与金	22.9	9.6	
	地方交付税及び地方支出金	14.1	10.8	
	地方債(起債前借を含む)	16.8	17.0	
	地方債(起債前借を含む)の繰入れ			
都道府県	収 入	歳入税等	20.3	17.8
		地方譲与金	24.9	23.8
		地方交付税及び地方支出金	37.5	20.5
		地方債(起債前借を含む)	11.4	14.5
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	1.9	5.1
	支 出	歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	0.3	1.9
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	10.3	10.4
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	22.0	4.2
		一時借入金借入額	22.4	13.0
		一時借入金借入額	20.5	16.7
収 入	歳入税等	17.8	18.0	
	地方譲与金	22.6	5.0	
	地方交付税及び地方支出金	20.9	11.6	
	地方債(起債前借を含む)	20.9	11.6	
	地方債(起債前借を含む)の繰入れ	18.3	16.8	
市町村	収 入	歳入税等	18.2	17.5
		地方譲与金	23.1	26.2
		地方交付税及び地方支出金	38.6	17.9
		地方債(起債前借を含む)	8.0	12.7
		地方債(起債前借を含む)の繰入れ	3.5	14.4
	支 出	歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	2.4	4.5
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	9.5	16.4
		歳計現金貸付金回収金及び他会計借入金	12.2	14.4
		一時借入金借入額	21.2	9.5
		一時借入金借入額	17.5	14.1
収 入	歳入税等	18.2	16.8	
	地方譲与金	15.7	18.2	
	地方交付税及び地方支出金	23.4	16.8	
	地方債(起債前借を含む)	8.8	10.3	
	地方債(起債前借を含む)の繰入れ	15.1	17.2	

金 収 支 の 状 況 (つづき)

(単位 %)

第 3 ・ 四 半 期 (49年10月～12月)	第 4 ・ 四 半 期 (50年 1 月～ 3 月)	出 納 整 理 期 (50年 4 月～ 5 月)	合 計
25.7	24.8	13.1	100.0
25.2	20.8	5.0	100.0
29.1	12.9	0.7	100.0
32.9	32.3	10.6	100.0
24.4	23.1	34.5	100.0
15.8	21.1	56.2	100.0
14.2	36.1	32.5	100.0
18.8	37.3	20.0	100.0
27.0	24.8	20.4	100.0
32.7	34.0	—	100.0
26.5	25.3	12.0	100.0
29.0	22.4	13.6	100.0
22.3	25.6	19.6	100.0
18.1	42.6	14.3	100.0
27.6	24.7	13.9	100.0
27.4	26.0	8.6	100.0
25.5	20.5	5.4	100.0
31.8	10.1	0.2	100.0
34.2	35.3	4.5	100.0
20.0	24.9	48.1	100.0
2.7	61.6	33.6	100.0
16.1	44.6	13.7	100.0
30.2	25.8	17.3	100.0
28.0	36.5	—	100.0
27.6	26.9	8.2	100.0
30.4	22.4	11.5	100.0
25.7	29.3	16.3	100.0
15.9	43.8	2.3	100.0
23.3	25.1	11.0	100.0
23.9	22.4	13.1	100.0
24.9	21.3	4.5	100.0
26.2	16.0	1.3	100.0
29.9	25.7	23.6	100.0
24.4	23.1	34.5	100.0
13.1	18.7	61.4	100.0
20.3	21.5	31.3	100.0
21.0	31.1	21.2	100.0
21.7	23.1	24.5	100.0
36.3	32.0	—	100.0
25.4	23.6	16.1	100.0
27.5	22.5	16.0	100.0
17.0	19.0	23.3	100.0
19.9	37.7	23.3	100.0
26.2	24.3	17.2	100.0

第106表 社 会 福 祉

区 分	合 計		
	箇 所 数	利 用 者 数	専任職員数
保 護 施 設	150	7 860	1 524
救 護 施 設	56	3 667	909
更 生 施 設	6	289	68
医 療 保 護 施 設	2	272	260
授 産 施 設	61	2 416	262
宿 所 提 供 施 設	25	1 216	25
老 人 福 祉 施 設	1 026	47 645	11 983
養 護 老 人 ホ ー ム	600	39 154	7 763
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	95	7 164	2 695
軽 費 老 人 ホ ー ム	22	1 327	225
老 人 福 祉 セ ン タ ー	309	…	1 300
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	137	2 936	1 639
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	45	1 272	631
失 明 者 更 生 施 設	2	65	24
ろ う あ 者 更 生 施 設	1	8	7
内 部 障 害 者 更 生 施 設	17	305	185
身 体 障 害 者 療 護 施 設	1	45	32
重 度 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	13	634	418
身 体 障 害 者 授 産 施 設	17	479	184
重 度 身 体 障 害 者 授 産 施 設	3	128	28
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	—	—	—
補 装 具 製 作 施 設	15	…	50
点 字 図 書 館	23	…	80
点 字 出 版 施 設	—	—	—
婦 人 保 護 施 設	31	244	84
兒 童 福 祉 施 設	16 960	974 845	121 524
助 産 施 設	639	…	2 729
乳 兒 院	27	533	587
母 子 寮	305	9 348	751
保 育 所	10 932	941 908	99 254
養 護 施 設	60	3 292	1 410
精 神 薄 弱 兒 施 設	103	7 425	4 089
精 神 薄 弱 兒 通 園 施 設	110	3 173	1 361
盲 兒 施 設	15	560	296

施設 の 状 況 (公 営 分)

(昭和49年10月1日現在：単位 人)

都 道 府 県			市 町 村		
箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
18	1 200	260	132	6 660	1 264
15	1 047	259	41	2 620	650
—	—	—	6	289	68
—	—	—	2	272	260
—	—	—	61	2 416	262
3	153	1	22	1 063	24
45	5 193	1 397	981	42 452	10 586
25	3 324	782	575	35 830	6 981
11	1 208	471	84	5 956	2 224
8	661	112	14	666	113
1	…	32	308	…	1 268
116	2 619	1 502	21	317	137
44	1 252	627	1	20	4
2	65	24	—	—	—
1	8	7	—	—	—
15	279	166	2	26	19
1	45	32	—	—	—
12	588	393	1	46	25
10	254	125	7	225	59
3	128	28	—	—	—
—	—	—	—	—	—
14	…	48	1	…	2
14	…	52	9	…	28
—	—	—	—	—	—
29	215	77	2	29	7
294	17 214	11 048	16 666	957 631	110 476
22	…	668	617	…	2 061
12	294	325	15	239	262
5	247	20	300	9 101	731
20	1 739	277	10 912	940 169	98 977
22	1 482	805	38	1 810	605
59	5 065	2 972	44	2 360	1 117
20	505	357	90	2 668	1 004
15	560	296	—	—	—

第106表 社 会 福 祉

区 分	合 計		
	箇 所 数	利 用 者 数	専 任 職 員 数
ろ う あ 児 施 設	16	793	381
虚 弱 児 施 設	7	311	185
肢 体 不 自 由 児 施 設	37	3 627	2 982
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	26	676	261
重 症 心 身 障 害 児 施 設	3	370	478
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	6	162	114
教 護 院	54	2 667	1 426
児 童 館	1 664	...	4 976
児 童 遊 園	2 956	...	244
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	70	5 006	2 196
精 神 薄 弱 者 更 正 施 設	47	3 639	1 779
精 神 薄 弱 者 授 産 施 設	23	1 367	417
母 子 福 祉 施 設	18	...	85
母 子 福 祉 セ ン タ ー	13	...	35
母 子 休 養 ホ ー ム	5	...	50
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	1 980	5 768	4 154
授 産 施 設	105	3 388	643
宿 所 提 供 施 設	29	2 362	86
盲 人 ホ ー ム	5	...	6
無 料 低 額 診 療 施 設	—	—	—
隣 保 館	742	...	1 986
へ き 地 保 健 福 祉 館	173	...	85
有 料 老 人 ホ ー ム	1	18	13
老 人 憩 の 家	920	...	1 107
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー	5	...	228

註 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。

2 「利用者数」は、昭和49年10月1日現在の在所者数で、在所者数が不明の施設

3 「保育所」には、へき地保育所及び季節保育所を含んでいない。

施設 の 状 況 (公営分) (つづき)

都 道 府 県			市 町 村		
箇 所 数	利用 者 数	専 任 職 員 数	箇 所 数	利用 者 数	専 任 職 員 数
16	793	381	—	—	—
4	203	135	3	108	50
33	3 429	2 862	4	198	120
—	—	—	26	676	261
3	370	478	—	—	—
3	84	55	3	78	59
50	2 443	1 315	4	224	111
6	…	97	1 658	…	4 879
4	…	5	2 952	…	239
36	3 732	1 721	34	1 274	475
31	2 940	1 507	16	699	272
5	792	214	18	575	203
5	…	36	13	…	49
4	…	15	9	…	20
1	…	21	4	…	29
50	1 748	593	1 930	4 020	3 561
48	1 713	391	57	1 675	252
1	35	—	28	2 327	86
—	…	—	5	…	6
—	—	—	—	—	—
—	…	—	742	…	1 986
—	…	—	173	…	85
—	—	—	1	18	13
—	…	—	920	…	1 107
1	…	202	4	…	26

を0とした単純合計である。

第107表 児童福祉施設の

区 分	収 容		
	昭和36年	43年	44年
助産施設	1 229	3 296	4 022
乳児院	1 450	1 230	1 210
養育施設	441 710	660 267	705 190
精神薄弱児施設	7 325	5 945	5 617
精神薄弱児通園施設	4 217	8 356	9 220
精神薄弱児施設	1 296	2 825	3 105
盲ろうあ児施設	1 220	1 280	1 245
ろくろ弱児施設	1 984	1 832	1 798
虚体不自由児施設	664	660	654
肢体不自由児通園施設	2 933	5 559	5 699
重症心身障害児施設	—	—	440
情緒障害児短期治療施設	—	370	450
教護施設	—	230	250
母子寮(世帯数)	5 540	5 448	5 294
	469 568	697 298	744 194
	10 619	8 581	8 175

- (注) 1 厚生省調「社会福祉施設調査報告」による。
 2 昭和45年までは設置主体別、昭和46年からは経営主体別による。
 3 各年12月31日現在であるが、昭和47年以降については、10月1日現在である。

第108表 保健衛生施設等の状況

その1 施設の状況

区 分	昭和43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度
保健所(箇所)	832	832	832	832	832	839	839
公営病院病床数(床)	169 718	171 435	185 641	188 409	193 402	195 098	199 312
公営診療所病床数(床)	6 621	6 293	6 412	6 081	6 477	6 084	6 137

- (注) 1 保健所数は厚生省調により、その他は自治省調「公共施設状況調」による。
 2 保健所数は4月1日現在、その他は3月31日現在である。

その2 保健衛生水準の状況

区 分	昭和36年	43年	44年	45年	46年	47年	48年	49年
平均寿命 {男(歳) 女(歳)}	66.0	69.1	69.2	69.3	70.2	70.5	70.7	71.2
出生率 (人口千人対比)	70.3	74.3	74.7	74.7	75.6	75.9	76.0	76.3
死亡率 (人口千人対比)	16.9	18.6	18.5	18.7	19.2	19.3	19.4	18.6
死亡結核死亡率	7.4	6.8	6.8	6.9	6.6	6.5	6.6	6.5
乳児死亡率(出生千人対比)	0.30	0.17	0.16	0.16	0.13	0.12	0.11	0.10
	28.6	15.3	14.2	13.1	12.4	11.7	11.3	10.8

- (注) 厚生省調による。

収容定員の推移(公営分)

(単位 人)

定		員		
45年	46年	47年	48年	49年
4 372	4 425	4 691	4 714	4 921
1 190	838	813	818	847
752 710	792 433	858 212	933 698	1 014 888
5 262	4 425	4 657	4 533	4 555
9 534	7 984	8 534	8 503	8 786
3 330	3 315	3 751	4 271	4 637
1 231	774	829	784	788
1 730	1 353	1 350	1 323	1 360
600	420	461	420	379
5 864	4 355	4 655	4 745	4 670
530	690	690	1 040	1 070
490	440	480	440	440
300	250	300	300	300
5 113	4 786	5 056	5 062	5 008
792 256	826 488	894 479	970 651	1 052 649
7 541	6 337	6 209	5 738	5 364

第109表 し尿及びごみ収集処理の状況

(昭和50年3月31現在)

その1 し尿処理

その2 ごみ処理

区 分	数 値	区 分	数 値
処理計画人口(千人)	111 635	処理計画人口(千人)	111 580
処理人口(千人)	71 349	処理人口(千人)	103 948
年間総排出量(千kl)(A)	56 340	年間総排出量(千t)(A)	44 153
年間総収集量(千kl)(B)	31 736	年間総収集量(千t)(B)	33 880
年間総処理量(千kl)	31 736	年間総処理量(千t)	33 880
下水道マンホール投入 (千kl)(C)	1 602	年間総処理量(千t)(C)	18 920
処理施設処理量(千kl)(D)	23 906	焼却処理(千t)(D)	83
その他(千kl)	6 226	高速堆肥化処理(千t)	14 089
自家処理量(千kl)	24 604	埋立処理(千t)	788
下水道放流(千kl)(E)	9 006	その他(千t)	10 274
し尿浄化その他(千kl)(F)	7 448	自家処理量(千t)	56
その他(千kl)	8 150	収集職員(人夫)数(千人)	21 896
収集職員(人夫)数(千人)	23	収集車両台数(台)	13 118
収集車両台数(台)	10 797	特殊運搬車(台)	8 778
収集車両台数(台)	10 432	運搬車(台)	15
運搬車(台)	365	処理場職員数(千人)	86
処理場職員数(千人)	8	処理施設能力(千t/日)	85
処理施設能力(千kl/日)	201	焼却処理(千t/日)	1
処理施設(千kl/日)	83	高速堆肥化処理(千t/日)	76.7
海洋投棄船(千kl/日)	118	収集率(B)/(A)×100(%)	56.3
収集率(B)/(A)×100(%)	56.3	焼却及び 高速堆肥化 処理率 (C)+(D) (A)×100(%)	43.0
衛生処理率 (C)+(D)+(E)+(F) (A)×100(%)	74.5		

注 自治省「公共施設状況調」による。

第110表 道路 橋 り

その1 道路の現況

区 分	都 道 府	
	主要地方道	一般都道府県道
実延長 (km)(A)	33 197	90 675
(A)のうち舗装延長 (km)(B)	26 384	52 903
(A)のうち改良延長 (km)(C)	23 893	42 900
(A)のうち交通不能道延長 (km)(D)	506	3 938
舗装率 (B)/(A)×100 (%)	79.5	58.3
改良率 前年同期 (%)	76.0	54.8
交通不能道比率 (C)/(A)×100 (%)	72.0	47.3
前年同期 (%)	70.2	45.8
自動車交通不能道比率 (D)/(A)×100 (%)	1.5	4.3
前年同期 (%)	1.6	4.5

(注) 自治省調「公共施設状況調」による。

その2 橋りょうの現況

区 分	都 道 府 県 道	
	橋 数	延 長 (m)
全橋りょう (A)	98 265	1 554 072
永混久合橋 (B)	94 188	1 487 173
木橋 (C)	252	12 404
荷交重通制限橋 (D)	3 825	54 495
永久橋の比率 (B)/(A)×100 (%)	1 969	38 155
前年同期 (%)	1 071	12 862
荷重制限橋の比率 (C)/(A)×100 (%)	95.9	95.7
前年同期 (%)	95.3	94.8
交通不能橋の比率 (D)/(A)×100 (%)	2.0	2.5
前年同期 (%)	2.2	2.8
前年同期 (%)	1.1	0.8
前年同期 (%)	1.1	0.8

(注) 自治省調「公共施設状況調」による。

その3 主要11か国の道路整備及び自動車保有の状況

区 分	道路延長 (km)	舗装延長 (km)	舗装率 (%)	人口当たり道路延長	
				人口(千人)	km/千人
日本	1 049 710	264 783	25.2	104 665	10.0
アフメラス	6 125 274	2 833 317	46.3	203 235	30.1
オーストラリア	794 000	707 000	89.0	49 779	16.0
オーストリア	863 712	208 153	24.1	12 756	67.7
イタリア	492 498	193 395	39.3	21 568	22.8
スペイン	1 287 288	236 116	18.3	547 950	2.3
ドイツ	1 312 675	77 665	5.9	92 342	14.2
スイス	462 000	382 000	82.7	60 651	7.6
イギリス	366 491	365 542	99.7	55 506	6.6
インドネシア	286 500	273 000	95.3	53 770	5.3
インド	139 316	100 941	72.5	34 041	4.1

(注) 建設省編「道路統計年報 1976年版」による。

よ り の 現 況

(昭和50年3月31日現在)

県 道 計	市 町 村 道		合 計
	123 872	903 750	
79 287	191 898	271 185	
66 793	189 886	256 679	
4 444	277 538	281 982	
64.0	21.2	26.4	
61.1	18.1	23.4	
53.9	21.0	25.0	
53.1	19.7	23.8	
3.6	30.7	27.4	
3.6	31.6	28.1	

(昭和50年3月31日現在)

市 町 村 道		合 計	
橋 数	延 長 (m)	橋 数	延 長 (m)
441 395	3 477 256	539 660	5 031 328
328 046	2 508 538	422 234	3 995 711
3 009	44 619	3 261	57 023
110 340	924 099	114 165	978 594
43 812	366 417	45 781	404 572
92 013	600 982	93 084	613 844
74.3	72.1	78.2	79.4
72.7	69.6	77.0	77.6
9.9	10.5	8.5	8.0
10.2	11.1	8.7	8.5
20.8	17.3	17.2	12.2
21.6	18.2	17.8	12.7

面積当たり道路延長		乗 用 車 (千台)	バス・ト ラック等 (千台)	計 (千台)	1台当たり人口	
面 積 (km ²)	km/km ²				人口(千人)	千人/千台
377 484	2.781	14 552	10 648	25 200	104 665	4.2
9 363 123	0.654	105 287	25 464	130 751	203 235	1.6
547 026	1.451	14 620	2 100	16 720	49 779	3.0
7 686 848	0.112	4 817	1 142	5 959	12 756	2.1
9 976 139	0.049	7 866	2 005	9 871	21 568	2.2
3 280 483	0.392	724	551	1 275	547 950	429.8
8 511 965	0.154	3 679	1 002	4 681	92 342	19.7
248 577	1.859	17 350	1 430	18 780	60 651	3.2
244 046	1.502	14 175	1 991	16 166	55 506	3.4
301 225	0.951	13 600	1 080	14 680	53 770	3.7
504 782	0.276	3 261	849	4 110	34 041	8.3

第111表 公営住宅等の管理状況

(昭和50年3月31日現在)

区 分	都 道 府 県 (戸)	市 町 村 (戸)	合 計 (戸)
第一種公営住宅	385 700	408 391	794 091
木 造	40 823	105 542	146 365
非 木 造	344 877	302 849	647 726
第二種公営住宅	214 938	474 306	689 244
木 造	25 600	146 291	171 891
非 木 造	189 338	328 015	517 353
改良住宅	19 131	64 109	83 240
木 造	—	168	168
非 木 造	19 131	63 941	83 072
単独建設住宅	20 756	27 979	48 735
木 造	3 047	21 218	24 265
非 木 造	17 709	6 761	24 470
合 計	640 525	974 785	1 615 310
公 募 戸 数 (A)	60 929	79 377	140 306
応 募 件 数 (B)	288 733	278 289	567 022
競 争 率 (B)/(A)	4.7	3.5	4.0

註 自治省調「公共施設状況調」による。

第112表 消防施設の状況

その1 消防本部・署等の設置状況

区 分	昭和50年4月 1日現在数 (A)	昭和49年4月 1日現在数 (B)	比 較			
			増 減 数 (A)-(B)	(C)	増 減 率 (C)/(B)(%)	(D)
消防本部・署	859	848	11		1.3	
	1 258	1 230	28		2.3	
	2 590	2 407	183		7.6	
消防団	22	22	—		—	
	3 668	3 682	△	14	△	0.4
	26 805	27 081	△	276	△	1.0

註 消防庁調による。ただし、昭和50年4月1日現在数は、概数である。

その2 消防施設の状況

区 分	50.4.1現在設置数 (A)	49.4.1現在設置数 (B)	比 較	
			増減数 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)(%)
消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	17 377	18 017	△ 640	△ 3.6
水 そ う 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	2 487	2 384	103	4.3
三 輪 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	14	43	△ 29	△ 67.4
は し ご 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 (台)	698	620	78	12.6
手 引 動 力 ポ ン プ (台)	975	1 377	△ 402	△ 29.2
小 型 動 力 ポ ン プ (台)	53 122	58 181	△ 5 059	△ 8.7
化 学 消 防 自 動 車 (台)	678	595	83	13.9
消 防 艇 (台)	45	48	△ 3	△ 6.3
無 線 指 揮 車 (台)	926	901	25	2.8
救 急 自 動 車 (台)	2 932	2 667	265	9.9
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車 (台)	12 738	11 859	879	7.4
そ の 他 の 消 防 自 動 車 (台)	1 262	1 311	△ 49	△ 3.7
消 火 栓 (基)	616 543	626 862	△ 10 319	△ 1.6
防 火 水 そ う ・ 井 戸 (台)	229 382	228 987	395	0.2
消 防 用 無 線 (固 定 局 (局) / 移 動 局 (台))	2 301 / 22 553	2 117 / 20 020	184 / 2 533	8.7 / 12.7
火 災 報 知 機 (受 信 用 (基) / 発 信 用 (台))	245 / 3 298	148 / 4 020	97 / △ 722	65.5 / △ 18.0
望 楼 (台)	953	1 028	△ 75	△ 7.3
消防機関電話(火災専用、消防用を含む。)(台)	25 970	26 024	△ 54	△ 0.2

(注) 1 消防庁調による。

2 消防団保有のものを含む。

第113表 教 育 施 設

その1 義務教育

区 分		小 学	
		50.5.1現在	49.5.1現在
学 校	数 (A) (校)	24 417	24 372
学 級	数 (B) (級)	312 349	304 766
校 舎	面 積 (C) (千㎡)	58 301	56 450
木 造	造 (千㎡)	21 115	22 612
非 木 造	造 (D) (千㎡)	37 186	33 838
屋 内 運 動 場	面 積 (E) (千㎡)	9 968	9 523
危 険 校 舎	面 積 (F) (千㎡)	4 869	5 432
校 舎 不 足	面 積 (千㎡)	7 265	7 093
児 童 ・ 生 徒	数 (G) (千人)	10 260	9 984
教 員	数 (H) (千人)	410	400
非木造校舎比率 (D)/(C)×100 (%)		63.8	59.9
危険校舎比率 (F)/(C)×100 (%)		8.4	9.6
児童生徒1人当たり校舎面積 (C)/(G) (㎡)		5.7	5.7
児童生徒1人当たり屋内運動場面積 (E)/(G) (㎡)		0.97	0.95
1校当たり児童生徒数 (G)/(A) (人)		420	410
1学級当たり児童生徒数 (G)/(B) (人)		32.8	32.8
教員1人当たり児童生徒数 (G)/(H) (人)		25.0	25.0
昭和49年度実施面積 (49.5.2～50.5.1)	土地取得面積 (千㎡)	8 510	7 695
	建物新增築面積 (千㎡)	2 993	2 546
	建物改築面積 (千㎡)	810	958

- (註) 1 自治省調「公共施設状況調」による。ただし、昭和49年度実施面積欄は、文
 2 建物新增築面積及び建物改築面積は、屋内運動場、寄宿舎分を含む。
 3 その2において同じ。

の(も)状)況 (公立学校分)

校	中 学 校			差 引
	50. 5. 1 現在	49. 5. 1 現在	差	
45	10 120	10 168	△	48
7 583	124 679	124 095		584
1 851	31 876	31 225		651
△ 1 497	11 284	12 204	△	920
3 348	20 592	19 021		1 571
445	6 731	6 570		161
△ 563	1 704	1 876	△	172
172	3 095	3 191	△	96
276	4 574	4 548		26
10	227	225		2
3.9	64.6	60.9		3.7
△ 1.2	5.3	6.0	△	0.7
0	7.0	6.9		0.1
0.02	1.47	1.44		0.03
10	452	447		5
0	36.7	36.6		0.1
0	20.1	20.2	△	0.1
815	4 573	4 904	△	331
447	1 429	1 326		103
△ 148	340	368	△	28

部省調による。

第113表 教育施設の状況 (公立学校分)(つづき)

その2 高等学校

区 分	50.5.1現在	49.5.1現在	差 引
学校数 (A) (校)	3 702	3 666	36
校舎面積 (B) (千㎡)	25 194	24 083	1 111
木造校舎面積 (C) (千㎡)	4 874	5 583	△ 709
非木造校舎面積 (D) (千㎡)	20 320	18 500	1 820
危険校舎面積 (E) (千㎡)	4 426	4 242	184
生徒数 (F) (千人)	576	689	△ 113
全定員数 (千人)	3 018	2 957	61
教員数 (千人)	2 781	2 701	80
他数 (千人)	231	253	△ 22
比率 (G) (千人)	6	4	2
校舎比率 (C)/(B)×100 (%)	170	167	3
危険校舎比率 (E)/(B)×100 (%)	80.7	76.8	3.9
1校舎あたり校舎面積 (B)/(F) (㎡)	2.3	2.9	△ 0.6
1校舎あたり屋内運動場面積 (D)/(F) (㎡)	8.3	8.1	0.2
1校あたり生徒数 (F)/(A) (人)	1.47	1.43	0.04
1校当たり生徒数 (F)/(A) (人)	815	807	8
1校当たり生徒数 (F)/(G) (人)	17.8	17.7	0.1
昭和49年度実施面積 (49.5.2~50.5.1)			
土地取得面積 (千㎡)	4 410	3 382	1 028
建物新築面積 (千㎡)	1 435	926	509
建物改築面積 (千㎡)	339	187	152

その3 幼稚園

区 分	50.5.1現在	49.5.1現在	差 引
幼稚園数 (A) (園)	5 263	5 024	239
園舎面積 (B) (千㎡)	2 292	2 092	200
木造園舎面積 (C) (千㎡)	1 044	1 056	△ 12
非木造園舎面積 (D) (千㎡)	1 248	1 036	212
危険園舎面積 (E) (千㎡)	103	139	△ 36
園児数 (本務のみ) (F) (千人)	565	537	28
教員数 (G) (千人)	22	21	1
修了者数 (H) (千人)	1 202	1 151	51
小学校第1学年児童数 (I) (千人)	1 892	1 860	32
木造園舎比率 (C)/(B)×100 (%)	54.5	49.5	5.0
危険園舎比率 (D)/(B)×100 (%)	4.5	6.6	△ 2.1
1園あたり園舎面積 (B)/(E) (㎡)	4.1	3.9	0.2
1園あたり園児率 (G)/(H)×100 (%)	63.5	61.9	1.6
1園当たり園児数 (E)/(A) (人)	107.4	106.9	0.5
1園当たり園児数 (E)/(F) (人)	25.7	25.6	0.1

(注) 1 文部省調による。

2 修了者数、小学校第1学年児童数及び就園率は国立、公立及び私立全体の率である。

第114表 各国における初等・中等学校の教員1人当たり
生徒数の状況（公立学校分）

国名	年	初等学校	中等学校
日本	1974	25.0 ^人	19.1 ^人
アメリカ	1974	21.0	
イギリス	1973	26.8	18.0
西ドイツ	1973	29.8	22.0
フランス	1972	22.5	17.4
ソビエト	1973	17.1	

註1 文部省調による。

2 日本の「初等学校」は小学校、「中等学校」は中学校と高等学校の合計である。

第115表 社会教育施設等の状況（公立分）

区分	合計		都道府県		市町村	
	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)	箇所数 (箇所)	専任職員数 (人)
図書館	952	7 331	73	1 975	879	5 356
博物館	217	1 757	42	489	175	1 268
県民会館、公会堂及び公民館	11 475	21 327	83	1 258	11 392	20 069
体育施設	3 131	3 474	233	775	2 898	2 699
屋内体育館	1 206	2 499	72	494	1 134	2 005
陸上競技場	599	443	59	177	540	266
野球場	1 326	532	102	104	1 224	428

註1 自治省調「公共施設状況調」による。

2 箇所数は昭和50年3月31日現在、専任職員数は昭和50年4月1日現在である。

第116表 地方公営企

その1 事業数調

区 分	昭 和 49 年 度		
	法適用企業	法非適用企業	合 計
上 水 道 事 業	1 744	—	1 744
簡 易 水 道 事 業	30	1 732	1 762
工 業 用 水 道 事 業	86	—	86
交 通 事 業	82	56	138
バ ス	54	—	54
路 面 電 車	7	—	7
地 下 鉄	8	—	8
ニ ュ ー タ ウ ン 鉄 道	1	—	1
モ ノ レ ー ル	2	—	2
上記以外の軌道・地方鉄道	—	1	1
船 舶	10	55	65
電 気 事 業	34	—	34
ガ ス 事 業	74	—	74
病 院 事 業	708	—	708
公 共 下 水 道 事 業	28	422	450
そ の 他 事 業	332	1 667	1 999
合 計	3 118	3 877	6 995

その2 法適用事業数の推移

年 度	昭和41年度	42	43
法 適 用 事 業 数	1 384	1 731	2 716

業 の 事 業 数

(各年 3 月 31 日現在)

昭 和 48 年 度			増 減	
法 適 用 企 業	法 非 適 用 企 業	合 計	法 適 用 企 業	法 非 適 用 企 業
1 709	—	1 709	35	—
32	1 760	1 792	△ 2	△ 28
84	—	84	2	—
81	55	136	1	1
53	—	53	1	—
8	—	8	△ 1	—
7	—	7	1	—
1	—	1	—	—
2	—	2	—	—
—	1	1	—	—
10	54	64	—	1
34	—	34	—	—
73	—	73	1	—
703	—	703	5	—
28	365	393	—	57
336	1 666	2 002	△ 4	1
3 080	3 846	6 926	38	31

(各年 3 月 31 日現在)

44	45	46	47	48	49
2 804	2 863	2 922	3 006	3 080	3 118

第117表 地 方 公 営

区 分	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員
上水道事業	62 832	8 265
簡易水道事業	2 968	157
工業用水道事業	2 670	836
交通事業	57 022	2 733
電気事業	2 467	208
ガス事業	1 810	101
病院事業	131 670	11
公共下水道事業	15 095	9 845
その他の事業	15 347	6 732
計	291 881	28 888

註 昭和50年3月31日現在の職員数で、法非適用企業を含む。

第118表 地 方 公 営 事 業

区 分	昭 和 49 年 度 (A)			昭 和
	収 入	支 出	差 引	収 入
地方公営企業	4 709 534	5 041 604	△ 332 070	4 018 445
法適用企業	3 692 152	4 053 002	△ 360 850	3 099 747
法非適用企業	1 017 382	988 602	28 780	918 698
収益事業	3 148 961	3 087 174	61 787	2 616 384
国民健康保険事業	1 425 163	1 382 001	43 162	1 026 194
公益質屋事業	1 427	1 407	20	1 337
農業共済事業	36 376	32 058	4 318	26 322
交通災害共済事業	14 275	8 307	5 968	12 109
公立大学附属病院事業	38 329	38 623	△ 294	33 258
合 計	9 374 065	9 591 174	△ 217 109	7 734 049

註 地方公営企業の額の算出については、次による。

- 1 法適用企業では、現金の支出を伴わない費用を控除した。
- 2 法非適用企業では、収入は前年度からの繰越金を含め、支出は積立金及び

企 業 の 職 員 数

(単位 人)

合 計	前 年 度 末 職 員	増 減
71 097	68 607	2 490
3 125	3 076	49
3 506	3 461	45
59 755	60 586	△ 831
2 675	3 038	△ 363
1 911	1 828	83
131 681	125 117	6 564
24 940	22 626	2 314
22 079	21 961	118
320 769	310 300	10 469

決 算 の 状 況

(単位 百万円)

48 年 度 (B)		増 減 (A) - (B)		
支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
4 110 763	△ 92 318	691 089	930 841	△ 239 752
3 239 113	△ 139 366	592 405	813 889	△ 221 484
871 650	47 048	98 684	116 952	△ 18 268
2 540 981	75 403	532 577	546 193	△ 13 616
991 637	34 557	398 969	390 364	8 605
1 310	26	90	97	△ 6
22 198	4 124	10 054	9 860	194
7 873	4 236	2 166	434	1 732
33 084	174	5 071	5 539	△ 468
7 707 846	26 203	1 640 016	1 883 328	△ 243 312

前年度繰上充用金を含めた。

第119表 昭和49年度法適

その1 収益及び費用の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
総 収 益	536 937	45 563	248 635	32 915
(営業収益)	439 037	38 661	186 424	31 193
総うち	料金収入	36 075	178 427	30 838
の	他会計補助金	2 841	26 312	—
	国庫(県)補助金	262	26 734	—
総 費 用	627 169	45 752	331 474	30 068
うち	職員給与費	8 869	203 921	9 512
	減価償却費	7 759	23 791	6 633
	支払利息	12 972	59 232	9 723
当年度純損益	△ 90 232	△ 188	△ 82 839	2 847
当年度純利益	5 738	2 357	447	2 998
当年度純損失	95 970	2 545	83 286	151
累積欠損金	117 483	15 542	306 618	290
累積欠損金比率	26.8	40.2	164.5	0.9
不良債務	128 497	9 296	139 289	1 730
不良債務比率	29.3	24.0	74.7	5.5
総収益対総費用比率	85.6	99.6	75.0	109.5
赤字事業数比率	59.9	48.1	93.6	5.9

- 註 1 水道事業には簡易水道事業を含む。
 2 営業収益には受託工事収益は含まない。
 3 不良債務は再建債を加算しないものである。

その2 費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

区分	水道事業			工業用水道事業			交通事業			電気事業			ガ
	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	
職員給与費	186 159	32.2	42.4	8 869	19.5	22.9	203 921	61.6	109.4	9 512	31.7	30.5	4 858
減価償却費	74 295	12.9	16.9	7 759	17.1	20.1	23 791	7.2	12.8	6 633	22.1	21.3	2 155
支払利息	136 581	23.6	31.1	12 972	28.6	33.6	59 232	17.9	31.8	9 723	32.4	31.2	1 709
その他	181 007	31.3	41.2	15 776	34.8	40.8	44 074	13.3	23.6	4 184	13.8	13.3	10 847
計	578 042	100.0	131.6	45 376	100.0	117.4	331 018	100.0	177.6	30 052	100.0	96.3	19 569

註 対営業収益比は受託工事収益を除いた営業収益を基礎とした。

用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公共下水事業	その他事業	計
21 238	618 773	113 592	223 155	1 840 807
17 350	544 864	52 730	204 366	1 514 626
15 713	524 369	30 139	201 383	1 424 854
92	22 421	53 624	1 768	127 376
—	1 953	15	268	29 248
23 594	673 399	129 661	212 778	2 073 893
4 858	378 615	23 176	18 947	834 056
2 155	19 904	19 662	6 219	160 419
○ 1 709	23 311	49 859	15 256	308 643
△ 2 356	△ 54 626	△ 16 069	10 377	△ 233 086
159	3 837	71	19 765	35 372
2 515	58 463	16 140	9 388	268 458
3 124	143 157	34 766	20 741	641 720
18.0	26.3	65.9	10.1	42.4
3 710	59 935	45 316	16 628	404 400
21.4	11.0	85.9	8.1	26.7
90.0	91.9	87.6	104.9	88.8
74.3	65.6	50.0	36.6	59.0

(単位 百万円・%)

ス事業		病院事業		公共下水道事業		その他事業		合計					
構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比	金額	構成比	対営業収益比			
24.8	28.0	378 615	56.2	69.5	23 176	18.7	44.0	18 947	9.3	9.3	834 056	41.6	55.1
11.0	12.4	19 904	3.0	3.7	19 662	15.9	37.3	6 219	3.0	3.0	160 419	8.0	10.6
8.7	9.9	23 311	3.5	4.3	49 859	40.2	94.6	15 256	7.5	7.5	308 643	15.4	20.4
55.5	62.5	251 569	37.3	46.2	31 351	25.2	59.5	164 106	80.2	80.3	702 916	35.0	46.4
100.0	112.8	673 399	100.0	123.7	124 048	100.0	235.4	204 528	100.0	100.1	2 006 034	100.0	132.5

第119表 昭和49年度法適用

その3 資本的収支の状況

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
資本的収入額 A	676 772	87 992	228 709	15 381
企業債 (うち建設改良のための企業債)	530 037	50 495	196 200	10 902
他債 (うち建設改良のための企業債)	500 124	46 830	133 653	10 902
他会計出資金 12 345	2 551	16 533	—	
他会計借入金 9 149	3 752	2 621	428	
他会計補助金 1 710	531	562	16	
その他 123 531	30 662	12 793	4 039	
翌年度へ繰越される支出の財源充当額等 B	40 596	6 743	9 640	363
純計 (A-B) C	636 176	81 249	219 069	15 018
資本的支出額 D	775 658	100 248	222 054	27 087
建設改良費 (うち職員給与費)	684 181	80 929	154 494	16 244
企業債償還金 (うち建設改良のための企業債償還金)	24 782	2 193	8 921	643
その他 82 322	14 876	56 309	8 556	
資本的収入が資本的支出に不足する額 E	52 207	11 157	26 162	8 556
補てん財源 F	9 155	4 443	11 251	2 288
補てん財源不足額 (E-F) G	140 629	19 738	12 959	12 069
補てん財源不足率 $\frac{G}{D} \times 100$	75 383	14 157	5 003	11 443
	66 269	5 763	15 606	626
	4.5	0.6	3.4	0.4

註 1 「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、資本的収入のうち「翌を集計したものである。

2 「補てん財源不足額」は、決算済事業費に充当すべき未借入企業債等があるの

その4 資産、負債及び資本に関する調

区 分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業
資産	3 570 131	581 827	1 021 657	229 745
固定資産	3 325 554	546 528	933 804	210 629
流動資産	—	—	—	—
繰延資産	240 879	35 159	83 891	19 114
繰延負債	3 698	139	3 963	2
流動負債	344 996	53 315	378 143	20 724
定動負債	36 303	21 801	177 043	11 082
資本	308 693	31 514	201 100	9 642
自借資本	3 225 134	528 511	643 514	209 022
自借資本	394 720	38 036	106 639	40 938
自借資本	2 428 259	324 586	813 063	162 371
自借資本	494 070	177 462	30 199	1 388
自借資本	△ 91 914	△ 11 572	△ 306 387	4 325
自借資本	22.3	35.0	16.6	20.3
自借資本	102.0	99.3	113.8	95.7
自借資本	78.0	111.6	41.7	198.2
自借資本	70.3	143.8	110.0	129.0
自借資本	44.1	64.7	41.6	58.3
自借資本	128 497	9 296	139 289	1 730
自借資本	29.3	24.0	74.7	5.5

註 不良債務は、再建債を加算しないものである。

企業決算の状況 (つづき)

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
9 480	158 425	302 269	372 317	1 851 345
7 340	118 088	195 985	171 713	1 280 759
7 340	61 196	182 841	170 053	1 112 938
66	23 146	21 976	1 075	77 693
184	8 279	424	6 450	31 289
10	996	455	840	5 120
1 880	7 916	83 430	192 238	456 483
1 161	5 265	20 678	19 473	103 921
8 318	153 159	281 590	352 844	1 747 424
11 539	179 088	336 746	487 108	2 139 528
10 307	102 270	301 574	354 501	1 704 500
288	946	12 751	12 377	62 903
966	10 597	28 458	87 768	289 852
966	10 480	15 156	86 729	211 415
265	66 222	6 714	44 839	145 176
3 223	26 368	55 161	139 597	409 743
1 412	12 578	17 913	124 929	262 817
1 811	13 825	37 248	14 668	155 816
15.7	3.6	3.3	2.1	3.4

年度に繰越される支出の財源充当額」を控除した額が資本的支出に不足する額のみで、必ずしも「E-F」に一致しない。

(単位 百万円・%)

ガス事業	病院事業	公 共 下 水 道 事 業	その他事業	計
41 864	603 104	1 629 144	2 250 048	9 927 519
36 728	464 224	1 537 493	380 691	7 435 651
—	—	—	1 668 295	1 668 295
4 819	138 054	90 648	198 612	811 175
317	826	1 003	2 450	12 399
8 291	252 059	131 922	1 172 219	2 361 669
1 059	75 391	4 662	542 374	869 714
7 231	176 668	127 261	629 845	1 491 955
33 573	351 045	1 497 221	1 077 829	7 565 850
5 460	192 859	315 763	141 811	1 236 227
26 026	268 474	839 219	848 201	5 710 199
4 691	33 619	376 508	48 715	1 166 651
△ 2 604	△ 143 908	△ 34 269	39 102	△ 547 226
18.0	13.7	40.4	10.2	18.7
106.0	108.9	102.4	23.5	88.1
66.6	78.1	71.2	31.5	54.4
44.8	52.7	77.1	1 394.5	131.8
14.5	4.7	212.3	45.6	34.1
3 710	59 935	45 316	16 628	404 400
21.4	11.0	85.9	8.1	26.7

第120表 法適用企業の

区 分		昭和43年度		44		45	
水道事業	純利	(1 099)	16 141	(1 144)	22 429	(1 183)	21 410
	純損	(309)	5 703	(299)	3 421	(297)	2 695
	積欠損		13 892		13 847		12 500
	赤字事業の割合		22.0		20.5		19.1
道事業	純利	(33)	1 131	(37)	1 266	(39)	1 868
	純損	(34)	2 062	(32)	2 368	(31)	1 689
	積欠損		7 320		9 383		10 782
	赤字事業の割合		50.7		46.4		40.3
工業用水	純利		51.2		55.4		52.2
	純損						
	積欠損						
	赤字事業の割合						
交通事業	純利	(29)	765	(28)	439	(25)	688
	純損	(53)	18 782	(53)	23 377	(54)	34 895
	積欠損		112 099		133 114		160 721
	赤字事業の割合		64.6		65.4		66.7
電気事業	純利	(35)	2 700	(35)	2 216	(36)	2 507
	純損	(4)	54	(4)	81	(1)	4
	積欠損		344		304		129
	赤字事業の割合		10.3		10.3		2.7
ガス事業	純利	(61)	490	(65)	559	(64)	594
	純損	(10)	81	(7)	64	(8)	105
	積欠損		440		424		510
	赤字事業の割合		13.9		9.7		11.1
病院事業	純利	(362)	3 340	(266)	2 108	(278)	2 827
	純損	(370)	7 445	(460)	13 503	(438)	14 066
	積欠損		15 347		25 049		36 178
	赤字事業の割合		50.1		63.2		61.2
公道事業	純利	(17)	185	(20)	672	(19)	573
	純損	(7)	1 928	(5)	1 685	(7)	2 010
	積欠損		8 019		9 094		9 887
	赤字事業の割合		29.2		20.0		26.9
その他	純利	(153)	6 019	(183)	8 101	(216)	9 605
	純損	(66)	935	(69)	1 302	(87)	2 026
	積欠損		4 001		4 594		5 575
	赤字事業の割合		27.0		27.4		28.7
計	純利	(1 789)	30 771	(1 794)	37 790	(1 860)	40 072
	純損	(853)	36 990	(929)	45 802	(923)	57 490
	積欠損		161 462		195 810		236 282
	赤字事業の割合		32.3		33.1		32.2
		27.6		28.0		28.7	

但 () 書は、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。

事業別決算の推移

(単位 百万円・%)

46		47		48		49	
(1 140)	14 318	(1 231)	19 776	(1 205)	24 177	(685)	5 738
(408)	9 097	(387)	18 108	(461)	28 873	(1 025)	95 970
	16 923		24 394		42 511		117 483
	<i>26.4</i>		<i>23.9</i>		<i>27.7</i>		<i>60.3</i>
	<i>5.9</i>		<i>7.3</i>		<i>11.0</i>		<i>26.8</i>
(36)	2 091	(41)	2 396	(42)	3 231	(41)	2 357
(35)	1 467	(32)	2 272	(31)	2 307	(38)	2 545
	11 850		12 368		13 775		15 542
	<i>49.3</i>		<i>43.8</i>		<i>42.5</i>		<i>48.1</i>
	<i>49.9</i>		<i>46.7</i>		<i>44.9</i>		<i>40.2</i>
(17)	426	(16)	1 663	(13)	1 299	(5)	447
(61)	42 001	(63)	55 162	(66)	45 021	(73)	83 286
	192 889		241 009		240 001		306 618
	<i>78.2</i>		<i>79.7</i>		<i>83.5</i>		<i>93.6</i>
	<i>167.1</i>		<i>182.3</i>		<i>144.0</i>		<i>164.3</i>
(33)	2 728	(33)	2 797	(28)	2 174	(32)	2 998
(2)	202	(1)	1	(6)	223	(2)	151
	213		136		312		290
	<i>5.7</i>		<i>2.9</i>		<i>17.6</i>		<i>5.9</i>
	<i>0.8</i>		<i>0.5</i>		<i>1.1</i>		<i>0.9</i>
(55)	511	(51)	546	(29)	295	(19)	159
(16)	185	(21)	256	(44)	853	(55)	2 515
	649		807		1 294		3 124
	<i>22.5</i>		<i>29.2</i>		<i>60.3</i>		<i>74.3</i>
	<i>6.6</i>		<i>7.5</i>		<i>10.1</i>		<i>18.0</i>
(216)	2 309	(345)	4 786	(206)	1 927	(242)	3 837
(489)	21 614	(360)	19 937	(496)	43 648	(462)	58 463
	53 553		69 405		104 961		143 157
	<i>69.4</i>		<i>51.1</i>		<i>70.7</i>		<i>65.6</i>
	<i>19.0</i>		<i>20.0</i>		<i>26.6</i>		<i>26.3</i>
(19)	139	(22)	401	(19)	597	(14)	71
(9)	2 134	(7)	3 709	(9)	5 976	(14)	16 140
	11 694		14 963		20 317		34 766
	<i>32.1</i>		<i>24.1</i>		<i>32.1</i>		<i>50.0</i>
	<i>35.9</i>		<i>41.4</i>		<i>50.3</i>		<i>65.9</i>
(205)	10 046	(206)	13 507	(229)	18 753	(203)	19 765
(94)	4 744	(104)	5 387	(94)	4 556	(117)	9 388
	8 218		12 745		13 675		20 741
	<i>31.4</i>		<i>33.5</i>		<i>29.1</i>		<i>36.6</i>
	<i>7.8</i>		<i>10.0</i>		<i>7.9</i>		<i>10.1</i>
(1 721)	32 568	(1 945)	45 872	(1 771)	52 453	(1 242)	35 372
(1 114)	81 444	(975)	104 831	(1 207)	131 457	(1 786)	268 458
	295 989		375 827		436 847		641 720
	<i>39.3</i>		<i>33.4</i>		<i>40.5</i>		<i>59.0</i>
	<i>33.5</i>		<i>36.1</i>		<i>35.4</i>		<i>42.4</i>

第121表 昭和49年度法非

区 分	交通事業	公道共下水 道事業業	港灣整備 事業業	市場事業
總 收 益 A	3 626	77 847	52 150	15 919
(營業 收 益)	2 231	22 086	46 153	9 223
うち 料 金 収 入	2 194	13 638	34 688	8 472
うち 他 会 計 繰 入 金	879	53 338	2 899	5 359
總 費 用 B	3 548	81 766	17 888	15 233
うち 職 員 給 与 費	2 140	20 713	2 428	4 578
うち 支 払 利 息	159	28 883	9 979	5 793
収 支 差 引(A-B) C	78	▲ 3 920	34 262	687
資 本 的 収 入 D	783	352 326	54 871	40 353
うち 地 方 債	622	136 983	39 761	26 418
うち 他 会 計 借 入 金	2	457	1 287	95
うち 国 庫 (県) 補 助 金	18	116 141	58	8 200
資 本 的 支 出 E	998	350 213	90 210	41 493
うち 建 設 改 良 費	760	324 226	57 530	35 863
うち 地 方 債 償 還 金	197	9 860	21 356	4 900
うち 他 会 計 繰 出 金	38	675	10 187	58
収 支 差 引(D-E) F	▲ 214	2 113	▲ 35 339	▲ 1 140
収 支 再 差 引(C+F) G	▲ 136	▲ 1 806	▲ 1 078	▲ 454
形 式 収 支 H	▲ 295	3 151	8 876	▲ 832
翌年度へ繰越すべき財源 I	—	7 823	6 032	27
実 質 収 支(H-I)	▲ 295	▲ 4 672	2 843	▲ 860
黒 字	52	4 800	5 760	446
赤 字	347	9 472	2 917	1 306
赤 字 事 業 数 割 合	21.2	29.3	7.8	17.4
収 益 的 収 支 比 率	96.8	85.0	132.9	79.1
赤 字 比 率	15.5	55.9	6.6	14.2

適用企業決算の状況

(単位 百万円・%)

と畜場 事業	観光施設 事業	宅地造成 事業	簡易水道 事業	有料道路 事業	駐車場整備 事業	計
8 491	21 316	107 409	19 345	3 814	4 635	314 553
5 217	19 048	102 328	14 426	3 067	4 342	228 210
5 140	16 856	85 848	12 045	3 011	4 295	186 188
3 019	1 817	2 431	3 976	699	247	74 664
8 309	19 185	21 885	17 708	3 191	3 400	192 112
3 898	6 526	1 221	5 827	214	514	48 060
○ 1 095	1 296	14 224	3 476	2 059	1 118	68 083
183	2 132	85 524	1 637	623	1 236	122 441
7 246	4 902	120 454	39 119	13 066	4 192	637 313
5 276	2 380	76 729	16 737	10 828	3 574	319 308
10	93	2 207	36	1 083	35	5 304
377	90	4 778	10 798	—	—	140 460
7 782	7 496	208 423	40 737	13 853	5 410	766 615
6 886	5 213	161 150	39 053	11 851	4 131	646 665
○ 784	1 268	33 633	1 415	1 989	874	76 275
28	679	8 214	72	14	394	20 358
△ 535	△ 2 594	△ 87 969	△ 1 618	△ 787	△ 1 218	△ 129 302
△ 352	△ 462	△ 2 445	18	△ 164	17	△ 6 862
△ 1 017	△ 963	18 735	1 518	△ 710	317	28 779
123	172	15 944	628	260	167	31 176
△ 1 140	△ 1 135	2 791	890	△ 971	149	△ 2 397
359	1 174	22 373	2 238	292	336	37 831
1 499	2 308	19 582	1 348	1 263	187	40 228
18.3	14.9	10.2	12.1	36.8	9.9	14.1
93.4	104.2	193.5	101.2	73.6	108.5	117.2
28.7	12.1	20.0	10.9	41.3	4.3	18.8

第122表 国民健康保険

その1 収支の状況

(1) 事業勘定

区 分	昭和49年度						再差引収支 (A)-(B)- (C)+(D)
	団体数	実質収支 (A)	財政措置額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+(D)	
			財政 助額 (B)	繰入 金 (C)	繰出 金 (D)		
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 273 2 431 842	44 144 49 231 △ 5 086	28 027 1 077 26 950	40 651 6 661 33 990	830 576 254	△ 23 703 42 070 △ 65 772	
大 都 市 黒 字 団 体 赤 字 団 体	9 — 9	△ 3 584 — △ 3 584	1 518 — 1 518	13 512 — 13 512	— — —	△ 18 615 — △ 18 615	
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	633 347 286	13 856 18 011 △ 4 155	4 405 480 3 925	20 152 3 120 17 032	456 352 104	△ 10 245 14 763 △ 25 008	
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	2 605 2 081 524	32 009 31 001 1 008	1 090 596 494	6 971 3 541 3 429	274 224 50	24 223 27 088 △ 2 865	
一 部 事 務 組 合 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	3 1 2	25 44 △ 19	2 0 2	16 — 16	— — —	7 44 △ 37	
特 別 区 体 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	23 2 21	1 839 174 1 665	21 012 — 21 012	— — —	100 — 100	△ 19 073 174 △ 19 247	

(注) 「黒字団体」「赤字団体」の区分は再差引収支による。(以下 その1において同

(2) 直診勘定

区 分	昭和49年度				昭
	団 体 数	実質収支(A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A) - (B)	団 体 数
全 市 町 村 黒 字 団 体 赤 字 団 体	733 573 160	△ 1 205 1 803 △ 3 008	4 732 3 798 935	△ 5 937 △ 1 994 △ 3 942	749 574 175
都 黒 字 団 体 赤 字 団 体	124 91 33	△ 763 213 △ 976	1 070 896 174	△ 1 833 △ 683 △ 1 150	127 94 33
町 黒 字 団 体 赤 字 団 体	607 480 127	△ 443 1 589 △ 2 032	3 651 2 891 760	△ 4 094 △ 1 302 △ 2 792	622 480 142
一 部 事 務 組 合 体 黒 字 団 体 赤 字 団 体	2 2 —	1 1 —	10 10 —	△ 9 △ 9 —	— — —

事業決算の状況

(単位 百万円)

昭和48年度						比較		
団体数	実質収支 (A)	財政措置額			再差引収支 (A)-(B)- (C)+(D)	団体数	実質収支	再差引収支
		財政援助額(B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)				
3 288	35 287	18 336	27 041	590	△ 9 500	△ 15	8 857	△ 14 203
2 535	37 932	878	5 305	447	32 196	△ 104	11 299	9 874
753	△ 2 645	17 458	21 736	143	△ 41 696	△ 89	△ 2 441	△ 24 076
9	△ 2 142	1 365	9 702	—	△ 13 209	—	△ 1 442	△ 5 406
—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	△ 2 142	1 365	9 702	—	△ 13 209	—	△ 1 442	△ 5 406
632	12 500	3 018	12 665	330	△ 2 854	1	1 356	△ 7 391
403	15 678	440	3 007	226	12 457	△ 56	2 333	2 306
229	△ 3 179	2 578	9 658	103	△ 15 311	57	△ 976	△ 9 697
2 621	22 714	770	4 662	261	17 542	△ 16	9 295	6 681
2 131	22 222	439	2 298	221	19 707	△ 50	8 779	7 381
490	491	331	2 364	39	△ 2 165	34	517	△ 700
3	24	1	12	—	10	—	1	△ 3
1	32	0	—	—	32	—	12	12
2	△ 8	1	12	—	21	—	11	△ 16
23	2 192	13 182	—	—	△ 10 990	—	353	△ 8 083
—	—	—	—	—	—	2	174	174
23	2 192	13 182	—	—	△ 10 990	△ 2	△ 527	△ 8 257

じ。)

(単位 百万円)

昭和48年度				比較		
実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A) - (B)	団体数	実質収支	再差引収支	
△ 1 168	3 736	△ 4 903	△ 16	△ 37	△ 1 034	
1 355	2 865	△ 1 510	△ 1	448	△ 484	
△ 2 523	870	△ 3 393	△ 15	△ 485	△ 549	
△ 630	1 055	△ 1 685	△ 3	△ 133	△ 148	
175	766	△ 590	△ 3	38	△ 93	
△ 805	290	△ 1 094	—	△ 171	△ 56	
△ 539	2 679	△ 3 218	△ 15	96	△ 876	
1 180	2 099	△ 920	—	409	△ 383	
△ 1 719	580	△ 2 299	△ 15	△ 313	△ 493	
—	—	—	2	0	△ 9	
—	—	—	2	0	△ 9	
—	—	—	—	—	—	

第122表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定(歳入)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	増 減 額
保 險 税 (料)	411 782	308 810	102 972
一 部 負 担 金	318	245	73
国 庫 支 出 金	847 680	598 162	249 518
事 務 費 負 担 金	36 837	29 141	7 696
療 養 給 付 費 負 担 金	671 833	497 996	173 837
助 産 費 補 助 金	3 710	1 991	1 719
保 健 婦 補 助 金	3 109	1 994	1 115
財 政 調 整 交 付 金	96 793	61 155	35 638
そ の 他 の 補 助 金	35 398	5 884	29 514
都 道 府 県 支 出 金	31 012	18 888	12 124
財 源 補 て ん 的 な も の	28 027	18 336	9 691
そ の 他 の も の	2 985	552	2 433
他 会 計 繰 入 金	47 125	31 225	15 900
財 源 補 て ん 的 な も の	40 651	27 041	13 610
そ の 他 の も の	6 474	4 184	2 290
基 金 繰 入 金	3 896	2 387	1 509
繰 越 金	41 460	32 718	8 742
そ の 他 の 収 入	10 815	8 124	2 691
歳 入 合 計	1 394 088	1 000 559	393 529

事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
49年度	48年度	49年度	48年度	49年度	48年度
29.5	30.9	26.2	30.4	33.3	19.8
0.0	0.0	0.0	△ 0.0	29.8	△ 12.8
60.8	59.8	63.4	67.6	41.7	23.5
2.6	2.9	2.0	2.8	26.4	18.9
48.2	49.8	44.2	54.4	34.9	22.5
0.3	0.2	0.4	0.0	86.3	3.6
0.2	0.2	0.3	0.3	55.9	31.4
6.9	6.1	9.1	6.8	58.3	22.8
2.5	0.6	7.5	3.4	501.6	2 996.8
2.2	1.9	3.1	0.6	64.2	5.2
2.0	1.8	2.5	0.9	52.9	9.0
0.2	0.1	0.6	△ 0.3	440.8	△ 51.4
3.4	3.1	4.0	4.4	50.9	30.6
2.9	2.7	3.5	4.1	50.3	34.0
0.5	0.4	0.6	0.3	54.7	12.4
0.3	0.2	0.4	△ 0.5	63.2	△ 25.6
3.0	3.3	2.2	△ 3.0	26.7	△ 13.3
0.3	0.3	0.7	0.6	33.1	13.0
100.0	100.0	100.0	100.0	39.3	20.2

事業決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
49年度	48年度	49年度	48年度	49年度	48年度
5.2	5.4	4.5	5.5	32.7	20.2
3.4	3.6	3.0	3.9	33.7	21.9
1.1	1.2	0.9	1.2	28.9	19.2
0.1	0.1	0.1	0.1	41.9	14.8
0.6	0.5	0.5	0.4	32.4	13.1
92.2	91.8	93.0	90.8	40.4	19.5
88.8	90.5	84.5	90.3	37.2	19.7
3.0	1.0	8.2	△ 0.0	347.4	△ 0.5
0.4	0.4	0.3	0.5	29.0	25.8
1.3	1.3	1.2	1.4	36.4	20.1
0.1	0.1	0.1	0.1	41.5	21.6
0.1	0.1	0.1	0.1	40.7	19.7
0.0	0.0	0.0	0.0	45.2	31.1
0.3	0.2	0.4	0.0	85.8	2.1
0.0	0.0	0.0	0.1	49.7	66.8
0.0	0.0	0.0	△ 0.0	33.3	△ 50.0
0.0	0.0	0.0	0.1	49.6	70.4
0.6	0.3	0.2	2.0	8.5	66.6
0.3	0.3	0.6	0.1	86.7	7.9
100.0	100.0	100.0	100.0	39.9	19.8

(単位 百万円・%)

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
49年度	48年度	49年度	48年度	49年度	48年度
70.8	71.2	69.1	59.8	20.6	15.6
2.1	3.2	△ 2.7	4.5	△ 18.2	29.4
1.7	1.7	1.8	1.6	22.0	18.2
0.4	1.5	△ 4.5	2.9	△ 64.6	46.3
0.7	0.6	0.9	0.4	30.8	12.2
15.5	14.8	18.8	23.5	27.1	34.3
13.7	12.5	19.4	21.4	32.8	37.8
1.6	2.1	△ 0.9	2.4	△ 8.9	22.3
0.2	0.1	0.3	△ 0.4	105.9	△ 46.9
0.4	0.5	△ 0.5	2.2	△ 18.2	197.8
4.4	4.5	3.6	6.8	16.8	31.5
4.4	3.3	9.7	3.3	62.2	19.2
1.7	1.9	1.1	△ 0.6	11.5	△ 4.5
100.0	100.0	100.0	100.0	21.2	19.1

第122表 国民健康保険

その2 歳入歳出内訳(つづき)
(2) 直診勘定(歳出)

区 分	昭和49年度	昭和48年度	増 減 額
総 務 費 費 金 の	16 880	12 927	3 953
医 務 業 費 費 金 の	9 702	9 021	681
施 設 備 費 費 金 の	2 419	1 780	639
線 普 通 会 計 に 対 す る も の	72	46	26
事 業 勘 定 会 計 に 対 す る も の	35	38	△ 3
そ の 他 の 会 計 に 対 す る も の	28	8	20
基 金 積 立	9	0	9
公 元 利 借 債 入 還 利 用 金 子 金 出	126	127	△ 1
前 一 年 度 繰 上 充 支 計	564	402	162
そ の 出 合 計	404	321	83
	160	81	79
	2 352	2 239	113
	100	94	6
	32 215	26 636	5 579

その3 国民健康保険、健康保険の被保険者数等の状況

区 分	被 保 険 者 数		
	昭和49年度	昭和36年度	増 減
国 民 健 康 保 險 保 險 者 数	43 853千人	46 809千人	△ 2 956千人
政 府 管 掌 被 保 険 者 数	13 309	9 755	3 554
政 府 管 掌 被 保 険 者 数	14 412	10 231	4 181
組 合 管 掌 被 保 険 者 数	10 962	5 629	5 333
組 合 管 掌 被 保 険 者 数	14 611	7 994	6 617

- (注) 1 「国民健康保険」は、市町村及び国民健康保険組合分である。
 2 「受診率」は、療養給付費のうち、診療費に係る被保険者数(被扶養者数)100
 3 「1人当たり医療給付費」とは、療養の給付(家族の療養の給付)に療養費(家
 額をいう。

その4 総所得金額等の段階別国民健康保険税(料)額等の状況

区 分	世 帯	
	世 帯 数	構 成 比
所 得 の な い も の	1 429 649千世帯	10.9%
18 万 円 以 下 の も の	860 860	6.6
18万円を超え 30万円以下のもの	1 088 323	8.3
30万円を超え 40万円以下のもの	980 527	7.5
40万円を超え 50万円以下のもの	1 080 844	8.2
50万円を超え 70万円以下のもの	1 873 417	14.3
70万円を超え 100万円以下のもの	2 051 028	15.7
100万円を超え 150万円以下のもの	1 693 713	12.9
150万円を超え 300万円以下のもの	1 318 963	10.1
300 万 円 を 超 え る も の	728 017	5.5
計	13 105 341	100.0

- (注) 1 「世帯数」は、昭和49年現年度分市町村民税の課税の基礎となった総所得金
 2 「保険税(料)」は、昭和49年現年度分の保険税(料)(減額の規定に基づく国民
 いては、昭和50年3月31日現在における加入市町村において月割を行前

事業決算の状況（つづき）

（単位 百万円・％）

決算額構成比		増減額構成比		増減率	
49年度	48年度	49年度	48年度	49年度	48年度
52.4	48.5	70.9	49.1	30.6	18.6
30.1	33.9	12.2	44.2	7.5	25.3
7.5	6.7	11.5	9.2	35.9	27.1
0.2	0.2	0.5	0.1	56.5	12.2
0.1	0.1	△ 0.1	0.5	△ 7.9	200.0
0.1	0.0	0.4	△ 0.3	250.0	△ 57.9
0.0	0.0	0.2	△ 0.1	—	△ 100.0
0.4	0.5	△ 0.0	1.0	△ 0.8	51.2
1.8	1.5	2.9	1.6	40.3	19.3
1.3	1.2	1.5	1.4	25.9	22.5
0.5	0.3	1.4	0.1	97.5	6.6
7.3	8.4	2.0	1.4	5.0	2.6
0.3	0.4	0.1	△ 6.7	6.4	△ 74.9
100.0	100.0	100.0	100.0	20.9	18.3

受診率			1人当たり医療給付費		
昭和49年度	昭和36年度	増減	昭和49年度	昭和36年度	増減
525.3件	257.9件	267.4件	29 773円	3 311円	26 462円
635.8	472.6	163.2	58 355	8 398	49 957
596.6	353.6	243.0	26 379	1 942	24 437
527.9	523.4	4.5	40 440	7 074	33 366
611.0	601.6	9.4	28 098	3 105	24 993

人当たりの受診件数である。
 医療給付費)及び高額療養費を加えた額を、年度間平均被保険者又は被扶養者数で除した

保 險 税 (料)		1世帯当たり保険税(料)
金 額	構 成 比	
7 743百万円	1.8%	5 416円
5 561	1.3	6 460
12 175	2.9	11 187
15 513	3.6	15 822
21 268	5.0	19 677
47 781	11.2	25 505
70 573	16.6	34 409
81 127	19.0	47 899
91 715	21.5	69 536
72 606	17.1	99 732
426 063	100.0	32 511

額等の段階にそれぞれ該当する世帯数である。
 健康保険税(料)の減額の適用を受けた者については当該減額後の額、月割課税分につ
 の年税額)である。

第123表 収 益 事 業

その1 収支の状況

区 分	昭和 49 年				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ繰越 すべき財源 (E)
都 道 府 県	47	498 925	485 171	13 754	662
黒 字 団 体	47	498 925	485 171	13 754	662
市 町 村 団 体	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	152	2 650 037	2 602 002	48 035	5 925
大 黒 字 団 体	151	2 640 871	2 592 068	48 803	5 925
都 市 団 体	1	9 165	9 934	△ 769	—
大 黒 字 団 体	9	218 264	215 685	2 579	50
都 市 団 体	9	218 264	215 685	2 579	50
大 黒 字 団 体	—	—	—	—	—
都 市 団 体	88	1 431 681	1 393 625	38 056	3 916
大 黒 字 団 体	88	1 431 681	1 393 625	38 056	3 916
町 村 団 体	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	3	29 003	29 880	△ 877	43
大 黒 字 団 体	3	29 003	29 880	△ 877	43
一 部 事 務 組 合 体	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	52	971 089	962 812	8 277	1 916
大 黒 字 団 体	51	961 923	952 878	9 045	1 916
合 計	1	9 165	9 934	△ 769	—
大 黒 字 団 体	199	3 148 961	3 087 174	61 787	6 587
大 黒 字 団 体	198	3 139 796	3 077 239	62 557	6 587
大 黒 字 団 体	1	9 165	9 934	△ 769	—

その2 歳入歳出内訳

区 分	競 馬 事 業	自 転 車 競 走 事 業	
歳 入	入車線	1 581	2 325
	馬券	679 153	1 087 963
	場券	89	824
	場等入計	1	210
	売上	88	614
	料金の分	22 136	26 794
	金の分	4 653	20 032
	料金の分	707 612	1 137 938
	催費金	594 505	924 854
	金の分	9 403	40 223
歳 出	普通会計	57 822	129 510
	その他の会計	52 144	124 439
	普通会計	5 728	5 071
	その他の会計	33 244	19 311
	出の他計	695 024	1 113 898
	入の他計	12 588	24 040
	入の他計	786	1 539
	入の他計	89	824
	入の他計	57 872	129 510
	入の他計	69 585	151 187
支 施	再行	71	267
	差引	17	10
	都道府	54	257
	市町村	54	257

(注) 施行団体数は、1の団体が2以上の事業を実施している場合は、それぞれの事

決 算 の 状 況

(単位 百万円)

度			昭和 48 年度		比 較 増 減		
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G) (H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)	
211	57 550	70 431	47	62 407	—	8 024	
211	57 550	70 431	47	62 407	—	8 024	
—	—	—	—	—	—	—	
3 397	277 927	316 640	153	280 868	△	1	35 772
3 394	277 476	316 960	151	281 004	—	—	35 956
3	451	△ 321	2	△ 136	△	1	△ 185
—	30 375	32 904	8	29 726	1	1	3 178
—	30 375	32 904	8	29 726	1	1	3 178
—	—	—	—	—	—	—	—
1 795	166 235	198 580	90	176 904	△	2	21 676
1 795	166 235	198 580	90	176 904	△	2	21 676
—	—	—	—	—	—	—	—
—	1 906	986	3	599	—	—	387
—	1 906	986	2	734	1	1	252
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1 601	79 411	84 171	52	73 640	—	—	10 531
1 598	78 960	84 491	51	73 641	—	—	10 850
3	451	△ 321	1	△ 1	—	—	△ 320
3 608	335 477	387 069	200	343 275	△	1	43 794
3 605	335 026	387 391	198	343 411	—	—	43 980
3	451	△ 321	2	△ 136	△	1	△ 185

(単位 百万円)

小 型 自 動 車 競 走 事 業	モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業	宝 く じ 事 業	計
493	2 048	—	6 446
154 668	1 083 945	—	3 005 730
—	2 695	—	3 608
—	19	—	230
—	2 676	—	3 378
4 439	21 747	2	75 119
1 405	20 431	11 539	58 058
161 005	1 130 866	11 541	3 148 961
130 534	920 702	26	2 570 621
6 061	36 730	—	92 417
18 225	118 564	11 306	335 477
18 225	110 429	11 045	316 282
—	8 135	261	19 195
3 818	32 201	86	88 659
158 638	1 108 197	11 418	3 087 174
2 367	22 669	123	61 787
47	4 214	—	6 587
—	2 695	—	3 608
18 225	118 564	11 306	335 477
20 545	134 324	11 429	387 069
7	138	56	539
2	1	47	77
5	137	9	462

業ごとに1団体としている。

第 123 表 収 益 事 業

その 3 収 益 率

区 分	昭 和 49 年 度		
	車馬券等売上金 (A)	実質上の収支 (B)	(B)/(A)×100 (C)
競馬事業	679 153	69 585	10.2
自動車競争事業	1 087 963	151 187	13.9
小型自動車競争事業	154 668	20 545	13.3
モーターボート競争事業	1 083 945	134 324	12.4
宝くじ事業	26 614	11 429	42.9
合 計	3 032 344	387 069	12.8

(注) 宝くじ事業の車馬券等売上金は、消化額を計上している。

その 4 他会計への繰出金

区 分	繰 出 額	
	49 年 度	48 年 度
競馬事業	57 872	44 718
自動車競争事業	129 510	110 987
小型自動車競争事業	18 225	14 238
モーターボート競争事業	118 564	105 865
宝くじ事業	11 306	8 502
合 計	335 477	284 310

その 5 収益金繰入額の使途状況

区 分	収益金繰入額	左 の		
		民生費	衛生費	土木費
競馬事業	60 670	9 263	2 905	13 756
都市道府	31 425	5 528	2 023	2 611
自動車競争事業	29 245	3 735	882	11 145
自転都市道府	129 412	10 602	7 721	40 172
都市道府	18 882	3 254	448	3 794
小型自動車競争事業	110 530	7 348	7 273	36 378
都市道府	18 230	905	1 808	5 087
都市道府	4 515	500	200	629
モーターボート競争事業	13 715	405	1 608	4 458
都市道府	117 011	8 762	6 494	41 809
都市道府	2 380	200	300	780
宝くじ事業	114 631	8 562	6 194	41 029
都市道府	11 306	573	888	4 305
都市道府	8 705	573	—	2 773
都市道府	2 601	—	888	1 532
合 計	(100.0)	(8.9)	(5.9)	(31.2)
都市道府	336 628	30 105	19 816	105 129
都市道府	65 906	10 055	2 971	10 587
都市道府	270 722	20 050	16 845	94 542

(注) 「合計」の()書きは、構成比(%)である。

決 算 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度			差 引		
車馬券等売上金 (D)	実質上の収支 (E)	(E)/(D)×100 (F)	車馬券等売上金 (A)-(D)	実質上の収支 (B)-(E)	(C)-(F)
567 368	57 440	10.1	111 785	12 145	0.1
915 501	135 506	14.8	172 462	15 681	△ 0.9
127 824	17 052	13.3	26 844	3 493	0.0
902 834	124 701	13.8	181 111	9 623	△ 1.4
19 597	8 576	43.8	7 017	2 853	△ 0.9
2 533 124	343 275	13.6	499 220	43 794	△ 0.8

(単位 百万円・%)

比			較		
増 減 額	構 成 比		増 減 率	前年度増減率	
13 154		25.7	29.4		25.3
18 523		36.2	16.7		28.3
3 987		7.8	28.0		18.0
12 699		24.8	12.0		35.4
2 804		5.5	33.0		16.9
51 167		100.0	18.0		29.4

(単位 百万円)

内 訳						
農 水 産 業 費	林 業 費	商 工 費	教 育 費	災 復 旧 害 費	そ の 他	公 営 事 業 会 計 へ 繰 出 し
8 557		154	17 474	190	8 237	134
8 005		14	6 742	—	6 502	—
552		140	10 732	190	1 735	134
3 964		1 430	43 125	435	12 844	9 119
671		972	7 091	100	2 552	—
3 293		458	36 034	335	10 292	9 119
954		633	5 637	62	2 483	661
350		618	1 618	—	600	—
604		15	4 019	62	1 883	661
5 210		1 232	34 766	964	9 587	8 187
400		—	700	—	—	—
4 810		1 232	34 066	964	9 587	8 187
281		17	1 558	—	3 684	—
281		17	1 377	—	3 684	—
—		—	181	—	—	—
(5.6)		(1.0)	(30.5)	(0.5)	(11.0)	(5.4)
18 967		3 466	102 560	1 651	36 833	18 101
9 707		1 621	17 528	100	13 337	—
9 260		1 846	85 032	1 551	23 495	18 101

第124表 公益質屋事

その1 収支の状況

区 分	昭 和 49				
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差引 (B)-(C) (D)	翌年度へ 繰越すべ き財源 (E)
大 都 市 体	5	427	426	1	—
	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	5	427	426	1	—
都 市 体	50	549	547	2	—
	10	41	37	4	—
	40	508	510	2	—
町 村 体	4	9	5	4	—
	2	8	4	4	—
	2	1	1	0	—
特 別 区 体	16	442	429	13	1
	—	—	—	—	—
黒 字 団 体	16	442	429	13	1
合 計 体	75	1 427	1 407	20	1
	12	49	41	8	—
	63	1 378	1 366	12	1

その2 歳入歳出内訳

区 分	昭 和 49 年 度					
	大 都 市	都 市	町 村	特別区	計	
歳 入	経 営 収 入 金(A)	272	378	5	234	889
	繰 越 入 越 金 他 計(B)	140	155	1	197	493
	繰 越 入 越 金 他 計(B)	11	11	3	10	34
	繰 越 入 越 金 他 計(B)	4	5	0	1	11
	繰 越 入 越 金 他 計(B)	427	549	9	442	1 427
歳 出	人 物 貸 借 元 金 利 借 入 金 利 借 入 金 他 計(D)	185	163	1	190	538
	人 物 貸 借 元 金 利 借 入 金 他 計(D)	10	13	0	25	48
	人 物 貸 借 元 金 利 借 入 金 他 計(D)	225	339	4	208	776
	人 物 貸 借 元 金 利 借 入 金 他 計(D)	5	19	—	4	28
	人 物 貸 借 元 金 利 借 入 金 他 計(D)	—	1	—	—	1
収 支	歳 入 歳 出 差 引 (B)-(D)(E)	1	2	4	13	20
	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源 (F)	—	—	—	1	1
	繰 越 入 越 金 他 計(A)	140	155	1	197	493
	繰 越 入 越 金 他 計(A)	5	19	—	4	28
	繰 越 入 越 金 他 計(A)	134	134	3	181	446

業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度			昭 和 48 年 度		比 較 増 減	
繰 入 金 (F)	繰 出 金 (G)	再 差 引 (D)-(E)- (F)+(G) (H)	団 体 数 (I)	再 差 引 (J)	比 較 増 減	
					団 体 数 (A)-(I)	再 差 引 (H)-(J)
140	5	△ 134	5	△ 93	—	△ 41
—	—	—	1	2	△	△ 2
140	5	△ 134	4	△ 95	1	△ 39
155	19	△ 134	61	△ 95	△	△ 39
5	5	4	14	16	△	△ 12
150	14	△ 138	47	△ 111	△	△ 27
1	—	3	6	2	△	1
—	—	4	2	3	—	1
1	—	△ 1	4	△ 1	△	0
197	4	△ 181	17	△ 144	△	△ 37
—	—	—	—	—	—	—
197	4	△ 181	17	△ 144	△	△ 37
493	28	△ 446	89	△ 330	△	△ 116
5	5	8	17	20	△	△ 12
488	23	△ 454	72	△ 351	△	△ 103

(単位 百万円・%)

昭 和 48 年 度 決 算 額	比 較			
	増 減 額	増 減 率	前年度増減率	
884	5	5.6	0.6	△ 9.2
386	107	118.9	27.7	22.5
53	△ 19	21.1	△ 35.8	47.2
14	△ 3	3.4	△ 21.4	16.7
1 337	90	100.0	6.7	0.0
507	31	32.0	6.1	13.7
32	16	16.5	50.0	△ 3.0
718	58	59.8	8.1	△ 6.4
32	△ 4	4.1	△ 12.5	28.0
1	0	0.0	0.0	△ 66.7
0	0	0.0	0.0	0.0
20	△ 4	4.2	△ 20.0	33.3
1 310	97	100.0	7.4	1.6
27	△ 7	—	—	—
3	△ 2	—	△ 66.7	50.0
386	107	—	27.7	22.5
32	△ 4	—	△ 12.5	28.0
△ 330	△ 116	—	—	—

第125表 農 業 共 済 事

その1 収支の状況

区 分	昭 和 49					
	団 体 数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	支払備金 積 立 額	責任準備 金積立額
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
大 都 市	7	564	501	63	26	0
黒 字 団 体	3	152	116	36	—	0
赤 字 団 体	4	412	386	26	26	0
都 市	198	11 822	10 282	1 540	226	185
黒 字 団 体	119	8 769	7 404	1 365	139	110
赤 字 団 体	79	3 053	2 878	175	87	75
町 村	954	23 426	20 732	2 694	577	642
黒 字 団 体	455	14 232	12 139	2 093	192	351
赤 字 団 体	499	9 194	8 593	601	385	291
一 部 事 務 組 合	5	564	543	21	—	4
黒 字 団 体	2	264	255	9	—	1
赤 字 団 体	3	300	288	12	—	3
合 計	1 164	36 376	32 058	4 318	829	831
黒 字 団 体	579	23 417	19 913	3 504	331	463
赤 字 団 体	585	12 959	12 145	814	498	368

その2 歳入歳出内訳

区 分	昭 和 49 年 度			
	大 都 市	都 市	町 村	一 部 事 務 組 合
共 済 共 保 連 携 所 務 賦 都 練 所 歳 共 業 業 歳	295	6 640	13 186	346
入 金 金 金 他 入 金 金 他	124	2 671	5 337	93
付 入 金 金 他 入 金 金 他	118	2 626	5 560	236
交 付 補 助 金 他	2	69	117	0
事 務 費 支 出 計	1	27	208	12
無 事 務 費 支 出 計	50	1 247	1 964	5
定 課 入 入 入 入 入	269	5 182	10 240	218
勘 定 支 出 計	21	605	1 305	28
勘 定 支 出 計	185	3 400	5 987	156
勘 定 支 出 計	57	439	1 274	15
勘 定 支 出 計	6	738	1 674	19
勘 定 支 出 計	564	11 822	23 426	564
勘 定 支 出 計	232	5 301	10 929	341
勘 定 支 出 計	65	824	1 817	37
勘 定 支 出 計	150	3 838	7 811	303
勘 定 支 出 計	5	174	315	1
勘 定 支 出 計	5	76	162	0
勘 定 支 出 計	7	389	824	0
勘 定 支 出 計	270	4 981	9 803	202
勘 定 支 出 計	262	4 558	8 589	182
勘 定 支 出 計	6	153	293	5
勘 定 支 出 計	—	12	75	2
勘 定 支 出 計	2	258	846	13
勘 定 支 出 計	501	10 282	20 732	543

業 決 算 の 状 況

(単位 百万円)

年 度					昭 和 48 年 度		比 較 増 減	
繰入金	繰出金	未収金	未払金	再 差 引 (D)-(E)-(F) -(G)+(H)+(I)-(J)+(K)	団体数	再差引	団体数	再差引
(G)	(H)	(I)	(J)	(I)-(J)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
58	5	28	5	7	5	△ 31	2	38
14	5	0	—	27	1	3	2	24
44	—	28	5	△ 21	4	△ 34	—	13
466	89	281	166	867	190	969	8	△ 102
218	82	233	140	1 073	141	1 082	△ 22	△ 9
248	7	49	26	△ 205	49	△ 114	30	△ 91
1 481	237	758	536	453	957	922	△ 3	△ 469
491	177	520	288	1 468	540	1 516	△ 85	△ 48
991	59	238	247	△ 1 016	417	△ 594	82	△ 422
27	2	13	11	△ 6	4	△ 10	1	4
—	—	5	3	10	1	2	1	8
27	2	8	8	△ 16	3	△ 12	—	△ 4
2 032	332	1 080	717	1 321	1 156	1 849	8	△ 528
723	264	758	431	2 578	683	2 604	△ 104	△ 26
1 309	68	322	287	△ 1 258	473	△ 754	112	△ 504

(単位 百万円・%)

計	昭 和 48 年 度 決 算 額	比 較			
		増 減 額	増 減 率	前 年 度 増 減 率	
20 467	14 407	6 060	60.3	42.1	0.8
8 225	6 745	1 480	14.7	21.9	14.6
8 540	4 872	3 668	36.5	75.3	△ 16.3
188	206	△ 18	0.2	△ 8.7	△ 5.9
248	153	95	0.9	62.1	△ 9.5
3 266	2 431	835	8.4	34.3	10.2
15 909	11 915	3 994	39.7	33.5	16.3
1 959	1 632	327	3.3	20.0	8.1
9 728	7 256	2 472	24.6	34.1	18.7
1 785	1 154	631	6.3	54.7	25.0
2 437	1 873	564	5.5	30.1	10.0
36 376	26 322	10 054	100.0	38.2	7.3
16 803	10 927	5 876	59.6	53.8	3.2
2 743	2 409	334	3.4	13.9	33.7
12 102	6 935	5 167	52.4	74.5	13.3
495	515	△ 20	0.2	△ 3.9	3.4
243	163	80	0.8	49.1	△ 3.0
1 220	905	315	3.2	34.8	9.8
15 256	11 271	3 985	40.4	35.4	17.5
13 591	10 004	3 587	36.4	35.9	19.0
457	405	52	0.5	12.8	13.8
89	40	49	0.5	122.5	△ 50.6
1 119	822	297	3.0	36.1	9.9
32 058	22 198	9 860	100.0	44.4	6.3

第126表 交通災害共済事業

その1 収支の状況

区 分	昭			和		49
	団 体 数 (A)	歳入合計 (B)	歳出合計 (C)	歳入歳出 差 (B)-(C) (D)	未経過 共済掛金 (E)	繰入金 (F)
都 道 府 県	2	996	382	614	305	12
黒字団体	1	788	200	588	200	12
赤字団体	1	208	182	26	105	—
市 町 村	225	13 279	7 925	5 354	1 333	468
黒字団体	193	11 992	6 839	5 153	978	337
赤字団体	32	1 287	1 086	201	355	130
大 都 市	5	1 455	907	548	445	80
黒字団体	3	742	335	407	179	42
赤字団体	2	713	572	141	266	38
都 市	150	5 333	2 787	2 546	579	374
黒字団体	124	4 834	2 337	2 497	517	287
赤字団体	26	500	450	50	63	87
町 村	12	56	38	18	2	5
黒字団体	10	37	20	17	—	0
赤字団体	2	19	18	1	2	5
一 部 事 務 組 合	58	6 435	4 193	2 242	307	8
黒字団体	56	6 379	4 147	2 232	282	8
赤字団体	2	55	45	10	25	—
合 計	227	14 275	8 307	5 968	1 638	480
黒字団体	194	12 780	7 039	5 741	1 178	349
赤字団体	33	1 495	1 268	227	460	130

(直営方式)決算の状況

(単位 百万円)

年 度				昭 和 48 年 度		比 較 増 減	
繰出金 (G)	未収金 (H)	未払金 (I)	再 差 引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)- (I)(J)	団 体 数 (K)	再 差 引 (L)	団 体 数 (A)-(K)	再 差 引 (J)-(L)
—	—	—	297	2	121	—	176
—	—	—	376	1	192	—	184
—	—	—	△ 79	1	△ 71	—	△ 8
286	—	—	3 839	227	2 132	△ 2	1 707
286	—	—	4 124	179	2 515	14	1 609
—	—	—	△ 284	48	△ 383	△ 16	99
1	—	—	24	5	△ 118	—	142
1	—	—	187	3	86	—	101
—	—	—	△ 163	2	△ 204	—	41
0	—	—	1 593	152	1 076	△ 2	517
0	—	—	1 693	113	1 221	11	472
—	—	—	△ 100	39	△ 145	△ 13	45
—	—	—	11	12	17	—	△ 6
—	—	—	17	9	17	1	0
—	—	—	△ 6	3	△ 1	△ 1	△ 5
286	—	—	2 213	58	1 158	—	1 055
286	—	—	2 228	54	1 191	2	1 037
—	—	—	△ 15	4	△ 33	△ 2	18
286	—	—	4 136	229	2 253	△ 2	1 883
286	—	—	4 500	180	2 707	14	1 793
—	—	—	△ 363	49	△ 454	△ 16	91

第126表 交通災害共済事業

その2 歳入歳出内訳

区 分		昭 和 49 年			
		総 額	都道府県	市	
				総 額	大 都 市
歳 入	共 済 掛 金 収 入	8 426	550	7 876	937
	分 担 金 及 び 負 担 金	282	0	282	—
	繰 越 金	4 073	391	3 682	386
	繰 入 金	987	21	966	110
	うち普通会計からのもの のうち人件費及びその他 業務費に係る額 (A)	480	12	468	80
	そ の 他	507	34	473	22
	歳 入 合 計(B)	14 275	996	13 279	1 455
歳 出	総 務 及 び 業 務 費	1 597	36	1 561	274
	人 件 費	841	15	826	128
	物 件 費	598	20	578	128
	そ の 他	158	—	157	18
	共 済 見 舞 金	4 776	253	4 523	476
	繰 出 金	1 839	76	1 763	157
	うち普通会計へのもの(C)	286	—	286	1
そ の 他	95	17	78	0	
歳 出 合 計(D)	8 307	382	7 925	907	
収 支	歳入歳出差引(B)-(D)(E)	5 968	614	5 354	548
	未 経 過 共 済 掛 金(F)	1 638	305	1 333	445
	普通会計からの繰入金のうち 人件費及びその他業務費 に係る額 (A)	480	12	468	80
	普通会計への繰出金(C)	286	—	286	1
	未 収 金(G)	—	—	—	—
	未 払 金(H)	—	—	—	—
	再差引(E)-(F)-(A)+(C)+(G) -(H)	4 136	297	3 839	24

(直営方式)決算の状況(つづき)

(単位 百万円・%)

度 決 算 額			昭和48年度 決 算 額	比 較	
町		村		増 減 額	構 成 比
都 市	町 村	一 部 事 務 組 合			
2 767	28	4 144	7 682	744	34.3
6	1	276	344	△ 62	△ 2.9
1 965	21	1 310	3 299	774	35.7
480	6	370	495	492	22.7
374	5	8	367	113	5.2
115	—	335	289	218	10.2
5 333	56	6 435	12 109	2 166	100.0
738	8	541	1 241	356	82.0
462	6	230	590	251	57.8
219	3	228	506	92	21.2
57	0	83	145	13	3.0
1 709	17	2 321	5 174	△ 398	△ 91.7
303	12	1 291	1 339	500	115.2
0	—	286	1	285	65.7
37	—	40	119	△ 24	△ 5.5
2 787	38	4 193	7 873	434	100.0
2 546	18	2 242	4 236	1 732	—
579	2	307	1 617	21	—
374	5	8	367	113	—
0	—	286	1	285	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
1 593	11	2 213	2 253	1 883	—

第127表 公立大学附属病

区 分		昭 和 49 年 度 決	
		都 道 府 県	大 都 市
歳 入	収 益 的 収 入	22 495	13 099
	医 業 収 入	15 960	9 578
	医 業 外 収 入	6 534	3 522
	うち他会計繰入金	6 228	3 181
	資 本 的 収 入	1 919	817
	地 方 債	685	151
	他 会 計 借 入 金	—	—
	他 会 計 繰 入 金	1 132	618
	そ の 他	102	48
	歳 入 合 計(A)	24 413	13 916
歳 出	収 益 的 支 出	22 437	13 173
	医 業 費	20 703	12 727
	そ の 他	1 734	446
	うち支払利息	436	304
	資 本 的 支 出	2 110	902
	建 設 改 良 費	1 596	434
	地 方 債 償 還 金	514	468
	そ の 他	—	—
	歳 出 合 計(B)	24 548	14 075
	収 支	収 支 差 引(A)-(B)(C)	△ 135
積 立 金(D)		—	—
繰 越 金(E)		342	0
前 年 度 繰 上 充 用 金(F)		—	1 253
形式収支(C)-(D)+(E)-(F)(G)		207	△ 1 412
翌年度へ繰越すべき財源(H)		70	—
実 質 収 支(G)-(H)	137	△ 1 412	

院事業決算の状況

(単位 百万円・%)

算 額		昭 和 48 年 度 決 算 額	比 較	
合 計	増 減 額		構 成 比	
	35 594	29 503	6 091	120.1
	25 538	20 286	5 252	103.6
	10 056	9 217	839	16.5
	9 409	8 737	672	13.3
	2 736	3 754	▲ 1 018	20.1
	836	1 961	▲ 1 125	22.2
	—	25	▲ 25	0.5
	1 750	1 619	131	2.6
	150	149	1	0.0
	38 329	33 258	5 071	100.0
	35 610	29 266	6 344	114.5
	33 430	27 690	5 740	103.6
	2 180	1 576	604	10.9
	740	735	5	0.1
	3 012	3 816	▲ 804	14.5
	2 030	2 669	▲ 639	11.5
	982	1 144	▲ 162	2.9
	—	3	▲ 3	0.1
	38 623	33 084	5 539	100.0
▲	294	174	▲ 468	—
	—	—	—	—
	342	185	157	—
	1 253	1 253	0	—
▲	1 205	▲ 894	▲ 311	—
	70	170	▲ 100	—
▲	1 275	▲ 1 064	▲ 211	—

第128表 企業債等の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和49年度償還額			昭和49年度 末現在高
	元 金	利 子	計	
地方公営企業	287 690	339 100	626 790	7 215 101
法適用企業	211 415	274 844	486 259	5 856 133
水道事業	52 207	127 727	129 934	2 394 774
工業用水道事業	11 157	12 188	23 345	313 522
交通事業	26 162	48 033	74 195	968 635
電気事業	8 556	9 426	17 982	162 202
ガス事業	966	1 317	2 283	25 481
病院事業	10 480	14 270	24 750	314 689
公共下水道事業	15 156	48 824	63 980	839 702
その他事業	86 731	13 059	99 790	837 128
法非適用企業	76 275	64 256	140 531	1 358 968
簡易水道事業	1 415	3 262	4 677	67 743
交通事業	197	140	337	2 648
公共下水道事業	9 860	27 990	37 850	609 205
その他事業	64 803	32 864	97 667	679 372
国民健康保険事業	228	180	408	4 132
公益質屋事業	1	0	1	0
農業共済事業	—	—	—	—
公立大学附属病院事業	983	728	1 711	11 655
合 計	288 902	340 008	628 910	7 230 888

(注) 借換債は除く。

第129表 公営企業金融公庫の貸付状況

(単位 百万円)

区 分	昭和49年 度貸付額	内 訳				貸 付 累 計 額	
		都道府県	市	町 村	一 部 事 務 組 合 等		
上 水 道 事 業	88 741	12 832	48 034	16 743	11 132	547 310	
工 業 用 水 道 事 業	14 465	12 355	1 661	17	432	110 716	
交 通 事 業	3 040	151	2 395	289	205	45 053	
{ 一 般 交 通							
{ 地 下 鉄	6 390	340	6 050	—	—		
電 気 事 業	3 685	3 685	—	—	—	60 803	
ガ ス 事 業	1 729	49	1 407	263	10	13 346	
港 湾 整 備 事 業	5 667	3 720	683	95	1 169	47 027	
病 院 事 業	3 000	—	232	2 151	617	8 319	
市 場 事 業	8 851	151	7 965	—	735	33 346	
と 畜 場 事 業	—	—	—	—	—	3 620	
観 光 施 設 事 業	1 066	—	824	242	—	12 591	
有 料 道 路 事 業	5 820	5 820	—	—	—	55 760	
駐 車 場 整 備 事 業	2 124	257	1 753	114	—	8 917	
地 域 開 発 事 業	臨 海	22 536	11 152	7 258	99	4 027	142 124
	内 陸	17 996	12 055	1 762	789	3 390	63 494
	流 通	1 756	1 547	209	—	—	4 086
	宅 地	4 153	—	3 395	758	—	39 750
{ 市 街 地 再 開 発	2 774	—	2 774	—	—	5 120	
下 水 道 事 業	22 341	243	21 287	717	94	107 372	
小 計(a)	216 134	64 358	107 688	22 276	21 812	—	
貸 付 累 計 額(b)	1 308 754	441 594	651 634	103 614	111 912	1 308 754	
受 託 貸 付	公 有 林 整 備 事 業	10 438	5 450	1 148	3 811	29	50 572
	草 地 開 発 事 業	965	—	160	768	37	4 758
	小 計(c)	11 403	5 450	1 308	4 579	66	—
	貸 付 累 計 額(d)	55 330	9 286	10 618	34 792	634	55 330
合 計(a)+(c) (e)	227 537	69 808	108 996	26 855	21 878	—	
貸 付 累 計 額(b)+(d)	1 364 084	450 880	662 252	138 406	112 546	1 364 084	
再 計	公 立 病 院 特 例 債	3 000	—	232	2 151	617	8 319
	公 営 交 通 事 業 再 建 債	—	—	—	—	—	—
	公 営 企 業 借 換 債	—	—	—	—	—	—
	公 営 企 業 再 建 債 計	3 000	—	232	2 151	617	8 319
地 方 道 路 公 社(f)	12 111	10 441	1 670	—	—	25 780	
土 地 開 発 公 社(g)	5 400	1 796	2 964	409	231	11 719	
総 合 計(e)+(f)+(g)	245 048	82 045	113 630	27 264	22 109	1 401 583	

注 1 公営交通事業再建債及び公営企業借換債については、貸付対象事業の区分に応じて各事業に含めて計上し、その合計額を更に再掲したものである。

2 貸付累計額は、昭和50年3月31日現在のものである。

第130表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和50年度		昭和49年度		比 較			
	計 画 額		計 画 額		増 減 額	増 減 率	前年 度増 減率	
地 方 税	88 850	41.2	71 957	41.4	16 893	40.4	23.5	29.7
普 通 税	82 811	38.4	66 644	38.4	16 167	38.6	24.3	30.5
目 的 税	6 039	2.8	5 313	3.1	726	1.7	13.7	20.4
地 方 譲 与 税	2 322	1.1	2 155	1.2	167	0.4	7.7	19.7
地 方 道 路 譲 与 税	1 430	0.7	1 260	0.7	170	0.4	13.5	5.3
石 油 ガ ス 譲 与 税	120	0.1	120	0.1	—	—	—	13.0
航 空 機 燃 料 譲 与 税	33	0.0	24	0.0	9	0.0	37.5	20.0
自 動 車 重 量 譲 与 税	627	0.3	663	0.4	36	0.1	5.4	82.1
特 別 と ん 譲 与 税	112	0.1	88	0.1	24	0.1	27.3	7.3
地 方 交 付 税	44 296	20.5	34 144	19.7	10 152	24.3	29.7	17.4
国 庫 支 出 金	55 367	25.7	45 372	26.1	9 995	23.9	22.0	14.4
義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	12 825	5.9	9 146	5.3	3 679	8.8	40.2	27.2
そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	18 689	8.7	14 433	8.3	4 256	10.2	29.5	26.5
公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	22 266	10.3	20 605	11.9	1 661	4.0	8.1	2.6
普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	20 062	9.3	18 926	10.9	1 136	2.7	6.0	7.1
災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	2 204	1.0	1 679	1.0	525	1.3	31.3	30.4
失 業 対 策 事 業 費 負 担 金	701	0.3	586	0.3	115	0.3	19.6	15.3
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	86	0.0	71	0.0	15	0.0	21.1	34.0
施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	32	0.0	27	0.0	5	0.0	18.5	34.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	496	0.2	408	0.2	88	0.2	21.6	6.7
電 源 開 発 促 進 対 策 交 付 金	242	0.1	91	0.1	151	0.4	165.9	皆 増
特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	30	0.0	5	0.0	25	0.1	500.0	皆 増
地 方 債	12 748	5.9	10 290	5.9	2 458	5.9	23.9	4.2
使 用 料 及 び 手 数 料	2 376	1.1	1 973	1.1	403	1.0	20.4	13.1
雑 収 入	9 629	4.5	7 862	4.5	1 767	4.2	22.5	11.3
歳 入 合 計	215 588	100.0	173 753	100.0	41 835	100.0	24.1	19.4

政 計 画
その 2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和50年度		昭和49年度		比 較			
	計 画 額		計 画 額		増 減 額	増減率	前年増減率	
給 与 関 係 経 費	74 813	34.7	(51 304) 50 266	28.9	(23 509) 24 547	(56.2) 58.7	(45.8) 48.8	23.6
給 与 費	73 674	34.2	(50 451) 49 413	28.4	(23 223) 24 261	(55.5) 58.0	(46.0) 49.1	23.4
恩 給 費	1 139	0.5	(37 690) 853	0.5	(10 729) 286	(25.6) 0.7	(28.5) 33.5	31.4
一 般 行 政 経 費	48 419	22.5	38 728	22.3	9 691	23.2	25.0	24.0
国庫補助負担金等を伴 らうもの	24 410	11.3	(18 861) 19 899	11.5	(5 549) 4 511	(13.3) 10.8	(29.4) 22.7	25.5
国庫補助負担金等を伴 わないもの	24 009	11.1	18 829	10.8	5 180	12.4	27.5	22.6
公 債 費	9 664	4.5	7 821	4.5	1 843	4.4	23.6	28.4
維 持 補 修 費	3 866	1.8	3 092	1.8	774	1.9	25.0	30.6
投 資 的 経 費	70 778	32.8	63 617	36.6	7 161	17.1	11.3	6.7
直 轄 事 業 負 担 金	2 156	1.0	2 218	1.3	62	0.1	2.8	1.7
公 共 事 業 費	36 212	16.8	33 140	19.1	3 072	7.3	9.3	3.7
普 通 建 設 事 業 費	33 383	15.5	30 988	17.8	2 395	5.7	7.7	7.3
災 害 復 旧 事 業 費	2 829	1.3	2 152	1.2	677	1.6	31.5	29.8
失 業 対 策 事 業 費	1 043	0.5	873	0.5	170	0.4	19.5	15.3
一 般 事 業 費	14 029	6.5	11 658	6.7	2 371	5.7	20.3	8.0
普 通 建 設 事 業 費	13 757	6.4	11 516	6.6	2 241	5.4	19.5	9.9
災 害 復 旧 事 業 費	272	0.1	142	0.1	130	0.3	91.5	54.6
特 別 事 業 費	17 338	8.0	15 728	9.1	1 610	3.8	10.2	12.7
長 期 計 画 事 業 費	9 632	4.5	9 230	5.3	402	1.0	4.4	8.8
過 密 過 疎 等 対 策 事 業 費	6 123	2.8	4 915	2.8	1 208	2.9	24.6	26.3
広 域 市 町 村 圏 振 興 整 備 事 業 費	1 583	0.7	1 583	0.9	—	—	—	0.0
臨 時 土 地 対 策 費 等	1 050	0.5	2 700	1.6	1 650	3.9	61.1	皆増
臨 時 土 地 対 策 費	1 050	0.5	—	—	1 050	2.5	皆増	—
土 地 開 発 基 金	—	—	1 400	0.8	1 400	3.3	皆増	皆増
財 政 調 整 資 金	—	—	1 300	0.7	1 300	3.1	皆減	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	4 098	1.9	3 505	2.0	593	1.4	16.9	34.3
収 益 勘 定 繰 出 金	2 385	1.1	1 813	1.0	572	1.4	31.5	46.6
資 本 勘 定 出 資 金	1 713	0.8	1 692	1.0	21	0.1	1.2	23.3
地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 にお け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	2 900	1.3	4 024	2.3	1 124	2.7	27.9	38.5
歳 出 合 計	215 588	100.0	173 753	100.0	41 835	100.0	24.1	19.4

(注) 昭和49年度の()内の数値は、昭和50年度において補助職員等に係る給与費を、一般行政経費から給与関係経費へ組み替えたことに対応して、組替えを行った場合の数値である。

第131表 地 方 税 収

その1 道府県税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和50年度 見込額		昭和49年度 見込額		比 較		
					増 減 額	増減率	
普 通 税	4 186 042	91.5	3 475 227	90.8	710 815	95.0	20.5
道 府 県 民 税	1 109 870	24.3	886 186	23.2	223 684	29.9	25.2
個 人 均 等 割	3 980	0.1	3 612	0.1	368	0.0	10.2
法 人 均 等 割	951	0.0	899	0.0	52	0.0	5.8
所 得 割	763 855	16.7	600 114	15.7	163 741	21.9	27.3
法 人 税 割	341 084	7.5	281 561	7.4	59 523	8.0	21.1
事 業 税	2 062 642	45.1	1 652 051	43.2	410 591	54.9	24.9
個 人 事 業 税	61 977	1.4	45 685	1.2	16 292	2.2	35.7
法 人 事 業 税	2 000 665	43.7	1 606 366	42.0	394 299	52.7	24.5
不 動 産 取 得 税	196 245	4.3	190 372	5.0	5 873	0.3	3.1
道府県たばこ消費税	133 894	2.9	124 893	3.3	9 001	1.2	7.2
娯楽施設利用税	58 396	1.3	56 359	1.5	2 037	0.3	3.6
料理飲食等消費税	275 311	6.0	224 577	5.9	50 734	6.3	22.6
自 動 車 税	343 409	7.5	336 499	8.8	6 910	0.9	2.1
鉦 区 税	638	0.0	635	0.0	3	0.0	0.5
狩 猟 免 許 税	1 742	0.0	1 735	0.0	7	0.0	0.4
固定資産税(特例分)	3 722	0.1	1 803	0.0	1 919	0.3	106.4
法 定 外 普 通 税	173	0.0	117	0.0	56	0.0	47.9
目 的 税	388 034	8.5	350 611	9.2	37 423	5.0	10.7
自 動 車 取 得 税	174 778	3.8	168 118	4.4	6 660	0.9	4.0
軽 油 引 取 税	211 914	4.6	181 146	4.7	30 768	4.1	17.0
入 猟 税	1 342	0.0	1 347	0.0	5	0.0	0.4
合 計	4 574 076	100.0	3 825 838	100.0	748 238	100.0	19.6

入 見 込 状 況

その2 市町村税

(単位 百万円・%)

区 分	昭和50年度 見込額		昭和49年度 見込額		比 較		
					増 減 額	増減率	
普 通 税	4 095 031	95.0	3 189 135	94.6	905 896	96.3	28.4
市 町 村 民 税	2 136 669	49.6	1 609 112	47.7	527 557	56.1	32.8
個 人 均 等 割	15 088	0.9	13 704	0.4	1 384	0.1	10.1
法 人 均 等 割	4 700	0.1	4 175	0.1	525	0.1	12.6
所 得 割	1 339 175	31.1	1 032 370	30.6	306 805	32.6	29.7
法 人 税 割	777 706	18.0	558 863	16.6	218 843	23.9	39.2
固 定 資 産 税	1 459 032	33.8	1 163 473	34.5	295 559	31.4	25.4
純 固 定 資 産 税	1 401 700	32.5	1 113 142	33.0	288 558	30.7	25.9
土 地	623 753	14.5	459 468	13.6	164 285	17.5	35.8
家 屋	448 476	10.4	379 083	11.2	69 393	7.4	18.3
償 却 資 産	329 471	7.6	274 591	8.1	54 880	5.8	20.0
交 付 金	12 663	0.3	10 863	0.3	1 800	0.2	16.6
納 付 金	44 669	1.0	39 468	1.2	5 201	0.6	13.2
軽 自 動 車 税	29 126	0.7	29 178	0.9 [△]	52 [△]	0.0 [△]	0.2
市町村たばこ消費税	235 290	5.5	219 472	6.5	15 818	1.7	7.2
電 気 税	129 939	3.0	103 470	3.1	26 469	2.8	25.6
ガ ス 税	9 868	0.2	11 219	0.3 [△]	1 351 [△]	0.1 [△]	12.0
鉱 産 税	2 062	0.0	1 414	0.0	648	0.1	45.8
木 材 引 取 税	3 209	0.1	2 123	0.1	1 086	0.1	51.2
特 別 土 地 保 有 税	85 520	2.0	46 406	1.4	39 114	4.2	84.3
法定外普通税及び旧法 による税	4 316	0.1	3 268	0.1	1 048	0.1	32.1
目 的 税	215 910	5.0	180 751	5.4	35 159	3.7	19.5
入 湯 税	6 652	0.2	4 578	0.1	2 074	0.2	45.3
事 業 所 税	22 149	0.5	—	—	22 149	2.4	皆増
都 市 計 画 税	186 862	4.3	175 895	5.2	10 967	1.2	6.2
水利地益税及び共同施 設税等	247	0.0	278	0.0 [△]	31 [△]	0.0 [△]	11.2
合 計	4 310 941	100.0	3 369 886	100.0	941 055	100.0	27.9

第132表 地方交付

その1 算定基礎

区 分		昭 和 50 年 度		
		当 初	補 正	最 終 (a)
国 税 三 税	所 得 税	6 605 000	△ 1 184 000	5 421 000
	法 人 税	6 141 000	△ 2 132 000	4 009 000
	酒 税	1 031 000	△ 123 000	908 000
	計 (A)	13 777 000	△ 3 439 000	10 338 000
	法 定 繰 入 率 (%) (B)	32.0	32.0	32.0
	(A)×(B)	4 408 640	△ 1 100 480	3 308 160
地 方 交 付 税	精 算 分	—	—	—
	49 年 度 特 例 措 置 分	—	—	—
	計 (C)	4 408 640	△ 1 100 480	3 308 160
	臨 時 地 方 特 別 交 付 金 (D)	—	22 000	22 000
	臨 時 沖 繩 特 別 交 付 金 (E)	20 900	—	20 900
	借 入 金 (F)	—	1 119 980	1 119 980
	返 還 金 (G)	12	—	12
	合 計 (C)+(D)+(E)+(F)+(G)	4 429 552	41 500	4 471 052

税 の 状 況

(単位 百万円・%)

昭 和 49 年 度		比 較	
当 初	最 終 (b)	増 減 額 (a)-(b) (c)	増 減 率 (c)/(b)×100
4 759 000	5 542 000	△ 121 000	△ 2.2
4 928 000	5 755 000	△ 1 746 000	△ 30.3
885 000	885 000	23 000	2.6
10 572 000	12 182 000	△ 1 844 000	△ 15.1
32.0	32.0	—	—
3 383 040	3 898 240	△ 590 080	△ 15.1
167 207	436 297	△ 436 297	皆 減
△ 167 960	△ 167 960	167 960	—
3 382 287	4 166 577	△ 858 417	△ 20.6
—	—	22 000	皆 増
32 100	32 100	△ 11 200	△ 34.9
—	—	1 119 980	皆 増
10	10	2	20.0
3 414 397	4 198 687	272 365	6.5

第132表 地方交付

その2 普通交付税算定状況(昭和50年度)

区 分	基 準 財 政 需 要 額			基 準
	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体
都 道 府 県	4 715 674	1 155 424	5 871 098	2 394 049
市 町 村	4 312 207	(517 796) 869 856	(517 796) 5 182 064	2 421 221
大 都 市	818 685	(517 796) 517 796	(517 796) 1 336 481	643 165
都 市	2 001 699	325 275	2 326 975	1 320 798
町 村	1 491 823	26 785	1 518 608	457 258
合 計	9 027 881	(517 796) 2 025 280	(517 796) 11 053 162	4 815 270

注1 本表の額は再算定後の数値である。

2 市町村分については、一般算定団体と合併算定替団体とを単純に合算したも

3 特別区については、単独では財源不足となるが、地方交付税法第21条(都
過団体として算入し、()内書きとした。

その3 交付状況

区 分	昭 和 50 年 度		
	普 通 交 付 税	特 別 交 付 税	計
道 府 県	2 316 488	75 730	2 392 218
市 町 村	1 886 290	192 543	2 078 833
大 都 市	174 628	9 597	184 225
都 市	678 722	85 664	764 386
町 村	1 032 940	97 282	1 130 222
合 計	4 202 779	268 273	4 471 052

税 の 状 況 (つづき)

(単位 百万円・%)

財 政 収 入 額		財源超過額	財源不足額	普 通 交 付 税	
財源超過団体	計			交 付 額	構 成 比
1 312 103	3 706 152	156 679	2 321 625	2 316 488	55.1
(478 411)	(478 411)	(△ 39 386)			
902 060	3 323 281	32 203	1 890 986	1 886 290	44.9
(478 411)	(478 411)	(△ 39 386)			
478 411	1 121 576	△ 39 386	175 520	174 628	4.2
386 471	1 707 269	61 196	680 901	678 722	16.1
37 178	494 436	10 393	1 034 565	1 032 940	24.6
(478 411)	(478 411)	(△ 39 386)			
2 214 163	7 029 433	188 883	4 212 611	4 202 779	100.0

のである。

等の特例)の規定に基づき、東京都分と合算した場合財源超過となるので財源超

(単位 百万円・%)

昭 和 49 年 度			比 較	
普通交付税	特別交付税	計	増 減 額	増 減 率
2 097 502	73 137	2 170 639	221 579	10.2
1 858 421	169 627	2 028 048	50 785	2.5
178 567	8 871	187 438	△ 3 213	△ 1.7
715 462	75 803	791 265	△ 26 879	△ 3.4
964 391	84 953	1 049 344	80 878	7.7
3 955 923	242 764	4 198 687	272 365	6.5

債 計 画

(単位 億円)

画 公 募	昭和50年度修正後計画			昭和49年度最終計画			比較増減 (A)-(B)
	総額(A)	政府資金	公 募	総額(B)	政府資金	公 募	
257	12 144	8 322	3 822	8 679	5 963	2 716	3 465
229	2 161	1 315	846	1 067	525	542	1 094
—	2 960	1 694	1 266	2 719	1 577	1 142	241
28	891	863	28	382	382	—	509
—	1 993	1 915	78	1 550	1 447	103	443
—	20	10	10	20	10	10	0
—	1 830	785	1 045	930	627	303	900
—	975	975	—	810	810	—	165
—	550	550	—	390	390	—	160
—	284	110	174	299	149	150	△ 15
—	480	105	375	512	46	466	△ 32
(—)	(145)	(—)	(145)	(120)	(—)	(120)	(25)
318	6 372	3 287	3 085	4 204	1 864	2 340	2 168
—	390	234	156	350	219	131	40
318	4 058	3 053	1 005	2 125	1 645	480	1 933
—	1 924	—	1 924	1 729	—	1 729	195
(—)	(145)	(—)	(145)	(120)	(—)	(120)	(25)
905	9 624	3 811	5 813	7 282	3 702	3 580	2 342
—	130	78	52	100	62	38	30
867	6 410	2 763	3 647	4 500	2 651	1 849	1 910
35	538	186	352	450	150	300	88
—	1 750	539	1 211	1 650	668	982	100
—	125	63	62	100	49	51	25
3	134	—	134	135	—	135	△ 1
—	537	182	355	347	122	225	190
—	3 253	3 253	—	2 469	2 469	—	784
—	237	237	—	200	200	—	37
—	690	690	—	520	520	—	170
—	920	920	—	710	710	—	210
—	1 060	1 060	—	806	806	—	254
—	296	296	—	190	190	—	106
—	50	50	—	43	43	—	7
(—)	((1 281))	((1 281))	((—))	((1 351))	((1 351))	((—))	((△70))
(—)	(145)	(—)	(145)	(120)	(—)	(120)	(25)
1 480	31 393	18 673	12 720	22 634	13 998	8 636	8 759
—	10	—	10	30	—	30	△ 20
—	—	—	—	79	—	79	△ 79
—	127	127	—	102	102	—	25
—	—	—	—	545	—	545	△ 545
8 632	10 632	2 000	8 632	—	—	—	10 632
(—)	(145)	(—)	(145)	(120)	(—)	(120)	(25)
10 112	42 162	20 800	21 362	23 390	14 100	9 290	18 772

業金融公庫から委託を受けて融資するものであり、外書きである。
業、準公営企業債の下水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている年金資

第134表 予

算

その1 歳入

区 分	昭 和 50 年			合 計	
	都 道 府 県	市 町 村			
地 方 税	4 922 386	36.0	3 681 522	30.1	8 603 908
地 方 譲 与 税	141 571	1.0	78 320	0.6	219 891
地 方 交 付 税	2 232 604	16.3	2 003 851	16.4	4 236 455
娯楽施設利用税交付金	—	—	17 533	0.1	17 533
軽油引取税交付金	—	—	14 321	0.1	14 321
自動車取得税交付金	—	—	91 887	0.8	91 887
小 計	7 296 561	53.3	5 887 434	48.1	13 183 995
国 庫 支 出 金	3 638 508	26.6	1 836 592	15.0	5 475 100
地 方 債	894 008	6.5	1 284 883	10.5	2 178 891
そ の 他	1 861 161	13.6	3 220 749	26.4	5 081 910
合 計	13 690 238	100.0	12 229 658	100.0	25 919 896

- (注) 1 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び交通安全
2 この数値は、各年度の9月末現在のものである(その2において同じ。)

その2 歳出(性質別)

区 分	昭 和 50 年			合 計	
	都 道 府 県	市 町 村			
人 件 費	5 651 124	41.3	3 239 529	26.5	8 890 653
物 件 費	516 324	3.8	1 135 707	9.3	1 652 031
維 持 補 修 費	109 797	0.8	177 679	1.5	287 476
扶 助 費	581 190	4.2	1 237 633	10.1	1 818 823
補 助 費 等	1 203 268	8.8	809 565	6.6	2 012 833
普 通 建 設 事 業 費	3 610 265	26.4	3 870 464	31.6	7 480 729
災 害 復 旧 事 業 費	307 611	2.2	157 198	1.3	464 809
失 業 対 策 事 業 費	51 139	0.4	104 021	0.9	155 160
そ の 他	1 659 520	12.1	1 497 862	12.2	3 157 382
合 計	13 690 238	100.0	12 229 658	100.0	25 919 896

の 状 況

(単位 百万円・%)

度 額	昭 和 49 年 度 合 計 額		比 較			
			増 減 額	増減率	前年度 増減率	
33.2	7 294 642	33.4	1 309 266	32.0	17.9	21.4
0.8	194 313	0.9	25 578	0.6	13.2	12.4
16.3	3 233 001	14.8	1 003 454	24.5	31.0	13.9
0.1	12 500	0.1	5 033	0.1	40.3	57.4
0.1	17 805	0.1	3 484	0.1	19.6	5.1
0.4	81 491	0.4	10 396	0.3	12.8	31.4
50.9	10 833 752	49.6	2 350 243	57.5	21.7	18.9
21.1	4 558 662	20.9	916 438	22.4	20.1	13.5
8.4	1 952 584	8.9	226 307	5.5	11.6	3.4
19.6	4 484 693	20.6	597 217	14.6	13.3	25.6
100.0	21 829 691	100.0	4 090 205	100.0	18.7	17.5

対策特別交付金を含む。

(単位 百万円・%)

度 額	昭 和 49 年 度 合 計 額		比 較			
			増 減 額	増減率	前年度 増減率	
34.3	6 544 232	30.0	2 346 421	57.4	35.9	20.1
6.4	1 381 523	6.3	270 508	6.6	19.6	26.9
1.1	263 482	1.2	23 994	0.6	9.1	15.9
7.0	1 415 545	6.5	403 278	9.9	28.5	27.3
7.8	1 629 381	7.5	383 452	9.4	23.5	24.4
28.9	7 360 374	33.7	120 355	2.9	1.6	8.5
1.8	371 633	1.7	93 176	2.3	25.1	2.9
0.6	131 780	0.6	23 380	0.6	17.7	20.7
12.1	2 731 741	12.5	425 641	10.3	15.6	28.7
100.0	21 829 691	100.0	4 090 205	100.0	18.7	17.5

第135表 昭和50年度

区	分	計 画 額(修正後)		
		総 額	政府資金	公 募
一	一般會計	12 144	8 322	3 822
1	一般公共事業	2 161	1 315	846
2	公営住宅建設	2 960	1 694	1 266
3	災害復旧事業	891	863	28
4	義務教育施設整備	1 993	1 915	78
5	産業廃棄物処理	20	10	10
6	一般単独事業	1 830	785	1 045
7	辺地及び過疎対策	975	975	—
8	同和対策事業	550	550	—
9	新産業都市等建設	284	110	174
10	公共用地先取	480	105	375
		(145)	(—)	(145)
二	準公営企業	6 372	3 287	3 085
1	港湾水道事業	390	234	156
2	下水道事業	4 058	3 053	1 005
3	地域開発事業	1 924	—	1 924
4	公有林整備・草地開発	(145)	(—)	(145)
三	公営企業	9 624	3 811	5 813
1	電気事業	130	78	52
2	上下水道事業	6 410	2 763	3 647
3	工業用水事業	538	186	352
4	都市高速鉄道事業	1 750	539	1 211
5	一般交通事業	125	63	62
6	有料道路事業	134	—	134
7	市場、ガス、観光等	537	182	355
四	特別地方	3 253	3 253	—
1	住宅院事業	237	237	—
2	病厚生福祉施設整備	690	690	—
3	一般廃棄物処理	920	920	—
4	簡易水道整備	1 060	1 060	—
5	と畜場整備	296	296	—
6		50	50	—
	合 計	(145)	(—)	(145)
		31 393	18 673	12 720
五	公営企業借換債	10	—	10
六	特別転貸債	127	127	—
七	特例地方債	10 632	2 000	8 632
	総 計	(145)	(—)	(145)
		42 162	20 800	21 362

(註) 水田債に係る許可予定額は含んでいない。

地方債許可状況

(単位 億円)

許		可		額 (昭和51年1月31日現在)	
総	額	政府資金	公	募	交付公債
	11 690	5 928		5 626	136
	2 035	988		1 047	—
	2 279	1 324		955	—
	501	501		—	—
	1 516	1 242		274	—
	60	—		60	—
	2 763	755		2 008	—
	971	971		—	—
	147	147		—	—
	—	—		—	—
	1 418	—		1 282	136
	(133)	(—)		(133)	(—)
	6 582	3 260		3 285	37
	262	184		78	—
	4 551	3 076		1 475	—
	1 769	—		1 732	37
	(133)	(—)		(133)	(—)
	8 826	3 701		5 125	—
	102	61		41	—
	5 689	2 796		2 893	—
	275	95		180	—
	2 011	539		1 472	—
	111	63		48	—
	107	—		107	—
	531	147		384	—
	2 955	2 583		372	—
	165	165		—	—
	953	690		263	—
	710	640		70	—
	837	802		35	—
	251	251		—	—
	39	35		4	—
	(133)	(—)		(133)	(—)
	30 053	15 472		14 408	173
	—	—		—	—
	130	130		—	—
	—	—		—	—
	(133)	(—)		(133)	(—)
	30 183	15 602		14 408	173

第136表 地方財

その1 歳入

(単位 億円・%)

区 分	昭和51年度	昭和50年度	増 減 額	増 減 率
地 方 税	88 830	88 850	△ 20	△ 0.0
普 通 税	81 485	82 811	△ 1 326	△ 1.6
目 的 税	7 345	6 039	1 306	21.6
地 方 譲 与 税	2 952	2 322	630	27.1
地 方 道 路 譲 与 税	1 770	1 430	340	23.8
石 油 ガ ス 譲 与 税	140	120	20	16.7
航 空 機 燃 料 譲 与 税	34	33	1	3.0
自 動 車 重 量 譲 与 税	920	627	293	46.7
特 別 と ん 譲 与 税	88	112	△ 24	△ 21.4
地 方 交 付 税	51 874	44 296	7 578	17.1
国 庫 支 出 金	64 626	55 367	9 259	16.7
義務教育職員給与費国庫負担金	14 450	12 825	1 625	12.7
その他普通補助負担金等	22 156	18 689	3 467	18.6
生活保護費負担金	6 319	5 336	983	18.4
児童保護費負担金	2 978	2 444	534	21.8
老人保護費負担金	971	783	188	24.0
老人医療費負担金	1 771	1 405	366	26.0
精神衛生費負担金	857	849	8	0.9
その他の補助負担金等	9 260	7 872	1 388	17.6
公共事業費補助負担金	26 333	22 266	4 067	18.3
普通建設事業費補助負担金	23 255	20 062	3 193	15.9
災害復旧事業費補助負担金	3 078	2 204	874	39.7
失業対策事業費負担金	758	701	57	8.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	105	86	19	22.1
施設等所在市町村調整交付金	36	32	4	12.5
交通安全対策特別交付金	498	496	2	0.4
電源開発促進対策交付金	240	242	△ 2	△ 0.8
特定防衛施設周辺整備調整交付金	50	30	20	66.7
地 方 債	29 169	12 748	16 421	128.8
使 用 料 及 び 手 数 料	3 304	2 376	928	39.1
雑 収 入	11 840	9 629	2 211	23.0
歳 入 合 計	252 595	215 588	37 007	17.2

政 計 画

その2 歳 出

(単位 億円・%)

区 分	昭和51年度	昭和50年度	増 減 額	増 減 率
給 与 関 係 経 費	87 169	74 813	12 356	16.5
給 与 関 係 職 員 費	85 716	73 674	12 042	16.3
警 務 教 育 職 員 費	29 899	26 784	3 115	11.6
一 般 職 員 及 義 務 制 以 外 職 員 並 び に 特 別 職 等 費	8 976	7 876	1 100	14.0
恩 給	46 841	39 014	7 827	20.1
一 般 行 政 経 費	1 453	1 139	314	27.6
一 般 行 政 経 費	55 330	48 419	6 911	14.3
国庫補助負担金を伴うもの	28 834	24 410	4 424	18.1
児童生活老人老精その他	7 911	6 682	1 229	18.4
児童生活老人老精その他	3 783	3 103	680	21.9
児童生活老人老精その他	1 236	998	238	23.8
児童生活老人老精その他	2 657	2 107	550	26.1
児童生活老人老精その他	1 096	1 081	15	1.4
国庫補助負担金を伴わないもの	12 151	10 439	1 712	16.4
国庫補助負担金を伴わないもの	26 496	24 009	2 487	10.4
公 維 投	13 997	9 664	4 333	44.8
持 債 修 費	4 110	3 866	244	6.3
直 轄 事 業 負 担 金 費	84 753	70 778	13 975	19.7
直 轄 事 業 費	2 458	2 156	302	14.0
直 轄 事 業 費	43 219	36 212	7 007	19.3
直 轄 事 業 費	39 308	33 383	5 925	17.7
直 轄 事 業 費	3 911	2 829	1 082	38.2
直 轄 事 業 費	1 128	1 043	85	8.1
直 轄 事 業 費	15 800	14 029	1 771	12.6
直 轄 事 業 費	15 485	13 757	1 728	12.6
直 轄 事 業 費	315	272	43	15.8
直 轄 事 業 費	22 148	17 338	4 810	27.7
直 轄 事 業 費	11 216	9 632	1 584	16.4
直 轄 事 業 費	7 349	6 123	1 226	20.0
直 轄 事 業 費	1 583	1 583	0	—
直 轄 事 業 費	2 000	—	2 000	皆増
臨 時 土 地 對 策 費	—	1 050	△ 1 050	皆減
臨 時 土 地 對 策 費	4 836	4 098	738	18.0
臨 時 土 地 對 策 費	3 115	2 385	730	30.6
臨 時 土 地 對 策 費	1 721	1 713	8	0.5
地方交付税の交付に要する経費	2 400	2 900	△ 500	△ 17.2
歳 出 合 計	252 595	215 588	37 007	17.2

第137表 地 方 税 収

税 目	昭 和 50 年 度 当 初 見 込 額 (A)	昭	
		(A)に対する自 然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)
(A) 道 府 県 税			
(I) 普 通 税			
1 道 府 県 民 税	11 099	207	11 306
{ 個 人 均 等 割	40	▲ 5	35
{ 法 人 均 等 割	10	0	10
{ 所 得 割	7 638	971	8 609
{ 法 人 税 割	3 411	▲ 759	2 652
2 事 業 税	20 627	▲ 4 346	16 281
{ 個 人	620	▲ 70	550
{ 法 人	20 007	▲ 4 276	15 731
3 不 動 産 取 得 税	1 963	▲ 44	1 919
4 道 府 県 た ば こ 消 費 税	1 339	69	1 408
5 娛 楽 施 設 利 用 税	584	▲ 45	539
6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2 753	80	2 833
7 自 動 車 税	3 434	396	3 830
8 鉱 区 税	6	0	6
9 狩 猟 免 許 税	17	0	17
10 法 定 外 普 通 税	2	0	2
11 固 定 資 産 税 (特 例)	37	▲ 4	33
普 通 税 計	41 861	▲ 3 687	38 174
(II) 目 的 税			
1 自 動 車 取 得 税	1 747	53	1 800
2 軽 油 引 取 税	2 120	▲ 119	2 001
3 入 猟 税	13	1	14
目 的 税 計	3 880	▲ 65	3 815
道 府 県 税 計	45 741	▲ 3 752	41 989
(B) 市 町 村 税			
(I) 普 通 税			
1 市 町 村 民 税	21 366	755	22 121

入 見 込 状 況

(単位 億円・%)

和		51 年 度		増 減 率	
税制改正による 増減収額 (D)	改正法による収 入見込額 (C)+(D) (E)	(A)に対する増減 収額 (E)-(A) (F)		(E)/(A)×100	
△ 639	10 667	△ 432		96.1	
△ 62	97	57		242.5	
16	26	16		260.0	
△ 724	7 885	247		103.2	
7	2 659	△ 752		78.0	
△ 17	16 264	△ 4 363		78.8	
△ 57	493	△ 127		79.5	
40	15 771	△ 4 236		78.8	
△ 216	1 703	△ 260		86.8	
—	1 408	69		105.2	
—	539	△ 45		92.3	
—	2 833	80		102.9	
972	4 802	1 368		139.8	
—	6	0		100.0	
—	17	0		100.0	
—	2	0		100.0	
△ 2	31	△ 6		83.8	
98	36 272	△ 3 589		91.4	
—	1 800	53		103.0	
539	2 540	420		119.8	
—	14	1		107.7	
539	4 354	474		112.2	
637	42 626	△ 3 115		93.2	
△ 1 011	21 110	△ 256		98.8	

第137表 地方税収入

税目	昭和50年度 当初見込額 (A)	昭		
		(A)に対する自 然増減収額 (B)	現行法による 収入見込額 (A)+(B) (C)	
個人均等割	151	-	17	134
法人均等割	47		1	48
所得割	13 391		2 441	15 832
法人税割	7 777	-	1 670	6 107
2 固定資産税	14 591		2 348	16 939
土地	6 238		994	7 232
家屋	4 485		898	5 383
償却資産	3 295		365	3 660
純固定資産税小計	14 018		2 257	16 275
交付金	126		16	142
納付金	447		75	522
交納付金小計	573		91	664
3 軽自動車税	291	-	27	264
4 市町村たばこ消費税	2 353		121	2 474
5 電気税	1 299		17	1 316
6 ガス税	98		8	106
7 鉱産税	21		3	24
8 木材引取税	32	-	5	27
9 特別土地保有税	856	-	51	805
10 市町村法定外普通税	43		0	43
普通税計	40 950		3 169	44 119
(II) 目的税				
1 入湯税	67		0	67
2 事業所税	221		521	742
3 都市計画税	1 869		263	2 132
4 水利地益税等	2		0	2
目的税計	2 159		784	2 943
市町村税計	43 109		3 953	47 062
地方税合計	88 850		201	89 051
道府県税	45 741	-	3 752	41 989
市町村税	43 109		3 953	47 062
合計	88 850		201	89 051

見込状況(つづき)

(単位 億円・%)

和 51 年 度			増 減 率 (E)/(A)×100	
税制改正による 増減収額 (D)	改正法による収 入見込額 (C)+(D) (E)	(A)に対する増減 収額 (E)-(A) (F)		
	243	377	226	249.7
	73	121	74	257.4
△	1 345	14 487	1 096	108.2
	18	6 125	△ 1 652	78.8
	44	16 983	2 392	116.4
	31	7 263	1 025	116.4
	1	5 384	899	120.0
	12	3 672	377	111.4
	44	16 319	2 301	116.4
—	—	142	16	112.7
—	—	522	75	116.8
—	—	664	91	115.9
	75	339	48	116.5
—	—	2 474	121	105.2
	0	1 316	17	101.3
△	6	100	2	102.0
—	—	24	3	114.3
—	—	27	△ 5	84.4
	8	797	△ 59	93.1
—	—	43	0	100.0
	906	43 213	2 263	105.5
—	—	67	0	100.0
	47	789	568	357.0
	1	2 133	264	114.1
—	—	2	0	100.0
	48	2 991	832	138.5
△	858	46 204	3 095	107.2
	637	42 626	△ 3 115	93.2
△	858	46 204	3 095	107.2
△	221	88 830	△ 20	100.0

第138表 地方交付税

区 分	昭和51年度 (a)	昭和50年	
		当 初 (b)	補 正
国 税 三 税 (A)	12 080 000	13 777 000	△ 3 439 000
所 得 税	6 401 000	6 605 000	△ 1 184 000
法 人 税	4 608 000	6 141 000	△ 2 132 000
酒 税	1 071 000	1 031 000	△ 123 000
地 方 交 付 税 (B)	3 809 656	4 408 640	△ 1 100 480
(A) × 32.0%	3 865 600	4 408 640	△ 1 100 480
49年度精算額	△ 55 944	—	—
臨時地方特例交付金 (C)	63 600	—	22 000
特別会計借入金 (D)	1 314 100	—	1 119 980
臨時沖縄特別交付金 (E)	—	20 900	—
返 還 金 (F)	44	12	—
合 計 (B)+(C)+(D)+ (E)+(F)	5 187 400	4 429 552	41 500

第139表 地 方

区 分	昭和51年度	昭和50年度	増減額	区 分	昭和51年度	昭和50年度	増減額
一 般 会 計 債				下 水 道 事 業	3 997	3 450	547
一 般 公 共 事 業	7 042	1 225	5 817	地 域 開 発 事 業	2 208	1 924	284
公 営 住 宅 建 設 事 業	3 332	2 960	372	臨 海 土 地 造 成 事 業	1 018	885	133
災 害 復 旧 事 業	751	561	190	内 陸 工 業 用 地 等 造 成 事 業	270	235	35
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	2 850	1 964	886	流 通 業 務 団 地 造 成 事 業	107	89	18
産 業 廃 棄 物 処 理 事 業	20	20	—	都 市 開 発 事 業	500	430	70
一 般 単 独 事 業	4 300	1 665	2 635	住 宅 用 地 造 成 事 業	313	285	28
辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	1 090	975	115	公 有 林 整 備 事 業 ・ 草 地 開 発 事 業	(200)	(145)	(55)
同 和 対 策 事 業	750	550	200	計	(200)	(145)	(55)
新 産 業 都 市 等 建 設 事 業	260	284	△ 24	公 営 企 業 債			
公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	200	480	△ 280	電 気 事 業	70	130	△ 60
調 整	1 329	—	1 329	上 水 道 事 業	7 150	5 410	1 740
計	21 924	10 684	11 240	工 業 用 水 道 事 業	490	480	10
準 公 営 企 業 債				都 市 高 速 鉄 道 事 業	2 080	1 750	330
港 湾 整 備 事 業	430	390	40				

- (注) 1 公有林整備事業及び草地開発事業の()書きは、公営企業金融公庫が農林漁
 2 特別地方債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、下水道事業及び上水道事
 水道事業及び公営企業債の上水道事業に含まれている厚生年金資金及び国民年
 3 特別地方債のうち、厚生福祉施設整備事業の社会福祉施設等及び一般廃棄物
 4 昭和50年度の一般公共事業には、一般単独事業(公園緑地事業)分165億円
 入る。

の 算 定 基 礎

(単位 百万円・%)

度 最 終 (c)	比 較		増 減 率		
	対前年度当初 (a)-(b)	対前年度最終 (d)	対前年度当初 (a)-(c)	対前年度最終 (e)	
10 338 000	△ 1 697 000		1 742 000	△ 12.3	16.9
5 421 000	△ 204 000		980 000	△ 3.1	18.1
4 009 000	△ 1 533 000		599 000	△ 25.0	14.9
908 000	40 000		163 000	3.9	18.0
3 308 160	△ 598 984		501 496	△ 13.6	15.2
3 308 160	△ 543 040		557 440	△ 12.3	16.9
—	△ 55 944	△	55 944	—	—
22 000	63 600		41 600	皆増	189.1
1 119 980	1 314 100		194 120	皆増	17.3
20 900	△ 20 900	△	20 900	皆減	皆減
12	32		32	266.7	266.7
4 471 052	757 848		716 348	17.1	16.0

債 計 画

(単位 億円)

区 分	昭和51年	昭和50年	増減額	区 分	昭和51年	昭和50年	増減額
一般交通事業	155	125	30	簡易水道事業	330	270	60
有料道路事業	142	131	11	と畜場整備事業	60	50	10
市場・ガス・観光等事業	594	537	57	小計	4 160	3 207	953
市場事業	434	411	23	産業廃棄物処理事業(再掲)	10	10	—
ガス事業	90	65	25	同和対策事業(再掲)	600	440	160
駐車場整備事業	60	53	7	下水道事業(一般分再掲)	678	335	343
観光その他事業	10	8	2	上水道事業(再掲)	216	496	△ 280
計	10 681	8 563	2 118	計	5 664	4 488	1 176
特別地方債				合 計	(200)	(145)	(55)
住宅事業	247	237	10	公 営 企 業 借 換 債	10	10	—
病院事業	920	690	230	特 別 財 政 策 債	100	122	△ 22
厚生福祉施設整備事業	1 178	910	268	財 政 対 策 債	4 500	—	4 500
社会福祉施設等	948	700	248	計	(200)	(145)	(55)
レクリエーション・スポーツ施設	230	210	20	総 計	48 010	28 350	19 660
一般廃棄物処理事業	1 425	1 050	375				

業金融公庫から委託を受けて融資するものであって、外書きである。
 業の再掲額は、一般会計債の産業廃棄物処理事業、同和対策事業、準公営企業債の下
 金資金分である。
 処理事業については、それぞれ128億円及び185億円の民間等資金を含んでいる。
 を含んでおり、一般単独事業(一般事業)には、計画組入れ分500億円を含んでい

第140表 主要経済指標及び

その1 国民総生産等

区 分	昭和 39年度	40	41	42	43
国民総生産	296 619	328 137	384 186	452 967	532 882
国民所得	233 904	261 169	305 035	362 092	428 487
政府財貨サービス購入	53 280	61 761	70 677	81 585	92 917
うち地方財政財貨サービス 購入	27 248	30 786	35 217	39 883	46 738
国内総固定資本形成のうち民間分	70 356	68 956	84 677	108 815	133 886
うち企業設備	54 670	50 125	62 856	80 818	100 309
鉱工業生産指数 (昭45=100、歴年)	46.8	48.6	55.0	65.7	75.8
消費者物価指数 (昭45=100、歴年、全国分)	71.9	76.7	80.6	83.8	88.2
卸売物価指数 (昭45=100、歴年)	89.2	89.8	92.0	93.7	94.5

(注) 鉱工業生産指数は通商産業省調、消費者物価指数は総理府調、卸売物価指数は

区 分	増 減 率									
	39	40	41	42	43	44	45	46	47	
国民総生産	15.9	10.6	17.1	17.9	17.6	16.8	17.3	11.7	16.1	
国民所得	13.4	11.7	16.8	18.7	18.3	16.3	18.7	11.4	15.8	
政府財貨サービス購入	15.8	15.9	14.4	15.4	13.9	11.5	17.9	21.1	21.1	
うち地方財政財貨 サービス購入	18.0	13.0	14.4	13.2	17.2	18.7	23.9	22.8	18.2	
国内総固定資本形成 のうち民間分	18.8	△ 2.0	22.8	28.5	23.0	27.2	13.4	4.1	18.1	
うち企業設備	17.1	△ 8.3	25.4	28.6	24.1	28.1	12.8	2.9	12.2	
鉱工業生産指数 (歴年)	15.8	3.8	13.2	19.5	15.4	16.0	13.8	2.6	7.3	
消費者物価指数 (歴年、全国分)	3.9	6.7	5.1	4.0	5.3	5.3	7.6	6.1	4.5	
卸売物価指数 (歴年)	0.2	0.7	2.4	1.8	0.9	2.1	3.6	△ 0.8	0.8	

地方財政計画等の推移

(単位 億円・%)

44	45	46	47	48	49
622 599	730 461	815 770	947 294	1 156 045	1 363 393
498 159	591 410	658 982	763 099	918 354	1 127 569
103 648	122 169	147 981	179 203	210 058	270 911
55 498	68 771	84 479	99 818	121 587	157 206
170 338	193 230	201 237	237 618	322 655	324 873
128 447	144 945	149 084	167 235	223 873	228 203
87.9	100.0	102.6	110.1	127.3	123.3
92.9	100.0	106.1	110.9	123.9	154.2
96.5	100.0	99.2	100.0	115.9	152.2

日本銀行調、その他は経済企画庁調による。

		指 数										
48	49	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
22.0	17.9	100	111	130	153	180	210	246	275	319	390	460
20.3	22.8	100	112	130	155	183	213	253	282	326	393	482
17.2	29.0	100	116	133	153	174	195	229	278	336	394	508
21.8	29.3	100	113	129	146	172	204	252	310	366	446	577
35.3	0.7	100	98	120	155	190	242	275	286	338	459	462
33.9	1.9	100	92	115	148	183	235	265	273	306	409	417
15.6	△3.1	100	104	118	140	162	188	214	219	235	272	263
11.7	24.5	100	107	112	117	123	129	139	148	154	172	214
15.9	31.3	100	101	103	105	106	108	112	111	112	130	171

第140表 主要経済指標及び

その2 予算及び地方財政計画等(当初)

区 分	昭和39年度	40	41	42	43
国の一般会計	3 255 438	3 658 080	4 314 270	4 950 910	5 818 598
財政投融资計画	1 340 200	1 620 600	2 027 300	2 388 400	2 699 000
地方財政計画	3 138 127	3 612 149	4 134 800	4 771 400	5 605 100
うち 給与費	1 095 339	1 277 289	1 435 400	1 616 600	1 865 000
	1 133 900	1 296 300	1 545 400	1 790 000	2 000 600
	1 001 300	1 150 584	1 369 400	1 617 700	1 812 500
うち普通建設事業費	(1 700)	(2 100)	(2 600)	(3 500)	(4 000)
地方債計画	398 400	484 900	670 700	660 900	677 300

(注) ()書は、公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公

区 分	増 減							
	39	40	41	42	43	44	45	46
国の一般会計	14.2	12.4	17.9	14.8	17.5	15.8	18.0	18.4
財政投融资計画	20.8	20.9	25.1	17.8	19.0	14.0	16.3	19.6
地方財政計画	19.2	15.2	14.5	15.4	17.5	18.5	22.3	19.6
うち 給与費	14.5	16.6	12.4	12.6	15.4	15.4	14.9	18.7
	24.0	14.3	19.2	15.8	11.8	22.6	23.9	20.4
	27.6	14.9	19.0	18.1	12.0	25.4	25.6	21.9
地方債計画	26.5	21.7	38.3	1.5	2.5	15.9	15.7	19.6

地方財政計画等の推移(つづき)

(単位 百万円・%)

44	45	46	47	48	49
6 739 574	7 949 764	9 414 315	11 467 681	14 284 073	17 099 430
3 077 000	3 579 900	4 280 400	5 635 000	6 924 800	7 923 400
6 639 700	8 123 300	9 717 200	11 749 800	14 551 000	17 375 300
2 153 100	2 473 400	2 935 400	3 462 700	4 003 000	4 941 300
2 453 000	3 040 300	3 661 300	4 602 100	5 963 600	6 361 700
2 272 600	2 854 200	3 478 600	4 336 800	5 544 600	6 043 400
(4 400) 785 200	(4 600) 908 200	(4 900) 1 086 000	(8 000) 1 727 800	(10 300) 2 253 000	(12 000) 2 339 000

共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって外書きである。

率			指 数										
47	48	49	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
21.8	24.6	19.7	100	112	133	152	179	207	244	289	352	439	525
31.6	22.9	14.4	100	121	151	178	201	230	267	319	420	517	591
20.9	23.8	19.4	100	115	132	152	179	212	259	310	374	464	554
18.0	15.6	23.4	100	117	131	148	170	197	226	268	316	365	451
25.7	29.6	6.7	100	114	136	158	176	216	268	323	406	526	561
24.7	27.9	9.0	100	115	137	162	181	227	285	347	433	554	604
59.1	30.4	3.8	100	122	168	166	170	197	228	273	434	566	587

第 140 表 主要経済指標及び

その 3 決算額(総括)

区 分	昭 和 39 年 度	40	41	42	43
国の一般会計歳入	3 446 768	3 773 097	4 552 146	5 299 446	6 059 873
国 税	3 159 246	3 279 652	3 663 006	4 396 804	5 323 848
うち法人税	975 389	927 120	1 031 698	1 307 966	1 591 884
国の一般会計歳出	3 310 969	3 723 017	4 459 196	5 113 035	5 937 082
普通会計歳入	3 910 921	4 478 036	5 177 746	5 926 311	6 958 874
一般財源	2 109 212	2 342 670	2 651 572	3 177 698	3 785 222
地方 税	1 399 598	1 549 421	1 768 587	2 149 522	2 580 128
普通会計歳出	3 821 968	4 365 140	5 026 177	5 725 497	6 729 574
義務的経費	1 732 327	2 001 146	2 256 147	2 575 041	2 973 338
人 件 費	1 394 003	1 602 453	1 788 730	2 030 312	2 308 101
投資的経費	1 343 724	1 532 915	1 803 629	2 026 549	2 434 083
普通建設事業費	1 149 499	1 318 987	1 566 137	1 784 456	2 194 570
国と地方の歳出純計	5 575 782	6 301 206	7 439 024	8 544 846	9 960 591
うち 租 税	4 558 844	4 829 073	5 431 594	6 546 326	7 903 976

区 分	増 減 率								
	39	40	41	42	43	44	45	46	47
国の一般会計歳入	6.7	9.5	20.6	16.4	14.8	17.3	19.0	17.9	28.8
国 税	15.7	8.8	11.7	20.0	21.1	21.8	20.4	8.6	28.2
うち法人税	18.0 [△]	4.9	11.8	26.8	21.7	26.2	27.8 [△]	0.4	17.0
国の一般会計歳出	8.8	12.4	19.8	14.7	16.1	16.5	18.4	16.8	24.8
普通会計歳入	15.1	14.5	15.6	14.5	17.4	19.3	21.7	20.5	28.9
一般財源	15.8	11.1	18.2	19.8	19.1	22.7	21.8	14.2	19.5
地方 税	15.4	10.7	14.1	21.5	20.0	19.8	21.4	12.9	18.1
普通会計歳出	15.5	14.2	15.1	18.9	17.5	19.4	22.2	21.8	22.7
義務的経費	15.9	15.5	12.7	14.1	15.5	14.7	19.7	18.2	28.5
人 件 費	16.5	15.0	11.6	18.5	18.7	16.2	19.6	18.5	19.7
投資的経費	15.8	14.1	17.7	12.4	20.1	19.3	25.6	26.8	24.5
普通建設事業費	18.5	14.7	18.7	18.9	23.0	21.8	27.7	27.7	22.2
国と地方の歳出純計	12.4	18.0	18.1	14.9	16.6	18.8	20.9	19.5	28.0
うち 租 税	15.6	5.9	12.5	20.5	20.7	20.8	20.7	10.0	21.5

地方財政計画等の推移 (つづき)

(単位 百万円・%)

44	45	46	47	48	49
7 109 267	8 459 181	9 970 859	12 793 873	16 761 978	20 379 123
6 455 384	7 775 386	8 443 932	10 400 568	14 047 883	15 754 411
2 008 713	2 567 168	2 556 453	2 992 223	4 517 969	5 816 117
6 917 838	8 187 697	9 561 131	11 932 172	14 778 303	19 099 793
8 305 229	10 103 998	12 179 449	15 090 702	18 217 086	23 486 710
4 644 089	5 657 603	6 462 940	7 721 391	9 802 793	12 658 743
3 090 179	3 750 668	4 235 746	5 004 482	6 491 286	8 237 504
8 033 912	9 814 878	11 909 529	14 618 283	17 473 883	22 887 888
3 410 082	4 083 196	4 827 972	5 963 599	7 441 198	10 334 899
2 681 035	3 205 486	3 799 196	4 546 023	5 682 199	8 009 279
2 904 690	3 649 178	4 625 943	5 758 637	6 367 877	7 898 463
2 662 452	3 398 753	4 338 819	5 301 232	5 957 314	7 368 050
11 836 825	14 315 436	17 111 854	21 040 313	25 679 339	33 176 115
9 545 563	11 526 053	12 679 678	15 405 050	20 539 169	23 991 915

		指 数										
48	49	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
31.0	21.6	100	109	132	154	176	206	245	289	371	486	591
35.1	12.1	100	104	116	139	169	204	246	267	329	445	499
51.0	28.7	100	95	106	134	163	206	263	262	307	463	596
23.9	29.2	100	112	135	154	179	209	247	289	360	446	577
20.7	28.9	100	115	132	152	178	212	258	311	386	466	601
27.0	29.1	100	111	126	151	179	220	268	306	366	465	600
29.7	26.9	100	111	126	154	184	221	268	303	358	464	589
19.5	31.0	100	114	132	150	176	210	257	312	382	457	599
24.8	38.9	100	116	130	149	172	197	236	279	344	430	597
25.0	41.0	100	115	128	146	166	192	230	273	326	408	575
10.6	24.0	100	114	134	151	181	216	272	344	429	474	588
12.4	23.7	100	115	136	155	191	232	296	377	461	518	641
22.0	29.2	100	113	133	153	179	212	257	307	377	461	595
33.3	16.8	100	106	119	144	173	209	253	278	338	451	526

第140表 主要経済指標及び

その4 決算額(都道府県分、市町村分)

区 分		昭和 39年度	40	41	42	43	
都道府県分	歳入	一般財源税	2 434 674	2 766 069	3 184 017	3 638 526	4 279 458
		地方事業税	1 237 407	1 374 662	1 552 094	1 885 230	2 271 444
		地方法人	767 371	848 397	986 763	1 219 928	1 515 510
	歳出	義務的経費	304 425	304 568	357 274	458 778	579 720
		人的経費	2 386 781	2 708 952	3 102 273	3 532 819	4 166 590
		投資的経費	1 147 728	1 304 028	1 455 581	1 643 951	1 882 905
市町村分	歳入	一般財源税	969 233	1 107 191	1 228 534	1 389 445	1 567 941
		地方事業税	827 034	935 622	1 096 725	1 240 580	1 484 073
		地方法人	704 970	803 686	943 673	1 082 439	1 331 709
	歳出	義務的経費	1 618 611	1 883 449	2 209 471	2 532 405	3 003 748
		人的経費	873 363	972 246	1 106 356	1 301 409	1 553 198
		投資的経費	632 227	701 024	781 824	929 594	1 064 617
市町村分	歳入	一般財源税	1 577 552	1 827 671	2 139 646	2 437 300	2 887 316
		地方事業税	584 599	699 767	804 139	935 870	1 096 634
		地方法人	424 770	495 262	560 196	640 867	740 160
	歳出	義務的経費	594 999	687 792	817 535	1 016 128	1 105 779
		人的経費	508 925	589 352	712 681	803 940	991 151
		投資的経費					

区 分		増				減				
		39	40	41	42	43	44	45	46	
都道府県分	歳入	一般財源税	13.3	13.6	15.1	14.3	17.6	18.2	19.7	18.4
		地方事業税	14.8	10.9	12.9	21.5	20.5	21.8	20.2	10.2
		地方法人	16.2	10.6	16.3	23.6	24.2	22.4	22.2	8.6
	歳出	義務的経費	9.9	0.0	17.3	28.4	26.4	26.2	24.6	-1.0
		人的経費	13.9	13.5	14.5	13.9	17.9	18.2	20.1	19.6
		投資的経費	14.9	13.6	11.6	12.9	14.5	13.5	18.3	15.8
市町村分	歳入	一般財源税	15.8	14.2	11.0	13.1	12.8	15.2	18.2	16.6
		地方事業税	13.3	13.1	17.2	13.1	19.6	15.3	22.5	25.7
		地方法人	15.8	14.0	17.4	14.7	23.0	17.4	24.6	26.5
	歳出	義務的経費	17.6	16.4	17.3	14.6	18.6	22.0	23.7	23.5
		人的経費	16.1	11.3	13.8	17.6	19.3	24.9	23.8	19.6
		投資的経費	14.4	10.9	11.5	18.9	14.5	16.1	20.2	19.5
市町村分	歳入	一般財源税	17.7	15.9	17.1	13.9	18.5	22.2	24.3	23.7
		地方事業税	17.9	19.7	14.9	16.4	17.2	16.8	22.2	22.4
		地方法人	18.0	16.6	13.1	14.4	15.5	18.3	22.3	22.4
	歳出	義務的経費	19.3	15.6	18.9	12.1	20.7	23.6	28.3	27.3
		人的経費	22.2	15.3	20.9	12.3	23.3	26.0	30.7	23.4
		投資的経費								

地方財政計画等の推移（つづき）

（単位 百万円・％）

44	45	46	47	48	49
5 057 598	6 053 912	7 167 981	8 821 048	10 277 161	13 143 365
2 765 801	3 323 992	3 662 179	4 311 701	5 491 420	6 954 702
1 854 498	2 265 873	2 461 479	2 871 268	3 801 344	4 650 348
731 563	911 450	902 060	1 047 731	1 540 366	1 921 665
4 925 076	5 915 031	7 073 823	8 617 835	9 918 586	12 920 229
2 137 648	2 528 896	2 928 365	3 515 256	4 269 340	5 906 198
1 805 775	2 135 155	2 489 603	2 937 105	3 625 835	5 078 964
1 711 541	2 096 012	2 635 138	3 310 305	3 417 846	4 180 658
1 563 965	1 948 209	2 464 400	3 006 390	3 151 694	3 836 748
3 665 812	4 535 219	5 599 266	7 037 487	8 862 120	11 543 696
1 939 663	2 401 162	2 870 804	3 495 339	4 414 985	5 842 622
1 235 681	1 484 795	1 774 267	2 133 214	2 689 943	3 587 156
3 527 017	4 384 980	5 423 503	6 768 282	8 477 492	11 168 011
1 280 760	1 565 644	1 915 615	2 469 851	3 200 495	4 465 991
875 261	1 070 331	1 309 593	1 608 918	2 056 364	2 930 315
1 367 133	1 754 078	2 233 493	2 773 956	3 309 113	4 150 274
1 249 216	1 632 251	2 095 119	2 569 351	3 117 197	3 895 973

率			指 数										
47	48	49	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
23.1	16.5	27.9	100	114	131	149	176	208	249	294	362	422	540
17.7	27.4	26.6	100	111	125	152	184	224	269	296	348	444	562
16.6	32.4	22.3	100	111	129	159	197	242	295	321	374	495	606
16.1	47.0	24.8	100	100	117	151	190	240	299	296	344	506	631
21.8	15.1	30.3	100	113	130	148	175	206	248	296	361	416	541
20.0	21.5	38.3	100	114	127	143	164	186	220	255	306	372	515
18.0	23.4	40.1	100	114	127	143	162	186	220	257	303	374	524
25.6	3.2	22.3	100	113	133	150	179	207	253	319	400	413	506
22.0	4.8	21.7	100	114	134	154	189	222	276	350	426	447	544
25.7	25.9	30.3	100	116	137	156	186	226	280	346	435	548	713
21.3	26.3	32.3	100	111	127	149	178	222	275	329	400	506	669
20.2	26.1	33.4	100	111	124	147	168	195	235	281	337	425	567
24.8	25.3	31.7	100	116	136	154	183	224	278	344	429	537	708
28.9	29.6	39.5	100	120	138	160	188	219	268	328	422	547	764
22.9	27.8	42.5	100	117	132	151	174	206	252	308	379	484	690
24.2	19.3	25.4	100	116	137	154	186	230	295	375	466	556	698
22.6	21.3	25.0	100	116	140	158	195	245	321	412	505	613	766

昭和49年度地方財政計画策定方針

最近における物価上昇、石油問題等内外の経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和49年度の地方財政については、地方財源の確保に配慮を加えつつ、国と同一の基調により、総需要の抑制に資するため、公共投資をはじめとする歳出を極力圧縮するとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に努め、地域住民の生活の安定と福祉の充実を図るための施策を推進することを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運用を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税及び事業税、小規模住宅用地の固定資産税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 市町村民税法人税割の税率の引上げ等により地方税源を拡充強化するとともに、自動車取得税の税率の引上げ並びに地方道路譲与税及び自動車重量譲与税の増強により地方道路財源の確保を図る。
- 3 地方財政の状況等を考慮し、地方交付税について、昭和49年度の特例として交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高に相当する1,679億6,000万円を減額し、後年度において調整する。
- 4 沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源に資するため、臨時沖縄特別交付金321億円を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。
- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 総需要抑制の見地から地方債の発行額を極力圧縮するとともに、地方債資金における政府資金の構成比率を高め、償還期限を延長する等地方債の質的改善を図る。
- 7 総需要抑制の要請をふまえつつ、住民生活の安定と住民福祉の充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
 - (1) 生活保護、児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の一層の充実を図る。
 - (2) 義務教育諸学校等の教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。
 - (3) 消防及び救急対策の強化、大震災対策の充実をすすめるとともに、公害対策及び交通安全対策を積極的に推進し、地域住民の生活環境の改善と安全の確保を図る。
 - (4) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等住民福祉の充実

を図る見地から緊急度の高い事業の円滑な実施に資するため所要の財政措置を講ずる。

- 45) 人口急増地域における公共施設等の整備を図るため、教育施設、消防施設等の整備に対する財政措置を拡充する。
- 46) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債の増額等を図るとともに、集落の移転整備、へき地の医療及び交通の確保等に必要なる財政措置を拡充する。
- 47) 公共用地の先行取得及び公有地の拡大に資するため、土地開発基金の増額等の措置を講ずる。
- 48) 消費者行政の推進等住民生活の安定を図るための施策を推進する。
- 8 地方公営企業の経営の健全化を推進し、経営基盤の強化を図る。
 - (1) 病院事業の経営の現状にかんがみ、不良債務解消のため新たな助成措置を講じ、経営の健全化を図るとともに、交通事業の経営の再建を引き続き推進する。
 - (2) 地方公営企業に対する地方債について生活関連事業を中心に重点的な増額を行うとともに、政府資金及び公営企業金融公庫資金の貸付条件の改善を図る。
- 9 地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図るとともに、地方財政の機動的、弾力的な運用を図るための措置を講ずる。
 - (1) 国庫補助負担事業にかかる地方団体の超過負担を解消するため引き続き所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。

昭和 50 年度地方財政計画策定方針

最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 50 年度の地方財政については、国と同一の基調により、引き続き抑制的な基調を堅持する方針の下に、社会的不公正の是正等地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため市町村の目的税として、これらの地域の事務所事業所に対して課する事業所税を創設する。
- 3 地方財政の現状に対処するため、地方交付税の所要額を確保する。
- 4 沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源を確保するため、引

き続き臨時沖繩特別交付金を国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる。

- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 総需要抑制の見地から、地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額する。
- 7 抑制的基調の下において、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進するため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
 - (1) 社会的公正の確保に配慮しつつ、生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等社会福祉施策の一層の充実を図る。
 - (2) 義務教育諸学校等の教職員の定数及び処遇の改善、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。
 - (3) 地域住民の生活環境の改善と安全を図るため、公害対策を積極的に推進するとともに、交通安全対策及び消防救急対策の充実を図る。
 - (4) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等地域住民の福祉向上のために緊急度の高い事業の円滑な実施を図るため所要の財政措置を講ずる。
 - (5) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設整備のための国庫補助負担金を改善するとともに、大規模住宅団地に係る関連公共・公益的施設の立替施行制度の拡充を図る。
 - (6) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債を増額するとともに、へき地の交通及び医療の確保等に必要な財政措置を拡充する。
 - (7) 公共用地の円滑な取得を図るため、昭和50年度に限り臨時土地対策費を算入する。
- 8 地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債についても、生活関連事業を中心に重点的にその増額と資金の質の向上を図る。
- 9 地方財政の健全化を促進するとともに、財政秩序の確立を図る。
 - (1) 国庫補助負担事業に係る地方団体の超過負担を解消するため所要の措置を講ずるとともに、住民の税外負担の解消を図る。
 - (2) 定員管理の合理化を推進するとともに、既定経費を節減する。
 - (3) 地方公務員の給与改定等年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。
 - (4) 地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については是正措置を講ずる。

昭和 51 年度地方財政計画策定方針

最近における経済情勢の推移と地方財政の現状にかんがみ、昭和 51 年度の地方財政については、国と同一の基調により、地域住民の生活安定と福祉充実を図るとともに景気の回復に資するため、地方財源の確保に特段の配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、財政の改善合理化を図ることを基本とし、あわせて経済情勢の推移に応じて地方財政の機動的、弾力的な運営を図り得るよう措置するものとし、次の方針に基づき地方財政計画を策定する。

- 1 住民税均等割及び自動車関係諸税の税率の引上げ、事業所税の課税団体の範囲の拡大、地方税の非課税措置の整理縮小等により地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る一方、個人住民税、個人事業税、ガス税等について住民負担の軽減合理化を図る。
- 2 地方道路目的財源の拡充に伴い、新たに地方道路譲与税の一部を市町村へ譲与する。
- 3 地方税及び地方交付税の減少、財政需要増加の状況等を考慮して、地方財源の確保を図るため次の措置を講ずる。
 - (1) 昭和 51 年度に限り、国の一般会計から臨時地方特例交付金 636 億円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる。
 - (2) 交付税及び譲与税配付金特別会計において、資金運用部資金から 1 兆 3,141 億円を借り入れる。
 - (3) 財源不足に対処するための地方債 1 兆 2,500 億円を発行する。
- 4 公営企業金融公庫債を大幅に増額するとともに、地方債計画総額の 60 % に相当する額については、政府資金引受け又は政府資金並みの金利負担となるよう所要の措置を講ずる。
- 5 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金を増額する。
- 6 地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進するとともに景気の回復に資するため、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重点的な配分を図る。
 - (1) 景気の着実な回復に資し、あわせて社会資本充実の要請に応えるため、公共事業の増額を図るとともに、臨時に地方債をもって市町村の道路整備事業の推進を図る等地方単独事業を大幅に増額する。
 - (2) 生活保護、児童福祉、老人福祉、障害者福祉等社会福祉施策の一層の充実を図る。
 - (3) 高等学校整備の促進、私学助成の拡充等教育振興対策を推進する。

- (4) 石油コンビナート対策等の消防防災対策及び交通安全対策を充実するとともに、公害対策を積極的に推進する。
 - (5) 上下水道、廃棄物処理施設、教育施設、社会福祉施設、住宅等地域住民の福祉向上のため緊急度の高い事業の推進を図るため、所要の財政措置を講ずる。
 - (6) 人口急増地域における公共施設等の整備を推進するため、児童生徒急増市町村における義務教育施設整備のための国庫補助負担金を充実するとともに、大規模住宅団地に係る関連公共公益的施設の立替施行制度の拡充を図る。
 - (7) 過疎地域対策を推進するため、過疎及び辺地対策事業債を増額するとともに、へき地の交通及び医療の確保等に必要な財政措置を拡充する。
- 7 地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債については、生活関連事業を中心に所要資金を確保する。
 - 8 地方財政の健全化を促進し、その合理化を推進するとともに、財政秩序の確立を図る。
 - (1) 国庫補助負担事業に係る地方団体の超過負担を解消するため所要の措置を講ずる。
 - (2) 定員管理の合理化を推進するとともに、一般行政経費を極力抑制する。
 - (3) 地方公務員の給与改定その他年度途中における事情の変化に弾力的に対応するため、あらかじめ財源を留保する。
 - (4) 使用料、手数料の適正化を図る。
 - (5) 地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については是正措置を講ずる。

昭和49年度予算編成方針

昭和48年12月21日
閣議決定

今日の我が国経済は、物価の上昇に加えて、石油を初めとする資源問題等による供給力の制約という極めて困難な事態に直面している。この局面を打開し、経済の正常化を速やかに達成することが、当面の最大の課題であり、このためには、政府は、総力を挙げて総需要の抑制を図る必要がある。

昭和49年度の予算及び財政投融资計画は、このような考え方の下に、「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、国民生活の安定と福祉の充実に配慮しつつ、厳に抑制的なものとするとともに、今後の経済情勢の推移に対応し得るよう機動的、弾力的な運営を行うことを基本として、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、厳に抑制する。

また、公債及び政府保証債の発行額をそれぞれ前年度当初発行予定額より1,800億円及び500億円縮減し、公債の発行額は2兆1,600億円、政府保証債の発行額は4,000億円とする。

2 税制改正

給与所得者を中心とする税負担の軽減適正化を図るため、所得税について給与所得控除等の引上げにより課税最低限(夫婦子供二人の給与所得者)を初年度150万円(平年度170万円)に大幅に上げるとともに税率を緩和する等により初年度約1兆4,800億円の減税を行う一方、法人税、印紙税及び自動車関係諸税の税率の引上げ、租税特別措置の整理合理化等を行う。

3 公共投資等の抑制

- (1) 公共事業系統経費については、原則として前年度当初予算額と同額以下とする。なお、官庁営繕系統経費については新規の着工を極力繰延べる等これを大幅に削減する。
- (2) 既定の長期計画について、進度の調整を図るほか、長期計画の改定は行わない。
- (3) 新幹線鉄道建設事業、本州四国連絡橋建設事業、新規高速道路建設事業等巨額の経費を要する事業については、極力これを繰延べる。
- (4) 財政投融资対象事業についても、これらに準じて措置する。

4 公共料金の凍結

物価の抑制に資するため、公共料金を極力凍結することとし、国有鉄道運賃、米の政府売渡価格の改定時期をそれぞれ6カ月延期する。

5 財源の重点的かつ効率的な配分

- (1) 社会保障等国民福祉の向上に直結する施策及び物価の抑制、食糧の安定的供給の確保等国民生活の安定に寄与する施策の充実を図る。
- (2) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は、真にやむを得ないものを除き、厳にこれを抑制するとともに、既定計画に基づき公務員の定員削減を行い、新しい行政需要についてもその振替によって対処する。
- (3) 補助金等既定経費の整理合理化を行うとともに旅費、庁費等の行政経費について節約を実施する。

6 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

現下の経済情勢に顧み、その推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当り、その弾力的運用を図り得るよう措置する。

7 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、公共投資を初めとする歳出を極力抑制するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行うこととし、その適切な運営を図る。

なお、民間設備投資及び民間建築についても、上記の方針に対応し、極力繰延べ、抑制の措置をとることを要請する。

昭和50年度予算編成方針

昭和49年12月28日
閣議決定

昭和50年度の予算及び財政投融资計画は、「昭和50年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、引続き抑制的な基調を堅持する方針の下に、国民生活の安定と福祉の充実に配慮するとともに、経済情勢の推移に対応して機動的、弾力的な運営を図ることとし、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模については、極力抑制を図る。

2 公債発行

公債の発行額を前年度当初発行予定額より1,600億円減額し、2兆円とする。また、政府保証債の発行額は4,000億円とする。

3 税制改正等

経済情勢の変化に応じて租税負担の適正合理化を図るため、所得税について所要の負担調整を行い、相続税、入場税等について減税を実施するとともに、酒税の税率の調整及びたばこの小売価格の改定を行う。また、利子・配当課税の特例を初めとする租税特別措置について所要の改善措置を講ずる。

4 公共投資の抑制

(1) 公共事業系統経費については、その予算額を前年度当初予算と同額程度にとどめるとともに、特に緊要な事業に重点的な配分を行う。

(2) 既定の長期計画については、進度の調整を図る。新幹線鉄道建設事業、本州四国連絡橋建設事業、高速道路建設事業等の大規模事業についても、同様とする。

なお、昭和50年度を初年度とする新規計画の策定は行わない。

(3) 財政投融资対象事業についても、上記に準じて措置する。

5 公共料金の抑制

公共料金については、経済情勢等に顧み、物価の安定に資するため、極力これを抑制する。

6 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 社会的公正の確保に配慮しつつ、社会保障の充実等国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進する。

(2) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は、厳にこれを抑制する。国家公務員の既定定員については、昭和50年度以降3年間に3%を目途として計画的削減を行うとともに、新しい行政需要についても極力振替によって対処することとし、新規増員を厳に抑制する。

(3) 補助金等既定経費の整理合理化を行うとともに、官庁営繕系統経費の抑制を図り、旅費、庁費等の行政経費について節減を行う。

7 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

経済情勢の推移に対処するため、予算及び財政投融资計画の執行に当り、その弾力的運用を図り得るよう措置する。

8 地方財政

地方財政においても、国と同一の基調により、公共投資を初めとする歳出を極力抑制するとともに、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、また、定員及び給与についての適切な管理等を行うことにより、節度ある財政運営を図るよう要請する。

昭和51年度予算編成方針

昭和50年12月24日
閣議決定

昭和51年度の予算及び財政投融资計画は、「昭和51年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、国民生活と経済の安定及び国民福祉の充実に配意しつつ、財政の改善合理化を図るとともに、景気の着実な回復に資するための施策を実施することとし、下記により編成する。

記

1 財政規模

一般会計予算及び財政投融资計画の規模は、経済の動向に即した適度なものとす
る。

2 公債発行

公債の発行額は7兆2,750億円とする。

また、政府保証債の発行額は7,600億円とする。

3 税制改正等

現下の諸情勢にかんがみ、自動車関係諸税の税率を上げるとともに租税特別措
置について所要の整理合理化を行う。

4 総合予算主義による予算の編成・執行

総合予算主義の考え方のもとに予算の編成及び執行に努める。

5 財源の重点的かつ効率的な配分

(1) 財政の改善合理化を推進するとともに、財源の重点的、効率的な配分を行う。

このため、

- (イ) 一般行政経費については、厳に抑制する。
- (ロ) 各省庁の部局及び特殊法人の新設は行わない。
- (ハ) 国家公務員の定員については、既定の計画により定員削減を行うとともに、
新しい行政需要については極力振替によつて対処し、新規増員を厳に抑制する
ことにより、総数を縮減する。
- (ニ) 補助金等については、零細又は長期固定化しているもので効果のうすれてい
るもの等につき、整理合理化を進める。
- (ホ) 地方負担や地方の職員数の増加を伴う施策は、厳にこれを抑制する。
- (ヘ) 既存の制度について、受益者負担及び社会保険料の適正化を図るなどその合
理化に努め、均衡の取れた整備充実を図る。
- (ト) 新規施策については、既定経費の整理、削減によつて捻出する財源によつて賅

うよう努めるとともに、後年度において財政負担の増加をもたらすような措置は原則として採らないこととする。

- (2) 経済の着実な回復に資するため、特に公共事業系統経費の充実に努める。また、輸出金融の拡充に配慮する。

なお、経済の動向等に即応して公共事業等の機動的実施を図り得よう新たに所要の予算措置を講ずる。

6 予算及び財政投融资計画の弾力的運用

予算及び財政投融资計画の執行に当っては、経済情勢の推移に即応して機動的に対処し得よう、その弾力的運用を図る。

7 地 方 財 政

地方財政については、国と同様、50年度に引続き財源難が予想されるが、国と同一の基調により、一般行政経費の抑制と財源の重点的かつ効率的な配分を行い、節度ある財政運営を図るよう要請する。

昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和49年1月19日
閣議決定

1 昭和48年度の経済情勢

昭和48年度の経済は、需給のひっ迫基調の下で根強い物価の騰勢を続けてきたが、石油問題の発生により厳しい事態を迎えている。

- (1) 国内経済は、年度の前半には個人消費支出や民間設備投資等を中心にかんりの拡大を示してきたが、総需要抑制策の効果や石油問題による先行き見通し難等もあって、後半には経済成長は鈍化するものとみられる。また、産業活動も石油の供給削減の影響を受け、鉱工業生産は前年度比9.1%程度の増加になるものと見込まれる。
- (2) 物価は、海外価格の高騰と国内需給のひっ迫を背景に、根強い騰勢が続いており、石油問題の発生もあって前年度に比べ卸売物価は20.2%程度、消費者物価は14.0%程度の上昇は避けられないものとみられる。
- (3) 国際収支については、輸出はかなりの伸びを示しているが、輸入は、輸入価格の異常な上昇もあって輸出を上回る大幅な増加を示しており、貿易収支の黒字は30億ドル程度と前年度に比べ大幅に縮小するものと見込まれる。また経常収支は9億ドル程度の赤字となり、長期資本の著しい流出を反映して、基礎的収支は87億ドル程度の赤字になるものと見込まれる。
- (4) 以上のような経済情勢の下で、昭和48年度の国民総生産は116兆4,500億円程度となり、実質の成長率は前年度比6.4%(名目21.9%)程度となる見込みである。

2 昭和49年度の経済運営の基本的態度

昭和49年度のが国経済においてはとくに年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和49年度の経済運営にあたっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

第一に、最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保することが最優先の政策課題である。このため総需要の抑制に特段の配慮を払うものとする。また、投機的行為の防止、必需物資の輸入の促進、生鮮食料品の安定的供給の確保、流通機構の合理化、競争条件の整備等の諸施策を引き続き強力に実施するものとする。

公共料金については、これを厳に抑制するものとする。

第二に、石油をはじめとする物資需給の均衡を図りとくに生活必需物資を優先的に確保することとし、さらにエネルギー消費の節減、合理化を一層推進するものとする。

物価の安定、物資需給の均衡を確保するため「国民生活安定緊急措置法」、「石油需給適正化法」等の適切な運用を図るものとする。

第三に、社会保障の充実、勤労者に対する施策の充実、環境保全対策の推進、地価対策の強化等国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進するものとする。

第四に、長期的視点から、資源・エネルギーの安定供給の確保、省資源・省エネルギー化の促進、原子力及び新エネルギーの研究開発の推進、農業生産の近代化と食料の安定的供給の確保等の諸施策を充実するものとする。

また、国際経済関係の調和的発展を図るため経済協力等対外経済政策を推進するとともに、各国と協調しつつ、国際通貨貿易体制の健全な発展に努めるものとする。

3 昭和49年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、昭和49年度の国民総生産は131兆5,000億円程度になり、その成長率は前年度比実質2.5%（名目12.9%）程度にとどまるものと見込まれる。経済活動は、年度当初石油削減の影響によって停滞するものとみられるが、年度の後半には回復、安定に向うものと見込まれる。

1) 個人消費支出は引き続き堅調に推移し、前年度比17.0%程度の増加となるものと見込まれる。

民間投資は住宅投資が前年度比15.4%程度増加するものの、設備投資の伸び率は大幅に鈍化し、前年度比10.3%程度の増加に、また在庫投資も1兆6,000億円程度にとどまるものと見込まれる。

財政面では、総需要抑制の観点から公共事業等の圧縮をはかる一方、社会保障関連支出に特段の配慮を払って国民福祉の充実に努めることとしており、政府の財貨サービス購入は前年比14.9%程度の増加になるものと見込まれる。

鉱工業生産は次第に回復するが、年度としての伸びは1.0%程度にとどまるものと見込まれる。

2) 物価については、総需要抑制策の効果の浸透、海外価格の騰勢の鈍化が期待されるが、石油の供給削減等を背景に需給はひっ迫気味に推移することが予想されるので、諸般の物価対策を強力に推進することにより、卸売物価の年度中上昇率は4.8%程度、年度平均上昇率は14.6%程度、消費者物価の年度中上昇率は5.2%程度、年度平均上昇率は9.6%程度の上昇にとどめるよう努めるものとする。

(2) 国際収支については、世界貿易の伸びの鈍化、国内における供給面の制約等に

よって、輸出は471億ドル、前年度比23.0%程度の増加にとどまるものとみられる。他方、輸入も国内経済活動の鈍化によって437億ドル、前年度比23.8%程度の増加と前年度に比べ伸び率は大幅に低下するものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は34億ドル程度、経常収支の赤字は4億5,000万ドル程度になるものと見込まれる。また長期資本収支の赤字も44億ドル程度に縮小するものと予想され、基礎的収支の赤字は48億5,000万ドル程度と前年度に比べかなり減少するものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区 分	単 位	47 年 度	48 年 度	49 年 度	48/47	49/48	
		(実 績)	(実 績) (見込み)	(見通し)	(%)	(%)	
総 人 口	万 人	10,725	10,865	11,000	101.3	101.2	
15 才 以 上 人 口	〃	8,138	8,230	8,330	101.1	101.2	
勞 働 力 人 口	〃	5,244	5,295	5,310	101.0	100.3	
就 業 者 総 数	〃	5,173	5,230	5,240	101.1	100.2	
雇 用 者 総 数	〃	3,494	3,610	3,640	103.3	100.8	
国 民 総 生 産	億 円	955,644	1,164,500	1,315,000	121.9	112.9	
(同実質対前年度比)		—	—	—	106.4	102.5	
個 人 消 費 支 出	〃	490,756	600,000	702,000	122.3	117.0	
国 内 民 間 総 資 本 形 成	〃	263,705	351,000	366,000	133.1	104.3	
企 業 設 備	〃	170,349	219,000	241,500	128.6	110.3	
在 庫 品 増 加	〃	23,153	38,000	16,000	164.1	42.1	
民 間 住 宅	〃	70,203	94,000	108,500	133.9	115.4	
政 府 の 財 貨 サ ー ビ ス 購 入	〃	181,748	215,000	247,000	118.3	114.9	
経 常 支 出	〃	85,316	102,500	122,500	120.1	119.5	
資 本 支 出	〃	96,432	112,500	124,500	116.6	110.7	
輸 出 と 海 外 か ら の 所 得	〃	107,290	131,500	174,500	122.6	132.2	
(控除)輸 入 と 海 外 へ の 所 得	〃	87,855	133,000	174,500	151.4	131.2	
鉱 工 業 生 産 指 数	昭和45年=100	114.6	125.0	126.3	109.1	101.0	
農 林 漁 業 生 産 指 数	昭和45年=100	101.5	103.0	104.5	101.5	101.5	
国 内 貨 物 輸 送	億トン・キロ	3,456	3,577	3,591	103.5	100.4	
国 内 旅 客 輸 送	億人・キロ	6,508	6,732	6,836	103.4	101.5	
卸 売 物 価 指 数	昭和45年=100	102.3	123.0	141.0	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	120.2	114.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	104.8	
消 費 者 物 価 指 数	〃	112.8	128.6	140.9	—	—	
(年度平均上昇率)		—	—	—	114.0	109.6	
(年度中上昇率)		—	—	—	—	105.2	
国 際 取 支	経 常 収 支	百万ドル	6,155 ▲	900 ▲	450	—	—
	貿 易 収 支	〃	8,328	3,000	3,400	—	—
	輸 出	〃	29,442	38,300	47,100	130.1	123.0
	輸 入	〃	21,114	35,300	43,700	167.2	123.8
	貿 易 外 収 支	〃	▲ 1,836 ▲	3,600 ▲	3,500	—	—
	移 転 収 支	〃	▲ 337 ▲	300 ▲	350	—	—
	長 期 資 本 収 支	〃	▲ 5,959 ▲	7,800 ▲	4,400	—	—
	基 礎 的 収 支	〃	196 ▲	8,700 ▲	4,850	—	—
	短 期 資 本 収 支	〃	2,135	—	—	—	—
	誤 差 脱 漏	〃	631	—	—	—	—
総 合 収 支	〃	2,962	—	—	—	—	
通 関 輸 出	百万ドル	29,999	39,000	48,000	130.1	123.0	
通 関 輸 入	〃	25,372	42,500	52,600	167.7	123.8	

昭和 50 年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和 50 年 1 月 24 日
閣 議 決 定

1 昭和 49 年度の経済情勢

- (1) 我が国経済は、とくに昭和 48 年末の石油危機以降、物価の高騰、物資需給のひっ迫を経験してきたが、前年度から引き続きとられてきた総需要抑制策等の効果が実体経済面に浸透するに伴い、物資需給は緩和し、物価も鎮静化の方向に向かっている。

しかし、一次産品の国際市況にはやや騰勢の鈍化もみられるものの、エネルギー価格・賃金の大幅引上げ等によるコスト上昇圧力もあって、物価の今後の動向には、なお警戒を要するものがあり、本年度は前年度に比べ、卸売物価は 24.6%(年度中上昇率 9.2%)程度、消費者物価は 22.0%(年度中上昇率 15.0%)程度の上昇になるものと見込まれる。

- (2) 国内経済動向をみると、石油危機の影響もあって昭和 48 年度第 4・四半期において国内最終需要が大幅な落込みを示したが、その後も個人消費・民間設備投資等を中心に停滞が続けている。

今後は、消費需要や公害防止関係、基礎資材関係を中心とする投資等が増加し、経済は漸次回復に向かうものとみられる。

他方、産業活動は、以上のような需要の動きを反映して、鉱工業生産は、前年度に比しマイナス 4.8%程度になるものと見込まれる。また雇用面でも、就業者数は前年度水準をわずかに下回るものとみられる。

- (3) 国際収支については、輸入価格の大幅上昇にもかかわらず、輸出が好調であり、貿易収支は 39 億ドル程度の黒字、経常収支は 25 億ドル程度の赤字と、前年度に比べ若干の改善となるものとみられるほか、長期資本収支の赤字が大幅に縮小することもあって基礎的収支は 55 億ドル程度の赤字にとどまるものと見込まれる。

- (4) 以上のような経済情勢のもとで、昭和 49 年度の国民総生産は 136 兆 8,000 億円程度、名目の成長率は 18.7%程度となるが、実質の成長率はマイナス 1.7%程度となる見込みである。

2 昭和 50 年度の経済運営の基本的態度

石油をはじめとする資源エネルギー面の国際的な制約の増大、国内における立地、環境問題に加え、なお根強いコスト上昇要因を反映し予断を許さない物価動向等我が国をめぐる内外の経済情勢は、極めて厳しいものがあり、今後、我が国は、内外

要因による潜在成長力の低下という現実と直面し、従来のような高度成長は再び期待しえず、その経済運営の基本的態度は、静かで控え目な成長を旨とする必要がある。

昭和50年度は、かかる路線に円滑に乗せるためのいわゆる調整期間にあたり、インフレと不況が交錯する世界経済にあって、まず物価の安定を図ることが経済政策の最重要の課題である。

このような認識の下に昭和50年度の経済運営においては、流動的な国際経済情勢に配慮の上国際協調に留意しつつ、国民経済の健全な機能の回復とこれによる国民生活の安定を図るため、次の重点施策を適切かつ機動的に実施するものとする。

第1に、物価の安定を図ることが民生安定の基礎であるが、特に消費者物価の上昇率を遅くとも、昭和50年度末までに、前年同月比で、1桁にすることを目標とする。このような観点から引き続き財政金融政策を中心に抑制的な総需要管理を実施するものとする。この場合、将来基礎資材等の供給力不足を来し、また中小企業に対し不当なしわよせが生ずることのないよう、きめ細かい配慮を加えるとともに、雇用面においても失業問題の発生を回避し、雇用対策の強化を図ることとする。更に今後の物価動向は、賃金上昇率いかんによる面も大きいので、強力な物価対策を講じつつ、労使双方が昭和50年における賃金決定につき国民経済の視野から節度ある態度を保持するよう期待する。

公共料金等は、これを厳に抑制するものとする。

また、生鮮食料品等生活必需物資の安定的供給の確保等を強力に推し進めるとともに、長期的な物価安定に資するため、独禁法の改正等競争条件の整備、農林漁業等の低生産性部門の近代化、流通機構の合理化等の諸施策を強力に推進するものとする。

第2に国民福祉の向上の基礎を確立するため、まず物価の安定を確保することとするが、更に社会的公正確保の観点から、社会保障の充実その他各般の施策の推進を図るとともに、広く勤労者・消費者に対する施策を充実し、公共事業費を抑制する中で、特に住宅・下水道等生活環境施設の整備につとめ、更に環境保全・公害防止等の対策、地価対策等を推進するものとする。

第3に資源エネルギー問題の解決は、全国民的規模での協力が必要であるが、このため、まず、資源エネルギー特に石油・電力の節約の国民運動を強力に展開し、また我が国産業の省資源・省エネルギー型構造への転換の促進、資源・エネルギーの安定供給の確保及び備蓄の増強に努めるとともに、原子力及び新エネルギーの研究開発の推進等の諸施策を充実するものとする。

また、世界的な食糧事情にかんがみ、生産基盤の整備等の諸施策を充実し、食糧の安定供給の確保に努めるものとする。

3 昭和50年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、昭和50年度の国民総生産は158兆5,000億円程度になり、名目の成長率は前年度比15.9%程度、実質の成長率は4.3%程度となるものと見込まれる。この場合において、国内経済の見通しは、おおむね以下のとおりであり、経済活動は年度を通じ引き続きゆるやかな回復基調をたどるものとみられる。

1) 物価については、諸般の物価対策を強力に推進することにより、前年度に比べ卸売物価は7.9%（年度中上昇率7.7%）程度、消費者物価は11.8%（年度中上昇率9.9%）程度の上昇になるものと見込まれる。

2) 個人消費支出は、消費者物価の安定とともに着実な上昇が期待され、前年度比18.4%程度の増加となるものと見込まれる。

民間投資は住宅投資が前年度の落ち込みからの回復により19.6%程度の増加に、設備投資も公害防止関係や基礎資材関係を中心に14.0%程度の増加に、在庫投資も2兆5,000億円程度になるものと見込まれる。

財政面では公共事業等の抑制を図る一方、社会的公正の確保に配慮しつつ、社会保障の充実等国民福祉の向上及び国民生活の安定のための各般の施策を推進することとしており、政府の財貨・サービス購入は前年度比14.4%程度の増加になるものと見込まれる。

また、鉱工業生産は、このような需要の動向に伴い、年度としての伸びは5.4%程度になるものと見込まれる。これに対応して、雇用面でも就業者数は前年度比0.4%程度増加するものと見込まれる。

(2) 国際収支については、輸出は670億ドル、前年度比15.5%程度の増加になるものとみられる。他方輸入は、輸入価格の安定が期待されるが国内経済活動の回復もあって618億ドル、前年度比14.2%程度の増加となるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は52億ドル程度となり、経常収支は17億ドル程度の赤字と前年度に比べ若干の改善になるものと見込まれる。

また、長期資本収支の赤字は22億ドル程度となるものと予想されるので、基礎的収支の赤字は39億ドル程度になるものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区 分	単 位	48年度 (実績)	49年度 (実績 見込み)	50年度 (見通し)	49/48 (%)	50/49 (%)	
総人口	万人	10,863	11,000	11,130	101.3	101.2	
15歳以上人口	万人	8,232	8,325	8,415	101.1	101.1	
労働者	万人	5,294	5,275	5,295	99.6	100.4	
就業者	万人	5,228	5,200	5,220	99.5	100.4	
雇用者	万人	3,603	3,610	3,650	100.2	101.1	
国民総生産	億円	1,152,631	1,368,000	1,585,000	118.7	115.9	
(同実質対前年度比)			-	-	98.3	104.3	
個人消費支出	〃	592,106	728,500	862,500	123.0	118.4	
国内民間総資本形成	〃	361,535	381,500	424,500	105.5	111.3	
企業設備	〃	223,040	243,500	277,500	109.2	114.0	
在庫品増加	〃	40,090	36,000	25,000	89.8	69.4	
民間住宅	〃	98,405	102,000	122,000	103.7	119.6	
政府の財貨サービス購入	〃	209,313	264,000	302,000	126.1	114.4	
経常支出	〃	104,365	139,000	164,000	133.2	118.0	
資本支出	〃	104,948	125,000	138,000	119.1	110.4	
輸出と海外からの所得	〃	131,816	205,000	243,000	155.5	118.5	
(控除)輸入と海外への所得	〃	142,140	211,000	247,000	148.4	117.1	
鉱工業生産指数	昭和45年=100	131.6	125.3	132.1	95.2	105.4	
農林漁業生産指数	昭和45年度=100	103.8	103.5	104.8	99.7	101.3	
国内貨物輸送	億トン・キロ	3,382	3,173	3,381	93.8	106.6	
国内旅客輸送	億人・キロ	6,738	6,845	7,070	101.6	103.3	
卸売物価指数	昭和45年=100	125.4	156.2	168.6	-	-	
(年度平均上昇率)		-	-	-	124.6	107.9	
(年度中上昇率)		-	-	-	109.2	107.7	
消費者物価指数	〃	131.0	159.8	178.7	-	-	
(年度平均上昇率)		-	-	-	122.0	111.8	
(年度中上昇率)		-	-	-	115.0	109.9	
国 際 収 支	経常収支	百万ドル	△ 3,904	△ 2,500	△ 1,700	-	-
	貿易収支	〃	803	3,900	5,200	-	-
	輸出入	〃	38,954	58,000	67,000	148.9	115.5
	貿易外収支	〃	38,151	54,100	61,800	141.8	114.2
	移転収支	〃	△ 4,370	△ 6,000	△ 6,500	-	-
	長期資本収支	〃	△ 337	△ 400	△ 400	-	-
	短期資本収支	〃	△ 9,110	△ 3,000	△ 2,200	-	-
	基礎的収支	〃	△ 13,014	△ 5,500	△ 3,900	-	-
	誤差	〃	2,283	-	-	-	-
	総合	〃	△ 2,676	-	-	-	-
通関	〃	△ 13,407	-	-	-	-	
輸出入	〃	39,690	59,200	68,300	149.2	115.4	
輸 入	〃	44,945	63,300	72,500	140.8	114.5	

昭和51年度の経済見通しと経済運営の基本的態度

昭和51年1月23日
閣議決定

1 昭和50年度の経済情勢

- (1) 昭和48年秋の石油危機により、我が国経済は物価の高騰と国際収支の大幅赤字という困難な事態に遭遇した。このため政府は、総需要抑制策をはじめとする各般の措置を実施してきた。このような諸施策の結果、物価は鎮静化の傾向を示すようになり国際収支面でも改善がみられた。一方、景気は、昭和50年春に底入れしたものの、世界経済の予想外の停滞による輸出の不振及び設備投資の減少によって最終需要が伸び悩んでいるため、景気の回復力は弱い状態にある。

このような情勢に対し、政府は2月、3月、6月の3次にわたる景気対策に加え、9月には物価の安定化をふまえ、景気の着実な回復と雇用の安定を図るため、第4次の総合的な景気対策を決定した。対策効果の浸透には若干の遅れがみられ、雇用面等において厳しい情勢が続いているものの、今後対策の実行の促進等を図ることにより景気は次第に回復していくものと期待される。

この結果、昭和50年度の国民総生産は148兆7,500億円程度、名目、実質の成長率は、それぞれ9.1%、2.6%程度になる見込みである。

また鉱工業生産は、前年度比では3.8%程度の低下が見込まれるが、年度中の伸びは12%程度と見込まれる。

- (2) 物価は、総需要抑制策が功を奏し、鎮静化しており、消費者物価は10月に前年同月比9.6%となった。年度としては、年度中上昇率9.9%程度の上昇になるものと見込まれる。

また卸売物価は、年度中上昇率4.6%程度の上昇になるものと見込まれる。

- (3) 国際収支面では、輸出は、世界経済が予想外の停滞を示したため、今後世界経済が漸次回復に向っても、前年度比4.7%程度減少するものと見込まれる。

一方、輸入は、わが国の景気の回復に伴い、今後増加するものと考えられるが、国内経済活動の停滞を反映して、年度前半に大きな落込みを示したため、前年度比5.5%程度減少するものと考えられる。

この結果、貿易収支は、42億ドル程度の黒字、また経常収支、基礎的収支はそれぞれ17億ドル、34億ドル程度の赤字になるものと見込まれる。

2 昭和51年度の経済運営の基本的態度

世界経済は、時を同じくして深刻な景気後退にみまわれたが、50年半ばを底に上向きに転じつつある。アメリカは既に着実な回復軌道に乗っており、ヨーロッパ諸

国も程度の差はあれ、51年には上昇に転ずるものと見込まれる。

昭和51年度は、我が国経済にとって、石油危機後のいわゆる経済の調整過程の仕上げの年であるとともに、新しい中期計画の出発点となる年であり、我が国経済を長期安定成長路線に乗せていくためにきわめて重要な年である。したがって、上記のような世界経済の回復基調を背景として、これまでに達成された物価の安定傾向を維持しつつ、景気の順調な回復を実現すること及び中長期的に我が国経済が抱えている諸問題の解決のために足がかりを築くことが昭和51年度の課題である。

すなわち、昭和51年度の経済運営の第1の目標は、景気の着実な回復と雇用の安定を図ることである。このため、経済運営の各方面を通ずる努力を払うものとし、財政においても、従来とは異なる新たな状況に即応しうようその改善合理化を図りつつ、その中において、国民生活の充実と経済社会の基盤整備に役立つ公共事業及び住宅に重点を置くことにより民間需要の増大を図り、景気回復に資するよう配慮するものとする。

また、貿易の拡大のため輸出金融の拡充等に配慮するものとする。

第2には、景気の回復にともなってインフレが再燃することがないよう努力することである。卸売物価については、景気回復の過程で年度中上昇率4.8%程度の上昇となるものと見込み、特に消費者物価については、50年度の成果をふまえて、51年度中には一層の安定化を図り、年度中上昇率8.0%程度とするよう努める。

公共料金については、経営の合理化をすすめ受益者負担を原則とし、物価動向にも配慮しつつその適正化を図る。

第3には、新しい計画の初年度として、長期的に均衡のとれた発展を確保するための基盤を培養するとともに、ひきつづき国民生活の安定と向上を図るための施策を講ずることである。

長期的発展のための基盤整備としては、資源エネルギーの安定供給の確保を図るため資源エネルギー対策を総合的に推進するとともに、新しい条件に適合した産業構造への転換と重機械輸出等貿易構造の高度化、中小企業の経営の安定化のための施策の推進、科学技術の振興等を図ることとする。

また、食糧の安定供給の確保を図るため、農林漁業の生産基盤の整備等の諸施策を充実するものとする。

国民生活の安定と向上を図るためには、社会保障について負担の適正化を図りつつ、その充実に努めることとする。また国民生活の基盤となる施設の整備に努め、さらに、国土、環境の保全、安全な生活の確保のための諸施策等を推進するものとする。

以上のような経済運営に当たっては、我が国経済と世界経済の相互依存性がますます高まりつつある現状に鑑み、国際協調の一層の充実に努め、貿易の拡大、経済

協力の推進等を通じて世界経済全体の発展と調和のとれた経済の成長をめざすものとする。

上記各般の政策努力を行うことにより、51年度は実質成長率で5.6%前後の経済の拡大を達成することができるものとする。

3 昭和51年度の経済見通し

(1) 上記のような経済運営の下において、国内経済の見通しは、おおむね以下のとおりであり、経済活動は年度を通じて順調な回復過程をたどるものとみられる。

1) 個人消費支出は、前年度比13.7%程度の増加を示すものと見込まれる。

民間投資についてみると、設備投資は増加に転じるものの増加率は7.0%程度と従来の景気回復局面に比べ低いと見込まれる。また、住宅投資は前年度にひきつづき15.3%程度の増加となり、在庫投資も2兆6,000億円程度に増加するものと見込まれる。

財政面では、その改善、合理化を図る一方、国民生活の充実と経済社会の基盤整備に役立つ公共事業及び住宅に重点を置くこととしており、政府の財貨サービス購入は前年度比13.3%程度の増加になるものと見込まれる。

鉱工業生産は、このような需要の伸びに伴い、年度としての伸びは10.4%程度になるものと見込まれ、これに対応して稼働率指数も年度末には94程度になるものと見込まれる。また雇用面でも次第に明るさを増し、就業者数は前年度比0.8%程度増加するものと見込まれる。

2) 物価については、ひきつづき落ち着いた動きを示し、卸売物価は年度中上昇率4.8%程度、消費者物価は年度中上昇率8.0%程度の上昇になるものと見込まれる。

(2) 国際収支については、輸出は、世界貿易の回復もあり、617億ドル、前年度比13.0%程度の増加となり、他方輸入も国内経済活動の回復から577億ドル、前年度比14.5%程度の増加となるものと見込まれる。

この結果、貿易収支の黒字は40億ドル程度となり、經常収支、基礎的収支の赤字はそれぞれ27億ドル、49億ドル程度と、前年度に比べ若干赤字幅を拡大することになるものと見込まれる。

(3) 以上の結果、51年度の国民総生産は168兆1,000億円前後になり、名目の成長率は前年度比13.0%前後、実質の成長率は5.6%前後となるものと見込まれる。

主 要 経 済 指 標

区 分	単 位	49年度 (実績)	50年度見 (実績見 込み)	51年度 (見通し)	50/49 (%)	51/50 (%)	
総人口	万人	11,047	11,180	11,320	101.2	101.3	
15才以上人口	〃	8,323	8,415	8,505	101.1	101.1	
労働力者	〃	5,263	5,280	5,310	100.3	100.6	
就業用者	〃	5,185	5,180	5,220	99.9	100.8	
雇 用 者	〃	3,609	3,610	3,645	100.0	101.0	
国民総生産 (同実質対前年度比)	億 円	1,363,393	1,487,500	1,681,000	109.1	113.0	
個人消費支出	〃	734,485	845,500	961,500	115.1	113.7	
国内民間総資本形成	〃	363,485	337,000	376,500	92.7	111.7	
企業設備	〃	228,203	208,000	222,500	91.1	107.0	
在庫品増加	〃	38,612	18,000	26,000	46.6	144.4	
民間住宅	〃	96,670	111,000	128,000	114.8	115.3	
政府の財貨サービス 購入	〃	270,912	309,000	350,000	114.1	113.3	
経 営 支 出	〃	141,716	166,500	187,500	117.5	112.6	
資 本 支 出	〃	129,196	142,500	162,500	110.3	114.0	
輸出と海外からの所得	〃	205,629	203,500	233,500	99.0	114.7	
(控除)輸入と海外への所得	〃	211,118	207,500	240,500	98.3	115.9	
鉱工業生産指数	昭和45年=100	117.2	112.8	124.5	96.2	110.4	
農林漁業生産指数	昭和45年度=100	103.5	104.6	104.9	101.1	100.3	
国内貨物輸送	億トン・キロ	3,758	3,619	3,944	96.3	109.0	
国内旅客輸送	億人・キロ	6,933	7,133	7,317	102.9	102.6	
卸売物価指数 (年度中上昇率)	昭和45年=100	154.8	158.2	167.1	—	—	
(年度平均上昇率)	〃	—	—	—	104.6	104.8	
消費者物価指数 (年度中上昇率)	〃	159.6	176.5	192.0	—	—	
(年度平均上昇率)	〃	—	—	—	109.9	108.0	
国 際 収 支	經常収支	百万ドル	△ 2,292	△ 1,700	△ 2,700	—	—
	貿易収支	〃	3,978	4,200	4,000	—	—
	輸出入	〃	57,318	54,600	61,700	95.3	113.0
	貿易収支	〃	53,340	50,400	57,700	94.5	114.5
	貿易収支	〃	△ 5,960	△ 5,500	△ 6,300	—	—
	移転収支	〃	△ 310	△ 400	△ 400	—	—
	長期資本収支	〃	△ 2,083	△ 1,700	△ 2,200	—	—
	基礎的収支	〃	△ 4,375	△ 3,400	△ 4,900	—	—
	短期資本収支	〃	901	—	—	—	—
	誤差脱漏支	〃	82	—	—	—	—
総 合 収 支	〃	△ 3,392	—	—	—	—	
通 関 輸 入	百万ドル	58,442	55,600	62,900	95.1	113.1	
通 関 輸 出	〃	62,628	58,600	68,100	93.6	116.2	

(注) 総人口の49年度実績値は50年国勢調査による中間補正值である。

地方行財政制度の改正(昭和 50 年公布分)

地方行財政に関連する主要な法律の制定、改正状況の概要は、次のとおりである。

一 自治省関係

市町村の合併の特例に関する法律の改正(昭和 50 年法律第 5 号)

市町村の合併の特例に関する法律の有効期間を昭和 60 年 3 月 31 日まで延長した。

地方税法の改正(昭和 50 年法律第 18 号)

1 道府県民税及び市町村民税

(一) 個人の道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除を次のとおり改めた。

- イ 基礎控除額 18 万円を 19 万円に引き上げた。
 - ロ 配偶者控除額 18 万円を 19 万円に引き上げた。
 - ハ 扶養控除額 14 万円を 17 万円に引き上げた。
 - ニ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ 13 万円を 16 万円に引き上げるとともに、特別障害者控除額 16 万円を 19 万円に引き上げた。
 - ホ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除の額 16 万円を 19 万円に引き上げた。
 - ヘ 生命保険料控除の控除対象限度額 4 万円を 7 万円に引き上げた。(4 万円を超える部分についての控除率は、4 分の 1 とした。)
- (2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得 50 万円までを 60 万円までとした。
- (3) 白色申告者の専従者控除の控除限度額 20 万円を 30 万円に引き上げた。
- (4) 配偶者控除及び扶養控除の適用要件である配偶者又は扶養親族の給与所得等の限度額 15 万円を 20 万円に引き上げた。
- (5) 寡婦控除の適用要件として特定の者について定められている所得限度額 150 万円を 300 万円に引き上げた。
- (6) 昭和 51 年から昭和 55 年までの間における長期譲渡所得に対する課税については、他の所得と区分し、次に掲げる税額の合計額を課するものとした。
- イ 特別控除後の譲渡益 2,000 万円以下の部分については、当該部分の道府県民税にあっては 100 分の 2、市町村民税にあっては 100 分の 4 に相当する金額
 - ロ 特別控除後の譲渡益 2,000 万円を超える部分については、譲渡益の 4 分の

- 3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額
- (7) 短期譲渡所得に係る課税の特例の適用期間を昭和56年度まで延長した。
 - (8) 森林施業計画に基づき山林経営を行う個人が山林を現物出資して法人成りする場合の山林所得の課税について、納期限の特例を設けた。
 - (9) 農業生産法人に現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の適用期間を昭和53年度まで延長した。

(二) 法人の道府県民税及び市町村民税

- (1) 法人税法の規定により会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため申告書の提出期限の延長を認められている法人が、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日から2月以内に法人税割額の一部を見込納付し、かつ、徴収の猶予を申請した法人税割額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該見込納付をした法人税割額を限度として、当該納期限から2月以内の期間につき、徴収が猶予されるものとした。
- (2) 第15条の3の徴収猶予等に係る延滞金の率は、日本銀行の基準割引歩合の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とした。

2 事業税

- (一) 小規模な水産動植物の採捕事業については、非課税とした。
- (二) 白色申告者の専従者控除の控除限度額20万円を30万円に引き上げた。
- (三) 事業主控除額150万円を180万円に引き上げた。
- (四) 会計監査人の監査を受けなければならないこと等の理由により決算が確定しないため法定納期限までに申告納付することができないと認められる常況にある法人については、道府県知事の承認を受け、原則として各事業年度終了の日から3月以内に申告納付することができることとした。この場合における徴収の猶予については、当該事業年度終了の日から2月以内に見込納付をし、かつ、徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該見込納付をした税額に相当する金額を限度として、当該納期限から2月以内の期間につき、徴収が猶予されるものとした。
- (五) 第15条の3の徴収猶予等に係る延滞金の率は、日本銀行の基準割引歩合の引上げに応じ、年12.775パーセントの割合の範囲内で定める割合とした。
- (六) 事業税については、標準税率に1.1を乗じて得た率を超える率で課することができないものとした。

3 不動産取得税

- (一) 次に掲げる不動産の取得については、非課税とした。
 - (1) 雇用促進事業団が設置及び運営を行う移転就職者のための宿舎の用に供する不動産

- (2) 農用地開発公団の事業の施行に伴う換地又は交換分合により取得する土地
 - (3) 地域振興整備公団の行う換地処分により取得する建築物の一部等又は保留地
- (ニ) 次のとおり課税標準の特例措置を講じた。

- (1) たばこ耕作組合等が葉たばこの育苗又は貯蔵のための共同利用施設を日本専売公社の補助を受けて取得した場合の課税標準は、当該施設の価格から当該補助を受けた額に相当する額を控除することとした。
- (2) 国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて農用地開発公団が新設し又は改良した特定の農業用施設を都道府県から譲渡しを受けた場合の課税標準は、その取得が昭和52年3月31日までに行われた場合に限り、その施設の価格からその施設の新設又は改良につき同公団が補助を受けた額に相当する額を控除することとした。

- (三) 入会林野等の整備近代化による土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を昭和52年3月31日まで延長した。

4 道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税

- (一) 課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数の算定をする場合における刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれその1グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算するものとした。
- (二) 課税標準算定の基礎となる額に乘すべき製造たばこの本数については、昭和50年度分及び昭和51年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に限り、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数とした。

5 料理飲食等消費税

- (一) 飲食店等における飲食の免税点1,200円を1,700円に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点600円を850円に引き上げた。
- (二) 旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点2,400円を3,400円に引き上げた。

6 固定資産税

- (一) 農用地開発公団が行う農用地開発公団法第19条第1項第1号イ又はロの事業の施行に係る土地について一時利用地等の指定があった場合には、一時利用地等に対応する従前の土地の所有者等を所有者とみなすことができるものとした。
- (二) 次に掲げる固定資産については、非課税とした。
 - (1) 農用地開発公団が直接その本来の事業の用に供する特定の固定資産
 - (2) 年金福祉事業団が年金福祉事業団法第17条第1号に規定する業務の用に供する特定の固定資産
 - (3) 国際協力事業団が国際協力事業団法第21条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する業務の用に供する特定の固定資産

(4) 厚生年金基金及び厚生年金基金連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫

(三) 次のとおり課税標準の特例を設けた。

(1) 地方鉄軌道の新線建設に係る構築物のうち、道路との立体交差化施設に係る特定の線路設備の課税標準を、その価格の3分の1（新設後5年度間はその価格の6分の1）の額とした。

(2) 一般ガス事業者を構成員とする中小企業等協同組合等が新設した一般ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する特定の償却資産の課税標準を、新設後5年度間はその価格の3分の1の額、その後の5年度間はその価格の3分の2の額とした。

(四) 外国貿易船に係る非課税措置を廃止し、外航船舶の課税標準額の2分の1の額を課税標準とする特例措置を設けた。

(五) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長した。

(1) 特定地中化配電設備に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和53年1月1日までの間に新設されたものについて適用すること。

(2) 原油備蓄施設に係る課税標準の特例措置の期限を延長し、昭和52年3月31日までの間に新設されたものについて適用すること。

(3) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置の期限を延長し、昭和53年1月1日までの間に新築されたものについて適用すること。

7 電気税及びガス税

(一) ガス税の税率100分の4を100分の3に引き下げた。

(二) 紡績糸、ねん糸及び織物の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置について、対象となる繊維の範囲に、合成繊維、さく酸繊維及び絹を加えるとともに、税率を一律2パーセント（改正前毛に係るものにあつては4パーセント）とし、適用期間を昭和50年6月1日から昭和53年5月31日までとした。

(三) 紙の製造の用に供する電気に対して課する電気税の軽減措置の適用期限を昭和53年5月31日まで延長した。

(四) 産業用電気に係る電気税の非課税措置のうちベンゾール、塩化ビニール等24品目に係る措置を廃止した。

8 特別土地保有税

(一) 土地区画整理事業の施行に係る土地について仮使用地がある場合には、仮使用地の使用又は収益の開始をもって土地の取得と、仮使用地の使用者をもって土地の所有者等とみなすことができることとした。

(二) 次に掲げる土地又はその取得については、非課税とした。

(1) 厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が基金の加入員等の福祉を増進するた

めの特定の施設の用に供する土地

- (2) 年金福祉事業団が特定の保養のための特定の施設の用に供する土地
- (3) 新住宅市街地開発事業の用に供する土地を譲り受けた特定の者が特定の公益的施設の用に供する土地
- (4) 日本住宅公団等が法律に基づき工業団地造成事業又は流通業務団地造成事業の用に供する特定の土地

9 自動車取得税

道路運送車両法第 41 条の規定により昭和 51 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び電気自動車に係る税率は、改正前の税率から、昭和 50 年 4 月 1 日から昭和 51 年 3 月 31 日までに取得されたものについては 100 分の 2、昭和 51 年 4 月 1 日から前記の保安基準に適合しない乗用自動車の生産が認められる期間の終了する 6 月前までに取得されたものについては 100 分の 1（電気自動車については 100 分の 2）を、それぞれ控除した税率とした。

10 入 湯 税

税率 40 円を 100 円に引き上げた。

11 事 業 所 税

都市環境の整備に要する費用に充てるため、市町村の目的税として事業所税を次により創設した。

(一) 事業所税の課税団体は、都(特別区の存する区域に限る。)及び次に掲げる市(以下「指定都市等」という。)とした。

- (1) 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市
- (2) (1)に掲げる市以外の市で首都圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域を有するもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる市以外の市で人口 50 万人以上のもののうち特定のもの

(二) 事業所税は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)において法人若しくは個人の行う事業又は事業所等の用に供する家屋の新築若しくは増築に対し、当該事業所等又は家屋所在の指定都市等において、当該事業を行う者又は当該家屋の建築主に課すること。この場合において、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課する事業所税は、資産割額及び従業者割額の合算額によって課することとした。

(三) 次に掲げる事業所等については、非課税とした。

- (1) 国及び法人税法第 2 条第 5 号の公共法人に係る事業所等
- (2) 法人税法第 2 条第 6 号の公益法人等に係る事業所等（収益事業以外の事業に係るものに限る。）

(3) 農林漁業の生産の用に供する施設、福利厚生施設、教育文化施設、中小企業の共同化のための施設等

(四)1) 事業に対して課する事業所税の課税標準は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積及び従業者給与総額とした。

	資 産 割	従 業 者 割
法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積	事業年度中に支払われた従業者給与総額
個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積	その年中に支払われた従業者給与総額

(2) 事業所等の新增設に対して課する事業所税の課税標準は、新增設に係る事業所等の床面積とした。

(伍) 一定の事業所等については、課税標準の特例を設けた。

(六) 税率は、資産割にあっては一平方メートルにつき300円、従業者割にあっては100分の0.25、事業所等の新增設に対して課する事業所税にあっては一平方メートルにつき5,000円とした。

(七)1) 事業に対して課する事業所税は、指定都市等の区域内において、同一の者につき、法人に対して課するものにあつては事業年度の末日、個人に対して課するものにあつてはその年の12月31日の現況において、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積又は従業者数以下である場合には、課さないこととした。

資 産 割 1,000平方メートル
従業者割 100人

(2) 事業所等の新增設に対して課する事業所税は、新增設に係る事業所等の床面積が2,000平方メートル以下である場合には、課さないこととした。

(八)1) 事業に対して課する事業所税の徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日とすることとした。

法 人 事業年度終了の日から2月を経過する日
個 人 翌年3月15日

(2) 事業所等の新增設に対して課する事業所税の徴収については、申告納付の方法によるものとし、その納期限は、当該新增設の日から1月を経過する日とすることとした。

12 沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例

沖縄国際海洋博覧会の開催に伴う特例措置として、外客の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対しては、当該行為が昭和50年6月1日から昭和51年2月29日

までの間に行われたときに限り、料理飲食等消費税を課さないこととするほか、博覧会の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講じた。

地方交付税法の改正(昭和50年法律第52号)

1 単位費用の改正

- (一) 児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の財源を措置することとした。
- (二) 教職員定数の増加、教員給与の改善、教育施設の整備、私学助成の拡充等教育水準の向上に要する経費の増額を図った。
- (三) 市町村道、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備に要する経費の財源を増強した。
- (四) 過密地域及び過疎地域に係る財政需要の基準財政需要額への算入の強化を図るとともに、公害対策、交通安全対策、消防救急対策、消費者行政及び土地対策に要する経費を充実した。
- (五) 広域市町村圏内における基幹生活道路の整備を引き続き推進するための措置を講じた。
- (六) その他各種の制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定した。

2 その他

公共用地の円滑な取得を図るため、昭和50年度に限り、「臨時土地対策費」を設けた。

公職選挙法の改正(昭和50年法律第63号)

1 衆議院議員の定数は正に関する事項

衆議院議員の総定数を、当分の間、511人(改正前は491人)とし、11の選挙区について20人増加することとした。このうち、6人以上となる6選挙区(埼玉県第一区、千葉県第一区、東京都第七区、神奈川県第一区、同第三区及び大阪府第三区)はそれぞれさらに2つの選挙区に分割し、その他の5選挙区(東京都第十区、神奈川県第二区、愛知県第一区、同第六区及び兵庫県第一区)はそれぞれ定数を1人増加することとした。

2 供託金に関する事項

供託金の額を、各選挙につきおおむね改正前の3倍程度の額に引き上げた。

3 選挙公営等に関する事項

(一) 選挙運動用自動車の使用の公営

国会議員の選挙においては、候補者は、その者に係る供託物が没収されることとならない場合に限り、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内

で、選挙運動用自動車を無料で使用することができるものとした。

(二) ポスターの作成の公営

国会議員の選挙においては、候補者は、その者に係る供託物が没収されることとならない場合に限り、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター（参議院全国選出議員の選挙については、選挙運動用ポスター）を無料で作成することができるものとした。

(三) 新聞による政策広告の公営

総選挙及び通常選挙においては、確認団体が、選挙運動の期間中、政策の普及宣伝及び演説の告知のために行う広告で、自治大臣の定めるところにより、同一寸法で、いずれか一の新聞において行うものについては、4回を限り無料とするものとした。

(四) 選挙運動用の通常葉書の枚数の増加

選挙運動用の通常葉書の枚数を各選挙につき増加した。

(五) 選挙運動用ビラ

- (1) 国会議員の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画として、通常葉書のほか、新たに一定の規格内の選挙運動用ビラ2種類以内に限り、法定枚数以内で証紙をはったものを、頒布することができるものとした。
- (2) (1)のビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができないものとした。
- (3) 候補者は、その者に係る供託物が没収されることとならない場合に限り、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、(1)のビラを無料で作成することができるものとした。

4 後援団体等の政治活動用文書図画の規制に関する事項

候補者若しくは候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)(以下「候補者等」という。)の政治活動のために使用される候補者等の氏名又は氏名類推事項を表示する文書図画及び後援団体の政治活動のために使用される後援団体の名称を表示する文書図画は、(1)政令で定める総数の範囲内で、候補者等又は後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとに2を限り、掲示する一定の規格内の立札及び看板の類、(2)ポスターで、ペニヤ板、プラスチック板等で裏打ちされていないもの、(3)政治活動のための演説会等の会場においてその開催中使用されるもの、(4)確認団体が使用することができるものを除いては、一切掲示できないこととした。

5 候補者等の寄附の禁止等に関する事項

(一) 候補者等が当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下同

じ。)内にある者に対してする寄附は、政党その他の政治団体若しくはその支部又は親族に対してする場合及び候補者等が政治上の主義又は施策を普及するため当該選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会(任期満了前90日に当たる日又は解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間に行われるものを除く。)に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合を除き、選挙に関すると否とを問わず、禁止することとした。そして、この場合の講習会等の集会には、参加者に対して饗応接待が行われるようなものを含むものと解してはならないものとした。

- (二) 候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、候補者等の氏名を表示し又はその氏名が類推されるような方法で当該選挙区内にある者に対してする寄附は、政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合を除き、当該選挙に関すると否とを問わず、禁止することとした。
- (三) 何人も、候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は親族がする場合を除き要求してはならないものとした。
- (四) (一)から(三)により禁止される寄附には、花輪、供花、香典、又は祝儀として供与され、又は交付されるもの等が含まれることを明記した。

6 機関紙誌及び一般紙誌の頒布に関する事項

(一) 機関紙誌の頒布制限

- (1) 政党その他の政治団体の機関紙誌の号外等については、選挙期間中は、選挙に関する報道評論を掲載したものを頒布することができないものとした。また、機関紙誌の号外等で選挙に関する報道評論を掲載していないものについても、当該選挙区の特定の候補者の氏名又は氏名類推事項が記載されているときは、選挙期間中は、当該選挙区内では頒布できないものとした。
- (2) 選挙に関する報道評論を掲載した確認団体の届出機関紙誌の本紙誌で引続いて発行されている期間が六月以上のものの頒布については、選挙期間中は、通常の方法(当該選挙の期日の公示又は告示の日前六月間平常行われていた方法をいい、臨時又は特別の方法を含まない。)に限られることとした。

(二) 一般紙誌の頒布制限等

- (1) 選挙に関する報道評論を掲載した一般紙誌の頒布については、選挙期間中は、定期購読者以外の者に対しては有償でする場合に限るものとした。
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙については、選挙期間中選挙に関する報道評論を掲載したものを頒布することができる適格新聞紙となることができる要件を緩和し、引続いて発行されている期間の要件を改正前の1年から6月に短縮するものとした。

7 連座制に関する事項

総括主宰者、出納責任者又は地域主宰者が買収等の刑に処せられたときは、当選人は、その旨の通知を受けた日から30日以内に検察官を被告として、高等裁判所に対し、これらの者が総括主宰者等に該当しないことを理由とし、当選が無効とならないことの確認を求める訴訟を提起しない限り、当選が無効となるものとした。

8 その他

解散電報等の禁止、選挙運動員の実費弁償等の政令委任、貨物自動車の使用の特例の廃止、罰金の引上げその他所要の規定の整備を図るものとした。

政治資金規正法の改正(昭和50年法律第64号)

1 総則に関する事項

(一) 政治資金規正法の目的

政治資金規正法は、議会制民主主義のもとにおける政党その他の政治団体の機能の重要性にかんがみ、その政治活動が国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにするため、政党その他の政治団体の届出、政治資金の収支の公開及び授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とするものとした。

(二) 政治資金規正法の基本理念等

- (1) 政治資金規正法は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやすくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならないものとした。
- (2) 政党その他の政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやすくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならないものとした。
- (3) 改正法の施行後5年を経過した場合には、その施行状況を勘案し、政治資金の個人による拠出を一層強化するための方途及び会社、労働組合その他の団体が拠出する政治資金のあり方について、更に検討を加えるものとした。

(三) 政治団体・政党その他の用語の意義

(1) 政治団体

イ 政治団体とは、次に掲げる団体をいうものとした。

- (イ) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (ロ) 特定の公職の候補者(候補者となろうとする者及び公職にある者を含

む。以下同じ。)を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

ハ 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

ロ 次に掲げる団体は、政治団体とみなすものとした。

イ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

ロ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党から自治大臣に届け出たもの）

(2) 政 党

政党とは、政治団体のうち次の各号の一に該当するものをいうものとした。

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙において、一定の要件に該当する政治団体として、公職選挙法の規定による自治大臣の確認を受けたもの

ロ 直近において行われた参議院議員の通常選挙において、一定の要件に該当する政治団体として、公職選挙法の規定による自治大臣の確認を受けたもの

ハ 前2号の規定に該当する政治団体に属していない衆議院議員又は参議院議員が5人以上所属しているもので、他の政党に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属していないもの

(3) そ の 他

イ 党 費 ・ 会 費

党費又は会費とは、いかなる名称をもってするを問わず、政治団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づく金銭上の債務の履行として当該政治団体の構成員が負担するものをいうものとした。

ロ 寄 附

寄附とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいうものとした。

なお、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなすものとした。

ハ 政治活動に関する寄附

政治活動に関する寄附とは、政治団体に対してされる寄附又は公職の候補

者の政治活動（選挙運動を含む。）に関してされる寄附をいうものとした。

2 政治団体の届出等に関する事項

(一) 政治団体の届出

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日等を、都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣に届け出なければならないものとした。なお、この場合には、その綱領、党則、規約等の文書を提出しなければならないものとした。

(二) 政治資金団体の指定

政党は、各政党につき一の団体を限り当該政党の政治資金団体になるべき団体として指定することができるものとし、政党が政治資金団体を指定したときは、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとした。政党がその指定を取り消したときも、同様とした。

(三) 政治団体の名称の公表等

- (1) 政治団体の届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は、自治大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地並びに当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨を、遅滞なく、公表するものとした。
- (2) 政党が政党の資格を失ったとき、又は政治資金団体が特定の政党に係る政治資金団体でなくなったときは、自治大臣は、遅滞なく、その旨を公表するものとした。
- (3) 前記(一)による届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、これを保管しなければならないものとした。
- (4) 政治団体が解散、目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出があったときは、都道府県の選挙管理委員会又は自治大臣は、遅滞なく、その旨を公表するものとした。

3 報告及び公表等の合理化に関する事項

(一) 会計帳簿の備付け及び記載

会計責任者は、会計帳簿を備え、当該政治団体のすべての収入及び支出並びに当該収入及び支出に係る次に掲げる事項を記載しなければならないものとした。

- (1) 収入については、党費又は会費、寄附、寄附のうちあっせんをされた寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及びその他の収入

(2) 支出については、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びにその支出の目的、金額及び年月日

(二) 収支報告書の提出

(1) 政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年の収支を記載した報告書を、その日の翌日から3月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、4月以内)に、当該選挙管理委員会又は自治大臣に提出しなければならないものとした。

(2) 収支報告書には、次の事項についてその明細を記載しなければならないものとした。

イ 収入については、党費又は会費、同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間1万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間100万円を超えるもの、同一の者によつてあつてをされた寄附で、その金額の合計額が、政党又は政治資金団体に対するものにあつては年間1万円、その他の政治団体に対するものにあつては年間100万円を超えるもの、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及びその他の収入でその金額が10万円以上のもの

ロ 支出については、人件費、光熱水費その他の一定の経費以外の支出で1万円以上のものについては、その支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに当該支出の目的、金額及び年月日

(3) 収支報告書の記載については、政治団体の会計責任者が前記(2)のイにより記載すべき寄附以外の寄附について、前記(2)のイの例により報告することを妨げないものとした。

(三) 監査意見書の添付

政党及び政治資金団体の会計責任者は、収支報告書に党則等に基づいて設けられた会計監査を行う者の監査意見を記載した書面を添付するものとした。

4 寄附の制限に関する事項

(一) 寄附の量的制限

(1) 政治活動に関する寄附は、年間を通じて、次に掲げる額を超えてはならないものとした。

イ 個人のする寄附	2,000万円
ロ 会社のする寄附	
資本又は出資の金額が50億円以上のときは	3,000万円
10億円以上50億円未満のときは	1,500万円
10億円未満のときは	750万円

ハ	労働組合及び職員団体のする寄附	
	組合員又は構成員の数が10万人以上のときは	3,000万円
	5万人以上10万人未満のときは	1,500万円
	5万人未満のときは	750万円
ニ	会社、労働組合及び職員団体以外の団体のする寄附	
	前年における年間の経費の額が6,000万円以上のときは	3,000万円
	2,000万円以上6,000万円未満のときは	1,500万円
	2,000万円未満のときは	750万円

(2) 前記(1)のロからニまでに規定する寄附の額は、資本等の金額が100億円以上の会社、組合員等の数が15万人以上の労働組合及び職員団体又は前年における年間の経費の額が8,000万円以上のその他の団体については、3,000万円に、それぞれ資本等の金額が50億円を超える金額50億円ごと、組合員等の数が10万人を超える数5万人ごと、又は前年における年間の経費の額が6,000万円を超える金額2,000万円ごとに500万円(その合計額が3,000万円に達した後においては、300万円)を加算した金額(その加算する金額の合計額が7,000万円を超える場合には、7,000万円を加算した金額)とした。

(3) 当分の間、政党、政治資金団体及び公職の候補者以外の政治団体に対してされる寄附については、前記(1)及び(2)に規定する寄附の限度額の別枠とし、当該限度額の2分の1に相当する額を超えてはならないものとした。

(4) 前記(1)から(3)までに掲げる制限のほか、同一の政治団体等に対する政治活動に関する寄附は、年間150万円を超えてはならないものとした。ただし、この制限は、政党及び政治資金団体に対する寄附については適用しないものとした。

(5) 政治団体がする寄附及び個人が遺贈によってする寄附については、制限しないものとした。

二 寄附の質的制限

(1) 特定会社のする寄附の制限

イ 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。)の交付の決定を受けた会社その他の法人及び国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、一定期間、政治活動に関する寄附をしてはならないものとした。ただし、これらの者が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又は当該公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、この限りでないものとした。

ロ 地方公共団体と前記イの関係と同様の関係にある会社その他の法人は、当該地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者又は当該公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとした。

ハ 3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をしてはならないものとした。

(2) 匿名の寄附等の禁止

イ 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けてはならないものとした。

ロ 本人の名義以外の名義又は匿名による政治活動に関する寄附は、禁止するものとし、これらの寄附に係る金銭又は物品の提供があったときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとした。

(3) 寄附のあっせんの規制

イ 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該あっせんに係る行為をしてはならないものとした。

ロ 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該寄附を集めてはならないものとした。

5 政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置に関する事項

政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人のする政治活動に関する寄附で、政治資金規正法又は公職選挙法の規定による報告がされたもので一定の要件に該当するものは、その寄附金について税制上の優遇措置を講じた。

6 罰則の整備に関する事項

政治活動に関する寄附の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けた。

昭和50年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律(昭和50年法律第77号)

1 地方交付税に係る特例

(一) 昭和50年度分の地方交付税の総額については、次の措置を講じて当初予算計上額を確保するとともに、給与改定等のための所要の財源措置を講じた。

- (1) 臨時地方特例交付金 220 億円を一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れること。
 - (2) 1 兆 1,199 億 8,000 万円を交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れること。
- (バ) 給与改定等に伴い、昭和 50 年度分の単位費用の特例を設けた。
- (ビ) 昭和 50 年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を償還することに伴い、昭和 53 年度から昭和 60 年度までの間に限り、地方交付税の総額は、当該各年度における法定額から当該各年度における償還所要相当額を減額した額とした。

2 地方債に係る特例

昭和 50 年度に限り、地方税の減収により、地方財政法第 5 条の地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債を起こすることができることとした。

昭和 42 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の改正(昭和 50 年法律第 80 号)

1 地方公務員の共済制度の改正に関する事項

(ア) 恩給制度の改正に伴う事項

- (1) 地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額については、恩給の増額改定措置に準じ、①昭和 48 年度以前の退職に係るものについて、昭和 50 年 8 月分から 29.3% 増額するものとし、②昭和 44 年度以前の退職に係るものについて、昭和 51 年 1 月分から退職時期の区分により恩給水準と公務員給与水準との格差を是正する措置を講じた。
- (2) 恩給の最低保障額の引上げに伴い、退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げた。
- (3) 80 歳以上の者に給する普通恩給又は扶助料に高齢者加給の措置が講ぜられたことに伴い、80 歳以上の高齢者に係る退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、退職年金条例職員期間等で退職年金を受ける最短期間年限を超える年数に応じて年金の額を増額する措置を講じた。
- (4) 増加恩給の額が増額されたことに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げた。
- (5) その他恩給制度の改正に伴い、所要の措置を講じた。

(イ) その他の事項

- (1) 廃疾年金を受ける権利は、廃疾の状態に該当しなくなった日から廃疾の状態に該当することなく 3 年を経過したときに消滅するものとし、廃疾の状態に該当しなくなったときは、その間、廃疾年金の支給を停した。

(2) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を 310,000 円に引き上げた。

(3) 旧沖繩県町村吏員恩給組合の恩給条例が昭和 21 年 1 月 29 日から昭和 45 年 6 月 30 日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定により退職料等の受給権を有することとなる者について、当該退職料等を支給する措置を講ずるとともに、旧樺太にあった市町村の退職年金条例の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付の受給権を有していた者について、当該退職料等を支給する措置を講じた。

(4) 長期給付の給付額の算定の基準となるべき給料の取扱いの改正に伴い、昭和 44 年度以前に給付事由の生じた退職年金等のうち年金額の是正を要すべきものについては、その是正措置を講じた。

(5) その他更新組合員又はこれに準ずる者の特定の雇用状況にあった期間に係る通算要件の緩和等所要の規定の整備を図った。

2 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定をした。

3 地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項

地方団体関係団体職員共済組合が支給する退職年金等について、地方公務員共済組合制度における前記 1 の(一)の(3)及び 1 の(二)の(2)に準ずる措置を講じた。

石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)

1 総則に関する事項

(一) 目的 この法律は、大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われている区域又は大量の石油若しくは高圧ガスが取り扱われることとなると認められる区域で政令で指定するもの(以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。)に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のための総合的な施策の推進を図ることを目的とした。

(二) 責務等 第 1 種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在する一定数量以上の石油等を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)を設置する者及び第 2 種事業所(第 1 種事業所以外の事業所で一定数量以上の石油等その他の物質を取り扱う事業所をいう。以下同じ。)を設置する者(以下「特定事業者」という。)の災害の発生及び拡大の防止のための責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の施策について定めた。

2 新設等の届出、指示等に関する事項

(一) 石油及び高圧ガスを保有する第 1 種事業所の新設等(新設及び変更をいう。)をしようとする者は、その計画を主務大臣に届け出なければならないものとし、主

務大臣は、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区等の各施設地区等の面積及び配置が災害の拡大の防止に支障を生ずるおそれがあると認められるときは計画の変更又は廃止を指示することができることとした。

- (ニ) 消防法又は高圧ガス取締法の規定による許可権者は、新設等の届出に係る施設の許可の申請について一定期間許可をしてはならないこととするともに、届け出た新設等の計画について(一)の指示があった場合において、当該施設が指示に従って変更された計画に適合していないと認める等のときは、許可をしてはならないこととした。
- (三) 新設等の計画を届出た第1種事業者は、(一)の指示がされるまで又は一定の期間が経過するまでは、事業所の新設又は変更をしてはならないこととした。
- (四) 主務大臣は、新設等の計画又は指示に適合していない事業所を設置している者等に対し、当該事業所についてその施設の使用の停止を命ずることができることとした。

3 特定事業者に係る災害予防に関する事項

- (一) 特定事業者は、主務省令で定める基準に従って流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設その他の特定防災施設等を設置しなければならないこととした。
- (二) 特定事業者は、政令で定めるところにより、要員及び資機材を備えた自衛防災組織を設置しなければならないこととした。
- (三) 特定事業者は、防災管理者を選任し、自衛防災組織を統括させることとした。
- (四) 特定事業者は、自衛防災組織の業務の実施についての防災規程を作成しなければならないこととした。
- (五) (一)の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業者は、共同して自衛防災組織の業務の一部に代えて、要員及び資機材を備えた共同防災組織を設置することができることとした。
- (六) 特定事業者は、共同して、災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成等を業務とする特別防災区域協議会を置くよう努めなければならないこととした。

4 災害に関する応急措置に関する事項

- (一) 事業所の責任者の異常現象についての消防機関への通報義務を明らかにするとともに、消防機関は、直ちに、これを警察署、海上警備救難機関等の関係機関に通報しなければならないこととした。
- (二) 災害時における自衛防災組織及び共同防災組織の災害防除活動の実施及び市町村長、管区海上保安本部の事務所の長等のこれら組織に対する指示について定めた。

5 防災に関する組織及び計画

- (一) 都道府県に、石油コンビナート等防災本部を置き、石油コンビナート等防災計画の作成及び実施の推進、災害時における都道府県、関係地方行政機関、関係市町村、関係公共機関の災害応急対策等の連絡調整等を行わせることとした。
- (二) 石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)は、都道府県知事を本部長とし、関係特定地方行政機関の長、関係市町村の長及び消防機関の長、特定事業者の代表者等を本部員とすることとした。
- (三) 防災本部の指示のもとに、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害応急対策等を実施するため、災害発生時に、現地防災本部を置くことができることとした。
- (四) 石油コンビナート等特別防災区域の防災に関する総合的な計画を作成することとした。

6 緑地等の設置に関する事項

- (一) 地方公共団体の長は、公害防止対策事業として緑地等の設置事業を行うことができる地域以外の地域において、防災のための緩衝地帯として緑地等を設置しようとするときは、その設置計画を定め、主務大臣の承認を受けることとした。
- (二) 緑地等の設置の費用については3分の1を第1種事業者に負担させることができることとした。
- (三) 緑地等の設置に要する経費のうち事業者の負担すべき費用を除いた額について国はその2分の1を補助することができるとともに当該事業に係る地方債の元利償還費について地方交付税により措置することとした。

7 その他の事項

- (一) 主務大臣は、石油コンビナート等特別防災区域を指定するときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととした。
- (二) 主務大臣等は、この法律の施行に関し、特定事業者に対し報告を徴収し、又は立入検査を行うことができることとした。
- (三) 都道府県知事は高圧ガス取締法の規定、及び市町村長はこの法律又は消防法の規定に基づく権限の行使等について、相互に通報し、災害の発生又は拡大の防止のため必要な措置を要請することができることとした。
- (四) 国は、特定事業者に対し、防災施設又は設備の設置等に要する費用について必要な資金のあっせん等を行うこととした。
- (五) 罰則その他必要な規定を設けた。
- (六) 消防法の一部を次のように改正した。
 - (1) 多量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に危険物保安統括者を設置しなければならないこと。

- (2) 一定の製造所、貯蔵所又は取扱所について定期点検を行わせること。
 - (3) 危険物が流出したときの応急措置の実施命令について定めること。
 - (4) 危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災危険を生じさせた者についての処罰について定めること。
- (戊) 地方交付税法、消防施設強化促進法等関係法律の一部を改正した。

二 総理府関係

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の改正(昭和50年法律第3号)

- 1 北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を改定した。
- 2 北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額の支給限度額を改定した。

山村振興法の改正(昭和50年法律第7号)

1 山村の役割

山村が国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている地域であることを明らかにした。

2 山村振興の目標

山村振興の目標を追加して、医療の確保及び集落の整備を図ること等を明らかにした。

3 振興山村における特別措置等

(一) 基幹道路の整備

- (1) 振興山村における基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で関係行政機関の長が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の新設及び改築については、都道府県が行うことができることとし、その経費は都道府県が負担し、その経費に対する国の負担又は補助については、基幹道路を都道府県道又は都道府県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道とみなした。
- (2) (1)により経費を負担する都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の適用団体である場合には、その基幹道路の新設及び改築の事業を同法の開発指定事業とみなして同法の規定を適用する等国の負担又は補助の割合について特例を設けた。

(二) 住宅金融公庫からの資金の貸付け

住宅金融公庫は、山村振興計画のうち集落の整備に関する計画ののっとり振興山村の住民が行う住宅の建設等が円滑に行われるよう資金の貸付けについて配慮することとし、この資金については償還期間及び据置期間の特例を設けた。

(三) 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け

農林漁業金融公庫は、振興山村において農林漁業を営む者に対し、都道府県知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うこととし、この資金の種類、利率、償還期間及び据置期間を定めた。

四 医療の確保

国及び地方公共団体は、振興山村における医療を確保するため、無医地区に関し、必要な事業が実施されるよう努めなければならないこととした。

五 地域文化の保存

国及び地方公共団体は、山村において伝承されて来た演劇、音楽その他の文化的所産を保存するため適切な措置が講ぜられるよう努めなければならないこととした。

4 山村振興法の有効期限

山村振興法の有効期限を昭和 60 年 3 月 31 日まで延長した。

5 山村振興計画の承認等の手続きの簡素化を図ることとした。

一般職の職員の給与に関する法律の改正(昭和 50 年法律第 9 号)

1 俸給表の改定

- (一) 教育職俸給表の俸給月額を改定した。
- (二) 教育職俸給表(二)及び(三)について、特一等級を設けた。

2 義務教育等教員特別手当の支給

- (一) 義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、月額 9,000 円を超えない範囲内において、職務の等級及び月俸の別に応じて、義務教育等教員特別手当を支給することとした。
- (二) 高等学校等に勤務する教育職員に対し、義務教育諸学校に勤務する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、義務教育等教員特別手当を支給することとした。

奄美群島振興開発特別措置法の改正(昭和 50 年法律第 12 号)

奄美群島振興開発計画に基づく事業に要する経費のうち、一般国道の新設、改築又は修繕に要する経費に対する国の負担の割合を 10 分の 9 以内とした。

自動車安全運転センター法(昭和 50 年法律第 57 号)

自動車安全運転センターを法人とし、資本金、設立、役員、評議員会、業務等について定めた。

恩給法等の改正(昭和 50 年法律第 70 号)

1 恩給年額の 38.1%増額

- (一) 恩給年額を昭和 49 年度における公務員給与の改善率により昭和 50 年 8 月分から 29.3%増額することとした。
- (二) (一)の措置によるほか、恩給と公務員給与との水準差を補填するため、恩給年額

を昭和51年1月分からさらに6.8%増額することとした。

2 普通恩給等の最低保障の改善

普通恩給又は普通扶助料の最低保障額を引き上げた。

3 扶養加給の増額

(一) 傷病恩給受給者の妻に係る加給の年額を引き上げるとともに、増加恩給(これに相当する程度の特別傷病恩給を含む。)受給者の扶養家族のうち、2人までに係る加給の年額を引き上げた。

(二) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、2人までに係る加給の年額を引き上げた。

4 80歳以上の高齢者の恩給の算出率の特例

80歳以上の者に給する普通恩給又は80歳以上の者に給する扶助料の基礎となる普通恩給の年額を計算する場合においては、实在職年の年数が普通恩給所要最短年限を超える1年につき基礎俸給年額の300分の1に相当する金額を普通恩給の年額に加えること。ただし、300分の10を限度とすることとした。

5 65歳未満の傷病者の併給普通恩給に対する最低保障の適用

65歳未満の短期在職者に給する普通恩給で、増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給と併給されるものについては、その实在職年の年数に応じ、65歳以上の短期在職者に給する普通恩給と同額の最低保障を行うこととした。

6 旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大

(一) 引き続き实在職年が3年以上7年未満の兵たる旧軍人又はその遺族に対し、一時恩給又は一時扶助料を支給することとした。

(二) 下士官以上の旧軍人に係る一時恩給又は一時扶助料の支給要件のうち「下士官以上としての在職年が6月以上」という要件を廃止した。

7 旧軍人等の加算年の年額計算への算入要件の緩和

旧軍人等の加算年を普通恩給の年額計算の基礎在职年に算入する場合における年齢要件を緩和し、65歳以上70歳未満の者についてもこの算入措置を及ぼすこととした。

8 特別加給の増額

第二項症以上の増加恩給(これに相当する程度の特例傷病恩給を含む。)受給者に給する特別加給の年額を引き上げた。

9 準公務員期間の通算要件の緩和

准訓導、昭和22年12月31日以前の特定郵便局長等の準公務員が公務員となった場合における当該準公務員期間の通算要件のうち、引き続き公務員となったことという要件を緩和した。

10 低位号俸の繰上げ

一般文官に係る恩給の基礎となる仮定俸給年額が兵の仮定俸給年額未満であるときは、その年額を、兵の仮定俸給年額と同額に引き上げた。

11 1の恩給年額の増額措置に伴い、一定額以上の普通恩給に対する恩給外所得による停止の基準について、所要の措置を講じた。

一般職の職員に給与に関する法律の改正(昭和50年法律第71号)

1 俸給表の改定

- (一) 全俸給表の全俸給月額を引き上げた。
- (二) 医療職俸給表(ロ)に特2等級を新設した。

2 諸手当の改定

- (一) 初任給調整手当について、医療職俸給表(ロ)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を14万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(ロ)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対し、支給月額の限度額を3万円に引き上げ、同時に支給期間の限度を35年に延長した。
- (二) 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を6,000円に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を2人までについてはそれぞれ2,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については、4,000円)に引き上げた。
- (三) 住居手当について、月額5,000円を超える家賃を支払っている職員(公務員宿舎の入居者等を除く。)に同手当を支給することに改め、その支給月額は、月額11,000円以下の家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から5,000円を控除した額とし、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員にあつては家賃の月額から11,000円を控除した額の2分の1の額(その控除した額の2分の1が3,000円を超えるときは3,000円)を6,000円に加算した額に引き上げた。
- (四) 通勤手当について、交通機関等利用者に係る全額支給の限度額を月額1万円に、全額支給の限度額を超える部分の2分の1加算の限度額を1,500円に引き上げるとともに、自転車等使用者に係る支給月額を、自転車等の使用距離が片道10キロメートル未満の場合は月額1,600円に、片道10キロメートル以上の場合は月額2,800円(調整手当非支給官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合は月額3,100円、片道15キロメートル以上の場合は月額4,200円)に引き上げた。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に支給する通勤手当についても、同様に引き上げた。
- (五) 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を10,100円に引き上げた。

(内) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を日額16,500円に引き上げた。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正(昭和50年法律第76号)

職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における旅費について次のように改正を行った。

- 1 日当、宿泊料、移転料等の定額を上げるとともに、職務の等級による旅費の支給区分を改めた。
- 2 外国旅行における日当及び宿泊料の支給に係る地域区分を改めた。

許可、認可等の整理に関する法律(昭和50年法律第90号)

一 風俗営業等取締法関係

ぱちんこ屋その他これに類する営業の許可の更新期間を3月から6月に延長した。

二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律関係

府県知事等が制限施設の新設又は増設について許可等の処分をする場合、床面積の合計が3,000平方メートル未満の作業場については、国土庁長官及び関係行政機関の長の承認を要しないこととした。

三 不動産登記法関係

一の法務局管内において、不動産が当該法務局及び地方法務局管内又は数個の地方法務局管内の登記所の管轄区域にまたがる場合における管轄登記所の指定に関する法務大臣の権限を法務局長に委任することができることとした。

四 工場抵当法関係

一の法務局管内において、工場又は工場財団を組成する数個の工場が当該法務局及び地方法務局管内又は数個の地方法務局管内の登記所の管轄区域にまたがる場合における管轄登記所の指定に関する法務大臣の権限を法務局長に委任することができることとした。

五 外国人登録法関係

- 1 外国人が本邦に入ったときは60日以内、本邦において外国人となったときは30日以内に登録の申請をしなければならないこととなっているのを、それぞれ30日延長し、90日以内又は60日以内とすることとした。
- 2 登録原票の記載事項に変更を生じた場合には14日以内に変更登録の申請をしなければならないこととなっているのを、族券番号等一定の記載事項の変更については、登録証明書の引替交付申請等の際に併せて申請することができることとし、在留資格及び在留期間の変更については、申請を要しないこととした。
- 3 新規登録を受けた日から3年ごとに切替交付申請をしなければならないこととなっているのを、登録証明書の引替交付等の申請をして新たな登録証明書の交付

を受けたときは、その後3年間切替交付申請を要しないこととした。

4 再入国許可を受けて出国する者は登録証明書を入国審査官に提出し再入国した後、市町村において返還を受けなければならないこととなっている手続を廃止した。

5 返納登録証明書を市町村長から法務大臣に送付させる手続を廃止した。

六 地方鉄道軌道整備法関係

補助金の交付申請書を提出した地方鉄道業者が損益計算書その他の書類を提出すべき時期を毎営業年度経過後2月以内から3月以内に延長した。

七 気象業務法関係

1 気象測器の検定及び型式証明の手数料の額は実費を勘案して運輸省令で定めることに改め、手数料を定める手続を合理化することとした。

2 依頼による気象証明等及び委託による気象測器等の検定等の手数料の納付は運輸省令で定めるところによることに改め、手数料の納付を定める手続を合理化することとした。

八 建設業法関係

建設業者が貸借対照表等を提出すべき時期又は使用人数等の変更に係る事項を届出すべき時期を毎営業年度経過後2月以内から3月以内に延長した。

九 都市計画法関係

都市計画法の規定に基づく許可、認可等の処分取消し、変更、効力の停止等の監督処分を行おうとする場合において、相手方が正当な理由がなく聴聞に応じないとき又は緊急やむを得ないときは、聴聞を省略することができることとし、当該聴聞に関する規定を整備した。

十 住宅金融公庫法関係

住宅金融公庫が業務の委託手数料を定める場合における主務大臣の認可を廃止した。

十一 住宅地区改良法関係

市町村が施行する住宅地区改良事業に係る事務で都道府県知事の権限に属するもののうち改良地区内の建築行為等の許可、土地の試掘等の許可等に関する事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行うものとした。

十二 測量法関係

測量業者が貸借対照表等を提出すべき時期を毎営業年度経過後2月以内から3月以内に延長した。

三 大蔵省関係

昭和49年度の稲作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭和50年法律第2号)

昭和 49 年度に政府から交付される 稲作転換奨励補助金又は 稲作転換協力特別交付金について、税制上次の軽減措置を講じた。

- 1 個人が交付を受ける同補助金又は同交付金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。
- 2 農業生産法人については圧縮記帳の特例を設け、当該法人が交付を受ける同補助金又は同交付金については、交付を受けた後 2 年以内に、事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合には、圧縮額を損金に算入する。

所得税法の改正(昭和 50 年法律第 13 号)

1 所得税の減税

(一) 人的控除の引上げ

中小所得者の所得税負担を軽減するため、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げた。

(二) 特別の人的控除の引上げ

福祉政策等の見地から、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除及び老人扶養控除(一般の扶養控除に代わるもの)を引き上げた。

(三) 退職所得の特別控除の引上げ

30 年勤続した場合の退職所得の非課税限度を引き上げることを目途に、退職所得控除額を引き上げた。

(四) 白色申告者の専従者控除を引き上げた。

2 所得税制の整備合理化等

(一) 老年者控除の適用要件である所得限度額を 1,000 万円(改正前 500 万円)に引き上げた。

(二) 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を 46 万円(改正前 40 万円)に引き上げた。

(三) 山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額を 50 万円(改正前 40 万円)に引き上げた。

(四) 医療費控除の最高限度を 200 万円(改正前 100 万円)に引き上げるとともに、いわゆる足切限度のうちの定額基準を 5 万円(改正前 10 万円)に引き下げた。

(五) 資産所得について合算課税を行う場合の最低限度額を 1,000 万円(改正前 500 万円)に引き上げた。

(六) 予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を 5 万円(改正前 3 万円)に引き上げた。

(七) 給与所得者が確定申告を要しない限度額を、年間給与収入について 1,000 万円

(改正前 800 万円)に、給与以外のその他の所得について 20 万円(改正前 10 万円)にそれぞれ引き上げた。

法人税法の改正(昭和 50 年法律第 14 号)

- 1 中小企業の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得税についての定額控除額を 1,500 万円(改正前 1,000 万円)に引き上げた。
- 2 改正商法の施行に伴い、法人税の申告・納付制度について次のような整備を図った。
 - (一) 確定申告書の提出期限の延長制度を拡充し、会計監査人の監査を要する等の理由により決算が確定しないため申告期限までに確定申告書を提出できない法人について、税務署長の承認により、申告期限を 1 か月延長することができることとする。
 - (二) (一)により申告期限を延長された法人については、事業年度末から 2 か月以内に見込納付した税額と同額までの範囲内で、延長された申告期限から 2 か月間以内の法人税の延納を認めるものとする。

租税特別措置法の改正(昭和 50 年法律第 16 号)

- 1 利子・配当課税の適正化
 - (一) 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率 25 %を 30 %に引き上げるとともに、適用期限を 5 年延長した。
 - (二) 普通預金等の利子及び一銘柄年 10 万円以下の配当の確定申告不要制度等の特別措置の適用期限を 5 年延長した。
 - (三) (一)の改正と関連し、割引債の償還差益に対する源泉分離課税の税率 10%を 12%に引き上げるとともに、適用期限を 5 年延長した。
- 2 土地譲渡所得課税の適正化
 - (一) 土地の短期譲渡所得の分離重課制度の適用期限を 5 年延長する等個人の土地譲渡所得課税の適正化を図った。
 - (二) 譲渡所得の特別控除を引き上げた。
- 3 海外投資等損失準備金制度について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止する等既存の特別措置の整理合理化を図った。
- 4 農地に対する相続税の納税猶予制度の創設

農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後 20 年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとした。

なお、これに準じ農地等の一括生前贈与の納期限の特例措置を納税猶予制度に切替えたうえで存続させることとした。

5 福祉対策

- (一) 老年者年金特別控除を引き上げた。
- (二) 障害者を雇用する場合の割増償却制度の適用期限を2年延長した。

6 勤労者財産形成・住宅対策

- (一) 住宅貯蓄控除の控除割合及び控除限度額を引き上げた。
- (二) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長した。

- (1) 住宅取得控除制度
- (2) 新築貸家住宅の割増償却制度
- (3) 新築住宅に係る保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

7 中小企業構造改善計画について、商工組合等の構成員が負担する試験研究費賦課金につき任意償却を認めるとともに、商工組合等が取得した試験研究用資産につき圧縮記帳の特例を適用する等中小企業振興のための措置を講じた。

8 昭和51年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適用する乗用自動車に対する物品税について、その課税標準を昭和50年度においては4分の1、昭和51年4月1日以降前記の保安基準に適合しない乗用自動車の生産が認められる期間の終了する6月前までの間においては8分の1（窒素酸化物の排出量が一定の値を超えるものにあつては10分の1）それぞれ減額する等公害対策のための措置を講じた。

9 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の対象に、国内において主として鉱業を営む法人の海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得を追加する等資源対策のための措置を講じた。

10 異常危険準備金の対象とされる農業協同組合連合会の正味収入共済掛金の計算方法を合理化する等農林漁業振興のための措置を講じた。

11 宅地対策等

- (一) 取用等の場合の3,000万円の特別控除の対象に、土地区画整理事業の減価補償金により土地等が買取られる場合等を加えた。
- (二) 特定土地区画整理事業等の場合の2,000万円の特別控除の対象に、名勝又は天然記念物に係る土地が国又は地方公共団体に買取られる場合等を加えた。
- (三) 特定住宅地造成事業等の場合の15,000万円の特別控除の対象に、国土利用計画法に基づく地域開発保全整備計画に係る事業のために土地等が地方公共団体等に買取られる場合等を加えた。
- (四) 特定民間住宅地造成事業の1,500万円の特別控除の適用要件を1ヘクタール以上の宅地造成又は50戸以上の住宅建設用地に引き下げる等緩和するとともに、適用期限を5年延長した。
- (五) 農業協同組合等の宅地等供給事業の1,500万円の特別控除の面積要件を撤廃した。

- (イ) 特定の事業用資産の買換えの特例制度の適用期限を5年延長した。
 - 12(一) 重要文化財を地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得は、国に譲渡した場合と同様に非課税とした。
 - (ロ) 高圧ガス保安設備について、初年度3分の1の特別償却制度を創設した。
 - (ハ) 漁業公害対策、木材備蓄、商品取引債務補償等のための基金で一定の要件を充すものに対する負担金について、課税の特例措置を講じた。
 - (ニ) 国及び日本銀行の外貨借入金並びに一定の民間外貨借入金の利子等を非課税とした。
 - (ホ) 発電用等ナフサ及びゴムの溶剤用等揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の特定用途免税措置について、適用期限を3年延長した。
 - (ヘ) 電子計算機買戻損失準備金制度等の特別措置の適用期限を2年延長した。
- 製造たばこ定価法の改正(昭和50年法律第83号)

たばこ消費に対する税負担の適正化及び財政収入の確保を図るため製造たばこの小売定価を改定することとし、その種類ごとの等級別最高価格を、紙巻たばこについては10本当たり10円ないし20円、刻みたばこについては10グラム当たり10円、パイプたばこについては10グラム当たり20円ないし40円、葉巻たばこについては1本当たり35円ないし120円、それぞれ引き上げる等所要の改正を行うこととした。

昭和50年度の公債の発行の特例に関する法律(昭和50年法律第89号)

- 1 政府は、昭和50年度の一般会計補正予算において見込まれる租税収入等の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとした。
- 2 1の公債の発行は、昭和50年度の出納整理期限である昭和51年5月31日まで行うことができることとし、同年4月1日以後に発行される前記公債に係る収入は、昭和50年度所属の歳入とすることとした。
- 3 1の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととした。

四 文 部 省 関 係

国立学校設置法の改正(昭和50年法律第27号)

- 1 富山医科薬科大学及び島根医科大学を新設し、千葉大学に看護学部を設置することとした。
- 2 弘前大学、京都大学及び鳥取大学に、それぞれ弘前大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び鳥取大学医療技術短期大学部を併設することとした。
- 3 国立大学共同利用機関として、分子科学研究所を新設することとした。

文化財保護法の改正(昭和50年法律第49号)

- 1 有形文化財の定義の中に、学術上価値の高い歴史資料が含まれることを明記するとともに、建造物その他の有形の文化的所産で価値の高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含むことを規定することとした。
- 2 重要文化財及び史跡名勝天然記念物に関する制度の整備を図った。
- 3 文部大臣は、重要無形文化財の指定に当たっては、従来の保持者のほかに、保持団体を認定することができることとした。
- 4 民俗文化財の制度の整備を図った。
- 5 埋蔵文化財に関する制度の整備を図った。
- 6 伝統的建造物群保存地区制度を新設した。
- 7 文化財の保存技術の保護制度を新設した。
- 8 都道府県の教育委員会に、現行の文化財専門委員の制度に代えて、都道府県文化財保護審議会を置くことができることとするとともに、新たに非常勤の文化財保護指導委員を置くことができることとした。
- 9 罰則について、所要の整備を行った。

昭和44年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の改正(昭和50年法律第53号)

一 昭和44年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律関係

- 1 私立学校教職員共済組合が支給する私立学校教職員共済組合法の規定による年金について、国・公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じ、昭和50年8月分から29.3%増額することにより、また、昭和51年1月分から更に6.8%を限度として増額することにより、年金額を引き上げた。
- 2 私立学校教職員共済組合が支給する旧財団法人私学恩給財団の年金について、前記1に準じて引き上げた。
- 3 既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員に係る既裁定年金の最低保障額の引上げに準じ、引き上げた。

二 私立学校教職員共済組合法関係

標準給与の最高額を国・公立学校の教職員の掛金等の算定の基礎となる俸給等の最高限度額の引上げに準じ24万5,000円を31万円に引き上げるとともに、最低額についても3万9,000円を5万2,000円に引き上げた。

学校教育法の改正(昭和50年法律第59号)

- 1 第1条に掲げる学校以外のもので、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として修業年限1年以上及び一定規模以上の組織的な教育を行う施設(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの

及び外国人学校を除く。)は、これを専修学校とすることとした。

- 2 専修学校には、中学校を卒業した者を対象として教育を行う高等課程、高等学校を卒業した者を対象として教育を行う専門課程又はそれ以外の教育を行う一般課程を置くこととした。
- 3 高等課程又は専門課程を置く専修学校は、それぞれ高等専修学校又は専門学校と称することができることとし、これら以外のものは、これらの名称を用いてはならないこととした。
- 4 専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)及びこれらの廃止、設置者の変更並びに目的の変更は、監督庁の認可を要することとした。
- 5 専修学校の設置者、基準、校長、教員、保健などに係る規定を整備した。
私立学校法等の改正(昭和50年法律第60号)

一 私立学校法関係

- 1 第59条の規定中学校法人のうちには、当分の間、学校法人以外の私立の学校の設置者を含むものとする事とした。
- 2 第59条の規定により助成をうける学校法人以外の私立の学校の設置者は、当該助成に係る私立の学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないとする規定を新設した。
- 3 第59条の規定により補助金を受ける学校法人以外の私立の学校の設置者は、当該補助金を受けることとなった年度の翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該学校が学校法人によって設置されるように措置しなければならないとする規定を新設した。

二 日本私学振興財団法関係

学校法人及び民法第34条の法人のほか、更にこれら以外の私立の学校の設置者に対する貸付けを日本私学振興財団の業務に加えるための規定を整備した。

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)

- 1 国は、私立の大学及び高等専門学校の教育研究に係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができるものとし、経常的経費の範囲は政令で定めるものとした。
- 2 都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができるものとした。
- 3 文部大臣は、昭和56年3月31日までの間、特に必要があると認める場合を除き、私立大学、学部等の設置及び収容定員の増加を認可しないものとした。
- 4 その他、経常的経費に係る補助金の減額及び不交付に関する規定を設ける等、所要の規定を整備した。

五 厚生省関係

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の改正(昭和50年法律第1号)

1 災害弔慰金の額

災害弔慰金の額は、100万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定めることとした。

2 災害援護資金の限度額は、法律でその範囲を定めず、政令で定めることとした。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の改正(昭和50年法律第10号)

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

障害年金、障害一時金、扶養親族加給及び特別加給の額並びに遺族年金及び遺族給与金の額を、引き上げた。

二 未帰還留守家族等援護法関係

未帰還者の留守家族に支給する留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に順じて引き上げる等の措置を講じた。

三 戦傷病者特別援護法関係

療養手当及び葬祭費の額を政令で定める額とした。

四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法関係

昭和49年遺族援護法の改正(防空業務に従事した者を準軍属として処遇)により、遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者等の妻に特別給付金を支給することとした。

五 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法関係

日華事変以降の戦没者の遺族で、同一の戦没者に関し公務扶助料、遺族年金等の受給権を有している者がいないものに、特別弔慰金として額面20万円、10年償還の国債を支給することとした。

六 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法関係

昭和49年遺族援護法の改正(防空業務に従事した者を準軍属として処遇)により、障害年金を受けるに至った戦傷病者等の妻に特別給付金を支給することとした。

七 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法関係

昭和49年遺族援護法の改正(防空業務に従事した者を準軍属として処遇)により、遺族給与金を受ける権利を有するに至った戦没者の父母又は祖父母に特別給付金を支給することとした。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)

1(一) 市町村は、下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる

諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画(以下「合理化事業計画」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができるものとした。

- (二) 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項等について定めるものとした。
- 2 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとした。
- 3 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとし、国又は地方公共団体は、当該認定を受けた者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとした。
- 4 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとした。

薬事法の改正(昭和50年法律第37号)

薬局の開設、一般販売業及び薬種商販売業の許可に係る地域的制限に関する規定を削除した。

国民年金法等の改正(昭和50年法律第38号)

一 国民年金法関係

1 福祉年金額の引上げ

- (一) 老齢福祉年金の額9万円(月額7,500円)を14万4,000円(月額1万2,000円)に引き上げた。
- (二) 障害福祉年金の額を一級障害について13万5,600円(月額1万1,300円)を21万6,000円(月額1万8,000円)に、二級障害について9万円(月額7,500円)を14万4,000円(月額1万2,000円)に引き上げた。
- (三) 母子福祉年金及び準母子福祉年金の額11万7,600円(月額9,800円)を18万7,200円(月額1万5,600円)に引き上げた。

2 有期年金の70歳失権を廃止し、終身支給とすることとした。

3 保険料の額を昭和51年4月分から1月につき1,400円とした。

二 国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)関係

国民年金の5年年金の額9万6,000円(月額8,000円)を15万6,000円(月額1万3,000円)に引き上げた。

三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和48年法律第92号)関係

1 5年年金の額9万6,000円(月額8,000円)を15万6,000円(月額1万3,000円)に引き上げた。

2 老齢特別給付金額6万6,000円(月額5,500円)を10万8,000円(月額9,000円)に引き上げた。

3 昭和50年度におけるスライドの実施時期を厚生年金保険及び船員保険については昭和50年11月から昭和50年8月に、国民年金については昭和51年1月から昭和50年9月にそれぞれ繰り上げることとした。

四 厚生年金保険法関係

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で標準報酬月額が7万2,000円以下の者について、標準報酬等級に応じて老齢年金又は通算老齢年金の2割、5割又は8割を支給することとした。

五 船員保険法関係

受給資格期間を満たしている60歳以上65歳未満の被保険者で標準報酬月額が7万2,000円以下の者について、標準報酬等級に応じて老齢年金又は通算老齢年金の2割、5割又は8割を支給することとした。

六 年金福祉事業団法関係

年金福祉事業団に政府が出資することができるものとした。

優生保護法の改正(昭和50年法律第44号)

都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実施指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣の指定するものを販売することができる期間の終期とされている昭和50年7月31日を5年延長した。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の改正(昭和50年法律第47号)

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事項

(一) 特別児童扶養手当の改善

(1) 特別児童扶養手当の額を、重度の障害児1人につき月額11,300円から18,000円に引き上げた。

(2) 廃疾の程度が国民年金法別表二級に相当する程度の障害児を新たに特別児童扶養手当の支給対象障害児とし、1人につき月額12,000円を支給することとした。

(二) 福祉手当の創設

(1) 福祉手当は、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある者に支給するものとする事とした。

- (2) 福祉手当の額は、重度障害者1人につき月額4,000円とすることとした。
- (3) 福祉手当支給の実施機関は、重度障害者の住所を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事及び市町村長とすることとした。
- (4) 福祉手当の支給は、認定の申請を行った日の属する月の翌月から始め、支給事由の消滅した日の属する月で終ることとし、毎年1月、5月及び9月の3期にそれぞれの前月までの分を支払うものとした。
- (5) 所得等による支給の制限を行うこととした。
- (6) 福祉手当の支給に要する費用は、国がその10分の8を、都道府県又は市町村がその10分の2を負担するものとした。

2 児童扶養手当法に関する事項

- (一) 児童扶養手当の額を、児童1人の場合月額9,800円を15,600円に引き上げた。
- (二) 児童扶養手当の支給対象児童の国籍要件を撤廃した。

3 児童手当の額を、児童1人につき月額4,000円を5,000円に引き上げた。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の改正(昭和50年法律第55号)

- 1 爆心地から2キロメートルの区域内で被爆した者に対し、新たに、保健手当を支給することとした。
- 2 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第8条第1項の認定に係る負傷又は疾病の状態にある者に支給する特別手当及び当該状態にない者に支給する特別手当の額をそれぞれ引き上げた。
- 3 健康管理手当の支給に係る年齢制限を撤廃するとともに、その月額を引き上げた。

4 介護手当の改善

介護手当の支給対象者の範囲を拡大した。

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)

1 対象者の範囲について定めた。

2 育児休業の許可

- (一) 国立及び公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等(以下「女子教育公務員等」という。)で、その1歳に満たない子を養育するものは、その子の養育のため、任命権者に対し、休業しようとする期間を定めて育児休業の許可を申請することができることとした。

- (二) 任命権者は、育児休業の許可の申請があったときは、代替職員の臨時的任用が著しく困難な事情にある場合を除き、許可をしなければならないものとした。

(三) 任命権者は、申請に係る子について既に育児休業の許可をしたことがあるときは、特別の事情のある場合を除き、育児休業の許可をしないものとするものとした。

3 育児休業の期間、育児休業の許可の失効等及び不利益取扱いの禁止について定めた。

4 育児休業の効果

(一) 育児休業の期間（育児休業の許可の効力が停止されている期間を除く。以下同じ。）中は、その身分を保有するが、職務に従事しないものとした。

(二) 育児休業の期間については、給与を支給しないものとした。

5 国家公務員である女子教育公務員等の育児休業中の期間の取扱い

(一) 国家公務員である女子教育公務員等に対しては、育児休業期間中については期末手当を支給しないものとした。

(二) 国家公務員である女子教育公務員等の育児休業中の期間は、昇給については2分の1の換算率によって換算することとした。

(三) 国家公務員である女子教育公務員等の退職手当の計算については、育児休業中の期間の2分の1を在職期間とみなすものとした。

(四) 国家公務員である女子教育公務員等の国家公務員災害補償法による補償額の基礎となる平均給与額の算出については、育児休業の期間を基礎としないものとした。

6 地方公務員である女子教育公務員等については、5に準じて、取り扱うように措置するものとした。

7 任命権者は、育児休業の許可をする場合には、支障がないと認めるときを除き、代替職員を臨時的に任用するものとした。

8 私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置

私立の義務教育諸学校等の設置者並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等以外の医療施設、社会福祉施設等を運営する者は、この法律に規定する育児休業の制度に準じて、女子の教育職員又は看護婦、保母等について子の養育のための休業に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。

9 処遇に関する当分の間の措置

(一) 当分の間、この法律の目的の達成に資するため育児休業の許可を受けた女子教育公務員等に対し、法律又はこれを基準として定める条例の定めるところにより、必要な給付を行うことができるものとした。

(二) 人事院は、一般職の国家公務員に係る(一)の給付について、国会及び内閣に対し、必要な事項を勧告するものとした。

六 農林省関係

農業協同組合併助成法の改正(昭和50年法律第8号)

農業協同組合併助成法に定める合併経営計画の都道府県知事に対する認定請求をさらに昭和53年3月31日まで行うことができるよう措置することとした。

畜産物の価格安定等に関する法律の改正(昭和50年法律第26号)

1 牛肉の指定食肉への追加

農林省令で定める規格に適合する牛肉を指定食肉に追加した。

2 畜産振興事業団の保管する牛肉の売渡し

(一) 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)は、指定食肉たる牛肉の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、その保管する牛肉を、売り渡すものとした。

(二) 事業団は、(一)によるほか、その保管する牛肉を、農林大臣が指示する方針に従って、売り渡すことができることとした。

家畜伝染病予防法の改正(昭和50年法律第29号)

1 豚水胞病を家畜伝染病に追加するとともに、その患畜及び疑似患畜を殺処分命令及び死体の焼却等の義務の対象として追加した。

2 牛のブルセラ病及び結核病に係る検査制度を合理化した。

農業振興地域の整備に関する法律の改正(昭和50年法律第39号)

1 農用地利用計画の内容の充実

市町村が定める農用地利用計画の対象となる土地の範囲に、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林省令で定めるものの用に供される土地を加えた。

2 農業振興地域整備計画の作成又は変更に際して行う土地の交換分合について定めた。

3 農用地区域内における農用地利用増進事業について所要の規定を設けた。

4 農用地区域内にある農用地についての特定利用権の設定について所要の規定を設けた。

5 農用地区域内における開発行為の許可について所要の規定を設けた。

6 罰 則

5に違反して開発行為を行った者等は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処するものとする。その他罰則に関する規定を設けた。

外国人漁業の規制に関する法律の改正(昭和50年法律第50号)

1 外国漁船の船長は、寄港の許可(第4条)の規定にかかわらず、政令で定める特定漁獲物等を本邦に陸揚げし、又は他の船舶に転載することを目的として、当該外国漁船を本邦の港に寄港させてはならないものとする。こととした。

- 2 外国漁船以外の船舶(もっぱら漁業に従事する日本船舶を除く。)の船長は、特定漁獲物等を漁港において陸揚げし、又は漁港区に陸揚げしてはならないものとする事とした。

飼料の品質改善に関する法律の改正(昭和50年法律第68号)

1 題名及び目的

- (一) 題名を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に改めた。
(二) 本法は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とした。

2 定義規定を整備した。

3 飼料の製造等に関する規制

- (一) 製造方法等の基準及び成分規格の設定等について所要の規定を設けた。
(二) 有害な物質を含む飼料等の販売の禁止について定めた。
(三) 廃棄又は回収の命令等について定めた。
(四) (一)により製造の方法につき基準が定められた飼料又は飼料添加物のうち、その製造の過程において特別の注意を必要とする一定のものの製造業者は、当該飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、当該飼料又は飼料添加物の製造に関し一定の資格を有する飼料製造管理者を置かなければならないものとした。

4 規格適合表示、表示の基準となるべき事項の設定等につき所要の規定を設けた。

5 罰則について所要の整備を行った。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の改正(昭和50年法律第69号)

一 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法関係

経営資金及び事業資金の貸付限度額を2倍に引き上げた。

二 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関係

- 1 激甚^{じん}災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金の貸付限度額を2倍に引き上げた。
2 激甚^{じん}災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額を2倍に引き上げた。

七 通商産業省関係

高圧ガス取締法の改正(昭和50年法律第30号)

1 保安管理組織の強化

(一) 第1種製造者(冷凍のため高圧ガスの製造をする者を除く。)は、次の措置をしなければならないこととした。

(1) 事業所ごとに、保安統括者を選任し、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理させること。

(2) 事業所ごとに、高圧ガス製造保安責任者免状(以下「製造保安責任者免状」という。)の交付を受けている者のうちから、保安技術管理者を選任し、保安統括者を補佐して、高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的事項を管理させること。

(3) 製造施設の区分ごとに、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、保安係員を選任し、高圧ガスの製造のための施設の維持、製造の方法の監視その他高圧ガスの製造に係る保安に関する技術的事項を管理させること。

(二) 大規模な高圧ガス製造者は、次の措置をしなければならないこととした。

(1) 製造施設の区分ごとに、製造保安責任者免状の交付を受けている者のうちから、保安主任者を選任し、保安技術管理者を補佐して、保安係員を指揮させること。

(2) 大規模な高圧ガス製造者は、事業所ごとに、一定の高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者のうちから、保安企画推進員を選任し、危害予防規程の立案及び整備、保安教育計画の立案及び推進等の業務に関し、保安統括者を補佐させること。

(三) 高圧ガス製造者に対し、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員に高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)の行う保安講習を受けさせることとするほか、その他所要の規定を整備した。

2 危害予防規程の強化

大規模な高圧ガス製造者は、危害予防規程を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、協会の意見を聴き、その意見書を都道府県知事への認可申請書に添付しなければならないこととした。

3 保安教育計画の強化

都道府県知事は、保安教育計画が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないとき認めるときは、その変更を命ずることができることとした。

4 特定設備に対する規制を強化した。

5 容器に対する規制を整備した。

6 附属品に対する規制についての規定を設けた。

7 高圧ガス保安協会を強化した。

8 製造の届出制に係る規制を強化した。

9 そ の 他

1から8までの改正に伴い、許可、検査、試験等に係る手数料、罰則等について所要の改正を行うとともに、必要な条文の整理を行った。

中小企業近代化促進法の改正（昭和50年法律第51号）

1 近代化計画の策定

(一) 中小企業近代化基本計画と中小企業近代化実施計画とを一本化して中小企業近代化計画とし、主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、指定業種に属する中小企業について、近代化計画を定めるものとした。

(二) 近代化計画には、次に掲げる事項について定めるものとするものとした。

(1) 目標年度における近代化の目標及び製品等の供給の見通し

(2) 新商品又は新技術の開発、設備の近代化その他の近代化の目標を達成するために必要な事項

(3) 従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全その他の近代化に際し配慮すべき重要事項

2 構造改善計画の承認等

(一) 特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人は、新商品又は新技術の開発、生産又は経済の規模又は方式の適正化、その他の構造改善に関する事業について、その目標、内容及び実施時期並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載した中小企業構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができるものとするものとした。

(二) 特定業種に属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、関連業種に属する事業を行う者又は関連事業者を構成員とする商工組合等と共同して、特定事業に係る構造改善事業について構造改善計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができるものとするものとした。

(三) 主務大臣は、構造改善計画が、近代化計画に定める近代化の目標を達成するため適当なものであることその他の政令で定める基準に該当すると認めるときは、その承認をするものとするものとした。

3 新分野進出計画の承認等

(一) 需給構造その他の経済事情の変動による著しい影響を受けていることその他の政令で定める基準に該当する業種であつて、新たな事業分野への進出を促進することが特に必要であるものとして事業所管大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者を構成員とする商工組合等は、新分野進出計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができるものとした。

(二) 主務大臣は、新分野進出計画が、当該進出促進業種に属する事業を行う構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができる事業の分野への進出に係るものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認め

るときは、その承認をするものとした。

(三) (一)の承認を受けた商工組合等の構成員たる中小企業者であってその承認に係る新分野進出計画に定める設備の処理を実施しようとするものに、設備処理計画を作成し、その計画が、新分野進出計画を円滑に実施するため適当である旨の主務大臣の承認を受けることができるものとした。

4 資金の確保

政府は、近代化計画に定める近代化のための設備の設置、構造改善事業及び新分野進出事業に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとした。

5 課税の特例を追加した。

八 建設省関係

下水道事業センター法の改正(昭和50年法律第41号)

題名を「日本下水道事業団法」に改めるとともに、事業団の業務の範囲を拡大する等の改正を行った。

宅地開発公団法(昭和50年法律第45号)

1 法人格、事務所、資本金及び役員について所要の規定を設けた。

2 業務の範囲

(一) 公団は、次の業務を行うものとした。

(1) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

(2) 公団の行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設等の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと等。

(二) 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、住宅の用に供する宅地の造成等の業務を行うことができるものとした。

3 投資

公団は、建設大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設の建設若しくは賃貸その他の管理又は当該宅地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行う事業に投融資をすることができるものとした。

4 業務方法書

公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとした。

5 地方公共団体の長の意見の聴取

公団は、宅地の造成をしようとするときは、宅地の造成計画について、あらかじめ、当該宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならないものとした。

6 道路法等の特例を設けた。

- 7 予算等の認可、区分経理、借入金及び債券、関連施設整備事業助成基金、監督等について所要の規定を設けた。

都市再開発法の改正(昭和50年法律第66号)

1 市街地再開発事業の区分

市街地再開発事業を現行の手續(権利変換手續)により行われる第一種市街地再開発事業と第五の手續により行われる第二種市街地再開発事業とに区分した。

2 市街地再開発事業に関する都市計画

(一) 第一種市街地再開発事業の施行区域の条件は、おおむね現行の条件に該当する土地の区域内とするほか、新たに市街地再開発促進区域内の土地の区域を加えるものとした。

(二) 第二種市街地再開発事業の施行区域は、次に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならないものとした。

(1) 第一種市街地再開発事業の施行区域の条件に該当する土地の区域であること。

(2) 次のいずれかに該当する土地の区域で、その面積が3ヘクタール以上のものであること。

イ 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数に対する割合が政令で定める割合以上であり、かつ、これらの建築物が密集しているため、災害の発生のおそれが著しく、又は環境が不良であること。

ロ 当該区域内に駅前広場、大規模な火災等が発生した場合における公衆の避難の用に供する公園又は広場その他の重要な公共施設で政令で定めるものを早急に整備する必要がある、かつ、当該公共施設の整備と併せて当該区域内の建築物及び建築敷地の整備を一体的に行うことが合理的であること。

3 市街地再開発促進区域

(一) 市街地再開発促進区域に関する都市計画

(1) 高度利用地区内にあること等第一種市街地再開発事業の施行区域の条件に該当する土地の区域で、その区域内の宅地の所有者又は借地権者による市街地の計画的な再開発の実施を図ることが適切であると認められるものについては、都市計画に市街地再開発促進区域を定めることができるものとした。

(2) 市街地再開発促進区域に関する都市計画においては、公共施設の配置及び単位整備区(市街地再開発促進区域内における建築敷地の造成及び公共施設の用に供する敷地の造成を一体として行うべき土地の区域をいう。)を定めるものとした。

(二) 市街地再開発促進区域内の市街地再開発事業等の施行について定めた。

(三) 市街地再開発促進区域内における建築行為の規制等について定めた。

4 個人施行者

高度利用地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、1人で、又は数人共同して、第一種市街地再開発事業を施行することができるものとし、所要の規定を設けた。

5 第二種市街地再開発事業の施行

(一) 譲受け希望の申出及び賃借り希望の申出

施行地区内の宅地の所有者若しくは借地権者又は建築物の所有者は、建築施設の部分につき譲受け希望の申出をすること、施行地区内の建築物の借家権者は、施設建築物の一部につき賃借り希望の申出をすることができるものとし、所要の規定を設けた。

(二) 管理処分計画について定めた。

(三) 建築施設の部分による対償の給付等について定めた。

(四) 権利関係の確定等について所要の規定を設けた。

6 高度利用地区における制限内容を改正した。

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）

1 総 則

(一) 目 的

この法律は、大都市地域における住宅市街地の開発に関し、宅地開発協議会の制度を設けるとともに、土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域内における住宅地の整備又はこれと併せて行う中高層住宅の建設について必要な事項を定める等特別の措置を講ずることにより、大量の住宅地の供給と良好な住宅街区の整備とを図り、もって大都市地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(二) 国及び関係地方公共団体の責務

国及び関係地方公共団体は、大都市地域（首都圏、近畿圏又は中部圏の既成市街地及びその近郊地域）における住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに基づき、新たに必要となる住宅地の供給を確保するため、相当規模の住宅市街地を開発する事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならないものとした。

2 宅地開発協議会

大都市地域において住宅市街地を計画的に開発する事業の促進に関し必要な協議を行うため、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、国の関係行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、宅地開発協議会を組織するものとした。

3 土地区画整理促進区域

4 (一) 土地区画整理促進区域に関する都市計画

大都市地域の市街化区域のうち、一定の要件に該当する土地の区域については、都市計画に土地区画整理促進区域を定めることができるものとした。

- (二) 土地区画整理促進区域内の宅地の所有者又は借地権者の責務について定めた。
- (三) 土地区画整理促進区域内における建築行為等の制限等について定めた。

4 特定土地区画整理事業

(一) 市町村の責務等

(1) 市町村は、土地区画整理促進区域に関する都市計画の決定後2年以内に、土地区画整理事業の施行の認可等がされていない土地の区域については、施行の障害となる事由がない限り、土地区画整理事業を施行するものとした。ただし、土地区画整理促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から要請があった場合等一定の場合には、その期間内であっても、これを施行することができるものとした。

(2) 都府県、日本住宅公団又は宅地開発公団は、市町村と協議の上、1の土地区画整理事業を施行することができるものとした。

- (二) 特定土地区画整理事業（土地区画整理促進区域内の土地についての土地区画整理事業）の事業計画及び換地計画について所要の規定を設けた。

5 住宅街区整備促進区域

(一) 住宅街区整備促進区域に関する都市計画

大都市地域の市街化区域のうち一定の要件に該当する土地の区域については、都市計画に住宅街区整備促進区域を定めることができるものとした。

(二) 宅地の所有者等の責務

住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、できる限り速やかに、住宅街区整備事業（住宅街区整備促進区域内において、土地の区画形質の変更、公共施設の整備及び共同住宅の建設を一体として行う事業）を施行する等により、当該住宅街区整備促進区域に関する都市計画の目的を達成するよう努めなければならないものとした。

- (三) 住宅街区整備促進区域内における建築行為等の制限等について定めた。

6 住宅街区整備事業

(一) 施 行 者

(1) 住宅街区整備事業の施行者は個人施行者、住宅街区整備組合、市町村、都府県、日本住宅公団又は地方住宅供給公社とするものとした。

(二) 市町村の責務

(1) 市町村は、住宅街区整備促進区域に関する都市計画の決定後2年以内に、住宅街区整備事業の施行の認可等がされていない土地の区域については、施行の

障害となる事由がない限り、住宅街区整備事業を施行するものとした。ただし、住宅街区整備促進区域内の宅地について所有権又は借地権を有する相当数の者から要請があった場合等一定の場合には、その期間内であっても、これを施行することができるものとした。

(2) 都府県、日本住宅公団又は地方住宅供給公社は、市町村と協議の上、1の住宅街区整備事業を施行することができるものとした。

(三) その他都市計画事業との関連、事業計画、測量及び調査のための土地の立入り建築行為等の制限等、既存住宅区、集合農地区及び義務教育施設用地、宅地の立体化、保留地の処分等について所要の規定を設けた。

昭和50年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律（昭和50年法律第85号）

昭和49年度の揮発油税等の収入額の予算額が決算額に不足する額を昭和50年度の道路整備費の財源に充てるため、道路整備緊急措置法第3条第1項の規定の適用について特例を設けた。

九 運輸省関係

道路運送車両法の改正（昭和50年法律第34号）

自動車の登録、検査等に関する手数料の額の範囲を次のとおり改めた。

区 分	最高限度額	
	改正後	改正前
1 新規登録	600円	300円
2 変更登録、移転登録及びまつ消登録	400円	200円
3 臨時運行の許可	400円	200円
4 回送運行許可証の交付	2,000円	1,000円
5 登録事項等証明書の交付	900円	500円
6 自動車整備士の技術検定	1,100円	600円
7 新規検査、継続検査等	1,400円	700円
8 自動車検査証等の再交付	400円	100円
9 自動車の型式指定	220,000円	15,000円
10 優良自動車整備事業者の認定	12,000円	4,000円
11 指定自動車整備事業の指定	21,000円	6,000円

十 労働省関係

作業環境測定法（昭和50年法律第28号）

1 作業環境測定の実施

(一) 事業者は、労働安全衛生法第65条の規定により、同条に規定する作業場のう

ち一定の作業場の作業環境測定（作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）という。）を行うときは、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならないこととした。

(二) 事業者は、(一)の作業場の作業環境測定を他の者に委託して実施するときは、作業環境測定機関に委託しなければならないこととした。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでないこととした。

2 作業環境測定士等

(一) 作業環境測定士について、定義、登録、登録の取消等作業環境測定士試験及び名称の使用制限の規定を設けた。

(二) 指定試験機関及び指定講習機関の指定、業務に対する監督等に関し所要の規定を設けた。

3 作業環境測定機関について、定義、登録、作業環境測定の実施、業務規程、登録の取消等及び名称の使用制限の規定を設けた。

4 その他労働大臣等の権限、政府の援助等について規定するとともに、労働安全衛生法の所要の改正を行った。

中小企業退職金共済法の改正(昭和50年法律第40号)

1 退職金共済制度における掛金月額の上上げ

退職金共済制度における掛金月額の最低額400円を800円に、最高額4,000円を10,000円に引き上げるとともに、4,000円を超える掛金月額を5,000円までは500円刻み、5,000円を超える場合は1,000円刻みとするものとした。

2 退職金給付に対する国庫補助の増額

退職金給付に対する国庫補助の対象部分の掛金月額400円に対応するものを掛金月額800円に対応するものに引き上げるものとした。

3 掛金納付月数の通算条件の緩和

退職後一定期間以内に再び被共済者となった場合に掛金納付月数の通算を行い得る期間の退職後1年以内を2年以内に延長するとともに、被共済者の都合による退職の場合であっても、労働省令で定めるやむを得ない事情に基づく場合は、掛金納付月数を通算することができるものとした。

4 特定業種退職金共済制度における退職金支給要件の緩和

特定業種退職金共済制度における退職金の支給要件である掛金納付期間の特定業種掛金納付月数が36月以上であることを24月以上であることに改めた。

5 特定業種退職金共済制度における掛金日額の範囲の上上げ

特定業種退職金共済組合が定款で定めることができる掛金日額の範囲の「10円以

上100円以下」を「60円以上300円以下」に引き上げた。

勤労者財産形成促進法の改正(昭和50年法律第42号)

1 勤労者財産形成貯蓄の改善

(一) 財形貯蓄の範囲の拡大

新たに、一定の郵便貯金、生命保険、簡易生命保険、農業協同組合等の生命共済、宅地債券等を勤労者財産形成貯蓄(以下「財形貯蓄」という。)に加えた。

(二) 転職した場合の継続措置

勤労者が転職した場合、転職先において、転職前に締結した契約に基づいて引き続き財形貯蓄を行うことができるようにすることとした。

2 勤労者財産形成給付金制度の新設

(一) 勤労者財産形成給付金契約

この法律において「勤労者財産形成給付金契約」とは、事業主が、労使の合意に基づき、信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社と締結した勤労者(公務員及び公共企業体の職員を除く。)を受益者とする信託、勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険、勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済又は勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託の設定の委任に関する契約で、①信託金等の払込みに充てられる金銭は、当該事業主がその金額を拠出すること、②毎年、一定の時期に信託金等の払込みを行うこと、③信託金等の払込みは、払込み前1年間を通じて財形貯蓄の残高を有していた勤労者を受益者等とし、各勤労者について年間一定額を限度とする金額により行うこと、④各勤労者に対しては、原則として7年経過ごとに、その間の払込金とその運用益の金額(以下「財産形成給付金」という。)が、一時金として支払われるべきこと等の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいうこととした。

(二) 課税の特例

一時金として財産形成給付金の支払を受けた勤労者に対しては、租税特別措置法で定めるところにより、課税について特別の措置を講じた。

(三) 中小企業勤労者財産形成助成金

雇用促進事業団は、勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする一定の中小企業の事業主に対し、助成金を支給することとした。

3 勤労者の持家建設の推進

(一) 財形持家個人融資制度の新設

(1) 雇用促進事業団の行う融資

雇用促進事業団(以下「事業団」という。)は、事業主又は事業主団体に対し、財形貯蓄を行った一定の勤労者にその持家の取得のために貸し付ける資金の貸

付けを、当該勤労者の負担を軽減するために必要な措置を講ずることを貸付要件として、各勤労者についてその者の有する財形貯蓄の残高の2倍相当額(一定額を限度とする。以下「貸付限度額」という。)の範囲内で行うこととした。

(2) 住宅金融公庫等の行う融資

住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、(1)の勤労者で、事業主又は事業主団体から事業団の行う(1)の貸付けに係る持家の取得のための資金の貸付けを受けることができないものに対し、当該事業主又は事業主団体が当該勤労者の負担を軽減するために必要な措置を講ずる場合に限り、当該勤労者に係る貸付限度額の範囲内で、持家の取得のための資金の貸付けを行うものとした。

(3) 共済組合等の行う融資

公務員及び公共企業体の職員に対する持家の取得のための資金の貸付けは、これらの者の共済組合等が、これらの者に係る貸付限度額の範囲内で行うこととした。

(二) 融資の原資

事業団の行う現行の持家分譲融資及び(一)の(1)による貸付け、住宅金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の行う(一)の(2)による貸付け又は共済組合等の行う現行の持家分譲業務及び(一)の(3)による貸付けに必要な資金は、(二)により調達するものとし、その額は、財形貯蓄の残高のうち一定の額を超えないようにするものとする事とした。

(三) 資金の調達

事業団、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等が、(二)に定める資金を調達するため、財形貯蓄を受け入れた金融機関等又は生命保険会社等に対して協力を求めたときは、当該金融機関等又は生命保険会社等は、その資金の調達に応じなければならないこととした。

4 その他

財形貯蓄の範囲の拡大に伴う税制上の特別措置、財産形成給付金についての税制上の特別措置及び勤労者財産形成給付金契約に係る払込金及びその運用益についての税制上の特別措置について所要の規定を設けた。

第16次地方制度調査会の答申

地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあり方に関し、昭和50年7月23日第16次地方制度調査会は内閣総理大臣に対して答申を行った。

地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあり方に関する答申

は し が き

当調査会は、昨年10月以降、長期的視野の下における社会経済情勢の変化に対応する地方行財政上の諸方策について検討を加えているところであるが、最近における厳しい内外の経済諸情勢の下で国、地方を通ずる財政の硬直化が重要な問題となっていることにかんがみ、当面緊急の課題として、本年1月地方財政の硬直化を是正するためにとるべき方策を中心とした地方行財政のあり方を取り上げ、これについて審議を重ねた結果、次の結論を得たのでここに答申する。

第1 地方財政の硬直化

今日の我が国の経済諸情勢の下においては、国、地方を通じて財政が著しく硬直化し、今後の財政運営は極めて困難な局面を迎えることが予想される。

地方財政がこのような状況に陥った原因については様々な見方があるが、最近の地方財政の推移をみると、地方財源の絶対的不足のために最低の行政水準さえ確保することができなかった昭和30年代前半と異なり、経済の高度成長によってもたらされた財政収入の大幅な自然増収に支えられて、各種公共施設の整備及び社会福祉施策の充実が図られてきた反面、人件費、扶助費等の義務的経費を始めとして財政規模が拡大し、次第に財政の体質が悪化していったために、高度成長から安定成長への移行に伴い財政収入の伸びが鈍化する中で収支の均衡を保持することができない地方公共団体が多くなってきているのである。

このように硬直化しつつある地方財政の現状にかんがみ、国は地方財政の自主的かつ健全な運営の助長に努め、その自律性を損ない又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならず、地方公共団体もまた、自らの財政運営の健全化を図るとともに、国の政策に反し、又は国及び他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならないという地方財政運営の基本に立ち帰り、両者が相携えて財政硬直化の打開に当たるべきである。

このような観点から、国は地方公共団体に新たに人員の増加や経費負担の増加をも

たらずような施策を行わないように努めることはもとより、既定の事務事業の見直しを積極的に行うとともに、超過負担の解消等国庫補助負担制度の改善合理化について速やかに所要の措置を講ずべきである。

地方公共団体においても、厳しい財政環境の下で財政の健全性を維持しつつ住民福祉の向上を図らなければならない責務を認識し、国の財政措置のみに期待することなく、自主性と責任を持って財政運営に当たることを基本として、行財政全般について徹底的な見直しを行い、財政硬直化の是正に努めることが必要である。この場合において、多様化する住民の要望にこたえるための施策を実施するに当たっては、これに要する財源調達のため住民の負担を増加するか、既定の他の施策との振替等を行うかの選択が必要であることについて、住民の理解と協力が得られるよう併せて努力すべきである。

第2 地方財政硬直化をめぐる問題点

1 義務的経費増大の抑制

昭和48年度の義務的経費の決算額は7兆4,412億円であり、歳出総額に占める比率は42.6%である。義務的経費の歳出中に占める比率は、昭和30年度には49.7%と極めて高い比率を示していたが、その後はほぼ一貫して低下の傾向をたどり、昭和46年度には40.5%まで低下したものの昭和47年度からは再び上昇傾向に転じ、昭和48年度も引き続き上昇している。昭和49年度における大幅な給与改定の実施や公共事業の抑制に伴う投資的経費の伸び悩み等を考えると、この比率はさらに上昇するものと見込まれる。

義務的経費の歳出構成比率は、他の経費の増減によっても上下するものであるもので、その比率のみから財政状況を判断することはできないが、一般に、人件費、扶助費、公債費のような本来硬直度の高い義務的経費が増大することは財政がその弾力性を失い、各種の行政需要に対処することが困難となることを意味する。従って、できる限り財政の弾力性を維持するため、義務的経費の増大の抑制に努めるべきである。

(1) 人 件 費

ア 人件費の現状とこれに対する考え方

昭和48年度の人件費の決算額は5兆6,822億円であり、歳出総額に占める比率は32.5%である。人件費の歳出総額に占める比率は、昭和30年度における40%という高い水準から逐年低下の傾向をたどり、昭和47年度には31.1%まで低下したが、昭和48年度には反転して上昇を示し、前年度より1.4%その比率を高めた。昭和49年度においても当該年度における給与改定率、職員の増加状況等から考えて、さらに大幅な人件費の増加があるものと思われる。

近年における地方財政圧迫の重大な要因となっているのは、地方公共団体にお

ける実際の職員数及び給与水準が地方財政計画上のそれを上回っているために、人件費の歳出決算額が、地方財政計画額を著しく超過していることである。人件費の歳出決算額と地方財政計画のikai離は年々拡大する傾向にあり、昭和48年度における実質的ないかい離は約1兆円に達した。

地方公共団体の場合には、国の場合に比較して、職員の配置自体が行政サービスの提供につながる場合が多いことから地方公共団体における人件費の増大はやむを得ないとする意見があるが、そのような面が認められるにしても、その故をもって放漫な支出が許されるものでないことは当然である。

特に人件費は、一旦支出されると次年度以降支出が義務付けられるばかりでなく、後年度における支出が自動的に増大していく性格を有する経費であり、従ってその増加は、地方財政の弾力性の低下、硬直化の進行の重大な要因となるので、今後職員数、給与水準等に検討を加え、人件費の節減合理化を徹底させることが肝要である。

イ 職員増加のすう勢とこれに対する考え方

昭和49年4月1日現在の地方公務員の総数は、約282万人で、昭和44年4月1日現在の約240万人に比し、5年間で約42万人、17.5%の増となっており、また増加数、増加率とも年々増大の傾向にある。

5年間の増加総数42万人の内訳は、教育・警察・消防関係部門約18万人、民生・衛生関係部門約12万人、公営企業等関係部門約4万人、その他約8万人となっている。(上記の数字には、昭和47年5月15日沖繩県が本土に復帰したため、比較の関係上沖繩県及び同市町村の職員数は含まれていない。)

このような近年における地方公務員の増加には、国の法令の制定・改正及び補助事業の予算計上等に起因するものもあるが、同時に、地方公共団体の定員管理、事務管理等の面における増員抑制のための努力が不十分であることによるものも少なくないと考えられる。

従って、この際、地方公共団体においては、既存の事務の見直しを徹底して行い、職員配置の適正化、事務処理の効率化等を図るとともに、事務事業の整理、民間委託等を進めることにより増員の抑制に努める必要がある。

また、国においても、地方公共団体の職員数の増加をもたらすような施策を極力抑制することはもとより、既存の施策についても効果及び必要性の乏しいものの整理を行うとともに、補助事業等に関する各種事務手続の簡素合理化を図る等の措置を積極的に進めるべきである。

なお、国において、教職員、警察官等について定員の基準を定めるに当たっても、現下の情勢に照らし、既定の基準の見直しを積極的に行うとともに、増員の抑制ないし増員計画の実施の繰延べ等を考慮する必要がある。

ウ 給与水準の現状とこれに対する考え方

昭和49年4月1日現在の地方公務員の給与水準は、一般行政職の学歴別・経歴年数別・給与指数により国家公務員と比較をした場合、国家公務員を100として110.6であり、昭和43年に比べ4.9、昭和48年に比べ1.9上昇している。その結果、都道府県及び指定都市の全部、市のうち約90%、町村のうち約52%が国家公務員の給与水準を上回り、地域の生計費、民間給与の状況等を考慮しても適当とはいえない団体が多くなっている。このような高い給与水準は、高い初任給、昇給期間の短縮、職務に対応しない格付け等、その団体における適正を失した給与制度又はその運用に起因すると認められる。

地方公務員の給与は、生計費並びに国、他の地方公共団体及び民間における給与その他の事情を考慮して定められなければならないものとされているところであるが、地方公務員と国家公務員とは、同じく公共の事務に従事するものであり、また等しくその給与財源が租税負担によって賄われているので、地方公務員の給与は国家公務員のそれを基準とし、かつ、地域の生計費及び民間給与の状況を考慮して定めることが適当である。

なお、地方公務員の給与の決定は、究極的には、当該地方公共団体によって自主的に行われるべきものであるとしても、それは当然節度と責任を伴うものであり、その内容と水準において住民の納得と支持が得られるものでなければならない。住民福祉を犠牲にして高い給与を支給し、又はその負担を住民に転嫁するようなことは、地方自治運営上、著しく適切を欠くものといわなければならない。

従って、地方公務員の給与については、地方公共団体における関係機関がそれぞれその機能を十分発揮してその適正な管理を確保することが強く期待される。

すなわち、地方公共団体の長は、給与に関して条例及び規則に基づいた厳正な執行に努めるとともに、既往の措置に基づく不適正な給与については速やかにその是正を図るべきであり、議会は、条例、予算等給与に関する議案の審議に当たっては、当該団体の給与の実態を踏まえ適正な制度の樹立及び運用が図られるよう努めるべきである。また、人事委員会は、その権限に基づき違法・不当な運用を正すとともに、給与改定に当たっては、民間給与及び当該団体の給与の実態を明確に反映させ、既に生じている国家公務員の給与水準との格差是正を図る等適正な報告及び勧告を行うことが強く要請される。

なお、当面の給与問題として地方公共団体がいわゆる人材確保法に基づき教員給与の改善を行うに当たっては、同法の趣旨に即した適正な運用が図られるべきことは当然であるが、この場合において、既に国の措置に先立って改善を行っている団体にあつては、これらの状況を十分勘案して実施することが必要である。

さらに、国の支給率を上回る期末・勤勉手当の支給、旅費・時間外勤務手当の

一律支給等、適切でない制度及び運用もみられるので、これらについても是正措置を講ずることが必要である。また、退職手当については、一部の団体においてその制度及び運用について著しく不適切なものがあるので、早急にこれを改めるべきである。

エ 職員の新陳代謝の促進

職員の新陳代謝を図ることにより公務能率の増進等に資するため、ほとんどの都道府県及び市、約半数の町村が退職勧奨制度を採用しているが、この制度は、退職が最終的には職員の意思に左右されるものであるため、その効果には一定の限界があり、必ずしも十分に機能しているとは認められない。このため、特定の地方公共団体、なかでも一部の市町村においては、職員の高齢化が進み、公務能率の低下、人事管理に対する障害、財政への圧迫等の事態も起こっている。

このような状況にかんがみ、地方公共団体における円滑かつ適正な職員の新陳代謝を促進するため、政府は、当調査会が過去数次にわたり答申しているとおり、地方公共団体が必要と認める場合には条例で定年制を採用し得る制度の速やかな実現に努めるべきである。

4) 公 債 費

昭和48年度の公債費の決算額は、6,512億円であり、歳出総額に対する比率は3.7%で、この比率は、昭和40年度以降ほぼ横ばいとなっており、現状では、公債費は、必ずしも地方財政硬直化の要因とはいえない。しかしながら、個々の地方公共団体によっては公債費比率（公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する比率をいう。）が20%を超えているものも見受けられるので、これらの団体にあっては、常に公債費の動向に留意する必要がある。

さらに、今後の安定経済成長の下においては、地方公共団体の一般財源は、これまでのような大きな伸びを期待することができないと考えられるので、地方債の発行に当っては、その償還計画について十分検討を加え、償還費が将来の財政悪化の原因とならないようにすることが必要である。

また、公債費は、地方債の発行規模とともに発行条件によっても大きく左右されるものである。従って、発行条件が地方公共団体に有利となるよう長期・低利の資金、特に政府資金の大幅な増強を図るとともに、貸付条件を改善すべきである。

併せて、公営企業金融公庫資金についても、その拡充及び長期・低利化を図るべきである。

なお、人口急増地域及び辺地・過疎地域の地方公共団体については、生活関連施設の急速な整備が必要とされている現状にかんがみ、一般財源の将来の見通し及び公債費の負担限度に留意しつつ、地方債の活用に努めるべきである。

(3) 地方独自の社会福祉関係経費

最近、地方公共団体独自の社会福祉施策として行われているものとしては、老人医療費の公費負担の適用範囲の拡大、乳幼児医療・心身障害者医療等に対する医療費の公費負担の創設、国の制度に基づく各種手当に対する上乘せ、寝たきり老人介護手当の支給、予備保育設置費補助、生活保護世帯の夏季・年末一時金の支給等が挙げられ、これらに要する経費は、昭和49年度で2,200億円にのぼるものと見込まれている。

このような施策を地方公共団体が実施することについては、地域社会の福祉水準の向上に資するものとしてこれを評価する意見もあるが、全国的に同一の水準を維持すべき社会福祉施策については、国の制度として運営され、逐年その拡充が図られているところであるので、それ以上の水準で実施する地方独自の施策については、当該地方公共団体自らの負担においてこれを実施すべきものであり、その財源を国に期待するようなことは、厳に慎むべきである。この場合に留意すべきことは、社会福祉施策は多大の財源を要する分野であるばかりでなく、一度選択して実行に移した施策は長期にわたって継続し、その水準を引き下げることが困難な性格を持つものであり、これが財政硬直化の一因となることである。従って、地方独自の施策を実施する場合には、長期的な視野から安定的かつ継続的に責任を持ち得る財政的見通しの下に、必要に応じ、他の経費の圧縮若しくは振替えを行い、又は超過課税を行う等により自らの責任で新たに所要財源の調達を図る等慎重に行う必要がある。

なお、都道府県の独自の施策で市町村の負担を伴うものにあつては、その実施に当たって、これらの市町村の財政に及ぼす影響についても十分配慮する必要がある。

2 地方税、地方交付税等一般財源の確保

地方公共団体が地域住民の福祉向上を目指して自主性と責任を持って財政運営を行っていくためには、地方税、地方交付税等の一般財源の充実強化を図る必要がある。

地方税については、基本的には、国・地方を通ずる事務配分、国庫補助負担制度等のあり方との関連において慎重に検討されるべきものであるが、今後の行政が福祉の向上を指向する中で、住民に密着した行政を担う地方公共団体の果たすべき役割の大きいことにかんがみ、住民が地方公共団体に対して直接負担する地方税をできる限り充実強化して、自主財源の確保を図るべきであると考えている。この場合においては、税源の偏在が著しい実態を勘案し、行政の一定水準を全国的に確保するための財源保障と財源調整の機能を果たしている地方交付税制度の活用を図ることを併せ考える必要がある。

なお、毎年度の地方財政の健全な運営を確保するために策定される地方財政計画について、社会経済情勢の推移に即応して、所要の財政需要に適切に対処することができるよう、一般財源の充実強化とあいまって、その内容の充実についてさらに配慮することが望まれるところである。

(1) 地 方 税

ア 既存税源の充実合理化

既存税源の充実合理化を図るため、当面、次のような配慮をすべきである。

- (ア) 住民税については、逐年課税最低限の引上げを中心に大幅な減税が行われ、その結果、人口に占める納税義務者数の割合が著しく低い市町村がかなりみられるが、この税の性格が、地域社会の費用について住民に広くその負担を求めようとするものであること、今後これまでのような多額の自然増収を期待することは困難であること等にかんがみ、その負担の軽減を図る場合には、慎重に対処する必要がある。

なお、均等割の税率は、長期間据え置かれ、あまりにも少額となっているので、その引上げを行うべきである。

- (イ) 事業税については、最近の経済動向から、業種によっては税収入が著しく不安定になってきていることにかんがみ、事業の活動量に応じて負担を求める物税としての性格を明確にするとともに、負担の適正化を図るため、その課税標準に、所得金額のほかに、事業の規模ないし活動量を適確に示すことのできる外形標準を導入することについて検討すべきである。
- (ウ) 地方道路財源を充実するため、現在道路目的税源について2年間の暫定措置が講ぜられており、本年度末をもってその期限が到来することとなるが、生活関連施設ともいうべき地方道の整備が強く要請されているにもかかわらず、地方公共団体、特に市町村の地方道路事業費に占める道路目的財源の比率が著しく低い現状にかんがみ、この際、地方道路目的税源である自動車関係諸税について、その税率を大幅に引き上げるべきである。
- (エ) 地方税における各種の特別措置については、個々の政策目的と租税における公平の原則等との調和を図るという見地に立って適宜見直しを行い、既にその目的を達したと認められるものについては当然廃止する等既得権化や慢性化の排除に努めるとともに、国税における特別措置の影響が地方税に及ぶ場合においてはできる限りこれを回避することとすべきである。

なお、国税においても、法人課税における各種の引当金、準備金の取扱い、交際費等に対する課税については、最近における実態等にかんがみ、再検討のうえその適正化を図るべきである。

- (オ) 事業所税については、課税団体の範囲の拡大について検討のうえ、適切な措

置をとることが望ましい。

- (カ) 超過課税及び法定外普通税は、本来地方公共団体の課税の自主性を尊重する趣旨で設けられているものであり、最近における地方財政の状況からみて、今後この制度を活用する団体が増加することが予想される。これらは、いうまでもなく、納税者に通常の税負担以上の負担を求めるものであるから、必要とする特別の財政需要の緊急性を明確にするとともに、当該財政需要と納税者の税負担の増加との関連等を十分考慮して実施されるべきである。

イ 地方税源充実の将来の方向

我が国経済が安定成長時代に移行した場合においては、従来のような租税の多額な自然増収を期待することは困難であるので、今後、福祉社会の実現を図るためには、租税及び社会保険の負担率を高めざるを得ないものとする。この場合、そのいずれかに比重を置くかは、もとより福祉政策のあり方と関連して検討されなければならない問題であり、また、国民の負担を高めていくことについては、これに対する国民の理解と合意を得よう努める必要がある。

地方税源を充実する場合においては、間接税の拡充、法人課税及び所得課税のあり方を中心に新税の創設及び既存税目の充実強化を図ることが必要であり、また、国税として一般消費税が創設される場合においては、その地方公共団体への配分について適切な配慮が必要であると考えられるが、これらの点については、当調査会において今後さらに引き続き検討を進めることとする。

(2) 地方交付税

すべての地方公共団体が増大する財政需要に対処し、自主的かつ安定的な財政運営を確保し得るようにするためには、前記のように、地方税源の充実強化と併せて、地方交付税の所要額を確保することが必要である。

なお、これまで数次にわたり、当調査会の答申で指摘しているように、地方財政全体の立場から、地方交付税の総額を安定的に確保するためには、地方交付税の年度間調整措置の導入を検討すべきであるが、この場合にも、地方の固有財源としての地方交付税の基本的性格に立脚し、地方財政の自主性が確保されるよう配慮しつつ、地方交付税の長期的な安定確保を図り得る仕組みを確立する必要がある。また、地方交付税の性格からも、現在のように国の一般会計を通ずることなく、地方譲与税と同様、国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置を講ずべきである。

(3) 経済変動と地方歳入の確保

最近の景気の停滞により、国において大幅な歳入欠陥が生ずることが憂慮されているが、毎年度の地方財政計画が国の予算と同一の基調の下に策定されている以

上、これに計上される地方税、地方交付税等についても同じ問題が生ずるおそれがある。

地方財政計画は、国の立場から地方財政対策を明らかにして、毎年度の地方財政の運営を確保するために策定されているものであるから、年度途中において地方税、地方交付税等について地方財政計画に見込まれている歳入額に欠陥を生ずることとなった場合には、国において、当該年度における財政運営に支障をきたすことのないよう適切な措置を講ずべきである。

3 国庫補助負担制度の改善合理化

(1) 国庫補助負担制度の抜本的再検討

ア 国庫補助負担事業の見直しと国庫補助負担率の再検討

国庫補助負担制度については、地方公共団体又はその機関が法令に基づいて実施しなければならない行政で国と地方相互に利害関係のあるものにあつては国庫負担金を支出し、その他の行政で特に国が奨励するもの等にあつては国庫補助金を支出するという基本原則に従つて、国がその責任分担を明確にし、国庫補助負担制度の創設及び国庫補助負担率等の再検討を行うことが必要である。なかんずく、以下に掲げる事項については、早急に検討すべきである。

(ア) 生活関連施設整備費関係補助負担金については、生活関連施設を緊急に整備しなければならないこと、道路、河川等に係る国庫補助負担制度に比し補助率が低いこと等を勘案し、抜本的にその見直しを行うべきである。特に、当面次の事項について改善を加えるべきである。

a 廃棄物処理施設整備費については、補助率を公共下水道並みに引き上げるとともに、標準設計を設ける等明確な補助基準を確立するほか、補助単価の見直しを行うべきである。

b 上水道事業における水源開発施設整備費及び広域化施設整備費については、補助率を引き上げるとともに、事業費のすべてを補助対象とすべきである。また、簡易水道事業施設整備費についても、補助率の引上げを図るべきである。

c 都市公園整備費については、補助率を引き上げるとともに、用地取得費及び施設整備費のすべてを補助対象とすべきである。

(イ) 最近の高等学校進学率の著しい上昇の現状にかんがみ、高等学校生徒増に対処するための校舎等の新增設費については、新たに国庫補助負担制度を創設すべきである。

(ウ) 昭和50年度から、私立高等学校等経常費助成費補助金が新設されたが、最近の私立学校の経営状態、父兄負担の現状及び地方公共団体の助成の状況を勘

案すれば、必ずしも十分ではない。このため、当該国庫補助金については、補助内容の充実強化を図るべきである。

イ 国庫補助負担金の整理統合

国庫補助負担金のうち零細なもの、既に補助目的を達成したもの、期待された補助効果が顕著でないもの、社会経済情勢の変化に伴い実情に合致しなくなったもの等は整理し、その一般財源化を図るべきである。

また、存続する国庫補助負担金については、可能な限り、その統合ないしメニュー化を推進すべきである。

ウ 補助金交付手続の簡素合理化

一般公共事業、災害復旧事業等に係る国庫補助負担金の申請、交付及び精算手続関係事務については、それが複雑煩雑であること等のため地方公共団体に多大な事務量と多額の経費負担をもたらすとともに、職員増の一因ともなっている実情にかんがみ、抜本的な簡素合理化措置を講ずべきである。

(2) 超過負担の解消

いわゆる超過負担には、単価差に係るもの、数量差に係るもの及び対象差に係るものがあるが、このうち、単価差に係る超過負担がかなり正確に、かつ客観的に把握できるものであるのに対し、数量差及び対象差に係る超過負担は、その適正な基準についての認識に差があり、また、基準自体が社会経済情勢の推移に応じ変化するものであることから、その客観的な把握が困難である。このため、単価差以外の部分に係る超過負担の問題は、次の国庫補助負担金の補助基準の問題として検討すべきものとする。

単価差に係る超過負担については、これまでもその解消に努力が払われ、逐年改善されているところであるが、昭和50年度においても関係省庁による実態調査が行われる予定であり、その結果に基づき所要の是正措置を講ずべきである。

国庫補助負担金に係る補助単価を社会経済情勢に適合したものとするためには、地方公共団体及びその関係団体との意見調整を図りながら、関係省庁による実態調査を実施する等絶えずその実態について見直しを行い、単価差が認められる場合には、直ちに是正措置を講ずることが絶対に必要である。

(3) 国庫補助負担金の補助基準のあり方

国庫補助負担金に係る補助対象の範囲、基準数量、標準仕様等の補助基準が適正に設定されないと、国庫補助負担金の額が不当に低くなるおそれがあり、単価差に係る超過負担と同様、地方財政を圧迫する一因となるので、これらの補助基準については、社会経済情勢の推移等に対応し常に見直しを行うことが必要である。特に、当面、以下に掲げる事項について検討すべきである。

(ア) 補助対象範囲については、施設費関係国庫補助負担金における門、さく、へい

等及び必要な用地、義務教育費国庫負担金における短期給付に係る共済負担金並びに補助職員関係国庫補助負担金における共済組合負担金、公務災害補償費、児童手当及び退職手当を新たに補助負担対象とし、下水道事業について補助対象率を引き上げる等、その範囲の適正化を図るべきである。

- (イ) 基準数量については、保育所施設整備費国庫負担金における収容定員1人当たりの基準面積及び警察施設等整備費補助金における警察署、待機宿舍等の基準面積を引き上げ、保育所措置費の基礎となる保母等の設置基準の改善を図る等、実情に即した合理化を行うべきである。
- (ウ) 社会福祉施設整備費、警察施設整備費等については、現在、標準仕様及び標準設計が設定されていないが、早急にこれを設定し、明確な補助基準を確立すべきである。

4 その他の事項

(1) 過密・過疎地域に対する財政措置の充実

ア 人口急増地域に対する財政措置

人口急増市町村においては、人口の急増に伴い義務教育施設、幼稚園、保育所、下水道、廃棄物処理施設、都市公園、消防施設等の各種の公共施設を早急かつ多量に整備する必要に迫られており、市町村財政に大きな圧迫を与えていることから、その財政対策の充実については当調査会においてもこれまでしばしば指摘してきたところである。

このような事態に対処するため、義務教育施設整備を中心とする国庫補助負担制度の改善、日本住宅公団等による公共施設等の立替施行制度の改善、地方債の配慮等の措置が講ぜられてきたが、現在の人口急増市町村のかかえる膨大な財政需要に対処する措置としては必ずしも十分とはいえない。

今後における人口急増地域に対する財政措置としては、これらの財政需要が不可避的なものであることにかんがみ、従来の措置をさらに拡充し強化していくことが必要であり、このため、義務教育施設用地取得等に対する国庫補助制度の存続及び拡充のほか、小中学校屋内運動場、保育所、廃棄物処理施設、都市公園の施設整備事業等の国庫補助負担割合の引上げ、日本住宅公団等による公共施設等の立替施行制度の拡充、地方交付税の算定内容の一層の充実等の措置を講ずべきである。

イ 過疎地域に対する財政措置

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されて以来、同法に基づく各般の施策によって生活環境の向上を中心とした過疎地域の振興が図られてきたが、今年度から実施に移された後期5箇年計画においては、地域の特性を考慮しつつ、

雇用の増大と安定した所得を確保するための産業振興を中心とした地域振興の万途が図られることとなっている。

このような情勢の下において、財政力のぜい弱な過疎市町村が産業振興を中心とした地域振興方策を積極的に推進するとともに、いまだ低い水準にある公共施設の整備を図っていくためには、引き続き関係事業に係る国庫補助負担率の引上げ並びに過疎対策事業債及び辺地対策事業債の充実を図るべきである。

(2) 地方公営企業の経営の健全化

地方公営企業は、最近、内外の厳しい経営環境を反映して、著しくその経営が悪化し、昭和48年度決算における法適用事業の累積欠損金は4,368億円の巨額に達している。

地方公営企業の経営基盤を安定させ、地域住民に対するサービスを確保するためには、その経営の健全化を図ることが刻下の急務である。このため、企業内部の経営の合理化の徹底、料金水準の適正化、地方公共団体の一般会計との負担区分の適正な運用、国庫補助制度の拡充、長期・低利の企業資金の拡充、企業環境の整備等、各般にわたる対策を講ずる必要がある。

(3) 国民健康保険財政のあり方

国民健康保険事業は、本来その財政基盤がぜい弱である上に、老人医療費の無料化、高額療養費支給制度の実施等により保険給付費が急増しているにもかかわらず、これに対する国庫支出金が国民健康保険財政の実態に適合していないこと、本来全額国庫負担の建前とされている事務費交付金が実所要額の6割程度に過ぎないこと、市町村によっては保険料を基準どおり徴収していなかったり法定給付以上の給付を行っているものがあること等の理由により、多くの市町村において多額の赤字を生じ、又は一般会計からの多額の繰入れによって収支の均衡を図っている。

国民健康保険財政の健全化のためには、制度の抜本的検討にまつところが多いが、国としては、老人医療保険制度の確立、国庫支出金の大幅な増額等を図るべきである。また、地方公共団体においても、適正な保険料の確保に一層努力すべきである。

(4) 公営競技収益金の均てん化

公営競技収益金は、昭和48年度で2,534億円の巨額に達し、昭和40年度の5.3倍となっている。

この収益金は、地方公共団体のわずか12.7%に過ぎない424団体の財源であり、わけても収益金が当該団体の標準財政規模を超える団体が19団体、収益金そのものが100億円を超える団体もあるという極めて偏在した財源となっている。

収益金の一部が地方公共団体に偏在することは、単に当該団体の財政が公営競技収益に極端に依存するという財政運営上の問題を生ずるにとどまらず、地方財政全

体からみても、地方公共団体間の財源配分を著しく不公平なものとし、ひいては多額の収益金を有する団体とその他の団体との間におけるもろもろの行政サービスの不均衡をもたらすのみならず、他の地方公共団体の行政運営に大きな累を及ぼす要因ともなっている。

公営競技収益金の一部地方公共団体への偏在を是正し、地方公共団体相互間の均衡のとれた行政運営を確保するためには、収益金の均てん化の方策を強力に実施することが肝要であり、このための方策として、当面、既に昭和45年度から実施している公営企業金融公庫納付金の納付率を速やかに現行の0.5%から1%に引き上げるとともに、特別交付税及び地方債による調整措置を強化することとし、併せて、収益金の地方交付税の基準財政収入額への算入、施行権の均てん化等についても引き続き検討を加えるべきである。

第3 国、都道府県及び市町村間の事務配分の見直しと行政の簡素合理化

1 国、都道府県及び市町村間の事務再配分の促進

当調査会は、第9次調査会において、国、都道府県及び市町村間の事務配分について、それぞれの行政事務の責任の所在が明確になるように区分すること、事務処理の責任と経費負担の責任を原則として一致せしめること、地方公共団体、中でも市町村にできる限り多くの事務を配分するよう配慮すること、行政の効率化を阻害することのないよう配慮すること等の基本の方針を答申し、引き続き第10次調査会において具体的な事務の再配分を、さらに、第12次調査会において事務の再配分に伴う財源の再配分をそれぞれ答申したところである。しかしながら、その後の推移をみると、これらの答申の趣旨に沿った事務の再配分はほとんど行われていないのが実状である。

これは、中央省庁の地方公共団体に対する強い不信感と権限移譲に対する消極的姿勢に基づくものであると考えられるが、政府全体として行政改革に取り組む強力な体制が確立していないことも大きな理由であると思われる。政府は、現下の厳しい社会経済情勢にかんがみ、固い決意のもとに一体となって速やかに行政事務の再配分を実行すべきである。

さらに、これまで国が地方公共団体又はその機関に対して事務を委任する場合において、これに要する人員及び財源面に対する配慮に欠けるところが少なくなかったことにかんがみ、これらの事務を円滑に遂行していくために必要な財政措置について、国は、十分に配慮する必要がある。

また、近年の複雑多様化している社会経済情勢を反映して、行政に対する住民の関心は著しく高まりつつあり、これに対応して、各種の新たな行政事務が実施されてき

ている。従って、先の事務配分に関する答申を行った後において、新たに実施されることとなった行政事務についても、上記の答申の基本的方針に基づき、事務配分の見直しとそれに伴う財源配分を検討すべきである。

なお、地方事務官制度の廃止については、当調査会においてたびたび答申を重ねてきたところであるが、いまだその実現をみていないことは遺憾である。国会においても附帯決議が行われたところであり、政府においては、これらの趣旨に沿って早急に廃止を実現すべきである。

2 行政の簡素合理化

国と地方公共団体間の事務再配分の促進と併せて、この際、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素合理化について特にその徹底を図る必要がある。このため、地方公共団体にあつては、行政事務の整理と事務処理の簡易迅速化、行政組織の統廃合等を積極的に進めるとともに、事務の共同処理方式の推進、事務処理の機械化、業務の民間委託等を行うべきである。

また、国においても上記の事務再配分に当たっては、単に国から都道府県に、都道府県から市町村に事務を移譲するのみでなく、地方公共団体における行政の簡素合理化に資する見地から、許認可等の関与のあり方を改めるとともに、事務の整理簡素化を促進すべきである。

3 行政サービスのあり方

近年、地方公共団体に対する住民の要求は、増大かつ多様化する傾向にある。これに対応して様々な新しい行政サービスの供給が試みられているが、これらの中には、地方行政の本来の機能からみて検討を要するものや行政の効果が疑わしいものも見受けられる。

本来、地方公共団体がどのような行政サービスを住民に供給するかについては、それに伴う費用を当該団体の責任において負担することを前提とすれば、地方公共団体が自主的に決めるべき性質のものであるといえよう。

しかし、今後の安定成長下においては、限られた財源を福祉充実のために重点的に配分し、また、社会的公正の見地から受益と負担の関係を明確にしなければならない。このため、行政が責任を持つべき分野についての基準及びその場合における租税による負担と受益者による負担とを区分するための基準を明らかにする必要がある。

当調査会では、これらの問題について今後とも引き続き検討を進めることとするが、地方公共団体においても具体的な施策の計画・実施に当たっては、以上のような観点に立って、当該団体の実情に即し、長期的見地から適正な施策の選択を行う必要がある。

結 び

今後我が国が、厳しい内外の諸情勢の下で量的拡大の時代から生活中心、福祉重視の質的充実の時代へ円滑に転換していくためには、地方行政の果たす役割が極めて大きいことはいうまでもない。

従って、地方公共団体においては、自主性と責任を持って行財政のあり方について徹底的に見直し、事務の簡素合理化と行政運営の効率化を進めることにより財政硬直化の是正を図り、その使命と責任を果たす態勢を積極的に整えていかなければならない。

同時に、国においても、地方財政の健全性を確保するため、本答申に盛られた事項について可及的速やかに適切な措置を講ずべきことはもちろん、当調査会が過去数次にわたり答申している国、都道府県及び市町村間の事務再配分とこれに伴う財源再配分の促進等の事項について、一層の努力を払うよう重ねて強調するものである。

なお、時間的制約のため、地方行財政の基本的諸問題について十分な審議を尽くすには至らなかったため、これらについては今後引き続き審議を行うこととしたい。